衆議院議員　浅野 哲

国会質疑全集6

2023年1月~2023年12月

衆議院議員 浅野哲事務所　編

目　次

委員会質疑

【第二一一国会】

本会議

・二〇二三年三月三十日　「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」……3
　再エネの自家消費促進について
　再エネ立地の全体最適化について
　安全かつ適正な労働環境の確保について
　原子力サプライチェーンの維持強化について
　原子力技術の国際展開について
　原子力に関する国際連携について
・二〇二三年四月十八日　「孤独・孤立対策推進法案」……11
　孤独・孤立に悩む者と支援策の接続性確保について
　重層的支援体制整備事業について
　子どもの孤独・孤立対策について
・二〇二三年四月二十七日　「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」賛成討論……17
・二〇二三年六月十六日　「岸田内閣不信任決議案」反対討論……19

予算委員会

・二〇二三年一月三十一日　「令和五年度予算案 基本的質疑」……23
　児童手当の所得制限撤廃について
　所得税のN分N乗方式について
　貸与型奨学金に係る所得制限について
　奨学金貸与条件の法的合理性について
　障害児支援給付の所得制限撤廃について
　小学校休業等対応助成金について
　男性の育休取得率向上策について
　電気代高騰対策について
・二〇二三年二月二十一日　「予算第三分科会 法務省・外務省・財務省の所管に対する質疑」……37
　予備費の積算根拠について
　児童手当の所得制限撤廃のための予算について
　貸与型奨学金の所得制限撤廃について

内閣委員会

・二〇二三年一月十日　「大臣所信に対する質疑」……43
　中小・小規模事業者の賃上げについて
　リスキリングによる能力向上支援について
　予備費余剰金の取扱いについて
　社会保障制度・税制等の検討状況について
　セキュリティクリアランス制度導入の課題について
　人材や技術の流出対策について
・二〇二三年三月十日　「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案」……55
　総理から都道府県への指示権発動可能要件の緩和について
　都道府県知事から事業者等への命令発出の要件について
　有事に備えた平時からの情報基盤の整備について
・二〇二三年三月十五日　「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案」……63
　事業者への支援の在り方と課題について
　事業者への支援を開始するタイミングについて
　今後の新感染症への該当可否について
　統括庁の体制及び職員の働き方について
　科学的根拠のためのデジタル技術の活用について

当「国会質疑全集」はバックナンバーも含めて浅野さとしOfficial Siteでも公開しています。

・二〇二三年三月十七日　「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案」……73
参考人質疑
・二〇二三年三月二十二日　「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案」……77
都道府県知事が命令を発出する際の配慮事項について
特例で発行できる地方債の起債理由について
・二〇二三年三月二十九日　「新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案」……81
都道府県の意向を尊重した運営の推進について
有事における都道府県に対する財政支援について
統括庁と海外との連携について
・二〇二三年四月五日　「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案」……87
発注者の遵守事項における例外について
フリーランスの異議申立ての権利について
フリーランスによる違反申告制度の実効性について
労働者性の議論について
・二〇二三年四月七日　「一般質疑」……93
男性の育休取得促進について
育児休業給付金の財源となる雇用保険財政について
永久磁石のサプライチェーンについて
今後の水素の活用について
水素の国内生産化について
・二〇二三年四月十二日　「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案」……101
仮名加工医療情報の活用促進について
多様な医療データの収集について
・二〇二三年四月二十一日　「孤独・孤立対策推進法案」……107
孤独・孤立を支援する者への育成・支援について
休眠預金活用制度を活用した支援について
重層的支援体制整備事業の全国拡大について
孤独・孤立の状況に応じた支援を判別する手法の必要性について
・二〇二三年四月二十六日　「孤独・孤立対策推進法案」……115
孤独・孤立対策のための啓発活動について
学校や企業、自治会等での啓発活動について
ピアサポート制度の導入について
当事者等が相談しやすい環境整備について
・二〇二三年四月二十八日　「一般質疑」……127
特許非公開制度内容の周知について
制度に詳しくない出願人に対する通知について
弁理士の活用について
宇宙産業に挑戦する企業に対する所感について
・二〇二三年五月十日　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案」……135
性別を問わない相談体制について
加害者プログラムについて

経済産業委員会

・二〇二三年三月十五日　「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」……139
特定事業者を発電事業者とした理由について
償還後の化石燃料賦課金及び特定事業者負担金について
化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の価格転嫁について
ＧＸ実現に向けた「公正な移行」について

【第二一二国会】

本会議

・二〇二三年十二月十三日　「岸田内閣不信任決議案」賛成討論……185

予算委員会

・二〇二三年十月三十日　「基本的質疑」……189
日本のＧＤＰの伸び悩みの原因について
成長型経済に向けた「供給力の強化」とは？
重要物資のサプライチェーン向け支援税制創設について
ＥＶ補助金及び充電・充てんインフラ等導入支援について
ヒートポンプ導入支援について
トリガー条項の凍結解除について
ガソリン代における当分の間税率、二重課税について
電気代の高騰対策について
医薬品の供給不足と原因について

内閣委員会

・二〇二三年十一月八日　「大臣所信に対する質疑」……203
政府によるリスキリング支援について
リスキリングの課題と意識醸成について
セキュリティクリアランスの対象情報と対象事業者について
ＳＣ設備の導入支援について
丁寧なＳＣ運用環境の構築について

・二〇二三年十一月十日　「人事院勧告および給与に関する法律等の一部を改正する法律案」……215
フレックスタイム制におけるゼロ割振り日について
新たなフレックスタイム制における年休行使について
公務員の今後の賃金体系について
働き方改革の各種制度の浸透について

原子力問題調査特別委員会

・二〇二三年三月三十日　「一般質疑」……147
原子力発電所の運転期間の根拠法について
規制の厳格化に伴う審査体制について
放射性廃棄物の処理技術の研究について

・二〇二三年六月八日　「一般質疑」……153
地質調査における有識者会議の役割について
事業者と規制委員会のコミュニケーションについて

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会

・二〇二三年四月十一日　「一般質疑」……159
障害児支援に関する所得制限の撤廃について
高校授業料無償化に関する所得制限について
こども・子育て支援の財源について

経済産業委員会・環境委員会・原子力問題調査特別委員会連合審査会

・二〇二三年四月十九日　「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案」……167
原子力発電所の運転年限の科学的根拠について
利用政策で運転期間を定める目的について
今後の原子力政策の議論に向けて
原子力規制庁の情報セキュリティ管理について

法務委員会

・二〇二三年五月三十一日　「一般質疑」……177
ＤＶ等支援措置における虚偽申告の対策について
市区町村長による措置決定の判断基準について
親子面会実現に向けて早急な議論を求める

・二〇二三年十一月十五日　「一般質疑」……223
AI・量子技術に対する日本の戦略について
科学技術イノベーション推進施策について

文部科学委員会
・二〇二三年十一月二十四日　「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案」……229
宇宙政策における日本の勝ち筋について
JAXAの助成業務に係る体制の整備・強化について

外務委員会
・二〇二三年十二月六日　「一般質疑」……235
日本における人権デューデリジェンスの取組みについて
日本の脱炭素技術の海外PRについて
三海域イニシアチブにおける日本の貢献について

原子力問題調査特別委員会
・二〇二三年十一月十四日　「一般質疑」……241
審査会合前のヒアリングでの論点整理について
欠け（Unknown unknowns）への対応について

東日本大震災復興特別委員会
・二〇二三年十二月十一日　「東日本大震災復興の総合的対策に関する件」……245
中国の輸入禁止措置に係る交渉状況について
水産物のトリチウム計測検査技術について

党内役職……251

スタッフ名簿……253

第211回国会
委員会質疑

2023年1月～2023年6月

2023年3月30日
本会議
（質疑要旨）

再エネの自家消費促進について

2023.3.30（Thu）衆議院本会議（GX脱炭素電源法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●ロシアによるウクライナ侵攻以降、化石資源の調達価格が高騰し、我が国の電気料金は上昇を続けている。

●現在は、家庭で発電した再エネ電気の市場価値（¥16/1kWh）の方が、購入する電気料金単価（¥19.91～¥30.6/1kWh）※より低い。
※東京電力スタンダードSプラン

委員会での浅野の発言要約

「再エネの最大限導入をめざすなら、再エネの『自家消費型』を普及策の中心に据えて取り組むべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「住宅用太陽光発電ではFIT制度、小規模な事業用太陽光発電では、発電量の三割以上の自家消費を原則として、導入を支援している。また、蓄電池との併用で自家消費を促す取組みも支援している。」

西村経産大臣

再エネ立地の全体最適化について

2023.3.30（Thu）衆議院本会議（GX脱炭素電源法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●本法案では、再エネ導入に資する系統整備を進めるために、計画認定制度の創設や交付金の前倒し、貸付制度創設等を進めるとしている。

●しかしながら、再エネ電源が系統のどこに、どの程度の規模で設置されるかは手当されていない。

委員会での浅野の発言要約

「広域系統整備計画の具体化については、系統内の需給バランスや調整力を勘案しながら、再エネの立地誘導による全体最適化を進めるべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「マスタープランを踏まえ、例えば北海道−本州間の海底直流送電等の整備については、洋上風力等の導入区域や導入量を踏まえて判断を行っていく。また、分散型エネルギーの活用や系統情報の公開等による立地誘導等を進めていく。」

西村経産大臣

2023年3月30日
本会議
（質疑要旨）

安全かつ適正な労働環境の確保について

2023.3.30（Thu）衆議院本会議（GX脱炭素電源法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●2024年4月からの建設業の時間外労働規制の適用を控え、系統整備や再エネ導入等の現場の作業員の働き方改革が急務となっている。

●現場では日中の作業停電が行えず、無停電作業や深夜作業となり、作業場の安全リスクや長時間労働等が懸念されている。

委員会での浅野の発言要約

「再エネの導入拡大にあたっては、作業者の安全確保や労働環境の適正化を図る必要があるのではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「今月中に資源エネルギー庁から発電事業者に対して、系統接続工事に関する計画（日中の作業停電の協力を含む）を十分に行うことを要請する。改善が見られない場合は更なる対策を検討していく。」

西村経産大臣

原子力サプライチェーンの維持強化について

2023.3.30（Thu）衆議院本会議（GX脱炭素電源法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●国内の原子力発電所が長期間停止し、原子力人材・技術・産業基盤の持続可能性が危ぶまれている。

●日本原子力産業協会によると、現場作業者の60％が「技術の維持・伝承ができない」と感じている。

●国内企業の中には、原子力事業から撤退する企業も出ている。

委員会での浅野の発言要約

「本法案において、技術や人材、産業基盤の維持強化を国の基本的施策に挙げているが、具体的にどのような取組みを行うのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「3月6日に、関連する企業・団体からなる原子力サプライチェーンプラットフォームを立ち上げ、研究開発や技能実習、技術、技能の承継をサポートする支援メニューを全国400社の関連企業に展開している。」

西村経産大臣

2023年3月30日
本会議
（質疑要旨）

原子力技術の国際展開について

2023.3.30（Thu）衆議院本会議（GX脱炭素電源法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●国際原子力機関（IAEA）によると、2050年までに全世界で約400GWの原子力発電所の新規建設が行われるとされているが、現在、新設案件の多くは中国、ロシアに集中している。

●我が国の広範な原子力サプライチェーンは、国際的にも期待されている。

●岸田総理は昨年5月に米国大統領と日米の原子力協力の拡大に合意した。

委員会での浅野の発言要約

「日米との原子力協力については、具体的にどのようなテーマで協力していくのか。また、原子力技術の国際展開についてどのように考えているか。」

政府の答弁要約

「日米間では次世代革新炉の開発、ウラン燃料を含むサプライチェーンの構築について協力していく。国際展開についても同志国と連携の下、我が国の技術の強みを生かして取り組んでいく。」

原子力に関する国際連携について

2023.3.30（Thu）衆議院本会議（GX脱炭素電源法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●4月15日に、G7気候・エネルギー・環境大臣会合が、5月19日からはG7広島サミットが開催される。

●今や環境問題とエネルギー安全保障、経済安全保障は密接不可分となっている。

●我が国が培ってきた原子力関連技術やエネルギーマネジメント技術、高効率火力発電技術を各国に伝える絶好の機会となる。

委員会での浅野の発言要約

「それぞれの会合で、日本のエネルギー関連産業の強みをPRし、国際協力や事業の海外展開につなげていくべきではないか。」

政府の答弁要約

「我が国が強みを持つ再エネ、省エネ、エネルギーマネジメント、原子力、水素、アンモニア、CCUS、カーボンリサイクル等の技術の普及拡大をめざし、各国との間で具体的な取組みの共有を図っていく。」

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和五年三月三十日

○第二百十一回国会 衆議院会議録 第十四号

令和五年三月三十日（木曜日）

議事日程　第七号
令和五年三月三十日
午後一時開議
第一　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（内閣提出）
第二　新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件
第四　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
○本日の会議に付した案件
日程第一　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（内閣提出）
日程第二　新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第三　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第四　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長（細田博之君）　これより会議を開きます。

日程第一　脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（内閣提出）

○議長（細田博之君）　日程第一、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長竹内譲君。

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔竹内譲君登壇〕

○竹内譲君　ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国における二〇五〇年カーボンニュートラル等の国際公約と産業競争力の強化を通じた経済成長を同時に達成するグリーントランスフォーメーション、いわゆるＧＸの実現に向けて、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収、脱炭素成長型経済構造移行推進機構の設立等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る三月九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、翌十日に西村国務大臣から趣旨の説明を聴取いたしました。十五日に質疑に入り、十七日参考人から意見を聴取し、さらに、二十二日及び二十四日に質疑を行いました。

昨日、質疑を終局した後、自由民主党・無所属の会、日本維新の会及び公明党の三会派共同提案により、この法律の施行後二年以内に政府が法制上の措置を講ずるに当たっては、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する施策の在り方についての検討も行うことを内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、原案及び修正案について討論、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第二　新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（細田博之君）　日程第二、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長大西英男君。

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

新を支援する省エネ補助金に後年度分も含め約一千六百億円、家庭向けには、断熱窓への改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化支援に約二千八百億円を措置いたしました。

今回の補助金を受けて増産投資を計画している企業もあると聞いており、こうした省エネ投資の流れを止めないことが重要です。今後の予算については、執行状況やその効果をしっかり精査した上で、関係省庁でよく議論し、必要な支援を続けていきたいと考えております。

原子力に関する政府方針についてお尋ねがありました。

原子力については、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していくことに加え、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減することを第六次エネルギー基本計画で明記しており、この方針に変更はありません。

この記載は、再エネの最大限導入を進める中で、震災前の約三割から原発依存度を低減するという趣旨でもあります。今般、廃炉を決定した原発の敷地内での次世代革新炉への建て替えを行っていく方針を示しましたが、廃炉となった全ての炉を建て替えるわけではなく、御地元の御理解が得られたものに限定されることから、第六次エネルギー基本計画の、可能な限り原発依存度を低減との方針と矛盾するものではありません。

こうした原子力に関する政府方針については、国民の皆様の幅広い御理解が得られるよう、国会での議論を始め、全国各地で実施する説明会や対話型の意見交換会、全国紙、ＳＮＳといった複数のメディアを組み合わせた情報発信など、様々な手段を活用し、分かりやすく丁寧に説明してまいります。

原子力のバックエンド問題についてお尋ねがありました。

今後も安定的かつ継続的に原子力発電を利用するためには、核燃料サイクルの推進や最終処分など、バックエンド対策は重要な課題であります。

高レベル放射性廃棄物の減容化、有害度の低減、資源の有効利用などの観点から、核燃料サイクルを推進することが我が国の基本方針であります。使用済燃料を再処理し、回収したプルトニウムなどを原子力発電所において再利用するとともに、再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の最終処分の実現を目指しております。

こうした核燃料サイクルの実現に向けて、関係自治体や国際社会の理解を得つつ、六ケ所再処理工場の竣工に向けた取組など、引き続き着実に進めてまいります。

半世紀以上にわたり原子力を利用し、使用済燃料が既に存在している以上、高レベル放射性廃棄物の最終処分は必ず解決しなければならない重要課題であり、将来世代に負担を先送りしないよう、我々の世代で解決に向けた対策を確実に進めることが必要です。

二月十日の最終処分関係閣僚会議で示した、特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定案のとおり、国が、政府一丸となって、かつ政府の責任で、最終処分に向けて取り組んでまいります。（拍手）

○副議長（海江田万里君）　浅野哲君。

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君　国民民主党の浅野哲です。

ただいま議題となりましたＧＸ脱炭素電源法案について質問いたします。（拍手）

ロシアのウクライナ侵攻以降、化石資源の調達価格が高騰し、我が国の電気料金は上昇を続けています。国民民主党は、国民生活や国内経済を守るため、再エネ賦課金の徴収停止法案や電気代負担軽減策を早くから主張しました。

しかし、これらはあくまでも電気を買って使うことを前提とした対策です。現在は、家庭で発電した再エネ電気の市場価値の方が購入する電気料金単価よりも低くなっており、電気を自宅で作って、ためて使うことも経済合理的な状況になりつつあります。

再エネの最大限導入を目指すなら、再エネの自家消費化を普及策の中心に据えて取り組むべきではありませんか。経済産業大臣に伺います。

本法案は、再エネ導入に資する系統整備を進めるため、計画認定制度の創設や交付金の前倒し、貸付制度創設などを進める内容になっています。しかし、肝腎の再エネ電源が系統のどこにどのくらいの規模で設置されるかは手当てされていません。

政府は、広域系統整備計画の具体化に当たっては、系統内の需給バランスや調整力配置を勘案しながら、再エネの立地誘導による全体最適化を進めるべきではないかと思いますが、経済産業大臣のお考えを伺います。

建設業の時間外労働規制の適用を目前に控え、系統整備や再エネ導入などの現場作業員の働き方改革が急務です。しかし、現場では日中の作業停電が行えず、無停電作業や深夜作業を行わざるを得ない現場もあり、作業上の安全リスクや恒常的な長時間労働などが懸念されている状況にあります。

再エネの導入拡大を図るに当たっては、作業者の安全確保や労働環境の適正化を図る必要があると考えますが、経済産業大臣の御認識を伺います。

本法案では、これまで原子炉等規制法で定められていた発電所の運転期間の上限規定が削除され、電気事業法の中で規定されることとなりました。しかし、規制のための法律で運転上限を定めることと、利用のための法律で運転上限を定めることは、そもそもの意味合いが異なるのではないでしょうか。

運転期間を四十年とした理由をひもといていくと、当初、原子炉設置許可の審査の際に四十年運転を仮定して評価が行われていたことに起因しているようで、科学的評価に基づくものとは認められませんでした。電気事業法で上限を定めるに当たっては、科学的根拠に基づく合理的な内容とすべきです。

政府においてこれまでに原子力発電所の運転期間に応じた機器の不具合発生率や物性の変化などの科学的評価を実施した事実を把握していれば、その内容も含めて御答弁願います。

国内の原子力発電所の長期停止が続く中で、原子力の現場で安全を支えてきた人材、技術、産業基盤の持続可能性が危機に陥っています。

日本原子力産業協会によると、現場作業者の六〇％が運転停止期間の長期化によって技術の維持、伝承ができないと感じており、そのうち八四％がＯＪＴ機会の喪失を挙げています。また、国内企業の中には原子力事業から撤退する企業も出ており、状況は深刻です。

政府は、原子力基本法改正案第二条の三の第一号で、技術や人材、産業基盤の維持強化を国の基本的施策に挙げていますが、具体的にどのような取組を行う考えでしょうか。経済産業大臣に伺います。

国際原子力機関、ＩＡＥＡによると、二〇五〇年までに全世界で約四百ギガワットの原子力発電所の新規建設が行われ、設備容量は現在の倍になる見通しだそうです。

しかし、現在進行中の新設案件の多くが中国、ロシアに集中しており、今後、世界中の原子力発電所が中国、ロシアの影響下に置かれる可能性があります。他方、我が国の原子力産業はフランスに匹敵する広範なサプライチェーンを有してお

り、今後の国際的な新規建設プロジェクトに対する日本の貢献が欧米諸国から期待されています。

岸田総理は、昨年五月に、バイデン大統領と臨んだ日米首脳共同声明の中で、日米の原子力協力の拡大に合意をしました。今後、具体的にどのようなテーマで協力を深めていくのか、また、我が国の原子力技術の国際展開についてのお考えも併せてお聞かせください。

来月十五日にはG7気候・エネルギー・環境大臣会合が札幌で開催され、五月十九日からはG7広島サミットが開催されます。

今や環境問題とエネルギー安全保障、経済安全保障は密接不可分であり、我が国は、欧米諸国とともに、ロシアや中国が世界のエネルギー市場にかける攻勢に対応していかなければなりません。ロシアと中国の連携がかつてなく顕在化する中、これらの会合は、我が国が培ってきた原子力関連技術やエネルギーマネジメント技術、高効率火力発電技術やそれらを培ってきた産業基盤の政治的重要性を伝える絶好の機会でもあります。

それぞれの会合の中で日本のエネルギー関連産業の強みをPRし、国際協力や事業の海外展開につなげていくべきと考えますが、総理大臣及び経済産業大臣、それぞれのお考えをお聞かせください。

以上で私の発言を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣（岸田文雄君）　浅野哲議員にお答えいたします。

原子力の国際協力についてお尋ねがありました。

昨年五月の日米首脳共同声明では、次世代革新炉の開発、ウラン燃料を含む原子力サプライチェーンの構築について、両国間で協力していくことを確認いたしました。今後とも、協力の深化に向けて米国としっかり連携をしてまいります。

また、世界では、気候変動対策、そしてエネルギー安全保障、安定供給の実現に向けて、次世代革新炉の開発等の動きも進んでいます。我が国としても、同志国との国際連携の下、我が国原子力技術の強みを生かし、研究開発や強靱なサプライチェーンの構築等に取り組んでまいります。

G7広島サミットでのエネルギー関連技術のPRについてお尋ねがありました。

G7広島サミットにおいては、エネルギー、気候変動、そして世界経済、経済安全保障などといった課題への対応をG7議長国として主導していきたいと考えています。

特に、世界エネルギー危機に直面し、脱炭素への対応も進めていくに当たって、エネルギーをめぐる各国の事情は様々であり、現実的なエネルギートランジションが重要となっています。我が国が培ってきた多様なエネルギー関連技術は、その重要な手段となり、供給源の多様化や脱炭素の実現を可能にするものです。G7の各会合を通じ、現実的なエネルギートランジションの重要性に関する認識を共有することで、我が国の優れたエネルギー関連産業が海外に展開できるよう、後押しをしてまいりたいと考えております。

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせます。（拍手）

〔国務大臣西村康稔君登壇〕

○国務大臣（西村康稔君）　浅野議員からの御質問にお答えをいたします。

再生可能エネルギーの自家消費による導入拡大についてお尋ねがありました。

再生可能エネルギーについては、地域との共生を前提に、二〇三〇年度三六％から三八％の導入目標の実現に向けて、最大限導入していきます。

御指摘の自家消費の普及拡大については、FIT制度では、十キロワット未満の住宅用太陽光発電について、自家消費を前提とし、余った電力の売電を行うこととしております。また、十キロワットから五十キロワット未満の小規模な事業用太陽光発電についても、地域に根差した事業実施の観点から、二〇二〇年度以降、発電量の三割以上の自家消費を原則として、導入支援を行っております。

さらに、建築物に太陽光発電と蓄電池を併せて設置し、自家消費を効果的に行う取組についても、環境省と連携して支援をしております。

再エネの立地誘導による電力ネットワーク全体の最適化についてお尋ねがありました。

再エネの大量導入と供給の安定性強化に向け、電力広域的運営推進機関が、全国大の再エネポテンシャルや需要などを織り込んだ電力系統の中長期的な絵姿を示すマスタープランを策定したところであります。

今後、このマスタープランを踏まえ、再エネポテンシャルの高い北海道から本州に送電する海底直流送電などの地域間連系線の整備の検討を進めていきますが、その際、洋上風力等の導入区域や導入量も踏まえた上で、費用便益評価も行いながら、系統増強等の判断を行います。

また、系統への負担を減らす再エネの自家消費の取組に対する支援など、分散型でのエネルギーの活用や、系統情報の公開等による再エネの立地誘導など、全体最適化を図りながら、再エネの最大限導入を進めてまいります。

再エネ導入拡大に関する作業者の労働安全環境についてお尋ねがありました。

再エネの導入が拡大する中、送配電工事の作業員について、発電事業者の機器の誤操作により作業員の安全が脅かされるケースや、発電事業者の事情での系統接続工事の頻繁な工期変更や日中の作業停電について調整できないことなどによる労働環境の悪化などが発生しております。

このため、今月中に、資源エネルギー庁から発電事業者に対して、適正な工期を確保するため、系統接続の工事に関する計画の調整を十分に行うこと、また、作業停電を日中に行うことについて一般送配電事業者に協力することなど、要請を行うこととしております。

こうした取組の下、まずは発電事業者における改善状況をしっかり見つつ、改善が見られない場合には更なる対策を検討するなど、電気工事を伴う作業員の安全確保や労働環境の改善が図られるよう、継続的に取り組んでまいります。

原子力技術や人材、産業基盤の維持強化についてお尋ねがありました。

我が国の原子力産業の高度な技術、人材、産業基盤の維持強化は極めて重要な課題であり、将来を見据えた取組を進めていく必要があります。

本年三月六日には、関連する企業、団体から成る原子力サプライチェーンプラットフォームを立ち上げ、研究開発や技能実習、技術、技能の承継などをサポートする支援メニューを全国四百社の原子力関連企業に展開しているところであります。

今後とも、サプライチェーンの維持強化に向けた支援をしっかりと進めてまいります。

G7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合でのエネルギー関連技術のPRについてお尋ねがありました。

来月のG7札幌気候・エネルギー・環境大臣会合に向けては、足下の課題であるエネルギー安全保障を確保するとともに、脱炭素と経済成長の同時実現を目指すグローバルなグリーントランスフォーメーション、GXを進めるための方策について、まさに各国と議論を行っているところであります。

我が国が強みを持つ再エネ、省エネ、エネルギーマネジメント、原子力、水素、アンモニア、

ＣＣＵＳ、カーボンリサイクルなど、脱炭素に資する技術であり、こうした技術の普及拡大を目指し、Ｇ７各国との間で具体的な取組の共有を図ってまいります。関係閣僚を含む関係者が一堂に会するこの機を捉え、こうした日本のエネルギー関連技術の強みをアピールし、国際協力や事業の海外展開につなげてまいります。（拍手）

〔政府特別補佐人山中伸介君登壇〕

○政府特別補佐人（山中伸介君）　浅野議員から、原子力発電所の運転期間に応じた科学的評価の実施についてお尋ねがありました。

これまでに、原子力規制委員会では、原子力発電所の運転期間の延長認可を行った高浜発電所一、二号炉、美浜発電所三号炉及び東海第二発電所の高経年化技術評価において、例えば、原子炉容器やコンクリートの強度等の物性値が、運転開始後四十年の時点で運転開始後六十年までの劣化を予測し考慮しても、技術基準を満足するかを確認しています。

原子力規制委員会としては、個別の発電用原子炉の基準適合性審査について、先ほど述べた科学的、技術的な評価を個別の発電用原子炉ごとに行うことが重要であり、御指摘の運転期間を一律に決めることは困難であると考えています。（拍手）

○副議長（海江田万里君）　笠井亮君。

〔笠井亮君登壇〕

○笠井亮君　私は、日本共産党を代表して、電気事業法、原子炉等規制法、再処理法、再エネ特措法、原子力基本法の改正案について、岸田総理に質問します。（拍手）

まず、脱炭素社会に向けた基本姿勢についてです。

国連ＩＰＣＣ第六次統合報告書は、今のペースで温室効果ガスを排出し続ければ、二〇三〇年に排出限度に達すると警告しました。

グテーレス事務総長は、気候の時限爆弾は時を刻んでいると強調し、先進国の指導者に、二〇四〇年にできるだけ近い時期に排出ゼロ達成の約束を前倒しするよう求めています。もはや一刻の猶予もありません。総理にはそういう緊迫感はありますか。

破局的な気候危機を打開するためには、削減を、やれるところまでではなく、やり切らなければならないという姿勢が不可欠です。総理、Ｇ７議長国として、二〇三〇年度四六％削減などという低過ぎる目標を引き上げ、二〇五〇年にカーボンニュートラルの期限を大幅に前倒しすべきではありませんか。答弁を求めます。

本法案は、脱炭素やロシアのウクライナ侵略に伴うエネルギー危機を口実に、原発回帰へと大転換するものです。

重大なことは、原子力基本法を改定し、新たに、原子力を利用する国の責務を掲げ、新規建設など将来にわたる原発活用のための法的枠組みをつくろうとしていることです。同時に、原子力事業者の責務として、自主的安全性向上と称して安全対策を事業者任せにすることも看過できません。東京電力福島第一原発事故から十二年、今も収束さえ全く見通せていません。その事故の反省も教訓も投げ捨て、国民の生命と財産、日本の経済と社会を危険にさらす道ではありませんか。

安全神話に陥り福島事故を防げなかったことを真摯に反省としながら、原発を最大限活用することほど矛盾したことはありません。

しかも、核のごみの処分は見通しがなく、核燃料サイクルは完全に破綻しました。このことを認めないのですか。

福島事故の反省と教訓に立って、原発ゼロに踏み出すことこそ国の責務ではありませんか。

そもそも、岸田総理も自民党も、原発の依存度を低減する、新増設は想定していないと言ってきました。

ところが、昨年の参議院選挙後、法令上の根拠もないＧＸ実行会議なるもので、財界、原子力産業界の要求を丸のみにして、原発の最大限活用、運転期間の延長、次世代炉に建て替えを決めたのであります。国会と国民にまともな説明もなく、形だけのパブリックコメント実施と説明会だけで、勝手に決めた結論を押しつけるなど断じて許されません。

福島事故を忘れたのかと、福島県民を始め国民から怒りの声が沸き起こっています。三月四日の日本世論調査会の全国調査では、原発の最大限活用の方針を評価しない、開発、建設推進に反対のいずれも六割を超え、政府は十分説明しているとは思わないが九割にも達しています。総理、丁寧に説明、聞く力などと言いながら、一切向き合わず、大転換の法案を提出するなど、民主主義をじゅうりんするものにほかなりません。

原発の推進と規制の分離は、福島事故の重要な教訓です。

ところが、本法案は、原子炉等規制法から原発の運転期間制限ルールを切り離し、推進側が所管する電気事業法に移すとしています。事故の教訓を真っ向から踏みにじるものではありませんか。

運転期間の原則四十年ルールは、福島原発事故後に、老朽化による設備劣化などを考慮して導入されたものです。経済産業大臣が認めれば、原子力規制委員会の審査などで止まっていた期間を追加できる、そういう新たな仕組みは重大です。六十年超の運転延長を認めれば、原発のリスクを高めることは明らかです。答弁を求めます。

一方で、原子力規制委員会が導入する長期施設管理計画の審査は、電力会社が提出する書類のチェックをするだけです。老朽原発の事故の危険性を減らすことなど不可能ではありませんか。

再生可能エネルギーこそ、エネルギーの安定供給と自給率向上に大きな力を発揮します。

日本は、再エネの適地が少ないどころか、潜在量が電力供給量の七倍も存在する再エネ資源大国です。しかも、化石燃料の高騰や円安にもびくともしません。今こそ、地産地消型で地域経済活性化に資する再エネ拡大、送電網の整備に全力を注ぐべきです。答弁を求めます。

福島事故では、今なお多くの人々が避難を強いられています。一たび事故を起こせば、ふるさとを奪い、暮らしの土台、地域産業と文化をも破壊する原発は、人類社会とは共存できないことは明らかです。

原発回帰を撤回し、原発ゼロを決断することを強く強く求め、質問といたします。（拍手）

〔内閣総理大臣岸田文雄君登壇〕

○内閣総理大臣（岸田文雄君）　笠井亮議員の御質問にお答えいたします。

我が国の温室効果ガス削減目標についてお尋ねがありました。

先日公表されたＩＰＣＣ報告書では、気候変動について厳しい現状認識と見通しが示されました。気候変動問題は人類共通の待ったなしの課題であると認識をしています。

我が国は、パリ協定の一・五度目標と整合的な形で、二〇五〇年カーボンニュートラルを宣言するとともに、二〇三〇年度の目標として二〇一三年度から四六％削減することを目指し、さらに、五〇％の高みに向け挑戦を続けることとしております。

目標を設定した以上は、あらゆる施策を総動員し、しっかりと目標を実現することが重要であると認識をしております。我が国の目標の在り方については、目標年度や具体的な対策、施策の内容等も含め不断に検討していくこととなりますが、政府として、目標実現のため、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画、さらにはＧＸ基本方針

2023年4月18日
本会議
（質疑要旨）

孤独・孤立に悩む者と支援策の接続性確保について

2023.4.18（Tue）衆議院本会議（孤独・孤立対策推進法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●児童虐待や性的虐待、DV、経済的困窮に悩む当事者等は、人に知られたくないという理由等で相談しないケースもある。

●支援策にアクセスするための知識や情報、交通費等がなく支援策にアクセスできないケースもある。

●電気・ガス・水道等の公共料金の滞納は、経済的困窮や孤独・孤立のサインとして認識されている。

委員会での浅野の発言要約

「いくら行政が支援策を作っても孤独・孤立に悩む人につながらなければ意味がない。支援策につながる導線をどのように確保していくのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「ライフライン事業者だけでなく多様な民間団体と自治体が連携し、当事者を地域で見守り、包括的に支える支援体制の構築が重要になる。官民連携の裾野や参画する主体を広げていきたい。」

小倉大臣

重層的支援体制整備事業について

2023.4.18（Tue）衆議院本会議（孤独・孤立対策推進法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が令和3年に創設された。

●重層的支援体制整備事業は、子ども、障害者、高齢者等の属性や、要介護、虐待、生活困窮といったリスク毎の支援ではなく本人の状況に合わせて、社会とのつながりを回復するための支援を行うなど利点も多い。

●重層的支援体制整備事業は市町村の任意事業であり、実施していない市町村が多い。

委員会での浅野の発言要約

「重層的支援体制整備事業こそ、孤独・孤立対策の王道であると考えるが、大臣の見解を伺う。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「地域において当事者等を中心に置いて包括的に支援する体制を推進していく孤独・孤立対策の考え方は、重層的支援体制整備事業の考え方と通じるものと考えている。」

小倉大臣

2023年4月18日
本会議
（質疑要旨）

子どもの孤独・孤立対策について

2023.4.18（Tue）衆議院本会議（孤独・孤立対策推進法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●令和４年の小中高生の自殺者数は５１４名と過去最多となっている。

●自殺の誘因となる子どもの孤独・孤立について、重点的な対策が必要と考える。

●本改正では、孤独・孤立対策推進本部が内閣府に設置される。

委員会での浅野の発言要約

「孤独・孤立対策推進本部は、厚生労働省や文部科学省、こども家庭庁と連携し、重点的に実態把握や調査研究、対策の具体化を進めていただきたい。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「今後定める孤独・孤立対策重点計画においても具体的な施策として位置づけ、関係府省庁の連携の下、着実に取組みを推進していく。」

小倉大臣

官　報（号外）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和五年四月十八日

○第二百十一回国会 衆議院会議録 第二十号

令和五年四月十八日（火曜日）

議事日程　第十一号
令和五年四月十八日
午後一時開議
第一　地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件
第三　航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件
第四　協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件
第五　著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件
日程第一　地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第二　平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件
日程第三　航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第四　協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件
日程第五　著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出）
孤独・孤立対策推進法案（内閣提出）の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長（細田博之君）　これより会議を開きます。

日程第一　地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（細田博之君）　日程第一、地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。総務委員長浮島智子君。

地方自治法の一部を改正する法律案及び同報告書
（本号末尾に掲載）

〔浮島智子君登壇〕

○浮島智子君　ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
本案は、地方議会の活性化並びに地方公共団体の運営の合理化及び適正化を図るため、地方議会の役割及び議員の職務の明確化等を行うとともに、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等の措置を講じようとするものであります。
本案は、去る四月五日本委員会に付託され、翌六日松本総務大臣から趣旨の説明を聴取し、十三日、質疑を行い、これを終局いたしました。翌十四日、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
なお、本案に対して附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二　平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件
日程第三　航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第四　協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件

○議長（細田博之君）　日程第二、平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について承認を求めるの件、日程第三、航空業務に関する日本国と欧州連合構成国との間の協定の特定の規定に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件、日程第四、協力及び電子的証拠の開示の強化に関するサイバー犯罪に関する条約の第二追加議定書の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。外務委員長黄川田仁志君。

自治体や地域の実情に応じた形で設置することも可能とすることを想定しております。

この点も含めました協議会の運営等については、地方自治体を始めとする関係者や有識者の意見も聞きながら、法案成立後の法の施行までに通知等でお示しをしたいと考えております。

また、地方自治体に対する財政措置については、内閣官房で現在行っております地方版孤独・孤立対策プラットフォームに係る調査研究事業の実施状況も踏まえ、地方公共団体の具体的な事務と併せて、財政当局等とも協議しつつ検討したいと考えております。（拍手）

○議長（細田博之君）　浅野哲君。

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君　国民民主党の浅野哲です。

ただいま議題となりました孤独・孤立対策推進法案について質問いたします。（拍手）

国民民主党は、これまで、孤独・孤立対策について各種の調査を継続し、二〇一九年には公党として初めて孤独・孤立対策を選挙公約に盛り込むとともに、孤独・孤立対策の推進に関する法律案を提出するなど、積極的に提案してきました。それらは、二〇二一年、英国に続き世界で二例目となる孤独・孤立対策を担当する大臣の誕生にも貢献できたと自負しています。

そして、今回提出された孤独・孤立対策推進法案は、国民民主党が提案してきた内容とほぼ同様であり、期待を持って今後の審議に臨むところです。

しかし、孤独・孤立対策で注意しなければならないことがあります。それは、孤独、孤立に悩んでいる当事者が必要としているのは、社会的、精神的、物質的な欠乏を補ってもらうこと、例えば、単なる傾聴行為や経済的効果を有する支援などではなく、当事者自身が尊厳を保ちながら、社会的、精神的、物質的な欠乏を自ら解消できる生活環境を手に入れることだという点です。

そのような観点から、本法案は孤独、孤立を予防、回避することにどのように貢献するのか、答弁を求めます。

次に、孤独、孤立に悩む者と支援策との接続性、いわゆるタッチポイントの確保について質問します。

幾ら行政が支援策をつくっても、孤独、孤立に悩む者につながらなければ意味がありません。支援策につながるための導線をどのように確保していくのかという視点が非常に重要です。

例えば、児童虐待や性的虐待、DV、経済的困窮に悩む当事者などは、人に知られたくないという理由から、あえて相談しないケースもあります。それ以外にも、支援策にアクセスするための知識や情報あるいは交通費などがなく、支援策にアクセスできないケースも存在しています。

このような当事者に対し、政府はどのようなタッチポイントを提供できる、あるいはしているのか、直近の取組事例についても併せて答弁願います。

特に、電気、ガス、水道などの公共料金の滞納は、経済的困窮や孤独、孤立のサインとして認識されていますが、ライフライン関係事業者と自治体の福祉部局の連携状況や取組の効果について、直近の状況と政府の課題認識を伺います。

次に、孤独・孤立対策の観点から、重層的支援体制整備事業について質問いたします。

重層的支援体制整備事業は、直近の社会福祉法の改正により創設された制度ですが、この制度創設の背景や概要について説明を求めます。

先に簡単に申し上げれば、重層的支援体制整備事業は、子供、障害者、高齢者といった属性や、要介護、虐待、生活困窮といったリスクごとに支援するのではなく、本人の状況に合わせて社会とのつながりを回復するための支援や、住民同士の関係性をベースに居場所づくりや交流の場づくりを支援するものです。このような支援策こそ、孤独・孤立対策の王道であると考えます。大臣の見解を求めます。

ただし、重層的支援体制整備事業は、市町村から見れば任意事業であり、実施していない市町村が多く、具体的な便益は確認できませんでした。本制度の最新の活用実績を伺うとともに、今後も十分な予算確保を求めます。

最後に、子供の孤独・孤立対策について伺います。

令和四年の小中高生の自殺者数は、五百十四名と過去最多となりました。子供が自ら命を絶つことは絶対にあってはならないことです。

自殺の誘因ともなる子供の孤独・孤立対策について、孤独・孤立対策推進本部は、本法案に基づく重点計画の中で子供の孤独・孤立対策を一つの柱と位置づけ、厚生労働省や文部科学省、こども家庭庁と連携し、重点的に実態把握や調査研究、対策の具体化を進めていただきたいと考えますが、答弁を求めます。

以上で私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣小倉將信君登壇〕

○国務大臣（小倉將信君）　浅野議員から、全部で五問御質問を頂戴いたしました。

本法案が孤独、孤立を予防、回避することにどのように貢献するかについて、まずお尋ねがございました。

浅野議員御指摘のとおり、孤独・孤立対策においては、孤独、孤立の問題や、それらから生じ得る更なる問題に至らないようにする予防の観点からの取組が重要と考えております。

このため、本法案では、孤独、孤立の状態となることの予防を含めて孤独・孤立対策を定義した上で、孤独・孤立対策の基本理念を定めております。

基本理念においては、孤独、孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであること等に鑑み、孤独、孤立の状態となることの予防の観点からの施策も含め、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図っていくことが重要である旨を定めています。

また、当事者等への支援に当たっては、当事者や家族等が、相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながっているという形で人と人とのつながりを実感できることが重要と考えております。

このため、基本理念においては、当事者等に対する支援に当たっては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独、孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標とすることを定めております。

これらの基本理念にのっとり、国及び地方公共団体は、予防の観点からの施策も含め、孤独・孤立対策に関する施策を策定し、実施することとなります。

孤独、孤立に悩む方と支援策との接続性、タッチポイントについてお尋ねがございました。

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査によりますと、孤独感があり、支援が必要と思っていても、実際には支援が届いていない方がいることが示唆されております。その理由からは、第一に、支援を受けることを無理に我慢したり、恥ずかしさや他者への迷惑を過度に意識しないようにするための環境づくりや、第二に、支援の受け方の分かりやすさ、支援手続の煩雑さの解消や軽減が求められていると考えられます。

このため、政府では、孤独、孤立に悩む方が支援を求める声を上げやすく、周囲の人が声をかけやすい社会となるよう、情報発信、広報、普及啓発などに取り組んでいるところです。

例えば、孤独、孤立に関する支援制度や相談先を一元化して情報発信するウェブサイトを作成し、自動応答システムにより、相談者の悩みに応じた支援制度や相談先を案内しているところであります。さらに、本年二月からは、ソフトバンク株式会社の協力を得まして、携帯電話を利用中で、料金の支払いが遅れた方に対して行う案内の中で、孤独・孤立対策ウェブサイトを紹介する取組も始めております。

今後とも、孤独、孤立で悩んでいる方に着実に支援を届けることができるよう取り組んでまいります。

電気、水道等のライフライン関係事業者と自治体の福祉部局の連携状況等についてお尋ねがございました。

電気、ガス、水道等が料金の滞納により供給停止となると生活困窮者の方は命に関わる場合があることから、ライフライン関係事業者と自治体の福祉部局の連携強化を促す取組を行っています。また、水道事業者が料金の収納や検針で地域を巡回した際に、地域で孤立していたり経済的に困窮している者を把握した場合に、早期に支援につなぐための連携についても促しているところであります。実際に、自治体と電気・ガス事業者が連携協定を締結し、事業者からの情報提供により支援につなげた事例があると承知をしております。

孤独・孤立対策においては、孤独、孤立の問題や、それらから生じ得る更なる問題に至らないようにする予防の観点が重要です。そのためには、ライフライン関係事業者のみならず多様な民間の主体と自治体が連携して、孤独、孤立の当事者等を地域で見守り、包括的に支える支援体制を構築していくことが重要と考えております。

今後とも、孤独・孤立対策において、官民連携の取組の裾野や参画する主体を広げていきたいと考えております。

重層的支援体制整備事業による支援策と孤独・孤立対策についてお尋ねがございました。

孤独、孤立は人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るものです。また、当事者や家族等が置かれている具体的な状況は多岐にわたり、孤独、孤立の感じ方、捉え方も人によって多様であります。このような孤独、孤立の問題には、当事者や家族等の状況に応じた多様なアプローチや手法により対応することが求められております。

このため、当事者等への支援に当たっては、当事者等への支援に関係するあらゆる分野の関係者が有機的に連携し、分野横断的に取り組んでいくことが必要となります。

また、孤独、孤立の問題や、それらから生じ得る更なる問題に至らないようにする予防の観点から、当事者等が支援を求める声を上げやすく、周りの方が当事者への気づきや対処をできるための環境整備や、日常の様々な分野において緩やかなつながりを築けるような多様な各種の居場所づくりを進めることも重要です。

このように、地域において当事者等を中心に置いて包括的に支援する体制を推進していく孤独・孤立対策の考え方は、浅野議員御指摘のとおり、重層的支援体制整備事業の考え方と通じるものと考えております。

今回の法案は、他の関係法律による施策と相まって、総合的な孤独・孤立対策の施策を推進するに当たっての基礎となるものであり、重層的支援体制整備事業の活用を始め、人と人とのつながりを実感できる地域づくりを推進してまいります。

最後に、子供の自殺や孤独・孤立対策についてお尋ねがございました。

子供の自殺対策については、こども家庭庁、厚生労働省、文部科学省などの関係省庁が連携をして、子供の自殺の実態把握、分析、学校、地域の支援者が連携して対応する仕組みの構築、地方自治体との連携強化などにより対策を強化することといたしております。

また、こども家庭庁では、子供の居場所づくり、地域における子供、若者の育成支援に取り組むこととしております。

このような子供の自殺対策や孤独・孤立対策については、本法案により今後定めることとしている孤独・孤立対策重点計画においても具体的な施策として位置づけ、関係府省庁の連携の下、着実に取組を推進することとしたいと考えております。（拍手）

（国務大臣加藤勝信君登壇）

○国務大臣（加藤勝信君）　浅野哲議員より、重層的支援体制整備事業の制度概要や実績等についてお尋ねがございました。

本事業は、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズを背景に、市町村における包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、社会参加に向けた支援、地域づくりの支援を一体的に行うものとして、社会福祉法に基づき、令和三年度から実施をしております。

本事業の実施自治体数は、令和三年度四十二市町村、令和四年度は百三十四市町村、そして本年度は百八十九市町村が予定と、年々増加をしているところであります。引き続き、実施自治体の拡大を図るとともに、本事業を通じて包括的な支援体制の整備をするために必要な予算の確保を図ってまいります。（拍手）

○議長（細田博之君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（細田博之君）　本日は、これにて散会いたします。

午後二時七分散会

出席国務大臣

総務大臣	松本　剛明君
文部科学大臣	永岡　桂子君
厚生労働大臣	加藤　勝信君
国務大臣	小倉　將信君

出席副大臣

内閣府副大臣	和田　義明君
外務副大臣	山田　賢司君

官　報　（号　外）　（2分冊の1）

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和五年四月二十七日

○第二百十一回国会 衆議院会議録 第二十三号

令和五年四月二十七日（木曜日）

議事日程　第十二号
令和五年四月二十七日
午後一時開議
第一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第二　投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
第三　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
第四　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
第五　孤独・孤立対策推進法案（内閣提出）
第六　脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第七　生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件
永年在職の議員森山裕君に対し、院議をもって功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件（議長発議）
日程第一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第二　投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
日程第三　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
日程第四　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
日程第五　孤独・孤立対策推進法案（内閣提出）
日程第六　脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第七　生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）
デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長（細田博之君）　これより会議を開きます。

○議長（細田博之君）　この際、新たに議席に着かれました議員を紹介いたします。
第四十九番、和歌山県第一区選出議員、林佑美君。
〔林佑美君起立、拍手〕
第四百三十五番、山口県第四区選出議員、吉田真次君。
〔吉田真次君起立、拍手〕
第四百三十六番、千葉県第五区選出議員、英利アルフィヤ君。
〔英利アルフィヤ君起立、拍手〕
第四百三十七番、山口県第二区選出議員、岸信千世君。
〔岸信千世君起立、拍手〕

永年在職議員の表彰の件

○議長（細田博之君）　お諮りいたします。
国会議員として在職二十五年に達せられました森山裕君に対し、先例により、院議をもってその功労を表彰いたしたいと存じます。
表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細田博之君）　御異議なしと認めます。よって、そのとおり決まりました。
表彰文を朗読いたします。
議員森山裕君は国会議員として在職すること二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた
よって衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する
〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長（細田博之君）　この際、森山裕君から発言を求められております。これを許します。森山裕君。
〔森山裕君登壇〕

○森山裕君　この度、院議をもって永年在職議員表彰を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。
とりわけ、地方議員時代から数えて四十八年間、苦しいときも応援をしていただいた地元の皆さん、ほとんど家庭を顧みなかった私の議員活動を支えてくれた家族に感謝を伝えたいと思います。（拍手）
戦局が厳しさを増す昭和二十年四月八日、鹿児島が大空襲を受けた日に、鹿児島県鹿屋市の防空ごうの中で生まれました。
実家は農業と新聞販売店を営んでおり、小中学生の頃は、朝六時から眠い目をこすり、錦江湾に浮かぶ桜島に一礼をし、自転車で新聞配達をする毎日でした。
中学校卒業後、つらい農業はやりたくないと思い、鹿児島市の会社に就職しました。その会社の理解があったおかげで、働きながら夜間課程に通うことができました。
三十歳で鹿児島市議会議員に初当選をし、参議院議員として初めて国会議員のバッジをいただいたのは五十三歳。この選挙では、「地方分権・地域主権」を掲げました。二十三年間の地方議員生活で、日本を支えているのは地方であり、第一次産業であると実感をしたからです。
平成二十七年、TPPが政府間交渉で大筋合意に達した二日後、農家の方々からは不安の声が上がる中で、農林水産大臣を拝命しました。大臣室の椅子に座り、目に浮かんだのは、郷里の先輩や後輩たちの姿でした。今日も汗水を流して田畑を耕し、家畜を育て、国を支えている。農業から逃げた私は、政治家としてその奮闘に応えなければならない。現場主義を自らに誓い、積極的に現場

止している間も経年劣化は進み、安全上のリスクは増大します。政府は規制委員会が厳格に審査するといいますが、運転開始から六十年以降の劣化状況の審査方針すらまだ決まっていません。

規制委員会の長期施設管理計画認可制度も、電力会社の申請書類をチェックするだけで、現地で設備、機器の状態確認を行うことすら要件としておらず、老朽原発の安全を担保するものになり得ません。

第三は、電源のあらゆる選択肢を口実に原発を推進することが、再生可能エネルギーの導入を一層阻害するものになるからです。

再エネこそ、エネルギーの安定供給と自給率向上に大きな力を発揮します。化石燃料の価格高騰が電気料金の大幅な引上げを招いているときに、燃料費ゼロの再エネの出力を抑制する、こんな愚策はありません。

破局的な気候危機回避には、もはや一刻の猶予もありません。世界で広がる再エネ一〇〇％、RE一〇〇の取組に、経済界と産業界の期待も需要も高まっています。我が国は、再エネ潜在量が電力量の七倍も存在する、再エネ資源大国です。

今こそ、地産地消型で地域経済活性化に資する再エネ最優先で、多くの国民が願う原発ゼロに転換することを強く求め、反対討論といたします。

（拍手）

○議長（細田博之君）　浅野哲君。

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君　国民民主党の浅野哲です。

ただいま議題となりましたGX脱炭素電源法案について、賛成の立場から討論をいたします。

（拍手）

近年のエネルギーに関する地政学上の変化やロシアのウクライナ侵攻、カーボンニュートラルをめぐる世界の動向など、我が国のエネルギーを取り巻く環境は大きく変化いたしました。欧州を始めとする世界各国が脱ロシア依存やエネルギー安全保障の確保を進める中、我が国でもエネルギー価格が上昇しており、我が国の資源外交の強化や国産エネルギーの増強は、政治が解決すべき喫緊の課題となっています。

また、エネルギーの安定供給なくして、カーボンニュートラル社会の実現はありません。国のエネルギー、電力政策においても、いま一度、エネルギー安定供給の確保を最重要事項に位置づけた上で、環境と共生する再エネ電源の最大限導入や次世代革新炉を含む原子力発電の利活用、レジリエントな送配電網及び需給調整ネットワークの整備等を進め、カーボンニュートラル時代に対応した、現実的なエネルギー供給体制の構築を急ぐことが重要です。

本法案は、再生可能エネルギーの最大限導入に向けた環境整備や事業規律の確保を図るとともに、これまで曖昧なままとなっていた原子力発電の政策上の位置づけを明確化し、利用規制の現代化とバックエンド政策の充実を図る内容であり、国民民主党が目指す現実的なエネルギー供給体制の構築に資するものとして賛成することといたしました。

しかし、我が国のエネルギー供給体制には、まだ対処すべき課題が多くあります。

例えば、再生可能エネルギーの中核を担う太陽光パネルは世界シェアの七割を中国が保有し、我が国が輸入しているパネルの八割は中国で製造されたものであり、経済安全保障上の観点から対応が必要です。そのため、志を同じくする国々との強固で強靭なサプライチェーン構築、我が国が資源、技術共に強みを持つペロブスカイト太陽電池やレアアースフリー電池の社会実装に向けた研究開発を果敢に進めるべきと考えます。

また、五月十九日からはG7広島サミットが開催されます。我が国が保有している原子力や高効率火力に関するサプライチェーンは、欧州やグローバルサウス諸国のエネルギー安全保障やGXを達成するための政策上の課題解決に貢献できるものです。三月の本会議でも申し上げましたが、岸田総理には、G7サミットの中で、我が国のエネルギー産業界の強みをPRし、今後の国際連携や当該技術、製品を通じた国際貢献の幅を更に広げられるよう、最大限の努力をしていただくことを重ねて求めます。

最後に、本法案審査の中で改めて明らかとなったのは、今回、電気事業法に新設した原子力発電所の運転期間の上限規定について、科学的、技術的根拠ではなく、政治的判断に基づいている点です。

将来、原子力発電所の運転期間について再び議論が行われることがあっても、客観的な根拠がないのでは議論が深まりません。現代の発電事業者の予見性を確保するとともに、後世の議員が的確な判断ができるよう、経済産業省には、運転期間の上限規制に関する科学的、技術的根拠を見出し、運転期間の在り方についてより深みのある規制としていくことを求めて、私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（細田博之君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第七　生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

○議長（細田博之君）　日程第七、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長三ツ林裕巳君。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔三ツ林裕巳君登壇〕

○三ツ林裕巳君　ただいま議題となりました生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、食品衛生基準行政に関する事務を厚生労働省から消費者庁に移管すること、

第二に、水道整備、管理行政のうち水質又は衛生に関する事務を厚生労働省から環境省に、それ以外の事務を厚生労働省から国土交通省にそれぞれ移管すること

等であります。

本案は、去る四月十八日本委員会に付託され、翌十九日加藤厚生労働大臣から趣旨の説明を聴取し、二十一日から質疑に入りました。昨二十六日国土交通委員会との連合審査会を開会し、同日質疑を終局いたしました。次いで、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和五年六月十六日

○第二百十一回国会 衆議院会議録 第三十四号

令和五年六月十六日（金曜日）

令和五年六月十六日
午後一時　本会議

○本日の会議に付した案件
岸田内閣不信任決議案（安住淳君外十八名提出）

午後二時二分開議

○議長（細田博之君）　これより会議を開きます。

○佐々木紀君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。
安住淳君外十八名提出、岸田内閣不信任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長（細田博之君）　佐々木紀君の動議に御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細田博之君）　御異議なしと認めます。

岸田内閣不信任決議案（安住淳君外十八名提出）

○議長（細田博之君）　岸田内閣不信任決議案を議題といたします。
提出者の趣旨弁明を許します。泉健太君。

岸田内閣不信任決議案
〔本号末尾に掲載〕

〔泉健太君登壇〕

○泉健太君　立憲民主党・無所属を代表し、岸田内閣不信任決議案について、提案の趣旨を説明いたします。（拍手）
まず、決議の案文を朗読します。
本院は、岸田内閣を信任せず。
右決議する。
〔拍手〕
以下、提案理由を申し述べます。
総理、まず、今回の解散騒動は何だったんですか。総理には全く自覚がないんじゃないでしょうか。周りがなぜ騒いでいるのか。俺にはそんなつもりはないと言うかもしれません。しかし、総理の発言が、総理の含み笑いが、周囲を挑発し、自民党を混乱させ、今回の大きな解散騒動となりました。総理は、自らの権限と影響力を理解していないと言わざるを得ません。
与党には、随分影響を被った方も多いんじゃないですか。野党でも、余りに国会の権威、議員の身分を軽んじた総理の発言に、怒りを覚えた議員の皆様も多いのではないでしょうか。全国の自治体を混乱させ、政治、行政、経済にも大きな影響を与えかねない解散を軽々しく振り回し、当の総理にその迷惑をかけたという自覚がない。だからこそ、私は、議場の見識のある皆様にお訴えをいたしたいと思います。岸田内閣を退陣させる内閣不信任案に賛同いただきたい。
まず、内閣不信任案について、皆様と正しい認識を共有したいと思います。
内閣不信任案の提出は、憲法六十九条に定められた正当な権利であります。一国会に一度のみ衆議院に提出ができ、それが諮られるものであり、乱発できるものではありません。
だからこそ、内閣不信任案の提出は、非常に重い判断の上に出されるものなのであります。一度だけ提出できるというものであるからこそ、提出会派はもちろんのこと、全ての会派にこの不信任案への対応が求められます。
すなわち、現政権、岸田政権に対してどのような姿勢なのか、岸田政権を信任するのかしないのかを問う唯一の機会ではないでしょうか。是非、各党の皆様、岸田政権でよいのか、それを問う採決であるということを御認識ください。
以下、皆様とは、通常国会で岸田内閣が進めてきたことを振り返らせていただきたいと思います。
まず、今年の通常国会は、防衛増税からスタートをいたしました。
十三か月連続で実質賃金が下がり続けている、この物価高の局面で、岸田総理が策定した今年度予算は、防衛費が他の歳出の伸びを大きく上回る予算でありました。五年間で四十三兆円。日米同盟を基軸とした安全保障政策を進めてきた日本が、今後、自ら何をして、米国とどういった協力、役割を担って総合的な抑止力を高めていくのか、そういった緻密な議論がほとんどないままに、五年で四十三兆円の言葉が躍り、二％の言葉が躍り、計画の詳細は委員会で議論もされぬま

最小限に抑えようとする岸田内閣の姿勢を評価いたします。

我が国の外交、安全保障政策は、岸田総理のリーダーシップの下、内閣が一致団結して取り組んだ成果であり、同盟国、同志国を始めとする国際社会から高く評価されているものです。

以上のように、内政、外交の両面にわたり着実に成果を上げている岸田内閣に対して、不信任に値するとの指摘は全く当たりません。

我々公明党は、引き続き、安定した自公連立政権の基盤の下で、岸田内閣をしっかりと支えながら、国民の皆様の負託に応える政策を実現するために全力で取り組んでいくことをお約束いたしまして、私の反対討論を終了いたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　浅野哲君。

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君　国民民主党の浅野哲です。

私は、ただいま議題となりました岸田内閣不信任決議案について、反対の立場から討論を行うものであります。（拍手）

ただし、我々は、岸田内閣を全面的に信任しているわけではありません。この反対は、近年の国会で漫然と行われてきた会期末の内閣不信任決議案提出という行為を多くの有権者は必ずしも望んでいないという実感に沿って行動するものであります。

もちろん、時の内閣に不信任に足る事由がある場合には、内閣不信任決議案をもって政権と全面対決することを否定するものではありません。しかし、今は、国会の総力を挙げて、国民の生活不安、将来不安を払拭し、外交上の様々な懸念に対応するために万全を期することで国民の政治に対する信頼を取り戻すことであると考え、現時点での内閣不信任決議案の提出には賛同しかねるものであります。

まず、昨夜のことになりますが、岸田総理は、官邸内で、今国会中の解散は考えていないことを明言されました。その時点で、内閣不信任決議案が提出されたとしても、まずもって成立する見込みはなく、さらに、総理に解散するつもりがないということは誰の目から見ても明らかでした。そのような状況でもなお内閣不信任決議案を提出するという行為が国家国民にとってどのような意義があるのかを考えますと、私たちに、その真意を見出すことはできませんでした。

さらに、本日の午前中、私は、立憲民主党会派の皆さんとともに、公務員として働く方々の労働基本権の確立に資するため、国家公務員法等の一部を改正する法律案外四案を共同提出してまいりました。もちろん、その時点では、内閣不信任案が提出されることが決まったとは聞いておりませんでした。

この法案は、自律的労使関係制度を持たない国家公務員並びに地方公務員の皆様に対して団結権や協定締結権等を付与し、労使が職員の勤務条件等について真摯に向き合い、公務員の皆様がやりがいを持って働ける環境を構築するための法案で、国民民主党としては、党内審査プロセスの例外をつくってでも公務員の皆様の職場環境改善を図るべきとの思いで、党内一致して共同提出に賛同したものでありました。

しかし、そのような法案を提出した直後に内閣不信任決議案を提出するということは、この法案の成立に向けて議論を行う機会を自ら放棄することに等しく、今朝、共に提出をした立憲民主党会派の提出議員の皆様のこの法案に対する熱意、その心境を考えますと、このタイミングで内閣不信任決議案の提出は大変理解に苦しく、また、この法案の作成に関わり、その成立を望む公務員の皆様の心情を察すると、大変遺憾であると言わざるを得ません。

そもそも、私たちが本来取り組むべきは、先ほどのように、現在の法制度の改善を望む国民の意を酌んだ取組を進めることのほか、持続的な賃上げの実現や目の前の物価高騰対策、エネルギーの安定確保、少子化対策などの重要な政策課題に対して、国民生活における安心と安全、そして安定のため、着実な前進、改善を図っていくことです。

ロシアのウクライナ侵略がもたらした世界のエネルギー危機は深刻の度を増しています。今後、LNGを始めとした化石資源の獲得競争は激しさを増し、アジアの一部地域では、資源価格の高騰から、計画停電を行う国も出てきました。ヨーロッパ諸国でも、一旦停止した火力発電所の緊急稼働や原子力発電所の新設計画など、大きな政策変更につながっています。我が国においても、エネルギーコストの上昇やそれに起因した物価高騰が続いており、コロナ禍を乗り越えたばかりの地域生活は大きな危機にさらされています。

そのような状況を鑑み、私たち国民民主党は、先日、物価高騰対策、熱中症予防のための緊急家計支援パッケージを策定、発表しました。現在行われている電気料金、ガソリン料金の負担軽減策の継続や水道料金の減免などを盛り込み、日々の生活現場で御苦労をされている人々の暮らしを支える内容となっております。引き続き、政策本位の姿勢を貫いてまいります。

最後に、岸田政権が先日公表したこども未来戦略方針に関して一言申し上げたいと思います。

児童手当や育休取得促進、託児サービスの利便性向上など、個々の政策を充実させることは結構だと思いますが、少子化対策の本質は、子育て世代の方々が子供を産み育てられると思うことができる環境、これをつくり出すことだと考えています。その点から、今政府がなすべきことは、子育て世代の収入を増やすこと、受益と負担のバラン

スを改善すること、この二つだと考えます。

一九九六年をピークに、我が国の実質賃金は四半世紀下がり続けています。この実質賃金の低下と出生数の低下の相関係数は〇・九三。極めて強い相関があることから、まず、子育て世代の給料を上げることが大前提です。だからこそ、私たち国民民主党は、給料が上がる経済の実現を最優先課題に掲げ、様々な政策を提案、実現してきました。その上で、重い教育費負担は少子化を助長することが内閣府の調査でも明らかになっていることから、私たちは、教育無償化及び奨学金返済の減免を訴えています。

また、受益と負担のバランスを改善することは、言い換えれば、税負担、社会保険料負担を減らすことと、控除や給付、そして無償化などの公的支援を増やすことであり、児童手当の拡充の裏側で議論が進められている十六歳から十八歳の扶養控除廃止や子供保険なる社会保険料の上乗せは、子育て世代の負担を増やすことで、少子化対策に逆行する悪手にほかなりません。

そして、忘れてはならないのは女性の負担軽減です。

これまでの政権の下では、女性に家庭内の家事、育児、介護の一切を任せ、自助、共助を国民自身に押しつけることによって国の福祉予算を軽減させていました。現在、我が国を覆っている少子化は、固定化された性別役割分担意識や男女不平等、長時間労働や非正規雇用の蔓延、多様な家族の形を認めてこなかった固定的家族観など、我が国が抱える個々の政治課題による合併症だと考えています。そのことを理解し、多面的な政策的手当てをしなければ、我が国の未来は到底変わりません。

私たち国民民主党は、政権与党だけがこの国を前に進めるエンジンだとは思いません。建設的な野党がいてこそ、与党もおごることなく、偏らず、公平な視点を持つことができるものと考えています。だからこそ、今という時代に野党である者は、目の前の政局だけを考えるのではなく、より深く未来を見詰め、国家国民のために議論を尽くす姿勢を貫くべきだと考えます。

強い者が間違っているならば、私たちは勇気を持って正していく。大きな者が見逃しているならば、私たちは信念を持って訴えていく。

これからも国民民主党は、言葉のとおり、対決より解決の姿勢で、国民生活向上のため全力を尽くすことをお約束申し上げ、私の討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（細田博之君）　採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（細田博之君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長（細田博之君）　投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百四十九

可とする者（白票）　百七

否とする者（青票）　三百四十二

○議長（細田博之君）　右の結果、岸田内閣不信任決議案は否決されました。（拍手）

安住淳君外十八名提出岸田内閣不信任決議案を可とする議員の氏名

安住　淳君	阿部　知子君	おおつき紅葉君	小川　淳也君		
青柳陽一郎君	青山　大人君	小熊　慎司君	大河原まさこ君		
荒井　優君	新垣　邦男君	大串　博志君	大島　敦君		
井坂　信彦君	伊藤　俊輔君	大西　健介君	逢坂　誠二君		
石川　香織君	泉　健太君	岡田　克也君	岡本あき子君		
稲富　修二君	梅谷　守君	奥野総一郎君	落合　貴之君		
江田　憲司君	枝野　幸男君	金子　恵美君	鎌田さゆり君		
		神谷　裕君	菅　直人君		
		城井　崇君	菊田真紀子君		
		玄葉光一郎君	源馬謙太郎君		
		小宮山泰子君	後藤　祐一君		
		神津たけし君	近藤　和也君		
		近藤　昭一君	佐藤　公治君		
		坂本祐之輔君	櫻井　周君		
		重徳　和彦君	階　猛君		
		篠原　豪君	篠原　孝君		
		下条　みつ君	白石　洋一君		
		末次　精一君	末松　義規君		
		鈴木　庸介君	田嶋　要君		
		堤　かなめ君	手塚　仁雄君		
		寺田　学君	徳永　久志君		
		中川　正春君	中島　克仁君		
		中谷　一馬君	中村喜四郎君		
		長妻　昭君	西村智奈美君		
		野田　佳彦君	野間　健君		
		馬場　雄基君	原口　一博君		
		伴野　豊君	福田　昭夫君		
		藤岡　隆雄君	太　栄志君		

2023年1月31日
予算委員会
（質疑要旨）

児童手当の所得制限撤廃について

2023.1.31（Tue）予算委員会（令和５年度総予算　基本的質疑）

現状・課題意識

●児童手当の所得制限については、2017年の臨時国会で矢田わか子前参議院議員の問題提起から始まった。

●1月25日の衆本会議で自民党の茂木幹事長、翌26日には公明党の石井幹事長が政府に所得制限撤廃を求めた。

●国民民主党は1月31日に「こどもに係る公的給付の所得制限撤廃法案」を国会に提出した。

委員会での浅野の発言要約

「与党幹事長らの発言により、全国の子育て中の方々の注目や期待が膨らんでいる。この重みを総理はどのように受け止めているのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「児童手当の見直しが行われてから10年が経ち、経済社会やニーズも変わってきている。時代の変化と与野党からの様々な声に向き合いながら、政府としての方針を具体化していく。」

２月２日（木）「政府は児童手当の所得制限を撤廃する方向で調整」との報道あり

岸田総理大臣

所得税のN分N乗方式について

2023.1.31（Tue）予算委員会（令和５年度総予算　基本的質疑）

現状・課題意識

●1月26日、国民民主党は衆本会議の代表質問で、子どもの数が多ければ多いほど世帯全体の所得税の負担が少なくなるN分N乗方式の導入を提案した。【資料1】

●総理から、N分N乗方式については、共働き世帯に比べて片働き世帯が有利になることや、高所得者に税制上大きな利益を与えるなど、様々な課題があると答弁があった。

委員会での浅野の発言要約

「共働きかそうでないかで、その世帯の税負担が変わるほうが不公平ではないか。具体的にどのような点で有利となるのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「我が国の所得税制は個人単位の仕組みを採用しており、世帯単位のN分N乗方式となると、共働きより片働きの方の税負担の軽減が大きいということを申し上げた。」

岸田総理大臣

2023年1月31日
予算委員会
（質疑要旨）

貸与型奨学金に係る所得制限について

2023.1.31（Tue）予算委員会（令和５年度総予算　基本的質疑）

現状・課題意識

●現行の奨学金制度では、奨学金貸与の条件に世帯収入による所得制限が設けられている。

無利子：世帯年収662万円以下
有利子：世帯年収1,012万円以下
（３人家族、自宅通学の場合）

●所得制限の基準を超えている世帯でも、実際には多くの経済的制約の中で奨学金が借りられずに困っている学生がいる。

委員会での浅野の発言要約

「奨学金の制度制定時から時代は変わり、学ぶ意欲のある子どもを取り巻く環境やニーズは多様化している。個別に申請を行う方法などはとれないのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「有利子奨学金は世帯年収が１千万円を超えても貸与可能であり、大部分の世帯が対象となっている。個別の審査は、財源や審査の困難さから、慎重な検討が必要になる。」

永岡文部科学大臣

奨学金貸与条件の法的合理性ついて

2023.1.31（Tue）予算委員会（令和５年度総予算　基本的質疑）

現状・課題意識

●教育基本法第４条には「国は経済的理由によって修学が困難な者に対して修学の措置を講じなければならない」とある。

●民法改正により2022年4月から18歳は成年となり、賃貸やローン等の契約行為も本人が可能となった。

●奨学金は学生本人の名義で借りて、将来その学生が働きながら返すものであり、親が返済を肩代わりするような事例は少ない。

委員会での浅野の発言要約

「貸与型奨学金の所得制限が、教育基本法の理念や民法改正内容との合理性をとれているのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「日本学生支援機構の事業目的や学費を親が負担している場合が多いことから、奨学金貸与の基準を原則父母の年収で審査することは18歳成年であっても合理性を失っていないと考える。」

永岡文部科学大臣

2023年1月31日
予算委員会
（質疑要旨）

障害児支援給付の所得制限撤廃について

2023.1.31（Tue）予算委員会（令和５年度総予算　基本的質疑）

現状・課題意識

●障害児支援給付についても所得制限が設けられている。

※補装具費支給制度に係る所得制限
年収約250万円未満：自己負担なし
年収約1,190万円未満：基準額の1割
（最大37,200円/月）
それ以上：支給対象外

●補装具費支給に係る予算は現在１５０億円程度だが、所得制限に係る対象を2割と考えると追加で３０億円程度あれば、所得制限なく給付可能になる。

委員会での浅野の発言要約

「今後の政府内の検討において、特に障害児支援については、所得制限の撤廃の実現に向けて考えていただきたい。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「委員からのご提案も含めて、障害のある方の家庭に対する支援という観点から何ができるのか、政府として考えていきたい。」

岸田総理大臣

小学校休業等対応助成金について

2023.1.31（Tue）予算委員会（令和５年度総予算　基本的質疑）

現状・課題意識

●新型コロナが５類になっても流行は続くことが想定される。

●子どもの療養のために仕事を休んだ保護者を支援する「小学校休業等対応助成金」は、2023年3月で終了となる。

●現在、新たに検討されている制度は、企業側に条件（テレワーク、フレックス制度導入等）があり、企業が認めない場合に個人で申請することができない。

委員会での浅野の発言要約

「新たな制度は具体的にどのような内容か。現行制度の延長はだめなのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「新たな制度は、企業がテレワーク等の環境を整え、特別の有給休暇を設けることで、安心して仕事と家庭の両立を図れるような仕組みとしている。必要な方へ支援が行き届くよう、工夫していきたい。」

加藤厚生労働大臣

2023年1月31日
予算委員会
（質疑要旨）

男性の育休取得率向上策について

2023.1.31（Tue）予算委員会（令和５年度総予算　基本的質疑）

現状・課題意識

●育休制度のある職場に勤める男性が休暇を取得しない理由の１位は「給料を減らしたくない」という調査結果がある。

●育休期間中は雇用保険から賃金の67％の給付が受けられる。

●例えば、企業が上記に13％の上乗せ支給を行うと8割程度※の補償となり、この上乗せ分は、賃上げ税制の賃上げ相当分に算入される。

※雇用保険からの給付は非課税のため実質9割程度

委員会での浅野の発言要約

「賃上げ税制のスキームを活用して、育休期間も賃金水準を維持した企業に対して税控除を行うなど、賃上げ税制のスキームを育休促進に活用すべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「委員からご提案のあった内容や、その他の制度を含めてしっかりと周知を図り、それぞれの企業で活用していただくように努力していく。」

加藤厚生労働大臣

電気代高騰対策について

2023.1.31（Tue）予算委員会（令和５年度総予算　基本的質疑）

現状・課題意識

●電力会社7社が春以降の規制料金値上げ申請を行った。【資料3】

●現行の支援では、春以降に想定される全国の家庭における平均的な負担増が平均2割程度と見込んでいる。

●実際には3割～4.5割程度の値上げが想定されており、地域格差も懸念される。

委員会での浅野の発言要約

「電気料金値下げについては、公平性の観点から、地域格差を踏まえた支援策を行うべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「電気代の支援については、迅速性と公平性の観点から、値引き幅を全国一律2割としている。地域差については、各自治体への交付金によって地域の事情を踏まえた対応ができることとしている。」

西村経済産業大臣

2023年1月31日
予算委員会
（質疑要旨）

資料1　児童手当と学年別の学校外活動費支出状況

1 N分N乗方式による所得税額

国民民主党 こくみん

例：夫婦＋子ども２人、世帯年収1200万円の場合
✓ 現在の税制と比較し、片働き1200万は（112万円→48万円）、共働き900万＋300万は（66万→48万円）
✓ 世帯年収への課税により、配偶者控除の問題、〇〇〇万円の壁、第３号被保険者の問題は解決される

現在の税制	片働き	共働き		N分N乗
年　収	夫または妻 1200万円	夫 900万円	妻 300万円	世帯 1200万円
課税所得	762万円	517万円	109万円	762万円 ÷3 ＝254万円
適用税率	23%	20%	5%	10%
所得税額	112万円	61万円	5万円	16万円 ×3 ＝48万円
	高所得者・片働きの方が減税率は高い			

※社会保険料は年収の15%，日本の給与所得控除・所得税率を適用
家族係数＝Nはフランスと同じ，万円未満四捨五入

令和5年1月31日(火) 衆議院予算委員会 浅野哲（国民民主党・無所属クラブ）
出典：浅野事務所にて作成

資料2　児童手当と学年別の学校外活動費支出状況

2 子どもの権利条約 4つの原則（児童の権利に関する条約）

国民民主党 こくみん

生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

差別の禁止（差別のないこと）
すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、**経済状況などどんな理由でも差別されず**、条約の定めるすべての権利が保障されます。

令和5年1月31日(火) 衆議院予算委員会 浅野哲（国民民主党・無所属クラブ）
出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会資料を基に浅野事務所にて作成

2023年1月31日
予算委員会
（質疑要旨）

資料3　児童手当と学年別の学校外活動費支出状況

3　今後の電気代の予想

国民民主党 こくみん

各社の規制料金の値上げ幅

電力会社	値上げ幅（申請時）	値上げ予定月（申請時）
北海道電力	平均34.9%	2023年６月
東北電力	平均32.9%	2023年４月
東京電力	平均29.3%	2023年６月
北陸電力	平均45.8%	2023年４月
中部電力	申請なし	－
関西電力	申請なし	－
中国電力	平均31.3%	2023年４月
四国電力	平均28.1%	2023年４月
九州電力	申請なし	－
沖縄電力	平均39.3%	2023年４月

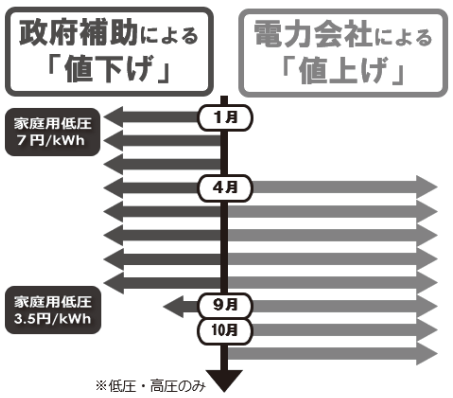

家庭用だけでなく電気代の価格転嫁が進むとさらなる物価高も懸念

令和5年1月31日(火) 衆議院予算委員会 浅野哲（国民民主党・無所属クラブ）
出典：電気事業者各社のプレスリリースを基に浅野事務所にて作成

第二百十一回国会　衆議院　予算委員会議録　第三号

令和五年一月三十一日（火曜日）

午前八時五十八分開議

出席委員

委員長	根本　匠君		
理事	小林　鷹之君	理事	中山　展宏君
理事	古川　禎久君	理事	堀井　学君
理事	牧原　秀樹君	理事	逢坂　誠二君
理事	後藤　祐一君	理事	青柳　仁士君
理事	赤羽　一嘉君		
	伊東　良孝君		伊藤　達也君
	石破　茂君		今村　雅弘君
	岩田　和親君		岩屋　毅君
	上杉謙太郎君		衛藤征士郎君
	小田原　潔君		奥野　信亮君
	亀岡　偉民君		熊田　裕通君
	下村　博文君		杉田　水脈君
	鈴木　隼人君		田中　和徳君
	谷川　とむ君		辻　清人君
	土屋　品子君		平沢　勝栄君
	古屋　圭司君		細田　健一君
	牧島かれん君		三谷　英弘君
	宮澤　博行君		宮路　拓馬君
	宮下　一郎君		八木　哲也君
	山本　有二君		鷲尾英一郎君
	荒井　優君		大西　健介君
	城井　崇君		玄葉光一郎君
	源馬謙太郎君		神津たけし君
	長妻　昭君		西村智奈美君
	藤岡　隆雄君		太　栄志君
	本庄　知史君		森山　浩行君
	山岸　一生君		山田　勝彦君
	吉田はるみ君		早稲田ゆき君
	渡辺　創君		阿部　司君
	池畑浩太朗君		岩谷　良平君
	遠藤　良太君		小野　泰輔君

内閣総理大臣	岸田　文雄君	国務大臣（こども政策担当）（少子化対策担当）（男女共同参画担当）	小倉　將信君
総務大臣	松本　剛明君	国務大臣（地方創生担当）（規制改革担当）（クールジャパン戦略担当）（アイヌ施策担当）（行政改革担当）	齋藤　健君
法務大臣	齋藤　健君	国務大臣（新しい資本主義担当）（経済財政政策担当）	後藤　茂之君
外務大臣	林　芳正君	国務大臣（知的財産戦略担当）（科学技術政策担当）（宇宙政策担当）（経済安全保障担当）	高市　早苗君
財務大臣 国務大臣（金融担当）	鈴木　俊一君	国務大臣（沖縄及び北方対策担当）	岸田　文雄君
文部科学大臣	永岡　桂子君	財務副大臣	井上　貴博君
厚生労働大臣	加藤　勝信君	政府特別補佐人（内閣法制局長官）	近藤　正春君
農林水産大臣	野村　哲郎君	政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）	山中　伸介君
経済産業大臣 国務大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）	西村　康稔君	政府参考人（内閣官房内閣審議官）	溝口　洋君
国土交通大臣	斉藤　鉄夫君	政府参考人（内閣官房内閣審議官）	中田　昌和君
環境大臣 国務大臣（原子力防災担当）	西村　明宏君	政府参考人（外務省大臣官房審議官）	石月　英雄君
防衛大臣	浜田　靖一君	政府参考人（外務省大臣官房参事官）	林　誠君
国務大臣（内閣官房長官）	松野　博一君	政府参考人（外務省欧州局長）	中込　正志君
国務大臣（デジタル大臣）（デジタル改革担当）（消費者及び食品安全担当）	河野　太郎君	政府参考人（文部科学省総合教育政策局長）	藤江　陽子君
国務大臣（復興大臣）	渡辺　博道君	政府参考人（文部科学省高等教育局長）	池田　貴城君
国務大臣（国家公安委員会委員長）（防災担当）（海洋政策担当）	谷　公一君	政府参考人（文化庁次長）	合田　哲雄君
		政府参考人（厚生労働省雇用環境・均等局長）	村山　誠君
		政府参考人（経済産業省経済産業政策局長）	飯田　祐二君
		政府参考人（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）	井上　博雄君
		政府参考人（中小企業庁事業環境部長）	小林　浩史君
		予算委員会専門員	齋藤　育子君

委員の異動

一月三十一日

辞任

衛藤征士郎君	亀岡　偉民君
下村　博文君	鈴木　隼人君
山本　有二君	源馬謙太郎君
藤岡　隆雄君	本庄　知史君
吉田はるみ君	渡辺　創君
阿部　司君	小野　泰輔君
池畑浩太朗君	奥下　剛光君
掘井　健智君	岩谷　良平君
斎藤アレックス君	浅野　哲君
宮本　徹君	志位　和夫君
緒方林太郎君	北神　圭朗君

同日

辞任

岩田　和親君	上杉謙太郎君
上杉謙太郎君	杉田　水脈君
杉田　水脈君	谷川　とむ君
谷川　とむ君	宮路　拓馬君
宮路　拓馬君	小田原　潔君

補欠選任

小田原　潔君	衛藤征士郎君
衛藤征士郎君	山本　有二君
山本　有二君	細田　健一君
細田　健一君	鈴木　隼人君
鈴木　隼人君	岩田　和親君

その上で、茂木幹事長からも、N分のN乗という話がございましたね。我々は、子供の数が増えれば増えるほど税が控除されるというN分のN乗方式、フランス型ですが、これについてはマニフェストにずっと掲げてきて、一つ有効な政策じゃないかというふうにお示ししてきたわけでありますが、このN分のN乗方式について御見解をいただけたらと思います。

○鈴木国務大臣　N分のN乗方式についての見解ということでありますが、我が国の所得税制、これは、終戦後の家制度の廃止でありますとか、それから夫婦別産制とした家族制度の改正を背景といたしまして、個人単位課税とされて以降、課税単位としては個人単位を維持して今日に至っております。その上で、個人の所得に応じて異なる税率を適用する累進課税の仕組みを採用しております。

したがいまして、世帯全体として同じ所得を稼得する場合におきましても、その世帯に属する個人ごとの所得に応じて個人ごとに異なる税率が適用されるようなときには、世帯全体として所得税額も異なることとなります。

先生御指摘のいわゆるN分のN乗方式は、現在の個人単位課税を、世帯単位の所得に対して課税する世帯単位課税に改めるものであることに加えまして、世帯の所得に応じて適用される税率が平均化されるために、現行制度からN分のN乗方式に移行した場合には、共稼ぎ世帯に比べまして片働き世帯が有利になること、また、高額所得者に税制上大きな利益を与えることなど、いろいろと課題があると承知をしています。

○藤田委員　いろいろ課題があるとおっしゃっていただきましたが、これは私は有効な政策の一つなんじゃないかなと思います。

所得制限のところ、ちょっと一個飛ばしていたんですけれども、今回、児童手当、所得制限をなくしましょうという話がありました。

我々も、政策思想を整理すると、給付においては、政策目的が明確であれば所得制限は要らないというふうに思うんです、全てにおいて。なぜならば、所得制限を児童手当に付与しているということは、高額所得の人が一つの再分配機能として得し過ぎてしまうからという、そういうロジックも一つ働いていて、つまり、逆を返せば、再分配の仕組みというのがそもそもちゃんとワークしていたら、個別政策の所得制限というのは要らないというふうな整理になるんですね。

給付の所得制限を私たちは全廃すべきで、それを基に、さっき申し上げたように、セーフティーネットの在り方を整理して、税制で再分配をもう一度ちゃんと整えていく、税と社会保障、そして労働市場の一体改革をやるべきだというふうに思うんですが、所得制限の今申し上げた考え方について、御見解があればいただけますか。

○小倉国務大臣　現在の所得制限がある児童手当については、御案内のとおり、平成二十三年の三党合意におきまして、所得制限だけではなくて、〇―三歳児のところですとか三歳児以降のところの給付額の引上げと同時になされたものと承知をしております。

他方で、児童手当については、見直しが行われましてから十年が経過をしまして、さらに、少子化が進展するなど社会経済情勢が大きく変化をすると同時に、これまで取り組んできた政策強化の方向性から、今後重点的、抜本的に取り組むべき子育て支援政策の内容も変化をしているところであります。

そういった中で、先般、総理から、児童手当を中心とした経済的な支援について御指示をいただいたところでございます。

その取りまとめに当たりましては、社会全体の意識を変えて、子供、子育てを応援するものとなるよう、個別の政策ではなく、ライフステージを通じた政策のパッケージを示す必要があると考えております。

今後幅広く議論を進めていきますことから、現時点では個別の政策の是非を述べる段階にはないと考えておりますが、こうした様々な意見に耳を傾けながら、三月末を目途として、子供、子育て政策として充実する内容を具体化をしてまいりたいというふうに考えております。

○藤田委員　ありがとうございます。

ちょっと、最後、一問だけ総理に、端的に。

憲法改正、これを任期中にやると。これは発議から六十日から百八十日必要なので、スケジュールを決めないとというのを私たちはずっと言ってきました。この具体的なスケジュールを決めるべきだ、そして、それに当たっては項目を決めていかないといけないんですけれども、スケジュールを決めるべきだという我々の意見に対して、一言、見解を最後にいただけますか。

○岸田内閣総理大臣　私自身、自民党の総裁選挙を通じて、任期中に憲法改正を実現したいと申し上げてきました。憲法改正、先送りできない課題である、こうした考え方にいささかも変わりはありません。

そして、スケジュールを決めることについてどうかということですが、私の立場、内閣総理大臣の立場から憲法改正の進め方や内容について具体的に申し上げるのは控えなければならないと申し上げてきました。幸い、国会での議論、さきの臨時国会においても、憲法審査会において活発な議論が行われてきました。是非、この初の発議に向けて、国会での議論の中でそのスケジュール感も共有しながら前に進めてもらう、こうした前向きな取組は期待したいと思っております。

○藤田委員　総裁の任期中にということは、スケジュールを決めないと絶対無理ですから。まあ、言葉は選んでいただきましたが、賛同しているというようなニュアンスと私は受け取りました。

ありがとうございます。

○根本委員長　これにて青柳君、小野君、岩谷君、藤田君の質疑は終了いたしました。

次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、四十六分間という時間をいただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、私、大きく三つのテーマを準備させていただきました。一つは所得制限、今も議論がありましたが、所得制限撤廃に関する議論、そしてもう一つは、現在本当に国民の皆様が困っている電気代高騰対策、そして最後は賃上げということで、まずは所得制限から入りたいというふうに思います。

我々国民民主党、所得制限撤廃に向けた問題提起は、今から六年前の二〇一七年の臨時国会で、当時の矢田わか子参議院議員が問題を提起したところから活動をスタートしております。もう実に六年目に入っておりますが。その後、二〇二一年の衆議院選挙公約、そして二二年の参議院選挙公約でも、この所得制限の撤廃を訴えてまいりました。昨年末には小倉大臣にも、時間を取っていただきまして、この所得制限撤廃の必要性について申入れを行わせていただいたところでございます。

また、本日になりますが、本日の午前中に、こどもに係る公的給付の所得制限の撤廃に係る施策の推進法案、そして、障害のあるこどもに係る公的給付の所得制限撤廃法案というものを提出をさせていただきました。また、給付に対する非課税措置の法案も併せて提出をさせていただいておりますので、これは今日は取り扱いませんが、是非、後ほど御覧いただきたいというふうに思います。

そして、一月二十五日、先週の衆議院本会議で、自民党の茂木幹事長、また、翌二十六日には公明党の石井幹事長が所得制限撤廃を政府に求めた、これは大変我々も歓迎をしております。

まず最初の質問ですが、児童手当に係る所得制限について、与党が求められましたけれども、先日の代表質問で与党二党の幹事長から撤廃の声が上がったことは我々としても歓迎しております。与党側からこのような要請が上がったことの重みを総理はどのように受け止めているのか、また、小倉大臣にも同様に受け止めを伺いたいと思います。

○岸田内閣総理大臣　平成二十四年に児童手当の見直しが行われてから十年たつわけですが、その十年の間に経済社会は大きく変化をいたしました。

そして、子供、子育て政策ということに関しましても、待機児童対策がこの中心であった時代から、おっしゃるように、様々な経済的な支援を求める声が強まってきている。

こうした政策に対する評価やニーズも変わってきている、こうした中で、今、児童手当の所得制限撤廃について、与党を始め多くの関係者から声が出ている、こうした状況が現在の状況であると認識をしています。

そして、今、政府としては、子供、子育て政策の具体化に向けて今取り組んでいるわけですから、こうした時代の変化と、そして、今与野党を通じて出てきている様々な声にしっかりと向き合いながら、政府としての方針を具体化していかなければならない、こうしたことであると思っています。

これからこの具体化を進めようとしているときに、今結論を申し上げるわけにはいきませんが、こうした時代の変化とこうした多くの声について、政府として大きな関心を持って、注視した上で、政府の方針を決定していきたいと考えます。

○小倉国務大臣　お答えいたします。

先ほど総理が答弁申し上げましたとおり、平成二十四年に児童手当が今の制度になってから、様々な環境の変化があったと思います。この間、保育所の整備ですとか、幼児教育、保育の無償化、様々な現物給付の充実が図られる中で、現物給付と現金給付のバランス、これをどう考えるべきかという、新たなそういう問題意識もこの十年の間に浮上してきたのではないかというふうに考えております。

そういった環境の変化を捉まえまして、児童手当を中心とした経済的な支援の強化を三本柱のうちの一つとして検討せよというような今総理の指示をいただいております。

その取りまとめに当たりましては、先ほども申し上げたように、個別の施策ではなくて、ライフステージを通じた施策のパッケージをお示しをする必要があると思っております。

浅野委員にも内閣委員会におきまして度々御質問いただいて、御意見を伺っております。御党からも提言をいただいたところでありますが、今後、私の、関係府省会議の下で、有識者のヒアリングも含めて幅広く議論を進めていきますことから、現時点では個別の施策の是非を述べる段階にはないというふうに考えております。

ただ、今後も様々な意見に耳を傾けながら、三月末を目途として、子供、子育て施策として充実する内容を具体化をしてまいりたいというふうに思っております。

〔委員長退席、牧原委員長代理着席〕

○浅野委員　お二人ともありがとうございました。

もちろん、今日はこの予算委員会の最初の質疑の機会ですから、今日結論を伺おうというつもりはございません。ただ、今後のこの予算委員会での議論であったり、あるいは各委員会での議論に備えて、基本的な考え方を今日確認させていただければというふうに思いますし、やはり、私は、重みをどう認識するかというふうに質問させていただきました。その意図は、今、時代の変化、あるいはニーズの変化、情勢認識、政府内でも変わっているということを聞かせていただきました。

それと同時に、先週の与党各幹事長からの発言によって、日本全国でこの所得制限撤廃を求める子育て中の皆様からの期待も一気に膨らんでいる状況だという、この国民の注目あるいは希望といったものが今膨らんでいること、これが本当の重みだと思います。

是非、この国民の期待の重さを十分御認識いただいて、今後の政府内での検討、そして国会議論にも当たっていただきたいということをまずお願いをさせていただきたいと思います。

そして、今日、児童手当はここまでですが、子供、子育て、教育に関する所得制限というのは児童手当ばかりではありません。それ以外にも、幼児教育の無償化、高校の無償化、大学の無償化、そして奨学金、また障害児に対する支援など、幅広い分野でそれぞれ所得制限制度というのが設けられておりまして、今日はその中でも特に、貸与型奨学金に係る所得制限の是非、そして障害児を持つ御家庭に対する所得制限の是非について、この二点について議論を深めてまいりたいと思っております。

その前になんですが、ちょっと、先ほど維新の藤田幹事長も、N分のN乗方式について質疑をされておりました。私も同じ質問を準備していたんですが、せっかくですので、N分のN乗という制度がどういう制度なのか、簡単に御説明してから質問に入りたいと思います。

パネルを準備いたしました。

こちらは、ごく簡単に、片働きで年収千二百万円の御家庭の例と、共働きで、夫が九百万円、妻が三百万円という収入を得ている御家庭をモデルケースにして、どのくらいの所得税が取られているのかというのを分かりやすく表にしたものになります。

片働きの御家庭については、年収は千二百万円なんですが、課税所得は七百六十二万円、そして、これに対する適用税率は二三％になりますから、所得税額は百十二万円ということになります。

一方、共働きの御家庭の場合は、こちらに書いてありますように、それぞれ適用税率が二〇％と五％というふうに分かれておりまして、合計の所得税額は六十六万円というようになります。

ですから、高所得者、そして片働きの御家庭の方が納税額は多く、N分のN乗方式を適用した場合に、下がる幅が大きいということなんですね。

まず、今日伺いたいのは、先日、総理は、先ほど財務大臣もそのように答弁されていましたが、共働き世帯に比べて片働き世帯が有利になること、あるいは、高額所得者に税制上大きな利益を与えることになることから、課題が多いという答弁をされていました。私は、そこは見解の相違なんですが、共働きかそうでないかによって、その世帯の税負担が変わる方が不公平だという立場を取っています。

ですので、改めて、どのような点で有利になるというふうにおっしゃったのか、より具体的な説明を求めたいと思います。

〔牧原委員長代理退席、委員長着席〕

○岸田内閣総理大臣　どういった場合に有利になるのかということですが、そもそも、我が国の所得税制、これは個人単位の所得に応じて異なる限界税率を適用する、こういった仕組みを採用しています。よって、個人で見ますと、同じ課税所得を得ている場合には、共働き世帯と片働き世帯とで適用される税率は変わらないということになるわけですが、一方、世帯で見た場合、世帯全体で同じ課税所得を得ている場合でも、共働き世帯と片働き世帯、個人ごとに適用される税率が異なるとき、世帯全体の所得税率は変わるということです。

委員がお示しいただきました資料を見ますと、これは、年収、片働きと共働きとN分N乗がありますが、個人単位で異なる限界税率を適用する、要するに、所得が高くなると課せられる税金は多くなるわけですから、片働きの場合、千二百万の収入を得ている、共働きの場合、九百万と三百万ですから、より所得の高い片働きの方に対する課税が高くなる可能性が高くなるわけです。

そして、N分N乗ということになりますと、片働きとN分N乗、これは変わらないわけですが、共働きは夫の所得、高い方が九百万ですから、税率は下がるということになります。

そういった意味で、共働きより片働きの方の税負担、これが、N分N乗にした場合、負担の軽減が大きいということを申し上げた、こうしたことです。

いずれにせよ、基本的に、税の負担の軽減が高

額所得者により及ぶということになりますので、このN分N乗という方式を考えた場合に今言った現象が生じてしまうという意味で、先ほども財務大臣から同様の評価を申し上げた、そうした課題があるということについて指摘をさせていただいた、こうしたことであると認識をしております。

○浅野委員　いま一度このパネルを見ていただきたいんですけれども、今総理が説明したとおりなんですが、片働きは現時点で、このケースだと百十二万円納税をしています。それに対して、N分N乗に切り替えた場合には四十八万円になりますので、マイナス六十四万円なんですね、納税額が六十四万円分減るということになります。共働きの場合は六十六万円から四十八万円に減りますから、マイナス十八万ということで、おっしゃるとおり、減り幅は片働きの方が大きいわけです。ですから有利だとおっしゃったんですが。

　私は、改めて、日本の我々の、給与をいただいてそれを生活に充てる場合、家族の単位でやはり管理をします、一つの生計共同体というのが家族だというのが日本の一般的な形であろうかと思いますから、ですから、個人で納税額を決めるという日本の税制のこれまでの在り方なんですけれども、ここもまた考え方の転換をすべきじゃないかというのが我々の考えになります。

　もう一つ。片働きの方が減税幅が大きいからこれは不公平だというのは、今の状態を起点にして考えるからであって、片働きでも共働きでも、同じ家族構成で同じ年収であれば同じ納税額でいいじゃないか、これこそが公平じゃないか、こういう考え方に立てば、これがまさに国民目線の考え方だと思っております。

　ですから、先ほど財務大臣からも、このN分N乗方式は課題が多いというふうに答弁もありましたけれども、これは、まだまだ国会で議論すべき、国民世論の声をいただきながら、我々がしっかりとこれからの税制の在り方を議論すべき一つのテーマだと思いますので、是非この問題意識は今日共有をさせていただきたいというふうに思っております。

　続いて、ここから所得制限の話に入っていきますが、まず総理の基本認識を伺いたいと思います。

　子どもの権利条約というものがありますけれども、パネルの二番を御覧いただきたいと思います。こちらにありますように、子どもの権利条約には四つの原則がございます。

　一つは、命を守られ成長できること。そして二つ目は、子供にとって最もよい選択、最善の利益を提供されること。そして三つ目が、子供の意見の尊重、意見を表明し参加できること。そして四つ目、差別の禁止。ここを少しフォーカスをしていきたいんですが、赤字で書いてありますように、全ての子供は、子供自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障される。

　こういったことが、子ども権利条約の四原則になっています。そして、我が国は一九九四年にこの条約を批准しております。

　この条約にある四つ目の原則、親の経済状況で子供を差別しないという概念が意味するところについて、総理の見解を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○岸田内閣総理大臣　まず、子どもの権利条約、四つの原則をお示しいただきました。

　四番目の原則に対する理解ということですが、おっしゃるように、条約の第二条の第一に、御指摘がありますように、人種や国籍、性、意見、障害、さらには財産、こうしたものにかかわらず、差別なしに同条約に定める権利を尊重し確保する旨、これが規定されております。

　一方、児童の権利条約第二十六条第一に、自国の国内法に従い、この権利の完全な実現を達成するために必要な措置を取ることを規定するとともに、同条第二において、資力及び事情並びに児童によって又は児童に代わって行われる給付の申請に関する他の全ての事項を考慮して、与えられるものとする。

　これらの規定は、個別の児童が置かれた状況を考慮して必要な措置を取ると定めているものであり、我が国の御指摘の様々な所得制限等の措置、これについては、今御指摘をした点も含めて、この条約が定める義務を誠実に履行してきているものであると認識をしております。

○浅野委員　我々は、やはりそこをもう一歩踏み込むべきだという立場を取っています。

　やはり、現場からいただいた声をこれから御紹介もいたしますけれども、現に今、親の経済力によって、様々な支援を受けられずに将来の選択肢を狭められてしまっている子供であったり、あるいは、日々生きることに対するハードルがより高くなってしまっている子供たち、その親御さんがいらっしゃいますので、この先は具体的な話をしてまいりたいと思います。

　最初のテーマは、貸与型奨学金に関する所得制限についてであります。

　昨年十一月十六日の内閣委員会で、私、貸与型奨学金について世帯年収で利用制限が設けられていることについて質問をさせていただきました。そのとき、政府からは、学生は定職に就いておらず、学費は親が負担していることが多いので、親の所得を基準としているんだという答弁があったんですね。

　ただ、親の所得が一定程度を超えれば、じゃ、不自由なく進学できるのか、奨学金がなくても学校に通えるのか、そういうことかというと、そうではない。

　実際に現場からいただいた声を二つだけ紹介をさせていただきます。具体例です。

　まず、一方目は、三人のお子さんを持つお父さんで、今、所得制限で子供たちが奨学金を借りられない状況の方であります。

　所得制限にかかりそうなのは、遅く子供ができたからです。ほかの同僚と生涯年収では変わらないのに、理不尽だと思います。博士課程まで出て、就職と結婚が遅くなったことも関係していますす。進学したこと自体を後悔しそうです。所得制限は、仕事やキャリアアップに頑張る親に不利に働き、勤労意欲のみならず進学意欲までそぐものではないでしょうか。これが一人目の御意見です。

　もう一方、子供が三人いる御家庭です。

　上の子は現在大学受験を頑張っていますが、受験校を決めるときに、奨学金が借りられず、かなり進路の幅が狭まることに愕然としました。まず私立は無理で、国公立でも遠方の大学は無理。格安の寮にも所得制限で入れません。結局、近くの国公立しか選択肢に残りませんでした。親の年収が少し高いだけで子供の進路が自由に選べないなんておかしい。学びたい意欲のある子供には、貸与型奨学金ぐらい所得制限なしで貸してほしいです。これは返ってくるお金です。こういった御意見をいただきました。

　このように、所得制限基準を超えている世帯でも、実際には、多くの経済的制約の中で困っている学生とその親御さんたちがいらっしゃいます。

　そもそも、政府が現行の奨学金制度で想定している奨学金で支援すべき学生というものがどのようなイメージについて、まず伺いたいと思います。

　また、奨学金制度の制定時から時代は変わり、学ぶ意欲のある子供の多様な環境あるいはニーズに対応するために、個別に申請承認を行う方法は取れないのか。

　これについて、政府の答弁を求めたいと思います。

○永岡国務大臣　浅野委員にお答え申し上げます。

　これまで文部科学省では、意欲と能力のある学生が経済的な理由により進学、修学を断念することがないよう、奨学金がなければ進学等が困難な低所得世帯の学生に対する支援を中心に、奨学金制度の充実に取り組んでまいりました。

　一方で、有利子奨学金につきましては、世帯年収が一千万を超えても貸与を受けることが可能で

あります。これは大部分の世帯が対象となっております。

御指摘のように、世帯年収が基準を超えるような学生につきましても、個別に審査をすることで貸与を可能にすることは、やはり、財源や、数十万人規模の審査を個別に行う困難さから、慎重な検討が必要と考えております。

○浅野委員　例えば、今御紹介した御家庭も含めて、特に今、コロナ禍になりましてから、将来お医者さんになりたいとか医療従事者になりたいというお子さんが増えているというふうに聞いています。医学部に進みたいといったときに、本当に今、学費、高いですよね。年収が千二百万あったとしても、子供が二人、三人いたら、その将来お医者さんになりたいという子供は、公立でしか選べないということに本当になっているんです。

ですから、個別の事情を勘案するという努力は、是非、是非、文科大臣、今の答弁で、難しい、慎重に検討しなきゃいけないとおっしゃいましたけれども、これは政府の責任で、この国の将来のために頑張らなきゃいけないところだと思います。

国民の皆さんは今頑張っているんです。国公立に受かろうと思って、勉強して、頑張っているんですが、それでも、かなりのプレッシャーですよ、国公立しか行けません、これに落ちたら、あなたの行きたい学校には行けません、あなたの進みたい道には進めないんだ、こういう状況になっていますから、ここは、もう本当に、役人の皆さん、霞が関にいる皆さん、総力を挙げて、この個別の事情に対応できる力を政府にはつけていただきたい。それは是非お願いしたいと思います。

続いて、もう少し視点を変えて、この貸与型奨学金の問題については伺いたいんですが、民法の改正というのが先般ございました。十八歳成年制度というのがもう既に施行されておりますが、十八歳成年となったことによりまして、十八歳を過ぎれば、賃貸やローンなどの契約行為も本人が可能となっています。

そして、以前も私、御指摘をしているんですが、奨学金は、あくまでも学生本人の名義で借りて、将来その学生が働きながら返すものであって、親が返済を肩代わりするような事例というのは極めて少数派だというふうに認識をしております。であれば、十八歳の子供でも、奨学金を借りて、契約をする自由があるんじゃないか。

更に言うと、教育基本法第四条第三項というのがございます。これは資料の三番を見ていただきたいんですが。これはパネルは準備していないので読み上げますが、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」教育基本法第四条三項に明記がされています。今の貸与型奨学金の運用は、この法律に照らして、合法と言えるのでしょうか。

この二点について、答弁をいただきたいと思います。

○永岡国務大臣　浅野委員にお答えいたします。

高校卒業後、高等教育機関に入学した学生は、定職に就いている方というのはほとんどいらっしゃいません。そして、学費については親が負担をしている場合が多いことから、日本学生支援機構の奨学金貸与に係る家計基準について、原則父母の年収で審査をすることは、十八歳が成年となった場合でも合理性を失っているということは考えておりません。

また、独立行政法人の日本学生支援機構法第三条におきまして、教育の機会均等に寄与することを機構の目的としておりまして、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対して実施している貸与型の奨学金は、教育基本法第四条第三項と整合性があるものと考えております。

○浅野委員　今のは、もう本当にこれまで何回も聞いた答弁ですけれども、何か振出しに戻っちゃった感じがしますね。

やはり、親が払うからいいでしょうというその理屈は、その理屈でこれまで来ているから、先ほど御紹介したような困っている世帯が生まれているということだと思うんですね。

ですから、今回、所得制限撤廃の議論を、児童手当について、いろいろな党が提案をしておりますし、その声を受けて、政府内でも検討するということをおっしゃっていますので、まず、貸与型奨学金の所得制限撤廃は、やはり私や我々から考えたときに、教育基本法の理念、あるいは子どもの権利条約の理念、あるいは民法改正内容との整合性、そして何より、まず現場に、まさに今、教育の機会を得られずに苦しんでいる子供とその親御さんがいるという厳然たる事実があるわけです。

ですから、是非このことを重く認識をいただいて、今後の検討においては、是非、是非前進をさせていただきたいということを今日は申し上げたいというふうに思います。

時間の関係もありますので、次の障害児支援の所得制限にテーマを移したいと思います。

こちらも、当事者の方々から少し声をいただきましたので、紹介させていただきます。

まず一人目の方ですが、発達障害のある小学生を育てており、所得制限を受けています、放課後等デイサービスの上限額が高額なので、今、利用回数を控えていますと。また別の方、これは補装具の御利用をされている方だそうですが、車椅子や座位保持装置はぜいたく品ではなく体の一部です、補装具の全額負担は当事者を必要以上に大変苦しめていますと。これは体の一部だということですね。生きていく上では必ず必要なものだというお訴えです。そしてもう一方、そういった当事者の方から見ますと、これから子供を産む若い人たちに、もし子供に重い障害があっても、大丈夫、何とかなると言ってあげられません、手当てがあれば、今後子供を持つ世代にとっても安心して子供を産める環境になると思いますと。

先ほど小倉大臣が答弁の中で言っていました、少子化対策の趣旨は、結婚や出産に希望を持てる環境をつくることだと。まさにその目的に必要な施策なんじゃないかなというふうに思います。

最後です。

補装具給付の予算、今、百五十四億円程度ですけれども、所得制限にひっかかって支給対象から外れている方々のボリュームを考えても、その一割と考えても、多めに見積もって二割と考えても、三十億円あれば所得制限の撤廃が補装具給付についてはできるはずだと。所得制限の対象になっているか、所得制限にひっかかっているかひっかかっていないかで、子供が使う車椅子だとか義足だとか、それを、友達は所得制限にひっかからないから新しいものをどんどん買っているけれども、使っているけれども、うちの子には使わせてあげられない。自分の手で修理をしたり、自分の手で組み立てているものを使わせている親御さんもいるというふうに聞きました。

やはり、この補装具を始め、障害児支援に係る所得制限は是非とも撤廃していただきたいと思うんですけれども、繰り返すように、ここでは、やるやらないの答弁は求めません。是非、今後の政府内の検討において、特にこの障害児支援については、所得制限の撤廃を本気で実現に向けて考えていただきたいと思いますが、答弁を求めたいと思います。

○岸田内閣総理大臣　障害児支援に関する福祉サービスの利用に際して、利用者に一定程度その費用を御負担いただいている、これが現状です。そして、その利用者負担については、所得に応じた負担限度額を設定し、その負担が過剰なものとならないこととしている、さらには、令和元年十月以降は、三歳から五歳の障害児に係るサービスの利用者負担を所得にかかわらず無償化するなど、こうしたきめ細かい配慮、これをしている、これが現状の取組であります。

そして、委員の方から補装具について御提案がありました。こうした御提案も含めて、今後、こうした障害のある方の家庭に対する支援という観点から何ができるのか、政府として考えていきたいと思います。

○浅野委員　補装具については、先ほど申し上げたように、数十億という規模で所得制限の撤廃ができる余地があると思います。是非そこは具体的に検証していただいて、実現に向けて取り組んでいただきたいですし、やはり総理、聞く力というのを以前からおっしゃっていますけれども、この当事者の声、是非聞く機会をつくっていただきたいということを求めたいと思います。

続いてのテーマですけれども、所得制限の撤廃の話から次のテーマに移ります。小学校休業等対応助成金について質問させていただきたいと思います。

間もなくコロナが五類に移行するという議論もございますが、それと併せて、厚生労働省では、小学校休業等対応助成金・支援金について、三月末で終了する方針を決めました。

現在、その後継の制度として新しい制度が検討されているというふうにあるんですけれども、具体的にはどのような制度内容を想定しているのか、そして、なぜ現行制度の延長では駄目なのか、これについて厚労大臣の答弁を求めたいと思います。

○加藤国務大臣　今年の四月以降運用する予定の両立支援等助成金、新型コロナウイルス感染症対応特例と申しますけれども、これは、小学校の臨時休業等に伴い子供の世話を行う必要がある労働者が特別の有給休暇を取得できる制度を就業規則等に規定をするということと、あわせて、その場合でもできる限り勤務できるよう、短時間勤務制度やフレックスタイム制度など仕事と家庭の両立を支援する仕組みについての社内周知を行った上で、労働者が特別の有給休暇を取得した場合に、一人当たり十万円、一企業につき十人までの休暇を対象に助成しようとするものであります。

現行の、今の小学校休業等対応助成金、これは、元々スタートは、政府が、全国で一斉の学校休業、これを端緒として、子供の世話を行うために所得が減少する労働者を企業を通じて支援しようということでつくらせていただいたわけでありますが、今後は、小学校が臨時休業等した場合などの対応として、企業が職場の事情において、できる限り、先ほど申し上げたような勤務を続けられる制度を取り入れつつ、必要な場合には特別の有給休暇制度により、安心して仕事と家庭の両立を図る、こういった仕組みを中にビルトインしていただきたい。そういった意味で、その制度を新たに模様替えさせていただくということであります。

この新しい助成制度に対して、必要な方への支援が行き届くよう、具体的な制度設計、これから進めてまいりますが、いろいろ工夫をしていきたいと考えています。

○浅野委員　柔軟な働き方ができるような制度を各企業にビルトインしていただくことを要件としている点は、私は合理性があると思います。

ただ、一点懸念があります。そういったフレキシブルな働き方をできる制度をビルトインしない企業に勤める方々が、従業員が、今後、お子さんがコロナに感染してしまったり、あるいは家族が感染して看護しなければいけなかった場合に、使える制度になっているのかどうかなんです。企業の施策、柔軟な働き方をその企業が取り入れれば、この制度の対象になるというふうに聞こえたんですけれども、万が一、その制度をビルトインしない企業が現れた場合に、そこに勤める従業員をどう守るのか。

この点について、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○加藤国務大臣　まさに今回の制度、先ほど申し上げたように、全国一斉の臨時休業ということを契機にスタートした中で、いわば臨時的な措置として講じ、やはりこれから考えると、今申し上げたような、いろいろな形で働き続ける、こうした仕組みをビルトインすることが必要だということで、今、変更させていただいたところであります。

今後、今回は新型コロナへの対応ということでありますが、別にそれに限るわけではありませんん、そういう事態は。したがって、男女共に安心して仕事と家庭を両立できる環境を整備していくということが大事なことでありますので、現在、そうした問題についても有識者による研究会で現状分析、論点整理を行っているところでありますので、今後の仕事と育児の両立に関する制度の在り方、これを含めて検討をしていかなければならないと思っています。

○浅野委員　ありがとうございました。

是非、今後、この点についても、国会での充実した議論に政府としてもお答えをいただきたいと思います。

続いてなんですが、子育ての中でよく話題にも出てきますが、男性の育休取得向上策について一問質問させていただきたいと思います。

これは提案も兼ねていますので、是非、大臣の御見解もいただきたいと思っているんですが、育休制度が整備されている職場に勤める男性が育児休暇を取得しない理由の第一位は、給料を減らしたくないというふうに調査結果が出ております。厚生労働省の調査結果になります。

男性の育休取得は、出産直後の母親の育児負担の軽減やレスパイト、ひいては子供を産み育てやすい環境整備に貢献をすると思っております。

こうした育休取得率が増えてはいるんだけれどもなかなか増えにくい環境、状況の改善に向けて、私は、今回、賃上げ税制のスキームが、経産省が準備しているものとしてあると思うんですが、これを是非活用することを提案したいと思います。

具体的には、育休期間中の方には賃金の六七％に相当する育児休業給付金が給付されますが、そこに企業側が一三％分、六七足す一三で八割ぐらいまでいくわけですけれども、この一三％分の上乗せ支給を企業が行うと、この支給した賃金については賃上げ税制にカウントできる、賃上げ税制のスキームで賃上げ相当分にカウントできるというふうに認識をしております。

何で八割なのかというと、これを超えてしまうと、今度は育児休業給付金の部分が八割を超えた分減っていってしまうので、相殺してしまうんですね。ですから、幾ら頑張って企業が給付額を増やしたとしても、給付金の方が減っていってしまいますので、最終的に収れんするのは八割程度までが限界なんだそうです。

ただ、給料が減ってしまうから育休が取れないんだと言っている状況を鑑みますと、この賃上げ税制のスキームを活用して企業が育休中の従業員に対して賃金の上乗せをすることで、企業側も税制控除を受けられる、そして従業員も育休を取りやすい環境になるということで、是非、この賃上げ税制のスキームを育休の促進に活用すべきではないかと思っております。

まず、これが成立するのかどうかを、参考人、政府に確認をさせていただいた上で、加藤厚労大臣の御見解を伺いたいと思います。

○飯田政府参考人　お答え申し上げます。

賃上げ税制につきましては、令和四年度税制改正において抜本拡充を行っております。

大企業向けは、継続雇用者の給与が前年度比三％以上増加した場合に増加額の一五％を法人税額から控除、高い水準の賃上げや教育訓練費の増加などの上乗せ要件を満たした場合には最大で三〇％の控除を行います。

中小企業向けは、雇用者全体の給与が前年度比一・五％増加した場合に増加額の一五％を法人税額等から控除、さらに、上乗せ要件を満たした場合には最大で四〇％の控除が行われます。

従業員の育休期間中に企業から支払われた手当につきましては、一般的には税額控除の計算対象となる給与に含まれます。

したがいまして、例えば、御指摘があった、企業が育休取得者に対して新たに手当を支給することで前年度と比べて給与が増加し税制の適用要件を満たした場合には、こうした手当を含む給与の支給増加額に対して一五％等の税額控除を受けることはできます。

○加藤国務大臣　育児休業の取得、特に男性労働

者において低い、特に、希望する方にいかに取ってもらえるようにするか、これは大変重要な視点だと思います。

厚労省でも、育児・介護休業法の改正で、いわゆる産後パパ育休を去年の十月から導入をしたり、その周知に取り組んでいるところであります。

今、経産省から答弁がありました、従業員の育児期間中に企業が支払った手当等が賃上げ促進税制による税額控除の計算対象となり得る、こういったこととか、あるいは、私どももいろいろと、両立支援等助成金など、男性の育児休業取得を促進するための支援制度もございますので、こういったものはしっかりと厚労省としてもその周知を図って、それぞれの企業で活用していただくように努力をしていきたいと考えています。

○浅野委員　是非よろしくお願いいたします。

残り時間が僅かとなりましたので、次のテーマに移ります。電気代の高騰対策です。

パネルをまず御覧いただきたいんですけれども、今日の質疑の中でも、電気代の電力各社の今年春からの値上げ幅が議論されておりました。こちらにも一覧を用意しております。

まず、今日伺いたいのは、電力会社七社が規制料金の値上げを申請しておりますが、この水準については、平均的な負担増が二割程度というふうに政府は言っているんですけれども、やはり、実際には二割を大きく超える値上げ幅となる地域もございます。そして、値上げを申請していない地域も含めて平均値を出していますので、値上げをしない地域では現状よりも値引き分が生きて値下げ効果が発生するんですけれども、そうではなくて、例えば北海道とか北陸なんかでは四割以上、四割近く値上げ幅がありますので、二割負担軽減をしただけではやはり足りないんですね。

今日のこの前の質疑で、岸田総理は、使った分に応じて計算がされるから、使用量が大きければ、その分、補助額も大きいんだというふうにおっしゃいました。ただ、私が問いたいのは単価の問題なんです。使用量掛ける単価になります。単価の部分に地域格差がありますから、これを何とかしないと、やはり公平とは言えないんじゃないか。

政府は、公平性と迅速性の観点から一律値下げをしましたというふうにこれまでも答弁しているんですが、ここは丁寧にやるべきところだと思うんですよ。迅速性よりも公平性、そして地域格差を踏まえた支援策を打つべきだと思うんですが、こちらについて答弁を求めたいと思います。

○西村（康）国務大臣　御指摘のように、値上げの申請をしているところとしていないところがありますので、平均をすると二割程度になるものというふうに思います。もちろん、この後、査定をやっていきますので、実際の値上げ幅はどのぐらいになるか、まだ確定しておりませんが。

そうした中で、以前から答弁を申し上げていますとおり、今回の電気料金支援を行うに当たっては、既にもう足下も上がってきておりますし、それから、まさにこの一月、二月、三月、特に一月、二月ですね、需要が非常に多いということで、今月分から、二月の支払い分から下げようということで、迅速性、それと併せて公平性、全国一律にという公平性で、全国一律の値引き幅としたところであります。

その上で、御指摘のように、地域ごとの違いという点で申し上げれば、昨年九月において措置しました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金、これによって、地方自治体の判断によって地域の事情を踏まえたきめ細かな対応ができることとしております。

いずれにしましても、まずは、この電気料金値引き支援を需要家に着実、確実に届けるということで予算執行に取り組みたいと思いますし、その上で、今後も、経済状況を注視しながら、関係省庁と連携しながら対応していきたいというふうに考えております。

○浅野委員　時間が終わりましたが、パネルの左側の絵にありますように、九月以降、この支援幅が縮小されるような話も出ておりますので、しっかりと、その間、時間をかけてこの地域格差の問題も議論していただくことを求めて、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○根本委員長　これにて浅野君の質疑は終了いたしました。

次に、志位和夫君。

○志位委員　私は、日本共産党を代表して、岸田総理に質問いたします。

総理が昨年十二月に閣議決定した安全保障三文書は、専守防衛という戦後の歴代政権が掲げてきた安全保障政策を根底から覆す極めて重大な内容となっています。その最大の新たな踏み込みは、反撃能力の名で敵基地攻撃能力を保有し、そのために五年間で四十三兆円という空前の大軍拡に踏み出すことにあります。

そこで、今日はこの問題に絞って聞きます。

まずただしたいのは、敵基地攻撃能力保有が日本国憲法に照らして許されるのかという根本問題であります。

政府は、敵基地攻撃能力保有と日本国憲法との関係について、様々な議論を経て、一九五九年三月十九日の伊能繁次郎防衛庁長官の答弁で次のような見解を確立しています。パネルを御覧ください。読み上げます。

「誘導弾等による攻撃を防御するのに他に全然方法がないと認められる限り、誘導弾などの基地をたたくということは、法理的には自衛の範囲に含まれており、また可能である…　しかしこのような事態は今日においては現実の問題として起りがたいのでありまして、こういう仮定の事態を想定して、その危険があるからといって平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っているということは、憲法の趣旨とするところではない。かようにこの二つの観念は別個の問題で、決して矛盾するものではない」

私は、本会議の質問で、この答弁を引用して、総理に、敵基地攻撃は法理的には可能だが、その能力を保有することは憲法違反という憲法解釈を変更したのですかとただしました。

パネルにありますように、伊能答弁は、敵基地攻撃能力の保有は憲法の趣旨とするところではない。すなわち、憲法の趣旨に反する、憲法違反であると明瞭に述べています。私は、この憲法解釈を変更したかどうかを総理に聞いたのですが、総理からは全く答弁がありませんでした。

総理、変更したか否か、端的にお答えいただきたい。

○岸田内閣総理大臣　まず、結論から申し上げますと、変更しておりません。

なぜならば、一九五六年の政府見解で、当時は敵基地攻撃能力という言葉を使っておりましたが、これについて政府の考え方を述べています。

誘導弾などによる攻撃が行われた場合、そのような攻撃を防ぐのに万やむを得ない必要最小限の措置を取ること、そして、他に手段がないと認められる限り、法理的に自衛の範囲に含まれ、可能と述べており、そうである以上、そのための必要最小限の能力を保持することも法理上許されるとされています。

その上で、御指摘の一九五九年の伊能防衛庁長官の答弁ですが、その答弁を改めて見ますと、要は、伊能防衛庁長官の答弁は、一九五六年の政府見解を前提にした上で、現状において、先ほど申し上げました要件にあるような、他に手段がないと認められる限りという要件に比して、現状そういったことはあり得ない、他に手段があるんだ、だから、そこでこういった能力を保持してしまっては、それは憲法の範囲を超える、こういった答弁であると認識をしています。

しかし、その後、安全保障環境は大きく変化しています。東アジアにおける状況を見ましても、質、量共にミサイル戦力が著しく増強する中で、既存のミサイル防衛網だけでは完全に対応することが難しくなっている。米軍の打撃力に完全に依存するのではなく、自ら守る努力が不可欠になっている。こういったことで、伊能長官の答弁当

2023年2月21日
予算委員会
（質疑要旨）

予備費の積算根拠について

2023.2.21（Tue）予算委員会第三分科会（法務・外務・財務省の所管に対する質疑）

現状・課題意識

●現在審議されている令和５年度予算案では、コロナ・物価高対策として、４兆円の予備費が計上されている。

●予備費の積算根拠について先の委員会で、金子財務大臣政務官から、令和３年度・４年度の予備費の使用実績から見ても、過大ではないと答弁があった。

●予備費の余剰金は、決算剰余金として一般会計に繰り入れられる。

委員会での浅野の発言要約

「予見できるリスクへの対策費は本来事業費で計上すべきと考えるが、使用実績を根拠にするのは、国民からすると説得力に欠けるのではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「予備費は予見し難い予算の不足に充てるものであるが、事柄だけでなくその金額が予見し難い場合も含まれる。今後の推移や影響の範囲について、確たる見通しを立てることは難しいと考える。」

鈴木財務大臣

児童手当の所得制限撤廃のための予算について

2023.2.21（Tue）予算委員会第三分科会（法務・外務・財務省の所管に対する質疑）

現状・課題意識

●令和５年度予算において、児童手当の予算額は１兆2,199億円。

●児童手当の予算は、支給状況や人数等を踏まえて計上されていることから、事項要求※となっていない。

※予算が必要となることが見込まれるものの、どのくらいの額が必要となるか、予算作成時点では、見極めがつかない場合に、例外的に項目だけ要求できるもの。

委員会での浅野の発言要約

「現在制度で所得制限を設けない場合、必要な予算はどの程度増えるのか。また、年齢を問わず一律１万５千円支給とした場合はどうか。１８歳まで拡大した場合はどうか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現在、子ども・子育て政策として充実する内容の具体化に向けて議論を進めている最中であり、現段階において特定の政策の試算はお示しできない。」

北波政府参考人

2023年2月21日
予算委員会
（質疑要旨）

貸与型奨学金の所得制限撤廃について

2023.2.21（Tue）予算委員会第三分科会（法務・外務・財務省の所管に対する質疑）

現状・課題意識

●貸与型奨学金（有利子）事業の予算額は5,949億円で、基準を満たす希望者全員への貸与を実施できる規模を確保している。

●基準外（高所得）でも、例えば多子世帯では、子どもが進学先を諦めたり、選択肢が狭まったりしている（公立/私立の選択等）。

●奨学金は家庭の経済状況によらず、全ての希望する子どもが利用できるようにすべき。

委員会での浅野の発言要約

「貸与型奨学金は返済されるお金であり、国の財政を痛めるものではない。所得制限を撤廃して予算の枠をもっと増やすことはできないのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「返還金が主な原資となっているが、貸し倒れの補填など返還金で全てをカバーできていない。経済的な理由により学生等が学びを諦めることが無いよう対応したい。」

西條政府参考人

第二百十一回国会　衆議院　予算委員会第三分科会議録（法務省、外務省及び財務省所管）　第二号

令和五年二月二十一日（火曜日）

午前九時開議

出席分科員

主査　中山　展宏君

石橋林太郎君　塩崎　彰久君

下村　博文君　辻　清人君

古川　禎久君　大西　健介君

小山　展弘君　藤岡　隆雄君

宮本　徹君

兼務　髙橋　英明君　兼務　浅野　哲君

兼務　緒方林太郎君

法務大臣　齋藤　健君

財務大臣　鈴木　俊一君

財務副大臣　井上　貴博君

外務大臣政務官　秋本　真利君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　滝澤　幹滋君

政府参考人（内閣府男女共同参画局長）　岡田　恵子君

政府参考人（内閣府子ども・子育て本部審議官）　北波　孝君

政府参考人（金融庁総合政策局参事官）　野崎　英司君

政府参考人（消費者庁審議官）　真渕　博君

政府参考人（総務省大臣官房審議官）　三橋　一彦君

政府参考人（法務省大臣官房司法法制部長）　竹内　努君

政府参考人（法務省民事局長）　金子　修君

政府参考人（法務省刑事局長）　松下　裕子君

政府参考人（出入国在留管理庁次長）　西山　卓爾君

政府参考人（外務省大臣官房儀典長）　島田　丈裕君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　今福　孝男君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　林　誠君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　松尾　裕敬君

政府参考人（財務省主計局次長）　中村　英正君

政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　里見　朋香君

政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　西條　正明君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　山本　史君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　斎須　朋之君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　森光　敬子君

政府参考人（経済産業省通商政策局通商機構部長）　柏原　恭子君

政府参考人（国土交通省大臣官房審議官）　久保田　誉君

政府参考人（国土交通省大臣官房審議官）　住友　一仁君

政府参考人（国土交通省鉄道局次長）　平嶋　隆司君

参考人（日本銀行総裁）　黒田　東彦君

法務委員会専門員　白川　弘基君

財務金融委員会専門員　二階堂　豊君

予算委員会専門員　齋藤　育子君

分科員の異動

二月二十一日

辞任　下村　博文君　大西　健介君　藤岡　隆雄君　宮本　徹君

補欠選任　石橋林太郎君　寺田　学君　小山　展弘君　笠井　亮君

同日

辞任　石橋林太郎君　小山　展弘君　寺田　学君　笠井　亮君

補欠選任　塩崎　彰久君　石川　香織君　大西　健介君　高橋千鶴子君

同日

辞任　塩崎　彰久君　石川　香織君　高橋千鶴子君

補欠選任　下村　博文君　藤岡　隆雄君　穀田　恵二君

同日

辞任　穀田　恵二君

補欠選任　宮本　岳志君

同日

辞任　宮本　岳志君

補欠選任　本村　伸子君

同日

辞任　本村　伸子君

補欠選任　宮本　徹君

同日

第二分科員浅野哲君、第四分科員緒方林太郎君及び第六分科員髙橋英明君が本分科兼務となった。

本日の会議に付した案件

令和五年度一般会計予算

令和五年度特別会計予算

令和五年度政府関係機関予算

（法務省及び財務省所管）

○中山主査　これより予算委員会第三分科会を開会いたします。

令和五年度一般会計予算、令和五年度特別会計予算及び令和五年度政府関係機関予算中財務省所管について、昨日に引き続き質疑を行います。

この際、分科員各位に申し上げます。

質疑の持ち時間はこれを厳守され、議事進行に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、政府当局におかれましても、質疑時間が限られておりますので、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。浅野哲君。

○浅野分科員　おはようございます。国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、予算分科会、第三分科会ということで、今日は、予備費、そして子供、子育てに係る所得制限の撤廃等について質疑の中で取り上げさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、予備費について大臣に質問させていただきたいと思います。

今回、今審議がされております令和五年度予算案の中で、コロナ、物価高対策予備費については四兆円計上がされております。この積算根拠について、これから質問させていただこうと思うんです。

二月十日の委員会質疑の中で、まずは、同様な質問をさせていただいた際、金子大臣政務官の方からはこのような答弁をいただきました。まず、予備費を計上する際に考慮した項目として、新型

コロナの感染拡大や物価の高騰、そして世界的な景気後退が我が国の景気を下押しするリスクなど、こういったことを念頭にして、昨年度までの予備費計五兆円規模を維持するためにこの四兆円というものを計上したという答弁がございました。

私が本日伺いたいのは、これまで、想定できるリスクについては、やはり一般会計に予算計上して、予備費ではなく、ちゃんと費目を設けて計上すべきではないかという考えに立っていろいろな質疑をさせていただいているんですが、とりわけコロナ対策ですとかエネルギー価格の高騰というのは、コロナももう四年目に入りましたし、あとはエネルギー価格、特に電気代の値上がりについては、一定程度、民間企業からも値上げ申請があり、どの程度値上がりをするかというのがある程度見込めているものであります。ですから、一定程度予測できるものについては事業費として計上するべきではないかと思っております。

また、金子大臣政務官の方からは、令和三年度には予備費四・六兆円、そして令和四年度には予備費四・九兆円を使用したから、今回の予備費規模も決して過大ではない、そのような答弁もいただきました。

ただ、過去にこれぐらい使ったから今回もこのぐらい用意しておいていいんだという理由は、やや国民からすると説得力に欠けるのかなということも感じておりますので、是非、その点、この予備費の積算根拠、また今予算案に対する妥当性について答弁を求めたいと思います。

○鈴木国務大臣　おはようございます。

新型コロナの感染拡大でありますとか物価の高騰、これは国民生活や事業活動に大きな影響を与え得るものでありますけれども、今後の推移や影響の範囲等について確たる見通しを申し上げることは困難ではないかと思っております。

また、世界的な景気後退など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスク、これにも十分注意する必要があると考えます。

こうした点を踏まえまして、令和四年度当初予算と同規模の不確実性への対応余力を確保すべく、昨年度の第二次補正予算で計上したウクライナ情勢経済緊急対応予備費一兆円を引き続き計上するとともに、コロナ、物価予備費につきましては四兆円を計上することといたしました。

お尋ねのございましたコロナ、物価予備費の計上金額四兆円の考え方でありますが、これはただいま申し上げたものでありまして、令和三年度や令和四年度の使用実績を直接積算根拠としたものではございません。

他方、今般のコロナ、物価予備費四兆円という金額につきましては、令和三年度や令和四年度の使用実績との関係では必ずしも過大ということにはならないのではないかと考えているところでございます。

そして、浅野先生から、予測できる事業は予算計上すべきではないかというお話がございましたが、この御指摘について申し上げますと、予備費は予見し難い予算の不足に充てるための万全の備えとして計上しているものでありますけれども、憲法第八十七条や財政法第二十四条における予見し難いとは、支出を要する事柄自体が予見し難い場合だけではなく、事柄は予見し得るが、その金額が予見し難い場合も含まれると解されているところでございます。

新型コロナの感染拡大や物価の高騰は国民生活や事業活動に大きな影響を与え得るものでありますが、現時点において今後の推移や影響の範囲等について確たる見通しを立てることは困難であるため、具体的な予算を見込み、予算を計上することも難しいのではないか、そのように考えております。

○浅野分科員　御答弁ありがとうございました。

今のような質問をさせていただいた背景について申し上げますと、今国会においては防衛費財源確保法の審議もこれから予定をされておりまして、使わずに、執行されずにある決算剰余金、この一部が防衛費の財源に充てられることを今議論されております。ですので、予備費が余りに過大になって、その余り分が大きくなってしまうと、それが結果的に防衛費の財源に回ってしまうのではないか、そのよしあしは別にしても、そのような可能性を残しておくことが国民の間で不安や疑念を生じさせるのではないか、こういったことを懸念しての質問になります。

次の質問に移りたいと思うんですが、今私が少し申し上げました予備費を使わずに余った分、この余った分はその後、決算剰余金として一般会計に繰り入れられるということは、今の制度上論理的にあり得るのかどうか、この辺りを御答弁いただきたいと思います。

○鈴木国務大臣　御指摘の、予備費を含めた歳出予算につきましては、結果として不用が生じること、これはあり得ますけれども、歳出に不用が生じることが見込まれる場合には、税収等の動向も見極めながら、特例公債法の規定に基づいて、特例公債の発行額の抑制に努めることとしております。そのため、御指摘の予備費を含めた歳出に不用が発生した場合、その金額が決算剰余金に対応するわけではございませんということでございます。

○浅野分科員　少し分かりにくい議論かもしれませんけれども。

要するに、予備費の使わなかった分、これを、特例公債を発行するはずだった分を発行しないようにして相殺させて、いわゆる国の債権というものをできるだけ最小化しよう、それに努めるというのが特例公債法に定められているというふうに私も事前に伺いまして、今の答弁を伺いましたけれども。

改めて、今回、私が今日指摘をまずさせていただきたいのは、防衛費が、これから財源確保が議論されていく中で、同時にコロナですとかエネルギー価格の高騰という問題が起き、ここ数年間五兆円規模の予備費が計上されている。一義的には、予備費というのは、この使い道というものは比較的柔軟に決められるものですから、国民にとってみれば、この予備費をあらかじめ過大に準備しておいて、余ったものがそのような防衛費の財源に回されることが非常に心配だ、計画外使用されないものか、これをやはり懸念する声というのが今非常に大きくなっているように私は感じております。

次の質問ですけれども、予備費というのは、コロナあるいはエネルギー資源価格の高騰、国民生活を守るためにやむを得ず支出する場合は、当然、これは我々も積極的にちゅうちょなく執行されるべきと思いますけれども、防衛費というものに回るリスクを、やはり防衛費というのは計画的に進めなければいけないものですから、それを防ぐためにも、特例公債の相殺に充てるよう努めるのではなくて、予備費の余剰金については特例公債の発行額を減らすようにしなければいけないような、そういう決まりにするのはどうか、それを明確にすることによって、この予備費に対する国民の信頼感を高めていく努力をすべきではないかというふうに思うんですが、これに対して御答弁をいただきたいと思います。

○鈴木国務大臣　先ほど申し上げましたけれども、歳出の不用が生じることが見込まれる場合には、税収等の動向を見極めながら特例公債の発行額の抑制に努めるということにしているわけであります。

特に、先生から御指摘のございますコロナ、物価予備費やウクライナ情勢経済緊急対応予備費につきましては、不使用額が決定しながら特例公債の発行をいたずらに行うということは適当ではないと考えております。

その上で、防衛力強化の財源措置、この決算剰余金の活用について申し上げますと、特例公債の発行額の抑制に努めた後の決算剰余金の直近十年間、平成二十四年度から令和三年度でありますが、この十年間の平均が一・四兆円程度でございます。そして、財政法上、公債又は借入金の償還財源に充てるべき二分の一、これは基金の方に、そちらの方に入れなくちゃなりませんので、その

二分の一を除く残りの二分の一の〇・七兆円、平均一・四兆円の半分、この〇・七兆円程度を活用見込額として見込んだものでございます。

特例公債の発行額の抑制に努めないということを前提に防衛力強化の財源として考えているわけではございませんので、是非御理解を賜ればと思います。

○浅野分科員　繰り返し申し上げますけれども、今の、特例公債の発行抑制に努めた上で、それでも生じた決算剰余金の半分は公債返還に充て、残りを防衛財源に回すということですけれども、そこの回す部分にやはり予備費からのお金の流れがあり得るとなると、国民の信頼というものが、国民の不安がそこに存在するということを今日は指摘させていただきたいと思っていましたので、特例公債の発行抑制に努めるというのはもちろん大事ですけれども、是非、この透明性、そして国民に不安を与えないような予備費運用というものを引き続き御検討していただきたいということを申し上げて、今日は次の質問、テーマに移らせていただきたいと思います。

次の質問ですけれども、まず、児童手当の所得制限撤廃が今国会では話題になっておりますので、それについて伺いたいと思います。

まずは事実確認を、事実確認といいましょうか、客観的な部分の確認をさせていただきたいと思います。

現在、令和五年度の児童手当に係る予算要求額は一兆二千四百六十三億円となっております。現行制度では、この予算というのは、所得制限を設けた上で、中学生までの支給というものを前提として予算歳出がされておりますが、仮に、中学生まで所得制限を設けないこととした場合に、必要な予算というのはどれほど増えるのかというのが一点。加えて、第一子から年齢を問わず中学生まで一律一万五千円支給とした場合には、更に追加で幾ら必要となるのか。最後に、現在中学生までという対象年齢を十八歳まで拡大する場合、追加で幾ら必要となるのか。

できましたら、それぞれの要素に分けて、追加分の予算見通し額を御答弁いただきたいと思います。

○北波政府参考人　御質問いただきました児童手当に関してでございます。

令和五年度予算というところで、額といたしましては一兆二千百九十九億円という形になっております。

現在、政府といたしましては、子供、子育て政策の強化に向けて、まず、規模ありきではなくて、必要な子供政策は何かということを幅広く議論した上で中身を具体化することが重要であるというふうに考えております。

先生の方から三点にわたっての御質問もございましたが、現在、何を具体化するのかに向けまして、小倉大臣の下に設けられました関係府省会議において議論を行っている最中でございますので、議論を予断を持ったものとならないようにするために、現段階におきましては、特定の政策の試算をお示しするということは考えていないところでございます。

児童手当につきましては、所得制限の撤廃を含めて様々な意見があると承知しておりますが、まずは三月末を目途として、子供、子育て政策として充実する内容を具体化すべく、議論を進めていきたいというふうに考えております。

○浅野分科員　事前に私、しっかり、先週ですね、直前通告ではなく、先週の半ばにこの質問を通告させていただき、約一時間、答弁された方の部下に対して説明をさせていただきました、この質問の趣旨を。

改めて伺いますが、これは規模ありきの議論ではございません。今、日本に住んでいる、日本で暮らしている子供の人数というのは政府は把握することが可能だと思いますし、また、それぞれの年齢やどんな学校の何年生なのかというのも把握ができていると思います。

この客観的な数字があれば、今の私の質問には答えることは理論上できると思いますし、それが政府の中の議論に何らかの影響を与えるものではなく、これはあくまでも国会の中での政策議論ですから、政府の検討は政府の中でやっていただきまして、是非、政府として、国会からの質問に対しては真摯に答弁をいただきたいと思いますので、もう一度答弁をお願いいたします。

○北波政府参考人　ありがとうございます。お言葉をいただきまして、真摯に対応させていただきたいとは思っておりますが、何らかの試算をお行うということになりますれば、試算の前提というものを整理する必要があるというふうに思います。

まず、その整理よりも、何を充実するのか、その内容の具体化に注力していきたいというのが私どもの立場でございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○浅野分科員　済みません、この議論、こういう質問に答えていただけないと、国会の中での所得制限撤廃についての客観的なデータが集めることができず、議論をすることができません。

三月末、小倉大臣の下で検討された結果が明るみに出て、六月頃をめどに予算も含めた政策の内容が具体化した際に、そこから我々国会議員に審議をしろと言われても、もう国会は恐らく会期末。じゃ、いつ国会議員は、皆さんが今考えている内容について、我々も考えなければいけない。これが三権分立。行政は行政の中で考え、国会は国会の中でしっかりと考え、それに基づいて必要な、考えるために必要な情報はお互いに真摯に提供し合うというのは、これは当然のことだと思うんです。

また、試算をすることは予断を持ってできませんということなんですが、これは試算ではなく、単純な計算です。既に判明している数値に基づいて、一定の金額を掛ければ出せるはずですし、その統計的な数字を把握しているのが政府だから皆さんに聞いているのであって、これを出す、計算をすることが、皆さんの今後の政府内での議論に何らか影響を与えるというわけではないと思いますので、是非御協力をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○北波政府参考人　繰り返しになりますけれども、政府の基本的な考え方については今申し上げましたとおりでございます。

現在、子供、子育て政策として、充実する内容の具体化へ向けて議論を進めている最中でございますので、なかなか予断を持ってお答えすることというのは困難ではございますが、三月末を目途に具体化をした後は、必要な検討を行っていくということになろうかと思っております。

○浅野分科員　多分、このまま続けていてもらちが明かないと思いますので、そうですね、この分科会の中での質問は、これ以上は続けても意味がないと思いますが、今おっしゃった政府の基本的姿勢というのは間違いだと思います。

数字を出すことで国の政策議論が、政府の中での議論が何らかの影響を受けるのであれば、それは恐らく政府の中のガバナンスの問題であって、我々国会議員は、国会で議論をするために、皆さんからの情報提供も受けながら、議論を、熟議を重ねていくためのこのやり取りですから、是非そこは今後是正をしていただきたいということを申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

児童手当については、もう少し基本的なところを伺いたいんですが、児童手当の先ほど申し上げた一兆二千億円余りの予算、これに加えて事項要求というのを行っているのかどうか、事実確認をさせていただきたいと思います。

また、財務省の方には、総理が異次元の子育て政策実現ということを今盛んにおっしゃられておりますが、財務省の、児童手当の所得制限撤廃も含めて、異次元の子育て政策実現に向けてどのように今構えているのか、総理の発言を受けてどのような今見解を持っているのか、基本的認識を伺いたいと思います。

○北波政府参考人　お答えいたします。

令和五年度予算で、児童手当につきましては、予算額が一兆二千百九十九億円ということで、概算要求でお示しいただいた数字とは若干異なって

おります。これは、支給状況それから人数等を踏まえまして要求をさせていただいて予算に計上しているものでございますので、事項要求ではございません。

○中村政府参考人　異次元の子育て政策実現に向けた取組についてもお答え申し上げます。

御案内のとおり、少子化が非常に進展しておりまして、昨年の出生数は恐らく八十万人を割ると見込まれております。これは先送りが許されない課題であると我々も考えております。

総理から御指示がありまして、小倉大臣の下で子供政策の強化に関する関係省庁会議が設置されました。昨日も総理が御出席されまして、私もメンバーの一人に名を連ねておりますけれども、こういった下で具体的に検討を進め、三月末に具体的なたたき台を取りまとめ、六月の骨太方針までに将来的な子供、子育て予算倍増に向けた大枠が示されていくものと承知しております。

我々財務省といたしましても、こうした共通認識に立っておりまして、こども家庭庁や厚労省などとよく連携を取って議論を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○浅野分科員　ありがとうございました。

ちょっと時間が残り僅かとなってまいりましたので、少し質問の順番を変えさせていただきまして、次は、貸与型奨学金について、二、三質問させていただきたいと思います。

貸与型奨学金、いわゆる第二種奨学金と呼ばれているものですけれども、令和五年度予算額とその根拠について、まずは御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○西條政府参考人　お答えいたします。

貸与型奨学金事業の令和五年度予算額につきましては、貸与人員約百二十万人に支援ができるよう、事業費約八千九百億円を計上しております。

先生の今御質問がありました有利子の部分につきましては、五千九百四十九億円となってございます。

奨学金の貸与に当たりましては、学力基準と家計基準を設けていますが、この基準を満たす希望者全員への貸与を実施できる事業費を確保しているというところでございます。

○浅野分科員　ありがとうございます。

貸与型奨学金なんですけれども、有利子と無利子というのがございます。私はこれまで、有利子の貸与型奨学金については、やはり所得制限をなくして、家庭の経済状況によらず、全ての希望する子供たちが有利子の貸与型奨学金くらいはせめて利用できるようにすべきではないかというふうに主張してまいりました。今、答弁の中では、要件を満たし、なおかつ希望する学生全てには提供する準備があるという御答弁でしたけれども、私は、要件を満たしという部分を取り除くべきではないかというふうに主張しております。

貸与型奨学金の場合は、貸与型ですから、必ずいずれ返済がされてまいります。現に、年間の予算の拠出した分の八割程度は、卒業した元学生の皆さんから返済がされていて、ほぼ戻ってくるお金ですね。戻ってこない分については、まだ返済時期に入っていない分ということで、国の財政を傷めるようなものではない。だからこそ、この貸与型奨学金の財源には、財政融資資金ですか、特別会計から財政融資資金という形で予算を拠出しているわけですけれども。

やはり、所得制限を撤廃するためには予算の枠を広げなければいけないと思うんですが、予算の枠を今何で律束しているのか、もっと増やすことはできないのか、その点について御答弁をいただきたいと思います。

○西條政府参考人　お答えいたします。

貸与型奨学金事業の財源につきましては、議員の御指摘のとおり返還金が主な原資となっておりますが、全員からお貸しした額を全額回収できるというものではなく、例えば貸倒れの補塡などについても一般会計予算での負担が生じるなど、返還金で事業費全てをカバーできているものではございません。

先ほど御答弁申し上げたとおり、令和五年度予算案につきましては、学力基準と家計基準を満たす希望者全員への貸与を実施する事業費というのは既に確保しているところでございます。

いずれにいたしましても、経済的な理由により学生等が学びを諦めることがないように対応することが重要だと考えておりまして、文部科学省といたしましても、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○浅野分科員　もう時間が参りましたので、これで終わりにしたいと思いますが、経済的事情によって学びを諦めないように、まさにおっしゃるとおりだと思います。

ただ、家庭の収入が多い世帯でも、何度も多分国会では聞いていると思いますが、多子世帯、兄弟がたくさんいるようなお子さんたちについては、例えば、一番上に生まれた子が公立の学校しか行けない、もし自分が私立に行ってしまったら下の弟や妹が行けなくなるかもしれないから、あなたは公立しか行っちゃ駄目よ、そんなことを言われている子供たちはたくさんいますし、結果として、進学先を諦めたりだとか、選択肢が狭まったり、そういう子供たちが現にいるのも事実でございますので、是非そういった部分も含めて、学びを諦めないような環境整備に御尽力いただくことをお願いして、終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○中山主査　これにて浅野哲君の質疑は終了いたしました。

次に、小山展弘君。

○小山分科員　衆議院議員の小山展弘です。

今日は、日銀の黒田総裁にもお越しいただきまして、先日の予算委員会の一般質疑のときに引き続いて今日はお見えをいただいて、大変御多忙の中、黒田総裁にお越しいただくのも大変申し訳ないとも思いながらも、今日はお見えいただいてありがとうございます。

それでは、質問に入らさせていただきたいと思います。

まず、実質実効為替レートに関する認識について、黒田総裁と鈴木財務大臣にお尋ねをしたいと思います。

実質実効為替レートで見ますと、資料一のとおりで、皆様方には釈迦に説法かとは思いますけれども、今のレートは昭和五十年ぐらい。二〇二〇年を一〇〇とした指数で見ますと、岸田内閣の現在、二〇二二年十二月は指数が七五・四七、これは、一九七三年一月の田中角栄内閣の八八・四三よりも低い水準となっております。

ちなみに、野田内閣のときに名目レートでは最高値だと言われまして、しかし、実質実効為替レートで見ますと、村山内閣の七十九円の方が、二〇二〇年を一〇〇とした指数でも一九三、野田内閣は一三五、中曽根内閣も一三五ということで、ほぼ中曽根内閣の頃の、円高不況と言われた頃と同じぐらいの水準である。

ですから、本来は、中曽根内閣のときの円高不況に対する対策をどう行ったかということをもっと当時の経済界も認識すべきだったと思うんですが、これは日銀の政策とは直接関係ないと言われてはおりますけれども、大変経済界も円安ということを強く求めていたことを記憶しております。

当時の日銀の国会連絡室の担当の方がよく来られて、この実質実効為替レートの表を見せて、野田内閣のときは決して村山内閣のときほど、名目レートほど円が価値が強くなっているわけではないんだ、ですから、余り金融緩和とか円安の話をしないでほしいということを言われたことを、これはもちろん連絡室の職員さんの話ですけれども、覚えております。

また、エコノミストの出しているビッグマック指数というものがあります。これは資料二の一と二の二でございますけれども、特に二の二の数字の方を御覧いただければと思います。

またこれも釈迦に説法もいいところでございますけれども、民主党政権の二〇一二年七月までは、ほぼほぼ日本とアメリカのビッグマック指数は同じぐらいだった。二〇一三年一月以降マイナ

2023年2月10日
内閣委員会
（質疑要旨）

中小・小規模事業者の賃上げについて

2023.2.10（Fri）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●日本はバブル崩壊後、企業が賃金を抑制して、家計は消費を抑制し、その結果、需要が低迷して、デフレと低成長が継続する悪循環に陥った。

●政府は賃上げのための価格上乗せを含めた価格転嫁を推進するとしている。

●中小企業の多くが、賃上げしたくてもできない、あるいはしないという調査結果がある。

委員会での浅野の発言要約

「今年中の賃上げが難しい中小企業に着目した施策も実施、検討すべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「中小企業が賃上げできる環境整備は非常に大きな政策課題。生産性向上の支援や物価高騰を踏まえた価格転嫁対策をしっかりやっていく。補助制度などの支援も手厚くしたい。」

後藤経済再生担当大臣

リスキリングによる能力向上支援について

2023.2.10（Fri）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●政府は構造的賃上げの実現に向け、成長分野への労働力の移動を促すリスキリングを進めていくとしている。

●リスキリングには、働く人のスキルチェンジ、それを評価する制度整備、円滑な労働移動を実現するためのセーフティネットが必要。

●労働移動には、産業構造転換だけでなく企業内の配置転換も含まれる。

委員会での浅野の発言要約

「リスキリングを労働者の自己責任にしてはいけない。経営者や管理者へのリスキリング支援も必要ではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「リスキリングは個人だけでは成り立たない。ただリスキリングを支援するとか、リスキリングに対する職務給を示すだけでなく、目標設定やルール作りを企業と一緒に考えていくことが成功の道となる。」

後藤経済再生担当大臣

2023年2月10日
内閣委員会
（質疑要旨）

予備費余剰金の取扱いについて

2023.2.10（Fri）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●令和５年度の予備費は５兆円。内訳はコロナ・物価高対策が４兆円、ウクライナ情勢経済緊急対応が１兆円となっている。

●政府として予備費の規模を維持したいという意図が感じられる。

●予備費の余剰金は国庫に返納され、一般財源化している。（資料１）

委員会での浅野の発言要約

「巨額の予備費が維持されている点については、十分な説明が必要になる。なぜ４兆円もの予備費が必要なのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「新型コロナ感染拡大、物価の高騰等のリスクを踏まえて昨年と同程度の予算としている。これまでの使用実績との関係でも、必ずしも過大とは考えていない。」

金子財務大臣政務官

社会保障制度・税制等の検討状況について

2023.2.10（Fri）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●各種行政支援策に係る所得制限（いわゆる年収の壁）を回避するため、就業調整を行っている実態がある。

●総務省の調査によると、夫婦の一方が就業調整をしている実態数は男性が約40万人、女性が約386万人となっている。

委員会での浅野の発言要約

「女性版骨太方針2022にある『女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討』の状況について伺う。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「男女共同参画会議の下に調査会を設け、そこで様々な意見をいただいている。女性版骨太の方針2023の策定に向けて、各府省庁一体となり検討を進める。」

小倉男女共同参画担当大臣

2023年2月10日
内閣委員会
（質疑要旨）

セキュリティクリアランス制度導入の課題について

2023.2.10（Fri）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●日本には、重要情報を取り扱う者にセキュリティクリアランスを付与する制度がない。

●海外における政府調達や民間企業間の取引において、セキュリティクリアランスが無いために、日本企業が不利な状況に遭うケースがある。

委員会での浅野の発言要約

「現時点でセキュリティクリアランス制度の導入に向けて、どのような課題があるのか。」

政府の答弁要約

「クリアランスの過程における調査項目の在り方、情報漏洩時の罰則も含めた情報管理ルールの在り方、友好国の制度との整合性について丁寧に議論していくことが重要になる。」

人材や技術の流出対策について

2023.2.10（Fri）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●日本から研究グループやエンジニアが他国に出て活動を行っているという報道がある。

●理由として、我が国の研究予算や環境が他国に比べて劣っている点が指摘されている。

●経済安全保障上、日本の技術的優位性の維持や、研究開発結果の軍事転用防止等の措置が求められる。

委員会での浅野の発言要約

「人材・技術の流出対策について、経済安全保障の視点も含めてどのように対応していくのか。」

政府の答弁要約

「人材流出の対策として、研究者が腰を据えて研究できる環境の整備、技術流出の対策として、外為法に基づく投資審査や輸出管理の強化、研究インテグリティーの推進に取り組んでいく。」

2023年2月10日
内閣委員会
（質疑要旨）

資料1　国庫に返納された予備費（未使用分）が一般財源化する仕組み

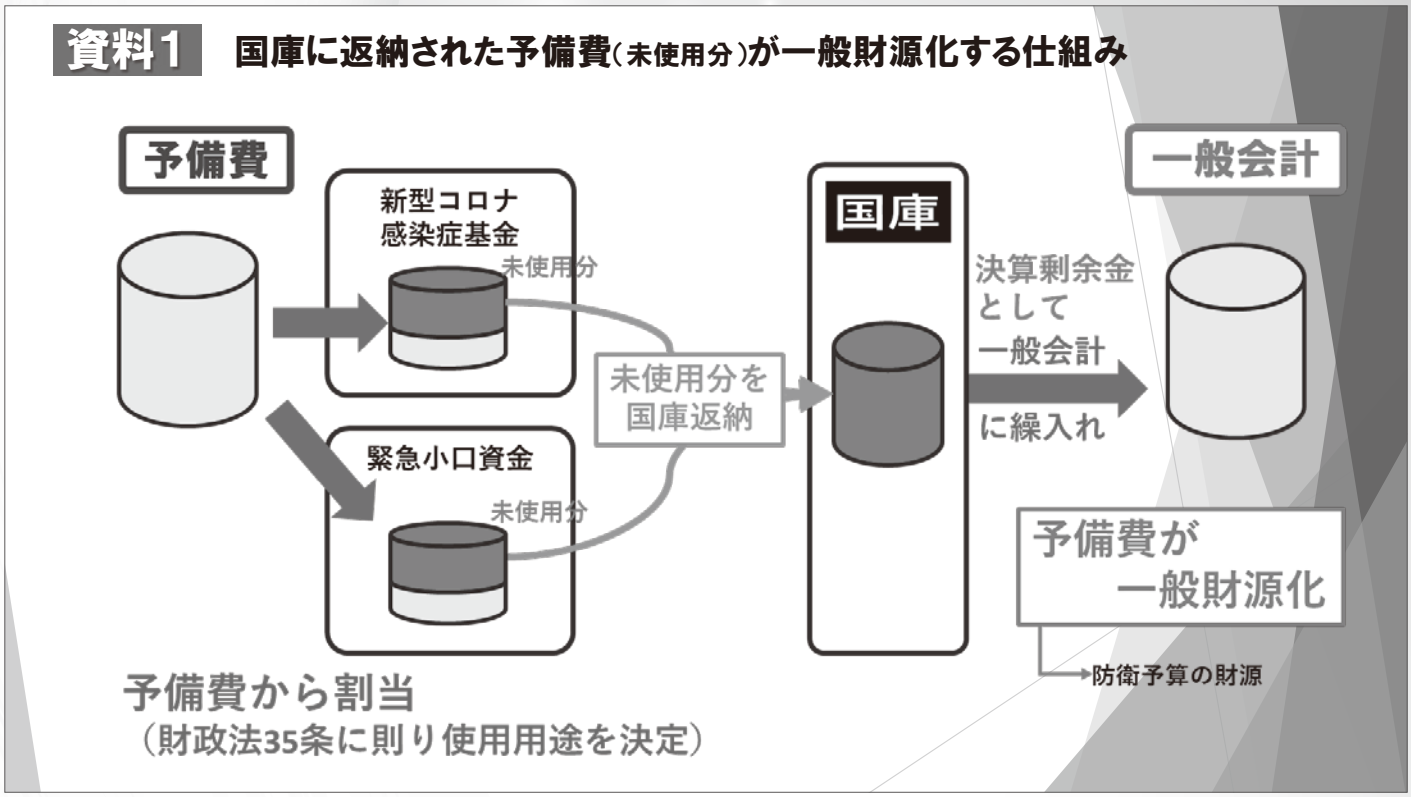

第二百十一回国会　衆議院　内閣委員会議録　第二号

令和五年二月十日（金曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　大西　英男君

理事　井上　信治君　理事　神田　憲次君

理事　藤井比早之君　理事　宮路　拓馬君

理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君

理事　阿部　司君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　井原　巧君

池田　佳隆君　石橋林太郎君

石原　宏高君　岩田　和親君

尾崎　正直君　大野敬太郎君

川崎ひでと君　工藤　彰三君

小寺　裕雄君　塩崎　彰久君

杉田　水脈君　鈴木　英敬君

田野瀬太道君　平　将明君

土田　慎君　中野　英幸君

長坂　康正君　平井　卓也君

平沼正二郎君　堀内　詔子君

牧島かれん君　松本　尚君

中谷　一馬君　太　栄志君

本庄　知史君　馬淵　澄夫君

山岸　一生君　岩谷　良平君

堀場　幸子君　河西　宏一君

福重　隆浩君　浅野　哲君

塩川　鉄也君　仁木　博文君

たがや　亮君

国務大臣（内閣官房長官）　松野　博一君

国務大臣（国家公安委員会委員長）　谷　公一君

国務大臣（共生社会担当）（男女共同参画担当）　小倉　將信君

国務大臣（経済再生担当）（新しい資本主義担当）（新型コロナ対策・健康危機管理担当）（全世代型社会保障改革担当）（経済財政政策担当）　後藤　茂之君

国務大臣（経済安全保障担当）（科学技術政策担当）　高市　早苗君

国務大臣（規制改革担当）（国際博覧会担当）　岡田　直樹君

内閣府副大臣　和田　義明君

厚生労働副大臣　羽生田　俊君

環境副大臣　小林　茂樹君

内閣府大臣政務官　鈴木　英敬君

内閣府大臣政務官　中野　英幸君

内閣府大臣政務官　尾崎　正直君

外務大臣政務官　秋本　真利君

財務大臣政務官　金子　俊平君

国土交通大臣政務官　清水　真人君

防衛大臣政務官　木村　次郎君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　飯田　陽一君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　大西　友弘君

政府参考人（内閣官房内閣参事官）　廣瀬　健司君

政府参考人（内閣官房内閣参事官）　宮本　康宏君

政府参考人（内閣官房TPP等政府対策本部審議官）　谷村　栄二君

政府参考人（内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局審議官）　榊原　毅君

政府参考人（内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長）　井上　学君

政府参考人（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局次長）　松浦　克巳君

政府参考人（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局次長）　三浦　章豪君

政府参考人（内閣官房こども家庭庁設立準備室次長）　小宮　義之君

政府参考人（内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局審議官）　鹿沼　均君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　吉川　徹志君

政府参考人（内閣官房政策立案総括審議官）　長谷川秀司君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　畠山　貴晃君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　吉岡　秀弥君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　中澤　信吾君

政府参考人（内閣府大臣官房総合政策推進室長）（兼政策統括官）　笹川　武君

政府参考人（内閣府大臣官房故安倍晋三国葬儀事務局長）　原　宏彰君

政府参考人（内閣府大臣官房経済安全保障推進室次長）　品川　高浩君

政府参考人（内閣府男女共同参画局長）　岡田　恵子君

政府参考人（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官）　奈須野　太君

政府参考人（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官）　井上　惠嗣君

政府参考人（内閣府子ども・子育て本部審議官）　北波　孝君

政府参考人（出入国在留管理庁出入国管理部長）　丸山　秀治君

政府参考人（外務省大臣官房審議官）　石月　英雄君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　今福　孝男君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　松尾　裕敬君

政府参考人（財務省大臣官房審議官）　坂本　基君

政府参考人（財務省大臣官房審議官）　石田　清君

政府参考人（財務省主計局次長）　前田　努君

政府参考人（財務省理財局次長）　嶋田　俊之君

政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　安彦　広斉君

政府参考人（厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官）　田中佐智子君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　鳥井　陽一君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　宮本　悦子君

政府参考人（内閣府日本学術会議事務局長）　三上　明輝君

政府参考人（警察庁刑事局長）　渡邊　国佳君

政府参考人（警察庁警備局長）　原　和也君

政府参考人（警察庁サイバー警察局長）　河原　淳平君

政府参考人（金融庁総合政策局参事官）　柳瀬　護君

政府参考人（総務省統計局統計調査部長）　岩佐　哲也君

取組を抜本強化するとともに、本年六月までに、労働移動円滑化のための指針を考えていきたいというふうに考えています。

労働移動の円滑化でございますけれども、それは、三位一体として実現する労働市場改革、これが必要と思います。第一には、意欲ある個人に対するリスキリングによる能力向上支援。第二に、職務に応じてスキルが適正に評価されて賃上げに反映される、日本型の職務給の確立。そして、成長分野への円滑な労働移動を進める。こうした三位一体の労働市場改革を本年六月までに、日本企業に合った職務給の導入方法を類型化して、モデルとしてお示しをしたいというふうに考えています。

○堀場委員　ありがとうございます。

私ども日本維新の会は、政府の言う、新しい資本主義若しくはそれの両輪となっている全世代型社会保障ということの二つで言われていると思いますけれども、私どもは日本大改革プランというものを言わせていただいております。

御存じかと思うんですが、少し御説明をさせていただきますと、税制の改革、社会保障、そして成長戦略を一体とした改革のパッケージを言わせていただいております。

税制の改革では、フェアでシンプルな仕組み、成長できる仕組み、そういうものを使って可処分所得を上げていく。社会保障では、チャレンジのためのセーフティーネット、子育てとか、経済的不安の解消とか、独立起業などでチャレンジをもう一回できるようなこと、そういったことを後押ししていくというようなことを考えています。これは、ユニバーサルな生活の保障への転換を考えているというところです。そのほかにも、成長のものであるならば、地方分権、労働市場改革、デジタル改革、規制改革といったものを通じて、日本社会の生産性を向上させていくということを言わせていただいているのが日本大改革プランでございます。

ここのポイントは、国民一人一人というところがポイントなのかなというふうに、個につながっている。今までは企業で負担しているものが、個につながっていくというところなのかなというふうに思っています。会社主導、企業経由でやっていたことが、これが個につながるセーフティーネットというものを考えていくというやり方だと思っています。

これはなぜそういうふうにするかというと、やはり、企業中心の社会保障だと企業負担が非常に重くて、賃上げをしてくださいと言っても、実際に上げるのは企業側ですから、国とか私たちが皆さんのお給料を上げてくださいねと一生懸命お願いをしたところで、なかなか上げていただけない。特に中小企業に対してそれをやるのは非常に酷ではないかというお話も一方である。なので、企業負担をできるだけ軽くしていきましょうというのが日本大改革プランだというふうに私は理解をしております。

何で今このお話をさせていただいているかというと、少子化対策の議論も、私は実は、この日本大改革プラン、そして教育の無償化、そして医療とか介護の制度改革といったところで、大分やっていけるのではないかというふうに思っております。先ほどの、女性の、困難な女性というような定義を加えなくても、困っている人一人一人に合わせたセーフティーネットをしっかりとしていくことで、できることがあるんじゃないかなというふうに思っているのが日本大改革プランでございます。

後藤大臣にお尋ねしたいと思います。

全世代型の社会保障ということと、私どもが考えている日本大改革プランについての御所見をお願いしたいと思います。

○後藤国務大臣　今、日本大改革プランということで、非常に大きなお話を堀場議員されまして、そういう大きな社会制度を議論するということは大切なことだというふうに思って拝聴をしておりました。

どの部分をどう分解して答弁させていただいたらとは思うんですけれども、社会保障のことについて、これまで伺っているところによれば、給付つき税額控除だとか、あるいはベーシックインカム、その提案をされているという認識をしております。

このことについて少し申し上げるとすれば、我が国の社会保障は、病気等の人生における様々なリスクに対しまして、保険料を拠出することで、社会保険方式として、これを基本として対応をいたしております。こうした社会保険方式の理念に照らせば、国が全ての個人に対して最低限の所得保障を無条件に与えるベーシックインカムというのは、なかなか慎重な検討が必要であるというふうに思います。

ただ、そのベーシックインカムという非常に新しい制度について導入を検討するとすれば、既存の制度との関係をどうやって経過的に調整をし、整理していくのか。給付の重複だとか、追加に必要となる財源も非常に多く必要ですし、既に支払った保険料積立金の経過的な調整をどうしていくのか、現実的に乗り越えていくべき課題はいろいろあるというふうに思いますが、一つの提案として、我々としても、ベーシックインカムということの考え方は勉強させていただけるものだというふうには思います。

それから、給付つき税額控除につきましても、所得や資産の正確な把握など、様々な技術的な問題があると認識しています。

政府の方も、社会保障制度を支える人を増やして、能力に応じてみんなが支え合う全世代型社会保障を構築することを目指しておりまして、人口減少、超高齢化社会の課題をどうやって克服していくのか、そういうことを真正面から考えて、取組を充実させていきたいというふうに考えています。

○堀場委員　ありがとうございます。

恐らく問題意識とかというのは、予算委員会等々を拝聴させていただきまして、問題意識、つまり、企業が負担しているものを減らしていかないとなかなか賃上げのインセンティブが働かないよねとか、人がしっかりと自分の人生をもう一度考えたときに、いつでも挑戦できるようにする、それは、企業が検証するのではなくて個に対してやっていこうというような、今やられているような方向性というものは一定同じ部分もあるんだと思うんですけれども、恐らく今、賃上げというものをどのようにインセンティブを働かせて実効性のあるものにしていくのかということの議論をもう少し私どもも含めて勉強させていただいて、そして進めていくことができるように頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○大西委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、約四十分間の時間をいただきました。よろしくお願いいたします。

今日は、大きく三つのテーマを取り上げさせていただきたいと思っております。まず初めに、本日の委員会でもたくさん議論がされております賃上げについて、そして全世代型社会保障、また最後、経済安全保障について、質疑を順にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、後藤大臣にお伺いしたいと思います。

後藤大臣は所信演説の中で、新しい資本主義の実現に向けて、経済再生の鍵を握るのは構造的な賃上げだと述べられました。

構造的賃上げというものをもう少しかみ砕いて私なりの解釈を申し上げますと、まずは技術開発や人への投資を行う、そして、それらによって生産性の向上あるいは付加価値の向上を実現する、またさらに、その価値を適正な価格へ反映をするとともに、取引量の拡大なども経て企業の収益性を向上させる、これによって賃上げを行う体力が企業につくことで持続的な賃上げが成立をする、こういったことをおっしゃっていたのではないかというふうに理解をしております。ただ、このこ

と自体は、やはり一般的な企業の収益性改善のプロセスとして広く知られていることなのではないかとも思います。

そこで、まず伺いたいのは、これまでこのような構造的賃上げが実現されてこなかった理由として、政府はどこにボトルネックがあったと考えているんでしょうか。また、それを解消するために何を変えようとしているのか、その実効性をどう担保するかも含めて、御答弁をいただければと思います。

○後藤国務大臣　今委員御指摘のように、我が国の一人当たりの実質賃金は、過去三十年間、他の先進国と比較して伸び悩んできました。この要因については、諸外国では経済成長とともに賃金が上昇してきた一方で、我が国においては、バブル崩壊後の長引くデフレと低成長とを背景に、企業は賃金を抑制して、家計は消費を抑制し、その結果、需要が低迷して、デフレと低成長が継続する悪循環に陥ったことが挙げられると思います。

こうした悪循環の中で、企業の行動は慎重化しまして、収益増加や生産性上昇に見合う分配が行われず、賃金が伸び悩んできたものと認識をいたしております。

こうした中、長年にわたり大きな賃上げが実現してこなかったという現実にしっかりと向き合って、意欲ある個人の能力を最大限生かしながら、企業の生産性を向上させ更なる賃上げにつながる、構造的な賃上げを実現する必要がある。それで、例えば、意欲ある個人に対するリスキリングによる能力向上支援をする、そして、職務に応じてスキルが適正に評価され賃上げに反映される日本型の職務給の確立を行う、そして成長分野への円滑な労働移動を進めるというような、三位一体の労働市場改革に官民連携で着実に取り組んでいくこととしておりまして、六月には、労働移動円滑化のための指針ということで、日本企業に合った形の職務給の導入方法を類型化して、モデルもお示しをしていきたいというふうに思っています。

日本型の職務給については、職務に必要なスキルとそれに見合う給与体系を明確化することで、あらゆる働き方、労働者が自らの希望に従ってリスキリングを行って、成長分野への企業間、産業間の労働移動を行えるようにしたり、企業内であっても、社内の職務への公募制度、いわゆるポスティング制度等によりまして新たな職務に就けるようにする環境を整備するもので、これにより、持続的に賃金が上がっていくような、そういう労働市場やあるいは企業の体制をしっかりつくっていく、それが必要だというふうに考えています。

それとともに、今先生からも御指摘あったように、民間投資を大胆に喚起するような成長分野における重点的な投資を行って、生産性を上げて付加価値を向上させるとともに、適切な価格づけを通じてマークアップ率を高めて、物価上昇に負けない賃上げ、コスト上昇の転嫁のできる適切な支払いをしっかり確保していく、こういう構造的な仕組みを、制度的に取り組んでいくことが必要だというふうに考えています。

○浅野委員　丁寧な御答弁、ありがとうございました。

おっしゃるように、働く人々のスキルチェンジ、あるいはそれを適切に評価する制度整備、そして円滑な労働移動を実現するためのセーフティーネットも含めて、こうした三位一体の改革ということだと思うんですけれども、大臣も答弁の中で少し触れられましたポスティング制度というものもありますが、この労働移動という言葉の中には、企業内におけるそれぞれの人材の価値を発揮できるような配置転換という意味での労働移動と、企業や産業分野を超えた人の移動、産業構造転換というものが含まれていると思うんですね。

とりわけ、企業内の部分については、労働者本人の意向ももちろん大事なんですが、人事担当者、上司であったり経営者であったり、こういった担当者によるコーチングやメンタリングというのも不可欠だと思います。

やはり、ここでリスキリングの議論をする上で注意しなければいけないのは、自らのキャリア形成であったり、そのためのリスキリングを、労働者本人の自己責任にしてはいけないという視点だと思うんですね。

ですから、これはちょっと更問いになるんですが、厚労省が職場における学び・学び直し促進ガイドラインというのを昨年の六月に定めたというふうに伺っております。ここには、経営者側に対しても、労働者と目的を共有したり、あるいは学び直しのための時間を確保したり、そしてそのための費用を支援したり、こういった様々な配慮をするようなことが明記をされております。

この実効性を高めることもまた非常に重要な観点だと思っておりまして、これはちょっと、更問いになりますので、参考人でも構わないんですが、もし大臣が御答弁できるようであればお願いしたいですが、リスキリングというのは、労働移動の当事者となる労働者だけではなくて、経営者や管理者に対しても、コーチングやメンタリング、あるいはキャリアデザインのためのコンサルティングのようなスキルのリスキリングというものが必要なのではないかと思うんです。ここもちゃんと政府がしっかり支援をしていかなければいけないと思うんですが、ここについて見解があればお願いいたします。

○後藤国務大臣　御指摘のとおりでありまして、リスキリングというのを、個人が、自分がやりたいことを適宜いろいろな今あるような支援プログラムを使って身につけるというだけでは成り立たないというふうに思っています。それは企業の方も、きちんとした、リスキリングをすることによってどういう職務に対する道が開けていくのか、それに対してどういう形で働いている方たちとそういう情報をシェアしていくのか、そういった仕組みが必要だと思います。

そして、企業内のポスティング制度、こういうことをしっかりとやれるということは、実を言うと、会社の外との間の移動について同じ土壌をつくっていくということにもなっていきますので、そういう意味では、単にリスキリングを支援するとか、リスキリングに対する職務給をただ示すというだけじゃなくて、おっしゃったような、いろいろな形での目標設定、あるいはルール作り、そうしたことを企業も一緒になって考えていく、それがやはり成功への道だというふうに思っています。

○浅野委員　大臣が同じ問題意識を持たれていることは分かりましたので、是非、リスキリング当事者への支援のみならず、それを支える管理者、経営者側へのリスキリングの支援というものも含めて、今後様々な制度内容の御検討をお願いしたいと思います。これはまだ、詳細、これから議論も深まっていくと思いますので、引き続き取り上げさせていただきたいと思います。

続いては、中小企業の賃上げについて質問させていただきます。

中小企業の多くが賃上げをしたくても賃上げができない、あるいはしないというような意向を持っているという調査結果を多数目にいたします。中小企業の賃上げを実現するためには、価格転嫁というものを政府が支援していく、推進していくということは認識をしているんですが、賃上げのために価格の上乗せをするというのもこの価格転嫁の中に含まれているのかどうか。政府は賃上げのための価格の上乗せも含めた価格転嫁を推進する立場という理解をしてよろしいのでしょうか。

中小企業の中には賃上げ余力のない企業も多く存在する中で、やはり、今年中の賃上げが難しい企業に着目した施策も実施を検討すべきではないかと思うんですが、答弁をいただきたいと思います。

○後藤国務大臣　今委員の御指摘された中小企業でありますけれども、我が国の雇用の七割近くを占めています。中小企業の賃上げが成功するか、鍵になるというふうに思っています。

このため、中小企業が賃上げできる環境整備をどうやってつくっていくか、これは非常に大きな政策課題だと思っています。二つありまして、一つは生産性向上を強力に支援すること、それからもう一つ、今御指摘のあった、足下の物価高騰等を踏まえた価格転嫁対策をしっかりやっていくこと、こういうことがあると思います。

具体的に、生産性向上について言えば、生産性向上のための補助金二千億円や、事業再構築補助金の五千八百億円、また、給与支給額が六％以上増加した場合には、補助上限や補助率の上乗せみたいなことを考えておりますし、中小企業の支援対策というのを厚くしていく必要もあると思います。

それから、価格転嫁対策について言えば、やはり取引先と共栄共存をしていくということが大事ですから、今、パートナーシップ構築宣言ということで、一月末時点で約一万八千社がパートナーシップとしてサプライチェーン全体としての共存共栄を目指す宣言をしています。経団連企業でいえば四百九十社ぐらいはもう既にそういうことをしていますので、そういった形での共栄共存を目指していくパートナーシップ構築宣言のようなものをしっかりと社会に広げていく。

また、価格転嫁対策について言えば、公正取引委員会や下請Gメンの大幅な増員等みたいなことも行いますが、政府の方は、例えば価格交渉、転嫁の状況について、親事業者約百五十社の交渉、転嫁の状況を一覧にして初めて公表するようなことをついこの間やりまして、そうしたことも進めていきたいというふうに思っています。

こうした様々な、価格交渉促進月間の利用その他、的確な価格づけを通じてマークアップ率を高めて、物価上昇に負けない賃上げや、コスト上昇の転嫁のできる適切な支払いを確保していくということだと思います。

企業のコストには物件費と給与費が入っていると思います。

○浅野委員　ありがとうございました。

今、最後に補足いただいた、コストには労務費ですとかそういったものも入っているということなんですが、昨日、衆議院の会館内で、国内の主な産業別労働組合の一つであるものづくり産業労働組合の皆さんが来られまして、価格転嫁の現状について説明を受けました。

通告には間に合いませんでしたので口頭で申し上げますが、価格転嫁の協議を、協議というのは現場で今も盛んに行われています。原材料の高騰であったり部品価格の上昇を基にした価格転嫁の交渉というのを取り上げている企業、容認した企業ですね、これは九四％だそうです。だから、原材料とか部材価格の上昇に起因する価格転嫁というのは、ほぼほぼ、ほとんどの企業で交渉の中で取り上げられている。ではエネルギーコスト、電気代の高騰といったものも含めているかという質問については、六七％にその割合が下がっているということ。さらに、労務費ですとか固定費、いわゆる人件費も含めた部分について、価格転嫁の協議の場に取り上げているというのは四三％ということだそうです。

これは比較的、どのような期間でやったのか、私はちょっと承知できていないんですけれども、数百社の企業にアンケートを取った結果だそうでして、一つ私は参考になると思っています。

何が言いたいかといいますと、原材料とかエネルギー価格の反映をするための価格交渉というのは今、過半の企業でやられているんですが、人件費を引き上げるという部分を価格交渉の現場に持ち込んでいる企業というのはまだまだ少ないということなんですね。ですから、大臣がおっしゃったようなパートナーシップ構築宣言ですとか非協力企業の公表とか指導助言というものは進めていただきたいと思うんですが、やはり、交渉当事者がそういった協議の場で人件費のことを取り上げやすい環境整備というものもまた必要なのではないかと思うんですね。

ですから、そういった部分でも、政府の情報発信ですとか、こういうこともしっかり協議してくださいという意思を表明するということが非常に大事だと思いますので、大臣には今後の情報発信の際にそこも是非意識をしていただければと思うんですが、もし御所見があればお願いします。

○後藤国務大臣　考え方として、それをどういうふうに中小企業の皆さんに、あるいはサプライチェーンの中でのいろいろなレベルに浸透させていくかということは、これは大きな政策課題であるという認識を持ちつつ、一言申し上げれば、やはり、物価上昇に負けない賃金を確保していくということが実質賃金を確保するということになります。

我々、三十年の反省を申し上げたときに、物価に負ける賃金、そして実際のコストアップを支払わないコストカット、こうしたことによって負のスパイラルに陥ってきたということを考えれば、やはり我々、諸外国、先進国のように、物価に見合った実質賃金にしていくということを基本と考えるような、そういう仕込みをしていく必要があるというふうに思っています。

これをどのように社会、経済としてしっかりと受け止め、それをどうやって実現していくか、また一緒に考えながら進んでいきたい。それが、皆さんと一緒に実現していきたいと経済演説でも申し上げたことでありまして、しっかりそういう意識を持って取り組んでいきたいと思います。

○浅野委員　ありがとうございます。

続いて、予備費について伺いたいと思います。

令和五年度の予算案に計上されている予備費は、コロナ、物価高対策予備費が四兆円。過去の予備費も未執行というものが目立ちますけれども、なぜ四兆円なのかというのを伺いたいと思います。昨年からの減額分、昨年は五兆円でしたので、この一兆円の減額分がそのままウクライナ情勢経済緊急対策予備費になっているなど、政府として予備費を五兆円規模維持したいという意図も感じ取れる予算案となっておりまして、少し詳しく聞いていきたいと思います。

本日の資料一を御覧いただきたいんですが、何でこの予備費に懸念を持っているかといいますと、今回、予備費として、過去の予備費として執行された、例えば新型コロナ感染症基金ですとか緊急小口資金というものがあるんですが、それの余った分を国庫に返納して、それを決算剰余金として一般会計に繰り入れて、それが今回、防衛予算の財源に使われようとしている、こういうお金の流れがあるんですね。ですから、予備費を余りにも多く用意してそれを国庫に返納すると、それが一般財源化してしまうので、防衛予算にも転用できるようになってしまう。

元々予備費は、財政法三十五条で、しっかり使途を決めなければ使えないことになっていますが、国庫返納というプロセスを経ることによって一般財源化してしまうという仕組みがあるようです。ですので、五兆円という莫大な規模の予備費を、やはりしっかりその必要性をきちんと丁寧に説明していただかないと、今、防衛予算の増額が議論される中で、政府の信頼というものが得られないのではないか、そういうふうに感じますので、なぜ四兆円という規模にしたのかをまず財務省に伺いたいと思います。

その上で、今後のコロナ、物価高対策を検討する上で、どのような不確実性が予見されているのか、これは後藤大臣の御認識を伺いたいと思います。

○金子大臣政務官　御質問ありがとうございます。

予備費等の件につきまして、根拠を質問をいただいたというふうに思います。

予備費の性格上でありますので、確たる見通しというものを今現時点で述べるのは非常に難しいことではありますけれども、一方で、新型コロナの感染拡大、また、物価の高騰、国民生活や事業の活動に大きな影響を与えるもの、世界的な景気後退、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクは十分に注視する必要があると考えております。

こうした点を踏まえまして、令和四年度当初予

算と同規模の、不確実性への対応余力五兆円を確保すべく、今年度の二次補正予算で計上させていただきましたウクライナ情勢経済緊急対応予備費一兆円を引き続き計上するとともに、コロナ、物価予備費については四兆円を計上させていただくこととといたしました。

なお、コロナ予備費、またコロナ、物価予備費については、令和三年度四・六兆円、令和四年度四・九兆円の使用を決定させていただいており、今般のコロナ、物価予備費四兆円という金額は、使用決定の実績との関係では必ずしも過大ではないものだというふうに財務省では考えております。

○後藤国務大臣　我が国の経済は、ウィズコロナの下で緩やかな景気回復が続いています。一方で、国民生活に身近なエネルギーや食料品を中心に物価上昇が継続していまして、国民生活や事業活動に大きな影響を与えています。

こうした中、世界的な物価高騰は、依然として予断を許さない状況であります。また、欧米各国の金融引締め等が続く中で、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクもあります。ウクライナ情勢の行方についてもいまだ不透明でありまして、内外経済への影響は予見し難いものがあります。

政府としては、こうした景気の下振れリスクに先手を打ち、我が国経済を民需主導の持続可能な成長経路に乗せていくため、総合経済対策、補正予算について進捗管理をし、更なる執行の加速を図っていくということで、今、対応中でございます。

その上で、今後の経済、物価動向等を注視して、予備費の活用も含めて、必要な政策対応についてはちゅうちょなく取り組んでいく、そういうことで考えております。

○浅野委員　過年度の予備費の、利用予定額が四・六兆と四・九兆なので、今回も五兆円というのはもっともらしいんですけれども、逆を言うと、五兆円、今年もそれと同じ規模の拠出を政府が考えているのであれば、それをしっかりと説明していただきたいですし、少しうがった見方をすれば、今年使ってしまえば次年度もそのぐらいの規模を計上することが正当化されてしまうような国会でのやり取りの慣習にもつながってしまいますので、これは今日だけではちょっと議論が足りませんが、今、予算委員会もやられておりますから、しっかりそちらでも議論を深めてまいりたいと思います。

ただ、私が今日指摘をさせていただきたいのは、この資料の一にありますように、余った予備費をこういうプロセスを通せば一般財源化していろいろな用途に活用できてしまうというルートがあることが、財政規律上問題ではないかというふうに思います。ですので、ここについては、予備費は国庫返納しても、その後、決算剰余金の中には含めずに、国庫返納して改めて予算をしっかり計上すべきだというふうに思いますので、是非、今予算委員会が開かれておりますから、ここは政府に、きちんとした財政規律の下で、防衛費の予算についても、きちっとした財源、そして国民の信頼を得られるようなお金の流れで予算案の策定をしていただきたいということを今日は申し上げさせていただきたいと思います。

続いて、ちょっと時間も迫ってきましたので、全世代型社会保障に質問を移したいと思います。

全世代型社会保障において、働き方に中立的な社会保障制度の構築を進めるとありますけれども、全世代型社会保障制度構築会議の報告書、資料の二と三に一部抜粋したものが掲載してあります。働き方に中立的な社会保障制度、これを見ますと、つまるところ、この制度の対象を、現状はフルタイムで働く正社員というものをモデルとしているものから、短時間労働者やフリーランス、ギグワーカーなどにも広げて、全ての勤労者を包含する制度を目指すものというふうに解釈をすることができると思います。

私が今日問いたいのは、あらゆる勤労者を包含する制度を目指すのであれば、中立的という表現よりも、包括的とか網羅的という言葉を使った方が適切なのではないかと思うんですが、なぜ中立的という言葉を選んだのか、政府の考えを伺いたいと思います。

○後藤国務大臣　今御指摘の中立的という言葉は、社会保障制度等の在り方によって個人の働き方の選択や労働市場全体がゆがめられるべきでないという趣旨で用いたものであります。

昨年十二月の全世代型社会保障会議の報告書においても、「雇用や働き方に対して歪みをもたらすことのない「中立的」な社会保障制度の構築を進め、制度の包摂性を高めることで、女性や高齢者をはじめ誰もが安心して希望どおり働き、活躍できる社会を実現していく必要がある。」とされているところであります。

中立的という言葉自身は、例えば制度、税制でもそうですけれども、そうしたものが社会行動等に影響を与えないような、そういう中立性、経済的にいえば中立性命題みたいな、そういうことを念頭に置いて使っていることでありますけれども、先生御指摘のように、我々も包摂性を高めることでというふうに言っておりますので、先生の御指摘と中立的と我々が言っていることにそう大きな違いもないように私には思えます。

同報告書では、こうした考え方に基づいて、被用者保険の適用拡大など、勤労者皆保険の実現に向けた各種の取組を着実に進めるべきであると指摘されておりまして、政府としては、報告書に基づいて必要な対応を着実に行ってまいりたいと考えております。

○浅野委員　大臣の答弁で、包摂的という意味合いが含まれているということで、やはり懸念をしておりましたのは、中立的といいますと、ある特定の対象、複数の対象のどれにも偏らないという意味で中立的というものも元は使われますけれども、包摂的との違いは何かというと、包摂的はあらゆる全ての立場を含む言葉ですが、中立というと、全ての立場を含まなくても、一定の複数の者というものを特定すれば中立的というのは成り立ってしまうんですね。

ですから、ある働き方や雇用に制限を設けようと思えば、その範囲の中で中立というのは成り立ってしまいますから、そうではないということを今日は確認させていただきたかったので、是非、そこの包摂的なという部分、できればそちらを使っていただいた方がいいのではないかと思いますが、確認はできましたので、是非その理念のとおりに制度の検討を行っていただきたいなというふうに思います。

ちょっと関連してですが、就業調整についても伺いたいと思います。

女性活躍や男女共同参画の観点から、夫婦の一方が就業調整をしている実態数、そして、なぜ就業調整をしているのか、その理由を政府はどのように把握しているのでしょうか。特に、年収の壁を理由とした就業調整のほか、各種行政支援策に係る所得制限を回避するための就業調整に関する実態についても、実態を把握しているものがあれば答弁に含めていただきたいと思います。

○岩佐政府参考人　お答えいたします。

まず、夫婦の一方が就業調整している実態数でございますけれども、総務省が公表しております就業構造基本調査の最新の結果によりますと、平成二十九年十月時点におきまして、配偶者がいる正規の職員、従業員以外の雇用者のうち就業調整をしております男性が約四十万人、女性は約三百八十六万人となっております。

○田中政府参考人　厚生労働省の令和三年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査の結果によりますと、配偶者がいるパートタイム労働者それから有期雇用労働者が就業調整をしている割合は一六・八％となってございます。

さらに、配偶者がいる就業調整をしているパートタイム労働者及び有期雇用労働者、この割合を一〇〇としまして、就業調整をした理由を複数回答で調査しておりまして、その結果を高い順に三つ申し上げますと、一定額を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者から外れ、自分

で加入しなければならなくなるからが五〇・八％と最も高く、次いで、自分の所得税の非課税限度額を超えると税金を払わなければならないからが四六・三％、一定額を超えると配偶者の税制上の配偶者控除がなくなり、配偶者特別控除が少なくなるからが三三・二％、この順となってございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

いわゆる年収の壁を理由とした就業調整が大変多くなっているということなんですが、本日の資料の四に掲載しておりますけれども、女性版骨太の方針二〇二二の中には「女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討」という項目がございまして、この中、少し字が小さいんですが、就業調整を選択する人を現行の社会保障制度が増やしているのではないか、こういった問題意識も記載されております。

この検討とされたのが昨年の六月の資料でございますので、この間の検討状況について、大臣の方から答弁をいただきたいと思います。

○小倉国務大臣　お答えをいたします。

御指摘をいただきました昨年の六月に策定した女性版骨太の方針二〇二二、これを踏まえまして、昨年十二月には、男女共同参画会議の下に設置されました民間有識者から成る計画実行・監視専門調査会において、関係府省出席の下、社会保障制度、税制等の議論を行ったところであります。

調査会においては、例えば、女性の就労を妨げる社会保障制度、税制等は男女間の賃金格差や少子化、高齢女性の貧困など様々な問題と関連しており、スピード感を持って見直しの検討を進めるべき、また、制度の改革は、雇用改革、年金、育児休業、税金など総合的に行っていくべきなど、様々な御意見をいただいたところです。

こうした御意見を受け止めながら、女性版骨太の方針二〇二三の策定に向けまして、各府省一体で引き続き検討を進めてまいる予定です。

○浅野委員　ありがとうございました。

こちらについては、また引き続き議論を深めてまいりたいと思います。

後藤大臣、小倉大臣はここまでですので、御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

ここからは、経済安全保障について、高市大臣にお伺いをさせていただければと思います。

まず伺いたいのは、セキュリティークリアランスについてでございます。

セキュリティークリアランスについては、高市大臣自身も高い課題認識をお持ちだと思うんですが、昨年から経済安全保障の議論をする中で、様々な必要性が議論されてまいりました。

現時点において、制度の導入に向けたどのような課題があるのか、大臣の御認識を伺いたいと思います。

○高市国務大臣　浅野委員がおっしゃるとおり、一定の経済に関する事項を含む重要情報を取り扱う者にセキュリティークリアランスを付与するという制度が日本にないということから、海外における政府調達、民間企業間の取引において、日本企業が不利な状況に遭うケースもございます。日本企業がビジネスチャンスを失ったり、共同研究から外されるようなことがあってはならないと考えております。

その上で、どういう課題、論点があるかというお尋ねなんですが、セキュリティークリアランスという制度の性質上、例えばクリアランスの過程における調査項目の在り方、それから情報漏えい時の罰則も含めた情報管理ルールの在り方、さらには友好国の制度との整合性、つまり、有効なものにならなきゃいけませんので、こういった点について丁寧に議論を進めていくことが必要だと考えております。

○浅野委員　ありがとうございました。

続いて、少し話は変わりますけれども、技術や人材の流出対策について伺いたいと思います。

日本から研究グループやエンジニアが他国に出て活動を行っているという報道を度々目にしております。我が国の研究予算や環境が他国に比べて劣っていることが指摘されているわけですけれども、これらの人材、技術の流出対策について、今後、経済安全保障の視点も含めてどのように対応していくのか。

是非、大臣には、科学技術の担当大臣、そして経済安全保障の担当大臣として、双方の視点から御答弁いただければと思います。

○高市国務大臣　我が国の技術的優位性の維持、確保、そして研究開発成果の軍事転用防止などの観点から、我が国が有する技術や人材の流出への対策を推進するということが重要でございます。

人材流出の対策としましては、やはり研究者が腰を据えて研究できる環境をつくることが極めて重要だと考えております。そのため、若手研究者が腰を据えて独創的な研究を長期間行うための挑戦的研究への支援によって研究環境を整備するということとともに、日本の強みを有する研究機関を世界のトップレベル拠点として拠点化し、外国からも優秀な人材を我が国に引きつけるような取組も進めてまいります。

技術の流出対策の取組としましては、外為法に基づく投資審査の強化や、いわゆるみなし輸出管理の強化、さらに、留学生、外国人研究者の受入れの審査強化のほか、研究インテグリティーの推進などに取り組んでまいりました。しかしながら、所管官庁と連携しながら、今後、必要に応じて対策は充実させていきたいと考えております。

○浅野委員　時間が僅かになってきてしまいましたので、ちょっと質疑の順番を変えまして、重要物資の保全について質問をしたいと思います。通告の番号は十三になります。

二〇二〇年十二月、中国では中国輸出管理法が施行され、軍用品やデュアルユース品などについて輸出を禁止できるような法律が制定されました。また、二〇二一年一月に公表されたレアアース管理条例案は、レアアースを戦略物資として位置づけ、採掘から輸出まで国が管理する内容となっておりまして、これによって、レアアースの輸出管理強化が今懸念をされております。

このように、特定の国に大きく依存している物資について、今後どのように我が国がその資源を確保していくことを考えているのか伺いたいと思います。

ちなみに、今朝の日経新聞には、レアアースについては、回収する技術を国内企業が開発をして、車のバッテリーから希金属を回収する技術、年間四万台分実施できるというような報道もありました。こうしたリサイクル技術を持つ国内産業の積極的な育成も一つの手段だと思っているんですけれども、現時点での大臣の御見解を伺いたいと思います。

○高市国務大臣　昨年この委員会で御審議いただいて五月に成立した経済安全保障推進法に基づきまして、国民の生存や国民生活、経済活動にとっての重要性や外部依存性といった要件を満たす物資を特定重要物資に指定して、サプライチェーンの強靱化を図るべく作業を進めております。

昨年十二月二十日に、レアアースを含む重要鉱物、肥料、また抗菌薬など、十一の物資を特定重要物資に指定しました。この具体的な対応につきましては、各物資の所管大臣が安定供給確保を図るための取組方針において定めております。

例えば、外部に過度に依存する物資や原材料などについて、レアアース、バッテリーメタルの新たな有望鉱床の探査、開発、また製錬施設の整備、能力強化、省レアアース磁石の開発などを進めてまいります。そして、主要な肥料原料であるリン安と塩化カリの備蓄、また、抗菌薬の原材料及び原薬の国内製造設備の導入ですとか備蓄体制の整備といった、民間事業者による取組への支援を通じて特定重要物資の安定供給確保を図ることといたしております。

そのための予算につきましても、令和四年度第二次補正予算において一兆円を超える額が措置されたところですので、現在、支援開始に向けた手続をできる限り速やかに進めているところでございます。

○浅野委員　終わります。どうもありがとうございました。

○大西委員長　次に、たがや亮君。

○たがや委員　れいわ新選組で比較的波穏やかな、たがや亮と申します。よろしくお願いします。

本日は、質問の機会をいただきましてありがとうございます。理事の皆様に御礼申し上げます。

さて、今日は、日本経済のV字回帰に資する質疑をさせていただきたいと思います。

日本は、二十五年以上のデフレに加えて、コロナ禍、戦争、円安、エネルギー、物価高の四重苦で、生活困窮者が更に続出しております。事業者の九九％を占める中小企業や家計を温め、個人消費を高めるための施策が急務と考えます。

その観点において、現在は、輸入物価高、エネルギー高騰によるコストプッシュインフレであり、景気回復によるものではないインフレで、実質デフレ下であり、消費税は事業者、消費者にとっての足かせになっていると思います。そして、消費税の性質、本質について、政治家を始め事業者、国民の多くが認識を間違っているのではないかと考えております。

そこで、まずこちらのパネル一を御覧ください。一般社団法人日本中小企業経営審議会という団体がありまして、昨年の十二月から今年の一月にかけて行った税に関する緊急アンケートで、千八十一社からの回答によると、景気回復のための消費税についてどう思うかという問いに対して、廃止すべき、四〇％、五％程度に引き下げるべき、三二％、現状で構わない、二五％、増税すべき、三％。廃止又は引下げが七二％で、引上げ容認は僅か三％です。

これが事業者の生の声ですが、大臣、このアンケート結果についての所見をお伺いします。

○後藤国務大臣　先般公表されました十二月の消費者物価の上昇率は総合、コアとも前年比で四％となりまして、国内企業物価の方は前年比で九・五％となるなど、今般の物価高は消費者の暮らし、そして中小事業者の経営に大きな影響を与えているというふうに考えています。中でも、中小企業につきましては、物価高による仕入れコストの上昇等、大変厳しい状況に直面していると認識しております。

こうした中、政府においては、これまで、ガソリン等の価格高騰対策や、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対する支援等、きめ細かな対策を重層的に講じてきております。

さらに、総合経済対策、補正予算に盛り込んだ電気、都市ガス料金の負担緩和策が、今月請求分、一月使用分から開始されまして、本年九月までに、標準的な世帯で約四万五千円負担が軽減される等、対策を強化しています。

また、中小企業対策等につきましては、引き続き資金繰り支援に万全を期すため、コロナ借換え保証制度の運用、パートナーシップ構築宣言の更なる宣言拡大、親事業者等の交渉……（たがや委員「手短にお願いします」と呼ぶ）はい。一覧にして初めて公表するなど、様々な対策をいたしております。

これらの対策を推進することで、中小企業を含めて、日本経済全体の再生につなげてまいりたいと思います。

なお、消費税については、社会保障制度を支える重要な財源であるために、政府としては減税を考えておりません。

○たがや委員　大臣、手短な答弁ありがとうございます。

大臣、やはり中小企業にとって消費税というのは重税感が強い税ですし、要するに、事業者は赤字でも消費税を払わなきゃいけない。法人税だったら利益のみに課税をされるんですけれども、消費税は利益に加えて人件費にまで課税されるというのが実態です。

それゆえ滞納も多く、税の滞納分の約五割を占めるのが消費税。制度自体がもう破綻しているんじゃないか、そのように言わざるを得ません。この状況を鑑みれば、消費税自体、日本人になじまない税なんじゃないかとすら思ってしまいます。

大臣の認識を是非改めていただき、消費税の廃止、少なくとも減税を検討していただければと思います。

ありがとうございます。大臣、お忙しいでしょうから、これで大丈夫です。

そこで、財務政務官に消費税の本質についてお伺いをいたします。

直接税と間接税の定義を端的にお聞かせください。そして、消費税は直接税、間接税のどちらに分類されるんでしょうか。

○金子大臣政務官　ありがとうございます。

まず、一般的に、直接税とは、納税義務者と税を負担する者が一致することを予定している税でございます。一方で、間接税とは、税負担の転嫁が行われて、納税義務者と税を負担する者が一致しない予定をされている税のこととされております。

その上で、消費税はどちらに当たるかという御質問でございましたけれども、消費税に関しては、価格への転嫁を通じて最終的には消費者が負担することを予定しているものでありまして、事業者が売上げに係る税額から仕入れに係る税額を控除して納税するという仕組みであるため、間接税に該当すると考えられております。

○たがや委員　ありがとうございます。消費税は間接税なんですか、本当に。

パネル二を御覧ください。向かって左側が消費税法の条文です。右側の方がその他の間接税の条文になりますけれども、黄色い部分、ちょっと読ませていただきます。

消費税法の条文において、事業者は消費税を納める義務がある。そして、右側の方、入湯税、ゴルフ場利用税、印紙税、これらは、消費者が納めるものと記載されています。

ということは、要するに、大事なことは、これは納税の主体はどこにあるかということなんです。この条文を見る限りは、消費税は事業者が納めるものとありますから、直接税なんじゃないですか。違いますか。政務官のおっしゃる間接税というのは、認識に間違いがないですかね。こういう認識が多くの国民に誤解を与えているのではないかと思います。

次のパネル、パネル三ですけれども、こちらは平成二年、まあ、よく世間では消費税は間接税だから預かり税だと言われたりしますが、この平成二年の東京地裁の、当時の大蔵省の主張ですね。黄色い部分を読ませていただきますが、これは何の裁判かというと、民間が国を相手取って、仕入れ税額控除はおかしい、消費税を全額納めない事業者はピンはね、横取りだろうなどと訴えた裁判です。

それの判決がもう出ていますけれども、こちらには、事業者が取引の相手方から収受する、受け取る消費税相当額は、あくまでも当該取引において提供する物品や役務の対価の一部である、事業者が取引の相手方から収受した消費税相当額の一部が手元に残ることになっても、税額の一部を横取りすることにはならないとあります。

要するにピンはねではない、すなわち、益税、預かり税ではないと言っています。また、消費税は売上金の一部であり、預り金ではないということになります。

そこで、政務官にお伺いします。消費税は、旧大蔵省が主張したとおり、預かり税じゃないですか。それでよろしいですか。

○金子大臣政務官　ありがとうございます。

多くの皆様方に誤解を与える答弁を過去ずっとさせていただいているのかもしれませんが、預り金的な性格でありまして、預かり税ではありませんというような答弁を過去ずっと財務省はさせていただいております。

○たがや委員　じゃ、預かり税でないということでよろしいですね。よろしいですか。

○金子大臣政務官　その認識で結構でございます。

○たがや委員　じゃ、預かり税じゃないということで私の見解と一致しておりますので、要するに

2023年3月10日
内閣委員会
（質疑要旨）

総理から都道府県への指示権発動可能要件の緩和について

2023.3.10（Fri）内閣委員会（新型インフル特措法及び内閣法の一部改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●本改正により、まん延防止等重点措置、緊急事態宣言の発出前から政府対策本部長（内閣総理大臣）が都道府県知事等への指示を出せるようになる。

●国に権限を与え、都道府県知事の権限を制限する可能性がある。

●都道府県毎に状況や対策が異なるため、都道府県知事に権限を与えることに重点を置くべき。

委員会での浅野の発言要約

「事前に都道府県知事等と意見調整を行い、できるだけ総理の指示権発動を回避してほしい。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「初動期は国と地方の一体的な対応が重要となる。一方的な対応を前提にするものではなく関係者と連携を密にした国の対応が、全体としての感染対策を円滑にする。」

後藤大臣

都道府県知事から事業者等への命令発出の要件について

2023.3.10（Fri）内閣委員会（新型インフル特措法及び内閣法の一部改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●都道府県知事が命令を発出できるのは「特に必要があると認められた時」であるが、それを判断する基準は、政令で定めるとされている。

●政令で定めることにより、都道府県知事の裁量や臨機応変な対応が阻害される可能性がある。

●今後、未知の感染症に対応するためには、ある程度の柔軟性が必要と考える。

委員会での浅野の発言要約

「未知の感染症が発生した場合、命令の対象業種や措置内容がこれまでと同じとは限らない。臨機応変に対応できる柔軟性を法律上確保しておくべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「今後、必要な命令の発出を制約することがないように、機動的な運用も踏まえて、政令の内容を丁寧に検討していく。」

後藤大臣

2023年3月10日
内閣委員会
（質疑要旨）

有事に備えた平時からの情報基盤の整備について

2023.3.10（Fri）内閣委員会（新型インフル特措法及び内閣法の一部改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●新たに設置される内閣感染症危機管理統括庁の業務として、政府行動計画等に基づく各省庁の準備状況のチェック及び改善がある。

●政策決定における科学的根拠を示すためには、迅速なデータ収集や分析が不可欠。

●これまでHER-SYSやVRS、COCOA等のさまざまなシステムが開発されてきたが、連携不足や機能不全等の問題があった。

委員会での浅野の発言要約

「有事の際に迅速なデータ収集や分析を行うために、平時からシステム連携やデータ基盤の整備を政府行動計画に加えておくべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「デジタル化の推進に取り組むことは重要。現行の政府行動計画にはシステム等について記載がないので、情報基盤の整備について盛り込むように検討していく。」

後藤大臣

第二百十一回国会　衆議院　内閣委員会議録　第五号

令和五年三月十日（金曜日）

午前九時二分開議

出席委員

委員長　大西　英男君

理事　井上　信治君　理事　神田　憲次君

理事　藤井比早之君　理事　宮路　拓馬君

理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君

理事　阿部　司君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　池田　佳隆君

石橋林太郎君　石原　宏高君

尾﨑　正直君　大岡　敏孝君

大野敬太郎君　加藤　竜祥君

勝目　康君　工藤　彰三君

小寺　裕雄君　塩崎　彰久君

杉田　水脈君　鈴木　英敬君

田野瀬太道君　平　将明君

中野　英幸君　中山　展宏君

平井　卓也君　平沼正二郎君

深澤　陽一君　牧島かれん君

松本　尚君　中谷　一馬君

太　栄志君　本庄　知史君

馬淵　澄夫君　山岸　一生君

岩谷　良平君　浦野　靖人君

堀場　幸子君　河西　宏一君

福重　隆浩君　浅野　哲君

塩川　鉄也君　緒方林太郎君

大石あきこ君

国務大臣（新型コロナ対策・健康危機管理担当）　後藤　茂之君

内閣官房副長官　木原　誠二君

厚生労働副大臣　羽生田　俊君

内閣府大臣政務官　鈴木　英敬君

内閣府大臣政務官　中野　英幸君

内閣府大臣政務官　尾﨑　正直君

総務大臣政務官　国光あやの君

厚生労働大臣政務官　本田　顕子君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　黒田　秀郎君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　下田　隆文君

政府参考人（内閣官房内閣参事官）　井関　至康君

政府参考人（内閣官房行政改革推進本部事務局次長）　七條　浩二君

政府参考人（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室次長）　柳樂　晃洋君

政府参考人（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室内閣審議官）　菊池　善信君

政府参考人（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室内閣審議官）　岩松　潤君

政府参考人（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室内閣審議官）　田中　仁志君

政府参考人（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室内閣審議官）　實國　慎一君

政府参考人（内閣府健康・医療戦略推進事務局長）　西辻　浩君

政府参考人（デジタル庁審議官）　内山　博之君

政府参考人（総務省大臣官房総括審議官）　鈴木　信也君

政府参考人（総務省大臣官房審議官）　的井　宏樹君

政府参考人（財務省主計局次長）　中村　英正君

政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　安彦　広斉君

政府参考人（厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官）　浅沼　一成君

政府参考人（厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官）　佐々木昌弘君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　大坪　寛子君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　鳥井　陽一君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　野村　知司君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　斎須　朋之君

政府参考人（中小企業庁次長）　飯田　健太君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

三月十日

辞任　池田　佳隆君　杉田　水脈君　鈴木　英敬君

補欠選任　深澤　陽一君　石橋林太郎君　加藤　竜祥君

同日

辞任　石橋林太郎君　加藤　竜祥君　深澤　陽一君

補欠選任　杉田　水脈君　塩崎　彰久君　大岡　敏孝君

同日

辞任　大岡　敏孝君　塩崎　彰久君

補欠選任　池田　佳隆君　勝目　康君

同日

辞任　勝目　康君

補欠選任　鈴木　英敬君

三月十日

日本軍慰安婦問題の真の解決に関する請願（赤嶺政賢君紹介）（第二三二号）

同（笠井亮君紹介）（第二三三号）

同（穀田恵二君紹介）（第二三四号）

同（志位和夫君紹介）（第二三五号）

同（塩川鉄也君紹介）（第二三六号）

同（田村貴昭君紹介）（第二三七号）

同（高橋千鶴子君紹介）（第二三八号）

同（宮本岳志君紹介）（第二三九号）

同（宮本徹君紹介）（第二四〇号）

同（本村伸子君紹介）（第二四一号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出第六号）

○大西委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣官房内閣審議官黒田秀郎君外二十一名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔宮路委員長代理退席、委員長着席〕

○福重委員　是非よろしくお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

今回の法律改正案に直接関係はございませんが、コロナ禍において、自治体や保健所で働く保健師さんについて問題が浮かび上がってきました。これから御紹介する新聞報道では、保健師さんが大変な御苦労をされていた記事であり、衷心より感謝と敬意を表したいと思います。新型コロナのパンデミックにより、一部の保健師さんがアイデンティティークライシス、いわゆる自己喪失にあるとの記事であります。

幾つかの保健師の声を紹介します。

本来の保健師の業務は、地域での健康相談、健診や家庭訪問活動での病気の予防、高齢者や障害者の生活環境の整備や介護予防教室での講師など、地域の保健活動は多岐にわたり、かつ、地域住民の保健活動のため重要な仕事をしている自負があります。しかし、新型コロナの襲来で、地域での保健活動が結果後回しになってしまった。早朝から深夜まで新型コロナの対応に追われ、心身共に疲弊し、第三波を迎えた二〇二〇年の年末は、保健所で新年を迎えた保健師もいました。さらに、三十代の女性保健師は、数をこなすだけの仕事に意味があるのだろうかと自問自答したそうです。

このような過酷を極めた保健師さんが多くいることは間違いありません。その結果、アイデンティティークライシス、自己喪失に陥ってしまっているとの報道でありました。

この状況は、保健師さんだけではなく、医療従事者の皆様など、多くの方が感じていると思います。是非、保健師さんや医療従事者の皆様のメンタルヘルスケアを国が責任を持って取り組んでいただきたいと思いますが、御見解をお伺いいたします。

○鳥井政府参考人　お答えいたします。

感染症対応の中で、保健師や医療従事者が安心して働くことができるよう必要な環境を整備する、これに併せましてメンタルヘルス対策もしっかり進めていくことが必要であると考えております。

厚生労働省といたしましては、保健師へのメンタルヘルス対策として、地方自治体に対し、適切な業務管理の重要性に加えまして、セルフチェックや相談窓口の設置等の有効な取組の実例をホームページやウェブ説明会等によりお示しし、取組を支援しているところでございます。

また、医療従事者一般のメンタルヘルス対策については、専門的、総合的な支援を行うために、各都道府県に医療勤務環境改善支援センターを設置しておりまして、これを通じ、医療機関に対してストレスチェックの着実な実施を促し、勤務環境改善に関する周知啓発等を行っているところでございます。

これらの取組により、保健師や医療従事者のメンタルヘルス対策が適切に行われるような体制の確保に努めてまいります。

○福重委員　ありがとうございました。

私、コロナ禍から一年半、県会議員を務めておりました。そういった中で、本当に、今言いました市町村の保健師さん、そしてまた県庁の職員、そして医療従事者の皆様が大変な思いでこの三年間を戦い抜いてくださいました。その感謝を持って、政府としては、今後もそういった人たちを支え守る体制というものをしっかりと維持していただきたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○大西委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、四十分間という時間をいただきました。後藤大臣、よろしくお願いいたします。

本日は、新型インフルエンザ特措法等の改正についての議論ということで、まず、先ほどから各委員の皆様も触れていますけれども、国内で新型コロナウイルス感染症が発生してから三年余り、そして明日は、三月十一日、東日本大震災から十二年という時が経過をいたします。

やはり、この間、様々な自然災害やこうした感染症が国内で発生をいたしまして、そのたびに我々は多くのことを教訓として学んでまいりました。

今日、私が意識をしながら質疑をさせていただきたいと思うのは、やはり平時からの備えが重要であることと、そして初動対応の迅速性や的確性につながるためには何をすべきかという観点でございます。そこについては、やはり現場への権限移譲であったり、現場を信じて、そして国は、ラストマン意識を発揮しながら、しっかり責任を取り、地域を支えること、この意識が大変重要なんだろうというふうに思っております。

その観点で、まず最初に、一問目に入りたいと思うんですが、今回の新型インフルエンザ特措法改正案の内容を見ますと、初動期において、政府と都道府県が一体となって危機対応をする仕組みを実現するために、本法案では、国の権限強化が必要ということとされております。

発生地域の実態を踏まえ、機動的かつ柔軟に判断するのであれば、私は、国の権限強化、権限の見直しというものも必要だと思うんですが、むしろ都道府県知事、都道府県の権限強化こそ必要ではないかというふうに感じておるんですけれども、今回の法案の中身を見てみますと、後ほど触れますが、総理の指示権を発動できる時期を前倒ししたり、あるいは都道府県が命令権を発動する要件を更に政令で定めるといった、国の権限が大きくなり、都道府県の権限が、小さくなるとまでは言いませんけれども、制約を受けるような内容になっているように感じられます。

まず一問目に伺いたいのは、都道府県の権限強化についてどのように大臣が考えていらっしゃるか、その点についてお伺いをいたします。

○後藤国務大臣　インフル特措法は、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速に蔓延をして、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑みて、その対策の強化を図って、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となることを目的として、そういう事態の中で運用されるわけです。

そのためには、昨年六月の新型コロナウイルス感染症対策に関する有識者会議報告書でも指摘されておりますけれども、初動期等において、政府と都道府県が一体となって危機対応ができる仕組みづくりが必要である。

今回の法改正案では、政府対策本部長、これは内閣総理大臣ですが、都道府県知事に対して行う指示権について、政府対策本部が設置されたときから、蔓延防止等重点措置時や緊急事態宣言時でなくても行うことを可能とするということを内容としているわけです。

今先生の御指摘でございます。新型インフルエンザ対策においては、感染症法や特措法等に基づく感染症対策の実務を担い、各地域の感染状況等をよく知る都道府県知事、これが重要な役割を果たしているということは、私も肝に銘じて、理解をしているつもりであります。

そして、こうした都道府県知事との連携は非常に重要なことだというふうに考えておりますけれども、当初の、こうした初動期における新型インフルエンザ等に対する対応という、急速に蔓延し、国民生活が脅かされるような時期のときの対応についてのことでございますので、道府県知事との連携を強めながら、今後とも、緊密に連携して、国、地方一体となって取り組んでいくことが望ましいと思います。

○浅野委員　今御答弁いただいたんですけれども、大臣も、都道府県知事の権限、都道府県知事と国との連携というのが非常に重要だという認識はお持ちだということなんですが、答弁の中でも触れていただきました、令和四年六月に、新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議の中で、次の感染症危機に向けた主な中長期的課題の中に、確かに、今大臣がおっしゃった、政府と都

道府県が一体となって危機対応ができる仕組みづくりが必要という見解が記載をされておりますが、じゃ、なぜそういう見解に至ったのかという背景を遡ろうとしても、なかなか、なぜそう思うに至ったのかという根拠の部分の情報というのが、どうも今回見当たらない、薄いのではないか、そういうふうに感じております。

私の手元の資料にございますのは、感染拡大を防止するために使用制限をかけるべき対象施設、そして時短要請の在り方などについて、政府と都道府県との調整が難航した事例があったとだけ書いてあるんですね。ただ、難航した事例があったのかもしれませんが、だからといって、すぐに総理の指示権の発動時期を前倒しして、都道府県を従わせるような仕組みをつくってしまうのが本当にいいことなのかどうか、ここに疑問を持っているわけでございます。

次の質問に移りたいんですが、この法案の二十条に、政府対策本部長、つまり総理大臣の指示権についての規定がございます。

まず伺いたいのは、総理の指示権の発動可能時期を前倒しすることが必要だと言えるような立法事実がこれまであったのかどうか、まずそこを確認させていただきたいと思います。

○柳楽政府参考人　お答え申し上げます。

議員自身の御説明の中にも出てまいりましたように、昨年六月の有識者会議報告書の様々な課題、指摘の中に、緊急事態宣言また蔓延防止等重点措置の公示がされていない感染初期段階においても政府と都道府県の間で調整が難航した事例があった、こういう記載がございます。

これは具体的にどういう事例かと申しますと、これも議員から御紹介もございましたが、施設の使用制限の要請対象とするのか、あるいは事業の継続を認めるのかということに関して、特定の業種を、例えば、具体的に申しますと、ホームセンターや理美容を感染拡大のおそれのある施設として使用制限をしていくのか、それとも、国民の生活に必需なサービスの提供施設であるので事業の継続を求めていくのか、そういう観点から国と都道府県との間で調整が難航したという事例、これが、同じ有識者会議の報告書に、ファクトをまとめた部分において記載されている。こういったことが、冒頭申し上げた、政府と都道府県の間で調整が難航した事例があったということでございます。

こういったことを踏まえまして、これ自体は一か月も二か月も調整が続いたということではなく、当然、政府対策本部長の指示を受けて初めて解決したというようなものではなく、いずれにせよ解決をしていったわけですけれども、若干時間がかかり、このときは緊急事態宣言が出てから解決したという、若干不手際なような事態が生じたという形ではありますけれども、一定の期間の間に解決をいたしましたが。

制度的な裏打ちがないと、最終的に総合調整をしても合意に至らない、また、政府として新型インフルエンザ対策を要請しても都道府県との間で調整がつかないというケースが当然起こり得るわけで、そのときに、蔓防あるいは緊急事態宣言が出ていない場合に、最終的に政府の意思を全国、その都道府県だけではなくて、全国の感染拡大防止を実効的に行うために、早期に、迅速に方針を確定していく、そういう手段が必要であるということを踏まえまして、冒頭申し上げているような、政府対策本部が設置されたときから、蔓延防止重点措置、緊急事態が出ていない場合であっても、対策本部長の指示権について行使することができるようにする、そういう規定を盛り込んだわけでございます。

○浅野委員　次の質問に移る前に、今の部分の具体例をもう少し詳しく教えていただきたいんですが、今、ホームセンターと理美容業界をその要請の対象とするかしないか、あるいは時短営業をどこまで要請するかしないかという点で国と都道府県の見解が不一致だった例があったということなんですが、東京都などが当時そういう該当自治体だったのかもしれませんが、じゃ、国が対象とすべきと言っていたのに、都道府県が、いや、それは対象とすべきではないと言っていたのか、あるいは、都道府県が対象とすべきだと言っていたにもかかわらず、国が対象にすべきではないと言っていたのか、どちらなんでしょうか。

○柳楽政府参考人　事実関係といたしましては、政府としては、国民生活の安定的な生活の確保という観点から、ホームセンターや理美容を提供する事業者の事業継続が望ましいのではないかという立場であり、都道府県の方としては、施設の使用制限を要請したいということで、調整に時間がかかったという経緯でございます。

○浅野委員　つまりは、都道府県の方がより厳しい対応をしようとしていたのに対して、国が生活の維持を理由にそれをすべきではないというふうに主張していたということなんですけれども、感染拡大を防止するという観点でいえば、前者の方、都道府県の方がより抑制的、感染防止に対して強力な措置を取ろうとしているというわけでありました。

最終的には、協力金などの補償をする、補償といいましょうか、支援をすることによって、国民生活を支えながら社会活動の抑制というのをその後行うことになったわけですけれども、であれば、やはり当初から、都道府県の判断に委ねていた方がよかったのではないかという見方も今できるわけです。

次の質問なんですが、こうした事例を聞いてみますと、本当に、本法の第二十条の規定に基づいて、対策本部長が指示権を初期から発動させた場合に、間違いなくよい結果につながるのか、どのような結果になるのか、私は予測が難しいと思うんですけれども、総理の指示権に無理やり都道府県を従わせるという法のたてつけにしてよいのでしょうか。どのような効果を政府が期待しているのか、お伺いをしたいと思います。

○後藤国務大臣　感染症対応の初動期から政府と都道府県が一体となって危機対応ができるという仕組みを整備することは重要だろうというふうに考えます。

そのため、今回の法改正案では、まさに今議論になっているような都道府県知事等に対して行う指示権についても、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、一定の要件に該当する場合は、政府対策本部が設置されたときから行うことができるようにする、そういうことを申し上げているわけでございます。

早期に感染拡大を、全国的な、あるいは地域的な広がりを持って進めていくために、国、地方が一体となって感染症危機に迅速的確に対応できることが重要だと思います。

それから、規定を作ったからといって、必ずすぐに発動されるわけのものでもないと思います。政府対策本部長が特措法に基づく総合調整を行った事例は、時期に関係なく、これはありません。

ですから、そういうような形で話をまとめるという最終的な手だての中できちんと地方と国が話をしながら進めていくということが、これは基本ではあるとは思いますけれども、そういう措置を担保しておくということは必要なのではないかというふうに考えています。

○浅野委員　今、大臣の方からも、指示権を発動できるということであって、必ず発動するわけではないということを触れていただきましたけれども、ちょうど次の質問で聞こうと思っていたんですが、であるならば、政府対策本部長が指示権を発動するよりも前に、事前に各府省庁の長や都道府県の知事と調整を行って、できるだけ指示権発動を回避しながら、全体が同じ方向を向いて対応していけるような仕組みが準備されていると思っていいんでしょうか。そういった調整を行っていただけるということでよろしいんでしょうか。

○後藤国務大臣　今回の法改正案で、発動可能時期を政府対策本部の設置時に前倒しをする政府対策本部長の指示権、二十条第三項でありますけれども、これは、新型インフルエンザ等の蔓延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、基本的対処方針に

基づき、指定行政機関の長及び都道府県等が実施する新型インフルエンザ等対策に関して、政府対策本部長による総合調整が行われても所要の措置が実施されない場合であって、新型インフルエンザ等対策を的確迅速に実施するため特に必要があると認めるときに行使することが可能というふうに規定をしておりますので、いずれにせよ、総合調整が行われた上でなされるものであるという意味においては、今先生が御指摘いただいた、一定のコミュニケーションが図られているという事態の上で指示がなされることが前提になっているというふうに考えております。

いずれにしても、こうした規定を設けることをもって、一方的な対応を前提にするものではなく、各府省や各都道府県の関係者と連携を密にした国の対応が全体としての感染対策を円滑に進めていく道だというふうに思っております。

○浅野委員　国と都道府県でよく、総合的な調整をするのが今回立ち上げる統括庁の役割だとも思いますので、その部分は是非お願いしたいと思います。

続いての質問ですが、新型インフルエンザ特措法の三十一条の六そして四十五条では、都道府県知事による事業者あるいは施設管理者に対する要請権あるいは命令権といったものが規定をされております。

今回、対策本部長である総理の指示権の発動可能時期は前倒しをされることになるという内容なんですが、都道府県知事の要請そして命令の権限発動可能時期というものについては前倒しの規定はございません。

私、事前の通告では、命令権について前倒しということを書いて通告をさせていただいたんですが、せめて要請だけでも事前に、蔓延防止等重点措置あるいは緊急事態措置の発動以前から予防的に発動できるようにすることはできなかったんでしょうか。そういったことは考えられないんでしょうか。御意見を伺えればと思います。

○後藤国務大臣　命令発出をまず申し上げると、事業者の自由や権利をこれは一定程度制限するものであることは確かでありますので、蔓延防止等重点措置又は緊急事態宣言が発出されている状況において一定の要件を満たす場合に発出することが可能となっているわけでありまして、このため、蔓延防止等重点措置、緊急事態宣言が発出されていないような時点で事業者への命令発出を可能とするということについては慎重に検討するべきだというふうに考えているわけであります。命令発出については、そういう意味で、これはある程度法律に基づく措置としてこのようにいたしております。

御趣旨からいうと、要請等ができないかというようなことはあろうかと思いますけれども、いろいろな形の、要請ということであれば、特措法においても、いろいろな、もう少し前のレベルで要請を出すこともできる仕組みにはなっておりますので、いろいろその辺のところは、命令権限の発動ということで、今回、そういうところについてはちょっと難しいということであります。

○浅野委員　ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思いますが、もう少し都道府県の命令権について掘り下げていきたいと思います。

今回の法改正の中で、都道府県知事が施設管理者や各事業者に対して命令権を発動させるときの要件として、新たに、政令で定める事項を勘案してという文言が追記をされました。

まず伺いたいのは、勘案をするというのは、どこまで知事の判断を制約するものなのか。法技術的な話になりますので、こちらは参考人でも答弁は構わないんですが、勘案してというのは、どこまで知事の判断を限定するものなのか、どのように捉えればいいのか、まず、その点、答弁いただければと思います。

○柳楽政府参考人　お答えいたします。

御指摘の法改正案の規定、これも、有識者会議の報告書におきまして、都道府県の特措法に基づく措置について、個々の事例についての判断がより迅速的確に行えるよう、国が適切な運用の在り方について基準や指針を示すことが重要であるとの指摘を踏まえて盛り込んでいるものでございます。

具体的には、次の感染症危機に備えて、命令等の措置の実効性を向上させるため、政令に、都道府県知事が事業者に対して命令を発出する際の判断に係る勘案事項を規定するための委任規定を設けたものでございます。

お尋ねの、勘案してという文言の意味でございますが、事業者に対して都道府県知事が命令を発出する際の要件である、特に必要があると認めるとき、これは法律にそう規定されておりますが、それに該当するか否かを都道府県知事が判断する際に、様々な事項を総合的に考慮して判断していくということになりますが、その際の考慮要素を政令で具体的に規定していくということでございます。

○浅野委員　御答弁ありがとうございます。

特に必要があると認める場合だけでは足りず、政令で定めた事項を考慮した上で特に必要があるかどうかを判断してくれ、そういうことなんだというふうにおっしゃったと思うんですけれども。

条文をもう少し詳しく見てみますと、まず、蔓延防止等重点措置に係る要請を出す時点で、政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、つまり、どういう業態の人に対して要請を出すかどうかをまず政令で定めているということですね。その次に、政令で定める措置を講ずるよう要請することができる、つまり、措置の内容についても既に政令で定められているんですね。それでもお願いしたことを聞いてくれなかった者に対して、今度は、特に必要があると認める場合には命令をすることもできるということで、もうかなり、事前、要請の段階から、要請をする相手、そして要請をできる内容については政令で定めていますから、それでも更に命令をするときに、政令で何かを定めてそれまで考慮しろというのは、都道府県知事の裁量がもうほぼないんじゃないかというふうに感じるわけですけれども。

これから内閣感染症危機管理統括庁を立ち上げて、この組織が対峙すべきは未知の感染症というのも含まれます。未知の感染症になった場合に、じゃ、どういう対象にどういう措置をお願いするかというのは、必ずしも、これまでの蓄積された知見の延長線上にあるとは限らないと思うんですね。一定程度の柔軟性というのも、臨機応変に対応できる柔軟性というのも法律上確保しておくべきではないかと思うんですが、今回は更に知事の判断の幅を狭めるような改正になっているのが、非常に懸念点としてございます。

ここまで話した上で、今回のこの、更に政令で定めるという部分、都道府県知事の裁量性、臨機応変な対応を阻害してしまうのではないか、この点について見解を伺えればと思います。

○柳楽政府参考人　ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが、今先生の御指摘があった、もう既に政令で定める場合というような規定があった上でというような御指摘がありましたが、今読まれているのは今回の改正条項とは違う条項でありまして、同じ三十一条の六でありますけれども、一項のところを今先生は御指摘をされたのだと思います。

今回、我々が改正しようとするところは、三十一条の六の一項ではなくて、三十一条の六の三項の部分で、ここは今、政令で定める事項とかそういうのが全くなくて、単に、特に必要があると認めるときに限りというだけの条文になっておりまして、それについて都道府県知事の勘案事項を明確化していく、そういう改正を行っております。

○浅野委員　御確認いただいて、ありがとうございました。

そのとおりです。私が指摘をさせていただいたのは、まず、政令に基づき要請をして、それでもなおかつそれを実行しない者に対して命令ができるというたてつけでしたから、要請をする段階である程度政令で定められた事項の範囲内になって

いたわけで、かなりの限定がかけられていました。さらに、それでも言うことを聞いてくれない者に対して命令をする際に更に政令で限定をかけることが、本当に臨機応変な対応につながるのか、ここを指摘させていただいたわけでございますので、第一項の政令については特段問題視はしてございませんが、第三項において追加的に政令を定めるということが問題なのではないか、これが私の質問の趣旨でございます。

○後藤国務大臣　私は、先生の御趣旨、正しく受け止めていたつもりであります。

有識者会議で議論をされましたのは、都道府県の特措法に基づく措置について、個々の事例についてより早く判断が迅速的確に行えるようにするためには、ある程度、国が適切な運用の在り方だとか基準だとかそういうものを示す必要がある、そういう指摘もなされておりまして、そうした指摘を受けたことを踏まえた対応であります。

命令発出の要件である、特に必要があると認めるときに該当するか否かを、勘案すべき事項を政令で書いておくということでありまして、都道府県知事が命令を行うに際して、個々の事例についての判断をより的確に行えるようにということであります。

それで、問題は、どの程度の政令の書き方になるかということが先生の御懸念に影響が出てくることだというふうに思います。そういう意味におきましては、今後、必要な命令の発出を制約することがないように、先生の御懸念に触れることがないように、機動的な運用が行えるようにすることも重要であるということを考えて、この政令の内容は十分丁寧に検討してまいりたいと思います。

○浅野委員　大臣、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

時間が少し短くなってまいりましたので、一問飛ばさせていただいて、続いて、統括庁について質問をさせていただきたいと思います。

まず、政府は今回、内閣感染症危機管理統括庁の業務として、新型インフルエンザ等対策政府行動計画等に基づく各省庁の準備状況のチェック及び改善を行うこととしております。各省庁は、これらの点検や改善によって、常に即応体制を整えておく必要があると感じております。

この即応体制というところが私は非常に肝だと思っているんですけれども、具体的にどのように、この行動計画に基づくチェックと改善によって即応体制に結びつけていくのか。現在政府で検討されている内容について教えていただきたいと思いますし、是非、この点検や改善というプロセスがどの程度の頻度で行われていくものなのか、教えていただきたいと思います。

○柳楽政府参考人　御指摘の、いわゆるＰＤＣＡサイクルの回し方ということになると思います。

今般のコロナ対応の経験ですとか、あるいは昨年六月の有識者会議の報告書を踏まえまして、政府行動計画等の内容を充実をさせ、これに基づいて各省庁や都道府県において充実した訓練や有事への備えに係る業務を着実に実施するとともに、また、それらが有事に機能するものとなっているかを統括庁において点検し、更なる改善を行うこととしているものでございます。

平時において、こうしたＰＤＣＡサイクルを着実に推進できるよう、統括庁の体制について、これまで、新型インフルエンザ等対策室、コロナ以前の組織でございますが、よりも増員をいたしまして、三十八人を確保するということといたしているところでございます。

また、今後の政府行動計画の見直しの中で、いわゆるＰＰＥ、個人防護具等の医療用物資の具体的品目や備蓄数量について具体的に記載をする、また、訓練の内容を見直して、より実践的なものとすることなどを検討するとともに、また、これらのチェック、改善の頻度についても今後検討を加えまして、平時の備えが有事においてしっかりと機能するものとなるように取り組んでまいりたい、このように考えてございます。

○浅野委員　次の質問に移りたいと思います。

続いては、統括庁が平時からどのような情報を収集し、把握しておくべきかという質問になるんですけれども、まず、新型インフル特措法の第十四条では、厚生労働大臣に様々な報告義務を課す規定がございます。例えば、罹患した際の病状の程度に関する情報であったり、感染症の発生状況、あるいは感染症の動向や原因に関する情報、そして感染症の予防や治療に必要な情報、その他必要な情報、こういった様々な情報を調査、収集して、厚生労働大臣が対策本部長である総理に報告をする義務が規定をされてございます。

ただ、実際には、厚生労働大臣が直接、調査、情報収集を行うのではなく、都道府県に対して、それらの情報収集作業というのが協力要請という形で行くことになります。

私は、この三年間の反省として、例えば、この間、ＨＥＲ－ＳＹＳであったり、ＶＲＳ、そしてＣＯＣＯＡといった様々な情報システムが開発されてまいりましたが、一部、連携不足であったり、機能不全といった多くの問題があり、決して、全体で見たときに、それぞれ、包括、それらで集めた情報を統合的に管理、把握するような手段がこれまであったとは感じておりません。

ですから、これから統括庁を設立するに当たっては、有事の際に迅速なデータ収集や分析を行うためにも、平時からしっかりそうしたデータを収集し、連携させ、統括庁として全体の状況を把握できるようなシステムの、情報基盤の整備が求められると思うんですけれども、聞くところによると、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に含まれていない、この情報システムの構築に向けた内容が。これは是非含めるべきではないかなというふうに思うんですが、是非、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○後藤国務大臣　今委員から御指摘いただいたデジタル化の推進、これをしっかりと取り組むことは重要なことだというふうに考えております。

現行の政府行動計画には、御指摘のような、今般のコロナ禍において新規に開発、使用された医療システム等について記載はなされておりません。おっしゃるとおりでございます。

今般の新型コロナウイルス感染症への一連の対応を振り返る中で、政府行動計画においてこうした情報基盤の整備について盛り込むように、検討してまいりたいと思います。

○浅野委員　前向きな御答弁、ありがとうございました。大変重要なことだと思いますので、是非よろしくお願いしたいと思います。

最後の質問になるかと思いますが、政府参考人の方に伺いたいと思います。

情報システムの関係で、厚生労働省が、新型コロナウイルス感染症が流行するよりも前に、パンデミックを想定した症例情報迅速集積システム、ＦＦＨＳというシステムに研究予算を投じて開発をしたということを伺っております。このシステムは、医療機関や保健所などで診断された感染症の症例情報を迅速に集積し、分析することで、感染症の発生動向を把握することを目的として開発されたものなんだそうです。

まさに新型コロナのときなどに活用されればよかったのではないかというふうに思うわけですが、ただ、実際に活用されてはいなかったということを伺いました。なぜ活用しなかったのか。是非、その理由について教えていただきたいと思います。

○鳥井政府参考人　お答え申し上げます。

御指摘の症例情報迅速集積システム、ＦＦＨＳと呼んでおりますけれども、これにつきましては、平成二十二年度より厚生労働科学研究において検討されておりましたが、新型コロナの発生当時において研究段階にとどまっておりまして、開発、運用は行っていないものでございます。

それで、お尋ねの本システムが活用されなかった理由ということでございますけれども、このＦＨＳの目的は、患者の年齢、性別等の最低限必要不可欠な情報を迅速に共有することとしている一方で、今般の新型コロナ対応におきましては、患者の年齢や性別等の情報の収集に加えて、自宅

療養者の健康観察結果等の迅速な把握、共有が求められたこと、また、今回、保健所に発生届の事務負担が大きなものとなっていたことから、保健所だけではなくて、医療機関においても、システム上、直接発生届が提出できて、保健所等へ共有することができる仕組みが必要だったことから、新たなシステムとしてＨＥＲ－ＳＹＳの開発に至ったものでございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

続きはまた次回以降させていただきたいと思うんですけれども、今の話を聞いていても、なぜ、このＦＨＳで開発、培ってきた、システムのベースデザインであるとかノウハウというものが今回生かされなかったのか、生かされたのかどうかもちょっとこれから確認をさせていただきたいと思うんですが、非常にもったいないというふうに思うんですね。

だからこそ、先ほど大臣が御答弁いただきましたように、基本的な計画の段階で、こうしたものが必要だというのをしっかり国の方で、統括庁の方で示していただいて、それに基づいて厚労省なり各省庁が必要な情報を収集できるシステムを構築しなければいけないと思いますので、大変重要なものだと思っておりますので、是非そのことを重ねてお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○大西委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

新型インフル特措法、内閣法改正案について質問をいたします。

政府の司令塔機能強化といいますけれども、そもそも、この間の政府のコロナ対策がどうだったのかという検証が必要であります。

政府のコロナ対策分科会の尾身茂会長は、専門家の意見を聞くプロセスを経ずに政策を決めるケースがあったと述べておりますが、この指摘をどう受け止めておられますか。

○後藤国務大臣　新型コロナウイルスはその性状を急激に変化させることなどから、状況に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスが取れた効果的な対策を講じることが重要でありまして、このためには、幅広い分野の専門家の科学的知見やエビデンスに基づく検討が極めて重要であると考えています。

このため、これまでも、コロナ対策分科会を始め様々な場面において、感染症や経済などそれぞれの専門的立場から知見を伺った上で、それらを踏まえて政府として必要な判断をし、責任を持って対策を講じてきたところでございます。

他方、新型コロナ対策の検証を行った昨年六月の有識者会議の報告書においては、次の感染症危機に向けた中長期的な課題の一つとして、エビデンスに基づいてウイルスの特性に応じた科学的、合理的対策などを行うための意思決定プロセスについて一層の明確化、体系化を図る必要があるとの指摘をいただいておりまして、こうしたことについては我々も重要なことだというふうに考えております。

○塩川委員　専門家の意見を聞くプロセスを経ずに政策を決めるケースがあったという尾身会長の指摘をどう受け止めるかという点についてのお答えはありませんでした。

専門家の科学的知見を軽視をし、政権の都合を優先した政策が推進されてきたのではないのか、こういうことが問われているわけです。

お尋ねしますが、二〇二〇年の二月末、当時の安倍首相が全国の小学校、中学校、高校の休校を要請した際に、当時設置をされておりました政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では議論がされたんでしょうか。

○後藤国務大臣　新型コロナ対策のための小学校、中学校、高校及び特別支援学校等における一斉臨時休業の要請については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、当時は、推進会議の前身ですが、議論はされておりません。

しかしながら、令和二年二月二十四日に開催された同会議において、これから一、二週間が急速な拡大に進むか収束できるかの瀬戸際との見解が示されまして、また、新型コロナの拡大の防止のために迅速な対応が必要であることという御指摘を踏まえて、一斉臨時休業の要請を行うことを同月二十七日に政府対策本部において決定したものと認識をいたしております。

○塩川委員　一、二週間が瀬戸際と。その場合、ではどういう施策がふさわしいのかといった点について、全国休校がいいのかという点についての専門家の意見を聞く、そういうことが行われていないという点が問われているわけです。

次に、二〇二〇年の四月に政府対策本部で、突然、全世帯への二枚ずつの布マスク、アベノマスク配付を打ち出した際に、このコロナウイルス感染症対策専門家会議では議論がされたんでしょうか。

○後藤国務大臣　マスクについては、令和二年三月九日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で示された専門家の見解において、クラスター発生のリスクを下げる効果があるとされたところであります。

一方、当時はマスクの需給が逼迫しておりまして、多くの国民が市中でマスクを全く手に入れることができない状況であった。このような状況の中で、マスクの需給の逼迫を解消し、国民の健康を守るために、同年四月に厚生労働省において、布製マスクを国民全体に配付することとしたものでありまして、これは尾身会長が御自身でお話しをされているように、配付すること自体について相談はなかったというふうに申し述べられているとおりであります。

○塩川委員　今お話があったように、専門家会議で議論がなされていなかった、そういったことこそ検証を行う必要があるということを併せて申し上げておきます。

専門家会議は、感染実態の状況分析や三密回避対策などを提言し、貢献してまいりました。これらの提言が反映をされ、政府対策本部決定の基本的対処方針ともなっています。この専門家会議の意見も聞かずに、政府は全学校閉鎖やアベノマスク配付を打ち出したわけであります。

しかも、政府は、二〇二〇年の六月には、政府対策本部直属だった専門家会議を廃止をし、平時対応の新型コロナウイルス感染症対策分科会へと変更してしまいました。その背景には、この専門家会議が、感染症対策として、行動変容を促す意図から、政府に経済的な補償の要請を求めるなど、官邸の意向に沿わない提案を行ってきたことがあり、専門家会議を政府対策本部から遠ざけようという意図があったのではないのかということを私も当時指摘をしたところであります。

続いて、その後、二〇二〇年の十二月、菅政権は、翌年の一月末が期限となっているＧｏＴｏトラベルキャンペーンについて、六月末まで延長する閣議決定を行いました。その際に、政府はコロナ対策分科会に諮問したんでしょうか。

○後藤国務大臣　ＧｏＴｏトラベル事業については観光庁において実施された事業でございますけれども、御指摘の延長については観光戦略実行推進会議において決定したものであると承知しております。本決定について、新型コロナウイルス等感染症対策分科会には諮っていない。

今先生からお尋ねの件については、尾身会長から、事前に御相談がなかったものとして御指摘を受けている案件でございまして、そのことについては率直に認めますけれども、実際に、専門家の皆様に多くの実際の対応については御相談もさせていただいてきたということも併せて申し添えさせていただきたいと思います。

○塩川委員　転機となるような時期の施策がどうだったのかという点でも、ＧｏＴｏトラベルキャンペーンの延長というのは、まさに年末年始で大きく感染が拡大する、そういう時期のものであって、そういうときに、尾身会長自身、当時、分科会にそういう諮問はありませんと国会でも答弁をしておりました。尾身会長は、私どもは今の感染状況のときは中止した方がいいということを再三

2023年3月15日
内閣委員会
（質疑要旨）

事業者への支援の在り方と課題について

2023.3.15（Wed）内閣委員会（新型インフル特措法及び内閣法の一部改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●政府はコロナ禍において、事業者に対するさまざまな要請を行ってきた。

●「時短協力金」や「月次支援金」については、支給のタイミングが遅い、支給額が公平性に欠ける等の意見があった。

●事業者へ要請を行う時は、十分な補償的措置を設ける等、事業者が先の不安を感じることなく要請に応じられるような配慮が必要と考える。

委員会での浅野の発言要約

「コロナ禍での事業者支援の在り方について、政府の課題認識と今後の対応について伺う。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「要請による経営への影響度合いを勘案すること、速やかな支援を行うことが課題と考えており、引き続き、迅速かつ適切に対応していく。」

菊池政府参考人

事業者への支援を開始するタイミングについて

2023.3.15（Wed）内閣委員会（新型インフル特措法及び内閣法の一部改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●本改正により、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発出前（政府対策本部の設置時）から、総理による指示権（休業要請等）行使が可能となる。

●同法第六十三条二では、事業者に対する支援が規定されている。

●同法第七十条では、都道府県の施策に対する国の財政的措置が規定されている。

委員会での浅野の発言要約

「休業要請等に対する事業者への支援については、政府対策本部が設置された時から実施できるのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「本規定は、同法に基づく措置による影響を受けた事業者を支援するために設けているものであり、政府対策本部設置時以降において適用するものと考えている。」

岩松政府参考人

2023年3月15日
内閣委員会
（質疑要旨）

今後の新感染症への該当可否について

2023.3.15（Wed）内閣委員会（新型インフル特措法及び内閣法の一部改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●当初、新型コロナウイルスを新たな感染症とするかどうか法解釈を巡って議論※が行われた。

※2020年2月28日 衆財務金融委員会
「対象となる感染症の種類が異なるため、特措法の適用は難しい」安倍総理（当時）
「新型コロナウイルスと分かっているため新感染症には当たらない」加藤厚生労働大臣（当時）
2020年3月13日 参内閣委員会
「新型コロナウイルスを新たな感染症とすべき」尾身氏

●新たな感染症が発生したときは、迅速な判断と対応が必要と考える。

委員会での浅野の発言要約

「今後、未知の感染症が確認された場合、特措法の適用対象となるかどうかは、どのように判断されるのか。」

政府の答弁要約

「まずは感染症法上での位置づけを決め、厚生科学審議会で専門家の科学的知見等を踏まえて、政府（主に厚生労働省）として判断していく。」

統括庁の体制及び職員の働き方について

2023.3.15（Wed）内閣委員会（新型インフル特措法及び内閣法の一部改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●新たに設置される内閣感染症危機管理統括庁は、平時は専従職員38人、有事の際は101人に増やし、各省庁幹部職員の兼任を含めて300人規模の組織となる。

●現在の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室では、2020年11月に職員の残業時間が平均約69時間（最長約197時間）、12月は同約77時間（最長320時間）となっていた。

委員会での浅野の発言要約

「新たな統括庁の働き方について、特定の人に仕事が偏らない仕組みやデジタル技術を使った業務の効率化等、平時から意識して取組むべきではないか。」

政府の答弁要約

「有事の際に増員される専従及び併任職員には、平時から研修や訓練を実施することで円滑な業務移行を図っていく。また、オンライン技術等を活用した効率的な業務実施体制を整えていく。」

2023年3月15日
内閣委員会
（質疑要旨）

科学的根拠のためのデジタル技術の活用について

2023.3.15（Wed）内閣委員会（新型インフル特措法及び内閣法の一部改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●政府は今後、科学的根拠に基づいた政策決定を行っていくとしているが、科学的エビデンスの基となるデータの収集・分析にはデジタル技術の活用が必須となる。

●感染症対策として、医療系の情報だけでなく、人の位置情報や行動履歴等の幅広いデータを収集し、AI等で分析することも有効になる。

委員会での浅野の発言要約

「省庁や官民の垣根を超えた統合的な情報基盤の整備について、デジタル庁の考えを伺う。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「収集するデータの検討、また個人情報の取扱ルールの整備等が必要になるが、ガバメントクラウドやマイナンバー等の共通基盤の活用等、関係省庁と協力して取組を進めていく。」

内山政府参考人

第二百十一回国会　衆議院　内閣委員会議録　第六号

令和五年三月十五日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　大西　英男君

理事　井上　信治君　理事　神田　憲次君

理事　藤井比早之君　理事　宮路　拓馬君

理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君

理事　阿部　司君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　東　国幹君

池田　佳隆君　石原　宏高君

尾﨑　正直君　大野敬太郎君

工藤　彰三君　小寺　裕雄君

小森　卓郎君　塩崎　彰久君

杉田　水脈君　鈴木　英敬君

田野瀬太道君　平　将明君

津島　淳君　中野　英幸君

中山　展宏君　平井　卓也君

平沼正二郎君　牧島かれん君

松本　尚君　阿部　知子君

中谷　一馬君　太　栄志君

本庄　知史君　馬淵　澄夫君

山岸　一生君　阿部　弘樹君

伊東　信久君　岩谷　良平君

浦野　靖人君　河西　宏一君

福重　隆浩君　浅野　哲君

塩川　鉄也君　緒方林太郎君

大石あきこ君

国務大臣（新型コロナ対策・健康危機管理担当）　後藤　茂之君

内閣府副大臣　藤丸　敏君

内閣府副大臣　和田　義明君

厚生労働副大臣　伊佐　進一君

内閣府大臣政務官　鈴木　英敬君

内閣府大臣政務官　中野　英幸君

内閣府大臣政務官　尾﨑　正直君

厚生労働大臣政務官　畦元　将吾君

厚生労働大臣政務官　本田　顕子君

会計検査院事務総局第五局長　宮川　尚博君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　黒田　秀郎君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　下田　隆文君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　菊池　善信君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　岩松　潤君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　小池　信之君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　田中　仁志君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　實國　慎一君

政府参考人（内閣官房内閣審議官（デジタル庁審議官））　内山　博之君

政府参考人（内閣官房内閣参事官）　井関　至康君

政府参考人（内閣官房行政改革推進本部事務局次長）　七條　浩二君

政府参考人（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室次長）　柳樂　晃洋君

政府参考人（内閣官房内閣人事局人事政策統括官）　窪田　修君

政府参考人（内閣府大臣官房長）　原　宏彰君

政府参考人（内閣府大臣官房総合政策推進室長）　笹川　武君

政府参考人（内閣府大臣官房経済安全保障推進室次長）　品川　高浩君

政府参考人（内閣府地方創生推進室次長）　黒田　昌義君

政府参考人（総務省大臣官房審議官）　的井　宏樹君

政府参考人（財務省主計局次長）　寺岡　光博君

政府参考人（財務省主計局次長）　中村　英正君

政府参考人（財務省大臣官房総括審議官）　間　隆一郎君

政府参考人（厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官）　城　克文君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　大坪　寛子君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　鳥井　陽一君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　山本　史君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　森光　敬子君

政府参考人（農林水産省大臣官房審議官）　熊谷　法夫君

政府参考人（環境省大臣官房審議官）　松本　啓朗君

政府参考人（防衛省大臣官房衛生監）　鈴木　健彦君

参考人（独立行政法人国立公文書館理事）　山谷　英之君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

三月十五日

辞任　池田　佳隆君　大野敬太郎君　鈴木　英敬君　松本　尚君　馬淵　澄夫君　伊東　信久君　浦野　靖人君

補欠選任　塩崎　彰久君　津島　淳君　東　国幹君　小森　卓郎君　阿部　知子君　岩谷　良平君　阿部　弘樹君

同日

辞任　東　国幹君　小森　卓郎君　塩崎　彰久君　津島　淳君　阿部　知子君　阿部　弘樹君　伊東　信久君

補欠選任　鈴木　英敬君　松本　尚君　池田　佳隆君　大野敬太郎君　馬淵　澄夫君　浦野　靖人君　岩谷　良平君

三月十三日

日本学術会議法改正案に反対し、改めて同会議の会員任命拒否を撤回して同会議の推薦どおりの任命を求めることに関する陳情書外一件（京都市中京区富小路通丸太町下ル　鈴木治一外一名）（第四一号）

同日

ＬＧＢＴを含む性的少数者のための社会環境整備を求める意見書（宮城県七ヶ浜町議会）（第七六八号）

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（北海道鶴居村議会）（第七六九号）

女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書（千葉市議会）（第七七〇号）

ております。大臣も国会におられたので御存じであろうと思いますが、そのときの五点とは、一つ、医療提供体制の強化、一つ、保健所体制の強化、一つ、検査体制の強化、一つ、サーベイランスの強化、五番目がワクチンの開発、迅速な接種体制。

正直言って、このとき総括した五つは、ほとんど何も変わらないまま今に至り、一番目の医療提供体制の不備、これがまた今般の膨大な数の死者につながっている。超過死亡も多い。外国に比べて、例えばヨーロッパに比べて少ないからとは言えないと思います。アジアの地域でも日本は多くなってしまったわけですから。

そこで、政務官にお伺いをいたしますが、特に死者で注目されるべきは在宅死、自宅放置死ですね、言い換えると。それから高齢者施設そして精神病院での死者の多さだと思うんです。これらについては、厚生労働省は、この見直しに当たって何かきちんと調査をされましたでしょうか。調査した結果の対策はこうである、皆さんは死ぬことはない、安心して医療を受けられるんだという見直しになっているかどうか、お願いいたします。

（神田（憲）委員長代理退席、委員長着席）

○畦元大臣政務官　お答えいたします。

まず、新型コロナによる死亡者が死亡した場所について網羅的に把握をしているものではありませんが、住宅での死亡につきましては、厚生労働省において各都道府県を通じて調査を実施しているほか、警察庁からの、毎月、警察における新型コロナウイルス陽性死体取扱状況について情報を受けることによって把握しております。

高齢者施設を含む社会福祉施設や精神科医療機関を含む医療機関における死亡者数については、ＨＥＲ―ＳＹＳで死亡場所が入力されている方については把握しております。

死亡事例の網羅的な把握については、次の感染症危機に備えてどのような取組ができるかも含めて検討してまいりたいと考えております。

そういった現状を把握した上で、住宅での死亡については、各都道府県を通じて行った調査の結果や各自治体の取組事例を取りまとめ、各自治体における自宅療養者などのフォローアップ体制の強化と、参考となるよう各自治体に周知はしております。

高齢者施設などにおける感染症対策につきましては、効果的な対策を含めた感染対策方法の周知や、従事者による集中的検査、感染者が発生した場合におけるかかり増し経費への支援などを行ってきたところです。

精神科医療機関におきましては、新型コロナウイルス感染症への対応のため、感染症対策の体制確保、感染症対策の徹底、ワクチンの接種の円滑な実施について各都道府県に周知徹底を図っているところでございます。

○阿部（知）委員　やはり何でもエビデンスベースドだというのは、実態を把握して対策が出るんですね。

在宅死については、私も警察庁のデータをここに添えましたけれども、これは警察庁がやってくれているから、どのくらい在宅で、これまでにないことですよ、公衆衛生の歴史上、これだけ自宅で死んで、それが感染症でという、こんな膨大な数が出てくるというのはないことです。でも、これは警察庁がやられたので一定の手がかりになります。

ＨＥＲ―ＳＹＳとおっしゃいますが、どのくらいの高齢者施設がＨＥＲ―ＳＹＳに入力できたかです。大体、入力する手がないし、そもそも非常に事務体制は脆弱です。

もっと言えば、精神科病棟です。これは極めて深刻で、次のペーパーを見ていただきますと、これは大阪の人権センターというところが、約二年前のデータです、コロナが始まってまだ一年のときに、いろいろな病院のホームページに上がっている精神病棟のクラスターをピックアップしてまとめてみたものですが、例えば、二百人以上のクラスターが起こっているところが三か所。クラスター規模二百人ですよ。もう全部ということです。百人から百九十九が七か所。既にこういうのを民間が出しているんですよ。厚労省は何をしているんですかと言われてしまいます。

感染症でみんなが願うことは、死にたくないということです。避けられる死は避けるべきだということであります。後藤大臣、元々、対策本部の超過死亡は高くないのも違っているし、こういうデータ一つ一つ集めてみても、もう一度、何が起きて、なぜこの方たちは死なくてはならなかったのか。そのことに応えられる改正でないと、本当の国民のための改正になりません。屋上屋、組織いじりでは何にもできない。

私から提言がありますが、今般の有識者会議は、先ほど言った超過死亡がまだ低いときのものをまとめたものである。そして、これだけの膨大な死は検証されていないのです。もう一度、検証そのものをやり直していただきたい。もちろん、走りながらでもいいかもしれない。しかし、本当に信頼される検証を。

自宅放置死した御家族は本当に不安です、五類に見直されて。一番望むのは医療に届くかどうか。精神科病床なんてもっと不安です。昨今も虐待事例がありました。高齢者施設は、人手不足で、本当に今後どうやっていこうかと都度思っています。

死を含めた検証を、もう一度、内閣としてやり直していただきたいが、いかがでしょう。

○後藤国務大臣　有識者会議、昨年検証をしました。もちろん、医療関係団体、地方団体、各方面から意見聴取をして、五回にわたって熱心な議論をいただいて、政府による新型コロナ対応の検証をその段階で行いました。

おっしゃるように、その後また第七波、第八波の感染が広がって、超過死亡の数字や、この報告を出したときには、新型コロナは峠を越えているような、そういう印象の中で書かれているのではないかという御指摘も、私にも理解はできます。

しかし、そうした中で、少なくとも、感染症危機に向けた中長期的な課題を整理するという形で報告書を取りまとめていただいたことも事実でありまして、その上で、やはり司令塔機能、感染症対策を指揮するところがもう少しきちっとしている必要があるのではないか、そういった形の御指摘も、これもそうだろうと思います。平時の対策、そして、計画を作り、その訓練も含めて、ＰＤＣＡサイクルを回しながら非常事態に備えるという形の、そういう仕組みをつくっていくということも、これも一つ重要な政策課題だというふうに思っています。

そういう意味では、まず、足下の対策、今もおっしゃっているように、高齢施設の問題、精神病棟の問題、非常に重要な課題があることも、私もこれまでの仕事の中で痛感をいたしておりますけれども、そうした、コロナ対策の終息に向けて現場でしっかり頑張り続けるということとともに、こうした統括庁の設置も含めた、次の感染症対策危機への司令塔機能や体制整備も併せて行わせていただきたい、それが必要なことなのではないか、そのように考えているところでありますし、先生の御指摘になった、そうした意味での評価はしっかりとやっていく必要があるということについては同感でございます。

○阿部（知）委員　私が申し上げたいのは、司令塔機能は上から下じゃないということなんです。下の現実をしっかりと把握すること、そこから情報が上がってくるようにしなければ何の意味も持たない。

後藤大臣には誠実に御答弁いただきましたので、なお御尽力のほどお願いいたします。

終わらせていただきます。

○大西委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日も、新型インフル特措法等の改正案について質疑をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

ちょっと質問の組立ての関係で、通告した順番を一部変更して質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず初め、一問目なんですけれども、これまでのコロナ禍の間、事業者に対する様々な要請を行ってきましたけれども、その要請の効果がどうだったのかという検証状況について伺いたいと思います。

飲食店であったり、様々な業種、業態に対する要請をしてきたと思うんですが、いわゆる時短の要請以外にも多くの取組がされてきました。現時点での、政府内における協力要請の方法やその効果をどのように分析しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○岩松政府参考人　お答えいたします。

飲食店における感染対策については、緊急事態時における営業時間の短縮や休業の要請のほか、令和三年四月からは、飲食店における感染対策を徹底することを目的とした第三者認証制度の普及に取り組んでまいりました。

この第三者認証制度については、例えば、蔓延防止等重点措置において、認証店には営業時短を要請しない、都道府県の選択肢を設けるなど、認証取得のインセンティブを設けており、飲食店における感染対策の実効性を高めるものと認識しております。

現在、第三者認証制度は全ての都道府県において運用されておりますが、都道府県からの報告によれば、認証店におけるクラスターの発生頻度は非認証店に比べて一定程度低くなっておりまして、感染対策上、一定の効果があるものと考えております。

今後とも、感染状況等に応じ、第三者認証制度の活用など適切な措置を講ずることにより、認証店における感染対策の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○浅野委員　ありがとうございました。

第三者認証制度によって、時短措置を取らなくても一定程度クラスターの発生頻度を下げることができている、そういう検証結果が出ているということで、私もデータの方を見させていただきましたが、確かに、一定程度の効果が出ているということは確認させていただきましたので、これは引き続き内容の充実を図っていただきたいというふうに思うんですけれども。

次の質問になるんですが、事業者の支援についてでございます。

こうした第三者認証制度を活用してクラスターの発生頻度を落としたとはいえ、やはり、事業者の経営への影響をゼロにするというのは事実上不可能でございます。やはり、十分な補償的措置と併せて、事業者が先の不安を感じることなく要請に応じられるような配慮をすることが必要だということは言うまでもないと思います。

さらに、今回のようにパンデミックが長期化をいたしますと、自治体の財政余裕の低下などによって支援の継続性確保が課題となるというケースも今回見受けられました。また、地域間での支援の格差が生じる懸念もございます。

今回、時短協力金ですとか月次支援金というものが、支援策が取られてきましたけれども、それぞれ支給のタイミングが遅かったりだとか、あるいは支給額が公平性に欠いているのではないかという批判も見受けられています。

今後の感染症対策においても、事業者への支援が必要になる可能性は十分に考え得るわけですが、支援の迅速性や公平性などを向上させるための事業者支援の在り方について、政府の中でどのような検証が行われているのか、あるいは現在どのような課題認識を持っているのか、政府の考えを確認したいと思います。

○菊池政府参考人　時短要請に伴います飲食店等への協力金についてお答えをさせていただきます。

まず、自治体の財政に余裕がなくなるという点につきましては、この時短協力金の財源、八割は地方創生臨時交付金の協力要請推進枠、国費、残りの二割も同交付金の地方単独事業分を充てることとしまして、都道府県の財政状況にかかわらず十分な支援ができるようにしました。

各種の支援金についても、原則として全額国費ということで、自治体の財政状況によりまして格差が生じないように配慮をしてまいりました。

また、協力金の支給の時期でございますけれども、協力金の支払いに時間がかかるという指摘、多々いただきました。令和三年七月に早期給付制度というものを設けまして、時短要請開始後、速やかに申請を受け付けまして、要請期間の終了を待つことなく簡易な方法で審査をして、早期給付するように努めてまいりました。

今後の課題でございますけれども、これは国会の方でも御指摘をいただいております、要請による経営への影響の度合いなどを勘案する、そして速やかに支援を行う、こういったことが今回の課題であると考えておりまして、引き続き、迅速かつ適切に対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○浅野委員　今、同じような課題認識はお持ちいただいているということを確認させていただいたんですが、地方創生臨時交付金の話が出ましたので、そちらに関する質問もさせていただければと思います。

新型コロナの感染拡大で影響を受けた地域経済や住民生活を支援するため、国は自治体向けに、地方創生臨時交付金というものを活用して、補正予算や予備費による措置を行ってまいりました。交付金額は、各自治体の人口や財政力、感染状況等によりまして、上限はあるものの、新型コロナ対応であれば原則自由に使用できるものでありました。

ただ、会計検査院の調査では、この臨時交付金が公的機関の水道料減免に充てられていたこと、そして、交付金を活用した商品券が余ったにもかかわらず、それを精算せずにそのままにしていたこと、あるいは、持続化給付金の上乗せ分として交付したんですが、国による交付要件と地方自治体の交付要件の整合性が取られていなかったことなど、幾つか問題点が指摘されてきました。

つまるところ、臨時交付金の使途について、少しフリーハンド過ぎたのではないかという懸念があるわけです。確かに、ある程度自治体の裁量で柔軟に活用できるような仕組みとしては必要なんですけれども、今回のような指摘事項を踏まえれば、政府の方でより具体的な方針を定めて、国民の納得性や透明性を高める努力はすべきではないかと思うんですけれども、この地方創生臨時交付金の今後の感染症支援に関する考え方について、政府の考えを伺いたいと思います。

○黒田（昌）政府参考人　お答えいたします。

地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症による国民生活への影響に自治体が財政上の不安なく適切に対応できるように措置したところでございます。これは先ほど委員がおっしゃったとおりでございます。

現在は、同制度の中に、昨年九月に創設をいたしました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を設けまして、国から自治体に八つの推奨事業メニューを示しまして、具体的には低所得者世帯支援であるとか子育て世帯支援等々でございますけれども、具体的な事例を挙げながら、コロナ禍における物価高騰の影響を受けた生活者、事業者を、地域の実情に応じて、より重点的、効果的に支援できるようにしているところでございます。

御指摘ありました会計検査院からの調査につきましては、去年の十一月の四日付で自治体に通知を発出いたしまして、御指摘があったような対応につきましては、適切に実施されるよう留意事項を取りまとめをして、各自治体に周知をしておるところでございます。

交付金の具体的な活用につきまして、使途、効果、自治体が地域の実情に応じてということでできるわけでございますが、一方で、その説明については各自治体が地域住民にしっかりなされるということが重要であると考えておりますので、会計検査院の指摘も踏まえて、去年の年末に制度要綱の改正をしまして、公表を制度化したところで

ございます。

交付金につきましては、効果検証作業を続けておりますので、引き続き、しっかりと適切な運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○浅野委員　ちょっと更問いをさせていただきたいんですけれども、先ほど、本庄委員の、コロナ対策に要した予算の総額、金額を聞いたときに、財務省の主計局次長さんが、切り分けが難しくて答えられないというようなことを言っておりましたけれども、やはり、国の予算を使い、それを国民にしっかりと説明する責任はあると思いますので、あれはあれで非常に私は問題だなと思いながら聞いておったんですが。この地方創生臨時交付金についても、今、効果検証を進めているということなんですが、どのように効果検証をするのか、今、公表制度も整備したということなんですけれども、少し詳しく、そのやり方について教えていただけませんでしょうか。

○黒田（昌）政府参考人　お答えいたします。

地方創生臨時交付金につきましては、令和二年度から行っておりまして、現在、十七兆円の予算をいただいて執行しているところでございます。

令和二年度につきましては、最初、地方単独事業が中心でございましたが、それにつきまして、全都道府県、市町村に対しましてアンケート調査を行い、悉皆調査、またヒアリングを行いまして、どのような効果があったのかということを調査し、また、感染症、地方財政、地域経済の有識者の先生方から御意見をいただきながら、その効果について取りまとめをし、去年の五月に公表させていただいております。

現在は、令和三年度の調査、これは繰越しをされておりますので令和四年度の中の調査として行っておりますが、これも同じでございますが、令和三年度につきましては、その大宗が、先ほどから議論がございましたが、協力金でございます。協力要請推進枠、また検査促進事業、事業者支援、そうしたものが相当部分を占めておりますので、これも、全都道府県、市町村に対しましてアンケート、ヒアリング、また、特に事業者支援につきましては、いただいた事業者の方々にもヒアリングを行いながら、地域経済、事業活動の継続という観点での検証をしているというようなことでございます。

○浅野委員　是非、今話を伺って、悉皆調査をしているということなんですけれども、アンケート調査というやり方よりも、しっかり、交付金を交付を受けてそれを執行したら、アンケートではなく報告という形で、システムとしてちゃんと国の方が把握できるような仕組みにすべきではないかなと思うんですね。そのときそのときの必要に応じて、アンケート調査をしたり、国の方からプッシュ型で地方自治体に働きかけるというのも一つの方法なんだとは思うんですけれども、やはり、透明性、あとは網羅性が求められる場合においては、これはもう仕組み化してしまう方がいいと思いますので、是非、今後御検討いただければというふうに思います。

次の質問に移りたいと思いますが、今、事業者支援についてるる取り上げてまいりました。通告の最初の質問に移りたいと思うんですけれども。

今回、新型インフル特措法の第六十三条の二では、事業者に対する支援というものが規定をされております。特措法に基づく措置が事業者の経営及び国民生活に及ぼす影響を緩和し、その安定を図るために、事業者を支援するために必要な財政上の措置を効果的に講ずるものとされている、これが第六十三条の二でございます。

また、第七十条にも国の財政上の措置が規定されておりまして、新型インフルエンザなど対策に関する都道府県の施策を支援するために必要な財政上の措置を講ずるものとされています。

つまり、これらの条文によって、事業者に対する支援、そして都道府県の施策に対する支援というものが規定されているわけです。

少し話が変わりますけれども、先日の委員会でも議論させていただきましたが、本改正案では、対策本部長、つまり総理の都道府県などに対する指示権の発動可能時期が前倒しされる内容が含まれておりますが、都道府県を介した各種要請等に協力する事業者などへの支援についても、対策本部が設置されたときから実施できるようにすべきではないかと思うんですね。

支援を早期から打つことによって、より効果的な感染防止策の実効性を高め、そして、国と都道府県とそして事業者が一体となった感染防止対策が取れるようになると思うんですけれども、政府の見解を伺いたいと思います。

○岩松政府参考人　お答えいたします。

特措法第六十三条の二の規定につきましては、同法に基づく措置による影響を受けた事業者を支援することを目的に設けたものでありまして、同法に基づく政府対策本部設置時以降において適用するものと考えております。

この趣旨に基づきまして、要請による経営への影響等の度合いを勘案し、公平性の観点や円滑な執行等にも配慮しながら、事業者に対する支援を適切に講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○浅野委員　今答弁いただきましたが、確認ですが、対策本部が設置されて以降は支援ができるようになっているということですね。はい、うなずいていただきました。ありがとうございます。

ですので、あとは、問題は、国が支援はできるようにはなっているんだけれども、協力金ですとか事業者への支援の具体的なアクションというのが取られるのは、やはり、蔓延防止等重点措置あるいは緊急事態措置が発動している状況下において都道府県知事の要請する権利あるいは命令権が発動しますので、知事の要請権、命令権と事業者に対する支援というのが今ひもづいているような状況になっております。これをもう少し柔軟に運用すべきではないかということを申し上げておきたいと思います。

時間の関係もありますので次の質問に移りたいと思いますが、ここからは、少しテーマを変えまして、まずは、新感染症かどうか、新たにこれから発生する何らかの感染症が新感染症に当たるかどうかの判断をどのようにするかという点について伺いたいと思います。通告番号は四番になります。

新型コロナウイルスが確認された当初は、新型インフル特措法上の新感染症に分類することができるかどうかについて、二〇二〇年二月二十八日の財務金融委員会の中で、当時の安倍総理が、対象となる感染症の種類が異なることを理由に、本法、つまりは新型インフル特措法、改正前のものになりますが、本法の適用は難しいとの解釈を示されました。また、当時の加藤厚労大臣は、今回は新型コロナウイルスと分かっているため、新感染症には当たらないと説明しています。一方で、三月十三日の参議院内閣委員会に出席した尾身氏は、同感染症を新しい感染症だとする意見を述べたとの記録が残っています。

このように、当初、新型コロナウイルスを新たな感染症とするかどうか、この法解釈をめぐって政府関係者内の見解が一致をせず、混乱を来したという反省があります。

今後、未知の感染症が確認された場合、新型インフル特措法の適用対象となるかどうかを迅速に判断し、それをしっかりと共通認識化する必要があると思うんですが、そのためのプロセスを改めて整理をすべきではないかと思うんですけれども、政府の見解をお伺いしたいと思います。

○鳥井政府参考人　お答え申し上げます。

今後、新たな感染症が発生したときには、重篤性等の当該感染症の特徴ですとか、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれの有無等を考慮して、まずは感染法上の位置づけを判断することとなります。

今回の新型コロナにつきましては、原因となる病原体が特定されていたことなどから、厚生科学審議会で専門家の方々に御審議いただいた上で、政府として政令にて指定感染症に位置づけたところでございます。

今後でございますけれども、新たな感染症が発生した場合につきましては、感染症法に基づく分類ということで、まずは厚生科学審議会等の専門家の科学的知見等を踏まえて、政府として感染法に基づきまして判断をしていくということになります。

○浅野委員　この分類については、感染症法上の分類に基づいて判断をするということだと理解をしているんですけれども、確認ですが、その分類あるいは検討に当たっては、今回設置をされる統括庁の関与というのは何か具体的にあるんでしょうか。そこについて、今答弁できる範囲で教えていただきたいと思うんですけれども。

○柳楽政府参考人　お答えいたします。

先ほど厚生省から御答弁申し上げましたように、感染症法第六条第九項に規定する新感染症であって、全国的かつ急速な蔓延のおそれがあるものに限るという感染症法の中での位置づけということでございますので、一義的には厚生労働省の方で判断するということになりますが、当然、その後の展開、場合によっては、全国的な蔓延、全国的かつ急速に蔓延しという展開がある可能性もございますので、情報については、常に迅速に、統括庁においても厚生労働省などが収集した情報を共有した形で、厚生労働省の方で判断していく、こういうことになると考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

厚生労働省が判断をするということ、明確な答弁はありましたけれども、今回、統括庁を設置する際の総合調整機能というのがやはり私の中ではひっかかっていて、新感染症の内容によっては、それが単なる医学的、疫学的な判断だけでよいのか、より広範な範囲に影響を及ぼす可能性がある場合は、これは厚生労働省のみならず省庁をまたいだ判断も必要になるのではないか、そのための統括庁設置なのではないか、そういうふうにも感じるところはありますので、これはまた後刻、いろいろな連合審査や参考人質疑も控えておりますから、しっかり我々もその点確認をさせていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきたいと思いますけれども、次の質問は、統括庁の組織体制について質問させていただきます。

今回、新たに設置される内閣感染症危機管理統括庁の組織は、専従職員として平時は三十八名、有事の際は、専従職員百一名に加え各省庁幹部職員を兼任させることで、三百名規模の組織にするとされております。

現在の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室においては、二〇二〇年十一月に、職員の残業時間が平均約六十九時間、最長の方は約百九十七時間、月当たりですね、という記録が残っておりますし、翌十二月、年末ですけれども、平均が約七十七時間、最長の方は月三百二十時間という残業時間になっていたという記録がございます。多くの職員が、関係省庁や国会などとの連絡調整のほか、感染者数など様々なデータの分析、資料作りなどに休みなく取り組んでいたというふうに聞いておりまして、その結果、先ほど申し上げたような極めて長い残業時間になってしまったんだというふうに思っております。

有事の際に業務量が平時よりも増えることというのはやむを得ない部分があると思うんですけれども、特定の人に仕事が偏らないような仕組みの構築であったり、あるいはデジタル技術を使った業務の効率化など、平時から意識して取り組むべきと思います。

とりわけ、平時三十八名での体制から、有事に切り替わった瞬間に三百名規模になる、しかも、大半が兼務をしている職員で、専従者は百名だということで、このままこの組織が立ち上がって、もし何か未知の感染症が起きたときに本当に大丈夫なのかという懸念があるんですけれども、職員の働き方であったり、業務分担、業務の負担の在り方について、政府は今どのような考えを持っているのか伺いたいと思います。

○後藤国務大臣　統括庁においては、平時、有事それぞれに業務がしっかりと遂行されるように、平時については、政府行動計画の策定、推進、実践的な訓練や、準備状況のチェック、改善といった有事への備えに係る業務に必要な定員として三十八人を確保し、有事、政府対策本部の設置時には、政府対策本部の下で各省庁との一体的な感染症対応を行うため、定員百一名の専従職員で対応するほかに各省庁幹部職員を二百人規模で統括庁に併任し、合計三百人規模で対応することにいたしております。

有事の際に増員される専従及び併任職員については、平時に研修や訓練を実施することによりまして円滑に統括庁の業務に移行することができると考えております。

また、御指摘のように、統括庁においては、オンライン技術等を活用することによりまして、効率的な業務実施体制、デジタル技術を利用した体制を整えていく必要があることは御指摘のとおりだというふうに思っています。

併任職員については、有事において、各省の所管業務に加えて、感染症対策における時々の政策課題に応じて統括庁の感染症対策の業務に参画していただくことを想定しておりますけれども、各府省庁の幹部職員を統括庁に兼務して指揮命令下に置くことによって、そうした関連部局との連携を強める、そういったことで有事の体制がうまく機能するように検討をしてまいりたいと思っております。

○浅野委員　やはり有事の際も、有事の際だからといって職員の皆さんの体力が急に高まったりだとか、強靭な体力、精神力を発揮できるわけではありません、やはり人間ですから。ですので、しっかり、有事の際にも組織全体が持続可能な形で業務を遂行できるように、平時からの環境整備というのが大事だ。これは今、大臣も同じ認識を持っていただいたということで、是非進めていただきたいと思うんですが、そうした環境を整えるためにも、次のテーマとしては、情報基盤についての質問に移りたいと思います。

今後の、どんな感染症が起こるか分からないといった状況の中でも、しっかり平時から緊急時にも対応できるような情報システムを利用しておくなど、有事の際の即応体制を整備しておくべきだと考えています。例えば、現在、これまで使われてきたＨＥＲ―ＳＹＳなどの情報システムがありますけれども、これは今後も利用を続けていくんでしょうか。ＨＥＲ―ＳＹＳは、新型コロナウイルス感染症以外の未知の感染症が起きた場合でも対応できるようなものなんでしょうか。伺いたいと思います。

○鳥井政府参考人　お答え申し上げます。

御指摘につきましては、昨年六月の有識者会議の報告におきましても、感染症対応に必要なＨＥＲ―ＳＹＳのデータ入力に対応できない医療機関が存在したとか、医療ＤＸを推進し、平時から、データ収集の迅速化及び拡充を図ることが必要とされております。

こうした御指摘を踏まえて、昨年十二月に成立した改正感染症法等において、電磁的方法による入力等を推進するということにいたしております。こうした取組を通じて、情報システム全体として、次の感染症危機において迅速に対応を行う体制を整備することは極めて重要だと考えております。

御質問のＨＥＲ―ＳＹＳについてでございますけれども、これは、昨年、令和四年六月に閣議決定したデジタル社会の実現に向けた重点計画において、感染症法に基づいて感染症の発生動向を把握するための感染症サーベイランスシステムに統合することという方針となっておりまして、現在、これに沿って進めているところでございます。

有事においても効率的な情報収集が実施できますよう、検討を進めてまいります。

○浅野委員　今、最後におっしゃっていたのが、感染症サーベイランスシステムでよかったでしょうか。それに統合していく方針だということなんですけれども、まさにこの感染症サーベイランスシステムなるものは、恐らく、ＨＥＲ―ＳＹＳよ

りもより幅広な情報を集約、管理、把握できるようなものになるんだと思いますが、やはりそういったシステムの重要性というのは非常にあると思います。

その上で、次の質問なんですが、そういった情報をしっかり生かして、国民に対する情報発信だったり要請も行わなければいけないと思うんですね。外出自粛やイベントの中止など経済的に大きい措置については、科学的根拠が不十分なまま、これまで実施されてきたのではないかとする指摘がございます。

政府は、今御答弁いただきましたように、今後は、科学的根拠に基づいた政策決定を行っていくこととしているんですけれども、科学的エビデンスの基になるデータの収集、分析には、やはりデジタル技術の活用が必須になります。とりわけ、感染症対策としては、患者や病床の空き状況といった医療系の情報だけでなく、人の位置情報や行動履歴など、海外でも様々な情報が活用されていました。医学的あるいは疫学的データのみならず、より幅広い情報を多角的な視点からＡＩなどを使って分析することなども有効と考えています。

そのような統合的な情報の把握と必要性については、先ほど答弁もございましたし、先日の委員会でも後藤大臣からは、常に統合的に情報を把握することの必要性について、同じ認識を持っていらっしゃる答弁をいただくことができましたけれども、省庁や官民の垣根を越えて、感染症対策に貢献するような情報を統合的に管理するための情報基盤の構築に向けて、デジタル庁に伺いたいんですが、デジタル庁がどのような考えを今持っているのか、どのようなシステムがあるべきなのか、現時点で検討している状況も含めて答弁をいただきたいと思います。

○内山政府参考人　お答えいたします。

感染症対策のためのエビデンスを収集、分析するためにデジタル技術を活用するに当たっては、感染症のそれぞれの特性に応じてどのように対応すべきかといった感染症対策の基本的な考え方を踏まえ、どのようなデータを収集し、分析すべきか、政策的に判断することや、個人情報の取扱いに関するルールの整備などが必要であると考えておりまして、感染症対策を担う厚生労働省を始め政府全体で取り組む必要があるというふうに考えてございます。

その上で、例えば、ガバメントクラウドやマイナンバーなどの既存の共通基盤を活用することが妥当である場合や、現在、医療ＤＸの取組の中で検討されている全国医療情報プラットフォームで扱われる情報が感染症対策においても有用と考えられる場合も想定され得るため、デジタル庁としても、デジタル技術、デジタル基盤の活用という観点から、厚生労働省を始めとした関係省庁と協力して取組を進めていきたいというふうに考えてございます。

○浅野委員　ちょっと時間が迫ってきましたので、最後の一問を伺って終わりにしたいと思うんですが、今日、この質疑の中盤で地方創生臨時交付金の話をさせていただきました際に、結局、交付金を使って事業者への協力金を払ったり支援ができる条件というのは、やはり、蔓延防止等重点措置あるいは緊急事態措置が発動している状況下で、そういう縛りがあるということを申し上げまして、これをより柔軟にすべきなんじゃないかということを申し上げました。

それに関して、ちょっと話が戻って恐縮なんですが、それについて最後質問をしたいんですけれども、やはり、緊急事態宣言あるいは蔓延防止等重点措置の発出は国の権限の下に行われますが、休業要請等の措置については都道府県の権限とされています。

都道府県から見れば、緊急事態宣言などの発出がなければ要請を行うことができず、支援もできなかった、これは今申し上げたとおりでありますが、今後、やはり、どのような感染症が起こるか分からない、そして、初動期からしっかりとした実効性のある対策を行う必要があるという観点からすると、現場である都道府県においてより機動的な対応ができるよう、国と地方の役割をより明確に、権限も含めて明確にすべきだというふうに思うんですが、これに対する国の見解を伺いたいと思います。

○柳楽政府参考人　お答えいたします。

国と地方の間の権限、役割の明確化というお尋ねでございます。

インフル特措法におきましては、国、つまり政府対策本部は、新型インフルエンザ等につきまして今後講ずべき対策を実施するに当たっての統一的指針としてのいわゆる基本的対処方針を定めて、地方公共団体などに示した上で、事業者に対する要請等の具体的な措置につきましては、地域の感染状況等の実情を踏まえた対応が必要であるということから、当該基本的対処方針を踏まえた上で、地域の実情を一番よく知っている都道府県知事が実施する、こういう分担を基本とした上で、国の権限として、都道府県知事に対する総合調整権限、総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合の指示権限などが法律上に規定されているということで、こうした割とはっきりした役割分担の下に、国と地方がお互いに協力をして、国全体として一体的、総合的な対応が可能な制度となっているというふうに考えております。

こうした特措法の枠組みを通じまして、国と地方が緊密に連携を行った下で、新型インフルエンザ対策の着実な推進を今後とも図ってまいりたいと考えております。

○浅野委員　時間が参りましたので、終わります。ありがとうございました。

○大西委員長　次に、伊東信久君。

○伊東（信）委員　日本維新の会の伊東信久でございます。

本日は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法改正に関連いたしまして質問をさせていただきます。

私、地元の泉佐野市、泉南市というところで在宅の医療を行っております。主に施設の方でやらさせていただいております。各議員の先生方でも、医師免許をお持ちの方も、コロナのワクチン接種に協力されていた方もおられますけれども、私も、集団接種の方、泉佐野市のワシントンホテルでの集団接種も携わっておりました。

大阪市内におきまして、これは主にがん治療なんですけれども、ＮＫＴ細胞という、理化学研究所の谷口教授が発見されまして、千葉大学とかで先進医療Ｂとして頭頸部がんとか肺がんの治療をやった免疫治療もやっております。

何よりも、五年ほどですけれども、大阪の公立大学、今、市立大学となっておりますけれども、そこのウイルス学教室で、コロナウイルスと同じＲＮＡウイルスであるはしかウイルスの突然変異であるＳＳＰＥというウイルスの研究で、主に突然変異の研究をさせていただきまして、学位、医学博士も取らさせていただいております。

新型コロナウイルス感染症に関しまして、この三年間で、現場で見てきた経験とかを基に御質問させていただくわけですけれども、余りテクニカルにならないように気をつけて質問をさせていただきます。その際、分かりにくい感じになってはいけないので、通告の方に基づいて質問させていただきますけれども、ちょっと順番を変えたり、場合によっては割愛もさせていただくこともあることをまずは御容赦ください。

まずは、新型コロナ感染症に関する検証、総括について御質問させていただきたいわけなんです。

先ほど地元、泉佐野市、泉南市と言いましたけれども、そのほかに貝塚市、阪南市、熊取町、岬町、田尻町とありまして、全部関西空港のすぐ近くでして、私の自宅から十分ぐらいで、関空が近いので、今週は、質疑と地元日程の関係で三往復させていただいております。やはり飛行機の中を見ると、マスク着用の自己判断ということで、月曜日から今日で三日目ですけれども、それでも、マスクを外されている方はまだ半分もおられないようですね。そういったところの国からの統制感

第二百十一回国会　衆議院　内閣委員会議録　第七号

令和五年三月十七日（金曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　大西　英男君
理事　井上　信治君　理事　神田　憲次君
理事　藤井比早之君　理事　宮路　拓馬君
理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君
理事　阿部　司君　理事　國重　徹君
赤澤　亮正君　池田　佳隆君
石原　宏高君　尾崎　正直君
大野敬太郎君　工藤　彰三君
小寺　裕雄君　杉田　水脈君
鈴木　英敬君　瀬戸　隆一君
田野瀬太道君　平　将明君
中野　英幸君　中山　展宏君
平井　卓也君　平沼正二郎君
牧島かれん君　松本　尚君
中谷　一馬君　太　栄志君
本庄　知史君　馬淵　澄夫君
山岸　一生君　岩谷　良平君
浦野　靖人君　金城　泰邦君
福重　隆浩君　浅野　哲君
塩川　鉄也君　仁木　博文君
大石あきこ君

内閣府大臣政務官　鈴木　英敬君
内閣府大臣政務官　中野　英幸君
内閣府大臣政務官　尾崎　正直君

参考人
（国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院国際感染症センターセンター長）　大曲　貴夫君
参考人
（川崎市健康安全研究所所長）　岡部　信彦君
参考人
（一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会理事長）　草場　鉄周君
参考人
（医療法人北海道家庭医療学センター理事長）
参考人
（一般社団法人日本医療法人協会副会長）　太田　圭洋君
内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動
三月十六日
辞任
池田　佳隆君
大野敬太郎君
緒方林太郎君
補欠選任
中川　郁子君
中曽根康隆君
福島　伸享君
同日
辞任
中川　郁子君
中曽根康隆君
福島　伸享君
補欠選任
小田原　潔君
細田　健一君
緒方林太郎君
同日
辞任
小田原　潔君
細田　健一君
補欠選任
池田　佳隆君
大野敬太郎君
同月十七日
辞任
池田　佳隆君
河西　宏一君
緒方林太郎君
補欠選任
瀬戸　隆一君
金城　泰邦君
仁木　博文君
同日
辞任
瀬戸　隆一君
金城　泰邦君
仁木　博文君
補欠選任
池田　佳隆君
河西　宏一君
緒方林太郎君

本日の会議に付した案件
新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出第六号）

○大西委員長　これより会議を開きます。
内閣提出、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案を議題といたします。
本日は、本案審査のため、参考人として、国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院国際感染症センターセンター長大曲貴夫君、川崎市健康安全研究所所長岡部信彦君、一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会理事長、医療法人北海道家庭医療学センター理事長草場鉄周君、一般社団法人日本医療法人協会副会長太田圭洋君、以上四名の方々から御意見を承ることにいたしております。
この際、参考人各位に御挨拶申し上げます。
本日は、御多用中のところ本委員会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本案について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただき、審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。
次に、議事の順序について申し上げます。
まず、大曲参考人、岡部参考人、草場参考人、太田参考人の順に、お一人十分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対してお答えいただきたいと存じます。
なお、参考人各位に申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださるようお願い申し上げます。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御承知おき願いたいと存じます。
それでは、大曲参考人にお願いいたします。

○大曲参考人　国立国際医療研究センターの大曲貴夫と申します。
本日は、このような場を与えていただきまして、誠にありがとうございます。
私は、現場で実際に患者さんを拝見する医師という立場におりますが、その立場から見えるところということで、今回の法案に関して意見を申し述べたいと思います。よろしくお願いいたします。
私ですけれども、二〇二〇年の一月、それ以降、病院の現場でＣＯＶＩＤ－19の対応に当たってまいりました。その中で思い返しますと、二〇二〇年の一月の終わりには、武漢からの帰国邦人の受入れということを行いました。端的には、帰国された方々全員の検査を行って、必要な方には隔離等々を行うといったことを行ったわけであります。その次に起こったのは、二月のいわゆるダイヤモンド・プリンセス号の対応でありました。これは本当に大変なミッションだったと思っております。
その後、日本ではこれまでのところ第八波までの流行を経験してきておりますし、私たちも対応してまいりました。そこで強く感じましたのは、この感染症の対応、これは本当に災害と同じく有事対応そのものであるというものであります。
当初は、一か所に大量の資源、人、物、それを投与すべき状況でありました。それは武漢のミッションもそうですし、まさにダイヤモンド・プリンセスの対応がそうだったわけなんですが、その後、感染が本当に日本中に広がっていきました。そして、日本中の方々が医療の現場でも、それ以外の場でも大変な思いをされました。
それだけではなくて、非常に厳しいのは、対応が長期化しているというところでもあります。コ

きまして、今回の法案改正は、総論は賛成で、各論には詰めていかなくちゃいけないことがたくさんあるよという御指摘をいただきました。

今後、先生からそういったことも様々御知見をお聞かせいただきながら、本当に、国民に寄り添って、国民の命を守る、そういった改正になるように我々も努力していきたいと思いますので、今後とも御指導と御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は大変にありがとうございました。

○大西委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

参考人の皆様におかれましては、本日は、お忙しい中、様々な観点から御意見を頂戴させていただきました。本当にありがとうございます。

私の方からも数点質問をさせていただければと思うんですが、私自身、今回のこの法案審議に当たっては、やはり平時からの備え、そして、今回のようなパンデミックが起こった初動期においては、国がしっかり指揮命令権を発動させ、統率の取れた対応をすべきだというふうには思っております。ただ、有事、パンデミックが広がり、かなり地域ごとの差が顕在化した状況においては、やはり都道府県あるいは現場での判断が尊重され、そして迅速な意思決定と的確な対処ができる、そんな環境をしっかり構築できるような仕組みを整えておくべきだろう、そのようにも考えております。

その観点から、今日は、現場への権限の付与の在り方といいましょうか、どのように国と自治体あるいは医療機関が役割分担をしていくべきなのか、こうした観点から質問させていただきたいと思っております。

まず、草場参考人にお伺いをしたいんですけれども、先ほどの資料の中でも、自治体による創意工夫が発揮できるように、国は必要な財政支援や医療資源の確保に重心を置きながら支援をしていくべきだというような趣旨の発言をされておりまして、私もそのとおりだというふうに思います。

自治体の自由度をどのような観点から拡充すべきだとお考えなのか、少し先ほどよりも具体的な観点を交えて御意見を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、草場参考人の後、岡部参考人にも同様な観点で御答弁いただければと思います。

○草場参考人　御質問ありがとうございます。

私は北海道で現在医療を提供している立場でございますが、やはり北海道は、御存じのとおり、いち早くコロナの感染症が、最初に到来したということで、本当に、二〇二〇年の二月から結構大変な状況になっていった。

そんな中で、知事がいち早く緊急事態宣言を北海道独自で出したという形で、それが、いろいろな批判もあったり、肯定的な意見もあったり、いろいろあったわけでございますけれども、そういった、地域ごとにやはり感染症の流行の状況というのはかなり違う。遅れてやってくる場所もあれば、先行してやってくる北海道みたいな場所もある。そういったときに、一律という形になってしまうと非常にやはり動きづらい。我々、現場でやっていても、この状況でいいんだろうか、国が全く動いていない中で北海道ものんびりしていていいんだろうかということで、非常に不安を感じたことを、二〇二〇年の二月、三月、覚えてございます。

ですから、まず、危機に関する宣言というか、その発動みたいなものを地域によってやはり細かく分けてやっていただきたい。最後の方は大体そういう形になってきたと思うんですけれども、新しい感染症においても常にその意識を持っていただきたいというのが一つ。

そのときに、北海道の中でいろいろな対策をする際に、やはり道自体はなかなか財源がない中で、果たして医療機関に対する補償というのができるかというと、非常に難しかった。我々もかなり医療を縮小しながらやっていって、経営的にも厳しい状況も結構ありました。

ですから、そういった点が、財源を裏づけながら、危機管理というものを、先手先手を打って、地域ごとに変えてやっていくということを是非やっていただきたい。具体的にはそういったことを考えております。

以上です。

○岡部参考人　御質問どうもありがとうございます。

基本的には、私もアドバイザリーボードとか分科会でも申し上げていたんですけれども、確かに地域差が非常に大きいというのがあります。それは、感染症の病気そのものの発生状況もありますし、重症度、そこにおける医療の資源、医療の在り方、それから日常からの周辺の医療あるいは行政との話合いのやり方や何かで、様々な条件があるので、日本全国一斉にというのは、これは難しいと思います。

つまり、その状況に応じては、自治体の状況あるいは判断、そういったことを尊重できるような仕組みが必要であると思います。実際に、緊急事態宣言のようなときも、必ずお伺いしていたのは、それで自治体の長はどういうことをおっしゃっていますかというようなことを私は何回もお尋ねをしたんですけれども、それによって最終的な判断だと思います。

ただ、基本的な在り方、こうなったらこうすべきだというようなことは、一定の方法論が決まっていないといけないので、そこは国として定めてもらうことだと思います。

それから、もう一点は、私も川崎市というところにいるんですけれども、何か決まって実行するためにはどうしても先立つものが要るということなので、それの裏づけをどうしておくかということも自治体にとっては重要なことじゃないかと思います。

以上です。

○浅野委員　ありがとうございました。

お二人とも、宣言発出の柔軟性であったり、あるいは財政的な支援の更なる柔軟性確保というところに関心がおありなんだということを理解いたしました。

その上で、続いては、今は自治体について聞いたんですけれども、次は、医療機関に関して同様な趣旨の質問をしたいと思います。

こちらは、まず太田参考人、そして草場参考人、お二人にお伺いしたいんですが、危機管理の要諦というのは、やはり常に最悪の事態を想定して平時から準備を怠らないことだというふうに思っておりますが、先ほど資料でも示していただきましたように、医療機関の現在の経営実態というものを見ますと、非常に苦しさもあるということを改めて再認識をさせていただきました。

ただ、有事になったときに、治療に当たったり様々な対応をするのはまさに医療機関の皆様であるわけで、医療機関が感染症危機に備えるということは避けられないわけであります。その備える上で、医療機関自身でできること、そして公的支援が必要なことというふうに分けて考えた場合に、今回のコロナ禍から得た教訓ですとか、あるいは今後国に求めたいことなどがあれば、是非お聞かせいただきたいと思います。

○太田参考人　ありがとうございます。

今現在、この法案とは別に感染症法の改正が先日ありましたけれども、そういう形で、今後の新興感染症の対応に関しましてある一定程度の準備をする枠組みが決まりつつございます。事前に、各都道府県と病院が協議をして、どういう状態になったら病床を確保して動いていくかというのを事前に協定を結ぶという形になっています。

これは、私、発表の中でも言いましたけれども、非常にいいことだと思っています。それが決まることによって、病院の中で、当然のことながら、感染防御着やなんかの備蓄ですとか、あとスタッフの訓練、様々なことを当然行っていくという形になりますので、そういう事前の準備、災害対策と同じですけれども、そういうものを、協定を結んだ医療機関が行っていくというのが重要になるかと思います。

ただ、そのためには、先ほども御指摘いただき

ましたけれども、まず、感染防御着を全部備蓄しておくだけでもかなりの経済的な負担がございますし、また、今回のコロナもそうでしたけれども、感染症の初期のときというのは、病院の経営、医療機関の経営というのは大幅に毀損いたします。それを、スタッフを鼓舞しながら、一緒にパンデミックに向き合って戦っていこうという形で病院組織を持っていくというものに関しては、明らかに財政的な支援、裏づけというものをいただかないと我々現場としても戦えないというふうに思っておりますので、そこの部分に関しましてはしっかりとした支援策というものを行政、国には求めたいと思っております。

以上です。

○草場参考人　私、プライマリーケアの立場から御説明したいと思います。病院ではなくて、一般的な診療所などのイメージでお答えしたいと思うんですけれども。

一つ重要なのは、先ほど言った感染対策の物品の備蓄みたいなものも非常に重要だと思うんですけれども、そもそも、平時から、感染症の患者さんをきちんと診ていく、いわゆる感染症の患者さんを診るための動線、そして普通の患者さんを診るための動線というものを診療所の中で分離するということは結構大変です。そのためには、やはりインフラ的なもの、つまり環境的な部分に関する投資というのが必要になってきますので、そういった部分に関するサポートというのをしていただくというのが一点。

もう一点は、やはりオンライン診療。オンライン診療を使うことができると、もちろん直接診療しなきゃいけない方もたくさんいらっしゃるんですけれども、感染が非常に流行が強いときには、むしろオンライン診療で通常の方を診ていく、つまり、感染するリスクを減らすということができます。そのためのインフラというものが診療所の中に今非常に少ない、オンライン診療を提供できるところも非常に少ないという状況がありますから、そういった部分に関するインフラ投資ということに関して平時からサポートをいただくような仕組みというものが必要かなと感じています。

以上です。

○浅野委員　ありがとうございました。

続いての質問は、岡部参考人そして大曲参考人にお伺いをしたいと思います。

今回、管理統括庁を設置をして、省庁横断的な平時からの備えの体制を構築するということになります。そして、有事の際にはその統合調整を行うということなんですが、やはり、今回、パンデミックを経験して、医療機関のみならず、例えば、子供たちが一斉休校になったりだとか、高齢者あるいは基礎疾患を持っているいわゆるリスクの高い方々をどう守っていくかという話ですとか、あるいは、患者の方たちをどう移送するか、そして、自宅で療養できない方を、ホテルを、部屋を借りて、そこで療養をしていただくこと、とにかく厚生労働省以外の省庁も巻き込んだ幅広い統合調整というのが必要になりました。

伺いたいのは、やはり私が特に関心があるのは、先ほど申し上げた基礎疾患のある人や高齢者そして子供など、リスクの高い人や、あるいは、生活環境上、接触機会の多い、子供たちなんかはまさにそうですけれども、こうした方々をいかに守っていくのかという部分、つまり、統括庁がそうした方々に対してどういう統括調整を行っていくべきなのか、そのときどういう役割を果たすべきなのかというところについて、少し抽象的な質問にはなるんですが、今後、統括庁がそういった方々も含めて統合調整をしていく上で、今回、高リスクな方々や子供たちを守るという上で得られた教訓というのが何なのか、どういったところを今後に生かすべきなのか、そういった点で御意見があれば頂戴をしたいと思います。

○岡部参考人　ありがとうございます。

統括庁がどういう役割かというところまで、私、感染症の方から余り踏み込むことはできないんですけれども、ただ、高齢者ということを考えた場合に、ハイリスクということで、医療をやるところではないので、なかなか、高齢者施設に対する感染症対策を含めた医療側のアクセス、あるいはそれに対して準備を行っておくということが非常に欠けていたのではないかと思います。

子供さんの話が出ましたけれども、でも、子供たちは、集団生活をしているところなので感染症が広がりやすく、学校という中には、学校保健安全法があり、そこで、感染症も含め、学校感染症をどうするかというようなことが決まっています。しかし、ハイリスクであるシニアの方々、高齢者が集団で生活をするというのは最近の出来事ですので、そこに対してどういう感染症対応をするのか、支援をするのか、準備をするのかということは余り明確ではないというふうに思います。

したがって、そういうグループで人がたくさん集まっているところで、特にハイリスクの方が集まっているところでどういう感染症対策をやるかということは、全てが自助努力ではできないので、そこに対する支援は必要であろうというふうに思います。

まさに、子供たちも含めですけれども、全てを統括庁でやるというようなことはなかなか難しいと思うんですけれども、例えば学校の問題も、文科省がやり、厚労省がやります。そこをすり合わせながらやっているわけですけれども、やはり意見をきちんと聞けるというところは、統括的にやるところにやっていただきたいところで、そこが、子供の意見、子供の意見というのは子供の状況ですね、置かれた状況であるとか、高齢者の状況、あるいは感染症でいえば感染症の対策のところの専門のところの意見をちゃんと聞けるというような構造が必要じゃないかというふうに私は思います。

以上です。

○大曲参考人　ありがとうございます。

大変大きな問題で、どこまで具体的にお答えできるかちょっと自信がないのですが、ただ、一つあるのは、医療体制の強化ということは非常に重要で、そのとおりだと思うんですが、一方で、今回、様々な場で議論がありましたが、社会のもろもろの構造を見たときに、感染症にぶち当たったときに、本当に、強いのか、柔軟にやり過ごせるような状況になっているのか、そういう観点での準備というものはやはり必要ではないかと思っています。それができるのは恐らく各省庁の連携の中だと思います。

例えば、保育所ですとか医療機関ですとか介護施設等を考えても、安全な場所としていくにはどうすればいいかということを考えると、構造をどうするかとか、換気をどうするかとか、そういった話があります。そういったものも、広く長期的に捉えて考えれば安全な社会づくりなんだと思うんです。そこは単純に医療とか介護の話だけでは当然ないわけでして、そこには、平時からの備えということで、各省庁で連携して御対応いただければと思います。

さはさりながら医療のことも大事で、ただ、やはり今日の話でも何回も出ておりますが、結果的に、柔軟に、しかも強靭に対応しようということになりますと、リスクの高い高齢者あるいは小児も含めた全ての方をしっかりと受け止められる盤石な医療体制というものがやはり重要だなと思います。それがないと、いざというときにストレッチが利かないというのが今回の反省だと思いますので、改めて医療体制の、今のでいいのか、充実するにはどうすればいいのかということに関しては御検討をいただきたいと思っています。

○浅野委員　時間が参りましたので、終わります。ありがとうございました。

○大西委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

四人の参考人の皆様には、貴重な御意見を賜り、本当にありがとうございます。何よりも、コロナ対応の最前線で御尽力をいただいてきたその取組に心から敬意を表するものであります。

それで、私の方からは、最初、四人の参考人の皆様にお答えいただきたいということで、一問、お聞きをいたします。

2023年3月22日
内閣委員会
（質疑要旨）

都道府県知事が命令を発出する際の配慮事項について

2023.3.22（Wed）内閣委員会（新型インフル特措法及び内閣法の一部改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●都道府県知事が事業者等へ命令を発出する際に配慮しなければならない事項は、政令として以下のように定めることが検討されている。

（政令案）
1. 同種業態における患者の発生状況
2. 対象店舗等における患者が多数発生する危険度
3. 措置・宣言の継続見込み
4. 事業者の感染防止対策の実施状況

●過去に措置期間が残り4日で命令が発出され、その必要性が問われた判例がある。

委員会での浅野の発言要約

「都道府県知事が迅速に判断するためには、『3．継続見込み』は配慮事項に含めない方が良いと考えるが、大臣の見解を伺う。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「政令は従来からの事務連絡や訴訟を踏まえて検討しているが、あくまで一つ一つの項目そのもので決まるということではなく、総合的に判断されて決まるものと認識している。」

後藤大臣

特例で発行できる地方債の起債理由について

2023.3.22（Wed）内閣委員会（新型インフル特措法及び内閣法の一部改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●本法案の第七十条の二では地方公共団体が新型インフルエンザ等の発生時に実施する措置について、特例的に地方債を発行できるとされている。

●起債の理由として、感染症法に基づく病床確保等の費用が規定されているが、具体的な理由は総務省令で定めるとされている。

委員会での浅野の発言要約

「地方公共団体が特例で地方債を起債できるのは、具体的にどのような理由か。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「感染症法上に基づく病床確保等について、国費負担を超える部分に充てられるとしているが、次の感染症危機の際には、当該感染症の特性等に応じて検討されるものと認識している。」

的井政府参考人

第二百十一回国会　衆議院　内閣委員会議録　第八号

令和五年三月二十二日（水曜日）

午後一時開議

出席委員

委員長　大西　英男君

理事　井上　信治君　理事　神田　憲次君

理事　藤井比早之君　理事　宮路　拓馬君

理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君

理事　阿部　司君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　池田　佳隆君

石原　宏高君　小田原　潔君

尾﨑　正直君　大野敬太郎君

工藤　彰三君　小寺　裕雄君

杉田　水脈君　鈴木　英敬君

田野瀬太道君　中野　英幸君

中山　展宏君　平井　卓也君

平沼正二郎君　堀内　詔子君

牧島かれん君　松本　尚君

山口　晋君　中谷　一馬君

太　栄志君　本庄　知史君

馬淵　澄夫君　山岸　一生君

岩谷　良平君　浦野　靖人君

堀場　幸子君　河西　宏一君

福重　隆浩君　浅野　哲君

塩川　鉄也君　緒方林太郎君

大石あきこ君

国務大臣（新型コロナ対策・健康危機管理担当）　後藤　茂之君

内閣府副大臣　藤丸　敏君

厚生労働副大臣　羽生田　俊君

内閣府大臣政務官　鈴木　英敬君

内閣府大臣政務官　中野　英幸君

内閣府大臣政務官　尾﨑　正直君

厚生労働大臣政務官　本田　顕子君

政府参考人（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室次長）　柳樂　晃洋君

政府参考人（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室内閣審議官）　菊池　善信君

政府参考人（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室内閣審議官）　小池　信之君

政府参考人（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室内閣審議官）　實國　慎一君

政府参考人（総務省大臣官房審議官）　的井　宏樹君

政府参考人（出入国在留管理庁出入国管理部長）　丸山　秀治君

政府参考人（厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官）　浅沼　一成君

政府参考人（厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官）　佐々木昌弘君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　大坪　寛子君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　鳥井　陽一君

政府参考人（国土交通省大臣官房審議官）　大沼　俊之君

政府参考人（観光庁審議官）　池光　崇君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

三月二十二日

辞任　補欠選任

大野敬太郎君　山口　晋君

田野瀬太道君　堀内　詔子君

平　将明君　小田原　潔君

同日

辞任　補欠選任

小田原　潔君　平　将明君

堀内　詔子君　田野瀬太道君

山口　晋君　大野敬太郎君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案（内閣提出第六号）

○大西委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室次長柳樂晃洋君外十一名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○大西委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。堀内詔子君。

○堀内委員　本日は、内閣委員会で質問させていただく機会を頂戴いたしまして、大西委員長を始め理事の皆様方、委員の皆様方に心から御礼申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

振り返りますと、日本国内で新型コロナウイルス感染症の患者が確認されたのが令和二年一月十五日のことでした。それから間もなく、二月初旬には、ダイヤモンド・プリンセス号において、新型コロナウイルスに感染した方が横浜から香港まで乗船したということが発覚しました。横浜港で長期検疫体制に入り、その後も感染者数が増え続ける事態となりました。翌月の三月十一日、WHOは、新型コロナウイルス感染症をパンデミックとみなせると表明いたしました。

それからもう三年、政府と国民の皆様方一体となって新型コロナウイルス感染症対策に取り組んできました。私も、ワクチン接種推進担当大臣を拝命している間、国民の皆様方、自治体の皆様方、皆様方にワクチンの接種を推進していただくために精いっぱい努力してまいりました。ようやくこの三月十三日にはマスクを任意で着用してよい、そういったことと相なりました。

この三年間の政府の取組を振り返って、その成果や課題についてどのように考えていらっしゃるか、藤丸副大臣に伺いたいと思います。

○藤丸副大臣　堀内先生も大臣を担当されておりましたけれども、今政府としては、国民の命と暮らしを最優先で守る観点から、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを取りつつ、科学的知見やエビデンスを重視し、新型コロナ対策に最大限取り組んでまいってきております。

具体的には、緊急事態措置等により感染拡大防止を図る一方で、国民、事業者への支援やコロナ禍からの回復を図るための各種経済対策を講じてきております。同時に、国民の命と健康を守るた

いしたいというような意見、要望をいただいたところでありますけれども、今回の法改正では、そうしたことも踏まえて、政府対策本部長の指示権の発動可能時期の前倒しに係る規定については、要件等を法律上明確に規定するとともに、地方公共団体の財源確保に係る国庫補助負担率のかさ上げ等の規定を設けることといたしておりまして、知事会からいただいた意見、要望に応えている改正であるというふうに考えております。

引き続き、都道府県、それぞれの自治体は現場において本当に感染症対策に臨んでいただくわけでありますから、連携を密にし、丁寧に説明も行いながら、国、地方一体となって感染症危機に対応していけるようにしっかりと対応していくとともに、新しい司令塔機能においても、こうした機能を大切にしていきたいというふうに考えています。

○岩谷委員　ちょっと確認させていただきますけれども、今、知事会からの要望で、総理、本部長ですね、の指示権の前倒しの場面において、その適用場面とか要件を設定、明示が今回の法改正でなされているという御答弁だったと思うんですが、それはそういうことで間違いないか、ちょっと確認をさせてもらいます。

○柳楽政府参考人　お答えします。

今回の政府で予定しています法改正の内容、昨年九月の政府対策本部でその概要を定めているものでございまして、そういった内容も含めて知事会等に十分御説明した上で、今大臣が御説明いたしましたように、直接大臣と知事等で協議をしていただいているという経緯がございます。

○岩谷委員　協議をして、要は、その適用場面、要件というのが具体的にもう示されているという認識でよろしいですか。

○柳楽政府参考人　お答えいたします。

政府対策本部が設置されている間において指示を行うことができるようにするに当たりましては、今回の法案の中身において、まず、新型インフルエンザ等の蔓延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらずという要件、それから二つ目に、総合調整に基づく所要の措置が実施されない場合であるということ、三つ目に、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために特に必要があると認めるとき、さらに四つ目として、その必要な限度において指示を行うことができるというふうに規定をしておりまして、法律上、場面や要件について明確化しているものでございます。

○岩谷委員　理解いたしました。ありがとうございます。

国と地方の関係についてなんですけれども、これも、令和三年十一月に指定都市市長会とか中核市長会が、共同提言ということで、国と地方自治体の関係や、都道府県、保健所設置市との関係等において、その役割分担や事務権限、費用負担等について、指定都市や中核市等の意見を十分に踏まえて検証し、最適化を行うことと提言されているんですが、これはいろいろと、東京都と新宿区の保健所と厚労省の間でいろいろなうまくいかないそごがあったような事例も具体的に聞いているんですけれども、この提言を受けて、どんな対応を行ったかもお伺いしたいと思います。これは、新型インフル特措法に係る部分だけで結構です。

○柳楽政府参考人　御指摘のインフル特措法につきましては、国と地方との役割分担ということに関しましては、国が新型インフルエンザ等について今後講ずべき対策を実施するに当たっての統一的指針として基本的対処方針を定めて、地方公共団体などに示す、その上で、事業者に対する要請等の地域の感染状況等に応じて講ずべき具体的措置につきましては、当該方針を踏まえまして、市区町村のような基礎自治体ではなく、広域自治体である都道府県の長である都道府県知事が実施する、こういうことを基本といたしております。

これは、特措法は、全国的かつ急速に蔓延するおそれがある感染症を対象としているということに加えまして、通勤通学など現代の社会において人の移動性が著しく高いというようなことに鑑みまして、ある程度広域的な対応が必要であるという考え方に基づくものでございます。

特措法におけるこうした枠組みを通じまして、それぞれの地域において、都道府県や政令指定都市、中核市等との緊密な連携の下で、今後とも新型インフルエンザ等対策の着実な推進を図ってまいりたいと考えてございます。

○岩谷委員　この提言の中で、指定都市や中核市等の意見を十分に踏まえて検証し、最適化を行うことというところが書かれていまして、何度もこの委員会で議論になりましたとおり、やはり検証としては、今回の有識者会議のこの一か月程度、五回というのはまだまだ不十分であるというふうに指摘をさせていただきたいと思います。

ちょっと時間がなくなりましたので、質問を飛ばしまして、最後、もう意見だけ述べさせていただきます。

例えば神奈川で、症状がある人に抗原検査キットで自ら検査してもらって、医師の判断を通さず自主療養届を出すという仕組みを先行してつくって、これは最初、厚労省は難色を示したそうですけれども、最終的に全国に取り入れられた、あるいは、大阪で、若年軽症者のオンライン診療スキームというのも、これも最初、大阪独自にやって、結果的に全国に広がったというようなことがありまして、やはり現場の最前線にいる地方自治体が何とか現実的な対応をしていこうということでいろいろな知恵を絞って、アイデアを出して、それが施策として全国に広がっていくという状況があったのも事実でありますから、やはりこの指揮命令系統、司令塔というところと同時に、しっかりと地方自治体に、ある部分は権限、財源を移譲していくという視点は絶対忘れるべきではないというふうに思います。

例えば和歌山の仁坂前知事、非常に今回コロナ対策で評価が高かったわけですけれども、国は大枠や最低限の範囲を示して、知事が実情に応じて対策を上乗せできるような運用が求められるというようなことをやはりおっしゃっておられます。

そうしたことを含めて、改めて、この間のコロナ対策の検証がまだまだやはり不十分であるので更なる検証が必要だということと、地方への権限、財源移譲、これをしっかりとやっていただくことを強く要望させていただきまして、時間になりましたので、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○神田(憲)委員長代理　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、時間が十分しかございませんので、早速質問に入りたいと思います。

前回の質疑でも取り上げさせていただきました、都道府県知事の事業者等に対する命令権の発出の際に配慮をしなければいけない内容は政令で定めるということで今回法改正がなされるんですけれども、まず早速、非常に人の人権にも関わることで重要だということで、今政府内でも検討が進んでいるというふうに承知をしてございます。特措法第三十一条の六第三項、そして第四十五条第三項の規定に基づく新たに設けられる政令の中身について、現時点で具体的にどのような内容を想定しているのかをまず伺いたいと思います。

○後藤国務大臣　御指摘の規定は、有識者会議におきまして、都道府県の特措法に基づく措置について、訴訟事案も踏まえれば、個々の事例についての判断がより迅速的確に行えるように、国が適切な運用の在り方について基準や指針を示すことが重要であるとの指摘を受けたことを踏まえて改正しようとするものであります。

これまで都道府県等に対して事務連絡でお示ししてきた内容や関連する訴訟の地裁判決等も踏まえまして、御指摘の政令に規定する具体的な勘案事項については、現時点では、特措法三十一条の六第三項の規定に基づく政令は、一つ、同種の業態における新型インフルエンザ等の患者の発生状況、第二に、対象となる店舗等における新型インフルエンザ等の患者が多数発生する危険の程度、第三に、蔓延防止等重点措置の継続の見込み、第四に、対象となる事業者による感染防止対策の実

施状況というようなことを現時点で考えております。

また、特措法四十五条第三項の規定に基づく緊急事態措置の政令は、同種の措置における新型インフルエンザ等の患者の発生状況、第二に、対象となる店舗等における新型インフルエンザ等の患者が多数発生する危険の程度、第三に、緊急事態宣言の継続の見込み、第四に、対象となる事業者による感染防止対策の実施状況を規定することを想定をいたしています。

○浅野委員　ありがとうございます。

本当に時間がないので、ちょっと簡潔に質問したいと思うんですが、今それぞれお答えいただきました中に、それぞれ三つ目の配慮事項になるかと思いますが、蔓延防止等重点措置あるいは緊急事態宣言、それぞれの継続の見込みを配慮して命令を出すか出さないかを判断をするという項目がございました。継続の見込み、つまりは、あと何日ぐらい、あとどのくらい蔓防や緊急事態が続くのかというのを見ながら判断をするということなんですけれども、私は、これは非常に都道府県知事による迅速な判断を阻害するのではないかと思います。

なぜなら、感染発生状況や、大量に感染者が発生する危険の程度が大きければ、残り一日でも二日であっても、命令はしなきゃいけないと思うんですね。逆に、その程度が低ければ、残り期間が長かったとしても、むやみに命令は出すべきではないし、この継続の見込み、残りの期間というものを私は配慮事項に含めない方がいいのではないかと思うんですが、ここに関して大臣の御見解はいかがでしょうか。

○後藤国務大臣　これまで都道府県知事等に対してお示ししてきた事務連絡においては、特に必要があると認めるときに該当する状況の例示の一つとして、対象となる区域において、引き続き感染が継続しており、当該都道府県において感染が拡大するおそれが高まっていることというのを従来から事務連絡でお示ししていたということもあります。

また、関連する訴訟については、もし必要であれば参考人に詳しく聞いていただきたいと思いますけれども、地裁判決ではありますけれども、効力が生じる期間が発出日当日を含めて四日間しかないことが確定した中で発出された命令について、被告が命令をあえて発出した必要性について合理的な説明がなされていない等が判断され、他の事情、これは三密対策等がしっかりやられていたということですが、と併せて当該命令の発出は特に必要があったと認められず、違法というべきと判示されたような事例もございます。

以上を踏まえて、事務連絡で示していた内容について、こうしたことを書いているわけでありますけれども、一つ一つの項目そのもので決まるということではなくて、これは総合的に判断されて決まるものではあるというふうに思っております。

○浅野委員　今の挙げていただいた事例も、私も説明を受けましたが、残り四日間しかなかった中で命令発出の妥当性がないのではないか、こういう内容だったわけですけれども、それ以前に、感染症の患者の発生状況であったり、多数の患者が発生するような危険性、これもまた認められない状況だった、その上で、残り四日間しかなかったからどうなんだ、こういう内容だったというふうに承知していますので、やはり、発生状況や危険性の程度で判断するのはいいと思うんですが、残り四日とか、残り何日だから命令を出すのはやめておこうかとか、こういうことを知事が考え始めたら、迅速な判断、先ほど大臣がおっしゃっていましたけれども、迅速な判断に資するような政令でなければいけないんですが、むしろ迷いを生じさせるのではないか。

ここは是非、まだこれは決まっているわけではないというふうに聞いていますから、よく今後御検討いただきたいというふうに思います。

次の質問ですが、もう最後の質問になるかと思いますので、一問に絞りたいと思います。

本法律の第七十条の二では、地方公共団体は、新型インフルエンザ等の発生時において実施する措置について、特例的に地方債を起債できるとされております。これが改正案の内容になりますが、これは、どういう理由で地方債を起債できるのか、借りられるのかということは総務省の政令で定めるというふうになっておりますが、具体的にちょっと伺いたいです。

例えば、事業者が事業を営む現場における消毒や換気設備の導入や、あるいは感染症対策を現場において更に充実させるための費用、それに対する地方自治体の支援、こういったことを事由として起債することは可能なんでしょうか。伺いたいと思います。

○的井政府参考人　お答えいたします。

新型インフルエンザ等対策特別法におきまして今般新設をいたします地方債の特例につきましては、基本的に、感染症法に基づく病床確保等の措置について、今般新設いたします第六十九条の二の規定によります国費のかさ上げをしてもなお残る地方負担を中心に活用いただくことを想定しているものでございます。

その他、事業者の感染予防に係る事業等につきましては、次の感染症危機の発生時に、国の予算における対応も含め、当該感染症の特性等に応じまして検討がなされるものと認識をいたしておりますが、地方公共団体が財政面の心配なく積極的に必要な取組を行っていただけるよう対応していくことが重要と認識しているところでございます。

以上でございます。

○浅野委員　ありがとうございました。あくまでも、六十九条で規定された使途を賄うことができない場合に起債することができるということを想定しているということなんですが、これは、七十条の二の条文を見ますと、もっと広く捉えられるような構成になっているんですね。ですから、未知の感染症に備えるという意味でも、やはり次なる危機が生じたときに地方自治体がちゅうちょなくしっかり現地で対応できるような、そういう起債の特例内容としていただくことを要望して、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○神田（憲）委員長代理　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

前回の質疑で、過去の感染の波、第六、第七、第八波と、死亡者数が大幅に増えていることを指摘をいたしました。コロナ感染による死亡者に占める七十歳以上の高齢者の割合が非常に高いということで、第六波以降は九割以上となっているということであります。オミクロン流行の第六波以降、高齢者の死亡者数が極めて増加をしているということは重大であります。そこで、高齢者施設の感染状況がどうなっているのかについて確認をしたいと思います。

厚労省にお尋ねしますが、高齢者施設におけるクラスターの発生件数は波ごとで見た場合にはどういう状況になっているのかを教えてください。

○鳥井政府参考人　お答え申し上げます。

厚生労働省では、地方自治体のプレスリリース等を基に、同一の場で二名以上の感染者が出たと報道等がされている事案の件数を集計いたしております。

お尋ねにつきましては、政府として、第何波という定義又はその期間を定義はしておりませんけれども、基本的に、一日当たりの陽性者数が最大になった月の前後一か月を含む三か月を一つの波と仮定した場合における、それぞれの波における高齢者施設におけるいわゆるクラスターの件数につきましては、二〇二一年三月からのいわゆる第四波は五百四十八件、いわゆる第五波は二百七十六件、いわゆる第六波、二〇二二年の一月からでございますけれども、三千二百四十四件、いわゆる第七波、二〇二二年七月からの第七波は六千六百六十二件、それから、二〇二二年十月からの第八波は八千九百二十三件と集計してございます。

○塩川委員　クラスターの発生件数、第六波で三千件以上、第七波で六千六百、第八波では約九千

2023年3月29日
内閣委員会
（質疑要旨）

都道府県の意向を尊重した運営の推進について

2023.3.29（Wed）内閣委員会（新型インフル特措法及び内閣法の一部改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●新型インフル特措法の対象となる感染症が発生している状況では、現場における感染拡大を早期に防ぐことが、国民の健康と命を守ることに直結する。

●今回のコロナ禍で、都道府県側と国の判断が異なった際、国の判断が優先された結果、都道府県が国民のためにやりたいと考えたことができなかったという声がある。

委員会での浅野の発言要約

「政府対策本部長（総理）には現場である都道府県の判断を十分に尊重し、できるだけ優先していただきたいと考えるが、総理の見解を伺う。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「具体的な措置については、地域の実情をよく知る都道府県知事が判断して実施することを基本としており、緊密に意思疎通を図りながら対応していく。」

岸田総理大臣

有事における都道府県に対する財政支援について

2023.3.29（Wed）内閣委員会（新型インフル特措法及び内閣法の一部改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●都道府県が現場で迅速な対応をとるためには、国の財政支援が不可欠となる。

●地方創生臨時交付金は、政府対策本部が設置されてから国が定めた額が地方に交付されるため、機動性があるとは言い難い。

委員会での浅野の発言要約

「予め都道府県と協議の上、機動的に拠出可能な危機管理財源を都道府県に割り当てておくべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「次の感染症危機において、具体的にどのような財源や方法で財政支援を行うかについては、今回のコロナ対応や都道府県との平時からの協議内容を踏まえて、所要の措置を講じていきたい。」

後藤大臣

2023年3月29日
内閣委員会
（質疑要旨）

統括庁と海外との連携について

2023.3.29（Wed）内閣委員会（新型インフル特措法及び内閣法の一部改正に対する法案質疑）

現状・課題意識

●内閣感染症危機管理統括庁には省庁の縦割りを排し、政府として感染症に対応していくことが求められる。

●今回の感染症は海外から日本に入ってきたものだった。

●米国や欧州、アジア諸国の感染症対策に関する組織・機関との連携や相互協力等、健康安全保障に関するネットワークの構築を加速すべきと考える。

委員会での浅野の発言要約

「内閣感染症危機管理統括庁は、諸外国の感染症対策に係る司令塔組織や機関との連携することを想定しているか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「統括庁が国際機関や諸外国との連携等の総合調整についても一元的に担うことで、次の感染症危機に備えた国際的なネットワークの構築を図っていく。」

岸田総理大臣

第二百十一回国会　衆議院　内閣委員会議録　第九号

令和五年三月二十九日（水曜日）

午前九時一分開議

出席委員

委員長　大西　英男君

理事　井上　信治君　理事　神田　憲次君

理事　藤井比早之君　理事　宮路　拓馬君

理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君

理事　阿部　司君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　池田　佳隆君

石原　宏高君　尾崎　正直君

大野敬太郎君　神田　潤一君

工藤　彰三君　小寺　裕雄君

杉田　水脈君　鈴木　英敬君

田野瀬太道君　平　将明君

中野　英幸君　中山　展宏君

西野　太亮君　平沼正二郎君

牧島かれん君　松本　尚君

中谷　一馬君　太　栄志君

本庄　知史君　馬淵　澄夫君

山岸　一生君　岩谷　良平君

浦野　靖人君　堀場　幸子君

河西　宏一君　福重　隆浩君

浅野　哲君　塩川　鉄也君

緒方林太郎君　大石あきこ君

内閣総理大臣　岸田　文雄君

国務大臣（内閣官房長官）　松野　博一君

国務大臣（海洋政策担当）　谷　公一君

国務大臣（共生社会担当）（男女共同参画担当）　小倉　將信君

国務大臣（新しい資本主義担当）（新型コロナ対策・健康危機管理担当）（全世代型社会保障改革担当）（経済財政政策担当）　後藤　茂之君

国務大臣（科学技術政策担当）　高市　早苗君

国務大臣　岡田　直樹君

内閣官房副長官　木原　誠二君

内閣府副大臣　藤丸　敏君

文部科学副大臣　簗　和生君

内閣府大臣政務官　鈴木　英敬君

内閣府大臣政務官　自見はなこ君

内閣府大臣政務官　中野　英幸君

内閣府大臣政務官　尾崎　正直君

内閣府大臣政務官　西田　昭二君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）（厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官）　城　克文君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　鹿沼　均君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　林　学君

政府参考人（内閣官房内閣参事官）　廣瀬　健司君

政府参考人（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室次長）　柳樂　晃洋君

政府参考人（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局次長）　松浦　克巳君

政府参考人（内閣官房内閣情報調査室次長）　柳　淳君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　吉川　徹志君

政府参考人（内閣府大臣官房長）　原　宏彰君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　吉岡　秀弥君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　小川　康則君

政府参考人（内閣府政策統括官）　林　幸宏君

政府参考人（内閣府政策統括官）　村山　裕君

政府参考人（内閣府男女共同参画局長）　岡田　恵子君

政府参考人（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官）　奈須野　太君

政府参考人（内閣府総合海洋政策推進事務局長）　村田　茂樹君

政府参考人（警察庁生活安全局長）　山本　仁君

政府参考人（警察庁刑事局長）　渡邊　国佳君

政府参考人（警察庁警備局長）　原　和也君

政府参考人（金融庁総合政策局参事官）　川﨑　暁君

政府参考人（消費者庁政策立案総括審議官）　片岡　進君

政府参考人（デジタル庁統括官）　楠　正憲君

政府参考人（総務省大臣官房審議官）　三橋　一彦君

政府参考人（総務省情報流通行政局長）　小笠原陽一君

政府参考人（総務省総合通信基盤局電気通信事業部長）　木村　公彦君

政府参考人（出入国在留管理庁在留管理支援部長）　君塚　宏君

政府参考人（外務省大臣官房審議官）　岩本　桂一君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　今福　孝男君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　池上　正喜君

政府参考人（財務省主計局次長）　中村　英正君

政府参考人（財務省主計局次長）　前田　努君

政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　西條　正明君

政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　原　克彦君

政府参考人（文部科学省総合教育政策局社会教育振興総括官）　森友　浩史君

政府参考人（厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官）　佐々木昌弘君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　大坪　寛子君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　鳥井　陽一君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　青山　桂子君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　宮本　悦子君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　本多　則惠君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　日原　知己君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　原口　剛君

た。その結果、このガクチカにもなかなか答えられないという実情があると言われています。

お配りしております資料一を御覧ください。民間事業者のアンケート結果から抜粋させていただきました学生の声です。

コロナにより、思い描いてきた学校生活を送ってこれなかった、留学を中止せざるを得なかった、アルバイトのシフトが減って生活が困窮して、中退せざるを得なかったといった生の声が寄せられています。

こうした声を総理、どうお感じになられるでしょうか。コロナの制約の下でこうした学生生活を余儀なくされた世代をコロナロス世代と呼ばせないためにも、実態把握するとともに、所管をはっきりと定めて、継続したモニタリング及びフォローを行っていくべきと考えますけれども、総理の御見解、そして決意をお伺いします。

○岸田内閣総理大臣　御指摘のように、コロナ禍によって様々な機会を失ってしまった若い方々に、今後、希望を持ってより活躍してもらう環境を整備するということは大変重要なことだと思います。

足下、本年三月卒業予定の大学生の就職内定率、これは過去四番目に高い水準となっており、新型コロナの影響、これは落ち着きつつあるとは思いますが、しかし、政府として、今後も支援を続けなければならない、こういった認識で、卒業後三年以内の既卒者には、応募に当たり新卒扱いすることを経済団体に要請をしています。また、新卒応援ハローワーク等において新卒者及び既卒者に対するきめ細やかな就職支援を行う、さらには、就職後の職場定着のために在職者向けの相談窓口の設置などの支援を行う、こういった支援を行っております。

文科省、厚労省におけるこうした取組を通じて、第二の就職氷河期をつくることにならないように、対策、支援を継続していきたいと思っておりますし、こうした世代の今後について、政府としてしっかりと注視をしていく、こういった姿勢は大事にしていきたいと考えております。

○阿部(司)委員　就職氷河期世代へのフォローというのは決して十分ではなかったと思うんですね。この轍を踏まないように、しっかりフォローの方、御支援の方、よろしくお願いします。

次に参ります。次は、医療ＤＸに関してお伺いをしてまいりたいと思います。

コロナ禍で、ＤＸが非常に遅れているということが分かったと思います。そんな中で、将来また襲ってくるであろう未知なる感染症に備えて、我が国の医療ＤＸはどうあるべきか、このコロナ禍の経験を踏まえて、後藤大臣の御見解をお伺いします。

○後藤国務大臣　今委員御指摘のように、今回の新型コロナウイルス感染症対応におきまして、例えば、多数の患者の発生届、国民の多くを対象にしたワクチン接種などの医療機関や自治体等において必要な医療サービスを迅速に提供するために、デジタル技術の活用が求められることがあったわけです。

また、我が国においては、疫学や臨床研究等で医療情報を利活用するための枠組みが不十分であったことがワクチンや治療薬の開発の遅れを招いた、そういう指摘もあり、反省もあります。

こうしたコロナ禍における経験を踏まえて、今おっしゃったように、医療ＤＸの推進は我が国にとって重要な課題であるというふうに考えておりまして、昨年十月には内閣に医療ＤＸ推進本部が設置されまして、医療ＤＸの推進に関する工程表の策定に向けた検討が進められております。

内閣感染症危機管理庁においても、次の感染症危機に備えまして、必要な情報を迅速かつ確実に取得できる体制整備や、医療機関等における情報入力等の負担軽減を図ることが重要であるというふうに考えて仕事をしていくことになります。

いずれにしても、医療提供体制を所管する厚生労働省などの関係省庁と連携しながら、感染症対策におけるデジタル化を推進してまいりたいと思います。オンライン資格確認等システムを基盤とした全国医療情報プラットフォームの構築、こうしたものを進めていくことが重要だと思います。

○阿部(司)委員　今、非常にこのコロナ禍でＤＸの遅れを痛感されたという御趣旨の御答弁と、医療ＤＸ推進本部が設置されたというお話がありました。

これは、この骨子案を拝見したところ、推進本部のメンバーが、総理以下、官房長官、厚労大臣、デジタル大臣、総務大臣、経産大臣で、今御答弁された後藤大臣、新型コロナ対策・健康危機管理担当というのは入っていないんですよね。これは、感染症危機への対応という視点が薄い、弱いと言わざるを得ないと思います。

配付資料二を御覧いただけますでしょうか。

私は、この閣議決定文書は、目的のところで、未知なる感染症への対応も考慮した最適な医療の実現とすべきであって、本部長代理としてコロナ対策担当大臣も加えるべきと考えます。

そこで、医療ＤＸ推進本部の構成員にコロナ対策担当大臣を加えて、工程表は、コロナ禍の検証を踏まえ、未知なる感染症への対応という視点を中心に据えたものとしていくべきと思いますけれども、総理の御見解をお伺いします。

○岸田内閣総理大臣　医療ＤＸ推進本部の構成員については、委員御指摘のとおりであります。

コロナ禍の経験を踏まえた医療ＤＸ対応等、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができることとしております。こうしたこの議論の必要に応じて、新型コロナ対策担当大臣についても必要に応じて会議への出席、これを求め、議論を深めていきたい、このように考えているところであります。

○阿部(司)委員　これで終わりますけれども、この国会で御指摘申し上げたことを真摯に受け止めていただいて、この法律案が次のパンデミックに適切に対応して国民の命を守ることができるよう、足らざる点を補っていただけるようお願い申し上げまして、こちらで質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○大西委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日時間がありませんので、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず、総理に伺いたいと思いますが、新型インフル特措法の対象となる感染症が発生している状況では、やはり現場における感染拡大を防ぐことが国民の健康と命を守ることに直結をいたします。それだけ感染拡大を早期に防ぐことが大事だということであります。

しかしながら、今回、コロナ禍の中で都道府県側と国の判断が異なった際に、国の判断が優先された結果、都道府県がやるべきと考えたことや、国民のためにやりたいと考えたことができなかったこともたくさんあるというふうに聞いております。

この法案では、政府対策本部長である総理の指示権の発動可能時期が前倒しされることが含まれておりますが、やはり危機管理の際には、リーダーは、指示を出すだけでなく、現場を支え、現場に委ねることも必要だと考えております。この指示権は最終手段としてできる限り発動を避け、感染リスクのある現場で戦う都道府県の判断を十分に尊重し、優先していただきたいと思いますが、総理の見解を伺いたいと思います。

○岸田内閣総理大臣　新型インフルエンザ等対策特別措置法においては、国は新型インフルエンザ等への基本的対処方針を定めて都道府県に示し、具体的な措置については、当該方針を踏まえて地域の実情をよく知る都道府県知事が判断して実施すること、これを基本としております。

国と都道府県との間で取るべき措置に対する認識が異なる場合、こうした場合にも、現場で対応に当たる都道府県からよく地域の実情をお聞きした上で、緊密に意思疎通を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○浅野委員　前向きな御答弁、ありがとうございます。是非よろしくお願いいたします。

続いて、後藤大臣にお伺いしたいと思います。

都道府県が現場で迅速な対策を取るためにも、本法案の第七十条で規定された国の財政支援は不可欠だと考えております。しかし、地方創生臨時交付金は、感染症発生後に対策本部が設置され、その上で国が定めた額が地方に交付されるもので、機動性があるとはなかなか言い難い制度になっております。

財政支援を機動的かつ効率的に行う方法として、あらかじめ都道府県と協議の上で、感染症が発生した際に機動的に拠出可能な危機管理財源を各都道府県に事前に割り当てておくことなども必要ではないかと思うんですが、是非後藤大臣の御見解を伺いたいと思います。

○後藤国務大臣　今回の新型コロナ対応におきましては、感染拡大防止や地域経済、住民生活の支援のため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設し、財政支援を実施してきました。

議員御指摘のとおり、次の感染症危機に向けて平時から感染対策について都道府県と協議しておくことは重要であるというふうに考えております。

そのため、政府としては、今後、政府行動計画を見直すなど、平時の備えが有事においてしっかり機能するものとなるよう、都道府県等と密に連携しまして、ＰＤＣＡサイクルを着実に推進していきたいと考えています。

その上で、有事においては、特措法第七十条の規定に基づきまして必要な財政上の措置を検討することとなるわけでありますけれども、次の感染症危機において具体的にどのような財源や方法で財政支援を行うかということは、今回の新型コロナ対応や都道府県との平時からの協議内容も踏まえて、また、当該感染症危機の状況がどんなものであるかということもしっかりと踏まえた上で、所要の措置を講じてまいりたいというふうに考えています。

○浅野委員　よろしくお願いいたします。

続いての質問です。

コロナ対応で発出された緊急事態宣言に基づく自粛要請なんですが、これは命令規定はございますが、罰則規定等はなく、法的な拘束力が弱いという指摘もされてまいりました。私は、直ちに罰則つきの強い行動制限が必要だとは今は考えておりませんけれども、次、どんな感染症が来るか分かりません。次なる危機に備えてこうした強い行動制限を検討する場合、今後、どういった枠組みでどこが検討していくのか明確にしておくべきと考えますが、総理、いかがでしょうか。

○岸田内閣総理大臣　御質問は、より強い行動制限について法整備を含めた検討はどこが行うのか、こうした御質問かと思いますが、このインフル特措法については、今回の法改正案で内閣感染症危機管理統括庁が所掌するということになっております。よって、御指摘のような検討は統括庁において必要に応じて行われることになるものと考えております。

○浅野委員　統括庁が必要になった場合には行うということで、はっきり御答弁をいただきました。

最後になります。

この危機管理統括庁なんですが、やはり、省庁の縦割りの弊害を排してトータルで政府として感染症に対応していく、これが役割でありますが、感染症は海外で発生して日本にやってくる、今回もそういう事例でした。この海外との連携、相互協力などのやり取りというのは健康安全保障を守る上でも大変重要だと思いますが、危機管理統括庁もこういったことをやるのか、是非やるべきではないかと思うんですが、最後にお伺いしたいと思います。

○岸田内閣総理大臣　グローバル化の進展に伴い、今般の新型コロナのような、国境を越えて国際社会全体に感染が拡大する事態が発生しやすくなっており、国際機関や諸外国との連携強化はより重要になっています。

そして、今後は、統括庁が、いわゆる日本版ＣＤＣと連携しつつ、感染症危機対応の司令塔機能として国際機関や諸外国との連携等の総合調整についても一元的に担うということにより、次の感染症危機に備えた国際連携をより一層強化し、国際的なネットワークの構築を図ってまいりたいと考えております。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○大西委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

新型コロナウイルス感染症の感染者数の増大、それに伴って死亡者数が非常に増えております。波ごとに見ますと、第五波で死亡者の方は二千八百六十五人、第六波で九千七百九十六人、第七波で一万三千五百二十二人、第八波で二万一千四百二人と大幅に増加をしております。特に第六波から第八へと死亡者数が急激に増加をしております。

総理、深刻な事態ではないでしょうか。

○岸田内閣総理大臣　まず、新型コロナ感染拡大に際して亡くなられた方々の御家族の皆様方に心よりお悔やみを申し上げます。

その上で、深刻な事態ではないかということですが、内容について今分析をしているところでありますが、いずれにせよ、多くの死亡者が発生したということについては、政府として重く受け止めなければならないと考えています。

これまでのところ、新型コロナの人口当たりの死亡者数、これはＯＥＣＤ諸国の中でも非常に低い水準に抑えられると承知しておりますが、第六波から第七波にかけて、死亡者の急増については、増加の要因について、感染力が強いオミクロン株の流行により感染が拡大し、さらに、高齢者において基礎疾患の悪化により亡くなられるケースが多くなったことから、死亡者数が増える傾向になっていると承知をしております。

要は、感染者の数が感染力の強いオミクロン株によって増えた、そのことによって、高齢者の方、あるいは基礎疾患や合併症を持っておられる方、こういった方々の死亡が増えた、こうしたことであると分析をしておるところであります。

○塩川委員　重く受け止めているということで、なぜ死亡者数が増えたのかといった分析のところについては、オミクロンで感染力が強いことで感染者が増加をし、そういう中で高齢者、基礎疾患を抱える方などについての死亡者数が増加をしたというお話でありました。

でも、元々、医療へのアクセスがどうだったのかというのが問われているわけであります。死亡者数が増加をしたのは、感染者数が大幅に増加をしたことで、医療の逼迫が起こって、入院加療など必要な医療が受けられない事態となったからではありませんか。

○岸田内閣総理大臣　医療へのアクセス、病床の確保等については、昨年来、何段階にも分けて医療の充実に努めてきた。一昨年の夏の医療逼迫を念頭に、病床の数あるいは発熱外来に対するアクセスなど様々な工夫を加えて体制を充実させてきた、こうしたことでありました。感染者数、大幅に増えたわけですが、そうした感染者数の増加に対しても医療体制をしっかり備えていかなければならない、こういった体制の努力はしてきたところであります。

しかし、オミクロン株については、感染力は非常に強いものの、例えば、自治体からの報告によれば、デルタ株流行期と比べて八十歳以上の致死率が四分の一以下となっているなど重症化が低下しているといった科学的な知見も示されています。

それだけ感染者の数が多かったからして、こうした死亡者が増えたと認識をしておるところであります。

○塩川委員　致死率が低下をしたとしても、死亡者数が急激に増加をしているところが問題なわけですよね。そういう点では、この間、体制を充実させてきたと言うけれども、それでも死亡者数は急激に増加をしたんです。

2023年4月5日
内閣委員会
（質疑要旨）

発注者の遵守事項における例外について

2023.4.5（Wed）内閣委員会（フリーランス新法に対する法案質疑）

現状・課題意識

●本法案では、発注者はフリーランスに対して、仕事の内容、報酬額、支払期日等を書面等で通知する必要があるが、「正当な理由」がある場合は、その明示を要しないとされる。

●本法案では、フリーランスに「責めに帰すべき事由」がある場合を除き、発注者が受領を拒むことや報酬を減額することが禁止されている。

●「正当な理由」や「責めに帰すべき理由」の範囲によっては、フリーランスの不利益につながりかねない。

委員会での浅野の発言要約

「『正当な理由』や『責めに帰すべき事由』に該当するのは、具体的にどのような場合となるのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「『正当な理由』は、委託時点で正確な内容を決定できない場合等、『責めに帰すべき事由』は、期日までに給付されない場合等が該当するが、法の趣旨を踏まえ限定的に解釈すべきと考えている。」

品川政府参考人

フリーランスの異議申立ての権利について

2023.4.5（Wed）内閣委員会（フリーランス新法に対する法案質疑）

現状・課題意識

●本法案では、発注者が取引に違反する事実がある場合、フリーランスは公正取引委員会または中小企業庁長官に申し出ることができる。

●公正取引委員会や中小企業庁は、必要な調査を行った上で違反が事実であると認めるときは、法律に基づいた措置を講じなければならない。

委員会での浅野の発言要約

「申告に際して、行政の事実認定（調査内容）に疑義がある場合には、フリーランス側からの異議申し立てを認めるべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「本法案においては、行政手続法の不服申し立てにはなじまないため、まずは申立人のヒアリングを踏まえた適切な認定に努めたい。」

後藤大臣

2023年4月5日
内閣委員会
（質疑要旨）

フリーランスによる違反申告制度の実効性について

2023.4.5（Wed）内閣委員会（フリーランス新法に対する法案質疑）

現状・課題意識

●発注者と受注者には、仕事を出す側が有利になるという関係性がどうしても生ずる。

●発注者に違反する事実があったとしても、今後の取引関係を考えて、申し出ることを控えるフリーランスが増える懸念がある。

●下請Gメンによる取引監視対象にも含まれる。

委員会での浅野の発言要約

「フリーランスによる違反事案に関する申告制度がしっかりと機能しているか、常に検証していくべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「フリーランスの方がスムーズに窓口に申告できるよう体制を整備していく。また、申告制度がしっかりと機能しているか3年をめどに検討していく。」

後藤大臣

労働者性の議論について

2023.4.5（Wed）内閣委員会（フリーランス新法に対する法案質疑）

現状・課題意識

●フリーランスの取引適正化については、令和3年3月に関係省庁においてガイドラインが示された。

●グローバル化やIT化によって多様な契約形態や働き方が増え、ガイドラインでは十分な対応ができなくなっている。

●「労働基準研究会報告」から40年近くが経ち、労働者性の見直しについては、2020年12月の検討会から議論が止まっている。

委員会での浅野の発言要約

「就業形態の多様化を踏まえた労働者性の議論は喫緊の課題であり、『雇用類似の働き方に係る論点整理等検討会』の議論を再開すべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現時点では、検討会の議論再開は考えていない。発注者に対し、使用者と同様の義務を課すことは、発注機会の減少を招く等の懸念があるため、まずは本法案による対応を進めたい。」

畦元大臣政務官

第二百十一回国会衆議院　内閣委員会議録　第十号

令和五年四月五日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長	大西　英男君		
理事	井上　信治君	理事	神田　憲次君
理事	藤井比早之君	理事	宮路　拓馬君
理事	青柳陽一郎君	理事	稲富　修二君
理事	阿部　司君	理事	國重　徹君
	赤澤　亮正君		石原　宏高君
	尾崎　正直君		大野敬太郎君
	工藤　彰三君		小寺　裕雄君
	杉田　水脈君		鈴木　英敬君
	田野瀬太道君		平　将明君
	中野　英幸君		中山　展宏君
	平井　卓也君		平沼正二郎君
	細田　健一君		牧島かれん君
	松本　尚君		井坂　信彦君
	中谷　一馬君		太　栄志君
	本庄　知史君		山岸　一生君
	岩谷　良平君		浦野　靖人君
	金村　龍那君		堀場　幸子君
	河西　宏一君		福重　隆浩君
	浅野　哲君		塩川　鉄也君
	緒方林太郎君		大石あきこ君

国務大臣（新しい資本主義担当）	後藤　茂之君
内閣府副大臣	藤丸　敏君
内閣府大臣政務官	鈴木　英敬君
内閣府大臣政務官	中野　英幸君
内閣府大臣政務官	尾崎　正直君
厚生労働大臣政務官	畦元　将吾君
政府参考人（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室長）	岩成　博夫君
政府参考人（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室長代理）	三浦　章豪君
政府参考人（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室次長）	宮本　悦子君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）	石井　孝裕君
政府参考人（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室次長）	品川　武君
政府参考人（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室次長）	小林　浩史君
政府参考人（中小企業庁事業環境部長）	朝川　知昭君
政府参考人（内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局審議官）	青山　桂子君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）	梶原　輝昭君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）	日原　知己君
政府参考人（厚生労働省労働基準局安全衛生部長）	美濃　芳郎君
内閣委員会専門員	近藤　博人君

委員の異動

四月五日

辞任　補欠選任

池田　佳隆君　細田　健一君

馬淵　澄夫君　井坂　信彦君

堀場　幸子君　金村　龍那君

同日

辞任　補欠選任

細田　健一君　池田　佳隆君

井坂　信彦君　馬淵　澄夫君

金村　龍那君　堀場　幸子君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（内閣提出第一三号）

○**大西委員長**　これより会議を開きます。

内閣提出、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局フリーランス取引適正化法制準備室長岩成博夫君外九名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**大西委員長**　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○**大西委員長**　これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。赤澤亮正君。

○**赤澤委員**　おはようございます。

今日は、マスコミなどではいわゆるフリーランス法案と言われている法案の質疑ということであります。十五分でありますので早速質問に入りますが、これは私も含め同僚議員の皆様が何年かけて作り上げてきた法案でありますので、冒頭、少しだけ経緯に触れさせていただきます。

国民の皆様の働き方が多様化する中で、フリーランスと言われる働き方がかなり増えてきているということで、私の認識するところでは、一番本格的に議論が始まったのは、全世代型社会保障検討会議の中間報告、これは令和元年ということですね、この時点ではまだ法律というようなことは触れられていませんで、「内閣官房において、関係省庁と連携し、一元的に実態を把握・整理した上で、最終報告に向けて検討」というのが、本格的な検討の発端であったと理解をしております。

翌年の令和二年になると、内閣官房において、関係省庁と連携し、一元的に実態を把握するための調査を実施するということでした。その結果を踏まえて、全世代型社会保障検討会議において政策の方向性について検討した結果、ガイドラインを策定する、あるいは立法的対応の検討を行うことという結論を得たということになります。

同じ令和二年の十一月には、少しでも早く対策を打っていく観点で、法整備を待たずに、厚生労働省を中心に、取引に関するトラブルについてワンストップで相談できる窓口を設置し、丁寧な相談対応を行うということも取組が始まっておりました。

そして、令和三年になると、事業者とフリーランスとの取引について、独占禁止法や労働関係法令の適用関係等を明確化するガイドラインが策定をされました。

そして、令和四年になって、本格的に法整備に向けて動きが出てくる。四年六月の閣議決定、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画では、「取引適正化のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。」とされたものであります。

業務委託契約の中には、個別契約に共通して適用される条件を基本契約として定め、発注者が具体的な仕事を委託する際に、当該基本契約に基づき個別契約を締結して仕事を依頼するという契約形態がございます。

こうした契約形態につきましては、基本契約で給付の内容や報酬など主要の取引条件を定めているのであれば、業務委託契約の一部をなしているものとして、基本契約の契約期間が政令で定める期間以上であるかどうかを判断して、育児、介護との両立への配慮、十三条、それから、十六条の中途解除等の事前予告の規律を適用することを想定してございます。

このため、フードデリバリーサービス業におきまして、仮にプラットフォーマー事業者の利用規約が基本契約として業務委託契約の一部をなしていると判断される場合には、その契約期間が政令で定める期間以上であれば、配達の受託状況にかかわらず、継続的業務委託に該当することがあると考えております。

具体的にどのような契約が継続的業務委託に該当するかにつきましては、法案成立後、契約の実態を把握して、関係者の御意見を伺いながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○岩谷委員　今申し上げた例のとおり、二つのプラットフォーマーと契約していて、一つについては週一回と申し上げましたけれども、これが例えば月一回あるいは二か月に一回とかいう場合でも、その基本契約の内容によっては継続的とみなされる可能性があるという御答弁というふうに認識しましたが、これはやはり相当、事業者にとっては、プラットフォーマーにとっては大きな負担となる可能性がありますから、ここは恐らくそれを避けるような基本契約の内容に変えていただく必要があるんだろうと実態は思うんですね。そういうような相談とか助言というのはしっかりとしていただきたいなというふうに思います。混乱が起きないようにしていただきたいと思います。

続きまして、同じくフードデリバリーのプラットフォーマーに関することですけれども、今回の法案の十六条では、解約の事前予告の義務等がありますけれども、例えば、配達員、受託者の側が危険な交通違反をした例とかがある。あるいは、海外だと、フードデリバリーの配達者、受託者の方が運んでいる料理を途中で食べてしまう、そんなことも実際あるらしいんですね。そういった場合に、事前予告の義務があるから即時解除できないということになったら、これはおかしな話になると思うんですね。

ですから、こういった公序良俗に反することか、法令、契約違反等に該当する場合があった、あるいは、委託者側も上流の発注者に突然契約を解除されたのでもうこれ以上払えないんですというような、急遽解除せざるを得ない場合というのも想定されるわけですね。このような場合、事前告知の義務が免除されて即時解約することが当然認められると思うんですけれども、確認させていただきたいと思います。

○宮本政府参考人　お答え申し上げます。

特定業務委託事業者が契約を中途解除等する事由は様々であることから、本法案におきましては、事前に予告をすることが困難な場合等において予告を不要とする例外事由を厚生労働省令で定めることとしております。

具体的には、天災等により業務委託の実施が困難になったため契約を解除する場合や、特定業務委託事業者の上流の発注事業者によるプロジェクトの突然のキャンセルにより特定受託事業者との契約を解除せざるを得ない場合、また、契約を解除することについて特定受託事業者の責めに帰すべき事由がある場合等が想定されます。

こうした前提に立った場合、議員御指摘のような、特定受託事業者の行為が公序良俗に反したり、法令違反や重大な契約違反等に当たるとされるケースは、契約を解除することについて特定受託事業者の責めに帰すべき事由がある場合に該当する可能性があるというふうに考えてございます。

○岩谷委員　ありがとうございます。

ちょっと時間がなくなってきましたので、幾つか飛ばしながら行きますけれども、十三番に行きたいんですけれども。

今回、今おっしゃったような、責めに帰すべき事由がないとか、そういった判断を、受託者側から申出があったら、公取とか中小企業庁、あるいは厚労省は判断していかなきゃいけないということになるわけなんですね。ところが、例えば動画制作とかの場合、発注者側が、格好いい感じで斬新な感じの動画を作ってくださいと言ったと。できてきたものが、発注した側からすると、いや、全然斬新でも格好よくもないじゃないか、だからこれは減額させてくださいとか、そういったときに、受託者側が、こういう減額をさせられましたということで申出があったと。これを公取とか中小企業庁が一個一個具体的に判断していかなきゃいけないんですが、これは非常に難しい判断だと思うんですね、調査して判断するというのは。

そうすると、こういう申出が今回の法案成立によって急激に増えていくという事態も想定されるわけですけれども、そうすると業務がパンクするんじゃないかというようなことも思うんです。これは体制整備をしっかりしていただきたいと思うんですけれども、大丈夫ですかね。

○岩成政府参考人　お答えいたします。

施行体制についてのお尋ねでありますけれども、所管省庁である公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省において、地方組織を含め十分な体制を整備するなど、今後、必要な人員及び体制の確保に努めていくとともに、所管省庁同士の連携を高めて、指導や勧告などを適切に行えるように施行までに準備を進めたいというふうに思っております。

また、違反行為の未然防止のための取組を推進することも重要であると考えております。まず、施行までの間に本法案の内容を周知することと、それから、関係者の意見を広く聞いた上でガイドライン等を作成するとともに、発注事業者において取引慣行の改善を図ることも重要でありますので、必要に応じて、業所管省庁とも連携して、各業界団体を通じたフリーランス取引の適正化に向けて働きかけるなど、違反行為の未然防止にもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○岩谷委員　先ほど労基署の件でも申し上げましたけれども、中小企業庁とか公取が、申出が殺到して対応できない、ろくろく調査もしないとか、あるいは数か月、一年、二年待たされるとか、そういう事態にならないように、本当にしっかりと体制整備をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○大西委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、フリーランス法の法案の審議ということで、どうぞよろしくお願いいたします。

十九分という限られた時間ですので、早速質問に入りたいと思いますが、今日もこれまで、各委員の皆様が本当に様々な論点で指摘をされてきました。私も同様な論点の質問も準備させていただいておりましたので、既に答弁いただいた部分については確認のための質疑と、さらに、通告時にはしていなかったんですが、今日の質疑を聞きながら気になった点も併せてお伺いしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず一問目なんですけれども、本法案は、フリーランスの方々、いわゆる特定受託事業者を保護するための法案ということになります。

仕事を出す側である特定業務委託事業者あるいは業務委託事業者は、取引相手が特定受託事業者、いわゆるフリーランスである場合に、給付の内容の明示等の取引の適正化や就業環境の整備に係る義務を負うこととされております。

また、国も、相談体制を整備してフリーランスからの相談に対応する責務を有しておりますが、ちょっと気になっておりますのは、保護の対象と

なるフリーランス、特定受託事業者の方が、自らが保護の対象ですよと、自らが特定受託事業者であるということを証明する必要がある場合も想定されます。これを自分で幾ら言っても、認めてもらえるかどうかというところが懸念点でありまして、誰がそれを判断するのかというのを伺いたいと思います。答弁よろしくお願いします。

○岩成政府参考人　お答えいたします。

特定受託事業者であることにつきましては、まずは、特定受託事業者に業務委託を行うこととなる特定業務委託事業者又は業務委託事業者が判断することとなりますけれども、本法案の運用に当たって最終的な判断を行うということになりますと、法案の所管省庁である公正取引委員会等が判断をするということになります。

行政庁としては、特定業務委託事業者又は業務委託事業者が、取引の相手方が特定受託事業者かどうかというのを適切に判断できるよう、判断基準等については、ガイドライン等の形で、対外的にもお示しすることとしたいというふうに考えております。

○浅野委員　ガイドラインで対外的にしっかり示していくということですので、是非、明示的に、具体的に示していただけるように御配慮をお願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。

先ほどの質疑でもありましたが、本法案の中では、正当な理由という言葉が幾つか使用されておりまして、これがこれから具体化されていくということなんだと思うんですけれども、例えば、この法案の第三条第一項には、業務委託事業者の明示義務に関して、正当な理由があるものについては、その明示を要しないというふうにされております。また、第五条の第一号から三号にも、責めに帰すべき理由がないのにという表現がありまして、責めに帰すべき理由がないのに受領を拒むことや報酬を減額することなどが禁止されております。

この正当な理由や責めに帰すべき理由というのが一体どういった内容なのか、これが今後どう決まるかによって、特定受託事業者、フリーランスの方々の不利益につながりかねないのではないか、こういった懸念がございます。

そこで、お伺いしたいのは、どのような事由が正当な理由あるいは責めに帰すべき事由に該当するのか、具体的な例示とともに御答弁をいただきたいと思います。

○品川政府参考人　お答えを申し上げます。

本法案におきまして、取引条件の明示義務でありますとか禁止行為を定めておりますところ、これらの規定と同様の規定は現行の下請代金法にもございまして、本法案の運用に関しましては、下請代金法と同様の解釈を取ることが適当だというふうに考えているところでございます。

具体的には、第三条でございますけれども、その内容を定められないことにつき正当な理由があるという規定があるわけでございますけれども、これに関しましては、取引の性質上、業務委託に係る発注をした時点ではその内容を決定することができないと客観的に認められる理由がある場合のことをいうと考えてございます。

例えば、ソフトウェア開発委託におきまして、委託をした時点では最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、特定受託事業者に対して正確な委託内容を決定できない場合などが、特定受託事業者の給付の内容を定められないことにつき正当な理由がある場合であるというふうに考えてございます。

ただ、このような場合であっても、定められていない事項について、特定受託事業者と十分に協議をした上で速やかに定めなくてはならないということでございまして、その内容が確定した後は直ちに当該事項を明示しなければならないというふうにいたしております。

それから、第五条の、責めに帰すべき事由の関係でございますが、第五条について、本法案の趣旨が、取引上の構造的格差が存在しまして、弱い立場に置かれやすい特定受託事業者と、発注事業者との間の取引適正化を図るという点にあることに鑑みますと、特定受託事業者の責めに帰すべき事由というのは限定的に解釈すべきであるというふうに考えてございます。

第五条第一項第一号の責めに帰すべき事由につきましては、特定受託事業者の給付が業務委託時に定められた内容と異なる場合又は適合しない場合、あるいは、特定の期日までに給付をすることが必要な業務であるにもかかわらず、当該給付が行われず、これにより当該給付自体が不要となった場合に限り、責めに帰すべき事由に該当し得るというふうに考えてございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

特に、第三条で、明示義務があるのに、正当な理由があれば明示を要しないという部分についてなんですが、私も事前に何人かのフリーランスの方にお話を伺ってきましたけれども、フリーランスの方々は、これまで日常的には、例えば口頭での確認であったり、あるいは、書面での契約を交わしたとしても、それが非常に簡素な内容であったり、要するに、フリーランスの方々が、どういった内容を明示すればよいのかという部分で、まだまだ認識が十分ではないという実態が理解できました。

特に、契約時点では見通すことのできない問題の一つとして、仮に、依頼された内容を履行することができず、何らかの損害が発生した場合の賠償責任、ここを、例えば委託されたときの金額を条件とするとか、そういった形でしっかり後々のリスクを想定しつつ契約をしないと、最終的に特定受託事業者、フリーランスの方が不利益を被る可能性があるということですので、是非、こうしたところは、附帯の中にも含めさせていただきましたけれども、明示内容については十分に具体的な指針を示し、そしてそれを周知していただくことを望みたいと思います。

次の質問に移りたいと思いますが、次は、本法案の第六条の内容になります。

第六条では、法の履行確保を図るため、特定業務委託事業者又は業務委託事業者が違反する事実がある場合、特定受託事業者、フリーランス側の方は、公正取引委員会又は中小企業庁長官に申し出て、適当な措置を取るべきことを求めることができるとされております。公取や中企庁の長官は、必要な調査を行った上で、事実であると認めるときは法律に基づいた措置を取らなければいけないとされているんですが、その事実認定に異議がある場合、異議を申し立てるような仕組みも併せて整備すべきではないかと思うんですが、是非、大臣の見解を伺いたいと思います。

○後藤国務大臣　行政庁に対する申出に関係する一般的な規定としては、行政手続法三十六条の三の第三項の規定が存在いたします。行政手続法では、行政庁に対する申出は職権発動の端緒としての情報提供にとどまり、調査、処分を行うか否かについては行政庁に裁量があるとされていると解釈されています。

本法案における申出制度も、行政手続法の申出制度と同様に、所管省庁の職権発動の端緒としての情報提供にとどまり、調査、処分を行うか否かについては所管官庁に裁量があり、特定受託事業者に対して所管省庁に対する具体的な措置請求権を付与したものではないというふうに考えられます。

また、職権発動の端緒としての情報提供については、不服申立てを行うことができるのは、その処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害された者という考え方を基本にして判断すれば、特定受託事業者の権利利益には該当せず、行政庁が調査、処分を行わないことは、不服申立ての対象となる申請に対する処分の不作為に該当しないと考えられることから、異議申立ての手続を設けることにはなじまないというふうに考えています。

○浅野委員　今の部分、少し確認をさせていただきたいんですけれども、参考人の方でも結構なんですが、申立人の利益あるいは法律で保護された内容が履行されない、保護されない場合には異議

申立てができるということであれば、そもそも、第六条で規定された、特定業務委託事業者あるいは業務委託事業者が違反することによってフリーランスが不利益を被る、まさに被ろうとしているからこそ申立てをし、その事実認定に異議があるからこそ異議申立てをしたいと思っている状況だと思うんですね。

この異議申立てができないとなると、事実認定を認めざるを得ず、それによってフリーランスが不利益を被る可能性が出てくるのであれば、ちょっと今の説明だと納得しかねるわけですけれども、行政の裁量だから異議申立ての仕組みは入れていないんだということについて、もう少し詳しく説明をいただけますでしょうか。

○品川政府参考人　ただいま、異議申立てについて御質問をいただいているわけでございますけれども、今の下請法にも同じような申告、申立てができる状態になっておりますけれども、申告、申立てがあった場合に私どもはまず何をやるかというと、その申告、申立てを行ってきた人に話を聞くということでございます。事実について、どういう取引をしていて、どういう行為を行われていて、そのことについて客観的に示すようなものはあるのかないのか、向こうの担当はどういう人で、どういう組織になっているのかというような、事情があるのかというようなことも含めて、つまびらかにお伺いをするということになります。

ですので、何か申立てをすると、いきなり結果の通知が来て、何も言う機会がなかったということには元々ならないというふうに考えておりますので、そういう意味では、異議申立てというよりは、まず、申告をいただいたときにしっかり話を聞き、言い分を聞き、事実としてどういうものがあったのかということをしっかり認定していくということではないかというふうに考えてございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

是非、調査に入る前の本人からのヒアリングですね、そういった事実確認あるいは論点整理、ここをしっかりやっていただくことは確かに一つの解決策になり得るのではないかと思うんですが、異議申立てを認めない以上は、やはり、当事者の声を十分に聞き取り、その内容に基づいて事実確認をし、関係者が納得できる結論を出していただく、そういった努力は行っていただきたいということを申し上げさせていただきます。

次の質問に移ります。

特定受託事業者と特定業務委託事業者には、受発注における力関係の非対称性、いわゆる仕事を出す側が有利になるという関係性がどうしても生まれてしまいます。たとえ何らかの取引適正化や業務環境整備に係る事項に違反する事実があったとしても、今後の取引関係に悪影響を及ぼさないように、事実を申し出ることを控える事業者も、フリーランスも増えるのではないかと懸念しています。

この申告制度がしっかりと機能しているかどうかを常に検証していく必要があると思いますけれども、附則の中には見直し規定もございますが、是非とも、フリーランス保護の観点から、労働政策審議会など、当事者を含む公開の場でも検討を進めていただきたいと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○後藤国務大臣　本法案の規制を実効的なものとし、フリーランスの方々を適正に保護するためには、ただいま議員御指摘されたとおりでありまして、申告制度がしっかりと機能することが重要だというふうに考えています。

このため、本法案第六条第三項及び第十七条第三項において、特定受託事業者が公正取引委員会等に申告したことを理由として、取引停止などの不利益な取扱い、報復措置をすることを禁止するほか、今後、フリーランス・トラブル一一〇番へ相談を行った方々がよりスムーズに各省庁の窓口に申告を行うことができるように、フリーランス・トラブル一一〇番の体制整備を図ることにより、特定受託事業者が申告しやすい環境を整えていく予定であります。

また、本法案附則の検討規定に基づきまして、関係者からよく意見をお聞きしながら、申告制度がしっかりと機能しているかどうか、施行後三年をめどに検討を行ってまいりたいというふうに思います。

今委員もおっしゃいましたけれども、フリーランスの方々、フリーランスに委託を行う方々など、多様な当事者の意見を十分にお聞きして、踏まえて進めていくことが必要だと思います。

○浅野委員　是非よろしくお願いいたします。

ちょっとこれは政府参考人にも併せて伺いたいんですが、そうなりますと、やはり日常的な取引実態の監視というものも一定程度必要性が認められますが、今、下請Gメンを増員して、下請の、価格転嫁が主な対象というふうに聞いておりますが、取引の監視を強化するという話が出ておりますが、フリーランスの契約についても監視対象には含まれるんでしょうか。端的にお答えいただければと思います。

○小林政府参考人　お答え申し上げます。

中小企業庁におきましては、全国に下請Gメンを配置いたしまして、中小企業の皆様から取引の実態についてヒアリングを実施しておりまして、その収集した情報について業界別あるいは企業別に整理をして、情報提供の方がその親事業者等に特定されないよう細心の注意を払った上で、業界団体や個別の事業者に対する取引関係の改善への働きかけに活用することで、取引適正化につなげているところでございます。

この下請Gメンは、今年一月から三百名まで体制を増強し、年間一万件超を目標にヒアリングを実施しておりますけれども、このヒアリング対象には、個人事業主や、それから今回の法案の対象となる特定受託事業者、こういったものも含まれるということでございます。

下請Gメンがヒアリングにおいて今回の法案の法令違反が疑われるような事案を把握できた場合には、この法案の執行を行う担当部署とも共有するなど、適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

時間が参りました。本当に最後、ちょっと、政務官に来ていただいていますので、端的に質問させていただきます。

労働者性の議論で、労働基準研究会報告からも四十年近くたちまして、二〇二〇年十二月で厚労省内での検討も止まっておりますが、雇用類似の働き方に係る論点整理等検討会を再開し、労働者性に関する検討、就業者保護の在り方について検討を再開していただきたいと思うんですが、最後、政務官にお伺いしたいと思います。

○畦元大臣政務官　お答えいたします。

雇用類似の働き方に係る論点整理等検討会については、令和二年十二月にこれまでの御意見の整理を行ったことから、一区切りとするものとして、検討会の御意見等を踏まえ、フリーランス・トラブル一一〇番の設置、運営など、フリーランスの方が安心して働くことができる環境の整備に取り組んできたところであり、現時点では同検討会を開催することは考えておりません。

また、フリーランスを労働基準法上の労働者とし、発注事業者に使用者と同様の義務を課すことは、発注業者に過大な義務を課すこととなりかねないといった法制的な課題のほか、フリーランスへの発注控えにつながり、就業の機会の減少を招く可能性があるなどの課題も多いと思われます。

雇用類似検討会で課題とされた就業条件の明示やハラスメント対策等の措置についても本法案に盛り込まれたところであり、厚生労働省としては、まずは本法案の就業環境の整備に関する措置の施行に着実に取り組んでいきたいと考えております。

また、特定事業者の就業環境の整備については、本法案が成立した場合、その施行状況等を踏まえつつ、施行後三年の見直しに向けて必要な検討を行っていきたいと思います。

○浅野委員　終わります。ありがとうございまし

2023年4月7日
内閣委員会
（質疑要旨）

男性の育休取得促進について（育児休業給付金）

2023.4.7（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●3月31日に政府が発表した少子化対策の試案の中で、男性育休の取得促進が盛り込まれた。

●厚労省の調査によると、男性・正社員が育休制度を利用しない理由は、「収入を減らしたくないから」が一番多い。

●1月31日の予算委員会で、賃上げ税制を活用した企業による育休中の給与補填策を提案した。

委員会での浅野の発言要約

「政府が発表した試案における育児休業給付金の引上げについて、具体的にどのような方法になるのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「男性が一定期間以上の産後パパ育休を取得した場合、給付率を現行の67％から80％とすることで、実質手取りで十割相当へ引き上げていくことを盛り込んでいる。」

小倉大臣

育児休業給付金の財源となる雇用保険財政について

2023.4.7（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●育児休業給付金は、雇用保険が財源となっている。

●雇用保険財政は、コロナ禍における雇用調整助成金や様々な雇用安定政策によって厳しい状況となっている。

●雇用保険制度は労使折半の保険料が財源となるため、今後、保険料率が引き上がれば賃上げの機運等が損なわれる懸念がある。

委員会での浅野の発言要約

「育児休業給付金を見直すことによる雇用保険財政への影響をどのように考えているか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「雇用保険財政上、育児休業給付は他の失業等給付とは分けて運営しているが、男性育休の大幅な取得増に対応できるよう、安定的に運営できる財源を検討していく。」

松本政府参考人

2023年4月7日
内閣委員会
（質疑要旨）

永久磁石のサプライチェーンについて

2023.4.7（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●4月5日、中国政府が高性能レアアース磁石の製造技術について、輸出規制を検討しているとの報道があった。

●永久磁石は、EVや携帯電話等多くで利用されており、経済安全保障上の特定重要物資にも指定されている。

●国内には磁石の回収やリサイクルに取り組んでいる事業者も存在する。

委員会での浅野の発言要約

「中国が輸出規制を検討する中で、永久磁石のサプライチェーンをどのように確保していくのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「永久磁石の生産能力増強、省レアアース磁石の開発、レアアース磁石のリサイクルに係る技術開発や設備投資に対して予算措置を行い、しっかりと支援していく。」

高市大臣

今後の水素の活用について

2023.4.7（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●4月4日、政府は水素基本戦略の骨子案を発表し、今後水素の導入量を増やしていくとしている。
（2040年に1,200万トンの導入目標）

●我が国の水素関連技術、特許出願状況は世界トップとなっている。

●技術や知財があっても、産業界が対応できなければ普及は難しい。

委員会での浅野の発言要約

「今後、政府は水素をどのように活用していくことを想定しているのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「我が国の水素利用については2030年に向けて、発電を中心として需要が広がり、コストが下がったところで電化が困難な熱分野、さらには運輸分野に広がることを期待している。」

南政府参考人

2023年4月7日
内閣委員会
（質疑要旨）

水素の国内生産化について

2023.4.7（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●現在、国内ではそれほど製造しておらず、海外で作った水素を輸入している。

●原子力発電所の廃熱等を利用した水素製造技術や、再エネ電源で発生した余剰電力を活用した水素製造技術が開発されている。

●水の電気分解技術の特許水準も高い。

委員会での浅野の発言要約

「エネルギー安全保障と経済安全保障の観点から、水素の国内生産化を進めるべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「水素は２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けた重要なエネルギーであり、経済安全保障の観点からも水素の国内生産は極めて重要だと考えている。」

高市大臣

第二百十一回国会　衆議院　内閣委員会議録　第十一号

令和五年四月七日（金曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　大西　英男君

理事　井上　信治君　理事　神田　憲次君

理事　藤井比早之君　理事　宮路　拓馬君

理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君

理事　阿部　司君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　池田　佳隆君

石原　宏高君　尾崎　正直君

大野敬太郎君　工藤　彰三君

小寺　裕雄君　杉田　水脈君

鈴木　英敬君　田野瀬太道君

平　将明君　中野　英幸君

中山　展宏君　平井　卓也君

平沼正二郎君　牧島かれん君

松本　尚君　中谷　一馬君

太　栄志君　本庄　知史君

馬淵　澄夫君　山岸　一生君

岩谷　良平君　浦野　靖人君

早坂　敦君　河西　宏一君

福重　隆浩君　浅野　哲君

塩川　鉄也君　緒方林太郎君

櫛渕　万里君

国務大臣（内閣官房長官）　松野　博一君

国務大臣（国家公務員制度担当）　河野　太郎君

国務大臣（国家公安委員会委員長）　谷　公一君

国務大臣（こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画　担当）　小倉　將信君

（共生社会担当）

国務大臣（経済財政政策担当）　後藤　茂之君

国務大臣（経済安全保障担当）（科学技術政策担当）　高市　早苗君

内閣府副大臣　星野　剛士君

デジタル副大臣　大串　正樹君

経済産業副大臣　中谷　真一君

内閣府大臣政務官　鈴木　英敬君

内閣府大臣政務官　中野　英幸君

内閣府大臣政務官　尾崎　正直君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　溝口　洋君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　高村　泰夫君

政府参考人（内閣官房内閣参事官）　廣瀬　健司君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　小柳　誠二君

政府参考人（内閣官房内閣人事局人事政策統括官）　窪田　修君

政府参考人（内閣法制局第一部長）　木村　陽一君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　飯田　陽一君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　五味　裕一君

政府参考人（内閣府地方創生推進室次長）　黒田　昌義君

政府参考人（内閣府再就職等監視委員会事務局長）　吉田　徳幸君

政府参考人（警察庁刑事局長）　渡邊　国佳君

政府参考人（こども家庭庁長官官房審議官）　浅野　敦行君

政府参考人（こども家庭庁長官官房審議官）　黒瀬　敏文君

政府参考人（こども家庭庁長官官房審議官）　野村　知司君

政府参考人（法務省大臣官房審議官）　松井　信憲君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　松本　圭君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　宮本　悦子君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　本多　則惠君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　日原　知己君

政府参考人（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）　辺見　聡君

政府参考人（経済産業省大臣官房スタートアップ創出推進政策統括調整官）　吾郷　進平君

政府参考人（資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官）　南　亮君

政府参考人（国土交通省大臣官房総括審議官）　加藤　進君

政府参考人（国土交通省大臣官房審議官）　五十嵐康之君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

四月七日

辞任　補欠選任

堀場　幸子君　早坂　敦君

大石あきこ君　櫛渕　万里君

同日

辞任　補欠選任

早坂　敦君　堀場　幸子君

櫛渕　万里君　大石あきこ君

四月六日

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第三八号）は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第三八号）

内閣の重要政策に関する件

公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

栄典及び公式制度に関する件

男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件

警察に関する件

○**大西委員長**　これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣官房内閣審議官溝口洋君外二十三名の出席を求め、説明

繰り返しになりますが、この制度は、家族の根幹にも家族観にも触れないで制度化がなされたものです。もちろん、日本とフランスでは文化や歴史が異なりますから、整理しなければならない論点もあるかとは思います。

では、この点について小倉大臣にお伺いをいたします。

同性婚の制度化が困難であっても、フランスのPACSに代表される制度は有用なのではないかなと私自身考えておるんですけれども、どう思われますでしょうか。また、諸外国のこのような政策を把握することに関する御見解と、具体的な適用をどのようにしていくのか、お伺いをいたします。

○小倉国務大臣　同性婚を始めといたします家族制度のみならず、民事契約等々も法務省の所管でありまして、私が主体的に答弁を申し上げる立場ではないのは御理解をいただきたいと思いますが、LGBTQの方々につきましては、委員様々御指摘のとおり、社会生活の様々な場面において課題が生じているものと認識をいたしております。

したがいまして、これまでも答弁ありましたように、政府におきましては、性的指向、性自認について、特に様々な課題に遭遇をする職場や学校等を始めとして、社会での理解増進に向けた啓発活動の充実、適切な相談対応や人権救済等、それぞれの分野を所管する各府省庁において取り組んでいるところであり、先ほども答弁申し上げたように、私も関係省庁と連携をして更に取組を進めてまいりたいと思います。

加えまして、様々な国民の声を受け止めつつ、御指摘のように、関連する情報をしっかり収集して、国民の理解にも努めていかなければいけないというふうにも思っておりますので、この点につきましても政府全体としてしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○阿部(司)委員　ありがとうございました。

性的少数者、LGBTQの方々が制度的、社会的、精神的に困難を抱えていることは、これまでの質疑の中で、その一端にすぎないかもしれませんが、見えてきている部分があったかと思います。現実的に実現できるところから変えていってもいいのではないかなと私自身考えております。

今後とも、LGBTQの皆さんの理解をしっかりと深めていく議論をこの国会でも社会でもしっかり進めていけるように、私自身も頑張ってまいりたいと思いますので、是非今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○大西委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

今日は一般質疑ということで、これから約三十分間、よろしくお願いいたします。

参議院本会議とのスケジュールの兼ね合いがあるというふうに伺っておりますので、冒頭、小倉大臣の方に男女共同参画について今日は質問させていただきたいと思いますが、テーマとしては育児休業制度になります。

厚労省の調査によりますと、本日、資料の一ページ目にも記載をしてございますが、男性の正社員の方に聞いてみますと、育児休業制度を利用しなかった理由を見ると、収入を減らしたくなかったからというのが一番多くの理由になってございます。

これは、先日一月三十一日に、私、衆議院の予算委員会でも同様の問題を取り上げまして、この問題を指摘させていただきましたが、一ページおめくりいただきまして、そのときの議事録を資料二の方に記載をしてございますが、当日のやり取りの中では、育休取得時に給付される給付金については、企業が補填を行う場合、現在行われている賃上げ税制の対象になり、国からその部分、補助が出るような仕組みにもなっている、そんな答弁も当時はいただいたものでございます。

私としては、やはり、以前から、男女共同参画を推進するという観点で、男性の育休取得をいかに取得しやすい環境にしていくかということを取り上げてまいりまして、その一つの手段として給付率の引上げというものを取り上げてきたこともございます。

大臣に伺いたいのは、今回、政府が三月三十一日に発表した少子化対策の試案の中で、給付金制度の、給付額の引上げというもの、見直しというものが内容に含まれていたと承知をしているんですが、具体的にどのような方法によってそれを実現しようとしているのか、そして、現在政府内において検討しているその方法というのは恒久的な制度になるというふうに認識をしていいのかどうか、この二点について伺いたいと思います。

○小倉国務大臣　まずは、浅野委員には、本委員会におきましても、子供、子育て政策の強化について、様々、活発な質疑をいただきましたこと、感謝を申し上げたいと思います。

今回は、男女共同参画担当大臣としてお答えをさせていただきます。

まず、状況を考えますと、日本の場合、家事、育児等の無償労働時間が男性に比べて女性は約五・五倍と非常に長く、家事、育児等の負担が女性に偏っていることや、仕事と子育ての両立の難しさが大きな課題の一つになっていると認識をしております。こういった課題を解消するために、まずしっかりと背景を分析をしなければいけないというふうに考えております。

男性の育休取得率は、足下、増えてきたとはいえ一四％弱ということで、女性の八五％から比べれば非常に低い水準でございます。理由としては、この資料一で浅野委員お示しをいただいたように、二番目が職場で取りづらい雰囲気ということでもございますが、トップに来るのが収入の減少を気にしているということでございます。

そういった背景も踏まえまして、先般取りまとめた子供、子育て政策の強化に関する試案におきましては、男性の育休取得率の政府目標を二〇二五年に五〇％、二〇三〇年に八五％に引き上げること、出生後一定期間内に両親共に育休を取得することを促進するため、男性が一定期間以上の産後パパ育休を取得した場合には、その期間の給付率を手取りで十割相当へと引き上げるとともに、女性の産休後の育休取得についても、産後パパ育休と同じ期間を限度として、給付率を手取りで十割相当へ引き上げることなどを盛り込んだと承知をしております。

お尋ねの具体的な制度の設計についてでございますが、この給付率の引上げについては、恒久的な制度とするかどうかも含めて、制度の詳細については、今後、所管の厚労省を中心に検討を進めていくこととしております。当然、様々な省庁がしっかり議論をするということでございますけれども、今日、答弁に立たせていただいております男女共同参画担当大臣としても、厚労省としっかりと今後の具体の設計について連携をさせていただきたいと思っております。

○浅野委員　ありがとうございました。

これから詳細設計ということですから、特別委員会の方でもこのテーマについては議論がされるというふうに伺っておりますので、我々としてもそちらでも議論を重ねてまいりたいと思いますが、私、その政府の試案、読ませていただきましたけれども、課題認識自体は非常によくまとめられているなと、ちょっと上から目線のようで恐縮ですけれども、非常に、総理からの指示を様々検討して論点を整理をされたのではないかというふうに、そこは評価をしております。

ただ、やはり具体的に、じゃ、どういう施策でその課題をクリアしていくのかという部分について、これから本当に議論が活発になっていく部分だと思いますし、本日御紹介をいただいた産後パパ育休以外にも様々論点がございますので、是非、今後議論をさせていただければと思います。

それでは、大臣の方はこれで御退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。

では、続いての質問に移りたいと思いますが、引き続き、このテーマ、今度は政府参考人の方に伺いたいと思います。

育児休業給付金については、制度自体の内容はこれから検討するということではあるんですが、この財源については雇用保険から賄われております。皆さんも御承知のように、このところ、コロナ禍によって雇用調整助成金あるいは様々な雇用安定化施策が打たれる中で、雇用保険財政というのが非常に厳しい状態になっているというのは世間でも多くの方が知っている状況でございます。

今回、育児休業給付金の施策を見直すことによって、雇用保険財政への影響をどういうふうに考えているのか、政府の見解を伺いたいと思います。

○松本政府参考人　御答弁申し上げます。

現行の雇用保険制度における育児休業給付は、御案内のとおり、労使折半の保険料と国庫負担を財源としておりまして、ただ、ほかの失業等給付とは区分して経理して運営しております。その支給額は年々増加しているところでございます。

また、今般取りまとめられましたこの試案において提示されている、支給率の引上げが盛り込まれているわけでございますが、ということは、更に支給額の増加ペースが速まることが見込まれるわけでございます。

このため、これも試案に提示されているのでございますが、男性育休の大幅な取得増等に対応できるよう、育児休業給付を支える財政基盤を強化するという点も盛り込まれてございまして、育児休業制度の充実の内容も踏まえまして、将来にわたって制度を安定的に運営できるよう、必要な対応について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○浅野委員　その財政基盤を強化する方法を我々は気にしているんですけれども、労使折半ということで、もし財政基盤強化という名目の中で雇用保険料率がまた再び引き上げられる、そして、その負担を国民や事業者が負うということになれば、例えば、今、この試案の中には、若い世代の賃上げというものが大事だというふうにも書かれているんですが、その賃上げを行うための経営体力、財務基盤が事業者側で損なわれてしまうんじゃないか、こんな懸念もあるわけでありますので、今日は時間の関係でちょっとここは深くは突っ込みませんけれども、次回以降、議論をさせていただきたいと思います。

あわせて、もう一問。

私が一月の予算委員会で取り上げたんですけれども、先ほども紹介した賃上げ税制を活用して育休の推進というのを進める方法もあるのではないか。例えば、賃上げ税制に育休促進メニューみたいなものをつくって、こういったものを活用して、雇用保険財政への影響を最小化しつつ、育休取得率を高め、それを我が国の中で浸透、定着させていくという方法もあるのではないかというふうに思うんですが、この賃上げ税制の活用という方法は考えられないのでしょうか。

○吾郷政府参考人　お答えいたします。

今先生からの御指摘あるいは配付資料にもございますとおり、現行の賃上げ税制におきましても、従業員の育休期間中に企業から支払われた手当等は、一般的に税額控除の計算対象となる給与に含まれてございます。

したがいまして、例えば、企業が育休取得者に対して新たに手当を支給することで、前年度と比べて給与が増加し、税制の適用要件を満たした場合には、こうした手当も含む給与の支給増加額に対して一五％、あるいは追加の要件を満たせば、大企業最大三〇％、中小企業四〇％になるかと思いますが、の税額控除を受けることができるということで、こうした観点では、企業の育休支援の取組も一定程度支援する形になっているものというふうに認識しております。

その上で、先ほど先生も御言及になりましたが、やはり、少子化の克服に向けましては若い世代の所得を増やすことが重要だということでございまして、経済産業省といたしましては、賃上げ税制を始めとする施策を通じて、企業による賃上げの機運醸成を後押しする、国内投資の拡大を通じて賃上げの原資を拡大を進める、そういうことで、若者が安心して結婚や子育てができる環境を整備してまいりたいというふうに考えております。

○浅野委員　このテーマについては引き続き議論させていただくことにいたしまして、ここからはちょっと別の、経済安全保障のテーマに移りたいと思います。高市大臣、よろしくお願いいたします。

まず、先般、新聞報道で、中国政府が高性能レアアース磁石の製造技術について輸出を禁止する方向で検討しているという報道がございました。以前も、レアアースの輸出に関する問題というのが、今から約十年以上前にそんな議論があったというふうに記憶をしてございますけれども、今回また磁石ということで、非常に、これから自動車の電動化や様々なエネルギーが電化されていくという時代を迎えることを考えたときに、やはり無視できない内容かと思っておりますが、まず、こういった報道が出ていることに対して政府が今どのように受け止めていらっしゃるのか、大臣の御所見を伺いたいと思います。

○高市国務大臣　中国政府が二〇〇八年に公表した、中国からの輸出を禁止又は制限する技術リストの改定作業を行っていることは承知しております。このリストでは、従前からレアアースの加工技術や合金技術の輸出は禁止されておりました。今回の改定案では、レアアース関係では磁石加工技術を新たに輸出禁止の対象にする、そのほかにも、太陽光パネルのシリコン製造技術なども輸出を許可制にするという方向で検討がなされていると聞いております。まだ改定内容は中国政府内で検討中で、公布、施行はされておりませんけれども、この制度の影響は注視してまいります。

いずれにしましても、我が国としましては、高性能の永久磁石を作る、その技術というのは、日本、中国、世界のトップを争っている状況でございますので、しっかりとその生産体制を強化していく、それからまた、レアアースを含む重要鉱物、これがその原材料となりますので、このサプライチェーンの強靭化に努めてまいりたいと思っております。

○浅野委員　ありがとうございました。

今、この磁石の加工技術、製造技術については、我が国もしっかり世界をリードする技術水準があるということで、サプライチェーンにも触れていただきましたけれども、次の質問は、やはり、この高性能磁石というのは、先ほども申し上げましたが、ＥＶや携帯電話など多くで利用されておりまして、経済安全保障上の特定重要物資にも指定されております。技術があって、しっかり我々も、これまでその磁石を使いながら様々な高性能な製品を作ってきましたが、今、中国がそういった技術の輸出規制を検討する中では、我々、技術は持っていますから、あとはサプライチェーンをどう確保するか、これが問題になっていくと思うんですね。

今、サプライチェーンの確保にも努めていきたいというふうにおっしゃっていただいたんですが、改めて、どう確保していくのか。特に、私としては、様々な資源国から磁石を持ってくるようなサプライチェーンの確保も必要だと思うんですが、国内にもたくさんのリサイクル可能な物資が眠っているとも感じております。この回収やリサイクルに取り組んでいる事業者に対する支援をより一層強化すべきではないかというふうにも思っておるんですが、大臣の御所見を伺えればと思います。

○高市国務大臣　今、浅野委員おっしゃってくださったとおりですが、永久磁石、ＥＶとか携帯電話もそうですが、発電機とか家電とか、多くの製品において、モーターの性能を決定づける基幹部品でございます。また、これから世界市場の拡大も見込まれる分野でございます。

永久磁石のサプライチェーンですが、一つは、原材料であるレアアースの供給を特定国に過度に依存している問題、それから二つ目には、国内需要に応じた国内の生産能力の増強が進んでおらず、安定供給が維持できなくなるおそれがあるということ、三点目には、永久磁石のリサイクルが

進んでいない、まさに今御指摘いただいたとおりの課題がございますので、その点、サプライチェーンの強靱化を図らなきゃいけないということで、昨年十二月に経済安全保障推進法に基づいて指定した十一の特定重要物資には、永久磁石やレアアースを含む重要鉱物も含めました。

具体的には、永久磁石の生産能力の増強、省レアアース磁石の開発、レアアース磁石のリサイクルに係る技術開発や設備投資、これもサプライチェーン強靱化のための支援対象としております。

予算につきましても、令和四年度第二次補正予算で、永久磁石では二百五十三億円、重要鉱物では千五十八億円がそれぞれ措置されていますので、経済産業大臣と連携しながら、永久磁石のサプライチェーンの強靱化に向けた取組をしっかりと後押ししてまいります。

○浅野委員　是非、リサイクル技術の向上というのを進めていただきたいと思っておりますし、是非大臣に心に留めていただければと思うのは、以前、経済産業委員会の中でフロン類のリサイクルを議論したことがございまして、そのときに問題になったのは、使い終わった家電製品などからフロンを回収するときの手間とコストが非常にかかるので、リサイクル業者がそれをやりたがらない、なかなかできない、そういう問題がございました。

そのときも申し上げたんですが、やはり、製造段階で回収、リサイクルを前提としたデザイン、設計にするということが非常に大事になっていくと思われますし、それは、高性能磁石や、あるいは今同じように問題視されている蓄電池についても回収、リサイクルしやすい設計というものをいかに国内で普及させていくか、これが非常に大事な視点になると思いますので、今後の政策議論の中で是非意識していただければというふうに思っております。

次のテーマに移りたいと思います。次も同じような経済安全保障の議論で、テーマは水素となります。

政府は四月四日に水素基本戦略の骨子案を発表したと承知しておりますが、まず、この水素基本戦略というものがどういうものなのか、概要で構いませんので、政府の方から答弁いただければと思います。

○南政府参考人　お答え申し上げます。

再生可能エネルギー・水素等関係閣僚会議の場において、二〇一七年に我が国が世界に先駆けて策定しました水素基本戦略の改定に向けた方針をお示ししたところでございます。

この方針では、二〇三〇年より先の中長期的な水素導入量を明確にし、関連投資を促進するため、二〇四〇年の導入目標として千二百万トンを軸に検討するということを言っております。また、本目標達成にも貢献する大規模かつ強靱な水素等のサプライチェーン構築のため、既存燃料との価格差に着目した支援や、需要創出につながる供給インフラの整備支援などの制度整備についても盛り込んでいるところでございます。規制、支援一体型での包括的な制度整備に向けた準備を加速したいと思っております。

水素基本戦略の改定に当たりましては、官民協議会などを通じて政策のあるべき姿について議論を重ねまして、五月目途の取りまとめに向けて検討を進めてまいりたいと思っております。

○浅野委員　ありがとうございます。

私、これからの時代、カーボンニュートラルというメガトレンドも踏まえれば、この水素という資源が非常に重要性の高いものになるというふうに思います。

今日の資料の資料三というものを見ていただきたいんですが、水素関連の特許出願状況、これを見ますと、日本が現在、世界でトップを走っております。占有率は二四％。水素の製造に関する特許では二〇％、貯蔵に関する特許では二二％、最終的な用途に関する特許は二八％ということですけれども。やはり、日本はこれまで、基本的な技術を開発したり、特許、知財を構築するという部分では、半導体もそうでしたし、再生可能エネルギーもそうでしたが、非常に早くから着手をして、こういったポジションに一度はつくんですけれども、その後が問題なんですね。

今日伺いたいのは、今、この水素基本戦略の改定案の中で、二〇四〇年に千二百万トン導入目標を新たに設定するということもあるように、今後どんどんどんどん水素の導入量を二〇五〇年に向けて増やしていくということなんですが、問題は、その活用の用途をどういうふうに政府が考えているのか、そして、それに産業界がしっかりついてくるのかどうか、これが非常に大事だと思いますので、まずは、政府がどのように活用することを想定しているのか、具体的に教えていただきたいと思います。

○南政府参考人　お答え申し上げます。

まさに委員御指摘のとおりですが、我が国は世界に先んじまして、燃料電池自動車や家庭用燃料電池の商用化をしました。また、そのほか、水素の海上輸送におきましても、世界で初めて液化水素さらにはメチルシクロヘキサンによる輸送を成功するなど、水素の分野において技術的な強みを有しております。

こうした中、水素関連技術のいち早い商用化を後押しすべく、グリーンイノベーション基金等での、水素産業の鍵となります水電解装置、海上輸送技術、さらには水素発電の商用化、燃料電池自動車、水素ステーションの普及、工場での水素の熱利用、こうしたものを推進しているところでございます。

我が国の水素利用ですが、二〇三〇年に向けては、まずは発電を中心として需要が広がり、それに伴って供給量の拡大によってコストが下がっていくと、電化が困難な熱分野ですとか、さらには運輸分野での需要も更に広がることを期待しているところでございます。二〇四〇年に向けましては、こうした電化が困難な熱分野や運輸分野、こうした部門での需要を加速させていきたいと思っております。

今後、大規模な水素需要とこれに見合う供給網を立ち上げまして、化石燃料から水素への転換を図るため、ＧＸ経済移行債も活用しながら、既存燃料との価格差に着目した支援や、需要創出につながる供給インフラの整備支援などの制度整備を通じまして、大規模かつ強靱な水素等のサプライチェーンを構築してまいりたいと思っております。

○浅野委員　今の最後の意気込みがまさに現実のものになるかどうかが本当に大事なところだと思いますので、基本的方向性は私も同意いたしますが、是非実効性あるものになるようによろしくお願いしたいと思います。

今日は、海上輸送の話も今出ましたけれども、次の質問は、水素というのは現状やはり国内ではそれほど製造しておらず、海外で作った水素を日本に持ってきて活用する、そういう前提があります。持ってくる場合に、やはり海上輸送ですからシーレーンの問題というのがありまして、今、今日、資料の四の方に、日本とまずはオーストラリア間のシーレーン、これは石炭輸入航路なんですけれども、このような航路を通って日本に持ってきているそうでございますし、ここには記載していないんですが、オーストラリアから神戸港に水素を持ってくるときの航路、ちょっと私もまだ具体的航路は分かりませんけれども、中には台湾付近を通過する航路もあるというふうに聞いてございます。

それで、赤い部分で書いてありますけれども、例えば、オーストラリアの右側の海域、バヌアツでは、中国が二〇一七年後半から大規模な港を建設していて、否定はしているんですけれども、海軍向けの基地を造っているのではないかというような話もございます。

これから台湾有事であったりあるいは国際状況が複雑化する中で、シーレーンリスクというのをどう考え、どう対応していくのか。これは水素の問題あるいはエネルギー資源の議論をする際に切っても切り離せない問題ですので、ここのシーレーンのリスク認識について政府に伺いたいと思います。

○南政府参考人　お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、二〇四〇年、千

二百万トン、こういったことを軸に検討しているところでございます。そしてまた、大規模な供給インフラ、こうしたことも整備していこうと考えております。

そして、水素につきましては、化石燃料と比較しまして偏在性というものが低いとも言えるものでございまして、こうしたことが供給源の多角化を可能にする、したがいまして、エネルギー安全保障の強化につなげることができる、そうしたエネルギーであるというふうに認識しております。

ただ、そうした中で、シーレーンのリスクというのはもちろん考えなければいけないことでございまして、私たちも、そういう意味で、水素を新たな、石油やガスと並ぶ資源と捉えまして、これまで日本政府一体で取り組んできました資源外交で培いました資源国との友好な関係、こうしたものを一層磨くとともに、さらには、協力覚書や多国間枠組みなどを通じて新たな水素生産国との関係も強化してまいりたいと思っております。

今後、具体的なサプライチェーンが立ち上がっていくわけですが、そうした中で、まさに先生おっしゃるようなエネルギーをめぐる国際情勢、こういったものを最大限注視しまして、安定的な水素の供給を図ってまいりたいと思っております。

○浅野委員　海外から、様々な輸入先から水素を確保するという努力は是非進めていただきたいと思う一方で、やはり、私自身は、水素は国内でも作れるものだと思っておりますし、国産化というのを強力に推進すべきだという立場を取っております。

残り時間の関係で、政府の方から水素製造技術の状況について伺う予定だったんですが、申し訳ありません、これはスキップをさせていただいて、今、例えば原子力発電所の廃熱などを利用した水素製造技術ですとか、再エネ電源で発生した余剰電力を活用した水素製造技術というのが開発されております。やはり、日本がまだまだ強みを持っているんですね。先ほど特許の話をしたときもそうですが、水を電解する技術においても日本の特許水準というのは非常に高い。

ですから、政府として水素の国産化を進めていくべきだと思うんですが、大臣はどのようにお考えになっていますでしょうか。

○高市国務大臣　先ほど委員おっしゃいましたとおり、水素については、二〇五〇年のカーボンニュートラルの実現にも向けた重要なエネルギーでございます。先ほど、シーレーンの御指摘もございました。また、やはり、遠いところで作って運んでくる、ここでもまたCO²の発生、こういった問題もあるかと思っております。液化水素の技術、それからLNGについても、他国の大使なんかと話しますと、日本の技術が羨ましいというお声もいただいております。

私は、経済安全保障の観点からも、水素の国内生産ということは極めて重要だと思っております。今、岸田総理のリーダーシップの下で検討を進めていただいているところでございます。

○浅野委員　総理の下で検討が進められているということで、その検討内容については期待を持って注視していきたいと思いますが、最後の質問です。

今、水素の重要性、そして様々なリスクがあること、その中で、我が国が水素という資源をしっかり確保する必要性があること、共有できたかと思いますが、今日の資料五に記載されておりますが、現在指定されている特定重要物資の中には水素は含まれておりません。一方で、天然ガスというのが含まれているんですね。

水素は、やはり、これからはカーボンニュートラルの時代、非常に重要度の高いもの、そして我が国としても自国内で製造できる余地がある資源であります。是非、特定重要物資に追加をして、国を挙げて、水素関連技術の開発あるいは社会実装を強力に進めていくべきだと思うんですが、大臣、いかがでしょう。

○高市国務大臣　特定重要物資につきましては、去年、十一物資を指定いたしました。ただ、これは、経済安全保障推進法にある要件、国民の生存に必要不可欠又は国民の生活、経済活動が依拠しているという重要性、そしてまた、外部に過度に依存している又は依存するおそれがあるという外部依存性、外部から行われる行為による供給途絶等の蓋然性、本施策による措置が特に必要と認められるという必要性の四つの要件を満たす物資を指定させていただきました。

二月に各省の局長級の皆様にお集まりいただいて、更にサプライチェーン調査をかけてほしいという要請を出しましたので、その中で、この要件に水素というものも入ってきて、またサプライチェーン上、非常に脆弱だというような形になってきましたら、検討対象にもなるかと存じます。

○浅野委員　ありがとうございました。

以上で終わります。

○大西委員長　次に、内閣提出、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。高市国務大臣。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○高市国務大臣　ただいま議題となりました医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

健康、医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を更に促進し、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成していく観点から、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように匿名加工された医療情報について、匿名加工医療情報作成事業者が、匿名加工医療情報を匿名医療保険等関連情報等と連結して利用することができる状態で提供するための仕組みを整備するとともに、医療情報を加工等して仮名加工医療情報を作成する事業を適切かつ確実に行うことができる者を、認定仮名加工医療情報作成事業者として認定する制度を設けることとしております。また、認定仮名加工医療情報作成事業者が作成した仮名加工医療情報の提供を受け医療分野の研究開発を行う事業を行おうとする者を、認定仮名加工医療情報利用事業者として認定する制度を設けることとしております。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように医療情報を加工したものを仮名加工医療情報と定義し、その取扱いについての規定を整備するとともに、医療情報を加工等して仮名加工医療情報を作成する事業を適切かつ確実に行うことができる者を、認定仮名加工医療情報作成事業者として認定する制度を設けることとしております。また、認定仮名加工医療情報作成事業者が作成した仮名加工医療情報の提供を受け医療分野の研究開発を行う事業を行おうとする者を、認定仮名加工医療情報利用事業者として認定する制度を設けることとしております。

第二に、認定匿名加工医療情報作成事業者が、匿名加工医療情報を匿名医療保険等関連情報等と連結して利用することができる状態で提供するための仕組みを整備することとしております。

第三に、医療情報取扱事業者に対し、国が実施する匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策への協力に努めるように求める規定を設けることとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○大西委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十二日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五分散会

2023年4月12日
内閣委員会
（質疑要旨）

仮名加工医療情報の活用促進について

2023.4.12（Wed）内閣委員会（次世代医療基盤法改正案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●コロナ禍で日本のワクチンや治療薬の開発力が低いという指摘があった。

●新たに創設される仮名加工医療情報※は、希少症例等をより詳細に扱うことができ、医師による診断や治療の効率化、健康管理、創薬・研究の発展が期待されている。

※仮名加工医療情報：他の情報と照合しない限り、個人を特定できないよう加工した医療情報。

●仮名加工医療情報は、国内外の企業・研究機関が利用できる。

委員会での浅野の発言要約

「日本の企業・研究機関が、仮名加工医療情報等を積極的に活用して、ワクチンや新薬の開発を進められるよう、日本主体の運用を図っていただきたい。」

政府の答弁要約

「本改正により、日本の企業や研究者による活用が進み、我が国の研究開発の更なる促進や国際競争力の強化が期待される。適切な認定基準の検討や、積極的な周知・広報に取り組んでいく。」

多様な医療データの収集について

2023.4.12（Wed）内閣委員会（次世代医療基盤法改正案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●新薬開発や新たな医療技術開発には、医療情報をいかに多く、幅広く集められるかが重要になる。

●3月24日時点で現行の次世代医療基盤法に協力している事業者は110件（医療機関106件、地方公共団体3件、学校設置者1件）に留まっている。

委員会での浅野の発言要約

「多様なデータを収集するためにも協力者を増やしていく必要があると考えるが、今後どのような対策を行っていくのか。」

政府の答弁要約

「大学病院等の急性期の医療機関のみならず、それ以外の医療機関や介護施設、自治体等にも制度の趣旨を理解してもらい、協力を求めていく。」

第二百十一回国会　衆議院　内閣委員会議録　第十二号

令和五年四月十二日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　大西　英男君

理事　井上　信治君　理事　神田　憲次君

理事　藤井比早之君　理事　宮路　拓馬君

理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君

理事　阿部　司君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　池田　佳隆君

石原　宏高君　尾崎　正直君

大岡　敏孝君　大野敬太郎君

勝目　康君　工藤　彰三君

小寺　裕雄君　杉田　水脈君

鈴木　英敬君　田中　英之君

田野瀬太道君　平　将明君

中野　英幸君　中山　展宏君

平井　卓也君　平沼正二郎君

牧島かれん君　松本　尚君

中谷　一馬君　太　栄志君

本庄　知史君　馬淵　澄夫君

山岸　一生君　吉田　統彦君

岩谷　良平君　浦野　靖人君

堀場　幸子君　河西　宏一君

福重　隆浩君　浅野　哲君

塩川　鉄也君　緒方林太郎君

大石あきこ君

国務大臣（科学技術政策担当）　高市　早苗君

内閣府大臣政務官　鈴木　英敬君

内閣府大臣政務官　中野　英幸君

内閣府大臣政務官　尾崎　正直君

文部科学大臣政務官　山本　左近君

厚生労働大臣政務官　本田　顕子君

政府参考人（内閣府健康・医療戦略推進事務局長）　西辻　浩君

政府参考人（厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官）　城　克文君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　大坪　寛子君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　鳥井　陽一君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　山本　史君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

四月十二日

辞任

補欠選任

池田　佳隆君　田中　英之君

小寺　裕雄君　大岡　敏孝君

平沼正二郎君　勝目　康君

太　栄志君　吉田　統彦君

同日

辞任

補欠選任

大岡　敏孝君　小寺　裕雄君

勝目　康君　平沼正二郎君

田中　英之君　池田　佳隆君

吉田　統彦君　太　栄志君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第三八号）

○**大西委員長**　これより会議を開きます。

内閣提出、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣府健康・医療戦略推進事務局長西辻浩君外四名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**大西委員長**　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○**大西委員長**　これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。石原宏高君。

○**石原（宏）委員**　おはようございます。自民党の石原宏高でございます。

早速ですが、次世代医療基盤法改正案について質問に入らせていただきたいと思います。

ＷＨＯが発表した二〇二〇年版の世界保健統計によると、日本の平均寿命は八十四・三歳、世界一の長寿国です。本来は喜ばしいニュースですが、ところが、多くの方はこのニュースを聞くと、長生きはいいけれども老後が心配だとおっしゃいます。これは、寿命と健康寿命の差があるからです。平均寿命は八十四歳ですけれども、健康寿命は七十四歳。逆に言えば、人生最後の十年間は病気とつき合っていかなければならないということです。

健康寿命を延ばす、この目標を掲げて、政府は、政府を挙げて、医療分野の研究開発の促進や、その前提となるＩＣＴ利活用の促進が図られてきました。こうした取組の一環として、次世代医療基盤法が制定、施行されたものと認識しています。

しかし、施行後約五年を経て、現行法の課題も明らかになってきました。今回の法改正は、現行法の課題を克服し、国民の健康寿命を延ばし、老後に安心と夢を持てる世界をつくるためのものと理解しています。今回は、こうした観点から質問をさせていただきたいと思います。

まず一問目ですけれども、匿名加工医療情報の利活用が広がっていない原因についてお伺いいたします。

日本には、国民皆保険制度の下、豊富な医療データが存在しています。ところが、これまでこれらのデータの活用が進んでこなかった。そこには様々な課題があったと思います。それらの課題を克服し、医療データの一層の活用促進のために次世代医療基盤法が制定され、匿名情報の制度が整備されました。にもかかわらず、施行から約五年たった現在、匿名情報の利活用は二十一件にとどまっています。その原因はどこにあるのか、お教えください。

○**西辻政府参考人**　お答え申し上げます。

現行の次世代医療基盤法では、医療情報を匿名加工した上で研究開発に利用できることとしておりますが、この匿名加工におきましては、個人の識別につながるおそれがあります特異な検査数値ですとか希少な疾患名などの情報を削除することが必要になります。このため、医療の研究現場からは、匿名加工医療情報では精緻な研究ですとか希少な疾患に関する研究を行うことは難しいのではないかという御指摘もいただいているところでございます。また、匿名加工医療情報につきましては、事後に情報の信頼性を検証する方法がないことから、薬事承認申請に利用することが事実上困難であることも課題とされております。

高市大臣の御見解をお伺いします。

○高市国務大臣　現行法の認定匿名加工医療情報作成事業者に対しては、その認定要件として、万が一の医療情報等の漏えい等が生じた場合における被害の補償のための措置を講ずることを求めております。

改正法によって新たに認定する認定仮名加工医療情報作成事業者そしてまた利用事業者に対しましても、現行の規定を参考に、適切な認定基準を検討する予定でございます。

事業者を認定した後も、この事業者に対する継続的な監督も行いますし、万が一の場合の迅速な報告体制の整備なども必要でございます。

それから、適宜ガイドラインの内容の見直しを図って、認定事業者による信頼性ある事業活動がなされるように、厳格に制度を運用してまいります。

○阿部(司)委員　ありがとうございました。

要は、危機管理として、何か起こってしまったときの事前の備えと、一旦データ漏えいが起こってしまったときの対応というのを、想定に合わせてしっかりと規定をしていくべきかと思います。監督の方を是非よろしくお願いします。

ここまで、今回の法改正に関連しまして、るる個別事項について確認させていただきましたが、最後に、より大きな視点で、医療のビッグデータ活用で創薬が発展して、医療の質が向上して、医療分野における我が国の国際競争力が高まっていくのかといった視点でお伺いをしてまいりたいと思います。

単刀直入にお伺いします。

高市大臣、今回の法改正で医療データの利活用は進んでいくのでしょうか。お答え願います。

○高市国務大臣　進んでいくと思っております。

新たに仮名加工医療情報を利用できるということになりましたら、リアルワールドデータを薬事承認審査に活用できるということになります。承認審査に必要なデータを製薬企業が迅速かつ効率的に収集することができますから、新薬の開発や既存薬の新たな効能への適用拡大の迅速化が期待できると考えております。

また、研究開発への利活用に堪え得る匿名加工が難しいCT検査等の画像情報についても、仮名加工医療情報としてであれば提供が可能となりますので、画像診断支援AIなどの開発への貢献も期待できると考えております。

○阿部(司)委員　ありがとうございました。

今後、大いに、医療ビッグデータが様々に利活用されて多くの成果を上げていくことを私も心から期待いたしております。しかし、そのためには、法の整備だけではなくて、政府として強力に医療ビッグデータ利活用をバックアップしていく取組が求められると思います。

そこで、法改正成立後の、法の趣旨を実現するための具体的な政府のお取組を高市大臣にお伺いします。

○高市国務大臣　この改正法ですが、成立後一年以内の施行を予定しておりますので、政府としては、まずは、適切な利用が進むように、利用者の実態も踏まえた適切な安全管理措置を定めた認定基準を作成すること、そして、NDB等の公的データベースとの連結解析を実施しなければなりませんので、それに必要なルールを作成することなどに取り組んでまいります。

その上で、利用することが想定される企業ですとか研究機関などへの制度改正内容の周知、広報もしなければなりません。

また、薬事承認に向けたデータの信頼性確保のための取組といった改正法の趣旨を実現するための具体的な運用について、関係省庁と連携しながら、専門家の方々また実務家の方々の御意見も伺いながら計画的に進めていく必要があると思っております。非常に関係者が多岐にわたりますので、関係者間の連携はしっかりと図って、計画的に進めてまいります。

○阿部(司)委員　現場の方から、その方はアカデミア、医療関係の方なんですけれども、何かデータを使おうとしたら、日本には数千件しかないデータがアメリカには数万、数十万あるということで、大きな差があると思うんですね。ここをしっかりと埋めて日本の医療産業を大いに発展させていくよう、お取組を進めていただきますようお願い申し上げまして、私からの質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○藤井委員長代理　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、次世代医療基盤法の審議ということで、十五分しかございませんが、よろしくお願いしたいと思います。

本日、これまでも各委員の皆様が同じような観点での質疑もされておりますので、確認の意味も込めて、重複する部分についてはできるだけ簡潔に進めていきたいと思います。

我々国民民主党としては、仮名加工医療情報の創設、そしてその利活用というものには期待をしております。なぜなら、やはり新しい薬を作ったり、新たな治療法開発に寄与するだろうという期待感が大きいからであります。

日本以外の、先ほどアジアの医療のデジタル化が進んでいるという話もございましたので、少しそこも触れさせていただきますと、特にASEAN各国では、元々医師の数が少ないことですとか、地方において医療へのアクセス性が悪いといった課題に直面したことを背景にして、医療業界を挙げて医療データの活用とデジタル技術の導入を推進し、現在では、遠隔診療であったり、あるいは遠隔地でも薬の購入ができるようなアプリ開発が進んでいるというふうに言われております。

日本も、今、地方の医師不足であったり、医療へのアクセス性の低下というものが社会問題化しておりまして、同じ境遇にあるというふうに言うことができるかと思いますので、今後の医療業界の更なるデジタル技術、IT技術の活用はもっと意欲的に進めるべきだと考えております。

今回、仮名加工医療情報を創設し、それを活用することによって、具体的な便益としては、例えば、お医者さんによる診断、治療の効率化や適正化、あるいは健康管理、生活習慣、予防サービスの質の向上や効率化、新たな産業創造にもつながるということであったり、あるいは先ほどからございますように、医薬品の臨床開発や審査期間の短縮といった便益も期待がされている。あと、もう一つ私が期待しているのは、行政による医療政策の評価、評価性やフィードバック性を高めることにも役立つのではないかというふうに期待をしております。

ただ、そのためには、仮名加工医療情報というものを作るだけでは不十分でありまして、国内にとどまらず、国内外から幅広い医療情報を取得できる環境整備であったり、あるいは国内外の幅広い研究機関が参画をすることであったり、ただ、それだけでなくて、日本人に効く新たな薬の開発や医療技術開発が行われること、これをしっかり担保しなければいけないというふうに思っております。だからこそ、今回、この制度の中で認定利用事業者の十分な確保と、しっかり厳正な審査というのが求められているんだというふうに理解をしてございます。

質問に入りたいと思いますが、まず、先ほど申し上げました国内外の幅広い医療情報を取得できることというのが必要だと思うんですが、ちょっと通告の順番を変えまして、日本の企業が海外の医療情報にアクセスしてその情報を利活用しているという事例は現在あるのかどうか、まずそこから確認をしてまいりたいと思います。

〔藤井委員長代理退席、委員長着席〕

○西辻政府参考人　お答え申し上げます。

各国におきましては、それぞれの国の情報の保護ですとかあるいは利活用に関する法令等に基づきまして、具体的な情報の利活用の対象等が決まっているものと認識をしております。

海外の情報を日本が活用しているケースがあるのかという御質問でございますが、例えば米国におきましては、米国内のがん患者約三百万人につ

いて、診療記録に記載されている情報をデータベース化し販売、提供する民間企業が存在しており、日本の製薬企業もそのような海外の民間データベースの利活用を行っている等の事例が存在しているものと承知をしております。

○浅野委員　ありがとうございました。

次に、国内外の幅広い研究機関に参画をしていただくことによって、最終的には、日本人が利用可能な新薬あるいは新たな治療法の開発が効率的、効果的に行われることを期待しているんですが、今日の質疑の中でも、仮名加工医療情報の利用事業者には外国の企業、事業者も含まれ得るという答弁があったというふうに承知をしておりますが、念のため、もう一度その点を確認させていただきたいと思います。

○西辻政府参考人　お答え申し上げます。

委員から御指摘いただきましたように、医療分野の研究開発の中には、例えば感染症や希少疾患など、国際的な連携による研究が求められるものが存在いたします。また、医薬品や医療機器の中には、日米欧三極で薬事承認を取得し、グローバルな供給が行われ、また、そうした供給が望まれる物資もございます。

こうしたことから、海外の企業でありましても、次世代医療基盤法の目的の実現に必要な範囲内におきまして、個人の権利利益の適正な保護を図った上で、仮名加工医療情報を利用して研究開発を行うことを否定するものではございません。

一方で、法律の趣旨や目的に反した不適切な仮名加工医療情報の利用や第三者提供が行われることがあってはならない。このために、利活用者の認定審査におきまして、仮名加工医療情報を利用して研究開発を行う事業を適正かつ確実に行うことができるかについて審査を行うこととしております。

具体的には改正法案の成立後に下位法令等で認定基準を定めることになりますが、法律で禁止している、医療分野の研究開発に必要な範囲を超えた情報の取扱いが行われないこと、それから、認定範囲を超えて情報が第三者に提供されないことなどを担保し得る安全管理措置が確実に実行されることについて、審査を行うこととしております。

また、その際、当該企業が所在する国の個人情報の保護に関する制度についても、適切に研究開発を行う能力と併せて考慮することになると考えております。

○浅野委員　今、後段の部分、認定の内容についても少し触れていただきましたが、医療情報というのは、いわゆる個人情報の中でも要配慮個人情報というものに含まれる情報ですので、一般的な個人情報保護という考え方よりもより厳しく、確実にルールを守っていただく必要があると思います。

今日はちょっと時間もありませんので要望にとどめたいと思いますが、認定基準についてはどう担保するかというのも、できるだけ早期に具体的に示していただいて、事業者側の準備もありますし、あるいは我々国会サイドでもしっかりその妥当性というものは議論をする必要もあろうかと思いますので、是非早期に具体化していただくことを望みたいと思います。

その上で、次の質問なんですが、最終的には、国内外の医療情報を入手し、そして国内外の幅広いプレーヤーに参画をいただいて、何をしたいかといえば、日本に住む我々がこれからも持続的に様々な疾病リスクを回避できるような医療技術開発、あるいは新薬の創造というものをしていただかなければならないんですが、特に最近では、コロナ禍になって、ワクチンや治療薬、日本の国内での開発力が低いのではないか、そういう指摘もある中で、日本の企業がしっかりと、様々な医療データを活用して、ワクチンや新薬の開発を進めていっていただかなければいけないと思っております。そういうような日本主体の活動を強化することに資する運用を図っていただきたいと思いますが、それについて、政府の今の考えを伺いたいと思います。

○高市国務大臣　そもそも、今回の制度の見直しでございますが、いずれも製薬企業やアカデミアの研究者の方々から強い要望があったものでございます。

今回の法改正によりまして、日本の企業や研究者による医療情報の利活用が一層促進されて、我が国の研究開発の更なる促進や国際競争力の強化につながると考えています。

また、現行法でございますが、認定作成事業者が匿名加工医療情報を提供する際に、研究の目的が日本の医療分野の研究開発に資するものであることを審査するということを求めております。ですから、改正法が目指す利活用もしっかりと進んでいくように、成立後は、利用者の実態も踏まえた適切な認定基準の検討ですとか、利用することが想定される企業や研究機関などに対する積極的な周知、広報、ここに取り組んでまいりたいと存じます。

○浅野委員　ありがとうございます。

次の質問ですが、本日これまで各委員からも質問がありましたので、それを前提として質問させていただきたいと思うんですが、仮名加工医療情報を薬事申請に利活用するに当たっては、ＰＭＤＡなどに情報を提供できるようになるというのが本法案の内容であります。そして、その情報は、海外の薬事規制当局、例えばアメリカではＦＤＡなどがありますが、ここにも提供できるようになるというふうに今日のほかの委員の皆様のやり取りの中でも理解をいたしましたが、ちょっと確認したいのは、そもそも仮名加工医療情報を申請時に提出することによってどのようなメリットがあるのかという、その具体的なイメージをちょっと教えていただきたいと思います。

例えば審査期間が短縮をするですとか、どのようなメリットがそれによって発生するのか、これまでよりも改善するのか、その部分を教えていただけますでしょうか。

○西辻政府参考人　お答え申し上げます。

今回の仮名加工医療情報の海外の薬事規制当局への提供でございますが、基本的には、今回、改正法案におきまして、いわゆる我が国のＰＭＤＡだけではなく、省令で定める外国の薬事審査機関に対しても、認定仮名加工医療情報利用事業者が承認申請のために仮名加工医療情報を提供できることとしております。

具体的にそれによってどういうメリットがあるのかという御質問でございますが、これは国内のＰＭＤＡに出す場合と同様でございますが、申請する企業が治験のデータをそろえるに当たり、仮名加工医療情報という非常に精度の高い医療情報を使うことによりまして、例えば、新しく開発をしている新薬との比較をする比較対照群、コントロールデータとして仮名加工医療情報を使うといったようなことで、治験の期間ですとか労力というものが短縮されるというふうなメリットがあり、ＰＭＤＡに申請する場合と、海外の承認機関に申請する場合と、そこは同様であるのではないかというふうに考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

もう残り僅かなので最後の質問になるかもしれませんが、今の議論を聞いておりますと、仮名加工医療情報であったり、あるいは匿名加工医療情報も含めて、医療情報をいかに幅広く集めるかというところも大事になると思います。

ただ、今年の三月二十四日時点で、次世代医療基盤法に協力している事業者は合計百十件、医療機関が百六件、地方公共団体が三件、学校設置者が一件ということで、まだまだ少ないのかなという印象を持っております。

つまりは急性期病院を有する一部の医療法人に偏っているということのようなんですが、かかりつけ医とか地方公共団体がまだまだ少ない、含まれていない。多様なデータを収集するためにはもっと協力者を獲得する必要があるんですが、そのために政府として今後どのような対策を打っていくのか、最後に伺いたいと思います。

○高市国務大臣　現行の次世代医療基盤法に基づく認定事業者への医療情報の提供につきまして

は、現状は、医療情報の利活用の重要性について深く御理解いただいている大学病院など急性期の医療機関を中心に御協力をいただいています。

今後、医療情報を有効に利活用させるためには、より幅広い協力事業者からの情報の収集が必要ですので、急性期の医療機関のみならず、それ以外の医療機関や介護施設、自治体などにも、制度の趣旨を御理解の上、御協力を賜りたいと思っております。

そこで、今回の改正法においては、この医療情報を取り扱う事業者に対して協力を求める規定を新たに盛り込むこととしたいたしました。

○浅野委員　時間が来たので終わります。ありがとうございました。

○大西委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

次世代医療基盤法案、医療ビッグデータ法案について質問をいたします。

個人情報保護法におきましては、個人の心身に関する情報である医療情報は、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮する個人情報である要配慮個人情報に当たります。要配慮個人情報の取得や第三者提供の際には、あらかじめ本人の同意を得るオプトインの手続が必要であり、本人に通知をした上で本人が停止を求めなければ提供するオプトアウトの手続は認めておりません。医療情報の第三者提供については、オプトアウト手続は認められないということであります。

一方、次世代医療基盤法に基づく匿名加工医療情報は、医療情報の利活用を推進するために、利活用の壁となっているとした本人同意のオプトイン手続を外して、オプトアウト手続としたものであります。

これは、本人同意の手続を形骸化をするものではないのか、その点についてまずお伺いします。

○高市国務大臣　次世代医療基盤法は、個人情報保護法の特例法として、主務大臣の認定を受けた事業者に対する場合に限り、同意でなく、オプトアウト手続によって医療機関から医療情報を提供することを認めるものでございます。

これは、患者などへの丁寧な通知が行われることによって自分の医療情報の提供を拒否する機会が付与されること、認定作成事業者は、十分な安全管理措置が確保されていることなどについて主務大臣から認定を受けるとともに、その監督下に置かれることにより医療情報の慎重な取扱いが確保されること、また、医療機関等から提供された医療情報は認定作成事業者によって特定の個人が識別されることがないよう匿名加工が施された形で利用されることなどによりまして、個人の権利利益が侵害されることを防ぐ仕組みとなっていることによるものでございます。

○塩川委員　やはり個人情報、特にこういった医療情報などの要配慮個人情報というのは、その人自身の個人情報をしっかりとコントロールできるような仕組みにしていくことが必要であって、それについて、丁寧なとはいいながらも、オプトアウト手続ではそれに応えるものとは言えないという点を指摘をしておくものです。

その上で、今回の法改正で措置する連結可能匿名加工医療情報は、公的データベースとの結合で、個人の医療情報が時系列で把握をできるようになります。また、仮名加工医療情報は希少な症例や薬剤使用などの特異な記述も残すので、容易に個人が特定可能となり得ます。

より慎重に取り扱うべき個人情報の第三者提供なのにオプトアウト手続でよいのか、明確な本人同意の手続を取るべきではないのか、この点についてお答えください。

○高市国務大臣　ＮＤＢなどの公的データベースとの連結を可能とする連結可能匿名加工医療情報につきましては、あくまでも匿名加工し、本人を特定できない形で提供するものでございます。従来の匿名加工医療情報と同様の理由によりまして、適切に個人の権利利益の保護が図られると考えております。

また、新たに創設する仮名加工医療情報については、匿名加工医療情報と同様に、患者さんへの丁寧な通知が行われることによって、自分の医療情報の提供を拒否する機会が付与されております。

また、認定作成事業者は、十分な安全管理措置等が確保されていることなどについて主務大臣から認定を受けるとともに、その監督下に置かれることにより医療情報の慎重な取扱いが確保されます。

また、医療機関などから提供された医療情報は、認定作成事業者により、その情報だけでは特定の個人が識別されることがないよう加工された形で、安全管理措置を適切に講じる体制を有する者として国の認定を受けた利用事業者に限って利用を認めることによって、個人の権利利益が侵害されることを防ぐ仕組みとしております。

このため、同意ではなく、オプトアウト手続により、医療機関などから認定事業者への医療情報の提供を認めるものでございます。

○塩川委員　仮名加工情報は、本来、第三者提供が禁止されておりますが、仮名加工医療情報は本人通知のみで第三者提供を可能としております。個人情報保護の規定の緩和ばかり進めているというのが実態であります。

そこでお尋ねしますが、匿名加工医療情報について、利用の停止を求める意思表示がされた件数及び割合はどうなっているのかについてお答えください。

○西辻政府参考人　お答え申し上げます。

次世代医療基盤法におきましては、医療機関等から本人に通知を行う方法として、インターネット掲示や院内掲示など単に本人が容易に知り得る状況に置くのではなく、あらかじめ本人に通知するということを求めております。

オプトアウトの具体的な件数、割合でございますが、正確に把握しているわけではございませんが、認定匿名加工医療情報作成事業者において一定の期間におけるオプトアウトが行われた割合については、おおむね一％未満であったというふうに聞いております。

○塩川委員　オプトアウトの手続で、拒否が一％未満ということでありました。

もう一つお尋ねしますが、難病患者データベースや小児慢性特定疾病患者等のデータベースにつきまして、本人同意を基に医療情報を取得をするとなっておりますが、この難病ＤＢや小慢ＤＢについて、同意を拒否した件数及び割合がどうなっているのかについて御説明ください。

○鳥井政府参考人　お答え申し上げます。

厚生労働省の健康局難病対策課で実施した平成三十年のウェブアンケートによりますと、難病患者では、毎回同意していないが二％、同意していないときも何度かあったが一〇％、小児慢性特定疾患患者等では、毎回同意していないが一％、同意していないときも何度かあったが一二％となってございます。

アンケートでございますので、件数は承知しておりません。

○塩川委員　今お答えいただきましたように、オプトアウトの匿名加工医療情報の場合に拒否は一％未満でしたが、オプトインの難病データベースや小慢データベースの場合には十数％が拒否のときがあるということであります。難病患者や小児慢性特定疾病患者で医療情報提供に同意しない理由として、個人情報をむやみに提供したくないからという回答も多かったわけであります。

大臣にお尋ねしますが、やはりオプトアウト手続では、このような本人の意思表示が明確にされないのではないかと思いますが、お答えください。

○高市国務大臣　次世代医療基盤法は、医療情報について匿名加工又は仮名加工を施した上で利活用を行う制度ではございますが、その利活用につきましては、患者さん御本人に対してしっかりあらかじめ認識をしていただくことが重要であると考えております。

ですから、同法におけるオプトアウトでは、ウェブページへの掲載など単に患者本人が知り得

2023年4月21日
内閣委員会
（質疑要旨）

孤独・孤立を支援する者への育成・支援について

2023.4.21（Fri）内閣委員会（孤独・孤立対策推進法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●政府が孤独・孤立対策を行う際は、当事者とその家族等だけでなく、支援を行う者への継続的な支援が必要となる。

●支援者への支援については以下のような環境整備の要望がある。
〇少額補助の仕組み
〇短期的な事業評価を避けること
〇小規模なNPOを支援する仕組み
〇当事者とNPOをつなぐための調査・分析・発信
〇ボランティア・コーディネーションの推進

委員会での浅野の発言要約

「孤独・孤立状態にある者とその家族等に対して支援を行う者の立場に配慮しつつ、支援が継続的に行われるようにすべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「孤独孤立対策に取り組むNPO等への支援については、各年度、継続的に支援を行う。また、支援者が持続的、安定的に活動できるよう環境整備にも取り組んでいく。」

小倉大臣

休眠預金活用制度を活用した支援について

2023.4.21（Fri）内閣委員会（孤独・孤立対策推進法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●休眠預金活用制度は、国民が金融機関に預けている資産から、一定期間動いていないものを社会課題解決のために利用する制度。

●制度は2019年度から運用されており、孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援として約400の事業が行われている。

委員会での浅野の発言要約

「休眠預金を活用しながら孤独・孤立対策を担うNPO等を支援していくべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「多様かつ刻々と変化する課題に対して、行政とNPOによる共助の活動に資する休眠預金活用制度は、孤独・孤立対策についても大きな役割が期待されており、積極的に活用していく。」

小倉大臣

2023年4月21日
内閣委員会
（質疑要旨）

重層的支援体制整備事業の全国拡大について

2023.4.21（Fri）内閣委員会（孤独・孤立対策推進法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●4月18日の本会議において小倉大臣から重層的支援体制整備事業は孤独・孤立対策に有効と答弁があった。

●重層的支援体制整備事業は市町村の任意事業であり、実施してる市町村は少ない。【資料1】

●重層的支援体制整備事業の円滑な実施に向けた移行準備事業も行われている。

委員会での浅野の発言要約

「重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備事業は全国レベルで行うべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「移行準備事業については、令和3年度は148市町村、令和4年度は215市町村、令和5年度は300に近い市町村が取り組む予定。今後も推進していきたい。」

本多政府参考人

孤独・孤立の状況に応じた支援を判別する手法の必要性について

2023.4.21（Fri）内閣委員会（孤独・孤立対策推進法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●支援の在り方については、居場所づくり等の予防的対策、相談窓口等の制度化された対策、カウンセリング等の専門的知識が必要な対策等、様々な階層があると考える。

●政府の官民連携プラットフォームで議論されている支援について、一つ一つの支援メニューは議論されていても、全体としてどう整理されているのか見えづらい。

委員会での浅野の発言要約

「当事者等の状態に応じて、適切な支援策を判別するためのアセスメント手法【資料2】を、政府としても検討し、ガイドライン等として公表すべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「支援策を判別するためのアセスメント手法の導入については各階層の支援をシームレスにつなぐ上で有効と考える。これからの取組みの中で検討していく。」

山本政府参考人

2023年4月21日
内閣委員会
（質疑要旨）

資料1　重層的支援体制整備事業 実施までの支援

移行準備事業

令和３年度予算：40億円　実績：148市町村
令和４年度予算：29億円　実績：225市町村
令和５年度予算：29億円

- 重層事業の試行実施
- 課題整理
- 関係部署の連携
- 民間、学校、有識者との対話

合意形成プロセスが重要

重層的支援体制整備事業（自治体による任意事業）

令和３年度予算：76億円　実績：42市町村
令和４年度予算：232億円　実績：134市町村
令和５年度予算：322億円　実績：189市町村（予定）

実施計画策定 → 事業実施

- 包括的相談支援事業
- 参加支援事業
- 地域づくり事業
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- 多機関協働事業

（出典：浅野事務所で作成）
内閣委員会（２０２３年４月２１日）
国民民主党・無所属クラブ　衆議院議員　浅野　哲

資料2　孤独・孤立対策における当事者等の状況に合わせた支援階層の例

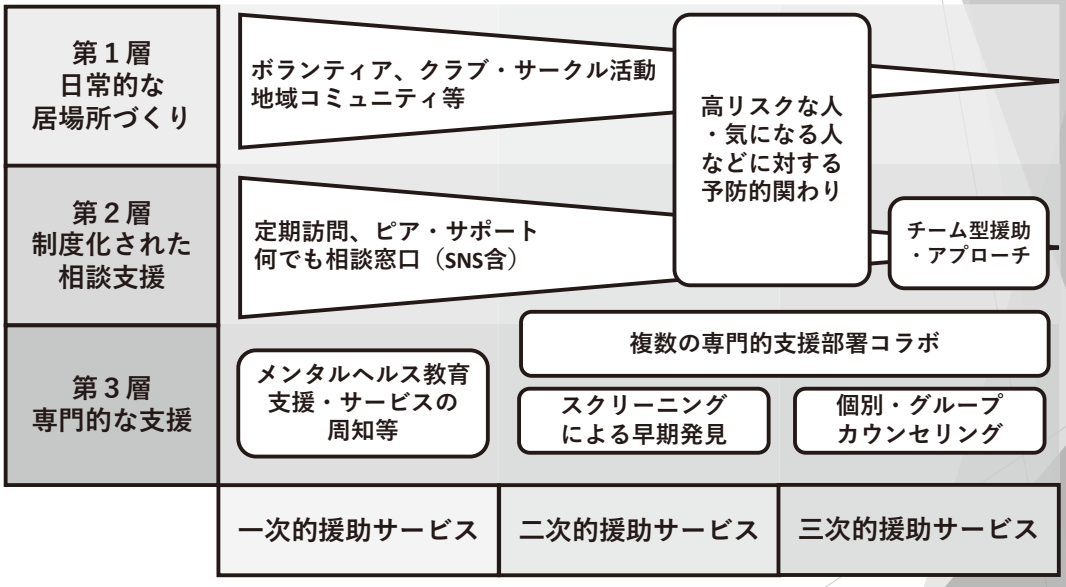

（出典：浅野事務所で作成）
内閣委員会（２０２３年４月２１日）
国民民主党・無所属クラブ　衆議院議員　浅野　哲

第二百十一回国会　衆議院　内閣委員会議録　第十五号

令和五年四月二十一日（金曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　大西　英男君

理事　井上　信治君　理事　神田　憲次君

理事　藤井比早之君　理事　宮路　拓馬君

理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君

理事　阿部　司君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　池田　佳隆君

石原　宏高君　尾崎　正直君

大岡　敏孝君　大野敬太郎君

川崎ひでと君　工藤　彰三君

小寺　裕雄君　杉田　水脈君

鈴木　英敬君　田野瀬太道君

平　将明君　土田　慎君

冨樫　博之君　中野　英幸君

中山　展宏君　平沼正二郎君

牧島かれん君　松本　尚君

中谷　一馬君　馬場　雄基君

太　栄志君　本庄　知史君

馬淵　澄夫君　山岸　一生君

早稲田ゆき君　浦野　靖人君

遠藤　良太君　堀場　幸子君

河西　宏一君　福重　隆浩君

浅野　哲君　塩川　鉄也君

緒方林太郎君　大石あきこ君

櫛渕　万里君

国務大臣（孤独・孤立対策担当）　小倉　將信君

内閣府副大臣　和田　義明君

文部科学副大臣　簗　和生君

内閣府大臣政務官　鈴木　英敬君

内閣府大臣政務官　中野　英幸君

内閣府大臣政務官　尾﨑　正直君

政府参考人（内閣官房孤独・孤立対策担当室長）　山本　麻里君

政府参考人（内閣府大臣官房長）　原　宏彰君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　畠山　貴晃君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官（兼休眠預金等活用担当室長））　小川　康則君

政府参考人（こども家庭庁長官官房審議官）　野村　知司君

政府参考人（出入国在留管理庁在留管理支援部長）　君塚　宏君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　松尾　裕敬君

政府参考人（財務省大臣官房審議官）　阿久澤　孝君

政府参考人（文部科学省大臣官房学習基盤審議官）　寺門　成真君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　松本　圭君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　本多　則惠君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　斎須　朋之君

政府参考人（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）　辺見　聡君

政府参考人（国土交通省大臣官房審議官）　楠田　幹人君

政府参考人（防衛省大臣官房衛生監）　鈴木　健彦君

政府参考人（防衛省人事教育局長）　町田　一仁君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

四月二十一日

辞任　補欠選任

田野瀬太道君　大岡　敏孝君

平　将明君　冨樫　博之君

平井　卓也君　土田　慎君

太　栄志君　馬場　雄基君

山岸　一生君　早稲田ゆき君

岩谷　良平君　遠藤　良太君

大石あきこ君　櫛渕　万里君

同日

辞任　補欠選任

大岡　敏孝君　田野瀬太道君

土田　慎君　平井　卓也君

冨樫　博之君　川崎ひでと君

馬場　雄基君　太　栄志君

早稲田ゆき君　山岸　一生君

遠藤　良太君　岩谷　良平君

櫛渕　万里君　大石あきこ君

同日

辞任　補欠選任

川崎ひでと君　平　将明君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

孤独・孤立対策推進法案（内閣提出第三六号）

○**大西委員長**　これより会議を開きます。

内閣提出、孤独・孤立対策推進法案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る二十六日水曜日午前九時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**大西委員長**　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣官房孤独・孤立対策担当室長山本麻里君外十五名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**大西委員長**　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○**大西委員長**　質疑の申出がありますので、順次これを許します。早稲田ゆき君。

○**早稲田委員**　おはようございます。立憲民主党の早稲田ゆきでございます。

本日は、内閣委員会で質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、孤独・孤立対策推進法について伺ってまいります。小倉大臣に伺います。どうぞよろしくお願いします。

コロナ禍で顕在化をした我が国の社会問題の一つとして、この孤独、孤立の問題があろうかと思います。人と人との接触機会が激減をし、そしてまた感染拡大防止措置などによりまして、特に、子供それから高齢者、障害者などの見守り、それからまた地域での交流、それから相談支援、そうしたものの機会が失われた結果、今まで水面下で進んでいたと思われるこの孤独、孤立が改めてあ

が、我々の場合は、別に協議会がその他の施策の前提になっているわけではございません。別に協議会がなかったとしても、官民連携プラットフォームを通じた様々な支援はあり得るでしょうし、その地域におけるＮＰＯ法人に対する支援もあり得るでしょう。

そういった意味では、委員御懸念の、地方協議会を設置しなければ、あらゆる孤独・孤立対策の施策の財政支援が国から来ないということは、指摘としては当たらないのではないかと考えています。

○緒方委員　最後の答弁、しっかりと受け止めさせていただきました。

それでは、質疑を終えたいと思います。ありがとうございました。

○大西委員長　この際、暫時休憩することとし、本会議散会後直ちに委員会を再開します。

午後零時四十三分休憩

午後一時四十一分開議

○大西委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。浅野哲君。

○浅野委員　お疲れさまでございます。国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、午前に引き続きまして、孤独・孤立対策推進法案に関する質疑を行わせていただきたいと思います。

私が今日まず最初に取り上げたいのは、支援をする方たちに対する支援でございます。

まず、大臣に基本的な認識を伺いたいと思っておりますが、政府が孤独・孤立対策を行うに当たっては、孤独、孤立の状態にある者とその家族などだけでなく、その当事者などに対して支援を行う者の立場にも配慮しながら、この支援が継続的に行われるように様々な政府の取組の中で配慮すべきだというふうに思っております。本当に基本的なことなんですが、これに対して大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○小倉国務大臣　お答えいたします。

孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独、孤立の当事者等への支援を行うＮＰＯ等は重要な存在であり、今後、こうした団体の活動に向けた支援を実施していくことが必要と考えております。

このため、孤独・孤立対策に取り組むＮＰＯ等への支援につきましては、各年度、継続的に支援を行うこととしており、これに基づき、令和五年度予算では、令和四年度第二次補正予算と合わせて六十億円を超える規模の予算を確保したところであります。

また、浅野委員御指摘のとおり、ＮＰＯ等が持続的、安定的に活動していくためには、その活動状況等を踏まえた環境整備に取り組むことも重要です。

このため、令和五年度予算において、ＮＰＯ等の活動を熟知した中間支援組織による現場で活躍する中小規模のＮＰＯ等に対する運営能力の向上や活動基盤整備のための支援方策を検討するモデル調査を実施することとしております。

モデル調査の実施状況につきましては、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームにも共有し、官民の水平的連携の下で、ＮＰＯ等の皆様としっかり意見交換を重ねながら、孤独・孤立対策におけるいわゆる支援者支援の在り方を検討していきたいと考えています。

○浅野委員　ありがとうございました。

今、答弁の中でも触れていただきましたけれども、今後、支援をするＮＰＯなどに対する様々な支援も準備、検討していくということで、次の質問では、そこについて、個々の、ちょっと何点か確認をしていきたいと思います。参考人の方にお伺いをしたいと思います。

まず、今日の資料の一を御覧いただきますと、令和三年八月十一日に、ＮＰＯ支援組織有志という方々から孤独・孤立対策に関する要望書というのが、政府や様々な政党、政府関係者に提出をされたようでございます。これを私も以前から拝見をしておりまして、今回の法案審議の中では、この要望の内容についても非常に重要な論点が幾つか含まれておりますので、是非、各論になりますけれども、何点か政府の考え方を確認させていただければと思っております。

まず一点目は、今大臣の答弁の中にもありましたけれども、通告の番号でいうと三つ目になるんですが、小規模なＮＰＯなどが効率的かつ効果的に事務を行えるように、ＮＰＯなどを支援する組織からの支援を受けられるような仕組みをつくってほしい、こういう要望がございましたが、これに対して政府が今どんなことを準備、検討しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○山本政府参考人　お答えさせていただきます。

先ほど大臣から答弁をさせていただきました、孤独・孤立対策活動基盤整備モデル事業というものを用意しておりまして、この中で、中間支援組織が、小規模ＮＰＯ等への運営ノウハウの提供など、非資金的支援を実施することとしております。

○浅野委員　非資金的支援ということで、言い方を変えれば、お金を助成するだけでなく、ノウハウやアドバイスですとか、人的な支援を行っていくというふうに理解をしてございます。

続いて確認したいことですが、一番目と二番目を一緒に確認させていただきたいと思います。

まず、ＮＰＯなどの支援者の皆様、それぞれ大小様々な団体がございます。そして、活動の規模、活動の範囲についても様々ございますが、やはり活動規模に見合った少額補助の仕組みというのをつくってほしいという要望、あるいは、この活動を行う中で、過度な成果主義に陥ることなく、短期的な事業評価のみならず、中長期的な評価をしながら支援を行ってほしい、こういった御要望があるわけでありますが、これに対して政府は今どのように考えているのか、教えていただきたいと思います。

○山本政府参考人　お答えさせていただきます。

身近な地域に多様なＮＰＯ等が存在できるよう、少額の資金助成のニーズがあることは承知しております。このため、令和四年度第二次補正予算を活用した、地域における孤独・孤立対策に関するＮＰＯ等の取組モデル調査においては、小学校区を活動エリアとする孤独・孤立対策に取り組む小規模ＮＰＯ等に対して少額支援、これは上限五十万円でございますが、これを実施することとしております。

また、孤独、孤立の問題については定量的な効果測定が難しい面もあると考えておりますので、取組プロセス自体も評価対象とする必要もあると認識しております。いずれにしましても、孤独・孤立対策の評価指標は今後検討が必要な課題と考えておりまして、引き続き検討してまいります。

○浅野委員　是非、現場のニーズに応じて柔軟な対応をお願いしたいと思います。

あと二点だけ確認したいことがございますが、今、小学校区での活動というものも想定されているということでしたが、やはり、小学校区だとか生活圏ごとに孤独・孤立対策を行うＮＰＯなど、こうした支援団体を是非可視化していただいて、困っている方々と支援団体、ＮＰＯなどをつなぐための調査、分析、そして情報の発信、これが非常に重要だと思いますし、是非ここを行っていただきたいと思います。

あわせて、孤独、孤立の状態にある方を含めて、多様な市民が地域のＮＰＯなどに担い手として参加をすること、これが、予防にもつながりますし、多様な担い手の確保にもつながると思います。こうした市民の参画を促進するためのボランティアコーディネーションの推進を図っていただきたいと思いますが、この二点について答弁をいただけますでしょうか。

○山本政府参考人　お答えさせていただきます。

まず、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームのモデル事業において、既に地域のＮＰＯ等の可視化に取り組んでいる事例がございます。

また、孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査

において、中間支援組織が、孤独・孤立対策の課題抽出や、地域資源の発掘や、ネットワーク化、見える化に取り組むことができるようにしております。また、ボランティアコーディネーションについても、孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査において、中間支援組織が取り組むことができるたてつけとしたところでございます。

これらのモデル調査は、中間支援組織のアイデアと力をかりて、地域のＮＰＯ等の支援モデルを構築し、孤独・孤立対策の浸透を目指すものでありまして、取組結果についてはしっかりと横展開をしていきたいと考えております。

○浅野委員　是非よろしくお願いしたいと思います。

今、少し細かなことを伺わせていただきましたけれども、次の質問は、今日午前中、早稲田委員も少し触れられていたかと思いますが、ＮＰＯなどのような支援者の皆様、支援団体をどう育成していくかということであります。

やはり育成をするにも財源が必要でございまして、私から本日提案させていただきたいなと思っておりましたが、午前もその議論がございました。今、休眠預金活用制度というのがございます。議員立法として過去に提案されて、今運用がされているものでございますが、この休眠預金を活用した育成支援を考えるべきではないかというふうに思いますし、その立場からまず伺いたいと思います。

この休眠預金の活用制度は達成すべき目標というのを二つ持っている制度だと認識しておりますので、この達成すべき目標とは何なのかというのをまず政府に確認させていただきたいと思います。また、休眠預金活用制度によって補助される補助金の金額であったり、あるいは事業期間や事業評価の考え方についても併せて伺えればと思います。

○小川政府参考人　お答えいたします。

休眠預金等に係る資金活用の目標でございますが、これは法に基づき定めております基本方針において二つ定めております。一つに、資金の活用により社会の諸課題を解決すること。この諸課題というのは、子供、若者支援ですとか生活困難者支援、あるいは地域活性化等を念頭に置いております。二つに、課題解決のための自律的かつ持続的な仕組みを構築をする。この二点を大きな目標としているところでございます。

また、御質問いただきました各事項についてでございます。

まず、助成金額についてでございますが、総額につきましては、活動の進捗に応じて段階的に拡大するということとされております。初年度三十億でございましたが、本年度は七十五億円まで拡大しておるところでございます。また、個々の事業に対する助成額につきましては、大小様々ございますが、概して言えば、数百万から一億円程度まで、こうした助成を行っているところでございます。

二点目の事業期間でございますけれども、これについては、まとまった金額を助成をする、これによって柔軟な活用が可能となりますように、最長三年間、複数年度にわたる事業を選択可能、このようにしておるところでございます。

さらに、事業評価につきましては、成果を可視化していただく、こういう観点から、事業活動の成果を定量的、定性的に把握する社会的インパクト評価、この実施を求めておるところでございます。

こうした特徴を生かしながら、休眠預金活用制度の活用を図ってまいりたいと考えてございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

まさに、この休眠預金というのは、元々国民の皆様が金融機関に収められている資産の中で一定期間以上全く動かなかったものを社会課題解決のために利用させていただくという制度でありますが、今御説明いただいたように、社会課題の解決として、それが継続的に自律的に活動ができるように、活動する方々を育成する目的も持って運用されておりますし、また、最大三年間の事業期間、あるいは事業評価についても社会的インパクト評価を導入をしているということで、私としては、これは国民の皆様の預金ですから無駄に使うわけにはいかないんですけれども、孤独、孤立に悩んでいる方々、言い方を変えれば、国民のために、それを支える担い手を育成するという目的であれば、私はやはりこの休眠預金の活用というのも一つの手段ではないかというふうに考えております。

先ほど参考人から触れていただきましたが、実際に若者支援だとか困っている方々を助けるような事業もあるというふうに先ほどおっしゃっていただいたんですが、具体的にどういった事例、特に孤独・孤立対策という観点から、この休眠預金を活用してどのような活動が行われてきたのか、簡単に御紹介をいただきたいと思います。

○小川政府参考人　お答えをいたします。

休眠預金活用制度、二〇一九年度から本格運用を始めておりますけれども、これまで八百の事業に活用してきたところでございます。このうち、孤独、孤立や社会的差別の解消に向けた支援、このカテゴリーに該当するものが約四百、これはテーマの重複を含んでおりますが、四百あるところでございます。

そのうちから具体的な事業例を紹介させていただきますと、例えば、社会から孤立した非行少年の就労支援のために受入先企業の開拓を進める事業でありますとか、孤立した母子世帯と地域とのつながりを育むための住居支援を行いまして、母子世帯への理解を深め、また地域の一員として支援する仕組みづくりを進める事業、さらには、空き家を活用して、交流イベントを通じて発達障害者やその家族の居場所づくりを進める事業、こうした事業に具体的には活用されてきた、このようなところでございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

ちょっと今御紹介いただいた事例も含めて、資料の二の方に私の方でも資料を準備させていただいたんですが、まさに、就労支援を通じて社会とのつながりをつくる支援、あるいは、困っている母子家庭に住まいの提供やあるいはコミュニケーションを取る環境を提供する事業であったり、あるいは、まさに居場所づくりですね、障害をお持ちの方やその家族に対する居場所づくり、こういった事業がこれまでも行われているということで、実際に、これまでもたくさんの、先ほど四百とおっしゃいましたか、四百ぐらいの事業があるという中で、本当に全国でこういう孤独・孤立対策に様々なアクションを起こしている方々がいらっしゃいます。

こういった思いを持つこれからの担い手、将来の担い手というのも、これからどんどん出てくる分野だと思いますので、休眠預金も活用しながら、孤独・孤立対策を担うＮＰＯなどを育成していくべきだと思っているんですが、ここまでの議論を聞いて、大臣の御見解、御所感があれば伺いたいと思います。

○小倉国務大臣　孤独・孤立対策については、官、民、ＮＰＯ等の多様な主体が連携して対処することがとりわけ重要と考えております。政府では、これらの主体が参画する孤独・孤立官民連携プラットフォームを設置をし、課題解決に向けた取組を進めてきたところです。

孤独・孤立対策の分野における課題は多様かつ刻々と変化するものと認識しておりまして、これに対する施策も、行政による施策とＮＰＯ等による共助の活動、それぞれの特徴を生かし、互いに手を携えるようにして展開していくことが求められるものと考えております。

孤独、孤立に関する課題に対しましては、こうした視点に立ち、ＮＰＯ法人を始めとした多くの民間の団体に活用いただくよう、休眠預金等活用制度を運用していきたいと考えております。

国や地方公共団体が対応することが困難な社会課題の解決を目標とする休眠預金等活用制度は、委員御指摘のとおり、孤独・孤立対策についても大きな役割が期待されているものと受け止めてお

りますので、引き続き積極的な活用を図ってまいりたいと思います。

○浅野委員　是非ともよろしくお願いします。

今、休眠預金活用制度について取り上げましたが、もう一つ、既に政府の方で運用し始めている既存制度で、これも是非活用すべきだと思う制度について議論していきたいと思います。先日の本会議でも取り上げました重層的支援体制整備事業について取り上げていきたいと思います。

本日の資料の三を御覧いただきたいと思うんですが、こちらは、重層的支援体制整備事業の中でどのような事業が行われるのかというものを、政府のホームページから私の事務所の方でちょっと整理をして作成したものなんですが、全く同じ情報が政府のホームページにも載っておりました。

これは、上から順番に簡単に御説明いたしますが、まず最初は包括的相談支援、とにかくどんな相談でも、どんな方からでも包括的に相談を受け止めるような事業を構築するということですね。二つ目が参加支援事業ということで、社会とのつながりをつくるための支援、マッチング、メニューをつくるということであります。三つ目が地域づくり支援ということで、これは、言い方を変えれば居場所づくりと言えると思うんですが、世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備したり、あるいは、交流、参加、学びの機会を生み出すために個別の活動とか人をコーディネートするような事業だそうであります。下二つは、これら三つの事業を支えるための基本的な事業ということなんですけれども。

改めてこう見てみますと、とにかく何でも相談してきてくださいという環境、あるいは社会とのつながりづくり、そして居場所づくり、コーディネート機能、まさに孤独・孤立対策の中でこれまで政府の中でも議論してきた各種の論点に対応するための事業を、この重層的支援体制整備事業では、もうメニューを準備して待ち構えているような事業なんです。これを是非、地域における孤独・孤立対策を検討する入口として各地域で導入することが、今後、まずはいいのではないかというふうに思うんですけれども、この重層的支援体制整備事業を今後の取組の軸に置いていくのはどうか、このことに対して見解をいただきたいと思います。

○本多政府参考人　お答え申し上げます。

孤独、孤立を抱える当事者やその世帯が置かれる具体的な状況は多岐にわたっており、生活課題や支援ニーズが複雑化、複合化している事例も多いと承知をしております。このため、こうした当事者への支援に当たりましては、支援に関係するあらゆる分野の関係者が有機的に連携し、分野横断的に取り組んでいくことが求められております。

また、孤独、孤立の予防の観点からは、当事者等が支援を求める声を上げやすく、周りの方が当事者の声に気づき対処できるような環境整備や、日常の様々な分野において緩やかなつながりを築けるような多様な各種の居場所づくりが重要とされていることと承知をしております。

こうした孤独・孤立対策を行うに当たりましては、先生に御紹介いただきましたとおり、市町村において包括的な支援体制を構築するための取組であります重層的支援体制整備事業、こちらも孤独・孤立対策を行うための有効なアプローチであると考えております。

引き続き、厚生労働省といたしましても、孤独・孤立対策と連携をしながらこちらの事業を推進してまいりたいと考えております。

○浅野委員　前向きな御答弁、ありがとうございました。

この制度の内容とか制度の目的としているところは、私はすごく評価をしています。ただ、強いてこの制度の今の現状の課題というのを申し上げれば、これは先日の本会議でも取り上げさせていただいたんですが、あくまでも、自治体がやるかやらないかを自分たちで決められる任意事業ということなんですね。

ただやればいいというものではないので、任意事業としてスタートしたことは一定程度理解ができるんですけれども、先日の本会議の厚生労働大臣の答弁によれば、本日の資料の四に少し記載がございますが、令和三年度から始まり、最初は四十二市町村、そして令和四年度が百三十四市町村、令和五年度は、予定ではありますが百八十九市町村がこの重層的支援体制整備事業を使っているということなんですけれども、百八十九市町村と聞きますと、まだまだ足りないのではないか。

孤独、孤立、あるいはそれ以外の社会的課題というのは全国に存在しておりますし、厚労省として、この重層的支援体制整備事業をもっと多くの自治体に実施するように更に強力に働きかけを行っていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○本多政府参考人　お答え申し上げます。

地域における包括的な支援体制を整備していくために、重層的支援体制整備事業は有効なツールであると考えております。

このため、厚生労働省といたしましては、円滑な事業実施に向けた自治体の中の準備体制を整備していただくために、移行準備事業というもので自治体への財政的な支援を行っております。

また、各都道府県が主催する研修などに国の職員を派遣いたしまして、管内の幅広い関係者の方と一緒に地域の事例の共有や意見交換等を行う都道府県キャラバン、こういったものを開催をするなどの取組を行っているところでございます。

こうした取組を通じまして、より多くの自治体におきまして包括的な支援体制の構築に資するような形で事業が実施されるよう、引き続き支援してまいりたいと考えております。

○浅野委員　今、移行準備事業についても触れていただいたんですけれども、重層的支援体制整備事業は、いきなり実施するものではなくて、事前の準備が大変重要だというふうに言われているものです。やはり、その地域にどのような課題があって、そこにどのような関係者が集まれるのか、そして、その関係者同士の対話を通じて問題点をより正確に把握し、適切な役割分担、そして適切な対策、これを地域自らが考え出して、それを支援するのが重層的支援体制整備事業であるということですので、この準備プロセスというのが非常に大事だというふうに思います。事業を実施すればいいというわけではないと思っています。

ですので、今、移行準備事業、支援しているというふうにおっしゃったんですが、本番の事業を全国でいきなり始めるのは、なかなか形骸化しやすいという懸念もありますから、移行準備事業を通じて、しっかり、各地域でどんな課題があるのか、どんな孤独、孤立の問題があるのか、それをどういう体制で進めていけるのかというのを各地域で議論していただくというのが大変重要ですし、ここは全国的にやってほしいと思うんですが、ここについて、移行準備事業を全国レベルでしっかりやってもらうように厚生労働省から強力に働きかけていただく、これについてはいかがでしょうか。

○本多政府参考人　お答え申し上げます。

移行準備事業につきましては、令和三年度は百四十八市町村でございましたが、令和四年度は二百二十五市町村、令和五年度は三百に近い市町村が取り組む予定と聞いております。

先生からの御指摘を励みにいたしまして、今後も推進してまいりたいと思います。

○浅野委員　今、令和五年度は三百近くの市町村が取り組むのではないかということなんですが、三百という数字をどう考えるかなんですね。本当に、先ほども申し上げたように、もっともっと多くの地域で、孤独、孤立問題、あるいは様々な社会的課題、地域が力を合わせれば解決、改善できるような課題が存在しているわけですから、いかに移行準備事業を多くの自治体でまずはアクションを起こしてもらえるのか、これが非常に大事だと思いますから、是非頑張っていただきたいと思います。

次の質問ですが、次は、孤独・孤立対策において、当事者、困っている方々に対してどういう制

度体系で支援を準備していくのかという部分について少し議論をさせていただきたいと思っております。

今日の資料の五を見ていただきたいんですけれども、こちらは、私の事務所の方で作成をした、孤独・孤立対策における当事者の状況に合わせた支援階層をイメージで表したものになります。

実は、ベースとしているのは、問題を抱えている学生なんだけれども、なかなか学校の先生だとか学校の準備した相談窓口に相談に来ない学生がいた場合に、どういうふうにその問題を抱えた学生に対してアプローチをすべきかという研究を過去にした方がいらっしゃいまして、そのときに整理された支援階層というものをちょっとベースに作らせていただきました。

これを見ていただきますと、まず縦軸に、第一層、第二層、第三層というふうに書いてあるんですが、まず第一層は、日常的な居場所づくりということで、ボランティアだとかクラブ、サークル活動、地域のコミュニティー、居場所づくりですね、こういったところが主になっていく。そして第二層は、制度化された相談支援ということで、定期的な訪問をして状況を確認したりだとか、あるいはピアサポート、困っている方々同士の支え合いの場をつくったりだとか、あるいは何でも相談窓口、SNSなどを使ったこういった相談支援を準備する、これが第二層です。第三層は、より専門的な支援ということで、メンタルヘルス教育だったり、あるいはカウンセリングですとか、こういった日常的な生活の現場、そして、困っているということが分かった場合に、まずは一定のルール、制度に基づいて支援をする形、そして個々の専門的な支援ということで、分けている考え方なんです。

今、政府の官民連携プラットフォームでこれまで議論をされてきた内容を見ておりますと、私も、第一分科会、第二分科会、第三分科会と三つの分科会に分かれて、様々な支援の在り方、取組の方向性が議論されたというのは承知をしているんですが、一見すると、一つ一つの支援メニューというのは議論されていても、全体としてそれがどう整理されるのかという全体像が少し見えづらいかなという印象を持っております。

ですので、私が今日資料を準備したのは一つの例ではあるんですが、是非、当事者の状況に応じて適切な支援策を、何が適切なのかを判別し、そしてそれをしっかり適切に提供できるようなアセスメント手法を政府としても検討し、そして、行動するのは自治体であったり現場の支援団体でありますから、しっかり政府としてガイドラインを作成して、全国的に適切な支援が適切な判断に基づいて困っている方々に行くように準備をしていただきたいと思うんですが、これについて政府の御答弁を求めたいと思います。

○山本政府参考人　お答えいたします。

孤独・孤立対策においては、いわゆる課題解決型の支援とともに、予防の観点から、日常の様々な分野において緩やかなつながりを築けるような居場所づくりも重要であると考えております。これは、議員御提案になりました、当事者の状況に応じ階層化して支援を実施するという考え方とも一致するものと認識しております。

このような中で、支援策を判別するためのアセスメント手法の導入については、各階層の支援をシームレスにつなぐ上で有効な取組であると考えております。

なお、現在、これから本格化させる孤独・孤立対策の推進に当たり、まずは日常生活環境における緩やかなつながりづくりに注力をする必要があると考えており、委員の御提案については、その取組の中で検討してまいりたいと考えております。

○浅野委員　まずは居場所づくりからということなんですけれども、法律の中には五年後見直しの規定もございますし、ただ、この支援体系全体像をちゃんと一目で分かるように整理をする作業自体は、五年もかけなくともっと早くできるはずですから、これは是非早期に実施していただければ、これから取り組む方々にとっても有益なものとなるでしょうから、そこは重ねてお願いをしたいというふうに思います。

では、次の質問ですけれども、孤独、孤立を感じているのは我々日本人ばかりでなく、今日は、午前中、防衛省関係者の孤独、孤立の議論もございましたし、先日は在外邦人の孤独、孤立の問題も取り上げられておりましたが、私が聞きたいのは日本にいる外国人の孤独、孤立、これをどう日本政府として考えているのかについて伺いたいと思います。

シンプルな質問です。在留外国人の孤独・孤立対策について、今回審議されているこの法案に基づいてしっかり支援をする考えが政府にあるのかどうかという点について伺いたいと思います。

○山本政府参考人　お答えいたします。

孤独、孤立は人生のあらゆる段階で何人にも生じ得るものであり、孤独・孤立対策は、全ての国民が対象になるとともに、在留外国人も対象としております。

特に、外国人は言葉や文化の違いから孤独、孤立に至りやすい状況等があることから、在留外国人向けの孤独・孤立対策として、法務省の取組に加えまして、内閣官房としても、本年三月に孤独・孤立対策ウェブサイトの外国語ページを作成し、公表いたしました。十言語で必要な支援制度や相談先の情報の提供に努めているところであり、今後とも対策を推進してまいりたいと考えております。

○浅野委員　どうもありがとうございます。

やはり言葉の壁というのが非常に在留外国人の方々にとっては大きな障害になると思いますし、ホームページでは十か国語対応しているということなんですが、やはり住んでいる地域、生活圏の中で、困ったときに誰に相談すればいいのか、あるいは役所のどこに行けばいいのかとか、どういうところでそのような悩みを聞いてもらえるのか、そういう部分についてもしっかり情報を伝えていくことは大事だと思いますので、是非、今後の施策の中に盛り込んでいただきたいというふうに思います。

一応、準備した質問は全て終わりましたので、まだ時間が残っておるんですが、今日は金曜日の午後ということもありますので、これで終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○大西委員長　次に、阿部司君。

○阿部（司）委員　日本維新の会、阿部司です。

今般、社会のあらゆる分野で対策を推進し、当事者や家族の立場に立った支援を継続的に行うことをうたった孤独・孤立対策推進法案が提出されました。

先ほどから私の方でも質問しようと思っていたものがかなり出てまいりましたので、ちょっと確認の意味も込めて改めてさせていただくかもしれないんですけれども、よろしくお願いします。

この法案なんですけれども、孤独・孤立対策を策定、実施することを国や自治体の責務として位置づけて、内閣に内閣総理大臣を本部長とする孤独・孤立推進本部を設置して、対策の具体的な目標、達成期間を盛り込んだ重点計画を新たに作成することと承知をしております。

これまでも政府は担当大臣を任命して重点計画の策定、実態調査などを進めてきたところでありますけれども、これまでは裏づけとなる根拠法がありませんでした。その意味からも、法制化によって、これから国を挙げて本格的にこの問題に取り組んでいくというところで、期待をするところでありますけれども、この法案は、基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項などを定めたものでありまして、いわゆる基本法の性格を有するものだと理解をしております。

そこで伺いますが、本来、当該分野の政策を進めるに当たっての計画策定などに先立って、理念や国の責務等を定めた基本法が定められているべきではないかと思いますけれども、今回、なぜ法案提出がこのタイミングになったのかを、まず初めに小倉大臣にお伺いします。

2023年4月26日
内閣委員会
（質疑要旨）

孤独・孤立対策のための啓発活動について

2023.4.26（Wed）内閣委員会（孤独・孤立対策推進法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●孤独・孤立対策に関する国民の理解増進には、社会のあらゆる分野において啓発活動を積極的に行うことが重要になる。

●本法案第九条には「社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努める」とある。【資料1】

委員会での浅野の発言要約

「本法案第九条では、学校や企業、地域等、社会のあらゆる分野、あらゆる世代に対して、積極的に啓発活動を行っていくという理解でよいか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「本法案の基本理念の下、学校や企業、地域等、社会のあらゆる分野、あらゆる世代に対して積極的に啓発活動を行う趣旨が含まれると考えている。」

小倉大臣

学校や企業、自治会等での啓発活動について

2023.4.26（Wed）内閣委員会（孤独・孤立対策推進法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●孤独・孤立対策では、特に学校や企業、地域等での取組みの必要性を強く感じている。

●本法案第十一条には「協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずる」とある。【資料1】

委員会での浅野の発言要約

「本法案第十一条の必要な施策には、地域の学校や企業、自治会等での孤独・孤立に関する啓発活動の在り方について検討することを含んでいるか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現在、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとして取り組んでいるが、地域の学校や企業、自治会等を含むあらゆる分野での啓発活動の推進も含まれていると考える。」

小倉大臣

2023年4月26日
内閣委員会
（質疑要旨）

ピアサポート制度の導入について

2023.4.26（Wed）内閣委員会（孤独・孤立対策推進法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●米国等で普及しているピアサポートは、悩みを持たれている方同士で会話する機会を設けて、自己開示や共感により、支え合いの環境を作る制度である。

●悩みを持っている方のみならず、一般の方々も含めて、意見交換、自己開示を通じて孤独・孤立の未然防止ができる環境を広げていくべきと考える。

委員会での浅野の発言要約

「今後、小中高校や企業、地域等にピアサポート制度を認知、普及させていくべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「孤独・孤立の問題は複合的な要因で生じるケースが多いため皆で共有、共感しあうことには難しさはあるが、日常の様々な分野において人と人が交流し、気軽に相談できる環境づくりを推進していく。」

小倉大臣

当事者等が相談しやすい環境整備について

2023.4.26（Wed）内閣委員会（孤独・孤立対策推進法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●孤独・孤立の予防や早期発見のためには、当事者等が相談しやすい環境の整備が重要になる。

●本法案第十条には「支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずる」とある。【資料1】

委員会での浅野の発言要約

「本法案第十条の必要な施策には、当事者等が相談しやすい環境整備を含んでいるか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「法案第十条については、当事者等が相談支援を受けるだけでなく、相談しやすい環境整備に努めることも含んでいる。スティグマを解消して、当事者等が相談しやすい環境整備を推進していく。」

小倉大臣

2023年4月26日
内閣委員会
（質疑要旨）

資料1　孤独・孤立対策推進法案　条文

（国民の理解の増進等）
第九条　国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

（相談支援）
第十条　国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（協議の促進等）
第十一条　国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（出典：閣法36号 孤独・孤立対策推進法案）
内閣委員会（２０２３年４月２６日）
国民民主党・無所属クラブ　　衆議院議員　　浅野　哲

第二百十一回国会　衆議院　内閣委員会議録　第十六号

令和五年四月二十六日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　大西　英男君

理事　井上　信治君　理事　神田　憲次君

理事　藤井比早之君　理事　宮路　拓馬君

理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君

理事　阿部　司君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　池田　佳隆君

石原　宏高君　尾崎　正直君

大野敬太郎君　工藤　彰三君

熊田　裕通君　小寺　裕雄君

杉田　水脈君　鈴木　英敬君

瀬戸　隆一君　田野瀬太道君

平　将明君　中野　英幸君

中山　展宏君　平井　卓也君

平沼正二郎君　牧島かれん君

松本　尚君　おおつき紅葉君

中谷　一馬君　太　栄志君

本庄　知史君　馬淵　澄夫君

山岸　一生君　山田　勝彦君

岩谷　良平君　浦野　靖人君

堀場　幸子君　河西　宏一君

福重　隆浩君　浅野　哲君

塩川　鉄也君　緒方林太郎君

櫛渕　万里君

国務大臣（孤独・孤立対策担当）　小倉　將信君

内閣府副大臣　和田　義明君

内閣府大臣政務官　鈴木　英敬君

内閣府大臣政務官　中野　英幸君

内閣府大臣政務官　尾﨑　正直君

政府参考人（内閣官房孤独・孤立対策担当室長）　山本　麻里君

政府参考人（内閣府大臣官房長）　原　宏彰君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　小川　康則君

政府参考人（警察庁警備局長）　原　和也君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　大坪　寛子君

参考人（早稲田大学文学学術院教授）　石田　光規君

参考人（認定特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長）　栗林知絵子君

参考人（NPO法人あなたのいばしょ理事長）　大空　幸星君

参考人（枚方市副市長）　長沢　秀光君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

四月二十六日

辞任　補欠選任

池田　佳隆君　熊田　裕通君

牧島かれん君　瀬戸　隆一君

太　栄志君　山田　勝彦君

大石あきこ君　櫛渕　万里君

同日

辞任　補欠選任

熊田　裕通君　池田　佳隆君

瀬戸　隆一君　牧島かれん君

山田　勝彦君　おおつき紅葉君

櫛渕　万里君　大石あきこ君

同日

辞任　補欠選任

おおつき紅葉君　太　栄志君

四月二十四日

異常な物価高騰から暮らしを守る対策を求める意見書（東京都立川市議会）（第八一二号）

ＬＧＢＴＱに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書（北海道小樽市議会）（第八一三号）

ＬＧＢＴＱに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書（北海道赤平市議会）（第八一四号）

ＬＧＢＴＱに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書（北海道名寄市議会）（第八一五号）

ＬＧＢＴＱに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書（北海道森町議会）（第八一六号）

ＬＧＢＴＱに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書（北海道仁木町議会）（第八一七号）

ＬＧＢＴＱに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める要望意見書（北海道余市町議会）（第八一八号）

ＬＧＢＴＱに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書（北海道南幌町議会）（第八一九号）

「ＬＧＢＴ理解増進法案」に差別禁止規定を求める意見書（東京都町田市議会）（第八二〇号）

ＬＧＢＴ（性的少数者）の人権と個人の尊厳を守る社会の実現を求める意見書（滋賀県近江八幡市議会）（第八二一号）

ＬＧＢＴ（性的少数者）に関する差別解消を目的とした早急な法整備を求める意見書（京都府精華町議会）（第八二二号）

ＬＧＢＴＱ＋性的少数者への差別を禁止する法律等の制定を求める意見書（大阪府堺市議会）（第八二三号）

ＬＧＢＴＱ＋性的少数者への差別を禁止する法律等の制定を求める意見書（大阪府摂津市議会）（第八二四号）

ＬＧＢＴなどの差別解消を求める意見書（香川県議会）（第八二五号）

「（仮称）手話言語法」の制定を求める意見書（宮城県議会）（第八二六号）

緊急事態に関する国会審議等を求める意見書（東京都小金井市議会）（第八二七号）

緊急事態に関する国会審議を求める意見書（横浜市議会）（第八二八号）

高齢者を特殊詐欺から守る体制充実を求める意見書（兵庫県議会）（第八二九号）

手話言語法（仮称）の制定を求める意見書（山梨県議会）（第八三〇号）

「手話言語法」の早期制定を求める意見書（大阪府摂津市議会）（第八三一号）

性的指向・性自認に関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書（北海道函館市議会）（第八三二号）

性的指向・性自認に関する差別の解消を求める意見書（北海道深川市議会）（第八三三号）

性的指向・性自認に関する差別の解消を求める意見書（岩手県議会）（第八三四号）

性的指向・性自認に関する差別の解消を求める意見書（滋賀県議会）（第八三五号）

性的指向・性自認に関する理解促進を図るための法整備を求める意見書（京都市議会）（第八三六号）

性的指向・性自認に関する差別の解消を求める意見書（福岡県北九州市議会）（第八三七号）

性的指向・性自認に関する不当な差別の解消を求める意見書（熊本県議会）（第八三八号）

性的少数者に関する国民の理解増進等に関する意見書（北海道議会）（第八三九号）

制度でいえば、まさに地域の中で緩やかに、いつでもつながれるような存在をつくる。

要は、スティグマをなくすんじゃなくて、スティグマがある中でも相談できるような場所をつくっていくというような、そういう逆転の発想の考え方の支援というものも恐らく必要なのではないかなと思います。

以上です。

○長沢参考人　お答えいたします。

まず、法案への期待ということですけれども、基本的に我々としましては、行政に携わる人間としまして、これまで、今もありましたように、それぞれの各分野におきましては、各事業、それを全てやってきている自負がございます。

そういった中で、こども家庭庁ができましたときに、やはり子供施策というものを、子供を施策の真ん中に置くということがすごく国民の中にも意識されたもの、このようにも考えております。

今回、孤立、孤独という言葉を出される、また、ここに本部組織ができる、こういったことが、孤独、孤立をちゃんと真ん中に置いて国の施策としてやるよ、こういったメッセージ、これは国民にとってもすごく伝わるものではないか、このようにも思っておりますし、行政に携わる人間といたしましても、こういった国の大きな方針の下にやはり地方自治体は動きますので、こういった方針を出していただくことがすごく有意義なことになるかというふうに考えております。

あと、重点策でございますが、個々個別の問題はまた個々個別の中で、しっかり行政運営の中では考えていきたい、このようには考えておりますけれども、やはり今一番求められているのは、それぞれがやってきた中を、いかに行政内部の中でも少なくとも一つのものに置き換えていく、また連携させていく、それをすることによって、これは言葉を換えれば重層的な支援につながるのかというふうに思います。

また、こういう施策だけではなくて、先ほど説明しましたように、これは時間のかかる問題である、こういったものを国におかれましても地方自治体においてもしっかり認識をして、慌てることなく、しっかりと当事者の心、気持ちに立ち添ったような形での事業を進めることができる。単年ですごく急いでやるべき問題ではない、こういったことをしっかり頭に入れながら施策を進めるべきだ、このように考えております。

以上でございます。

○藤井委員　各参考人の皆様、本当にありがとうございました。

大空参考人にお伺いしたいんですけれども、先ほど、若年層の対策、またＡＩ活用とかチャットとかＳＮＳを活用したというのを伺ったんですけれども、これに対する例えば課題とか問題点とか、そういうのがないのかどうか。また、スティグマ対策、予防対策が非常に大切だという形でございますけれども、ここにおける課題。そしてまた、資料に在外邦人の関係もありますので、そこら辺について一言、簡潔にお願いできればと思います。

○大空参考人　ありがとうございます。

若年層ということでいえば、若年層の孤独というのがほかの世代と比べても高いというような研究結果はあらゆるところにあるわけでありますし、政府の実態把握においても、特に二十代の孤独感というのはほかの年代に比べて高かった、高い傾向が見られたということが言えるんだろうと思います。

その中で、今、少子化対策などやっていただいていますけれども、単純に人口が減っているわけですから、頼れる人というか支援できる人を増やそうというのはやはり限界があるわけですね。要は、人をある程度補完するような機能というのを我々はＡＩに求めているわけです。

例えば、我々の中でいえば、先ほど申し上げたように、待ち時間はＡＩを使って会話をしてもらう、実際に相談につながったら、今度は人とつながる。実は、相談につながる最中に、ＡＩと話すことによって気持ちがすっきりして、そして、生身の人間と話さなくて大丈夫ですという人も一定数いるんですね。

ですから、孤独、孤立の分野も社会福祉の分野も、人がいかに支援するかということが重要だというふうにされていて、そこは異論はありませんけれども、それだけだと、この人口減の社会に対応できない。人だけではなくて、プラスアルファとしてＡＩのようなものの活用というのも、この分野においては特にやっていかなきゃいけないんだろうと思います。

その中において、やはり一番は情報なんですね。情報をいかに共有していくかということで、例えば、私たちであれば、虐待やＤＶの相談は児童相談所や警察と連携をして実際に危機管理を行うわけですけれども、匿名相談なんです。匿名相談で実名を取得するというのは相談員の技術に懸かっているわけで、非常に信頼関係を築いた後に、どこにお住まいですか、お名前は、住所、電話番号、こういうことを聞いていくんですね。

ただ、それを聞いて、果たして、今度は実際の警察や児童相談所に電話で通報をするに当たって、特に法的な根拠があるわけでもありませんし、例えば、実名は明かしてくれない、連絡先は明かしてくれないんだけれども、今すぐ飛び降りようとしているとかで警察に連絡しなきゃいけないケースがあると、我々はＩＰアドレスを取得して、そしてそれを警察に伝えて、警察から通信事業者、そして通信事業者がまた警察に戻して対応と、十数時間かかるわけです。

これは、例えば、ＩＰアドレスを取得してそうした危機管理をやっていいのかというガイドラインが、実は余りないんですね。総務省のガイドラインが一部あるんですけれども、二〇〇〇年代初頭の、ＳＮＳもないような時代のガイドラインをいまだに使っている状況でして、ここを早急に新しくしていく。厚労省、総務省そして警察庁さんとの間で、匿名の相談窓口がどうやって情報を取得して、実際に危機管理に迅速につなげていくのか、この制度をまずつくっていく必要があるんだろうと思います。

在外邦人については、死因の二番目が自殺ということもあって、非常に熱心に在外邦人の自殺対策をやっていただいている方がいらっしゃいますので、その先生方も含めてこの自殺対策、特に在外邦人の場合は、日本国内の電話相談窓口も使えませんし、現地の言葉が分からない場合は現地の支援機関も使えませんので、日本における支援機関、相談窓口といかに円滑に連携をしていくのかということと、我々、例えば中国とかから相談がほとんどないんですね。非常に多くの在外邦人が住んでいるにもかかわらず、そもそも我々のような窓口にすらアクセスできない在外邦人がいるということで、早急に実態把握をして対策をしなきゃいけないのではないかなというふうに思います。

○藤井委員　時間となりました。終わります。ありがとうございます。

○大西委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲と申します。

本日は、参考人の皆様、お忙しいところをお越しいただきまして、ありがとうございました。

十五分しかございませんので、今日、私、大きく三問聞きたいと思っているんですが、答弁の方も御協力いただければというふうに思います。

まず、この孤独・孤立対策を議論する中で、我々も、スティグマ対策、そして予防といった観点で何ができるのか、何をすべきなのかという部分、議論を深めてまいりました。

まず、大空参考人に伺いたいんですけれども、本日の資料の中でも、あるいはお話の中でも、スティグマ対策というのが非常に大事だということ、そして、この資料にもありますが、予防的施策も同様に大事だということを示していただきました。

私も、いろいろな方のお話を聞いておりまして、スティグマがなぜ生じるのか、そして予防がなぜ難しいのかという部分を考えたときに、今日、石田参考人の資料にもありますが、今あるつ

ながりが壊れてしまうかもしれないという不安を払拭するために、表面上のつき合い、あるいは当たり障りのないおつき合いというものを取りがちになってしまいますし、また、つながりがなかなかつくれない人については、周りはみんな友達がいるのに、あるいは御近所づき合いをしている方がいるのに自分はつくれないということで劣等感を感じて、それがスティグマにつながっているんじゃないか、そういうふうに考えておるわけです。

これらの方々に何が必要なのかというと、最近の教育現場を視察をさせていただいても思うんですが、子供も大人も高齢者も、自分のことを話す機会というのが昔と比べて減っているのではないかというふうに感じるんですね。例えば自分の悩みを話すこともそうですし、友達同士、日常会話をするのもそうです。自分の考えを述べるということ、そういった機会が昔と比べて随分減っているのではないか、そういう印象を受けております。

スティグマ対策、予防的観点に立つと、私の今申し上げたような観点から、やはり学校現場や、あるいは職場、企業の職場、あるいは地域の中で、自分のことを話す機会、お互いのことを知る機会というのをいかに確保するかというのが非常に大事だと思うんですが、つまりは、社会のあらゆる分野でこういった行動を取ることが大事だというふうに思うんですけれども、大空参考人が言うスティグマ対策、予防的施策というもののイメージについて、ちょっと、申し訳ありません、簡潔に御答弁いただければと思います。

〔委員長退席、宮路委員長代理着席〕

○大空参考人　ありがとうございます。

基本的には三つの層に分かれるんだと思うんですね。制度を全く知らない層、制度を知っているけれども相談できない層、そして、相談者に、相談する担い手になり得る層、この三層に分かれているというふうに思います。

その三層それぞれに対してアプローチをしていくということですけれども、制度を知らない層については、これは当然まず制度を伝えていくということが何よりも必要で、その際に、例えば、相談してくださいと言うだけでは相談できないんですね。相談をした結果こうなりましたということが必要なんですね。

今年の厚労省の自殺対策の強化月間のポスターでは、相談をしてみてほっとしたというような、相談した結果を見せています。民間企業のＣＭでも、単純に洗剤を買ってくださいとかは言わなくて、この洗剤を買うとこれぐらい汚れが落ちます、だから買ってくださいというようなＣＭの打ち方をするわけですね。制度を使ってどうなったかということを見せていくような、これまでとは違ったいわゆる制度紹介の広報の在り方が一つ。

そして、学校現場の話でいうと、これはなかなか教育によって、もちろん根気強く、声を上げようね、恥ずかしくないよと言うことは大事なんですが、それだけやっていても物すごい、何十年とかかる話ですので、まずは、ＧＩＧＡスクールの一人一台タブレット端末、これは世界的に見ても全ての子供たちが端末を持っている国なんというのは珍しいわけですね。この端末で、毎日じゃなくてもいいですから、一週間に一回とか二回とか、今の気持ちをずっと聞いていく。そして、その聞いていく中で、曇りが続く子とか、雨が続く子とか、ちょっとしんどそうな子というのを自動的に見つけていく、そして自動的にアプローチをしていく。要は、ＳＯＳの出し方じゃなくて、ＳＯＳを出さなくてもキャッチできるような仕組みというのを、このＧＩＧＡスクールのタブレット端末を使ったら簡単にできます。グーグルフォームのアンケートでもいいわけですから、簡単にできるわけですね。まずは既存の仕組みを活用しながらやっていくということが何よりも必要じゃないかなと思います。

以上です。

○浅野委員　ありがとうございました。

続いて、栗林参考人に伺いたいんですが、栗林参考人の資料の中に、最近の取組事例として中学校内での居場所づくりというのがあります。やはりこれも同じ観点、スティグマの観点なんですが、孤独を感じていたり、何かやりづらさ、生きづらさを感じている子供たちの居場所としてこの中学校の場所を準備されたというふうに先ほどの説明を聞いて思ったんですが、我々も、そういう施設を、居場所をつくることはとても大事なんですけれども、それ以上に大事なのが、そこに来やすい雰囲気づくり、環境づくりだと思うんですね。そういった、いわゆるスティグマ対策とも言えると思うんですが、それを、参考人の活動されている中でどのような配慮、意識をされているのか、できれば具体的な部分を教えていただきたいなと思っております。

○栗林参考人　ありがとうございます。

中学校カフェの方は、豊島区の中に若者の居場所づくりをやっている団体がたくさんあります。そういうスタッフ、若者と話をキャッチして、そして外の第三の居場所につなぐような形で支援を、逆に言うと、第三の居場所につながった子は、ここで学校ではない自分らしい自分でいられるというような声を聞きます。

そういう場所にまずつなぐのに、なかなか情報を自分でキャッチしてとか、豊島区もタブレットを一台持っていて、そこでも、子供がいじめのことを伝えるような仕組みはつくっているんですけれども、なかなかそこに自分からアクセスしなかったり。して解決していると不登校は増えないはずなんですけれども、かなり増えています。具体的に言うと、四百七十人の中学校で約七十五人が不登校という状況です。

ここを予防するためにも、今一年生で入ってきた子たちが学校でもリラックスできる場所、自分の気持ちが吐露できる場所をつくって、そこから第三の居場所につなぐというようなことに今取り組んでおります。そこは、最初は、図書館を使ってやろうかとか、私たちも試行錯誤したんですけれども、そうではない、テーブルを置いて、クッションを置いて、本当にリラックスできるような場所をつくっています。

今、不登校の子たちがそこに行くということは難しいです。そこは今後、スクールソーシャルワーカーとか様々な訪問員さんと連携することによって、この対策がうまくいくか分からないんですけれども、一人でもその子の人生が学校カフェによって変わっていけばいいかなと思っています。

スティグマというところなんですけれども、私たち、物を持って家庭に皆さん訪問するんですね。当然、一回目は、お母さんはこのくらいしかドアを開けない。何ですかという感じですけれども、行政と連携しての訪問というのを八か月ぐらい、毎回、毎月訪問するんですね。そうすると、その開けるドアがだんだん広くなってきて、今月で終わりですよという頃には、実はと、本当にいろいろなことを吐露されます。こうやって自分のことを話したのは初めてです、今までどこにも相談できなかったという声が本当に多くございます。

もちろん、直接というのは難しい方もいると思いますけれども、やはり直接話すことによって、その支援が終わったとしても、ずっと地域に誰かが見守っているという安心感というのはかなりその後の影響は大きいのかなと思います。

以上です。ありがとうございました。

○浅野委員　ありがとうございました。

続いては、長沢参考人に伺いたいと思っておるんですが、重層的支援体制整備事業については、私も当委員会のこれまでの議論の中でこれを是非活用するべきだというふうに、全国の自治体で、この取組を通じて地域住民と行政とＮＰＯとしっかり対話をして考え方を一致させるべきだ、そういうふうに思ってまいりました。

今日の資料の中で支援フローというイメージ図がございまして、特に伺いたいと思ったのがアウトリーチの視点なんですね。例えば、子供たちとか社会人というのはある種の社会的組織の中で日

常生活を送っています。不登校とか、療養されてそこから外に出てしまう方もいますけれども、その部分ではやはり孤独というものが多く感じられているのかなと。一方で、高齢者の方々というのは、例えば配偶者と死別して一人で自宅で暮らしている方、この方たちというのはどちらかというと孤立状態だと思うんですね。

私が今日伺いたいのは、この孤立した方々に対していかにアウトリーチをしていけるのか、されているのか。今回の法案の中身でもアウトリーチの視点というのはあるんですけれども、具体策というもののイメージがやはり非常に大事になってくると思います。

そこで、参考人の自治体で、アウトリーチ、どのような部分に配慮し、どのような課題があるのか、少し答弁いただければと思います。

○長沢参考人　お答えいたします。

今、アウトリーチの件でございますけれども、現実的にはなかなか難しいところがあるかと思います。ただ、行政的にはやはり社会福祉協議会を通じてやっているというのが一番大きなケースかというふうに思っております。

先ほど少し説明させてもらいましたけれども、いろいろなデータを用いながら、地域包括ケアシステム、この中での地域包括を利用しながら、それは当然、枚方の場合は十三圏域がございまして、その十三圏域ごとに、いろいろなデータを用いながら、この方についてはどうなのかという形で実際に足を運んでいく、こういった形を取らせていただいているというのが一つの形でございます。

あと、当然、孤立という形になれば、今、消防本部の中では、いわゆる安全灯というんですか、そういったものの取替え、こういったことを、実際には、協力の中でこちらから行っていただいて、取替えをしましょうかとか、こういったところにつけた方がいいですよとか、こういったことを消防の方として自主的に動いていただいているといった形が一つの例でございます。

あと、これは今現在検討中でございますけれども、枚方市においても、やはり高齢者の方の独居対策、こういったものが一番大事なところだというふうに思っておりますし、そこでいろいろな危機事象があったときに、こちらからの放送がちゃんと届いているのかどうか、こういったことを実際に確認するためには、独居老人の会というのがございますので、そういった会を通じながら現場のところに行く、こういったところを今現在もやっているところですし、それも更に広めていきたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

行政が持っている客観的な様々なデータを活用して、できるだけプッシュ型で会いに行く、訪問するというのが非常に大事だということが分かりましたし、先ほど、冒頭発言の最後の方に、やはりそれを担う人材の確保、自治体における民生委員さんですとか、あるいは行政の職員さんが地域を日頃からそうやって歩いて、問題がありそうな方々を早期に発見していくという仕組みづくりが大事だなというのも、先ほどの話の中で理解をさせていただきました。

最後の質問になるかと思いますが、石田参考人に伺いたいと思います。

今回、孤独、孤立というものが日本に広まって、社会保障費に与える影響も決して少なくない、イギリスでは実際にそのような分析もされてきたというふうに伺いましたが、日本国内で、そのような孤独、孤立問題が社会保障費に対してどのような影響を与えるのかということについて、石田参考人が分かる範囲で教えていただければと思います。

○石田参考人　実際のところ、社会保障費に対してどれぐらいの影響を与えるのかという確実な数字、試算というのは出てはおりません。

ただ、孤独、孤立に関してまず出てまいりますのは、高齢者に関する医療というものがかなりの額に上っていくであろう。これから単身高齢者というのが増えてまいりますので、そうなってくると、そういった方々に対するケアというものがまず出てまいりますし、あと、もう一つは、仮にケアが必要になったときに誰がそういった手当てをやるのか。あと、そういったことに対して、心身の不調になった場合にもやはり医療費の負担が増してしまう。

さらに、もう一つ、高齢者に関してだけではなくて、日本社会というのはやはり一九八〇年代あるいは九〇年代まではかなり婚姻というものに人間関係を依存していた、担保されていたという部分があったわけなんですね。そういったものが急速に失われていったというのが実は二〇〇〇年代であったというふうになると、単身の方々をどうすればよいのかというふうな話が出てまいります。

単身の方々というのは、健康であれば基本的には何も問題はない。それこそ、自分の権利で、自分の考え方で一人の生活を送っているということが考えられるわけなんですが、これが、体調が悪くなってしまった、あるいは経済的に厳しくなったというときになると、立ち所にかなり厳しい状況になってしまうというのは、私自身が携わった社会調査の中でも明らかになっております。

そうなってしまうと、それこそ、つながりに何かを委ねるということは難しくなってしまうので、そういったことは基本的には行政で補塡をするということになっていく。それこそ、単身型の社会に全部変えていって、単身型の社会にしていって、じゃ、何かが起きたときのものを全て行政が賄おうというふうになっていくと、やはりかなりの財源が必要ですし、増税を覚悟しなければならないというふうな状況にはなってしまうわけです。

だからといって、つながりがない人を放っておくというふうなことはできない。ただ、つながりに全てを任せてしまうというのもよくはないと私自身は考えてはおりますけれども、ある程度の部分はつながりの部分でやっていって、そういったところから漏れ出ていくのはというふうな体制にしていかないと、相当厳しくなるのではないのかなというふうには感じております。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○宮路委員長代理　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

四人の参考人の皆様、お忙しいところをおいでいただき、貴重な御意見を賜り、ありがとうございます。

孤独・孤立対策の推進法案についてお尋ねをいたします。

最初に、四人の参考人の皆様にお聞きしたいと思っています。

孤独、孤立を生み出す要因、背景についてですけれども、政府の重点計画においては、冒頭で、パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者が増加するなど、雇用環境が大きく変化をし、所得格差の拡大で人々の支えが減少する、生きづらさや孤独、孤立を生んできたと分析をしております。このことへの評価についてお聞きしたいのと、そうであれば、やはりその背景、大本にあります労働法制の規制緩和の問題、このような労働法制の規制緩和の見直しが必要ではないかと考えますが、皆様のお考えをお聞かせください。

○石田参考人　やはり雇用環境の悪化というものは、孤独、孤立に陥ってしまうというふうな原因としまして経済的な貧困であるというのは、今回やりました実態把握調査でも出ているわけでございます。そういったところがありますので、経済的なものを立て直していくことによって、かなり孤独、孤立の問題というものが解消されるということはあります。

まず、一つの社会参加という点で考えますと、仕事をする、あるいはどこかの組織に所属するというふうなこと自体が非常に重要なことでございますので、そうなってくると、労働として、きち

た。例えば、重層的支援体制整備事業を実施している自治体が孤独・孤立対策を重ねて担う事例というのはやはり想定される。重層を本格実施すると国から交付金が一定下ろされているわけですけれども、孤独・孤立対策に資する事業を重ねて実施した場合に交付金は増額されるのかといったお話とか、この法案の第四条の、地方公共団体の責務として、その区域内における当事者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとあるが、これに対して国からの財政支援の裏づけはあるのかとか、様々、財政的なところについての不安の声というのを事前に伺ったんです。

やはり法律を作って地方に、自治体にお願いする以上、財政的な裏づけというのもしっかりやってほしいというのは当然の意見だと思うんですが、大臣、この点はいかがでしょうか。

○小倉国務大臣　委員御指摘の地方自治体に対する財政措置につきましては、内閣官房で現在行っております地方版孤独・孤立対策プラットフォームに係る調査研究事業の実施状況を踏まえ、地方公共団体の具体的な事務と併せて、財政当局等とも協議しつつ検討したいと考えております。

○岩谷委員　これは是非、大臣、頑張っていただいて、予算を獲得していただきたいと思っております。

次に、ちょっと順番を入れ替えてお話しします。

さらに、財政的支援だけじゃなくて、午前中の参考人の意見でもあったんですが、人材の確保とか養成についてもなかなか厳しいものがあるというお話がありました。これは十二条で努力義務として地方にも国にも課されているわけですけれども、やはり子供から高齢者まで、あるいはＬＧＢＴの方とか外国人の方など多様な対象がいる中で、ライフステージの全ての場面で専門人材を確保、養成を行わなきゃいけない、なかなかこれは大変だと。

現時点で、この養成とか確保に関して何か具体的な案というのはお持ちなのかどうかお伺いしたいのと、それから、これも午前中に述べさせてもらったんですけれども、大阪府では、障害者虐待防止法への対応で、スーパーバイザーを設置して市町村を支援しているという例がありますけれども、こういったアイデアというのもよいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○山本政府参考人　お答えいたします。

人材の育成、確保に向けた取組について、具体的には、当事者等の支援に当たる方が孤独、孤立に関する理解や知識を習得できるような工夫を行うことや、家族や友人など当事者の周りや身近にいる人が理解を深めて当事者の状況に気づき、手助けできるようにするなど、声を上げやすい、声をかけやすい環境整備に向けた取組等を想定しております。

議員に御紹介をいただきました大阪府の事例につきましては、障害を理由とする差別に係る相談事案に的確に対応し、解決を図るため、大阪府に配置された四名の広域支援相談員が、市町村に配置された相談窓口等において相談事案の解決を図るための助言や調整等を行っているとお聞きをしております。

この事例のように、当事者等への支援を行う人材の資質の向上のために、都道府県が市区町村を支援することも大変重要であると考えております。

政府としては、都道府県による市区町村支援の好事例を把握して他へ紹介するなどして、全国各地の地方自治体で孤独・孤立対策が円滑に推進されるように努めてまいります。

○岩谷委員　そのように是非進めていただきたいと思います。

最後、ちょっと質問を飛ばしまして、十七条の関係なんですけれども、一つの機関、団体に限って調整機関を指定できるとなっているんですけれども、これも、枚方市の例では、重層に関してですけれども、市と市の社協が協働で調整機能を担っているというのが実際らしいんですね。ですから、一つに限定せずに、実際は二つの調整機関が併存できるような運用というのも工夫していただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○山本政府参考人　お答えいたします。

孤独・孤立対策地域協議会には、自治体の関係部署、ＮＰＯなどの民間団体、社会福祉協議会、社会福祉法人など、孤独、孤立の当事者等への支援に関係する機関や団体が幅広く参画することが想定されます。

このような協議会を効果的に機能させる観点から、協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会の事務の総括、構成機関等が行う当事者等への支援の状況把握及び構成機関相互の連絡調整を行う機関として、構成機関等のうちから一つの機関又は団体に限り調整機関として指定することができることとしています。

この調整機関については、構成機関相互の連絡調整等に係る責任体制の明確化が重要であることを踏まえて、その指定を一つの機関又は団体に限定しているものです。なお、この調整機関の指定は任意でございまして、地方自治体においてその地域の実情に応じて指定の必要性を判断いただくこととしております。

なお、議員の方から御紹介がございました、また午前中の参考人のお話にもありました枚方市の事例につきましては、重層的支援体制整備事業の支援会議の事務というふうに心得ております。社会福祉法に基づく事業でございまして、こちらでは調整機関という法律上の規定はございませんでしたがいまして、市と社会福祉協議会が地域の実情に応じて、最もよい形での連携を取る形で事業が実施されているというふうに承知しております。

私どもとしては、先ほど来御質問が出ておりますように、この度の地域協議会につきましては、類似の既存の協議会が多々ございますので、各自治体や関係者の過剰な負担にならないようにしていきたい。協議会の運用におきましては、既存の組織も活用して、各自治体や地域の実情に応じた形で設置することも可能とすることを承知をしております。

この点につきまして、施行までに、関係者の御意見も伺いながら考え方を整理しまして、通知等でお示しをしたいと考えております。

○岩谷委員　ありがとうございます。是非、通知等、今後の運用で、調整機関と準調整機関みたいな形になるのか分からないですけれども、そういった併置ができるような運用というのも是非御検討いただきたいというふうにお願いしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○大西委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

孤独・孤立対策推進法案について、最後、質疑をさせていただきたいと思います。

時間が限られておりますので、早速質疑に入ります。

孤独、孤立に関する国民の理解の増進等に関する施策を行う際には、社会のあらゆる分野において必要な啓発活動を積極的に行うことが必要だと、本日の参考人質疑でも改めて確認をさせていただきました。

本法律案の第九条では、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるというふうに記載があるんですけれども、この条文の解釈として、少なくとも学校や企業、地域など社会のあらゆる分野、あらゆる世代に対して積極的に啓発活動を行うよう努めることを含意しているということを大臣に是非明言していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○小倉国務大臣　法案の基本理念におきましては、孤独、孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであること等に鑑み、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図っていくことが重要である旨を定めております。

この理念の下で、法案の第九条においては、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得る

よう必要な啓発活動を積極的に行うこととしておりまして、この中には、私どもも浅野委員のお考えと同様に、学校や企業、地域など社会のあらゆる分野、あらゆる世代に対して積極的に啓発活動を行う趣旨が含まれているものと理解をいたしております。

○浅野委員　ありがとうございました。

次の質問です。

今申し上げましたように、学校や企業、地域などでの取組の必要性というのがやはり大変重要だと私も認識しております。そこで、本法案の第十一条で規定されている文言の中に、協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を推進するために必要な施策という文言があるんですけれども、この言葉の解釈についても改めて確認をさせていただきたいと思います。

今申し上げましたように、学校や企業、自治会等での孤独、孤立に関する啓発活動の在り方、これについても、地域内での協議において検討をされるということを含んでいるという条文である旨を大臣に確認させていただきたいと思います。

○小倉国務大臣　孤独、孤立の問題は、法案の基本理念でも定めておりますように、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図っていくことが重要と考えております。

こうした理念の下で、法案の第十一条におきまして、地方において様々な関係者が相互に連携し協働して、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進を図ることとしておりまして、この中には、これも浅野委員御指摘の、地域の学校や企業、そして自治会などを含むあらゆる分野での啓発活動の推進も含まれていると考えております。

地方における様々な関係者の連携、協働の取組として、現在、地方における孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム、これのモデル事業を実施しておりますが、当事業では、プラットフォームを設置した上で、住民への情報発信、普及啓発活動などに取り組んでいただいているところであります。

政府としては、こうした事業の成果を全国の地方自治体に共有するとともに、本法案成立の際には、法の施行までの通知において、浅野委員が御指摘の趣旨も含めてお示しをしたいと思っておりますので、こうした啓発活動の在り方、この検討も含めて、官民が連携した啓発活動の推進を図っていくつもりでございます。

○浅野委員　明快な御答弁、ありがとうございました。

地域の中で、地域の様々な方々が、住民の孤独・孤立対策、啓発活動の在り方について、是非私も議論が活発になってほしいと思っているんですけれども、是非御検討いただきたいのは、今、悩みを持たれている方同士で自己開示、話す機会を設けてお互いの悩みをシェアしたり、あるいは様々な共感に基づいて支え合いの環境をつくるという、ピアサポートという手法があるそうです。これは諸外国でも、アメリカなどでは普及している手法なんだそうですが、このピアサポートは、非常に、悩みを持つ人々にとって多様なメリットをもたらすというふうに評価されております。

是非、今後、小中高等学校や企業、地域の中で、このピアサポート、いわゆる悩みを持っている方々のみならず、一般の方々も含めて、お互いに意見交換、自己開示を通じて、今日の午前中もあったんですが、自分のことを話す機会というのをしっかりと地域レベルで確保することによって、孤独、孤立の未然防止が自然にできる環境を広げていただきたいと思っております。

このピアサポートを認知、普及させていただきたいと思うんですが、大臣の御見解を伺えればと思います。

○小倉国務大臣　浅野委員御指摘のとおり、学校や職場、地域において、身近な人が悩みに気づき、声をかけて相談に応じたり、悩みを持つ人同士で支え合うピアサポートは、孤独、孤立の予防の観点からも重要であると認識しております。

孤独、孤立の問題というのは複合的な要因で生じるケースが多く、また、置かれている状況とかその背景もまちまちなので、なかなかみんなで集まって悩みを共有して共感をし合うというところが、非常に難しさがあるというのも一面事実でありますが、孤独・孤立対策におきましては、孤独、孤立の問題を抱える人が支援を求める声を上げやすく、周囲の人が声をかけやすい社会となるよう、先ほど来申し上げているような普及啓発等に努めるとともに、日常の様々な分野において、人と人とが交流し、気軽に相談ができるような居場所づくりを推進することとしておりますので、こうした取組の中で、委員御指摘のように、学校、企業、地域等の様々な場で、孤独、孤立の悩みを抱える人同士、あるいはそれ以外の人が加わって支える環境づくりを進めていきたいと考えております。

○浅野委員　やはり、日常生活の中で、日頃からそういった悩みを話しやすい関係づくりにも資すると思いますので、是非進めていただきたいと思います。

最後の質問になります。

孤独、孤立の予防や早期発見のためには、当事者などが相談しやすい環境を整備することが大変重要です。

本法案第十条には、支援を行うことを推進するために必要な施策という文言がありますが、この文言の中には、当事者等が相談しやすい環境整備というものも含意しているということを最後に確認させていただきたいと思います。

○小倉国務大臣　御指摘の法案第十条につきましては、当事者等が相談支援を受けるだけではなく、浅野委員御指摘のように、当事者等が相談しやすい環境の整備に努めることも含まれている、こう理解をいたしております。

具体的な取組としては、まず、支援を求める声を上げるのはよいこと等の理解、機運を醸成すると同時に、恥ずかしさや他者への迷惑を過度に意識する、先ほども議論がありましたように、いわゆるスティグマを解消して、当事者等が相談等の支援を受けることができるよう、支援を求める声を上げやすく、周囲の方が気づきや対処をできるようにするための普及啓発等の環境整備の推進だと考えておりまして、そういった取組を法案成立の暁には更に前進をさせたいと考えております。

○浅野委員　この法案が今後の孤独・孤立対策に有効に作用することを期待して、質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○大西委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

孤独・孤立対策推進法案について質問いたします。

今日は、ＮＰＯ等への財政的な支援に関連して質問いたします。

第七条に、政府は、孤独・孤立対策に関する施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないとあります。ここで言っている財政上の措置というのは、どのようなことを行うんでしょうか。

○小倉国務大臣　委員が御紹介いただきました第七条は、政府が孤独・孤立対策に関する本法案の施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じることに関する規定でありますが、具体的にいかなる措置を講じるかは、個々に必要性を検討していくことになろうかと考えております。

○塩川委員　そうしますと、ＮＰＯ等への財政的な支援というのは、この第七条で読むということでよろしいんでしょうか。

○小倉国務大臣　はい。ＮＰＯ等への支援も含めて、この第七条の財政上の措置で検討していくことになろうかと考えております。

○塩川委員　ただ、この前の質疑の際に、大臣は、ＮＰＯ等への財政的な支援は第十三条の規定に基づき行うという答弁をしているんですけれども、これはどういう関係なんですか。

○小倉国務大臣　失礼いたしました。

先ほどは七条ということを申し上げましたけれども、具体的には、委員の御指摘のとおり、今回

援や障害福祉であったり、国民一人一人が寄附控除を通じて税金の使い道を決めることができる、ここがポイントなんですね。

こうした提言はもとより、持続的な予算上の措置については、午前中の参考人からも強く要望がありました。

どう考えても、孤独・孤立対策本部に財務大臣は欠かせません。しかし、大臣は明言されませんでした。そのような実効性の期待できない孤独・孤立対策法案には、れいわ新選組は賛成することができない、そのことを申し上げ、質問を終わります。

○大西委員長　これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○大西委員長　これより討論に入ります。

討論の申出がありますので、順次これを許します。緒方林太郎君。

○緒方委員　有志の会の緒方林太郎です。

採決に際し、一言申し上げます。

賛成、反対では相当に悩みました。孤独が社会全体で減っていくことは望ましいことであり、そのために、公共セクター、民間セクターがやれることは全てやるべきだというのは、そう思います。

一方、対策を講ずること、法律を作ること、そして組織をつくること、これは全く別物です。過去に今回の法律と似たような総合調整関連の法律をどんどん作ったがゆえに、今、内閣府は異形の官庁となっています。今回、また所掌事項の追加が行われ、肥大化の種がまかれます。本来であれば、この種の法律を通すときには、内閣府内での調整、他省との権限調整まで踏み込んで、スクラップ・アンド・ビルドをセットにすべきです。しかし、今回はそうなっていません。

また、地方にも負担増とならないようにしなくてはなりません。地方自治体は国の法律で決まってくる業務増への対応に苦慮しています。国会議員や官僚は法律を作ることで成果だと思うのでしょうが、それを受けることになる自治体の気持ちに立たないのであれば、それは国の独りよがりです。国の作るルールが地方にとっても屋上屋にならないようにする仕掛けは必要でしょう。

行政学で有名な法則として、パーキンソンの法則というものがあります。大英帝国が縮小していたにもかかわらず植民地省の職員数が増加していたこと等への分析を踏まえ、官僚制は内在的に肥大化していくことを指摘したものです。今の内閣府を見ていると、このパーキンソンの法則どおりの動きをしています。与党そして政権に再度提案をしたい。二〇一五年の内閣官房・内閣府スリム化法をバージョンアップすべきです。

このような警句を鳴らす観点から、反対を投じるべきかどうか悩みましたが、孤独対策という本法案の趣旨に鑑み、賛成することといたしました。ただし、将来、新設の組織が年中恒例行事のように重点計画を作って、屋上屋の役割を果たすだけのタコつぼ組織となるのであれば、私が先頭を切って廃止を訴える側に回ります。

孤独は社会の隅々にあります。実は一番深刻なのは、私は東京砂漠ではないかと思います。このタイトルの曲がヒットしたのは一九七六年。このことからも分かりますが、孤独自体は古くて新しいテーマです。ただ、東京砂漠の歌詞の情景は現代とは乖離があります。

つまり、我々が取り組まなくてはならない孤独の在り方には現代性があります。この現代性を透徹した目で見て、しっかりとした対策を講じてほしいと願います。

以上、討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

○大西委員長　次に、櫛渕万里君。

○櫛渕委員　れいわ新選組の櫛渕万里です。

会派を代表して、本法案に反対の立場から討論いたします。

政府は、本法案で、居場所づくりやプラットフォームを充実させて孤独や孤立の予防を図るとしています。しかし、この法案の達成目標は何なのでしょうか。今、孤独や孤立を深める人を一人でもなくす、そのことではないのでしょうか。

官から民へとか、行政の無駄を省くというスローガンの下、公共、それが削られ、自助や自己責任が過剰に重視されて、人は人とのつながりに助けを求めることができず、生きづらい、助けてと言えない、そんな孤独や孤立に人々を追いやる社会がつくられてきました。まさに自民党政治の失敗であります。孤独、孤立を予防するというならば、まずは政策の間違いを率直に認め、反省し、減らしてきた公共、これを取り戻すための公助で人々を経済的孤立や貧困から救うことから始めなければなりません。

また、孤独、孤立は、密接に差別ともつながっています。ＬＧＢＴの方々について生産性がないと酷評し、性暴力被害には女性は幾らでもうそをつけると吐き捨てる人物を、岸田総理は総務省政務官という要職に就けていました。また、性的少数者や同性婚をめぐって、見るのも嫌だ、隣に住んでいるのもちょっと嫌だと差別意識丸出しの発言をする人が、つい先日まで首相秘書官を務めていました。どれほどの当事者が孤独と孤立に追い込まれたことでしょうか。

自助や自己責任を過剰に強いてきた、あるいは、差別によって孤独や孤立を生み出しておきながら、その当事者への支援を行う活動を支援する対策法案を提出するなど、マッチポンプそのものです。

さらに、単身世帯、つまり独り暮らしが今や国勢調査を見ても最多の世帯となっており、中でも、非正規労働者の六割近くは女性で収入が少ない、そうすると年金も低いんです。とても生きていけない。そうした中高年単身女性が増えています。その究極の悲劇的なケースが、渋谷区でホームレス女性がバス停で殺された事件であることは、質疑で指摘したとおりです。孤独、孤立した男性が置かれた厳しい状況も同様です。

こうした悲劇をなくすには、経済的孤立から救うため、消費税廃止や社会保険料の引下げなどの積極財政に加え、公営住宅の年齢要件を撤廃し、就労支援と教育訓練を拡大すること、また、持続的な予算上の措置を義務化し、寄附税制を拡充して、個人はもちろん、企業によるＮＰＯや社会団体への支援を拡充することで寄附文化を醸成させる、それが本来の実効性のある孤独・孤立対策法案であると考えます。

しかし、その肝腎な財政上の措置が担保されていないのが今回の法案です。そのことが質疑で明らかになりました。

したがって、れいわ新選組は、政府提出の孤独・孤立対策法案には反対と申し上げ、私の討論といたします。

ありがとうございます。

○大西委員長　これにて討論は終局いたしました。

○大西委員長　これより採決に入ります。

内閣提出、孤独・孤立対策推進法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大西委員長　起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○大西委員長　この際、ただいま議決いたしました本案に対し、神田憲次君外四名から、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党、国民民主党・無所属クラブの共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。浅野哲君。

○浅野委員　ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明いたします。

案文の朗読により趣旨の説明に代えさせていただきます。

孤独・孤立対策推進法案に対する附帯決

議（案）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一　孤独・孤立対策においては、当事者等への支援を行う者の活動が果たす役割の重要性を踏まえつつ、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われるようにすること。

二　国民の理解の増進等に関する施策を行う際には、社会のあらゆる分野において必要な啓発活動を積極的に行うこと。

三　相談支援体制の整備については、当事者等が相談しやすい環境を整備することの重要性を踏まえて行うこと。

四　地方公共団体等の孤独・孤立対策に係る施策を行うための支援の在り方について、政府は地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で検討を行うこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

（拍手）

○**大西委員長**　これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**大西委員長**　起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、政府から発言を求められておりますので、これを許します。小倉国務大臣。

○**小倉国務大臣**　ただいまの御決議につきましては、その趣旨を十分に尊重し、努力してまいりたいと存じます。

○**大西委員長**　お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**大西委員長**　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○**大西委員長**　次回は、来る二十八日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時十六分散会

2023年4月28日
内閣委員会
（質疑要旨）

経済安全保障　特許非公開制度内容の周知について

2023.4.28（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●経済安全保障推進法における特許非公開制度の施行まで1年程度に迫っている。

●特許出願人には、社内に多数の弁理士を擁する大企業だけでなく、特許制度に詳しくない中小企業やスタートアップ企業も含まれる。

●制度の基本指針においては特許出願人の手続き負担に配慮することが必要とされている。

委員会での浅野の発言要約

「特許出願人が制度内容を理解して適切な手続きをとるために、具体的にどのように周知を行うのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現在、産業界や学術界等へ個別に説明しているほかに、有識者会議の資料をHPで公表しているが、今後はQ＆Aの公表や説明会を実施し、制度の周知・広報及び情報提供に努めていく。」

飯田政府参考人

経済安全保障　制度に詳しくない出願人に対する通知について

2023.4.28（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●保全審査の手続きの中で、特許庁長官が特許出願人に通知を行う場合がある。

●特許出願の実態として、ほとんどのケースでは専門家である弁理士が手続きを代理している。

●代理人を通さずに出願する方（中小企業、スタートアップ企業、個人等）は、特許庁長官から通知が来ても、それが重要なものであることを認識しない可能性がある。

委員会での浅野の発言要約

「中小企業やスタートアップ企業が通知の意味を理解して迅速に対処できるよう、何らかの工夫が必要ではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「制度に精通していない出願人であっても、通知の内容、受領後の保全審査手続きの概要を容易に把握できる記載をしっかりと検討していく。また、通知については書留郵便で送付する方向で検討している。」

清水政府参考人

2023年4月28日
内閣委員会
（質疑要旨）

経済安全保障　弁理士の活用について

2023.4.28（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●非公開制度が始まることで、事前の確認作業や作成する書類の重要性も高くなる。

●本制度を特許出願人に周知し、円滑に行っていくためには特許出願人をサポートする弁理士の活用を奨励すべきと考える。

●各種手続きに弁理士が一定程度関与できるようにすべきと考える。

委員会での浅野の発言要約

「弁理士の活用についてどのように考えているのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「法令に抵触しない範囲であれば弁理士にサポートしていただける。特許出願人からの相談に応じたり、審査担当官と特許出願人の意思疎通の場に同席する等、サポートいただけるものと認識している。」

飯田政府参考人

宇宙産業に挑戦する企業に対する所感について

2023.4.28（Fri）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●米国やフランスを中心に航空宇宙工業生産高が増大しているが、日本は横ばいの状態が続いている。【資料】

●日本の宇宙ベンチャーは投資家からの認知度が低く、資金調達にも苦労している。

●3月7日のH3ロケット試験機1号機の打ち上げ、4月26日のispace社の月面軟着陸の試みが失敗した。

委員会での浅野の発言要約

「宇宙産業に挑戦するスタートアップ企業等に対する大臣の所感について伺う。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「今回のようなスタートアップ企業による果敢な挑戦は、我が国の宇宙産業への参入や投資の促進等、宇宙産業の発展を促す好循環を生み出すと考えている。」

高市大臣

2023年4月28日
内閣委員会
（質疑要旨）

資料

（図表1）宇宙機器産業の需要タイプ別
売上高構成（左：米国、右：日本）

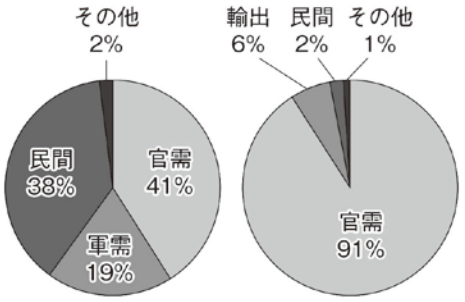

（図表2）世界各国の航空宇宙工業
生産（売上）高の推移

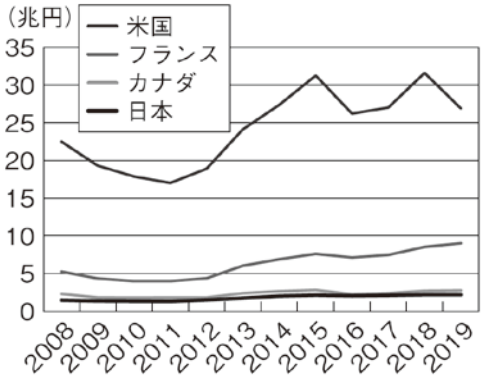

（図表9）事業領域別スタートアップ企業（日本）

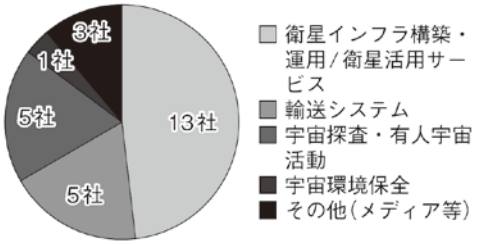

（出典：2022年8月19日 財務省「経済トレンド98：日本の宇宙産業の発展に向けて」掲載図表）

内閣委員会（２０２３年４月２８日）
国民民主党・無所属クラブ　　衆議院議員　　浅野　哲

第二百十一回国会　衆議院　内閣委員会議録　第十七号

令和五年四月二十八日（金曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　大西　英男君

理事　井上　信治君　理事　神田　憲次君

理事　藤井比早之君　理事　宮路　拓馬君

理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君

理事　阿部　司君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　池田　佳隆君

石橋林太郎君　石原　宏高君

尾﨑　正直君　大野敬太郎君

工藤　彰三君　小寺　裕雄君

杉田　水脈君　鈴木　英敬君

田野瀬太道君　平　将明君

中野　英幸君　中山　展宏君

平井　卓也君　平沼正二郎君

牧島かれん君　松本　尚君

中谷　一馬君　太　栄志君

本庄　知史君　馬淵　澄夫君

山岸　一生君　足立　康史君

岩谷　良平君　河西　宏一君

福重　隆浩君　浅野　哲君

塩川　鉄也君　緒方林太郎君

大石あきこ君

国務大臣（内閣官房長官）　松野　博一君

国務大臣（国家公務員制度担当）　河野　太郎君

国務大臣（国家公安委員会委員長）　谷　公一君

国務大臣（こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画担当）（共生社会担当）（孤独・孤立対策担当）　小倉　將信君

国務大臣（経済再生担当）（全世代型社会保障改革担当）（経済財政政策担当）　後藤　茂之君

国務大臣（宇宙政策担当）　高市　早苗君

内閣府副大臣　和田　義明君

厚生労働副大臣　伊佐　進一君

防衛副大臣　井野　俊郎君

内閣府大臣政務官　鈴木　英敬君

内閣府大臣政務官　自見はなこ君

内閣府大臣政務官　中野　英幸君

内閣府大臣政務官　尾﨑　正直君

外務大臣政務官　髙木　啓君

国土交通大臣政務官　西田　昭二君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　黒田　秀郎君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　林　学君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　齋藤　秀生君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）（厚生労働省大臣官房審議官）　朝川　知昭君

政府参考人（内閣官房内閣参事官）　廣瀬　健司君

政府参考人（内閣官房TPP等政府対策本部国内調整統括官）　武藤　功哉君

政府参考人（内閣官房内閣人事局人事政策統括官）　窪田　修君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　飯田　陽一君

政府参考人（内閣府宇宙開発戦略推進事務局長）　河西　康之君

政府参考人（警察庁刑事局長）　渡邊　国佳君

政府参考人（警察庁警備局長）　原　和也君

政府参考人（外務省大臣官房審議官）　竹谷　厚君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　宮本　新吾君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　松尾　裕敬君

政府参考人（財務省大臣官房長）　青木　孝徳君

政府参考人（厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官）　佐々木昌弘君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　斎須　朋之君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　日原　知己君

政府参考人（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）　辺見　聡君

政府参考人（特許庁総務部長）　清水　幹治君

政府参考人（国土交通省大臣官房総括審議官）　加藤　進君

政府参考人（防衛省大臣官房審議官）　茂木　陽君

政府参考人（防衛省防衛政策局次長）　安藤　敦史君

政府参考人（防衛装備庁技術戦略部長）　堀江　和宏君

参考人（日本銀行総務人事局長）　播本　慶子君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

四月二十八日

辞任　補欠選任

松本　尚君　石橋林太郎君

堀場　幸子君　足立　康史君

同日

辞任　補欠選任

石橋林太郎君　松本　尚君

足立　康史君　堀場　幸子君

四月二十七日

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二四号）（参議院送付）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二四号）（参議院送付）

内閣の重要政策に関する件

公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件

栄典及び公式制度に関する件

男女共同参画社会の形成の促進に関する件

国民生活の安定及び向上に関する件

警察に関する件

○大西委員長　これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、参考人として日本銀行総務人事局長播本慶子君の出席を求め、意見を聴

の広がりについて、その現状をどのように把握をしておられますか。

○斎須政府参考人　お答え申し上げます。

令和二年度に実施いたしました調査研究事業におきまして、千七百四十一の自治体を対象に、難聴の高齢者の補聴器購入に係る助成でありますとか、難聴である高齢者の早期発見のための施策の実態等について調査をしてございます。

これによりますと、回答を得ました九百四十の自治体のうち、その時点におきまして補聴器購入の公的助成を行っている自治体は三十六、聴力検査を行っている自治体は四という結果が出ていたと承知しております。

○塩川委員　補聴器の購入補助を行っている自治体、九百十の回答ですので、そのうち三十六という話がありました。

厚労省の答弁での実施の自治体数は少ないんですけれども、例えば、日本年金者組合などが全国の自治体の調査を行っておられまして、そうしますと、全国で百二十を超える自治体において補聴器の購入補助制度を実施しているということであります。

今御紹介いただいた研究におきましても、高齢期の難聴は介護予防や生活の質を維持していく上でも重要であり、このような聞こえにくさを補うために、本人の状況に応じた補聴器の利用が重要、自治体の施策としても、介護予防や高齢者等の社会参加の観点から、適切な補聴器利用のために、難聴高齢者の把握の仕組みや、把握後の補聴器利用等につなげる仕組みを整備していくことが重要であると指摘をしております。

この研究においては、難聴高齢者早期発見のための自治体の取組強化について五つの提言を行っておりますが、その内容を紹介していただけますか。

○斎須政府参考人　お答え申し上げます。

御指摘の調査研究事業におきましては、各自治体における課題と今後の自治体における取組強化の検討が必要なものとして、難聴を早期発見する仕組みの構築、難聴が疑われた際の医療機関への受診を勧奨できるような耳鼻咽喉科医との連携の仕組みの構築、受診勧奨から適切な補聴器利用のために補聴器相談医や認定補聴器技能者の周知、補聴器装用後、装用を継続するために難聴高齢者のフォロー、難聴高齢者への戦略的な支援スキームの検討などの提言が出されているというふうに承知しております。

○塩川委員　補聴器の購入補助制度の話には触れていないんですけれども、やはり、そもそも難聴の早期発見という点が極めて重要であります。そういった五つの提言を自治体に対して求めることが大事だという調査研究ですけれども、この調査研究の提言に関連をして、自治体に対して、国、厚労省としては、どのような支援を行っているのでしょうか。

○斎須政府参考人　ただいま申し上げました調査研究の提言を踏まえまして、厚労省におきましては、補聴器の適切な利用に向けて、まず、補聴器販売者が適切な補聴器の選定ですとか、あるいは、その使用の指導等を的確に行えるように、技能向上研修等の事業を実施しております。また、高齢者に対する補聴器のフィッティングの留意点を補聴器販売従業者のための手引として取りまとめて周知しております。さらに、今年度におきましては、難聴高齢者の早期発見、早期介入等に向けた関係者の連携に関する調査研究事業を行う予定としております。

○塩川委員　そういう取組を進めると同時に、やはり補聴器の購入補助制度というのは実際の装用を促していく取組につながっていくわけで、今、地方議会におきましては、加齢性難聴者などへの補聴器購入助成制度を求める意見書採択が、既に二百六十五の自治体に上っております。

是非、国として、こういった自治体の取組を応援するような、国の制度として補聴器の購入補助制度をつくる、そういったことに踏み出していくときではないかと思いますが、その点についてお答えください。

○斎須政府参考人　お答え申し上げます。

御高齢になりますと、聴力でありますとか、あるいは視力の低下でありますとか、様々な身体機能が低下するということが生じます。ただ、こうした問題の対応一つ一つにつきまして公費による助成を行うことについては、慎重な検討が必要ではないかと考えております。

こうした中で、厚労省におきましては、先ほど申し上げました補聴器販売店向けの技能向上研修でありますとか、それからまた、身体障害者手帳を持っている方については、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度による補聴器の購入費用の助成を行っている、こういった状況でございます。

○塩川委員　難聴の場合に、やはり認知症になり得る危険なリスクの一つといった認識はあるわけで、この早期の発見とともに、補聴器の装用を促すような、そういう支援制度、背中を押すような取組というのは極めて重要だと思っております。

是非、大臣の方からも一言いただきたいんですけれども、こういった高齢者の加齢性難聴者支援において、自治体の取組を促していくということも極めて重要ではないかと思いますが、大臣のお考えをお聞かせください。

○小倉国務大臣　高齢者の加齢性難聴者はコミュニケーションに支障が生じやすいことが考えられ、こうした方が孤独、孤立の問題を抱えることのない環境づくりが大事であるということは、先ほど答弁申し上げたとおりであります。

加えまして、こうした環境づくりにおきましては、委員御指摘のとおり、地方自治体の役割も重要と考えております。今国会で提出しております孤独・孤立対策推進法案におきましても、地方自治体における関係者の連携、協働の促進の規定を盛り込んでございまして、今後は、各地域において、孤独・孤立対策に関係する機関等がお互いの活動を共有し、地域内の課題について議論するなど、連携基盤の構築を推進することとしております。

こうした連携基盤の活動を通じて、加齢性難聴者も含め、地域における孤独、孤立の問題について必要な取組が進みますように、国としても地方自治体の取組を後押しをしてまいりたいと考えています。

○塩川委員　我が党の地方議員も、加齢性難聴の高齢者への補聴器購入補助制度の実現ということで、地方議会で議論もし、また、行政の方からもそういった取組への前向きな動きもある中で、取組も広がってきているところであります。

東京都の補助制度などを使って、二十三区を始めとして一定程度の規模で市区町村で実施が広がっているということもあるので、自治体としての独自の取組というのを背中を押していく、そういう支援を行うと同時に、国の取組を大きく前に進めていくときだと。

補聴器の購入補助制度を国の制度として設けるということも含めて実現を求めて、質問を終わります。

○神田(憲)委員長代理　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、一般質疑ということで、約三十分間、よろしくお願いいたします。

今日は、高市大臣にお越しをいただきまして、最初に取り上げさせていただきたいのは、特許の非公開制度についてでございます。

先般の経済安全保障推進法案の成立以降、この特許の非公開についても検討が進められてきていると承知をしているんですけれども、全く新しい制度ということもありまして、やはり現場から様々な疑問やあるいは相談というのが私の元にも来ております。私自身も、前職、一般企業に勤めていたときには研究職をしておりましたので、その中で特許を書いたこともございましたし、また、出願手続についてもかなり専門家に助言をいただきながらやってきたという経験がございます。

今回、非公開制度が始まるに当たっては、やはり、その手続の内容についてしっかりとはっきり

させておかなければいけないな、こういうところもございますので、今日は、前半、この非公開制度について、少し技術的、手続的な部分も含めて、政府にやや細かく確認をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

その間、大臣には質問をすることはありませんので、後段の宇宙政策のときに質問させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず、施行まで一年程度に迫りました特許出願の非公開制度について、経済安全保障の観点からは必要性は十分にあるというふうに我々考えております。一方で、この非公開制度は、特許出願人に一種の負担をかける制度でもあるわけでありまして、また、違反すると刑事罰が科されるという大変厳しい制度内容もございます。特に、特許出願人には、社内に多数の弁理士を擁する大企業だけではなく、特許制度に詳しくない中小企業やスタートアップ企業も含まれております。

先日公表された基本方針案においては、「特許出願人の手続負担への配慮」ということで、「政令等の制定や本制度の運用に当たっては、特許出願人が手続を円滑に行うことができるように配慮することが必要である。すなわち、保全審査等に関する手続が特許出願人にとって過度な負担とならないよう留意するとともに、保全審査の対象とならない特許出願も含めて、現行の特許制度の手続に遅延等の支障が生じることのないよう、留意が必要」とされました。

これらのことを踏まえて、まず最初に政府にお伺いします。

この非公開制度において最終的に保全指定される特許というのは、実際には、かなり対象が絞り込まれますので、数としてはそれほど多くはならないというふうに思うんですけれども、ただ、保全審査の対象になる出願というのは、最終的に保全指定される数よりも多い数になります。それなりの数になると想定されています。

特許出願人に制度内容を周知あるいは理解して適切な手続を取っていただくことが必要不可欠だと思うんですけれども、そのために政府が具体的にどのような方策を打つのか、まず、その概要について答弁を求めたいと思います。

○飯田政府参考人　お答えいたします。

ただいま御質問のございました特許出願の非公開制度は、安全保障上機微な技術の発明の出願について、国が公開の是非を審査した上で、仮に安全保障上のリスクが認められる場合には、保全指定を行い、非公開の措置が取られるものでございます。

そのため、この制度を適切に運用していくためには、産業界、大学、研究機関などの特許出願を行う方々に、この制度の趣旨や手続を理解していただくことが不可欠でございます。

このため、これまでも、この制度につきまして、産業界や学術界の方々などへ個別に説明をしてきたほかに、経済安全保障法制に関する有識者会議で御議論をいただきまして、その資料や議論の要旨はホームページにおいて公表してきたところでございます。

今後につきましても、このような制度の趣旨や内容、また、今後、政省令などを定めることとなりますので、その中で、具体的な手続などについて特許出願人や特許出願に携わる方々に理解を深めていただけるよう、QアンドAの公表や説明会の実施など、この制度の周知、広報及び情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○浅野哲委員　まず、今答弁の中にもありましたが、これまで、いわゆる大学や大口の出願人、これに対しては説明をしてきたりだとか、あるいはホームページでの公表もしているということなんですが、やはり気にしているのは、中小、ベンチャー、個人で特許出願をする方々。

安全保障に関する部分ですから、そういった発明をされる方々というのは、一定程度大きな企業であったりあるいは大学機関であったり、何らかの組織に属しながらそういう活動をしている方も想定されるわけですけれども、ただ、ホームページ公開ですとか、じゃ、大口の大学とか大企業だけに説明すればよいのかというと、やはり行政としてはそれでは私は不十分だと思いますので、よりきめ細やかな周知というのは重ねてお願いしたいと思います。

続いての質問ですが、今日の配付資料一を御覧いただきますと、法律の条文を幾つか抜粋をしてございます。中段に、第六十七条、内閣総理大臣による保全審査というのがございまして、これを読んでいただきますと、特許を出願する場合には、通知を受けた日から十四日以内に書類を内閣総理大臣に提出しなければならないというふうに規定されております。十四日以内に提出しなければならない、明確に規定をされているんですけれども、もし間に合わなかった場合には出願が却下されることになりまして、大変重要なプロセスとなります。

ただ、十四日以内に書類を作り提出をする、どこに提出をすればいいかどうかも含めて判断をしなければいけない。私も実務をやっていた経験からすると、何回もやっている方にとってはそれほど難しくないことではあるかもしれませんが、中小企業や初めてやる方々にとっては本当にこれは難しい作業になると思います。

どのようなサポート体制があるのか、特に、中小企業やスタートアップ企業が十四日以内にしっかりとここに規定された内容に対応できる、そのためのサポート体制というのはどのように考えているのか、御答弁いただきたいと思います。

〔神田（憲）委員長代理退席、委員長着席〕

○飯田政府参考人　お答えいたします。

保全審査につきましては、基本方針において、保全審査の初期の段階から、特許出願人との意思疎通を図ることとしております。

このため、内閣府といたしましては、法第六十七条第九項に基づく特許出願人への通知の前の段階から、すなわち、保全審査を開始した段階から特許出願人と随時意思疎通を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、今御指摘のありました、通知を受けた特許出願人が十四日以内に提出する書類につきましては、今後、内閣府令で定めることとなりますが、基本指針において、保全審査に関する手続が特許出願人にとって過度な負担とならないよう留意するとしておりまして、この点も踏まえて、今後の制度設計を行ってまいりたいと考えております。

こうした対応を通じまして、特許出願人の皆様、特に、今御指摘のございました中小企業、スタートアップ企業につきまして、保全審査に関する手続を円滑に行うことができるよう、内閣府として丁寧に対応してまいりたいと思います。

○浅野哲委員　是非よろしくお願いいたします。

言ってみれば、できるだけ伴走型の支援に近い形でその辺りはサポートをしていただきたいということを要望させていただきます。

続いての質問ですけれども、資料にまた目を戻していただきまして、六十六条にございます、ここでは、特許庁長官は、規定に基づく送付をしたときは、特許出願人に通知するものとするというふうに書いてあるんですね。これは第六十六条の三項ですね。特許出願人に特許庁長官が通知をするというふうに書いてあるんですが、発明活動を行っている方々の慣例的なものとして、特許庁長官から出願人本人が直接通知を受けるということは基本的に余り多くなく、通常、代理人を通して手続をしますので、代理人の元に通知が行くことが多いんですね。

ただ、代理人を通さずに出願をしようとしている方々であったり、あるいは、中小企業、スタートアップ、個人の方というのは、通知が来ても、それが重要な通知であるということを認識せずに、そのまま放置をしたりということは余り考えにくいのかもしれませんが、通知が来たらすぐにそれに対応しなければいけないんですね。ただ、これがどこに届くのかが、法律の条文上だと出願人に通知するとなっていますが、実際の現場では代理人に通知されることがほとんどである。法律の規定と実際の姿というのが差異がある現状がご

ざいます。

改めて、どうやって出願人に通知を知らせるのか、また、中小企業やスタートアップ企業が通知の意味をしっかり理解をして迅速に対処できるように、特許庁あるいは政府としても何らかの工夫が必要ではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○**清水政府参考人**　お答え申し上げます。

御指摘のとおりでございまして、まず実態面で申し上げますと、特許出願につきましては、ほとんどのケースで専門家である弁理士が手続を代理しております。このようなケースにおきましては、御指摘の通知は弁理士に送付をされることになります。もちろん、弁理士が代理をしていない場合もございます。そのため、通知文につきましては、制度に精通していない出願人の方であっても、通知の内容でありますとか通知受領後に予定をされる保全審査の手続の概要を容易に把握できることが重要だと承知をしております。その記載を内閣府とともにしっかりと検討してまいりたいと思ってございます。

通知の送付方法につきましては、通知を確実に受け取っていただき御理解をいただくということのため、書留郵便で送付する方向で検討してございます。

○**浅野委員**　ありがとうございます。大変具体的な答弁で、安心をいたしました。

続いての質問ですが、同じく第六十六条の第二項について伺いたいと思います。

資料を見ていただきますと、条文を読むと少し分かりづらいところもあるんですが、要するに、内閣府令や経済産業省令で定めることによって、発明が公になることによって安全保障上の支障を来すおそれが大きいものかもしれない場合、特許出願と同時に、これは本当に保全審査にかけるべきではないか、保全審査にかけてくださいというような申出をする場合があるということなんですね。少し分かりづらいかもしれません。

ただ、特許出願と同時に、これを保全審査にかけてくださいという申出をしなければいけないということなんですが、申出の方法については、法律の条文上からは読み取れない、今のところ政府としても具体的な方針が出されていないということで、これがとても大事な手続、まず最初のスタートの手続になると思うんですけれども、これがよく分かりません。実際に保全審査をお願いするときの申出というのはどのようにすればいいのか。

一般的には、出願書類の備考欄などに、何かしら連絡事項がある場合にはそこに記載をして出願手続をするんですけれども、それを読んで特許庁の方がそれを参考にするというようなことが一般的なんですが、保全審査をお願いします、やってくださいというための申出を、備考欄に一筆書くだけでいいのか、それとも、しっかり書類を準備する必要があるのか、この辺りを是非教えてください。

○**清水政府参考人**　お答え申し上げます。

保全審査に付することを求める旨の申出の具体的手続は、法六十六条第二項におきまして、内閣府、経済産業省の共同省令にて規定をされることとなってございます。当該申出のための申出書の様式は、保全審査に付することを求める理由を記載するものとすることを検討しておりますが、出願人にとりまして過度な負担とならないよう、内閣府と検討してまいりたいと思ってございます。

先ほど、出願願書の備考の中にその意思を表示すれば、こういうことの御質問がございました。

当該申出は、国の安全保障の観点から保全審査を希望するという極めて重要な意思表示でございます。特許手続のための願書とは別の書類を作成していただくことで、申出の意義を十分に理解をした上で明確な意思を示していただきたい、現時点ではこのように考えてございます。

○**浅野委員**　ありがとうございます。

続いての質問です。

続いては、第七十九条、資料の一番下に書いてあるところなんですが、保全指定をされる場合、外国出願をする前に、我が国に出願しなければいけないということになりますが、そうなると、本当に、特許出願をする立場からすると、最近は第一国出願を日本にする場合もあれば、例えば中国だとかアメリカだとかヨーロッパに出願する場合もあります。保全審査される可能性があるとなると、最初にどこに出願するかというのが、非常に判断が重要になってきます。

外国出願が禁止される可能性があるかどうかについて事前の確認を求めることができるような規定になっているんですが、これは本当に大変重要な判断になります。もし違反すると罰則がつくものになりますので。

具体的に、どのようにその確認を求めればいいのか。判断をするためには、やはり特許の内容をしっかりと確認をした上で、これは保全指定される可能性があって他国への第一国出願はできませんというふうに判断しなければいけないわけですから、ある程度詳細な書類を添付しなければいけないと思うんですが、事前の確認でそれだけの労力、そして確認にどれくらいの期間がかかるのかも含めて現場は大変関心が高いです。ここについて是非御答弁をいただきたいと思います。

○**清水政府参考人**　お答え申し上げます。

外国出願の事前確認におきましては、申請された内容に沿って外国出願の可否を応答することになりますので、申請書類は、外国出願に際して提出される特許請求の範囲、明細書及び図面の内容が把握できるものとする必要があると考えてございます。

申請手続の詳細につきましては、今後定める内閣府、経済産業省の共同省令にて定める予定でございますが、当該手続の重要性を踏まえつつ、また、迅速に返答、回答するということも含めまして、内閣府と検討をしてまいりたいと思ってございます。

○**浅野委員**　ありがとうございました。

非公開制度については最後の質問になりますが、今までの議論にありますように、かなり、非公開制度が始まることによって、事前の確認作業であったり手続が少し複雑になりますし、それぞれの手続で作成しなければいけない書類も重要性が高いということから、それなりにしっかりと書類を準備して、それぞれの事前の確認だったり申出書類というのを出さなければいけなくなります。

そうなりますと、当初の趣旨でもありました出願人に過度な負担をかけないという部分については、やはり、よりこれまで以上に配慮をしていく必要があると思います。

現状、私も過去よく助けていただいたんですが、弁理士の皆さんが代理人として、その辺りのカバーをしていただいています。政府としては、各種手続にやはり弁理士の方々の関与も一定程度認めて、認めていないわけではないでしょうけれども、認めて、しっかりその活用を奨励して、手続にミスがないように働きかけていく必要もあるかと思うんですが、この弁理士の活用についてどのように考えていますでしょうか。

○**飯田政府参考人**　お答えいたします。

この制度を特許出願人に周知し、円滑に運用していくためには、御指摘のとおり、特許出願人をサポートする弁理士の方々にまずはこの制度について御理解をしていただくことが重要であるというふうに考えております。

その上で、本制度において内閣総理大臣に提出する書類の作成につきましては弁理士が業として行うことはできないわけでございますけれども、他の法令に抵触しない範囲であれば弁理士にサポートしていただくことができるというふうに考えております。

具体的には、基本指針に記載のとおり、弁理士は、保全審査において、特許出願人からの相談に応じたり、審査担当官と特許出願人の意思疎通の場に同席するなどの形で特許出願人をサポートいただけるものと認識しております。

また、先ほど、失礼しました、先ほどの答弁の中で基本指針と言うべきところを基本方針と申し

上げたようでございます。基本指針ということで御理解いただければ幸いでございます。よろしくお願いいたします。

○浅野委員　ありがとうございます。

私も特許を書いていた側の立場として、今本当に技術競争が激しくなってきまして、過去に私自身が発明した、特許を書いた技術が一月後ぐらいに他国の技術者が特許出願をしていたなんということもありましたので、やはり、スピード感、そして、どういう分野でどういう技術を特許化していくのか、知財化していくのか、この辺りの戦略面でのアドバイスというものもこれから弁理士の皆様には求められていますし、それと併せて、この非公開制度の効果的な運用というのを考えれば、弁理士の方々の活躍というのはこの国の競争力にとっても望ましいものではないかというふうに思いますので、是非、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

では、残りの時間は、宇宙政策について伺いたいと思います。

本日の資料の二にも少し客観的なデータを示させていただいたんですが、アメリカやフランスでは航空宇宙工業生産高というのが増大しているんですが、日本では官需が九割であり、生産高も横ばいの状態が続いております。これは、言いますと、図表の二というものにそれが表れております。

また、官需の割合が高い日本の宇宙産業においては、宇宙ベンチャーの活動というのはＪＡＸＡと協力する企業にとどまっておりまして、欧米に比べると、その数はとても少ないというふうに認識しています。日本の宇宙ベンチャーは、投資家からの認知度も低く、投資家も少ないため、資金調達に苦労しているという現状もあるというふうに聞いております。

その上で、まず最初、大臣に伺いたいと思いますが、三月七日に行われたＨ３ロケット試験機一号機の打ち上げの失敗や、あるいは、先日、ｉｓｐａｃｅ社の月面軟着陸の試みが残念ながら失敗してしまったことについては、私自身も、期待していた分、大変残念に思った一方で、これで諦めるわけにはいかない、是非また再挑戦をしていただきたいというふうに強く期待をしております。

これら二件の結果に対する大臣の所感をまずはお伺いしたいと思います。

○高市国務大臣　まず、三月にＨ３ロケット試験機一号機の打ち上げが失敗に終わったことは、非常に残念に思っております。

宇宙政策担当大臣としては、ＪＡＸＡや文部科学省と連携して、まだ原因を究明しているところでございますので、その上でしっかりと対策を講じてまいります。

そして、このＨ３ロケットというのは、我が国の宇宙活動の自立性確保と国際競争力強化のためには重要な基幹ロケットでございますので、これから、打ち上げの成功、それから我が国のロケット打ち上げ能力の抜本的強化に取り組んでまいりたいと思っております。

また、先日、四月二十六日、我が国のスタートアップ企業であるｉｓｐａｃｅ社が、民間企業として世界初となる月面軟着陸を試みられましたが、当初の計画全てを達成することはできませんでした。

しかし、今回のようなスタートアップ企業による果敢な挑戦というのは、我が国の宇宙産業への参入や投資の促進など、宇宙産業の発展を促す好循環を生み出すと考えております。

ｉｓｐａｃｅ社は、もう既に、挑戦を続けるということを表明していただいておりますが、特に、今回得た貴重なデータをしっかりと生かして、次に成功していただくことを期待いたしております。

スタートアップも含めて、しっかりと応援をしてまいりたいと存じます。

○浅野委員　ありがとうございます。

今のような大臣の宇宙ベンチャーに対する前向きな発信というのは、今、我が国の宇宙産業、市場というのがまだ十分に発達していない中においては、私は大変重要だと思います。

その点で、ちょっと次に政府に確認をしたいんですが、実は、これら二件の実験の失敗が起こった直後に、毎回、高市大臣名で談話が発表されております。先日、ｉｓｐａｃｅ社の月面軟着陸の試みがうまくいかなかった場合も、同日に、この談話が、私の手元にあるんですけれども、談話が出されました。

政府に確認したいのは、この談話へのアクセス数が今どのような状況なのかというのを教えていただけますか。

○河西政府参考人　お答え申し上げます。

高市大臣からは、令和五年三月七日、Ｈ３ロケット打ち上げ失敗の当日と、四月二十六日、ｉｓｐａｃｅ社の月面軟着陸の失敗の当日に談話が発出されてございます。

これらの談話は、当日に内閣府のウェブサイトに公開、掲載しているわけでございますが、そのアクセス数につきましては、昨日、四月二十七日までの累計で、Ｈ３ロケットの件が七百八十六件、ｉｓｐａｃｅ社の件が四百八十四件となっているところでございます。

○浅野委員　このｉｓｐａｃｅ社についての談話へのアクセス数が約五百件弱ということで、なぜこれを今日取り上げさせていただいたかというと、宇宙ベンチャーにとっては、まだ市場がない中で、メディアでどのように情報が流れるかというのが自社の株価あるいは資金調達にも非常に影響を及ぼしますし、本当に、ベンチャー自身の力でこの事業を継続するというのが非常に難しい環境の中で頑張っていただいている、そのように思いますので、大臣がこうした談話を発表していただくのは私は大変結構だと思いますが、出すのであれば、五百件ではなくて、例えば二桁、三桁上の方々に見ていただけるような形でしっかり出して、市場に対してもポジティブなメッセージを国が出していく必要性というのがあると思うんですね。

幸いなことに、ｉｓｐａｃｅ社の株価も見ておりますと、実験が失敗した後も上昇基調にはあるということで、市場からの期待というのがまだあるんだということで安心をいたしましたが、やはり、こういう環境を整えることで宇宙ベンチャーの新規参入というのがより促されるようになると思いますので、ここは更なる創意工夫を大臣及び政府には期待をさせていただきたいと思います。

では、今日は時間が来てしまいましたので、宇宙政策については引き続きこれからも議論させていただくことを申し上げて、終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○大西委員長　次に、大石あきこ君。

○大石委員　れいわ新選組、大石あきこです。

大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画、いわゆる大阪ＩＲ計画の認定についてです。

四月十四日に、国土交通大臣は大阪ＩＲ計画を認定しました。このプロセス、それから審査内容としても不適合であるにもかかわらず、あからさまに政治判断により認定してしまった計画であり、このまま突き進むのは行政の破壊であり、社会を壊します。だから、撤回を求めます。

一つ目、先日、ＩＲ事業者の重大なコンプライアンス違反事案が、認定の直後に発覚しました。アーティストの奈良美智さん、現代美術家の村上隆さんの作品を、利用許諾を得ずに大阪府の認定審査資料に盗用したといいます。これは、奈良さん御本人がＳＮＳで、自分が許可していないのに使われていると指摘したことで明らかになったものです。

四月の十七日、大阪府の発表によると、著作者等からの利用許諾を得ていない動画、画像が大阪府の資料に使用されていた、この資料が認定審査に付されたというのです。

それに対して、吉村知事が翌日の十八日、謝罪の言葉を述べたものの、こうも言いました。ただ一方で、何らかの奈良さん本人ではない方とのやり取りというものも実はあったんじゃないかとい

2023年5月10日
内閣委員会
（質疑要旨）

性別を問わない相談体制について

2023.5.10（Wed）内閣委員会（DV防止法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●本法案第４条では、DV被害者の相談先として「婦人相談員」が規定されている。

●「婦人相談員」はもともと売春防止法で規定されている名称で、同法が困難女性支援法に改められる際に「女性相談支援員」に名称が変更された。

●DV被害相談の2～3割は男性からのものとなっている。

委員会での浅野の発言要約

「『婦人相談員』や『女性相談支援員』という名称は、女性のための相談体制と認知される懸念がある。名称の再検討あるいは何らかの対応が必要ではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「困難女性支援法は厚労省所管の法律のため、内閣府が改正を検討すべきではないが、地域の実情に応じて被害者の性別にかかわらず、相談しやすい環境の整備を推進していく。」

小倉大臣

加害者プログラムについて

2023.5.10（Wed）内閣委員会（DV防止法案に対する法案質疑）

現状・課題意識

●DV被害者の中には、子の養育上の事情や経済的事情により、加害者と同居せざるを得ない方もいるため、加害者への対応は被害者支援の一環として重要になる。

●近年、加害者プログラムに関する調査研究が行われている。

●加害者プログラムについては令和2年度から4年度にかけて5つの都道府県で試行実施されている。

委員会での浅野の発言要約

「今後、加害者プログラムについてどのように考えているのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「現在の試行で得られた知見から留意事項等を整理し、加害者プログラムの受講の在り方や全国での実施体制の在り方について検討を行い、全国的な実施に向けて取り組んでいく。」

小倉大臣

第二百十一回国会　衆議院　内閣委員会議録　第十八号

令和五年五月十日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　大西　英男君

理事　井上　信治君　理事　神田　憲次君

理事　藤井比早之君　理事　宮路　拓馬君

理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君

理事　阿部　司君　理事　國重　徹君

赤澤　亮正君　石原　宏高君

今枝宗一郎君　尾崎　正直君

大野敬太郎君　川崎ひでと君

工藤　彰三君　小寺　裕雄君

杉田　水脈君　鈴木　英敬君

田野瀬太道君　平　将明君

土田　慎君　中野　英幸君

中山　展宏君　平井　卓也君

平沼正二郎君　牧島かれん君

松本　尚君　岡本あき子君

堤　かなめ君　中谷　一馬君

太　栄志君　馬淵　澄夫君

岩谷　良平君　浦野　靖人君

堀場　幸子君　河西　宏一君

中川　宏昌君　福重　隆浩君

浅野　哲君　塩川　鉄也君

緒方林太郎君　大石あきこ君

国務大臣（こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画担当）　小倉　將信君

内閣府副大臣　和田　義明君

法務副大臣　門山　宏哲君

内閣府大臣政務官　鈴木　英敬君

内閣府大臣政務官　自見はなこ君

内閣府大臣政務官　中野　英幸君

内閣府大臣政務官　尾崎　正直君

政府参考人（内閣府男女共同参画局長）　岡田　恵子君

政府参考人（こども家庭庁長官官房審議官）　浅野　敦行君

政府参考人（総務省大臣官房審議官）　三橋　一彦君

政府参考人（法務省大臣官房審議官）　小山　定明君

政府参考人（出入国在留管理庁出入国管理部長）　丸山　秀治君

政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　里見　朋香君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　本多　則惠君

内閣委員会専門員　近藤　博人君

委員の異動

五月十日

辞任　補欠選任

池田　佳隆君　今枝宗一郎君

鈴木　英敬君　川崎ひでと君

平沼正二郎君　土田　慎君

本庄　知史君　堤　かなめ君

山岸　一生君　岡本あき子君

河西　宏一君　中川　宏昌君

同日

辞任　補欠選任

今枝宗一郎君　池田　佳隆君

川崎ひでと君　鈴木　英敬君

土田　慎君　平沼正二郎君

岡本あき子君　山岸　一生君

堤　かなめ君　本庄　知史君

中川　宏昌君　河西　宏一君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第二四号）（参議院送付）

○**大西委員長**　これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣府男女共同参画局長岡田恵子君外六名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**大西委員長**　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。宮路拓馬君。

○**宮路委員**　おはようございます。自由民主党の宮路拓馬でございます。

法案質疑、トップバッターに立たせていただいたことを感謝申し上げます。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。

今般のＤＶ法改正案ですが、そもそも、中身をいろいろと子細に見ていくと、やはりストーカー規制法と大変類似したところがある、条文の構成にしても、そのように理解しているところであります。

そもそも、平成十二年にストーカー規制法が制定されたということになりますが、このＤＶ防止法は、その翌年の平成十三年に制定されました。当時、ストーカー規制法の議論があったときに、ＤＶについてもストーカー規制法で対応できるのではないかという議論もあったように聞いております。

そもそも、ストーカー規制法は警察が所管し、またＤＶ防止法は内閣府の方で所管しているわけでありますが、ストーカー規制法の制定を受けた翌年、ＤＶ防止法が別途制定されることになった理由、これはちょっと基本的な質問になるかもしれませんが、お答えをいただければと思います。

○**自見大臣政務官**　お答えいたします。

御指摘のとおり、配偶者暴力防止法の制定時には、ストーカー規制法との関係が議論されたと承知をしております。

配偶者暴力防止法における保護命令制度とストーカー規制法における禁止命令制度は、将来の危害防止のため、公的機関が一定の義務を果たす命令を発し、その命令を刑罰によって担保する点で共通する制度であります。

しかし、この法律で主として対象とする行為は、家庭内で配偶者という特段の関係にある者から振るわれる身体に対する暴力等という特殊性がございます。

また、配偶者からの身体に対する暴力等では、被害者と加害者が生活の本拠を共にしていることが多く、場合によっては加害者をその住居から撤去させる必要があることから、ストーカー規制法における禁止命令とは別個に、退去等命令を設けるなど保護命令制度を設ける必要があるとされました。

なお、配偶者からの暴力の特殊性に照らし、ストーカー規制法と異なり、行政機関ではなく司法機関である裁判所が判断するという手続を取ることとされています。

お願いしてもいいですか。

○浅野政府参考人　お答えさせていただきます。

委員御指摘のように、配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けることが、幾つか掲げられている児童扶養手当の支給要件のうちの一つとなっております。

このほかの支給要件の一つに、遺棄というものがございます。父又は母による現実の扶養を期待することができない場合はこの遺棄に該当し得ることを、昨年、通知により明確化したところでございまして、保護命令が出る前であっても、一年以上遺棄されている場合には児童扶養手当の支給対象となり得るものと考えております。

また、児童扶養手当以外の支援ということでございますが、一人親の方々について規定している母子父子寡婦福祉法におきまして、遺棄された時点から一年以上その状態が継続すると見込まれるときには一人親に当たるとしておりまして、その旨、本年三月に改めて周知を行ったところでございます。

このため、保護命令が出る前であっても、この法律でございますとか予算事業によりまして、一人親支援策の対象となり得るものと考えております。

具体的には、一人親家庭の支援のために、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度によります生活資金等の貸付け、それから、ひとり親家庭等日常生活支援事業によるヘルパーの派遣でございますとか、母子・父子自立支援プログラム策定事業による自立、就業支援など、様々な事業を実施しているところでございますので、配偶者からの暴力による被害者の方の支援につながるよう取り組んでまいりたいと思います。

○堀場委員　ありがとうございます。

同じように、男女共同参画局さんも支援メニューがあるとお聞きしているので、お願いしてもいいですか。

○岡田政府参考人　お答え申し上げます。

被害者の自立を支援し生活再建を図ることは、被害者の泣き寝入りを防ぐためにも、被害者が展望を持って生活するためにも重要でございます。

今、こども家庭庁さんから御答弁がありましたけれども、それに加えまして、被害者が利用できるメニューとして、例えば、家計の急変に対応するもの、また、犯罪被害者に対するもの、一定の所得基準以下の方に対するもの、あとは、先ほど御答弁あった一人親に対するものなどがございますけれども、内閣府においては、今年の三月、被害者の生活再建支援を強化するために、被害者の方が利用できる経済的支援について一覧表に整理いたしまして、各都道府県の配偶者暴力相談支援センターの所管部局に対して通知を発出しております。

こうした取組も含めまして、しっかりと被害者の保護を図ってまいりたいと存じます。

○堀場委員　ありがとうございます。

この法律案の改正によって、いろいろ変わることがたくさんあると思うんです。それを是非周知していただいて、まず運用の段階でどれだけの人がお救いできるのかということ、そして、今回、加害者プログラムについて何もなかったというのは非常に残念だと思っておりますので、その点も継続して目指していただければなと思っております。

本日はありがとうございました。

○大西委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、ＤＶ被害防止法の審議ということで、時間が十三分しかございませんので、早速質問に入りたいと思います。

今日は、まず最初は、この法案の第五条の二では、都道府県に対して、協議会の設置に対する努力義務というのがかけられております。一方、市町村に対しては、できる規定というふうになっております。

最近のＤＶ発生件数というのが年々増加の一途をたどっておりまして、今日の岡本委員の資料にもありましたが、本当に毎年毎年、前年を上回る相談件数が出ている。それだけ各自治体においても様々な相談案件が来ているということだと思うんですが、やはり、ＤＶ事案に対して迅速かつ的確に対応するためには、私自身は、これまで都道府県が主として対応してきた体制から、市町村が主として対応する体制にこれからだんだん移行していくのではないか、そうしないと現場に近いところで適切な対応ができなくなってしまうのではないか、そのように感じております。

その観点からいくと、市町村に対してできる規定とした今回の法案の中身については、少し政府の考えを聞く必要があるかなというふうに思っておりますので、まず、私自身は、市町村についても協議会の設置は努力義務規定とすべきだという考え、立場でありますが、今回できる規定とした理由について、政府に伺いたいと思います。

○岡田政府参考人　お答え申し上げます。

今般の法案におきまして、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会につきまして、市町村は組織することができる旨の規定としております。

このように規定いたしました趣旨は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策については、都道府県における配偶者暴力相談支援センターが中心的な役割を担っていること、また、基本計画につきましても、都道府県は基本計画を定めなければならないこととされている一方で、市町村は市町村基本計画を定めるよう努めなければならないこととされていること、地方分権の観点からは義務づけは必要最小限にすべきことなどによるものでございます。

その上で、都道府県が設置します法定協議会に市町村の関係機関の参加を促すこと等によりまして、現場での被害者へのきめ細やかな支援につなげていきたいと考えております。

○浅野委員　今答弁いただきましたけれども、やはり私が懸念しているのは、これから精神的なＤＶも対象に加わるということで、更に相談件数、該当件数というのが増えていくのではないか。そして、今本当に若い世代が割合としては多いわけですけれども、これから被害が発生する年齢層の多様化というのも進むという懸念がございますので、そういった観点からすれば、今、基本計画はこれまで県が中心的役割を担ってきたからとか基本計画を作るのが都道府県だからという、今を基点とした発想ではなくて、これからどういう状況になるかを見通して、自治体、地方公共団体側もちゃんと受入れ体制を整備していかなければいけないと思うんですね。

事後的に追随していくのではやはり遅いので、これは未然防止が何よりも大事ですから、今後の検討の中では、市町村のより主体性発揮というものを是非念頭に置いて議論をしていただきたいということを要望させていただきます。

次の質問なんですが、協議会を設置した場合に地方公共団体がその旨を公表することになっておりますが、どういうふうに公表するのか、伺いたいと思います。

この公表することの狙いというのが何なのか、よく分からないんですね。これまでの議論もありましたが、例えば、配偶者暴力相談支援センターですとかというのはあるわけです、もう公表されておりますから。協議会を都道府県なり市町村が設置したことを公表することによってどのような環境改善を引き起こしたいのかという、この狙いがよく分かりません。どういう効果を生むものなのか、そこも含めて御答弁いただければと思います。

○岡田政府参考人　今回、協議会を設置すると、設置した地方公共団体はその旨を公表するということとさせていただきました。公表することによって、まず見える化を進めるということでございます。

協議会が組織された、どういうふうにやっていくかということでありますけれども、例えば、地方公共団体の広報への掲載、インターネットの利用、その他適切な方法によるということで想定し

ておりますけれども、内閣府といたしましても、内閣府のホームページなどで、全国的に法定協議会がどのように設置をされているかということを把握して、公表の在り方も検討していきたいと考えております。

先ほど申し上げましたように、設置していただいたものを公表していただくということで、まず、皆様方に、特に地方公共団体の方が、あるのかどうかということの情報提供にもつながると考えておりますので、公表するということでございます。

○**浅野委員**　私が疑問に思ったのは、協議会というのは、直接被害者の方がそこの協議会に行って何か相談をするとかそういうものではなく、地方公共団体の中でＤＶ被害にどう対応するべきかというのを協議する場だということなんですね。ですから、公表することによって、今答弁いただいたように、ＤＶ被害を受けている方が、この地域にはＤＶ被害者を支えるための協議会があるんだなというのを認知するためというのはあるんでしょうけれども、恐らく、この協議会に参画する方々を募るためにも、この地域にはこういう協議会がありますよというのを周知する役割もあると思うんですね。

ですので、実際の、私もちょっと事前に幾つかの自治体のホームページなどを見て、この協議会が設置された旨を公表されたページを探したんですけれども、残念ながら、限られた時間の中で見つけることができませんでした。という状況ですので、今、公表することが目的になっていて、余りそれが効果につながっていないというふうに思われますので、ここは是非、どういう成果につなげたいのかというのをしっかり検討いただいて、参画者を募るのであればしっかり、もう少し公表の仕方を工夫するとか、そういったところを是非御検討いただきたいというふうに思っております。

次の質問です。

今回、ＤＶ被害者に援助を行う婦人相談員というのが第四条に規定されておりますけれども、この婦人相談員というのは元々、売春防止法の中で規定をされておりましたが、売春防止法で規定されている婦人相談員にＤＶ相談支援をしていただくというのがどうなのかという議論も先般ありまして、法改正が行われて、婦人相談員という名称が女性相談支援員に改められたりとか、あるいは、売春防止法ではなく、困難女性支援法の下で規定し直されるというような法改正がされるというふうに認識をしております。

質問なんですが、ただ、まだ、やはり、困難女性支援法の下で規定された女性相談支援員というのが支援をする方々の名称で、女性というものが非常に前面に出ている。一方で、近年、ＤＶ被害者の二割から三割は男性、相談してくる方々の二割から三割が男性ということも考えると、このような名称ですと、女性のための相談体制であるというふうに認知される可能性が非常に高くて、男性が相談しにくくなるのではないか、そういうような懸念もあります。

このことに配慮して、やはり名称を再検討したりだとか、あるいは何らかの対応を検討すべきではないかと思うんですが、政府の見解を伺いたいと思います。

○**小倉国務大臣**　委員御指摘の婦人相談員は、厚生労働省所管の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律により女性相談支援員とされることになっており、その名称につきましては内閣府が改正の要否を検討すべき事柄でないことは御理解をいただきたいというふうに思っております。

その上で、性別にかかわらず、配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害だと考えております。

各地公体におきましては、それぞれの地域の実情に応じて、配暴センターにおいて専用の窓口を設けることや他の窓口の紹介など、配暴支援センターに限らず、何らかの形で男性相談に対応するとともに、男性相談についての周知を行っているものと承知をしております。

また、内閣府が実施をするＤＶ相談プラスにおきましても、性別にかかわらず、ＤＶ被害の相談を受け付けてございます。

内閣府といたしましては、地域の実情に応じ、被害者の性別にかかわらず、相談しやすい環境の整備がなされるよう、引き続き推進したいと考えております。

○**浅野委員**　ありがとうございました。

時間がなくなってきましたので、次の質問に移ります。

先ほど堀場委員が最後に加害者プログラムのことにも言及されておりましたが、私も加害者プログラムについて質問したいと思います。

近年、加害者プログラムに関する調査研究事業が行われているんですが、対象地域や参加者が極めて限定的で、今後の調査研究事業について政府が今どのように考えているのか、まず伺いたいと思います。

○**小倉国務大臣**　まず、私どもの認識としては、配偶者暴力の被害者の中には、子の養育上の事情や経済的な事情により加害者と同居することを選択せざるを得ない方もおりますので、加害者への対応は被害者支援の一環として大変重要であると考えております。

委員御指摘の加害者プログラムにつきましては、令和二年度から四年度にかけて五つの都道府県等の協力を得て試行実施を行っており、それによって得られた知見に基づき、実施に当たっての留意事項を整理をして、都道府県等にお示しをすることといたしております。

その上で、内閣府からお示しをする留意事項も活用した各都道府県等での今後の実施状況を踏まえ、加害者プログラムの受講の在り方や全国での実施体制の在り方などについて検討を行い、全国的な実施に向けて取り組んでまいりたいと考えています。

○**浅野委員**　是非、引き続き推進していただきたいと思います。

時間が参りましたので、最後、要望にとどめますが、この加害者プログラムは、実際にＤＶが発生した後の再発防止や更生プログラムの性格が強いんですけれども、先ほども申し上げたように、未然防止こそ大変重要だと思っております。例えば、ＤＶ加害者となりやすいリスク因子を早期に発見できるような取組を研究、推進するとともに、そのような傾向を発見した際の啓発事業なども充実させていただくことを最後に要望させていただいて、質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○**大西委員長**　次に、塩川鉄也君。

○**塩川委員**　日本共産党の塩川鉄也です。

配偶者暴力防止法改正案についての質問をいたします。

最初に、ＤＶ防止法の範囲に、デートＤＶ、非同棲の交際相手からの暴力にも広げていく必要があるのではないのかということについてお尋ねしたいと思っています。

政府のワーキンググループの議論におきましても、デートＤＶについて相談が多いのは、私は自分のアパートに住んでいる、彼も彼のアパートに住んでいる、だけれども、ちょいちょい出入りしていて、私の鍵も彼は持っていて、夜中に入ってきていきなり性暴力を受けたりということがあって、一緒に暮らしていないけれども、暴力の深刻性については同居している交際相手とも全く変わらない。同居ではないデートＤＶに対しても保護命令の枠を広げてほしい。

このような深刻な実態を踏まえた見直しを行うべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○**小倉国務大臣**　委員御指摘のいわゆるデートＤＶは重大な人権侵害であり、許されない行為と認識をしております。現行法におきましても、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力については対象となってございます。

その上で、このような関係以外の非同棲交際相手からの暴力につきましても、暴行、傷害、監禁、強要等の犯罪に該当し得るほか、ストーカー

2023年3月15日
経済産業委員会
（質疑要旨）

特定事業者を発電事業者とした理由について

2023.3.15（Wed）経済産業委員会（GX推進法に対する法案質疑）

現状・課題意識

●2050年カーボンニュートラル達成には、あらゆる分野でGXを進めなければならない。

●政府がGX実現に向けた先行投資支援のために発行するGX経済移行債（10年間で20兆円規模）は、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金によって償還される。

●本法案では、特定事業者に発電事業に係るCO2排出量が多い者と規定されている。

委員会での浅野の発言要約

「GX推進に係るコストは特定産業だけでなく、便益を享受する全体で広く負担すべきものであるのに、特定事業者負担金の納付対象を発電事業者に限定した理由は何か。」

政府の答弁要約

「発電部門のCO2排出量が我が国全体の4割になっていること、EUの事例、再エネ等の代替技術の有無、国際競争力への影響を踏まえて、発電事業者のうち排出量の多い者を対象とした。」

償還後の化石燃料賦課金及び特定事業者負担金について

2023.3.15（Wed）経済産業委員会（GX推進法に対する法案質疑）

現状・課題意識

●本法案第八条では、GX経済移行債の償還は、2050年に終了するとされている。

●カーボンプライシング制度の実施にあたっては、国民負担の可能な限りの抑制や制度の明瞭性・簡素性を担保する必要がある。

●石油石炭税等のエネルギー関連税制、再エネ賦課金等、既存の制度との適切な関係整理も必要になる。

委員会での浅野の発言要約

「化石燃料賦課金と特定事業者負担金の徴収は、2050年にGX経済移行債の償還が終わった後も続くのか。」

政府の答弁要約

「経済状況やグローバル、技術開発の動向、また革新的技術の実装タイミング等を踏まえると、現段階で適切な終期を定めることは難しい。」

2023年3月15日
経済産業委員会
（質疑要旨）

化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の価格転嫁について

2023.3.15（Wed）経済産業委員会（GX推進法に対する法案質疑）

現状・課題意識

●化石燃料賦課金と特定事業者負担金はそれぞれ納付者が規定されている。

●賦課金及び負担金については、化石燃料の輸入事業者等が販売価格に適正に反映し、また、発電事業者から小売電気事業者の売電価格にも反映させることが重要になる。

委員会での浅野の発言要約

「価格転嫁についてどのように考えているか。また、サプライチェーンを通じて、その透明性を確保できるのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「民間の経済活動や他事業者との競争等、個別の要因による影響はあるが、適切な転嫁は行われると認識している。転嫁状況をどのように把握していくかは、難しい課題であるが今後検討していきたい。」

西村経済産業大臣

GX実現に向けた「公正な移行」について

2023.3.15（Wed）経済産業委員会（GX推進法に対する法案質疑）

現状・課題意識

●「公正な移行」とは、脱炭素社会への移行で生まれるメリットとデメリットを、社会全体で平等に分配・負担すること。

●例えば、石炭火力発電所で働く人たちだけが仕事を失うようなことがないよう、どの労働者も取り残さないことが重要になる。

●GX実現に向けた基本方針では「公正な移行」という言葉が使われていたが、本法案では「円滑な移行」となっている。

委員会での浅野の発言要約

「なぜ『公正な移行』という言葉が法案に入っていないのか。法案成立後に策定する戦略に含めることはできるか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「働く人の立場を重視する考えは『円滑な移行』に含意されている。法案成立後に策定するGX推進戦略には公正な移行ということをしっかり明記していく。」

西村経済産業大臣

第二百十一回国会　衆議院　経済産業委員会議録　第三号

令和五年三月十五日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　竹内　譲君

理事　井原　巧君　理事　岩田　和親君

理事　関　芳弘君　理事　細田　健一君

理事　落合　貴之君　理事　山崎　誠君

理事　小野　泰輔君　理事　中野　洋昌君

石井　拓君　石川　昭政君

石原　正敬君　稲田　朋美君

今枝宗一郎君　上川　陽子君

小森　卓郎君　國場幸之助君

佐々木　紀君　塩崎　彰久君

鈴木　淳司君　土田　慎君

冨樫　博之君　長坂　康正君

根本　幸典君　深澤　陽一君

福田　達夫君　堀井　学君

堀内　詔子君　牧島かれん君

松本　尚君　松本　洋平君

宮崎　政久君　宗清　皇一君

山際大志郎君　山下　貴司君

大島　敦君　菅　直人君

篠原　孝君　田嶋　要君

馬場　雄基君　山岡　達丸君

足立　康史君　遠藤　良太君

前川　清成君　中川　宏昌君

浅野　哲君　鈴木　義弘君

笠井　亮君

国務大臣（GX実行推進担当）　西村　康稔君

内閣府副大臣　太田　房江君

経済産業副大臣　中谷　真一君

国立国会図書館調査及び立法考査局農林環境調査室専門調査員　樋口　修君

政府参考人（内閣官房GX実行推進室長）（経済産業省経済産業政策局長）　飯田　祐二君

政府参考人（内閣官房GX実行推進室次長）（経済産業省産業技術環境局長）　畠山陽二郎君

政府参考人（内閣官房GX実行推進室次長）　龍崎　孝嗣君

政府参考人（財務省大臣官房審議官）　坂本　基君

政府参考人（経済産業省大臣官房総括審議官）　新居　泰人君

政府参考人（資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官）　山田　仁君

政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君

政府参考人（環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官）　白石　隆夫君

政府参考人（環境省総合環境政策統括官）　上田　康治君

経済産業委員会専門員　藤田　和光君

委員の異動

三月十五日

辞任　補欠選任

石井　拓君　塩崎　彰久君

上川　陽子君　堀内　詔子君

山際大志郎君　松本　尚君

山下　貴司君　根本　幸典君

鈴木　義弘君　浅野　哲君

同日

辞任　補欠選任

塩崎　彰久君　石井　拓君

根本　幸典君　宮崎　政久君

堀内　詔子君　石原　正敬君

松本　尚君　山際大志郎君

浅野　哲君　鈴木　義弘君

同日

辞任　補欠選任

石原　正敬君　深澤　陽一君

宮崎　政久君　山下　貴司君

同日

辞任　補欠選任

深澤　陽一君　上川　陽子君

三月十三日

中小企業等の事業再構築に向けた支援の強化に関する陳情書（富山市新総曲輪一の七　渡辺守人）（第五八号）

同日

原子力政策の着実な推進を求める意見書（福井県議会）（第七九六号）

航空宇宙産業の更なる推進を求める意見書（長野県議会）（第七九七号）

地域のグリーントランスフォーメーションの促進を求める意見書（長野県議会）（第七九八号）

地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書（大阪市議会）（第七九九号）

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案（内閣提出第一二号）

○竹内委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房GX実行推進室長兼経済産業省経済産業政策局長飯田祐二君、内閣官房GX実行推進室次長兼経済産業省産業技術環境局長畠山陽二郎君、内閣官房GX実行推進室次長龍崎孝嗣君、財務省大臣官房審議官坂本基君、経済産業省大臣官房総括審議官新居泰人君、資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官山田仁君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長松山泰浩君、環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官白石隆夫君及び環境省総合環境政策統括官上田康治君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹内委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○竹内委員長　これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。石井拓君。

○石井（拓）委員　おはようございます。自由民主党の石井拓です。

質問の機会を賜り、ありがとうございます。

私の方からは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案、GX推進法の根幹となりますGX経済移行債、これの概要についてお伺いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ましても、遅くとも二〇三〇年までに国内の年間製造能力も百五十ギガワットアワーにすることなどの目標を示したところでありますし、また、経済安保法において、特定重要物資として蓄電池を指定をいたしました。その上で、設備投資などへ支援を行うために、補正予算で三千三百十六億円という大きな金額を措置しておりますし、国内市場拡大のための定置用の蓄電池の導入支援であるとか、あるいは、御指摘の、まだまだ直ちに導入というわけにはいきませんけれども、全固体型、全固体の蓄電池を始めとして、研究開発の予算なども確保しているところであります。

こうしたことを進めていく中で、蓄電池の技術で世界をリードしていけるように、引き続き競争力の強化に向けた取組を後押ししていきたいというふうに考えております。

○落合委員　これからのポイントは、ＧＸ移行債を二十兆発行していく中での使い方だと思います。今までの予算のつけ方でいくと、全部の業界に気を遣ってちょっとずつ出しますと、それで結局、効果が少ししか出ないで終わってしまうということもこれまでも行われてきました。今申し上げたような肝になる部分は、ばしっと取っていくというような予算のつけ方をしていかなければいけないというふうに思います。

ＧＸ債ですとか、保証をするに当たって、決め方なんですけれども、専門人材というのも必要だと思うんですけれども、決め方はしっかり専門人材も確保してやっていくということでよろしいですね。

○西村（康）国務大臣　まさにこの移行債、二十兆円の支援対象として、再エネであったり、それから御指摘の、今日御議論いただきました水素還元製鉄であったり、革新的な蓄電池の技術開発であったり、さらには、着実に排出削減可能となる省エネ、エネルギー転換、いわゆるトランジションファイナンスのようなものも含めて対象としていきたいと考えておりますが、専門家の目も入れながら考えていきたいと思いますし、さらには、予算で毎年審議していただくことになりますので、こうした審議を通じてしっかりとチェックもいただきながら、限られた財源ですので何でもかんでもというわけにはいかないと思います。工程表で大きな方向性はお示しをしておりますので、それも踏まえながら、重点的にやはり競争力の必要な分野、そして民間だけでは取り組めない分野、さらには、まさに世界をリードしていける分野、こうしたところに重点を置いて、具体的な制度、検討を深めていきたいというふうに考えております。

○落合委員　時間が参りました。

大規模、長期、計画的という軸をしっかり持って当たっていただければと思います。

終わります。ありがとうございました。

○竹内委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

久しぶりの経済産業委員会での質疑となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、ＧＸ推進法の質疑ということで、全部で九問、質問を用意させていただきました。三十分間という限られた時間ですので、できるだけ簡潔に御答弁いただけますように御協力お願いいたします。

まず一問目なんですけれども、政府はこれまで、二〇三〇年までに二〇一三年度比四六％の温室効果ガス削減、そして二〇五〇年までに炭素中立、カーボンニュートラル社会の実現という目標を掲げていますけれども、まず、この目標の実現に向けて、この法案がどのような貢献をしてくれるのか、その役割を含めて教えていただけますでしょうか。

○西村（康）国務大臣　まさに、この成長志向型カーボンプライシング構想によって、一定の期間、企業がＧＸに取り組む期間を設けた上で、当初低い負担から徐々に引き上げていくということで、早くやった方が負担が少なくて済むということであります。その早く取り組むところを、十年間で二十兆円規模の大胆な先行投資支援を行っていこうという構想でありますので、意欲ある企業のＧＸ投資、取組を加速させる効果があるというふうに思っております。

その上で、二〇三〇年の温室効果ガス四六％削減の達成を確実に行っていく、確実性を高めるという効果があるというふうに思っております。

二〇五〇年に向けては、これはまだ、技術開発がどの程度進むかとか、様々不確定要素がありますので、現時点で必ずしも道筋を明らかにしているところではありませんけれども、実際に負担額が、カーボンプライシングが導入されて上がっていく中で、炭素排出の少ない製品の付加価値が上がっていくわけですので、消費者としてもそちらを選んでいく、というのは、負担も少ないわけですから、そちらを選んでいくということも期待もできますし、ＧＸ投資、取組が更に加速することを期待しております。

それから、二〇三〇年を越えて技術開発が成功して社会実装が進むということで、先ほど議論があった水素還元製鉄もそうですし、お地元、日立でいえば、次世代の蓄電池、次世代モーター、こうした開発もＧＩ基金で支援をしているところでありますので、二〇三〇年を越えて更に技術開発が進むような取組、こうしたものも進めていければと思っております。

いずれにしましても、ＧＸ実行会議などにおきまして進捗評価を定期的に行いながら、確実にカーボンニュートラルに向けて取り組んでいければというふうに考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

最後の、進捗評価を定期的に行うという部分について少し具体的に伺いたいんですが、やはり、二〇三〇年の四六％、そして二〇五〇年に向けてということで、今大臣がおっしゃったように、それぞれの民間あるいは官民連携でのＧＸ投資が進んでいく中で、二〇三〇年目標あるいは二〇五〇年目標に対して、ちゃんと達成できるような進捗が得られているのかどうかをしっかりその途中途中で確認する必要があると思うんですが、先ほど定期的な検査、点検ということを申しておりましたけれども、具体的にはどのようなイメージをお持ちなんでしょうか。

○西村（康）国務大臣　我々、このカーボンプライシングの枠組みを今回設定をし、先行投資支援を二十兆円規模で順次行っていくわけですが、その支援に伴ってＧＸ投資が実際にどの程度進んでいるのか、それから、世界的な技術開発の動向とか経済への影響なども含めて、世界的にどういうふうに進んでいくのか、こうしたこと。それから、技術開発の動向なども、繰り返しになりますが、踏まえて、これはＧＸ実行会議などの場で定期的に、きちんと進んでいるかどうか、あるいは、十分にもう進んでいる面もひょっとしたら出てくるかもしれませんし、世界との比較の中で遅れている面も出てくるかもしれませんし、そうしたものを評価しながら、不断の見直し、工程表は作っておりますが、技術革新は早く進むかもしれませんし、遅れるかもしれませんから、そうしたことを踏まえながら必要な対応をしていきたいというふうに考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。ＧＸ実行会議での定期的な確認をしていくということで、ありがとうございます。

次の質問ですけれども、今申し上げたような二〇三〇年、二〇五〇年の目標達成には、やはりあらゆる分野においてこのＧＸを進めていかなければなりませんし、排出削減を進めていかなければなりません。

その一方で、この法案では、特定事業者負担金を納付しなければいけない者が第二条に規定されておりまして、電気事業法に基づく発電事業者のうち、その発電事業に係る二酸化炭素の排出量が多い者として政令で定める者ということで規定されています。つまり、電気事業法に基づく発電事業者であり、さらに、排出量が多い者であるということなんですが、全体で取り組まなければいけないものなんですけれども、この負担金の納付対象を限定した理由はどこにあるんでしょうか。

○西村（康）国務大臣　まず、発電部門のCO2排出量が我が国全体で四割になっていることを踏まえましても、電化の促進と電源の脱炭素化、これは大変重要であります。

そうした中で、一つには、既に商用化された再エネなどの代替技術があるということ、それから二つ目に、電力事業は海外に、日本は島国でありますので、グリッドが外の国とはありませんから、外には移転できないわけでありますので、そうしたことの観点から、電源というものを重視して考えているということ。ちなみに、諸外国の排出量取引などの制度においても、制度の対象化などにおいて発電部門を先行させているということもありますので。こうしたことを踏まえて、まさに鍵を握る発電部門について、効率的、効果的に脱炭素化を進めるために、発電事業者のうち排出量の多い者を対象として特定事業者の負担金を導入することとしているところであります。

○浅野委員　今、四割を占めているところからまずはというような考え方を示していただきましたけれども、やはり、そうはいっても、四六％を二〇三〇年までに減らすというのはそう簡単ではなくて、発電部門、産業部門のみではやはり難しいというのも、現実問題、ございます。

本法案の第二条第一項から第二項を読んでみますと、そこに込められた思いとして、GX移行債を財源とした様々な今支援が予定をされているということなんですが、この支援を受ける者は、例えば、産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化するという、恩恵を受けることが書かれております。

つまり、この特定事業者、第二条で規定されている者以外にも多くの者がこの支援を受け、そして恩恵を受けるということですから、最初は、特定事業者による負担金の負担、あるいは化石燃料賦課金の負担というのがあるのかもしれませんが、特定事業者負担金についてはより幅広い者から徴収すべきではないかという意見があるのもまた事実であります。

そういう意見に対してどういうふうにお考えになるのかということと、少なくとも、今回は無償枠を割り当てられる方々についても、永続的に負担金の納付を避けられるというわけではないですよね。この点を確認をさせていただきたいと思います。

○西村（康）国務大臣　まず、特定事業者負担金の対象については、代替技術の有無、それから国際競争力への影響なども踏まえて判断しなければならないというふうに思っております。

この法律案では、御指摘のように、発電事業者以外が将来にわたって永続的にこの特定事業者負担金の対象とならないということを規定しているわけではございませんけれども、EU等の事例を踏まえれば、既に商用化された技術、再エネなどの代替技術を有する発電事業者を特定事業者負担金の対象としているということも、EUの事例なども踏まえて、そういう判断をしたところであります。

その上で申し上げれば、排出量取引においても、自分自身でブレッジをして目標を定めて、それを上回る排出があればどこかから買ってこなきゃいけないという負担も生じますし、それから、賦課金について見れば、広く薄く負担がなされていくことになりますので、公平性の観点からもそうした仕組みも必要だと思っておりますが、この特定事業者の負担金につきましては、まずはEUなどの例も踏まえ、また代替技術や国際競争力を踏まえて、発電事業者を対象としているところでございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

私自身も、例えば多排出産業なんかが代替技術がない中で負担金を負担しろと言われても、やはりそれは厳しいものがありますから、私はすぐさま負担をさせるべきとは思っていません。

ここは、慎重な議論、やはり業界動向も踏まえて議論をした上でしっかり決めていくべきだと思うんですけれども、やはり今後、この制度が始まった後のことを考えたときに、GX移行債を財源としたGX投資をしっかり重点的に、そしてスピード感を持ってやっていただく必要というのはいずれにしてもあると思いますので、永続的に負担が免除されるわけではないという部分については国全体のコンセンサスにしておくべきではないかな、これを申し上げさせていただきたいと思います。

続いての質問になります。

GX移行債について少し伺っていきたいと思いますが、GX移行債の発行額については第七条に規定がございます。その中で、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で発行するというふうにされています。つまり、二十兆円規模という言葉が盛んに使われていて、あたかも二十兆円くらいというものが決まっているようなやり取りが多いんですけれども、この法案の条文上は二十兆円規模というのはどこにも書かれておりません。

実際の発行額はいかようにも変えられるような法のたてつけになっているわけですけれども、この発行額、毎年毎年の国会の議決の中で決めていくわけですから、どのような基準で毎年の発行額を決めるのか。そのプロセスについて教えていただきたいのが一つと、あとは、私はやはり、二十兆円規模ということで今からキャップをはめるのではなく、二〇五〇年という中長期的なスパンでしっかりこれを実現することが大事だと思いますから、それは二十兆円ありきの議論にはすべきではないと思うんですが、この点についても大臣のお考えを伺えればと思います。

○龍崎政府参考人　お答え申し上げます。

先般閣議決定いたしましたGX実現に向けた基本方針では、GX経済移行債を活用した投資の支援につきましては、民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象にいたしまして、国内の人的、物的投資拡大につながりまして、また、産業競争力強化、経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献するものについて講ずることを基本としてございます。

委員御指摘のとおり、各年度における具体的な支援内容それから必要な発行額につきましては、財政当局との調整も経た上で、国会の議決を経て決定することとなります。

また、GX経済移行債の発行総額につきましては、先ほどのGX実現に向けた基本方針において二十兆円規模と明記をしてございます。これから始めるということでございますので、政府としては、それ以上の発行を予定しているものではございません。

○浅野委員　今からどの程度の投資が生まれるのか、そして、それが呼び水となって更にどのくらい民間投資が活性化していくのか、また、実際に技術開発がどの程度進み、どの程度社会実装されるのか、これは本当に今の時点では分からないと思います。ただ、予見可能性が低い事業だからこそ、国が関与をして、しっかり資金投入をしていくわけですよね。

ですから、二十兆円規模というのが多過ぎるという声もあるのかもしれませんが、やはり国全体のカーボンニュートラル実現というのは、これは物すごいことをこれからやろうとしているわけですから、今から二十兆円以上は使いませんというようなことは決して政府も言わないとは思うんですけれども、是非これは現場の状況に応じて必要な支援をしっかりできるように、国の方が出し渋りをしないように、是非そこはお願いをしたいというふうに思います。

続いての質問ですが、これも移行債についてなんですが、本法案の附則第十一条というのがありまして、この附則では、いわゆる見直し規定が記載をされてございます。いろいろな事情を、今後の様々な事情を勘案しつつ、GX移行債の発行可能期間というのは、一応、今回は令和十四年度までというふうに発行できる期間は定められているんですが、この附則十一条を読みますと、施策の在り方を含めて検討を重ね、必要な措置をすると書いてありますね。

ということは、このGX移行債の発行可能期間も、一応、十四年までとは置いたものの、見直しによって更に延長する可能性というのは否定されていないというふうに私は解釈をしているんですが、その解釈は成り立つのかどうか、発行期間の延長についての政府見解をいただきたいと思います。

○畠山政府参考人　御指摘のとおり、GX経済移行債は今後十年間で二十兆円規模を発行するということで、大胆な先行投資支援を行うこととしております。

この法律案におきましては、GX経済移行債の発行期間は御指摘のとおり十年間としておりまして、その意味で、延長を行うということを現時点で想定しているわけではないんですけれども、御指摘のように、見直しの規定がございます。GX移行債の発行期間のことだけではないと思いますけれども、その進捗の状況を踏まえて、そこで必要な議論をしていくということだというふうに考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

是非、ここは私は柔軟に考えていくべきだという立場ですから、そこを確認させていただいたんですが、幾らでも青天井にどんどん出してくれというわけでもないんですね。やはりこれは償還をしなければいけません。

次の質問なんですけれども、GX移行債の償還に係る内容は第八条に規定をされていまして、令和三十二年度、二〇五〇年度までに償還を終えるように設計をするというふうにされています。

私は、しっかり必要な移行債を発行して、二〇五〇年までにきっちり償還をする、返す、この考え方は非常に大事だと思うんです。

ただ、国民が不安なのは、その償還の財源とされる予定の化石燃料賦課金と特定事業者負担金の徴収がいつまで行われるんだというところなんですね。これは、現に石油石炭税も存在していて、この税金は、一応、地球温暖化対策というもののために今特例法で税率が上乗せされておりますし、また、実際その税収は、エネルギー特会にのってエネルギー需給の高度化支援事業に充てられています。つまり、同じような趣旨だと私は感じています。

これは二〇五〇年の償還が終わるまではこの償還財源にしますということなんですけれども、五〇年、償還が終わった後、どうするんでしょうか。御答弁いただきたいと思います。

○西村（康）国務大臣　このカーボンプライシング制度につきましては、先ほど来御説明がありますので、まさに負担を徐々に引き上げていくということであります。それによって、二〇三〇年温室効果ガス四六％の削減の達成の確実性を高めるものというふうに思いますし、その先の二〇五〇年カーボンニュートラルの実現を目指していくということだと思いますが、現時点において、これらの制度の具体的な終期を何か定めること、議論することはなかなか難しい。

これは、経済状況もありますし、カーボンニュートラルを目指す中で、官民のGX投資がどのように行われていくのか、あるいは、グローバルな動向もあります。技術開発の動向、特に、革新的な技術がどのタイミングで実装できるのかということは非常に重要だと思いますので、そうしたことも踏まえて適切な終期については検討していくことになるものというふうに認識をしております。

○浅野委員　今すぐに決められる問題ではないとは思いますが、償還が終わった後の賦課金と負担金の存在する意義というものが何なのかというのは、非常にやはり私は理解が今難しいと思っております。

終期というものを今定めていないということですから、一応、この法律のたてつけとしては、償還が終わった後も徴収は継続されることになるわけですけれども、それをするのであれば、是非、石油石炭税も含んだ税制全般の在り方を見直すことによって、公平、中立、簡素な体系に見直すべきだと思うんですね。いろいろな税目あるいは賦課金という名目で徴収を受ける側としては、これは納得性、透明性が非常に問題になってくると思いますので、ここは今のうちから問題提起をしておきたいと思います。

続いて、引き続きこの賦課金と負担金について質問させていただきたいんですが、化石燃料賦課金と特定事業者負担金は、それぞれ納付者が規定されております。この納付分をしっかり適正に価格転嫁をすることが、非常に私は、それなしにはこの制度は成り立たないと思っております。

つまりは、化石燃料の輸入事業者等がしっかりとそれを販売価格に反映させる、そして、特定事業者の納付する負担金をしっかりと、小売電気事業者に対する売電価格に適正に反映させる、これが前提とならなければこの制度はうまくワークしないと感じていまして、政府がどう考えているかをまず伺いたいと思いますし、価格転嫁となればしっかり透明性を確保する必要がありますが、ここをどう担保していくべきなのか、ここについても政府見解を伺いたいと思います。

○西村（康）国務大臣　御指摘の、化石燃料賦課金それから特定事業者負担金といったカーボンプライシングの転嫁についてであります。民間事業者の経済活動、そして他の事業者との競争など、様々な個別の要因によって影響されるものではありますが、適切な転嫁は行えるものというふうに認識をしております。

そして、サプライチェーンを通じてカーボンプライシングの転嫁状況をどうやって公平、正確に把握するかということですが、これはなかなか、世界的にも難しい課題となっていると思います。どういう形で把握していくのか、方策や工夫があり得るかということについては、今後真摯に検討していきたいというふうに考えております。

○浅野委員　この質問通告の際に省庁の方ともいろいろ意見交換をさせていただいて、やはり私が特に大事だと思うのは、発電事業者からまず小売電気事業者に行って、この小売事業者が消費者に対して、電力自由化の枠組みの中でそれぞれ値づけをして販売をします。この自由化のいろいろな値づけの仕方まで含めてしまうと透明性確保というのは難しいと思うんですが、発電事業者から小売電気事業者までの販売ルートというのは、これは比較的ちゃんと透明性が確保できるのではないかというふうに思いますので、ここをしっかり重点的に透明化をしていただいて、あとは、電力自由化の枠組みの中で、いかに消費者負担というものを過剰にしないかというのは、各社の経営努力や様々な対策方法があると思いますけれども、しっかり、今回、新たな負担を特定事業者に強いるという設計をするのであれば、そこまで考えていただく必要があるのかな、そういうふうに思いますので、意見として申し上げたいと思います。

続いては、公正な移行というものについて質問していきたいと思います。

GX実現に向けた基本方針の中では公正な移行という言葉が使われておりましたが、本法案の中では一か所も使われておりません。代わりに円滑な移行という言葉が使用されていました。

公正と円滑という言葉そのものは明らかに意味が違う言葉なわけですけれども、これら二つの言葉のそれぞれの解釈の違い、政府の解釈の違いというものを示していただきたいと思いますし、なぜ今回、公正な移行という言葉を基本方針には入れたのに法案には入れなかったのか、その理由についても教えていただけますでしょうか。

○西村（康）国務大臣　御指摘の公正な移行については、雇用の確保、それから社会保障や公共サービスへのアクセスなど幅広い観点を踏まえ、持続可能な形で気候変動に対応する考え方を示すものというふうに承知をしております。

こうした考え方も踏まえた上で、本法に規定をされております脱炭素成長型経済構造への円滑な移行は、脱炭素と経済成長を両立させ、雇用の創出、所得の拡大につなげ、成長と分配の好循環を生み出すことを意味をしております。

この意味で、公正な移行、特に働く人の立場を重視する考えは、脱炭素成長型経済構造への円滑

な移行に含まれているもの、含意されているものというふうに考えております。

そして、GX推進戦略に公正な移行を実現するために必要な事項は含まれ得ますので、法案成立後のGX推進戦略を策定する際には、公正な移行ということをしっかり明記をしていきたいというふうに考えております。

雇用確保の観点、それからリスキリングによる人材育成の取組、こうしたことなど、公正な移行の実現に必要な方策はしっかりと書き込み、また、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○浅野委員　前向きな御答弁、ありがとうございます。

しっかりと書き込み、明記をしていただけるということで、次、最後の質問になるんですが、今回、まずは、この法案が成立をしましたら、脱炭素成長型経済構造移行推進戦略というものを策定することになると思いますが、その中に幾つか、この項目については定めなければならないという事項が幾つか、条文の中にもございました。

例えば、この中で公正な移行という言葉を使いつつ、その概念をしっかり戦略の中に盛り込んでいただきたいと思うんですけれども、この戦略、これから策定する戦略において、そのような対応をしていただけないでしょうか。

○西村（康）国務大臣　繰り返しになる面がありますけれども、御指摘のように、GX推進戦略を、今後、法案成立後には策定をしていきますので、その際には、公正な移行、これをしっかり明記をしたいというふうに思います。

その上で、政府として、特に多排出産業などでGXに資する革新的技術開発などの投資を促進して雇用を確保するという観点をしっかり踏まえたいと思いますし、リスキリングなどの人材育成の取組、そしてグリーン分野を含む成長分野への円滑な労働移動、これを同時に進めていくことなど、公正な移行の実現に必要な方策についてしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○浅野委員　是非よろしくお願いしたいと思います。

最後に一言だけ申し上げたいと思うんですが、今日ちょっと時間がなくて質問の中で取り上げられなかった部分で、この法案の第十九条の中に、いわゆる二重負担を防止するための調整規定というのが含まれております。

やはり、これから、化石燃料賦課金、成長志向型カーボンプライシングが始まった際に両方を負担しなければいけなくなる方々というのが一定程度出るのではないかというのが容易に想像できるわけですが、ここの対応、調整というものが具体的にどのような調整内容になるのかというのは、できるだけ早めに具体化していただいて公表していただくことが、現場で活動している方々の予見可能性向上にもつながるというふうに思いますので、ここは、最後、意見として申し上げさせていただいて、本日、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○竹内委員長　次に、笠井亮君。

○笠井委員　日本共産党の笠井亮です。

国連IPCC一・五度特別報告書は、二〇三〇年までに温室効果ガス排出を二〇一〇年比で四五％削減をし、二〇五〇年までに実質ゼロを達成できないと、世界の平均気温上昇を産業革命前に比して一・五度までに抑え込むことができないことを明らかにいたしました。

そういう中で、二〇三〇年まであと七年ということになります。思い切った削減が決定的に重要だというのが世界の合意であります。

そこで、まず西村大臣に伺います。

今回のGX推進法では、GXというのを条文上どのように定義をしているということになるんでしょうか。

○西村（康）国務大臣　まさに我が国も、二〇三〇年四六％削減あるいは二〇五〇年カーボンニュートラルといった野心的な削減目標を掲げておりますが、この目標を、エネルギーの安定供給、そして産業競争力の強化、さらには経済成長と両立させて、持続的な形で実現していくことが大変重要だと認識をしております。

このため、GX推進法、今回の法案におきましては、GXを脱炭素成長型経済構造への円滑な移行というふうに規定をさせていただいております。

具体的に、脱炭素成長型経済構造とは、第二条の第一項におきまして、「産業活動において使用するエネルギー及び原材料に係る二酸化炭素を原則として大気中に排出せずに産業競争力を強化することにより、経済成長を可能とする経済構造」というふうに定義しているところでございます。

○笠井委員　脱炭素では、多く排出する多排出部門の削減が決定的に重要であります。日本の排出量の内訳の中で、最大の排出部門というのはどこになるでしょうか。そして、その比率というのはどれぐらいですか。

○飯田政府参考人　お答え申し上げます。

最新の国家インベントリーに基づき作成した資料によりますと、二〇二〇年度、日本のCO_2排出量は十・四億トンでございます。御質問のあった産業別では、排出の一番多い部門は電力、三・九億トン、三七％でございます。二番目は鉄、そういう感じになっております。

○笠井委員　電力のグリーン化というのが重要だということであります。世界では、脱炭素を目的としたグリーンプロジェクトの財源を確保する、この大変大事な仕事の手段として、環境国債、グリーン国債を発行する国が増加傾向にある。

環境省に伺いますが、世界で環境国債を発行している国の数、そしてその総額、全体の額ですね、そしてグリーンボンドに占める比率というのは今どうなっているでしょうか。

○上田政府参考人　お答えいたします。

国債を含む債券の発行に関しては、発行主体がそれぞれ行っており、統一的な統計は存在しておらず、一般に使われているものも、民間団体、メディア等が独自に調査して公表している数字となっております。

その中で、ニュースメディアであるエンバイロンメンタル・ファイナンスの現時点のデータベースによると、これまでグリーンボンドと銘打って発行されている国債は、世界で三十三の国と地域が発行しており、それらの発行額を単純に足し合わせた総額は約二千八百億米ドルとなっております。

また、同じくエンバイロンメンタル・ファイナンスの現時点のデータベースによると、これまでの国際的なグリーンボンドの累計発行額に占める国債の割合は約一二％となっております。

○笠井委員　環境省のグリーンボンドガイドライン二〇二二年版を見ますと、第一章の本ガイドラインの目的という部分がありますが、その部分には、世界的なグリーンボンド市場の拡大の中で、グリーンウォッシュに対する懸念が強まってきたなどの説明が書かれております。

グリーンウォッシュの定義も含めて、具体的にどうその部分に書かれているか、紹介してください。

○上田政府参考人　お答えいたします。

御指摘のあった部分について、次のとおり読み上げます。

世界的なグリーンボンド市場の拡大の中で、グリーンウォッシュ、すなわち、実際は環境改善効果がない、又は調達資金が適正に環境事業に充当されていないにもかかわらず環境面で改善効果があると称することに対する懸念も強まっており、さらには、グリーンボンドの評価に当たっても、発行体全体としての環境パフォーマンスやサステーナビリティー、ESG戦略を考慮する動きが強まるなど、市場の要求水準も高まっている。そのため、今後、市場の更なる拡大を図っていく上でも、グリーンボンドに対する市場での信頼性を担保することが不可欠な状況にある。

以上でございます。

○笠井委員　今紹介がありましたグリーンウォッ

2023年3月30日
原子力問題調査特別委員会
（質疑要旨）

原子力発電所の運転期間の根拠法について

2023.3.30（Thr）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●GX脱炭素電源法案では、炉規法（規制側）から原子力発電所の運転期間が削除され、新たに電気事業法（利用側）で規定される。

●電気事業法の中で運転期間を規定するからには、経産省が技術的、科学的な根拠を主体的に検証することが必要。

●運転期間が時々の政治判断で決まるようでは、国会での議論が不十分になる。

委員会での浅野の発言要約

「電気事業法で運転期間を定めることに対して、科学的、技術的、合理的根拠が必要ではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「福島第一事故を踏まえたこれまでの運用からの連続性、他国の状況、立地地域の不安等を総合的に勘案した結果、実質的な期間の60年上限を維持しつつ、一定の停止期間を除外する案とした。」

松山政府参考人

規制の厳格化に伴う審査体制について

2023.3.30（Thr）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●高経年化の審査方法の変更によって、規制委員会は新たに長期施設管理計画の審査への対応が求められる。

●これまで原子力規制委員会の審査については、効率性の向上について様々な議論がなされている。

●規制委員会の体制によっては、審査が長期化する可能性もある。

委員会での浅野の発言要約

「これまで審査の効率化についての対応方針として、審査会合の開催頻度等の改善や、審査実績を踏まえた効率的な審査が挙げられているが、今後、審査体制を強化していく考えはあるか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「原子力事業者と意見交換を行い、制度詳細や基準類について、共通理解を得ながら検討を進める等、制度の円滑な移行を図ることとしている。審査体制の強化も含めて、審査を着実に進めていく。」

山中委員長

2023年3月30日
原子力問題調査特別委員会
（質疑要旨）

放射性廃棄物の処理技術の研究について

2023.3.30（Thr）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●我が国では、放射性廃棄物の処理技術として高速炉や加速器を用いた核種変換技術※が長年研究されている。

※原子核を放射性崩壊や人工的な核反応によって他の種類の原子核に変える技術。使用済み核燃料に含まれる半減期が極めて長い核種を、短寿命の核種に変えることで、環境負荷を低減する研究開発が進められている。

●最終処分の問題は各国も苦慮しており、各種変換技術が実用化すれば、国際的にもニーズは高い。

委員会での浅野の発言要約

「核種変換技術について、最新の研究動向や実用化に向けた課題、今後の施策の方向性について伺う。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「加速器を用いた核変換技術（ADS）については、実現性・実用性等の判断に必要な技術基盤の確立を目指し、試験や研究開発を進めている。今後も必要な予算を確保し、支援していく。」

林政府参考人

第二百十一回国会　衆議院　原子力問題調査特別委員会議録　第二号

令和五年三月三十日（木曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長	鈴木　淳司君		
理事	石川　昭政君	理事	石原　宏高君
理事	細田　健一君	理事	宮澤　博行君
理事	野間　健君	理事	山岸　一生君
理事	一谷勇一郎君	理事	中野　洋昌君
	青山　周平君		赤澤　亮正君
	井林　辰憲君		石橋林太郎君
	泉田　裕彦君		今村　雅弘君
	江渡　聡徳君		加藤　竜祥君
	神田　憲次君		神田　潤一君
	高村　正大君		塩崎　彰久君
	瀬戸　隆一君		高木　宏壽君
	津島　淳君		土井　亨君
	長坂　康正君		西野　太亮君
	穂坂　泰君		宗清　皇一君
	阿部　知子君		逢坂　誠二君
	菅　直人君		田嶋　要君
	米山　隆一君		足立　康史君
	空本　誠喜君		中川　康洋君
	平林　晃君		浅野　哲君
	笠井　亮君		

経済産業副大臣	中谷　真一君		
経済産業大臣政務官	里見　隆治君		
政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）	山中　伸介君		
政府参考人（内閣府大臣官房審議官）	松下　整君		
政府参考人（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官）	覺道　崇文君		
政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）	林　孝浩君		
政府参考人（経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官）	湯本　啓市君		
政府参考人（経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局長）	新川　達也君		
政府参考人（資源エネルギー庁資源・燃料部長）	定光　裕樹君		
政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）	松山　泰浩君		
政府参考人（原子力規制庁次長）	金子　修一君		
政府参考人（原子力規制庁原子力規制部長）	大島　俊之君		
参考人（原子力委員会委員長）	上坂　充君		
衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長	吉田はるみ君		

委員の異動

三月三十日

辞任　補欠選任

大岡　敏孝君		西野　太亮君	
神田　潤一君		加藤　竜祥君	
津島　淳君		瀬戸　隆一君	

同日

辞任　補欠選任

加藤　竜祥君		神田　潤一君	
瀬戸　隆一君		高村　正大君	
西野　太亮君		石橋林太郎君	

同日

辞任　補欠選任

石橋林太郎君		塩崎　彰久君	
高村　正大君		津島　淳君	

同日

辞任　補欠選任

塩崎　彰久君		大岡　敏孝君	

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

原子力問題に関する件

○**鈴木委員長**　これより会議を開きます。

この際、御報告いたします。

第百九十三回国会、原子力問題調査特別委員会理事会の決定により、本委員会の活動等について専門的見地から助言を求めるため、会員七名から成る衆議院原子力問題調査特別委員会アドバイザリー・ボードを設置いたしました。

本アドバイザリー・ボードにつきましては、各会派の理事等の協議により、今国会においても設置することとなりました。

以上、御報告申し上げます。

○**鈴木委員長**　原子力問題に関する件について調査を進めます。

この際、原子力規制委員会の活動状況について説明を聴取いたします。山中原子力規制委員会委員長。

○**山中政府特別補佐人**　原子力規制委員会委員長の山中伸介でございます。

衆議院原子力問題調査特別委員会における御審議に先立ち、原子力規制委員会の業務について御説明申し上げます。

まず第一に、原子力施設に係る規則の厳正かつ適切な実施について申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて強化した規制基準への適合性審査については、これまでに申請がなされた二十七基の発電用原子炉のうち十七基に対して設置変更許可を行いました。また、申請がなされた二十一の核燃料施設等のうち、これまでに核燃料物質の加工施設、使用済燃料の再処理施設等について十一件の事業変更許可を、試験研究炉について二件の設置変更許可及び五件の設置変更許可を行いました。

発電用原子炉の運転期間延長については、これまでに申請がなされた六基のうち四基に対して認可を行いました。

原子力施設の廃止措置計画については、これまでに発電用原子炉に対して計十八基の認可を、核燃料施設等に対して計九件の認可を行いました。

また、平成二十九年に改正された原子炉等規制法に基づき、令和二年四月から原子力規制検査制度の運用を開始し、原子力事業者のあらゆる安全活動について監視を行っております。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるＩＤカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能一部喪失事案については、昨年九月に東京電力の改善措置活動を評価するための確認方針を定めて追加検査を継続し、原子力規制委員会委員長及び委員全員が現地を訪問し東京電力の改善状況を直接確認することを含め、重大な問題を繰り返さないための対策が実施されているかどうか等について確認を行っているところです。引き続き追加検査を進め、核物質防護への取組を監視、指導してまいります。

原子力規制検査につきましては、引き続き、事業者等とのコミュニケーションを図りつつ、検査制度の継続的改善に努めてまいります。

また、これ以外にも、原子力施設等で事故トラブルが発生した場合には、速やかな状況確認などを通じて、今後とも引き続き適切に対応してまいります。

以上のとおり、原子力施設等に関する調査、検査を順次進めております。

規制基準については、安全研究等により得られた最新の科学的、技術的知見、新規制基準に係る

体像を御説明申し上げます。

委員御指摘のとおり、我が国の原子力産業の高度な人材、技術、産業基盤というのは、足下の発電所の安全かつ着実な運営ということに加えまして、今後の円滑な廃炉の実現にも不可欠だと考えておりまして、その維持強化は重要な課題だと認識してございます。

こういう観点から、今回の法案の中にも、原子力基本法第二条の三に、原子力利用に関して国が講ずる基本的施策として、技術開発や人材育成や産業基盤の維持強化に関する施策などを盛り込んでいるところでございます。

今、具体的な施策、予算、財源というお話がございますが、まず、今、足下で考えますと、行っているものとして、原子力施設の廃炉、メンテナンスを行う企業等を対象とした技能実習の支援事業というのを行っております。また、デジタル技術活用による保守技術継承の取組に対する支援事業、機器製造から撤退する企業の技能継承を支援するもの、こういったものを今の現行の措置でやっているところでございますが、具体のものに応じて必要な予算措置を取っていくということになろうかと考えてございます。

また、文部科学省における原子力人材育成のコンソーシアムと連携して、大学、高専等の教育機関と産業界による人材育成を検討してきたところでございまして、こういった教育機関との連携というものも進めてまいりたいと考えております。

○金子政府参考人　原子力規制庁の職員の人材育成について、委員が御指摘いただきましたプラントシミュレーター、これは、様々なタイプの原子炉について通常運転時あるいは事故時の状況を模擬ができるものになっておりますので、現場の実感を持った能力を身につけるという上で非常に意義が高いと考えております。

例えば、我々は、入庁から数年たった若手職員には、一年間業務を離れて研修に専念するという期間の研修をやっておりますが、その中でプラントシミュレーターの研修の時間をかなり多く割いておりまして、これで規制実務を担うことができるような人材育成を行っております。

また、実務経験のある職員の中途採用のようなものも進めまして、専門性や実務能力を備えた人材の育成と確保に努めているところでございます。

○中川（康）委員　ありがとうございました。

この人材の育成を本当に実効性あるものにしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

時間となりましたので、以上で終わります。大変にありがとうございました。

○鈴木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、十七分間という時間をいただきました。また、他委員会との調整で、質疑時間に御配慮いただきました各位にも感謝を申し上げたいというふうに思います。

本日は、この国会にＧＸ脱炭素電源法が審議される予定ということもありまして、原子力政策について質問させていただきたいというふうに思っております。

早速質問に入りたいと思うんですけれども、今回予定されている法改正の中では、原子力発電所の運転期間について、新たに電気事業法の中で規定をし、炉規法からは規定を削除するといった内容となっております。まず伺いたいのは、この炉規法の見直しについてはこれまで原子力規制庁と経産省との間でどのような調整や確認作業が行われてきたのかを、まず事実関係を中心に伺いたいと思います。

○大島政府参考人　お答え申し上げます。

運転期間の定めにつきましては、令和二年七月二十九日に決定した見解のとおり、原子力利用の在り方に関する政策判断であり、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないというふうに考えてございます。

その後、昨年の八月のＧＸ実行会議における総理の指示を受け、経済産業省の審議会で、利用政策の観点から運転期間の在り方についての審議が開始されたところでございます。

このため、昨年十月五日の規制委員会で、経済産業省から利用政策側の法令による運転期間の規定に関する検討状況を聴取した上で、どのような運転期間の定めになろうとも高経年化した発電用原子炉に対する安全規制が損なわれることのないよう検討を始めたところでございます。

それから四か月以上の期間で計九回にわたりまして規制委員会で議論を重ねてきた結果、運転期間に関する利用政策上の定めがどうであれ高経年化した発電用原子炉に対する安全規制を厳格に実施できる新制度案を取りまとめたところでございます。

以上のように、高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討につきましては、規制委員会が専門的見地に基づき、独立した立場で議論を進めてきたところでございます。経済産業省との間では、その安全規制に関する調整等は行ってございません。

○浅野委員　ありがとうございました。

まず、どのような利用規制、利用の内容になろうとも原子力規制委員会としてはしっかり独立した観点で検討してきたということで今伺いました。

経産省の方に伺いたいんですけれども、経産省では利用政策としての運転期間の在り方についてこれまで検討されてきたということでありますが、私が今気になっておりますのは、規制法である炉規法で運転期間を定める場合と、利用のための法律である電気事業法で運転期間を定める場合とでは、運転期間というものの概念そのものの位置づけが変わるのではないかというふうに感じております。

電気事業法で運転期間を四十年に定めることとするには、それなりの、炉規法からの載せ替えだから四十年という理屈では当然不十分なわけでありまして、しっかり科学的、技術的、合理的根拠が必要だと思いますので、その点の御認識を伺いたいと思います。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。

先ほど規制庁の方から御答弁がございましたけれども、今回のＧＸの基本方針に沿った中で、私どもは、高経年化したといいますか、運転期間をより長く、既設原子力発電所を利用していくことができないかという議論を開始してきたところでございます。その中で、令和二年の原子力規制委員会の見解も踏まえまして、運転期間というものについて、利用という観点と規制という観点についてはしっかりと峻別をして、整理し直すことが必要ではないかというふうに、我々は考えに至ったところでございます。

そうなってまいりますと、安全規制については、先ほども答弁がありましたけれども、原子力規制委員会、原子力規制庁でしっかり御議論いただくべき話、これについて、経済産業省、資源エネルギー庁は一切御意見を申し上げることはございませんし、来たこともございません。そういう立場にないわけでございます。そうなった中で、我々の審議会の中で、利用政策、安全規制がどう守られるかということ、これを前提とした、確保された上で、安全審査がされた発電所をどう利用していくか、エネルギー政策の観点から考えていくということになろうかと思います。

そうなりますと、審議会の中でも様々御議論がございました。例えば、アメリカ、フランス、イギリスのように運転期間について特段制限を設ける必要はないのではないかというお考え、案もございましたし、一方で、今の現行規定と同じでいいのではないか、四十年、二十年という規定をはめたままにしたらいいんじゃないかと。

それで、最終的な案に至るわけでございますが、実態を踏まえて実質六十年となるような一定のカウント除外を設けるべきではないかという、利用政策として発電所の利用をどう考えていくのかという観点で様々議論していく中で、立地地域等における高経年化炉に対する運転期間に制限を設けないことへの不安ですとか、東京電力福島第

一原発の事故を踏まえて制限を設けた現行規定の経緯、趣旨というものを考慮しなければならないのではないかということの意見もあったところで、総合的な勘案の結果、運転期間の在り方について総合勘案した結果、実質的な期間の六十年という上限を維持しつつ運転期間のカウントから一定の停止期間を除外することを認めるという、利用の立場からの政策の案を作成し、今回の法案の提出に至っているということでございます。

○浅野委員　今の御答弁を伺っていますと、例えば、これまでの運用からの連続性、一貫性であったり、あるいは他国の状況、合理的に運転停止期間を除外すべきかどうか、こういった観点での検討がされたということなんですが。

　私が今ちょっと問題意識を持っておりますのは、この法案が、いずれ、将来的に、例えば材料技術、素材の技術であったり管理技術が向上して更に長く堅牢な施設にできるかもしれない、そういった余地がまだまだ技術的には残っていると思います。そうしたときに、今回、電事法の中で四十年プラス二十年プラスアルファというふうに、どのような技術的な根拠、科学的な根拠で決めたのかというのをしっかり整理しておかないと。

　単純にこれまでの政策との連続性であったり、あるいはその時々のある種の政治判断で決まりましたというだけでは、将来的な国会での議論の際の材料としては不十分なのではないか。しっかり物性だとか科学的な検証に基づいてそのような期間を定めたということにしないと、これは利用政策ですから、非常に政治的な要素、あるいは過去の規制法から持ってきた理屈だけを盾にしてはやはり不十分だと私は思うんですね。

　是非、これはこれからも議論させていただきたいと思うんですが、運転期間については、これからは電事法で定めるのであれば、経済産業省が主体的に、技術的、科学的な根拠の検証というものも、そして考え方の整理を是非行っていくべきだということを申し上げたいというふうに思います。

　続いての質問に移りたいと思いますが、ちょっと時間が迫ってまいりましたので質問を飛ばさせていただきまして、長期施設管理計画について伺いたいと思います。

　長期施設管理計画では、高経年化の技術評価に加えて、劣化管理のための措置を盛り込むこととしております。長期施設管理計画の期間や、実施した劣化評価の方法及びその結果などについて原子力規制委員会規則に基づいて事業者が記載しなければいけないこととされているんですが、規則がどうなるのかというのが今の時点では見えてきておりません。具体的にはどのような事項が原子力規制委員会規則に規定されることになるのか、現時点でのお考えを伺いたいと思います。

○大島政府参考人　お答え申し上げます。

　今回国会に提出させていただいております原子炉等規制法の一部改正案では、長期施設管理計画には原子力規制委員会規則で定めることとしております。具体的な内容といたしましては、長期施設管理計画の期間、劣化評価の方法及びその結果、劣化を管理するために必要な措置、その他原子力規制委員会規則で定める事項を記載しなければならないというふうにされているところでございます。

　長期施設管理計画の記載事項の詳細につきましては、二月十五日に設置しました高経年化した発電用原子炉の安全規制に関する検討チームにおいて現在検討を進めているところでございまして、これまで既に三回ほど、公開の場で、委員も加えた形で検討をさせていただいております。

　記載内容につきましては、例えば劣化評価の実施方法などを記載することになります。具体的には、劣化評価の実施については安全施設に属する機器及び構造等について実施すること、劣化評価の実施については発電用原子炉施設が受けた地震その他の自然現象の影響、運転経験等を適切に考慮することなどにつきまして記載を求めることを検討しているというところでございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

　是非、検討状況を含め、検討の結論が出た際にはそれをしっかり周知することが大事ですし、次の質問でもありますが、これらの評価、認可をしっかり迅速に行う必要もあると思いますので、その観点から次の質問をさせていただきたいと思います。

　これまで、原子力規制委員会の審査については、この委員会でも効率性の向上について様々な議論がなされてまいりました。今回、審査方法の変更によって原子力規制委員会には長期施設管理計画の審査への新たな対応が求められるため、審査の期間がこれまでよりも長期化する可能性があるのではないか、これを懸念しております。

　これまでは、審査の効率化についての対応方針として、審査会合の開催頻度の改善や、審査実績を踏まえた効率的な審査を実施することなどが挙げられてきましたけれども、やはり従来からある規制委員会の審査体制、人員という観点でも更なる改善が必要なのではないかというふうに感じるわけです。審査体制の強化を行う必要性についてどのように認識しているのか、御認識を伺いたいと思います。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

　審査プロセスの改善につきましては、これまでも規制委員会で取り組んできておるところでございます。できる限り手戻りがなくなるよう、事業者の対応方針の確認をするための審査会合をできるだけ頻度高く開催するなどの工夫をしております。

　また、今般の制度改正による移行につきましては、既に原子力事業者との意見交換を行うとともに、新制度の詳細を検討していく中でも、原子力事業者との意見交換を行い、基準類についても共通理解を得るなど、制度の円滑な移行を図ることとしております。

　原子力規制委員会としては、審査体制の強化を含めて、審査を着実に進めていくために取り組んでいるところでございます。

○浅野委員　最後の質問になるかと思います。これは少しテーマが変わりまして、放射性廃棄物の有害度を低減する技術の現状について伺いたいと思います。

　我が国では、放射性廃棄物の処理技術として、高速炉や、加速器を用いた核種変換技術というのが長年研究されてまいりました。とりわけ、高速炉については「もんじゅ」の一件もありますので、本日は加速器について特段伺えればと思うんですが。

　加速器を用いた核種変換技術というものが実用化されますと、放射性廃棄物の有害度を低減する、さらには、半減期の長い核種を取り除き、半減期の短い使用済核燃料の状態にして、地中の保管で管理すべき期間も大幅に短縮できるようなことが考えられております。

　そうした二ーズは国際的にも大変多くこれから出てくるのではないかと思いますので、我が国としても、加速器を用いた、あるいは高速炉でもよいですが、核種変換技術の早期実用化にしっかりと取り組んでいくべきだと思うんです。最近の研究動向や実用化に向けた現状の課題、今後の政府の施策の方向性について、最後に伺いたいと思います。

○林政府参考人　お答え申し上げます。

　我が国は、第六次エネルギー基本計画において、放射性廃棄物の減容化、有害度の低減に向け、高速炉や、加速器を用いた核種変換などの技術開発を推進することとしており、原子力機構等において研究開発が進められているところでございます。

　特に、加速器を用いた核変換技術、ＡＤＳと呼んでおりますけれども、これについては、実現性、実用性等の判断に必要な技術基盤の確立を目指し、核破砕ターゲット材、冷却材として使用する鉛ビスマス合金の挙動を確認するための流動試験や材料腐食試験、また、ＡＤＳに用いる大強度陽子ビームの制御技術の開発などを原子力機構で進めているところでございます。

　これらにつきましては、科学技術・学術審議会

原子力科学技術委員会の下の作業部会において、核変換技術等に必要な研究開発項目などについて議論の上、令和三年十二月に報告書を取りまとめ、これに基づき原子力機構の中長期目標にも、令和四年度から十年度になりますけれども、位置づけて進めているところでございます。

文部科学省としては、引き続き必要な予算を確保するとともに、これらの研究開発を中長期的に支援してまいりたいと思っています。

○浅野委員　ありがとうございます。是非予算も確保していただいて、この研究をより深めていただきたいと思うんですが、事前に事務方から聞きますと、この研究テーマに割かれている予算規模はこのところずっと横ばいで、年間四億円程度というふうに聞いております。

私は、高速炉を使って低害化するという方法も実用化を考えるべきだと思うんですけれども、高速炉については、立地のための様々な、自治体の理解ですとか政治的な課題もはらむ問題なんですが、加速器を使った核種変換技術についてはシンプルに技術の力で実現が可能なものだと思っております。

ですから、これから世界中で原子力発電所が建設をされて、二〇五〇年には現状の二倍近くまで原子力の発電容量が増えるという中で、当然排出される廃棄物も増える、ただ、最終処分の問題はいずれの国も大変苦慮している、そんな中で加速器を使った核種変換技術というものが実用化できれば、世界でも、まだほとんど、本格的に研究に着手をしている、実用化のめどが見えた国はないというふうに聞いておりますので、我が国がこの技術をリードして、これから世界中が直面するこの廃棄物の問題に一筋の光をしっかり示していくべきだと思います。この研究テーマ、更に強力に取り組んでいただくことを要望して、質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○鈴木委員長　次に、米山隆一君。

○米山委員　それでは、会派を代表して質問いたします。

何度も聞かれて大変恐縮ではあるんですけれども、原子炉の使用年数を現在の原則四十年、最長六十年とする現在の原子炉等規制法から削除して、経済産業省が所管する電気事業法に移して、停止期間分を加算して六十年を超える運転ができるようにするという、この改正案について御質問させていただきます。

何回も聞かれているんでしょうけれども、まずもって、この改正の中身の当否はさておいて、なぜこの法律を、原子炉等規制法の四十三条の三の三十二の改正ではなく、同条を削除して電気事業法第二十七条の二十九の二に移したのか、その理由を伺います。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

運転期間の延長につきましては、原子炉等規制法において、運転期間に関する定めと高経年化した発電用原子炉に関する安全規制についての定めがセットで規定をされております。

このうち、運転期間の定めについては、令和二年七月二十九日に決定した見解のとおり、原子力利用の在り方に関する政策判断であり、原子力規制委員会が意見を述べるべき事柄ではないと考えております。

今般、利用の在り方として運転期間の定めを変更しようとしているので、利用と規制の分離の観点から、利用側の法体系の中で運転期間を規定することは自然なことであると考えております。

○米山委員　当然その御見解を繰り返されるんだと思うんですけれども、これは非常に不可解な理屈といいますか、まるで当然かのようにおっしゃられているんですけれども、そもそも利用と規制はそんなに画然と分けられるものなんですかというのを非常に疑問に感じるんです。

例えば、非常によく知られた基準、規制として、車検、日本人ならほぼ誰もが知っている車検があると思うんですけれども、あれは、車検を通さなければ乗れませんという意味では規制ではあるわけです。一方、例えば私が車を自作して、自動車を造ったとして、車検を通せば乗れるわけですよね。ですから、あれはそういう意味では利用側の仕組みでもあるわけなんです。そもそも、一つの決まりといいますかね、それを利用だとか規制だとかに画然と分けるなんということはそもそも不可能なんだと思います。

その上で、どこが所轄すべきかということになったら、車検は国交省がやるわけですよ。何せ、その法律に基づいて車検を実施するのは国交省なわけですから。だから、やるわけです。そして、原子炉に関しましても、検査するのは原子力規制委員会なんですから、通常、それは原子力規制委員会がやるべきことだと思うんです。

さらに、そもそも使用年限は利用側で制限するようなものなのか。だって、車検の話にまた戻しますけれども、例えば私が自作で車を造ったとして、一回車検を通したら二十年でも三十年でも検査なしで使いたいわけですよ、当たり前じゃないですか。だけれども、それじゃ危ないですよ、何年に一回やってくださいね、そうして検査しないと、とてもそんな、一回検査したからって分からないですよと。それが車検という仕組みだと思うんです。

原子炉の使用年数といいますか耐用年数も、同じ話だと思われる。もちろん最初に適合性審査を、審査するわけですよ。最初に審査するけれども、年限がたってくるといろいろなところが劣化してきて、脆化してきて、とても審査し切れません、だから一定の年限でやめましょうよということなので。

検査し切れないというのが年限の理由なんですから、その法律は検査している原子力規制庁が所管すべきだと思います。ですので、改めて、もう一度、原子炉等規制法でそもそもやるべきじゃないですかということについて御所見を伺います。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

福島第一原子力発電所の事故を教訓といたしまして、利用と規制を分離することとし、原子力規制委員会は独立した立場で原子力の規制を行っております。

原子力規制委員会の役割は、科学的、技術的な観点から、安全面での基準を定めて、個々の施設がその基準に適合しているか否かを審査し、あるいは検査を通じた監視等を行うことに尽きると考えております。

一方で、現行の運転期間延長認可制度は、運転開始後六十年を迎えた原子炉については、たとえ安全面から基準に適合していることを確認しても運転することはできなくなります。もはやそれは安全の観点ではなく利用の観点であり、原子力規制委員会で判断するものではございません。

今般、利用の在り方として運転期間の定めを変更しようとしており、利用と規制の分離の観点からも、利用側の法体系の中で運転期間を規定することは極めて自然なことであると考えています。

○米山委員　では、ちょっとお伺いしたいんですけれども、所管は経産省でいいとしましょう、電気事業法でいいとしましょう。通告ではないですけれども、更問いだから許していただきたいんですが。

その御主張なら、まさに経産省の側からしたら、別に年限を設ける必要はないんだと思うんですよ。そうでしょう、だって利用したいんだから。いつまでだって利用したいですよね。何で、原則六十年で、更に六十年を超えて、停止期間が十年あるなら七十年、そこでやめるんですか。そこでやめる理由を教えてもらっていいですか。

○山中政府特別補佐人　私どもが今新しく提案しております高経年化した原子炉に対する安全規制につきましては、いずれの運転期間の定めによらず高経年化した原子炉の安全規制ができるよう、三十年以降十年を超えない年限ごとに審査を行うという制度を設けております。したがいまして、運転期間によらず高経年化した原子炉の安全規制ができるというふうに考えております。

○米山委員　それは、質問に対する答えじゃなくて。

所轄じゃないからしようがないという話なのか

2023年6月8日
原子力問題調査特別委員会
（質疑要旨）

地質調査における有識者会議の役割について

2023.6.8（Thr）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●日本原子力発電株式会社の敦賀原子力発電所２号機について、地質調査の審査が行われている。【資料１】

●2013年に有識者会議が発電所の下にある破砕帯について、活断層であることを結論付けた。

●2013年の第７回規制委員会では、有識者会議が結論を出したことによって、有識者に非難が寄せられた。

委員会での浅野の発言要約

「有識者会議の役割は、活断層かどうかの判断ではなく、活断層かどうかを判断するための指標の提示や論点の整理ではないか。」

政府の答弁要約

「有識者会議の役割は、科学者、技術者としての責任の下、科学的な議論をまとめていただくことであり、行政上の処分の責任は原子力規制委員会に帰するものと考えている。」

事業者と規制委員会のコミュニケーションについて

2023.6.8（Thr）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●事業者が資料を出し直したことにより、調査データのトレーサビリティ等が確保できないということで、審査会合が留保され、再開までに３年弱の期間を要した。

●書類の作成、追加、修正等に関する基本的ルールは、事業者と規制委員会で事前に確認しておくべきと考える。

委員会での浅野の発言要約

「事業者と規制委員会との間で書類の取り扱いに対するコミュニケーションが不足していたのではないか。」

政府の答弁要約

「書き換えはコミュニケーションによる問題ではない。審査が適切に行えるよう、事業者とのコミュニケーションを図りつつ、審査プロセスの改善にも努めていく。」

2023年6月8日
原子力問題調査特別委員会
（質疑要旨）

資料1　これまでの経緯（東日本大震災～新規制基準適合性確認申請まで）

年月日	内　　容
2011年10月31日	東北地方太平洋沖地震の知見を踏まえた耐震バックチェックを再開（原子力安全・保安院）
2012年9月19日	原子力規制委員会発足
2012年12月1・2日	有識者会合（島崎委員を含め５名）による現地調査 Ｋ断層が発見される
2013年5月15日	有識者会合「Ｄ-１破砕帯が活断層である」と結論付ける
2014年12月3日	原子力規制委員会　有識者会合による評価を「重要な知見の一つとして参考とする」と表明
2015年3月25日	有識者会合　とりまとめた評価書を原子力規制委員会へ報告 「Ｄ-１破砕帯等のいずれかは将来活動する可能性のある断層等である」と結論付ける
2015年11月5日	事業者　追加調査の実施 Ｄ-１破砕帯及びＫ断層の活動性はないこと、Ｋ断層の連続性はないことを確認 事業者　敦賀２号機新規制基準適合性確認申請
2023年6月現在	継続審査中

（出典：浅野事務所にて作成）

【配布資料１／１】　原子力問題調査特別委員会（２０２３年６月８日）
国民民主党・無所属クラブ　衆議院議員　浅野　哲

第二百十一回国会　衆議院　原子力問題調査特別委員会議録　第四号

令和五年六月八日（木曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　鈴木　淳司君
理事　石川　昭政君　理事　石原　宏高君
理事　細田　健一君　理事　宮澤　博行君
理事　野間　健君　理事　山岸　一生君
理事　一谷勇一郎君　理事　中野　洋昌君
青山　周平君　赤澤　亮正君
井林　辰憲君　泉田　裕彦君
今村　雅弘君　江渡　聡徳君
大岡　敏孝君　神田　憲次君
神田　潤一君　高木　宏壽君
津島　淳君　土井　亨君
長坂　康正君　平沼正二郎君
穂坂　泰君　宗清　皇一君
阿部　知子君　逢坂　誠二君
菅　直人君　田嶋　要君
米山　隆一君　足立　康史君
空本　誠喜君　中川　康洋君
平林　晃君　浅野　哲君
笠井　亮君

厚生労働大臣政務官　畦元　将吾君
政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）　山中　伸介君
政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　松下　整君
政府参考人（外務省大臣官房審議官）　伊藤　茂樹君
政府参考人（外務省大臣官房審議官）　中村　和彦君
政府参考人（財務省理財局次長）　嶋田　俊之君
政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　奥野　真君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　鳥井　陽一君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　梶原　輝昭君
政府参考人（厚生労働省労働基準局安全衛生部長）　美濃　芳郎君
政府参考人（水産庁漁政部長）　山口潤一郎君
政府参考人（経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官）　湯本　啓市君
政府参考人（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）　井上　博雄君
政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君
政府参考人（原子力規制庁長官官房緊急事態対策監）　古金谷敏之君
政府参考人（原子力規制庁原子力規制部長）　大島　俊之君
参考人（原子力委員会委員長）　上坂　充君
衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長　吉田はるみ君

委員の異動

四月十九日

辞任　補欠選任
神田　潤一君　平沼正二郎君
津島　淳君　松本　尚君
中川　康洋君　福重　隆浩君

同日

辞任　補欠選任
平沼正二郎君　神田　潤一君
松本　尚君　津島　淳君
福重　隆浩君　中川　康洋君

六月八日

辞任　補欠選任
津島　淳君　平沼正二郎君

同日

辞任　補欠選任
平沼正二郎君　津島　淳君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

原子力問題に関する件

○鈴木委員長　これより会議を開きます。

原子力問題に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として原子力委員会委員長上坂充君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣府大臣官房審議官松下整君、外務省大臣官房審議官伊藤茂樹君、外務省大臣官房審議官中村和彦君、財務省理財局次長嶋田俊之君、文部科学省大臣官房審議官奥野真君、厚生労働省大臣官房審議官梶原輝昭君、厚生労働省労働基準局安全衛生部長美濃芳郎君、水産庁漁政部長山口潤一郎君、経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官湯本啓市君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長井上博雄君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長松山泰浩君、原子力規制庁長官官房緊急事態対策監古金谷敏之君及び原子力規制庁原子力規制部長大島俊之君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鈴木委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。石川昭政君。

○石川（昭）委員　おはようございます。自由民主党の石川昭政です。

委員長、それから役所の皆さん、ありがとうございます。

先般、広島でG7サミットの首脳会合が開かれました。様々な形で日本から世界に発信していくということで、大変すばらしい成果が上がったと思います。そんな中、今現在抱えている問題として、ALPS処理水の放出について政府は地元と今様々な協議を行っていただいていると思います。

私は、前回、経済産業委員会だったと思いますけれども、質疑の中で、このG7を活用しましてALPS処理水の理解活動を、風評被害を起こさないようにこういう絶好の機会を生かすべきだ、こういう質問をさせていただきました。

そこで、政府において、今回のG7サミットにおいてALPS処理水の問題、課題について各国にいろいろ働きかけをし、安全性などのPRも行ったと承知をしております。また、IAEAが来日をしまして福島の現地に行って、装置などの確認また分析、こういったこともレビューを行ったということです。また、最近ですけれども、韓国から視察団が福島に来まして現地を視察しどういうような結果になったか、これについて是非政府の方からお答えをいただきたいと思います。

○中村政府参考人　御質問のうち、まずG7広島サミットに向けた対応についてお答えいたします。

G7広島サミットに向けまして、先生からお話

ども、ＮＨＫの放出に関する千二百名規模の調査によりますと、賛成が二七％、反対が二四％、どちらとも言えないが四一％ということで、こういう結果が現段階であるんですけれども、この結果は二年前のアンケート結果とそれほど大きな変化がない、こういうことも報道をされておりまして、なかなか理解が思うように進んでいない、そういったことを感じております。昨日も、西村経産大臣の元に漁協長が面会をされ、風評被害の補償を求められたということも報道されておりました。

改めまして、ＡＬＰＳ処理水海洋放出における風評被害を起こさない取組もそうなんですけれども、起こってしまった場合の対策について、今後更に検討していることについて政府の見解を伺います。

○湯本政府参考人　お答え申し上げます。

ＡＬＰＳ処理水の海洋放出につきましては、安全性の確保と風評対策の徹底を前提に進めることとしておりまして、これを踏まえて、風評影響の発生を防止し抑制するための広報活動を幅広く行ってきております。

その上で、水産物の需要減少等の風評影響が生じた場合に備えまして、三百億円の基金により、水産物の販路拡大あるいは一時的買取り、保管への支援等を行うこととしております。また、昨年度の補正予算におきまして、漁業者の事業継続のための五百億円の基金を新たに設置しております。全漁連会長からも、信頼関係構築に向けての姿勢と評価をいただいたところでございます。

さらに、経済界あるいは全国の自治体、政府関係機関による福島県産品などの需要拡大にも取り組んでいるところでございまして、昨年立ち上げました魅力発見！三陸・常磐ものネットワークにつきましては、現在、千者の企業の方に参加をいただいております。

それでもなお風評被害が発生した場合の賠償ということでございますけれども、こちらにつきましては、統計データを用いた風評被害の推認を行いまして、立証負担を軽減するというのを政府の方針としてございます。

これを踏まえて、東京電力では、昨年十二月に賠償の基本的な考え方を公表し、これを基に、今、関係団体等との調整を進め、具体的な内容を検討しているというふうに承知しております。

引き続き、安全確保と風評対策の徹底に取り組むとともに、風評影響が発生した場合にも必要な支援が適切に届くよう、丁寧に対応してまいります。

○平林委員　幅広の対応をお願いを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○鈴木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野哲委員　国民民主党の浅野哲でございます。本日はよろしくお願いいたします。

本日は、敦賀原子力発電所二号機の地質調査の経過について少し質問をしていきたいと思います。

皆様のお手元に資料を配付させていただきました。これは、これまでの経緯、ごくごく一部ではあるんですが、まず、二〇一一年の十月三十一日、いわゆる東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震の知見を踏まえた耐震バックチェックというものが開始をされ、そして、翌年の九月十九日、原子力規制委員会が発足し、その下で、十二月、有識者会合が行われまして、この敦賀原子力発電所二号機の現地調査が行われました。そして、二〇一三年の五月十五日なんですが、有識者会合が、敦賀二号機の真下を通っているＤ－１破砕帯という断層があるそうなんですが、これが活断層であると結論づけたということなんです。

発電所の直下に活断層があるということは極めて重大なこと、もし本当にそうなれば極めて重大なことで、とても重要な検討項目になるんですが、まず伺いたいのは、このＤ－１破砕帯の評価について有識者会議を設けて評価を行うこととした理由と経緯、これについて、まずは当時の状況を教えていただきたいと思います。

○大島政府参考人　お答え申し上げます。

御指摘の敷地内破砕帯調査に関する有識者会合の評価でございますけれども、これは、旧原子力安全・保安院からの指示に基づきまして、敦賀原子力発電所を含む六つの発電所につきまして、事業者が実施した追加調査の結果を科学的に根拠に基づき評価をするというものでございました。この有識者会合につきましては、規制委員会としては、それを引き継いだものというものでございます。

一方で、現在行っております新規制基準への適合性審査におきましては、有識者会合の評価結果を重要な知見の一つとして参考としつつ、規制委員会が最終的な判断をすることとしているというところでございます。

○浅野委員　原子力保安院時代に定めたことをそのまま継承したということでありました。

先ほど申し上げた二〇一三年の五月十五日に有識者会合がＤ－１破砕帯が活断層であると結論づけたその直後の原子力規制委員会第七回、平成二十五年の五月二十二日に開催された第七回の規制委員会の中で、当時の田中委員長が、Ｄ－１破砕帯が活断層に相当するという発言をされたんです。

規制委員会がそのような認識を示すに当たって、有識者会議の評価以外に、原子力規制委員会が主体的に実施した評価結果というのは当時あったんでしょうか。

○大島政府参考人　お答え申し上げます。

御指摘の有識者会合の評価以外に、当該破砕帯について原子力規制委員会が了承した評価結果はございません。

○浅野委員　ということは、つまり、先ほどの答弁では、最終的に主体的に決めるのは規制委員会であって、有識者会議の結論というのは一つの重要な参考であるということなんですが、それをそのまま、ほかの検証なしに、当時は、活断層に相当するというような一定の認識を規制委員会が示したということになって、これはちょっと、ですから、主体性のない認識だったのではないかなというふうに思うわけであります。

私は今言ってしまいましたけれども、このときの結論というか規制委員会の認識というのは、規制委員会の主体的な評価、主体的に評価をした結果であると私は言えないと思うんですが、これは言えるんでしょうか。

○大島政府参考人　お答え申し上げます。

御指摘の有識者会合の結論につきましては、新規制基準施行前に、平成二十五年五月二十二日に委員会へ報告がなされ、了承がなされたものというところでございます。

これにつきましては、その後の平成二十六年十二月三日の原子力規制委員会におきまして、敷地内破砕帯調査に関する有識者会合の進捗状況が報告をされてございます。その中で、新規制基準適合性審査に当たりましては、原子力規制委員会が審査を行い、許認可の可否を決定をする、この際、有識者会合による評価を重要な知見の一つとして参考とするほか、事業者から追加調査等による新たな知見の提出があれば、これを含めて厳正に確認を行っていくということで決定をされているというところでございます。

○浅野委員　今、これまでの内容を確認させていただいた上でちょっと思いますのは、そもそも有識者会議にＤ－１破砕帯が活断層かどうかを結論づけさせては駄目だと思うんですね。

あくまでも、有識者会議が果たすべき役割というのは、規制委員会に対して、これが活断層であるかどうかを評価をするための指標、確認すべき項目の提示、論点の提示、こういったものにとどめるべきであって、その有識者会議から提示された論点や確認項目などに対して規制委員会が主体的に確認作業を実施し、そして主体的にこれは活断層かどうかを判断する。しかも、それを、科学的、技術的に行うことはもちろんなんですが、透明性の高い方法で行いながら、被規制者、つまり事業者に対しても迅速に情報開示をしながら、一

緒に確認を進めていくべきだと思うんですね。

実は、先ほど少し触れました第七回、二〇一三年五月二十二日に行われた第七回規制委員会の議事録を見ますと、有識者会議が活断層であるという結論を出してしまったことによって、有識者の方々に対して非難の照準が合ってしまった。これが、当時、更田委員も、何で有識者の方々が責められるんだということで、こんなことがないようにしなければいけないという発言をされて、政府、規制庁としては、今後、重く受け止めて、再発しないように努めたい、そんなやり取りもされているわけですね。

ですから、本来、有識者会議に課せられている役割というのは、活断層かどうかの判断ではなくて、活断層かどうかを判断するための指標の提示や論点の整理であって、判断自体をさせてはいけなかったのではないかと思うんですが、済みません、質問の延長線上になりますが、ここについてはどう見解をお持ちになられていますか。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

有識者会合の役割でございますけれども、科学者、技術者としての詳細な議論をいただいて、科学者としての責任の下、科学的な議論をまとめていただいたものというふうに考えております。あくまでも、行政上の処分の責任は原子力規制委員会に帰するものと考えています。

したがいまして、原子力規制委員会は、有識者会合における評価を重要な知見の一つとして参考にして、事業者においては有識者会合の評価結果を踏まえて追加的な知見を得るような対応をしながら、新規制基準適合性審査を進めているところでございます。

○浅野委員　現在の対応状況については分かりました。

ただ、何度も申し上げますが、有識者会議に、最終的な、活断層かどうかまでの判断をさせてはいけないと思うんです。なぜなら、一回そこで出してしまうと、今回まさに事業者側は、いや、そうではないということで追加調査を実施して、活断層ではない根拠というのを示して、結局、有識者会議が出した結論を覆さなきゃいけない、どっちが正しいか論争になってしまっているんですね。これは極めて非生産的ですし、それによって膨大な時間と労力が費やされている。

先ほどからありますように、標準処理期間二年という中でいかに正確で透明性の高い審査を行っていくか、これは非常に重要な問題だと思いますので、そういった意味では、有識者会議の今後の役割、有識者会議に出してもらうべき結論といいましょうか、提示してもらうべき内容、これはしっかり規制委員会としても精査をしていただいて、このようなことが起こらないように是非改善を図っていただきたいと思います。

続いての質問になりますけれども、今回の敦賀二号機の審査の中で、このやり取りの後なんですが、聞いておりますと、二〇二〇年に事業者が指摘を受けた内容がありまして、それは、それまで肉眼で確認をしていた試験片に対する評価、これを顕微鏡で見るようになって、当然、顕微鏡で見た方が詳細な情報が分かりますので、規制委員会に提出する資料、これを肉眼で確認した内容から顕微鏡で確認した内容に変えて出した。ところが、それが勝手に変えたということになって、調査データのトレーサビリティーなどが確保できないということで審査会合が一時留保されていたということなんですね。

先日送られてきました令和四年度の原子力規制委員会の年次報告の中にもそれが書いてあるんですけれども、令和二年の二月七日にその資料の書換えが分かり、一旦その審査が止まってから、内容の確認をして審査が再開されたのが令和四年の十二月九日、この間、実に二年十か月ということなんです。

よくよく話を聞いていますと、要するに、追加の調査データを示すときに、文書の差し替えでいいのか、両方添付すればいいのか、こんな書類の扱い方の意思疎通ができなかったばかりに、事業者は差し替えをしてしまって、それは問題だということで二年十か月審査が止まった、結局、そういうことだったんですよね。

これは、単純に言えば、規制委員会と事業者との間で書類の取扱いに対するコミュニケーションが不足していただけなんじゃないか。それによって二年十か月も時間が使われてしまった。これは非常に問題だと思いますので、是非今後は、これを反省していただき、書類の作成、追加、修正等に関する基本的なルールは、規制委員会と全ての被規制者との間で事前に確認するようにしていただきたい。そうすれば、書類の差し替えか同時添付か、そんな問題で二年以上も審議が止まるなんということは避けられますから、是非これをやっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

御指摘がございました日本原電のボーリング柱状図のデータ書換えは、誤記等の問題ではなく、新規制基準への適合性の判断の根拠となる科学的、技術的データを元データと異なるものに書き換えたということでございます。事業者とのコミュニケーションの問題によるものではないと認識しております。

一方で、審査が効率的かつ効果的に進むことは、原子力規制委員会としても望ましいことだと考えております。このため、審査の予見性を確保するため、審査の早い段階で論点を明示するとともに、審査会合の最後に指摘事項を双方で確認し、共通理解を得るなどの取組を行っております。

いずれにしても、規制委員会としては、審査が適切に行えるよう、引き続き、事業者とのコミュニケーションを図りつつ、審査プロセスの改善にも努めてまいりたいと考えております。

○浅野委員　これは書換えであってコミュニケーション不足によるものではないということなんですが、それは規制委員会の立場からの一方的な見方だと思いますね。私のような立法府、あるいはこれを客観的に見ている立場からすると、事前に、差し替えるべきなのか、変えた部分は両方添付をするべきなのかを決めておけば、この問題は未然に防止できたはずだと思います。

この事案が起きてから、規制委員会としては、今回の書換えの問題は、深刻度判定というのがありますけれども、深刻度をＳＬ３という段階に評価をしたということであります。これは、原子力安全上又は核物質防護上一定の影響を有する事態をもたらした、又はそうした事態になり得たものということで、深刻度が下から二つ目の評価になるわけですけれども、これは、でも、私から見れば、単純なコミュニケーション不足による、書類の扱いの意思の疎通が図れていなかったことによる極めて単純な原因から起きた甚大な時間と労力の損失である、そういうふうに見えます。

是非ここは謙虚に受け止めていただいて、今回の事案が書換えであってコミュニケーション不足ではない、そういうふうに規制委員会が認識されるのは規制委員会の裁量の範囲かもしれませんが、是非こうした指摘を謙虚に受け止めていただいて、今後は、こうした書類の取扱いによる長期間の審査が止まることを避けるために、是非、被規制者との十分なコミュニケーションを取っていただくことをお願いをして、時間が来ましたので、私の質問は終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○鈴木委員長　次に、阿部知子君。

○阿部(知)委員　立憲民主党の阿部知子です。

本日、私は、二〇一一年の三月十一日の東京電力福島第一原発事故以降十二年も経過いたしましたが、事故の収束作業にしばしも休まず従事してくださっている現場の労働者の問題について質疑をさせていただきます。

実は、昨年、厚生労働委員会で福一の作業に関わる皆さんの被曝の問題を取り上げさせていただきましたが、そもそも原子力規制委員会は、その三条に国民の生命、健康そして財産の保護とありますので、被曝労働者も含めた生命あるいは健康の保護ということもまた規制委員会の任と思いますので、その観点からお尋ねをいたします。

2023年4月11日
地域活性化･こども政策･デジタル社会形成に関する特別委員会
（質疑要旨）

障害児支援に関する所得制限の撤廃について

2023.4.11（Tue）地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会（一般質疑）

現状･課題意識

●3月31日に政府が発表したこども･子育て加速化プランの中に、障害者支援に関する所得制限の撤廃が含まれていない。

●プランの基本理念には、経済環境を含めたいかなる環境、家庭状況にあっても、分け隔てなく子どもが大切に育まれ、笑顔で暮らせる社会をめざすとある。

●障害の種類や生活様式は多様だが、実際に非常に大きな経済的負担かかり、所得による逆転現象も生じている。【資料1】

委員会での浅野の発言要約

「障害児支援に関する所得制限全体を最優先で撤廃すべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「今回のプランでは基礎的支援として児童手当の拡充を図り、これは障害児を持つ家庭の支援にもなる。また、インクルージョン推進の観点から、児童発達支援センターの機能強化を行っていく。」

小倉大臣

高校授業料無償化に関する所得制限について

2023.4.11（Tue）地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会（一般質疑）

現状･課題意識

●高校授業料無償化は、2010年に特定扶養控除を縮小し、その財源をもって所得制限が撤廃されたが、2014年に再び所得制限が導入された。

●所得制限は、共働き世帯では目安年収910万円であり、令和3年度の実績によると、20％程度の生徒が受給できていない。

委員会での浅野の発言要約

「制度導入の経緯や共働き世帯が増えている状況から、高校授業料無償化に関する所得制限も撤廃する必要があるのではないか。また、多子世帯への配慮を導入すべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「様々な家庭の事情に合わせた多層的な支援も重要だが、全ての家庭に通ずる基礎的な給付（底上げ）として、まず児童手当について、所得制限の撤廃と高校までの延長、多子世帯への拡充を検討していく。」

小倉大臣

2023年4月11日
地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会
（質疑要旨）

こども・子育て支援の財源について

2023.4.11（Tue）地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●財源についてはこれから議論し、6月の骨太方針までに示すとしているが、社会保険料への上乗せが有力との報道がある。

●社会保険料は、保険料を財源に保険給付を行うという、医療や死亡、障害等のリスク分散を活用した保険原理を適用している。

●今回のプランの中では、児童手当や住宅支援等、幅広い支援策が盛り込まれている。

委員会での浅野の発言要約

「こども・子育て支援が保険原理におけるリスクとなり得るのか。」

政府の答弁要約

「例えば、出産育児一時金については、健康保険法上、経済的負担の発生する保険事故として位置づけており、育児休業給付については、失業に準じた保険事故として、雇用保険制度を実施している。」

資料1　障害者福祉の所得制限で発生する「所得の逆転」

重度心身障害の子どもがいる家庭（母親は専業主婦、他に健常児の子どもがいる4人家族、子どもは3歳以上中学生以下）

	年収750万円の場合	年収1,200万円の場合
手取り額	約580万円	約850万円
児童手当	＋24万円	
特別児童扶養手当	＋62.88万円	なし
障害児福祉手当	＋17.82万円	
デイサービスやショートステイに係る費用	－5.52万円	－44.64万円
補装具に係る費用	－3.72万円	－約135万円
生活にかけられるお金	**約675.46万円**	**約670.36万円**

（出典：2023年4月8日 TBS NEWSDIG掲載記事「障害児福祉の所得制限で“所得の逆転” 「我が家の方がたくさん納税しているのに」当事者家族の悲痛な叫び」を基に浅野事務所で作成）

【配布資料1／1】　地域・こども・デジタル特別委員会（２０２３年４月１１日）
国民民主党・無所属クラブ　衆議院議員　浅野　哲

第二百十一回国会　衆議院　地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録　第五号

令和五年四月十一日（火曜日）

午前十時開議

出席委員

委員長	橋本　岳君		
理事	今枝宗一郎君	理事	坂本　哲志君
理事	田中　英之君	理事	谷川　弥一君
理事	坂本祐之輔君	理事	湯原　俊二君
理事	中司　宏君	理事	中川　宏昌君
	井原　巧君		石橋林太郎君
	石原　正敬君		今村　雅弘君
	大野敬太郎君		小寺　裕雄君
	小森　卓郎君		鈴木　隼人君
	谷川　とむ君		土屋　品子君
	中川　郁子君		中曽根康隆君
	深澤　陽一君		牧島かれん君
	宮路　拓馬君		保岡　宏武君
	山口　晋君		渡辺　孝一君
	末次　精一君		堤　かなめ君
	福田　昭夫君		緑川　貴士君
	森田　俊和君		住吉　寛紀君
	堀場　幸子君		輿水　恵一君
	吉田久美子君		鰐淵　洋子君
	浅野　哲君		西岡　秀子君
	高橋千鶴子君		

国務大臣（こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画担当）		小倉　將信君	
文部科学副大臣		築　和生君	
文部科学大臣政務官		伊藤　孝江君	
政府参考人（内閣官房内閣人事局内閣審議官）		滝澤　依子君	
政府参考人（こども家庭庁長官官房長）		小宮　義之君	
政府参考人（こども家庭庁成育局長）		藤原　朋子君	
政府参考人（こども家庭庁支援局長）		吉住　啓作君	
政府参考人（文部科学省大臣官房学習基盤審議官）		寺門　成真君	
政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）		安彦　広斉君	
政府参考人（スポーツ庁審議官）		星野　芳隆君	
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）		鳥井　陽一君	
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）		松本　圭君	
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）		宮本　悦子君	
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）		日原　知己君	
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）		森光　敬子君	
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）		朝川　知昭君	
衆議院調査局地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別調査室長		阿部　哲也君	

委員の異動

四月十一日

辞任　　補欠選任

石田　真敏君	深澤　陽一君
宮路　拓馬君	山口　晋君
輿水　恵一君	吉田久美子君
西岡　秀子君	浅野　哲君

同日

辞任　　補欠選任

深澤　陽一君	石原　正敬君
山口　晋君	宮路　拓馬君
吉田久美子君	輿水　恵一君
浅野　哲君	西岡　秀子君

同日

辞任　　補欠選任

石原　正敬君	石橋林太郎君

同日

辞任　　補欠選任

石橋林太郎君	石田　真敏君

四月五日

健康保険証廃止の中止を求め、マイナンバーカード取得の強制に反対することに関する請願（穀田恵二君紹介）（第六八二号）

同（小宮山泰子君紹介）（第七一一号）

同（赤嶺政賢君紹介）（第七三六号）

同（赤嶺政賢君紹介）（第七七三号）

同（笠井亮君紹介）（第七七四号）

同（穀田恵二君紹介）（第七七五号）

同（志位和夫君紹介）（第七七六号）

同（塩川鉄也君紹介）（第七七七号）

同（田村貴昭君紹介）（第七七八号）

同（高橋千鶴子君紹介）（第七七九号）

同（宮本岳志君紹介）（第七八〇号）

同（宮本徹君紹介）（第七八一号）

同（本村伸子君紹介）（第七八二号）

健康保険証を廃止しないことに関する請願（山岸一生君紹介）（第八二二号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件（こども政策）

○**橋本委員長**　これより会議を開きます。

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成の総合的な対策に関する件、特にこども政策について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣人事局内閣審議官滝澤依子君、こども家庭庁長官官房長小宮義之君、こども家庭庁成育局長藤原朋子君、こども家庭庁支援局長吉住啓作君、文部科学省大臣官房学習基盤審議官寺門成真君、文部科学省大臣官房審議官安彦広斉君、スポーツ庁審議官星野芳隆君、厚生労働省大臣官房審議官鳥井陽一君、厚生労働省大臣官房審議官松本圭君、厚生労働省大臣官房審議官日原知己君、厚生労働省大臣官房審議官森光敬子君及び厚生労働省大臣官房審議官朝川知昭君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**橋本委員長**　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○**橋本委員長**　質疑の申出がありますので、順次これを許します。田中英之君。

○**田中（英）委員**　おはようございます。自由民主党の田中英之でございます。

今日は、小倉大臣始め、関係政府参考人の皆さんに子供政策について質問させていただきたいと思います。

措置を大幅に強化をするとしたところでございます。

○堀場委員　お時間ですので、終わらせていただきます。

今こうやってやっているのは、本当に前に進んでほしいから議論をさせていただいています。なので、またお時間を頂戴して議論を進めさせていただきたいんですけれども、学校給食だけ、大臣の強いリーダーシップに期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○橋本委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

今日は、この地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会としては、私、初めて質疑をさせていただきますし、今回からこのような特別委員会となりまして、今後、より多くの地域活性化や子供政策、デジタル関連の政策が当委員会において充実したものとなりますように、私自身も協力をしていきたいと思っております。

今日は、こども・子育て政策の強化について（試案）というものが先日政府から発表をされたということで、その内容を中心に小倉大臣に質問させていただきたいと思います。

国民民主党としては、かねてから様々な、子供、子育て関連施策の所得制限の撤廃というのを求めてきた経緯もございますし、この中で触れられております奨学金関連制度の拡充や給食費の無償化、今、堀場委員も触れられておりましたが、こういったものも進めるべきだという立場で議論を重ねてまいりました。

これらのキーワードが、今回、一部でもこの試案の中に盛り込まれたこと自体は我々率直に評価をしておりますけれども、あくまでも試案であり、そして具体的な内容がこれから決まっていく、予算についてもこれからということで、注視をしていきたいと思っております。

まず、この試案の中に書かれている基本理念という文章があるんですけれども、このように書いてあります。読み上げますが、「若い世代が希望通り結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、ストレスを感じることなく子育てができる社会、そして、こどもたちが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会、これが目指すべき社会の姿である。」この文章がそのまま記載をされておりまして、非常に、この文章を読んだ限りではいい内容だなというふうに思っているんですけれども、ただ、やはり人それぞれ、あるいは、政府の皆様と我々議員とでも、この一つ一つの言葉の解釈を一致させなければいけないと思っています。

最初の質問は、ここに書いてあるストレスという言葉ですね、単語。「ストレスを感じることなく子育てができる社会、」というふうな記述があるんですが、ここで言うストレスというのは何を指しているんでしょう。どういうときにストレスを感じるということを政府は考えているんでしょうか。

○小倉国務大臣　子育て当事者が抱えるストレスというのは、まさに人それぞれだとは思いますが、例えば、子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境であること、また、子育ての経済的、精神的、肉体的負担感があることなどが挙げられるのではないかと思います。

子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境については、例えば、子育て中の方々から直接伺った意見といたしましては、電車内のベビーカー問題など、社会全体が子育て世代に冷たい印象がある、子連れだと混雑しているところで肩身が狭いなどの声が上がっており、社会全体の意識、雰囲気が子供を産み育てることをためらわせる状況にある、そのような声も聞いたところでありますし、また、保育園の迎え、夕食、入浴、就寝などの育児負担が女性に集中する、ワンオペになっている傾向もございます。

また、二点目の、子育ての経済的、精神的、肉体的負担感につきましては、例えば、理想の子供の数を持たない、持てない理由としては、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからという経済的理由が五二・六％で最も高く、また、これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないからが高い状況にございます。

子育て支援拠点が行った調査によりますれば、拠点を利用する前の子育て状況として、子育てをしている親と知り合いたかった、子育てをつらいと感じることがあった、子育ての悩みや不安を話せる人が欲しかったなど、孤立した育児の実態もうかがえるところであります。

こういったことを踏まえまして、基本理念では、これらのストレスを感じることがなく子育てができる社会を目指すべき社会としたところであります。

○浅野委員　ありがとうございました。

今の答弁を聞いている中では、かなり多面的な、多様な側面からストレスというものを認識しているということは理解できました。

その中で、経済的負担感という言葉を今大臣も発せられたと思うんですが、次の質問で、この基本理念の中には、「こどもたちが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会、」という言葉もあります。環境あるいは家庭状況という言葉があるんですけれども、この環境や家庭状況という言葉の中に、今大臣がおっしゃった経済的な部分、あるいは、もっと具体的に聞きますと、世帯収入などの家庭の経済状況、経済環境という概念は含まれているんでしょうか。

○小倉国務大臣　委員御指摘の、試案における「いかなる環境、家庭状況」とは、例えば、一人親、障害児、社会的養護など、家庭を取り巻く様々な状況を指しており、その中で家庭の経済状況も含むものと認識をしております。

このため、今般の加速化プランでは、一人親を雇い入れ、人材育成、賃上げに向けた取組を行う企業に対する支援ですとか、資格取得を目指す一人親家庭に対する支援の充実、児童発達支援センターの機能強化による、地域における障害児の支援体制の強化や巡回支援の充実、社会的養護の下で育った子供の自立支援に向けた取組の強化、全ての子供の育ちを支える経済的支援の基盤の強化としての児童手当の所得制限の撤廃、高校卒業までの延長、多子世帯の経済的負担を踏まえた手当額の拡充などに取り組むこととしたわけでございます。

○浅野委員　今、大臣の答弁の中にもありました、次の質問は障害児支援について伺いたいと思うんですが、やはり、今、大臣の答弁を聞いておりましても、様々な、一人親家庭ですとか障害を持ったお子様を育てている家庭ですとか、いろいろな状況、それとある程度相関を持った形で、その家庭の経済的負担であったり経済状況というのが今あるんだということを、これまでいろいろな機関が分析をしているわけです。

やはり、先ほど確認させていただいたように、これからの子供、子育て政策の在り方として、いかなる環境、家庭状況、つまりは経済環境も含んだ、いかなる環境にあっても全ての子供を分け隔てなく大切にする、育む社会があるべき姿だというふうに、今、政府は、こう書いてあるわけですよね。

そう考えると、今回、私たち国民民主党としては、従前から、障害児福祉に関わる、障害児支援策に係る所得制限の撤廃というのを最優先事項に挙げて求めさせていただきましたし、大臣の下にも我々国民民主党の所属議員と当事者の親御さんと一緒に伺って、いろいろな話を聞いていただきました。

今回、この試案の中には、障害児福祉に係る経済的支援の具体策、あるいはその所得制限の撤廃に関する記述というのは余り見受けられませんでした。書いてあるのは、伴走型支援体制を強化したりだとか、あるいは、今後のこども大綱の中で検討していくというような記述はあったんですが、もうこれだけやはり現場が困っている中で具体策がないというのは、ちょっと、私としては問

題視をしてございます。

大臣はこれまでもいろいろな当事者の声を聞いてきたというふうに、今日も答弁の中で触れられておりましたが、その中に、障害児支援策の所得制限を求める声というのはありましたでしょうか。

○小倉国務大臣　今回の試案の取りまとめに当たりましては、関係府省会議やこども政策対話等を通じて、今まさに子育てをしている方々、学識経験者の方々など、様々な意見を伺いながら、あるべき政策についての議論を重ねたところでございます。

例えば、関係府省会議におきましては、障害児を育てている親御さんではありませんが、障害児を育てている親御さんとも直接関わりながら障害児支援を行われている有識者の方から意見を聞いており、児童発達支援センターの機能強化や家族支援の充実などについて御意見をいただき、これは今、先ほど申し上げたような試案にも盛り込んだところでございます。

また、私自身が、こども政策担当大臣に就任して以来、障害のあるお子様を育てる親御さんと直接お話をする機会もいただいております。このような機会に加えて、様々な機会を通じて御意見を伺っており、障害児を育てる親御さんの御意見の中には、障害児支援に係る施策の所得制限を撤廃するべきとの意見もあるものと承知しております。

○浅野委員　ありがとうございました。

やはり、そういう声は私も何回も聞いておりますし、大臣自身も聞いてきたということですが、やはり、冒頭のこの基本理念に立ち返ると、何回も申し上げて恐縮ですが、経済環境を含めたいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく子供が大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会が目指すべき社会の姿だと、これは政府が言っているわけですから、やはり、この所得制限というのは、まさに家庭の経済環境で支援対象を区別する、そういう制度ですから、これは撤廃をするのが基本理念にも矛盾しない対応だというふうに思います。

今日は、是非、障害児福祉に係る所得制限を撤廃すべきだという立場から、資料を一枚だけ用意をさせていただきました。

これは、先日、ウェブニュースで掲載された記事から私の事務所の方で作成をした比較表なんですけれども、重度心身障害のあるお子様がいる家庭をモデルにした場合で、年収が七百五十万円の場合と千二百万円の場合でどのくらい政府からの支援に差があるのかというのをモデルとして比較をした表になります。

こちらを見ていただきますと、年収七百五十万円の御家庭の場合、児童手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、これはそれぞれ年間でこれぐらいもらえるという金額が書いてあるんですが、合計すると百四万七千円程度になります。そして、出るお金ですね、デイサービスやショートステイにかかる費用や、車椅子ですとか、移動のために必要な補装具にかかる費用、それぞれ、合計をすると九万円強、十万円弱ぐらいの金額になります。それを、単純計算ですが、足し引きすると六百七十五・五万円くらいが生活にかけられるお金というふうに計算がされるんだそうです。

一方、年収千二百万円の御家庭の場合、先ほど申し上げた児童扶養手当や特別児童扶養手当、障害児福祉手当は、所得制限のため、もらうことができません。そして、デイサービスやショートステイにかかる費用は、毎月三万七千二百円負担で十二か月分計算しているんですが、大体四十五万円。さらには、補装具。これは、車椅子、車に乗せるときのカーシート、そして、座るための装置ですね、座位保持装置といいますが、例えばこれを自宅と学校に置いた場合、これで百三十五万円程度かかるんだということだそうです。そうすると、生活にかけられるお金が六百七十万円ちょっとということで、逆転をするんだというような、こういう指摘内容を表した表になります。

これはあくまでもモデルですから、決してこのとおりになるわけではないんですけれども、現実問題、補装具に関する経済的負担、非常に大きなものがあるというのは大臣も御認識されているかと思います。

そして、子供がどういう障害を持っているのか、あるいは、どういう生活、ライフスタイルを送っているのか、自宅と学校の位置関係や、あるいは、移動のために子供のことを守る補装具をどのくらい必要としているのか、こういったことは多様でありますが、やはり、こうした現実を考えると、補装具費支給制度の所得制限、特にこれは所得制限を撤廃すべきだと思いますし、障害児支援に係る所得制限全体を速やかに、撤廃に向けて動くべきだと思うんですが、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○小倉国務大臣　今回の試案は、特にその中核となる加速化プランでありますが、二〇三〇年までの六、七年で、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであることを踏まえ、まずは、今後三年間を集中期間として、その期間、取り組むものを整理をしたものでございます。

その加速化プランでは、国際比較において相対的に割合が低い現金給付を強化することとしておりますが、その際、まず、全ての子供の育ちを支える経済的支援の基盤を強化することとし、具体的には児童手当を基礎的な支援と位置づけた上で、所得制限の撤廃、高校卒業までの延長、多子世帯の経済的負担を踏まえた手当額の拡充を行いますほか、高等教育費の負担軽減や住宅支援の強化などを行うこととしております。これは、障害児の御家庭の経済的負担の軽減にも大きく資するものではないかというふうに考えております。

それに加えて、障害児支援につきましては、先ほど申し上げたように、支援基盤の拡充を中心に速やかに取り組むことに重点を置いておりまして、具体的には、インクルージョンの推進、非常に要望が大きかった点でありますけれども、このインクルージョンの推進の観点から、児童発達支援センターの機能強化による、地域における障害児の支援体制の強化や巡回支援の充実などを行うこととしたわけでございます。

特に、御指摘いただいた障害児等に対する補装具費支給制度等につきましては、これは御党の議員に対しまして総理も他委員会で申し述べたように、制度の持続可能性や公平性等を踏まえて所得制限が設けられているものであり、その撤廃については、他制度との関係も含めて慎重な議論が必要であると考えております。

○浅野委員　今の答弁を聞いて納得する人がどれだけいるのかということであります。

これはちょっと更問いになりますから参考人でも構わないんですけれども、やはり、大臣は今、児童手当の所得制限撤廃と、高等教育の、いわゆる奨学金制度を始めとする高等教育に対する支援拡充と、住宅支援というのを例に挙げられましたが、特に障害をお持ちの子供が高等教育にどれだけ進学しているか、そして、一般の家庭と比較して、特に身体的障害を持っているお子さんの家庭というのは、例えば家庭用エレベーターの設置が必要であったりですとかいろいろな、通常の健常者だけの御家庭とは違う対策をしなければならず、それだけ経済的負担というのは高いんですね。

そもそも、参考人に聞きたかったのは、今の児童手当の所得制限撤廃、高等教育の支援拡充、そして住宅支援、これがあれば障害児福祉の制度が現状のままでも公平だと言えますか。十分にその支援が充実されれば、障害児を育てている御家庭の、こういった経済的に困窮している状況、困っている状況というのは解消されると言えるんでしょうか。（発言する者あり）

○橋本委員長　速記を止めてください。

（速記中止）

○橋本委員長　速記を起こしてください。

こども家庭庁吉住支援局長。

○吉住政府参考人　済みません、通告はなかったんですが、答弁をさせていただきます。

障害児支援に関する福祉サービスの利用に際しては、いわゆる所得制限、まさに所得が一定額を超えると全額負担となる制限が設けられているものではなく、過剰な負担とならないよう所得に応じた自己負担額を設定といった仕組みとなっているものというふうに承知をしております。

いずれにいたしましても、社会全体の意識を変え、子供、子育てを応援するものとなるよう、個別の施策ではなく、ライフステージを通じた施策のパッケージを進める必要があるということで、今回のたたき台がまとめられたというふうに認識をしております。

なかなか、いろいろと、先生からの御指摘もございますけれども、いずれにいたしましても、今後、いろいろと先生からの御指摘を踏まえて検討をしてまいります。済みません。

○浅野委員　先ほどちょっと通告にない質問をしてしまいましたが、先日、総理が答弁した際も、公平性というキーワードを使ったんですね。ただ、障害児を育てている世帯から見れば、ほかの家庭と自分の家庭を比較して公平かどうかなんということよりも、とにかく今子供を育てるので精いっぱいですし。

表を見てください。所得制限に係ることで、年間、デイサービスとか補装具にかかる費用を合計すると百八十万円ぐらいかかる計算になるんですね。必ずかかるものではないというのは先ほど申し上げたとおりなんですが、ただ、百万円を優に超える費用が一つの家庭に、障害児一人に対してかかっている現実というのがあるんですよ。だから、これを、公平性を保つために所得制限を肯定する考え方というのは、私は、余りにも一隅を照らさない、そういった社会的に支援が必要な国民に対して目を向けない発言だと思うんですね。

ですから、これはよくよく今後、どういう言葉を使って説明をするのかというのは注意をいただきたいですし、私、調べたら、補装具費支給制度の全体予算って百五十億円ぐらいらしいんですが、この所得制限にひっかかっている世帯の割合というのは、多く見積もっても一割いるかいないかだそうなんです。つまり、十五億円の予算が追加できれば、この問題は解決するんですよ。

今回、防衛費も含めていろいろな予算が確保されていますし、また、少子化対策で様々な予算をこれから考えていくに当たって、この十五億円で日本に住む補装具を必要とする子供たち全員に支給ができる、これは是非実現をしていただきたいと思います。これは再三大臣にも申し上げていますから答弁は求めませんが、やはり、支援を必要としている子供たち、あるいはその御家庭、この基本理念にもあるように、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく、笑顔で暮らせる社会、これが日本が目指す社会なのであれば、このくらいの政治判断はしていただきたいということをお伝えしたいと思います。

では、次の質問ですが、次は高等学校就学支援金制度について質問させていただきます。

高校授業料の無償化は、二〇一〇年に、特定扶養控除を縮小し、その財源をもって所得制限を設けずに導入された制度でありましたが、その後、二〇一四年に所得制限が導入されたという経緯がございました。問題としたいのは、この頃と、やはり今、共働きの世帯が非常に増えてきていて、所得制限制度というものがちゃんと時代についてきているのかという問題であります。

高校授業料無償化は、共働き世帯では目安年収九百十万円が基準となっていますが、この九百十万円を超える世帯はどの程度の割合いるのか、まずその実態を教えていただきたいと思います。

○寺門政府参考人　お答えを申し上げます。

お尋ねの点につきまして、高等学校等就学支援金の対象となる生徒のうち、この支援金を受給していない生徒の割合についてお答え申し上げますが、令和三年度の受給実績からいたしますと、おおむね二割というふうに私どもは承知してございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

やはり、先ほども申し上げましたが、高校授業料の無償化が導入された経緯や、共働き世帯が現に増えている状況を踏まえれば、今答弁いただいたような、約二割ぐらいの世帯が所得制限の影響でこの支援を受けられない状況になっている。

ということは、それでもやはり今、日本の国民の生活というのは苦しいわけですよね。学費が家庭では捻出できず、今、奨学金を申請する学生が昔と比べれば物すごく増えているわけですよ。ですから、高校授業料に関する所得制限も撤廃する必要があるのではないかというふうに思います。

少なくとも、奨学金と同様に、今回、「多子世帯への配慮」という記述が奨学金に関しては盛り込まれましたが、高校授業料の無償化についても、この多子世帯への配慮という考え方は是非導入すべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○小倉国務大臣　今までの議論をお伺いしていて、公平性というのは非常に難しい課題かなと感じております。

と申しますのは、やはりそれぞれの御家庭に様々な事情があると思います。浅野委員議論いただいたように、障害児のお子さんを持つ方、一人親の方、あるいは高校生の子供を持つ方、大学に進学をした人、様々あると思います。そういった一つ一つの家庭の御事情に鑑みて、きめ細かい支援をしていくというのも重要だと思います。多層的に支援をしていくというのも重要でありますが、しかし、それぞれの家庭の御事情があるわけですから、だからこそ、全ての家庭に通ずる基礎的な給付として、児童手当の所得制限の撤廃と高校までの延長、さらに、多子世帯に関しましては国際的な議論を踏まえながら拡充をしていくという方向性を示したわけでございます。

そういう意味では、加速化プランでまさに基礎的と位置づけられる児童手当の拡充を行うことによって、様々な事情を抱える御家庭の経済的な負担を、どの家庭がというわけではなく、しっかり底上げをしていくというのが私どもの考え方でございます。

その上で、この加速化プランのＰＤＣＡとして、しっかり実施状況や効果等を検証しつつ、その上でライフステージを通じた経済的支援の更なる強化については適切に見直しを行うこととしておりますので、まずは加速化プランに書かれております様々な施策について議論を深めていくことを今優先をしているということでございます。

○浅野委員　私は、児童手当の今回の所得制限撤廃や対象年齢の拡大や、あるいは多子世帯への配慮規定が明記されたことを大変評価しておりますし、むしろ、その考え方をいろいろな施策に横展開をしていただきたいと思っているんです。

ただ、その中でもいろいろな優先順位の議論はあってしかるべきだと思いますし、特に今日は、障害児支援そして高校授業料の無償化については優先度が高いのではないかということで取り上げさせていただきましたが、是非、児童手当のその考え方をもっと広げていただきたいということは繰り返し申し上げたいと思います。

時間がなくなってきました。次は、この財源についての話に移りたいと思ったんですが、まず一問だけ質問したいと思います。

これらの施策をするための財源は、これから議論をして骨太方針までに示すというふうに言われておりますし、一部報道では社会保険料への上乗せの可能性も触れられております。

社会保険料というのは、国民や事業者が払った保険料を財源にして給付を行うという仕組みです、これはもう釈迦に説法ですけれども。いわゆる医療や死亡、障害などのリスク分散を活用した保険原理というのを適用しているんですが、子供、子育てに関する施策を、この保険原理に基づいて社会保険料を財源とするというのは、ちょっと違和感があるんですね。

なぜなら、子供、子育てはリスクなのかということなんです。リスクであれば社会保険料で手当てをすることは妥当だと思いますけれども、リスクでないのであれば社会保険料で手当てをするとございます。

いうのは若干不適切なのではないか。若干ではないですね、間違いじゃないか、こういうふうに感じるわけでありますが、その辺りを政府が今どう考えているのか、伺いたいと思います。

○朝川政府参考人　お答えいたします。

先生おっしゃいますとおり、社会保険は、人生の様々なリスクに備えまして、人々があらかじめ保険料を出し合い、実際にリスクに遭遇した方に必要なお金やサービスを支給する仕組みであると承知しております。

現在、子供、子育て関連施策の財源につきましては、それぞれの制度の趣旨に応じて制度設計が行われております。

例えばですが、二つほど申し上げますと、現行制度においては、出産育児一時金につきましては、健康保険法において、出産は経済的負担の発生する保険事故の一つとして位置づけられておりまして、その一環として、出産に要する経済的負担を軽減する観点から、医療保険の保険料により拠出されております。

また、育児休業給付につきましては、雇用保険の被保険者が育児休業期間に賃金の全部又は一部を喪失することを失業に準じた保険事故として捉えて、給付を行うことによって労働者の雇用の継続を援助、促進するという趣旨によって、雇用保険制度において実施しております。

いずれにいたしましても、今後の子供、子育て予算の財源につきましては、総理を議長といたしますこども未来戦略会議において具体的な検討を深めていくことになると承知しております。

○浅野委員　ありがとうございました。

出産育児一時金ですとか、あるいは育児休業給付金については今の答弁のとおりの考え方だと理解しているんですけれども、ただ、今回の試案の中にはそれ以外にもいろいろな、住宅支援ですとか児童手当ですとか、幅広い支援策が盛り込まれておりますから、これはこれからの議論になりますが、是非、リスクとして手当てをするものと、国が責任を持って支援をする、つまりは社会保険では手当てをしないもの、これはしっかり整理をしながら議論をしていく必要があることを指摘させていただいて、今日は時間が参りましたので、終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○橋本委員長　次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員　日本共産党の高橋千鶴子です。

岸田総理が三月までにまとめるとした、次元の異なる少子化対策の実現に向けて、いわばたたき台が発表されました。率直に言って、異次元という言葉に今更こだわる必要はないと思います。着実に、意味のある施策を重ねていけばよいのではないでしょうか。

そこで、まず、「今後三年間で加速化して取り組むこども・子育て政策」の中に、子供医療費助成についてがあります。おおむね全ての地方自治体において実施されている子供医療費助成について、国保の減額調整措置を高校卒業まで廃止すると明記しました。

減額調整措置、簡単に言えば、我々は制裁措置、ペナルティーだと指摘してきました。イメージ図は資料①にありますけれども、自治体が頑張って窓口負担をなくする、窓口でも無料にすると、無駄に病院に行き過ぎるからなどといって、その分国保に対する国の補助金を減額するということをやってきたわけです。おかしくないかと。自治体が厳しい財政の中から子育て世代の負担軽減のためにと頑張っているものを、国が制裁する。本当におかしいと思うんです。

今回はそれを一気に高校生まで減額しないことを決めたというのは、私は、ずっと取り上げてきた立場からいっても、やっとと思いますけれども、率直に喜びたいと思います。直ちに、すぐやっていただきたい。

そこで、現在、減額調整されている自治体数は幾らかと、その減額されている総額は幾らか、お答えください。

○日原政府参考人　お答え申し上げます。

国民健康保険の減額調整措置、これは、市町村が行う医療費助成により窓口負担が減額される場合に、国保財政に与える影響や限られた財源の公平な配分などの観点から、負担軽減に伴い増加した医療費分の公費負担を減額調整しているものでございますけれども、令和三年度におきまして、この減額調整措置の対象となっている市町村、こちらは全体で千五百四十二市町村ございまして、減額調整措置の規模は四百四十九億円となってございます。

○高橋(千)委員　自治体数が全国千七百四十一あるわけですが、そのうち千五百四十二ということでは、ほぼ九割ということだと思います。今や、中学校卒業まで、あるいはそれ以上無料が市町村で九五％にまで広がっています。

私がこの問題を初めて国会で取り上げたのは二〇〇四年ですが、そのときはまだ、中学校卒業まで通院で無料というのは三七・五％でした。また、ペナルティーの額は二〇〇九年度で七十一億円でした。それが今、四百四十九億円にまで広がるということは、たとえ減額されても窓口無料を行う自治体が広がったことの証左だと思います。ほとんどがやっているのだから、もういわゆる公平性を語る意味がないわけです。

たたき台には、「減額調整措置を廃止」の後に、「あわせて、適正な抗菌薬使用などを含め、こどもにとってより良い医療の在り方について、今後、国と地方の協議の場などにおいて検討し、」と書いています。この趣旨は何か、なぜこれを書き込んだのか。

○藤原政府参考人　お答え申し上げます。

先日取りまとめを行いましたこども・子育て政策の強化に関する試案におきましては、今後三年間で加速して取り組む子供、子育て政策として、地方自治体から特に要望の強かった子供医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止を盛り込んだところでございます。あわせて、適正な抗菌薬使用などを含め、子供にとってよりよい医療の在り方について、今後、国と地方の協議の場などにおいて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしております。

このような文言が盛り込まれた背景についてお尋ねがございました。

子供の医療費について、窓口での負担を求めず無償化することについては、不適切な抗生物質の利用などの増加が懸念をされること、比較的健康な子供の外来受診を増やすなど様々な課題があるといった実証研究の指摘があると承知をしておりまして、こうした指摘を踏まえて、子供の医療の在り方について丁寧に検討していく必要があるというふうに認識をしております。

いずれにしても、今回の試案を踏まえましてこども未来戦略会議が設置されたところであり、今後、この会議の下で議論を深めて、医療保険制度を所管する厚生労働省とよく連携しながら対応してまいりたいと思っております。

○高橋(千)委員　これは厚労委員会や参議院の予算委員会でも議論をされたことですので。

東大の研究テーマ、データにおいて、でも、たった一つの論文なわけですよね。抗生物質を使い過ぎているとか、二百円の自己負担を取れば一〇％医療費が減るけれども、逆に、取らなければ、無料にすれば一〇％分医療費が増える、こうしたデータを何か振りかざすようにして、受診が増えるんだとか、適正じゃないなどということを言っているというのは、非常に残念なことだと思いますね。

だって、もしも薬を使い過ぎているというのであれば、それは医師の問題であって、子供さんがそれを望んでいるわけではないわけですから。忙しい子育て世帯が時間をつくって病院に行くのに、それを不適切だなどと言う必要は全くないと私は言いたいと思うんですね。

それで、大臣に伺いたいのですが、子供医療費無料化を人口減少、少子化対策として位置づけている自治体も多いと思うんですね。そのことをどう思うのかということと、そのことを横並び圧力などと批判をするわけなんですね。逆に、住民の方が、隣の市だったら無料だったのに何でこの町

2023年4月19日
経済産業委員会・環境委員会・原子力問題調査特別委員会 連合審査会
（質疑要旨）

原子力発電所の運転年限の科学的根拠について

2023.4.19（Wed）経産・環境・原子力特 連合審査会（一般質疑）

現状・課題意識

●これまでの議論から、運転期間を40年、延長できる期間を20年とした理由について、科学的根拠に基づいたものはない。

●運転期間を40年とした理由は、当初、原子炉設置許可の審査の際に、40年運転を仮定して評価が行われていたことが挙げられる。

●延長できる期間を20年とした理由も、米国の規制を基にしたとされる。

委員会での浅野の発言要約

「原子力発電所の運転期間や延長できる期間は、科学的根拠に基づくものなのか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「40年、延長20年という年限は、米国の事例を参考にしている。機器、設備の科学的寿命や安全性ではなく、原子力発電の競争政策上の継続的使用期間の観点から定められたものである。」

山中原子力規制委員長

利用政策で運転期間を定める目的について

2023.4.19（Wed）経産・環境・原子力特 連合審査会（一般質疑）

現状・課題意識

●今回の法改正により、原子炉規制法で定めていた運転期間の上限が、利用法である電気事業法で定められる。

●運転期間を定めること自体は同じでも、規制法と利用法では法目的が異なると考える。

委員会での浅野の発言要約

「電気事業法で運転期間の上限を定めることの趣旨、目的は何か。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「運転期間の在り方については安全規制ではなく利用政策という原子力規制委員会の見解を踏まえて、GXの実現と将来の安定供給の選択肢を確保する目的で政策判断した。」

西村経産大臣

2023年4月19日
経済産業委員会・環境委員会・原子力問題調査特別委員会 連合審査会
（質疑要旨）

今後の原子力政策の議論に向けて

2023.4.19（Wed）経産・環境・原子力特 連合審査会（一般質疑）

現状・課題意識

●材料に関する技術や品質維持にむけた管理技術は日々進歩している。

●安全面について、原子力規制委員会が審査するから大丈夫ではなく、経産省としても科学的な検証を行い、利用政策として基準を設ける必要がある。

●今後、原子力の利用期間について議論する場合、その時の政策や政治判断を根拠とすべきではない。

委員会での浅野の発言要約

「原子力発電所に係るリスクの定量的な分析手法等の確立や普及を進めていくべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「経産省として、規格基準の策定に必要なデータの蓄積、効率的な保守管理を実現するための定量的なリスク分析手法の整備、各国とも連携しながら継続的に技術的知見の拡充、政策支援を進めていく。」

西村経産大臣

原子力規制庁の情報セキュリティ管理について

2023.4.19（Wed）経産・環境・原子力特 連合審査会（一般質疑）

現状・課題意識

●原子力発電所の運転期間延長については、昨年7月時点から経産省と原子力規制庁で事前調整を行っていたことが報道された。

●12月には規制庁が作成した内部資料が、NPO団体により公表されている。

●上記のような行政同士の情報のやり取りが、産業分野に対する国民の信頼を損なわせている。

委員会での浅野の発言要約

「公表前の資料が外部に漏洩したことについて、しっかりと内部調査を行い、厳正な情報セキュリティ管理を再徹底すべきではないか。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「当該資料については、アクセスした職員を特定して聞き取り調査を行い、環境省以外には渡していないと確認している。原子力規制委員会としては、職員に対し、情報管理の重要性を日頃から周知するとともに、定期的な研修を実施している。」

山中原子力規制委員長

2023年4月19日
経済産業委員会・環境委員会・原子力問題調査特別委員会 連合審査会
（質疑要旨）

配布資料

経緯

昨年12月21日、当室が関係者からの資料提供を受けて明らかにした以下の資料から、運転期間延長に関して、正式な検討が始まる10月5日以前から資源エネルギー庁と原子力規制庁が協議していたことが発覚

原子力資料情報室が12/21に公表　年8月29日原子力規制庁作成資料

- 来年の常会に提出予定のエネ関連の「束ね法」（経産主請議）により、現在、炉規制法に規定されている発電炉の運転期間制限を、電気事業法に移管。
- これに伴い、同束ね法により、【高経年化対策に関する安全規制】を炉規制法に新設。
- 重要広範となる可能性も念頭に、スケジュール、立法事実/法律事項などを、今後、経産省とも調整・検討。規制庁内は当面、4名程度のコアメンバーで立案作業に着手。

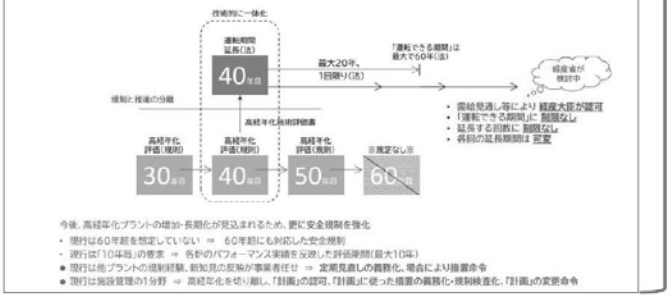

日時	概要
2020年7月29日	原子力規制委員会、いわゆる運転期間規制に関する令和2年7月見解を発表。その後、経産省・規制庁でこの文書の解釈について断続的に協議
2021年7月頃	原発運転期間延長案が浮上
2022年7月頃	金城原子力規制企画課長、7月就任時に、前任者（現・原子力規制部長）から「運転期間については次長に相談しながらやるように」と引き継ぎ
7月28日～	規制庁、経産省と運転期間延長について複数回面談・電話で打ち合わせ
8月24日	GX実行会議で首相が原発運転期間延長を含めた検討指示
9月22日	31回原子力小委員会で運転期間延長に関する検討開始、事務局が規制委とのコミュニケーションの必要性について発言
9月28日	41回原子力規制委で規制庁に運転期間延長について経産省にヒアリングするための調整を指示
10月5日	42回原子力規制委で経産省から運転期間延長をヒアリング、規制庁に検討を指示
11月2日	48回原子力規制委で規制庁が運転期間延長の検討結果を報告、方針を概ね了承
12月21日	当室、規制庁内部資料を公表
12月27日	規制庁、内部資料であること、協議があったことを認める ← 自ら明らかにしたことではない
2023年1月上旬	規制庁職員、霞が関駅でエネ庁職員から7月以降の協議時のエネ庁資料について一式受領。保持していた資料はメモ書きがあったとして破棄。
2月3日	規制庁が作成した資料について黒塗りの上で公表、エネ庁分は情報開示請求を移送
3月31日	エネ庁、当該資料を開示決定。

（出典：2023年4月14日 NPO法人原子力資料情報室の記者会見資料を基に浅野事務所で作成）

経産・環境・原子力連合審査会（２０２３年４月１９日）
国民民主党・無所属クラブ　　衆議院議員　　浅野　哲

第二百十一回国会　衆議院
経済産業委員会　環境委員会　原子力問題調査特別委員会　経済産業委員会連合審査会　議録　第一号

令和五年四月十九日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

経済産業委員会

委員長　竹内　譲君
理事　井原　巧君　理事　岩田　和親君
理事　関　芳弘君　理事　細田　健一君
理事　落合　貴之君　理事　山崎　誠君
理事　小野　泰輔君　理事　中野　洋昌君
石井　拓君　石川　昭政君
石橋林太郎君　稲田　朋美君
今枝宗一郎君　加藤　竜祥君
勝目　康君　上川　陽子君
小森　卓郎君　國場幸之助君
佐々木　紀君　塩崎　彰久君
杉田　水脈君　鈴木　淳司君
鈴木　貴子君　武部　新君
土田　慎君　冨樫　博之君
長坂　康正君　西野　太亮君
福田　達夫君　本田　太郎君
牧島かれん君　松本　洋平君
宗清　皇一君　山際大志郎君
山下　貴司君　大島　敦君
菅　直人君　篠原　孝君
田嶋　要君　馬場　雄基君
山岡　達丸君　足立　康史君
遠藤　良太君　前川　清成君
中川　宏昌君　鈴木　義弘君
笠井　亮君

環境委員会

委員長　古賀　篤君
理事　菅家　一郎君　理事　堀内　詔子君
理事　務台　俊介君　理事　鷲尾英一郎君
理事　篠原　孝君　理事　森田　俊和君
理事　漆間　譲司君　理事　奥水　恵一君
五十嵐　清君
石原　宏高君
今枝宗一郎君
武村　展英君
穂坂　泰君
八木　哲也君
山口　壯君
坂本祐之輔君
馬場　雄基君
空本　誠喜君

原子力問題調査特別委員会

委員長　鈴木　淳司君
理事　石川　昭政君　理事　石原　宏高君
理事　細田　健一君　理事　宮澤　博行君
理事　野間　健君　理事　山岸　一生君
理事　一谷勇一郎君　理事　中野　洋昌君
青山　周平君　赤澤　亮正君
井林　辰憲君　泉田　裕彦君
今村　雅弘君　江渡　聡徳君
大岡　敏孝君　神田　憲次君
神田　潤一君　津島　淳君
土井　亨君　長坂　康正君
平沼正二郎君　穂坂　泰君
松本　尚君　宗清　皇一君
逢坂　誠二君　菅　直人君
田嶋　要君　足立　康史君
空本　誠喜君　中川　康洋君
平林　晃君　福重　隆浩君
浅野　哲君　笠井　亮君

国務大臣（GX実行推進担当）　西村　康稔君
環境大臣　西村　明宏君
環境大臣政務官　国定　勇人君
環境大臣政務官　柳本　顕君

政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）　山中　伸介君
政府参考人（内閣府政策統括官）　荒木　真一君
政府参考人（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官）　覺道　崇文君
政府参考人（復興庁審議官）　岡本　裕豪君
政府参考人（消防庁審議官）　鈴木　建一君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　山本　史君
政府参考人（農林水産省大臣官房生産振興審議官）　安岡　澄人君
政府参考人（経済産業省大臣官房商務・サービス審議官）　茂木　正君
政府参考人（経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官）　湯本　啓市君
政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　木原　晋一君
政府参考人（経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長）　片岡宏一郎君
政府参考人（資源エネルギー庁長官）　保坂　伸君
政府参考人（資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官）　南　亮君
政府参考人（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）　井上　博雄君
政府参考人（資源エネルギー庁資源・燃料部長）　定光　裕樹君
政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　松山　泰浩君
政府参考人（環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官）　白石　隆夫君
政府参考人（環境省地球環境局長）　松澤　裕君
政府参考人（環境省自然環境局長）　奥田　直久君
政府参考人（環境省環境再生・資源循環局次長）　前佛　和秀君
政府参考人（原子力規制庁次長）　金子　修一君
政府参考人（原子力規制庁長官官房審議官）　森下　泰君
政府参考人（原子力規制庁原子力規制部長）　大島　俊之君
参考人（東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長）　山口　裕之君
参考人（原子力委員会委員長）　上坂　充君
経済産業委員会専門員　藤田　和光君
環境委員会専門員　吉田はるみ君
衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長

本日の会議に付した案件

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二六号）

○竹内委員長　これより経済産業委員会環境委員会原子力問題調査特別委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長の職務を行います。

複合発電、ＩＧＦＣ、石炭ガス化燃料電池複合発電、また超超臨界圧、ＵＳＣ、先進超超臨界圧、Ａ－ＵＳＣ、こういったものは、日本としてはすばらしい技術で、CO_2削減を果たしてきたものであります。

そういったものをこれからどのように取り扱っていくのか、まず、環境大臣の方からお答えをお願いします。

○西村（明）国務大臣　先般のＧ７札幌気候・エネルギー・環境大臣会合、ここにおいて採択されましたコミュニケにおいては、昨年と同様に、一・五度目標に整合した形で、国内の排出削減対策の講じられていない石炭火力発電のフェーズアウトを加速するという目標に向けた、具体的かつ適時の取組を重点的に行う方針に変わりがないということを確認いたしました。

空本委員御指摘の石炭ガス化複合発電、ＩＧＣＣや、石炭ガス化燃料電池複合発電、ＩＧＦＣについて、発電効率の向上に加えてCO_2排出量の削減に寄与する技術というふうに評価しています。また、ＣＣＵＳと組み合わせれば、石炭火力発電の脱炭素化も可能となります。

引き続き、政府一丸となって、電力部門の脱炭素化に取り組んでまいりたいと考えています。

○空本委員　経済産業省の立場から、大臣にお答えをお願いいたします。

○西村（康）国務大臣　今環境大臣からございましたけれども、Ｇ７の大臣会合では、昨年合意した、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電のフェーズアウトに向けた具体的かつ適時の取組を進めていくということを再確認したところであります。

経産省として、石炭火力については、非効率な石炭火力のフェードアウト、これを着実に進めつつ、次世代、高効率化を進めていく方針に変わりはございません。

御指摘のＩＧＣＣ、ＩＧＦＣ、これらは高い発電効率と環境性能を誇る次世代型の火力発電システムであります。こうした技術の研究開発を引き続き推進していくほか、二〇五〇年に向けては、カーボンニュートラルを目指していかなければなりませんので、水素、アンモニア、そしてＣＣＵＳなどを活用することで、いわゆる脱炭素型の火力に置き換えていく、この取組を引き続き推進していきたいと考えております。

○空本委員　日本の技術は高いので、そういったものを海外にも展開する、例えばインドとか、今、CO_2をたくさん排出する新興国、こういったところにも展開をすることが大事だと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

時間が余りありませんので、質問を飛ばさせていただきまして、次に、運転年限の話。

先ほど、利用の立場から二十年延長するということで、認可を与えるということでございましたが、様々な技術的な研究が、Ａ３の紙に、米国で、ＮＲＣが、ＤＯＥが、ＡＳＭＥ、私は、ＡＳＭＥセクション11、この会合にも何度も私も出させていただきまして、高経年化の対策も実際にやってまいりました。また、日本では、発電技検、また原研、電中研、様々な電力会社が研究を、長寿命化をやっています。

二十年というのは、これは耐用年数ではない、逆に、ある程度安心できるものである、そういったものをエネ庁さんの方から、ある程度、後出しでも結構なので、出していただいた方がいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○松山政府参考人　お答え申し上げます。

これは先ほどの御答弁の繰り返しになってしまうところではございますけれども、今回の提案しております制度というのは、安全に関する基準適合審査という原子力規制委員会の話があった上で、利用政策として行うものかと思います。これは、諸外国の例を様々と勉強しながら、利用政策としての検討を進めていくということになろうかと考えております。

○空本委員　是非、利用政策の立場からも、安全性の向上といいますか長寿命化、長寿命化というか高経年化ですかね、そういったものをしっかり役所の方皆さんが、技術系の方が多くいらっしゃいますので、若い方にもしっかり取り組んでいただきたいと思っておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○西村（康）国務大臣　いわゆる適合性基準、原子力発電所の運転のための基準については、原子力規制委員会が厳しい基準で審査をされますので、これは、私どもがその基準について何か申し上げることはないんですが、ただ、我々としても、そして事業者としても、常に安全性を向上させていく、この努力は、不断の努力は積み重ねていかなきゃいけないというふうに認識しております。

特に、高経年化につれて、当然、コンクリートなどの劣化も想定される部分もあると思いますので、規制委員会が言われているとおりでありますので、そうしたことも含めて、常に安全性を向上させていく、その不断の努力を重ねていきたいというふうに考えております。

○空本委員　そして、電力会社の方も高経年化に対する取組をプラスされていまして、例えば、安全性向上評価届出書提出義務があったりします。確率論的なリスク評価というんですけれども、こういったものを今しっかりやっていらっしゃいまして、こういったものの評価したものも有効に活用するということも必要ではないかと思うんですが、規制委員会、いかがでしょうか。

○大島政府参考人　リスク情報の活用につきましては、具体的には、新規制基準適合性審査では、重大事故対策の有効性確認のための事故シナリオを抽出する際に行ってございます。また、原子力規制検査では、検査対象の選定や検査指摘事項の重要度を評価する際に、ＰＲＡ、確率論的安全評価を活用している例もございます。

また、御指摘の安全性向上評価届出制度においては、新規制基準に適合してもなお残るリスクを見逃さず、事業者が安全性を更に向上させるために、ＰＲＡを活用した安全対策の検討にも取り組んでもらっているところでございます。

なお、この安全性向上評価届出制度につきましては、昨年十一月の原子力規制委員会におきまして、原子炉安全専門審査委員会及び核燃料安全専門審査委員会に対しまして、制度の在り方や運用の見直しについて助言すること、まず現行制度の枠組みを前提とした運用の改善について報告することとの指示があったところでございまして、現在、この審査委員会におきまして、提案を踏まえて対応していただいているというところでございます。

○空本委員　ありがとうございました。

是非しっかり危機管理体制を整えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○鈴木委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

本日は、経済産業、環境、原子力問題調査特別委員会の連合審査会ということで質疑の時間をいただきました。ありがとうございます。

これから約四十分間となりますが、今回議題となっておりますＧＸ脱炭素電源法について質問させていただきたいと思っております。

その前に、関連する話ではあるんですが、先日行われましたＧ７札幌気候・エネルギー・環境大臣会合について、大臣にお伺いをしたいと思っております。

今回のＧＸ脱炭素電源法の目的には、現下の国内における系統の安定化と、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した世界的な資源獲得競争の渦中において我が国のエネルギー安全保障を確保することや、あるいは、これからカーボンニュートラル社会の実現に向けて脱炭素電源を主体としながらもＳプラススリーＥのバランスを満足するベストミックスの実現を果たすこと、そして、これが大事だと思うんですけれども、それらを支える原子力サプライチェーンの強靭化というものが意図されているというふうに認識してございます。

この観点から、先日行われました会合の中で大臣に是非触れていただきたいこととして、先日、三月三十一日に行われました衆議院本会議の中

で、私から、日本のエネルギー関連技術の強み、サプライチェーンの強みですね、産業の強みをアピールし、国際協力や事業の海外展開につなげていただきたいというふうに申し上げさせていただき、その場でも大臣から前向きな答弁があったというふうに記憶をしてございます。

先日の会合の中でこれらに関するやり取りがあったのか、また、私がお願いした、強みをアピールして国際協力や事業の海外展開につながるという目的を果たすことはできたのか、大臣の御所感を伺いたいと思います。

○西村（康）国務大臣　まさに、かつてないエネルギー危機の中で、気候変動問題への対策、エネルギー安全保障、安定供給の確保、経済成長を同時に進めなければならないという、非常に難しいかじ取りが求められている局面であります。こうした中、今回の大臣会合におきましては、各国の事情に応じた多様な道筋の下で共通のゴールを目指すということについて合意ができたものというふうに思います。

また、御提案もありました、今回、関係閣僚が一堂に会するまさにこの機を捉えて、再エネ、省エネ、原子力、水素、アンモニア、ＣＣＵＳなど、脱炭素化に資する技術の活用について議論を深め、日本のエネルギー関連技術の強みもアピールすることができたものというふうに認識をしております。

具体的には、実は、ホテルで会議があったんですけれども、大きな部屋を借りて日本の技術の展示も行いました。その中には、水素、アンモニアに関する製造、運搬、利用の技術など、あるいはカーボンリサイクルについて、こうしたことについて何人かの閣僚と、フランス、イタリア、インドネシア、ＵＡＥなどの閣僚と一緒にそれを視察し、私自身も説明を行い、各国から非常に日本の技術を高く評価していただきました。

また、国際原子力フォーラムも開催いたしまして、日本、アメリカ、イギリス、フランス、カナダの閣僚とそれぞれ関連する事業者の皆さん方も集まって、まさに原子力サプライチェーンの強化に向けた各国の産業団体による共同署名にも立ち会いましたし、私自身も同席した各国の閣僚と、高い技術を有する日本と同志国との間で原子力協力をより強化、拡大するため議論も行い、共同声明も発出をさせていただきました。

さらには、日本の液化水素運搬船に小樽港まで来てもらっていまして、そこに英国、ＥＵの閣僚と一緒に搭乗して、私から水素の重要性や日本の技術の高さなども紹介したところであります。まさに、御提案いただいたように、こうしたいい機会、この機会を捉えて日本の技術のＰＲを行わせていただきました。

まさに、各国との議論を通じてイノベーションこそがネットゼロを達成するために重要な鍵の一つだということを改めて認識いたしましたし、この技術をできるだけ広く普及させていく、グローバルサウスと呼ばれる国々にも広げていくこと、この重要性を感じているところであります。また、各国共に非常に意欲的な取組を表明されましたので、日本としてもＧＸをやはり加速していかなきゃいけない、これまで以上に加速して取り組まなきゃいけないということも思いを新たにしているところであります。

いずれにしましても、御提案いただいたように、いろいろな機会を使って日本のエネルギー技術のＰＲそして普及拡大にも努力していきたいというふうに考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。大臣同士、そして官民の間、また民民の間で様々な情報交流あるいは意見交換が交わされたということで、今回の会合を大変前向きに私も受け止めております。

今日の資料にも準備させていただいたんですが、今回の会合のコミュニケを読ませていただきますと、参加国で合意した事項については様々触れられておりまして、その中にも、我が国が得意とする技術分野というものが記載をされておりますので、その部分はこれからどんどん、Ｇ７各国に向けても我が国の産業界が貢献できる環境整備を大臣主導で進めていきたいというふうに思うんです。

次の質問に移ります。

特に、今回は原子力も関わるということで、資料一の黄色く色をつけている部分が原子力の言及箇所になります。これをちょっと読み上げさせていただきます。原子力利用国は、既設炉の最大限活用、革新炉の開発・建設、強固な原子力サプライチェーンの構築、技術・人材の維持・強化などにコミット。そこまで黄色く印をつけておりますが、このような記載がございました。

気になったのは、頭についている、原子力利用国はという主語なんですね。ですので、今回、いろいろなそれぞれの国の主張があってこの文言が追記されたというふうには聞き及んでおるんですが、事サプライチェーンの維持あるいは強靱化に関しては、原子力利用国であってもなくても、それぞれの国が得意とする技術であったり、お互いに貢献できる技術分野というのがあると思います。

ここで念のため確認したいのは、原子力利用国でない国とも我が国としてはサプライチェーンや技術、人材の維持強化については連携協力を図っていくのかどうか、そういう意思があるかどうか、その点について大臣の見解を伺いたいと思います。

○西村（康）国務大臣　我が国がＧＸ実現に向けた原子力政策を進めるに当たっては、御指摘のように、米国やフランス、イギリス、カナダといった原子力利用国のみならず、現在原子力を利用していない国も含め、協力を進めていくことが重要というふうに考えております。

コミュニケの黄色のところの後に実は第三国の話が出てくるんですけれども、要点には書かれていないんですが。このコミュニケにおいても、価値観を共有する同志国の協力の下、原子力を利用している各国及び現在原子力を利用していない第三国において強固で強靱な原子力サプライチェーンを構築すること、技術及び人材の維持強化に取り組んでいくことなどが盛り込まれております。

こうした取組の一環として、経済産業省として、先般立ち上げました原子力サプライチェーンプラットフォームの枠組みを活用した日本企業の第三国における事業展開や、日本企業が参画する小型原子炉の建設を対象とした、アフリカのガーナにおける現地のサプライチェーン構築の可能性に関する調査、それから、ＩＡＥＡとの協力による、インドネシア、フィリピンなどにおける新たな技術導入に向けた制度整備や人材育成に向けた支援などを行っているところであります。

今後とも、アメリカなどの同志国、ＩＡＥＡとも連携しながら、将来的な原子力の導入を検討している国との連携をより拡大強化すべく、積極的な取組を進めていきたいというふうに考えております。

○浅野委員　是非よろしくお願いいたします。

では、本法案の内容に入っていきたいと思いますが、まず初めに、原子炉の運転期間の上限について質問してまいりたいと思っております。

まずは、原子力規制委員長に伺いたいと思います。

運転期間を四十年、延長できる期間を二十年とこれまでしてきた理由について、先日の本会議やこれまでの原子力問題調査特別委員会の中でも取り上げさせていただいたんですが、私なりに過去の経緯を遡ってみたんですけれども、科学的根拠に基づいて決められた数値というふうには認められなかったんですね。例えば、運転期間を四十年とした理由をひもといていきますと、当初、原子炉の設計許可の審査を申請する際、四十年運転を仮定して評価を行い、それで審査を行っていたという経緯から来ていたのではないかという情報に触れることがございましたし、また、延長できる期間を二十年とした理由も、諸説あるんですが、最もよく聞くのは、当時のアメリカの規制が延長期間を二十年としていたからというものに由来しているというふうに伺っております。

これらを見ると、科学的な検証結果に基づいて四十年そして二十年というふうに決まったものではなく、いわゆる政治的意図の強い意思決定だったのかなというふうに推察をするんですが、改めて、運転期間や延長できる期間について、これらは科学的根拠に基づくものだったのかどうかについて、委員長の答弁を求めたいと思います。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

四十年という年限は、その経緯をひもときますと、米国の事例を参考にしております。その米国での議論も、この年限は、機器、設備の科学的寿命や安全性ではなく、原子力発電の競争政策上の継続的使用期間の観点から定められたものとされております。

また、更に二十年を経過した六十年という期間につきましても、米国の原子力発電所の運転に係るライセンスの更新期間が二十年であることを参考にしていると承知しております。

国会での議論におきましても、設計上の評価として四十年の使用を想定していることを挙げておりますけれども、それが科学的、技術的に見ても運転期間の限界であるということではありませんし、また、四十年を経過すると急に危険になるものでもございません。

そのため、原子力規制委員会としては、四十年や六十年に運転期間を限ることは科学的、技術的な根拠があるわけではないと考えております。

○浅野委員　明確な御答弁をありがとうございました。

続いて、経済産業大臣に伺いたいと思うんです。

過去、炉規制法の中でこうした規制を設けていたときには、今委員長から御答弁いただいたような経緯で四十年、二十年というものが定まったということでありましたが、今回の法改正によりまして、炉規法で運転期間の上限を定めていたものを利用法である電事法で、定め直すという言葉が適切かどうか分かりません、厳密に言えば、炉規制法から削除して電事法に新たに設けるということになるわけです。そうなりますと、私の感覚では、炉規法と電事法というのは法目的がそもそも違いますので、その中で運転期間を定める行為自体は同じであっても目的が違うのではないか、意図するものが違うのではないか、そう感じるのが自然な感覚ではないかなというふうに思っております。

今回、電事法で運転期間の上限を定めることの趣旨や目的について、改めて大臣に伺いたいと思います。

○西村（康）国務大臣　まず、大前提としまして、エネルギーの安定供給と脱炭素化の両立に向けて原子力を含むあらゆる選択肢を追求するという方針で臨んでおります。

こうした中で、今も御説明がありましたし、私どもは、令和二年の七月の原子力規制委員会の見解、運転期間の在り方は安全規制ではなく利用政策であるということこの見解を踏まえまして、改めて利用と規制の観点から法整理を行うということを課題として認識してきたわけであります。まさに、利用政策の立場からGXの実現と将来の安定供給の選択肢の確保を行う目的で行うものであります。そして、現行の炉規法の規定を改めて利用と規制から峻別して電事法に移すという、おっしゃったような、つまり二つの法律を再整理するということを行ったわけであります。

具体的には、様々な議論を行いましたけれども、ある意味で自己抑制的な政策判断として、六十年という基本は維持しながら、他律的な要因によって止まっていた期間のみ、カウントから除外するというか、プラスアルファというかは別として、そのようなことを認めるという政策判断を行ったわけであります。

ただ、いずれにしても、利用政策がどういう立場を取ろうとも、高い独立性を有する原子力規制委員会が厳格な適合性審査を行うわけでありますので、その認可を得られなければ運転は一切認められないということであります。

繰り返しますけれども、GXの実現、そして安定供給の選択肢を確保するという目的で今回の法改正を行い、二つの法律で整理を行ったということでございます。

○浅野委員　ありがとうございました。利用政策として、また自己抑制的な政策判断として今回の内容になったということですけれども。

先ほど委員長にもお伺いしたんですが、これまでは規制法の中で定められておりましたので、安全を最優先に、万が一のことがないように抑制的に運転期間を定める、規制をする、これは合理的だと思います。今後は電気事業法の中で定めるということですから、規制委員会がしっかり厳格な審査をするから大丈夫ですという、規制委員会頼みのと言うと語弊がありますが、規制委員会が審査をするから大丈夫だではなく、経済産業省としてもしっかり科学的な検証を行って、利用政策として、より深みのある基準にしていかないといけないのではないかと思います。

なぜかというと、今、技術は日々進歩しておりまして、材料に関する技術ですとか、あるいは品質を維持するための管理技術ですとか、様々な技術が日々進歩している中で今後は原子力の利用期間についても様々な議論が行われることがあり得ると思うんですけれども、そのときにいわゆる政策判断、政治判断だけを根拠としていては後世の議論も深まらないというふうに思いますので、是非、科学的根拠というものを重視していただきたいと思うんです。

大きく二つ、伺いたいと思います。

今回の法改正に当たって、経済産業省が科学的根拠に基づいて上限規定を定めたのかどうか、そういった議論が行われたのかどうかというのを確認したいのが一点、また、今、政策判断ということでしたけれども、後世のために原子力発電所に係るリスクの定量的な分析手法などの確立や普及を進めていくべきではないかと思うんですが、この二点について大臣の答弁を求めたいと思います。

○西村（康）国務大臣　お答え申し上げます。

原子力発電所の運転期間については、各国の例を見ましても、アメリカ、イギリス、フランス、オランダ、こういった主要な原子力利用国では、その上限を定めた例は確認できておりません。

ただ、運転期間の延長に関する安全審査、各国がどう呼んでいるかはあれですけれども、適合性審査の時期については、四十年、二十年、あるいは十年という、各国における原子力発電所の活用状況等を踏まえたいわば一つの審査のタイミングということで規定されているものというふうに理解しております。したがって、令和二年七月の原子力規制委員会の見解も踏まえて我々は検討を行ってまいりましたが、何か、これしかないという科学的根拠があるわけではございません。各国とも審査の一つのタイミングとして捉えているのであろうというふうに認識をしております。

その上で、今回の運転期間に係る延長認可は安全上の技術的観点ではなく利用政策の観点から措置するものであり、安全上の技術的観点については規制委員会の方で厳格な確認を行うということでありますが、一方、御指摘のように、規制委員会の制度的措置とは別に、経産省としても、安全性を確保した長期運転を進める上で、継続的に技術的知見の拡充を進めること、これは極めて重要だというふうに認識をしております。

各国とも今回も、サプライチェーンあるいは人材の育成、こうしたことについて情報を共有していこうということで確認しておりますが、まさに御指摘のような様々な知見が、世界で新しいものが出てくる可能性もあると思いますので、そういったことも共有していきたいと思いますし、必要な政策支援も行っていきたい。

具体的には、産業界が自ら安全性を向上させていくために、産業界における規格基準の策定などに必要となる御指摘のデータの蓄積、あるいは効果的、効率的な保守管理を実現するための定量的なリスク分析手法の整備、こういったことを進めているところでありますし、引き続き、各国ともこういったことを共有しながら技術的知見を継続

的に拡充していく、そのために必要な政策支援、あるいは経産省としての取組を進めたいというふうに考えております。

○浅野委員　よろしくお願いします。

私も、産業の現場で働いている方々から意見を伺うことがありますけれども、リスク分析といったときに、これまで国会での議論の中で少し注目が集まったのが、いわゆる素材、金属部材に対する中性子放射による脆化が起きるのかどうか、それによってどれほど品質が低下するのか、こういった部分に焦点が当たりがちだったわけですけれども、製造する当事者からすれば、あれだけ巨大な、堅牢な、原子炉のような部材がそう簡単に脆化をしてもろくなるというのはやはり考えにくい。どちらかといいますと、制御ですね、機器の故障であったり、あるいはケーブルが劣化する頻度であったり、交換を見落とす確率であったり、そういった部分に本当のリスクが潜んでいるんじゃないか、そういうふうに聞いております。

だからこそ、科学的性質の分析のみならず、そういう確率論的なリスクマネジメント、こういった部分でしっかり国も調査研究を行っていただいて、より科学的な政策判断ができるように、是非知見を蓄積していただくことを望みたいというふうに思っております。

次のテーマに移りたいと思いますが、次は、原子力規制委員会に対して幾つか質問していきたいと思います。

本日お配りした資料の二を御覧いただきたいと思うんですが、まず、原子力規制委員会の情報管理、セキュリティー対策についてのテーマでございます。

原子力発電所の運転期間延長については、昨年七月時点から経済産業省と事前調整を行っていたことが、これまで様々な報道や民間の情報発信によって認識をされてきました。これが本当かどうかはこの後で聞きたいと思いますが。また、資源エネルギー庁と原子力規制庁の職員が駅で文書の受渡しを行ったとの報道も確認してございます。

これらの一連の報道は、原子力行政に関する利用と規制の分離に対して国民の不信感を生み出してしまったというふうに感じております。重要広範議案でもあるＧＸ脱炭素電源法案の審議に当たっては、行政機関の情報セキュリティー管理体制、管理状況、これをやはりまずしっかりさせなければいけないというふうに思っております。

まず、規制庁に伺いたいと思います。本日の資料二にあります、これは四月十四日にＮＰＯ法人原子力資料情報室が公表した資料なんですが、左側に原子力規制庁作成資料というふうに書かれたパワーポイントのスライドが一枚ございますが、これは本当に原子力規制庁が作成した資料なのかどうか、改めて確認をさせていただきたいと思います。

○金子政府参考人　委員から御配付いただきました資料の左にあります原子力規制庁作成資料とされている部分は、確かに私どもの職員が作成したものであることを確認しております。

○浅野委員　実際に作成されたものということで、そうなると、この問題についてはいろいろな議論がございましたし、論点がございますが、今日、私がフォーカスを当てたいのが、この資料をなぜ民間ＮＰＯ団体の人たちが入手しているのかということなんですね。

いろいろ調べていきますと、右側のオレンジの表の中段にも書いてございますように、十二月二十一日に団体がこの資料を公表したということなんですが、事実確認を次にさせていただきたいのは、十二月二十一日以前にこの資料はもう公になっていた資料なのかどうかという点であります。

公になっていたのであれば、誰もが入手できる資料ですからいいんですけれども、公になっていなかったんだとすると、何でこの資料が表に出ているのか、なぜ関係ない団体に渡ったのかという部分について伺いたいと思います。

○金子政府参考人　経緯を御説明させていただきたいと思いますが、御指摘のあった資料は、私どもの職員が、この資料にありますように、八月末の時点で環境省本省の方から法案の作成作業のようなものがあるのだろうかというような照会を受けまして、私どもの職員が作成をして、あるとすればこういうものかもしれないというようなことを情報共有したというような資料でございます。

したがいまして、担当の私ども規制庁の関係者、それから環境省の法令の担当の部署しか実質的には扱っていない文書ということは聞いております。

私どもの情報システムで作成した資料ですので、情報システムへのアクセスの記録やプリントの記録なども確認して、関係者以外の者がアクセスをしていないこと、あるいは関係者がプリントしたものを環境省以外の者に渡していないということは職員に対して聞き取りをして確認してございますので、なぜ外に出てしまったというところについてはまだ明らかにはなってございません。

○浅野委員　経緯がはっきりしていないということで、それ自体が問題なんですけれども。

この資料が表に出て以降、国会でも取り上げられた問題は大きく二つあると思っていまして、一つは、なぜ内部資料が漏えいしたのかという根本的な問題と、それによって疑念が持たれたのは、経産省と規制庁が事前にこの法改正に関して様々接触をして、規制との分離がしっかりなされない環境で法律が作られたのではないか、こういう疑念が生じた点でございます。私は、いずれも大変問題だと思っているんですけれども。

ただ、後者の方は、規制と推進が完全に分離されていなかったという断言も現時点ではできませんし、ただ、そういったことを疑わせるような事象があったという事実関係しか私は今認識していないんですけれども、そもそも何でこういうことになったかといえば、この資料が公表前に漏えいしたことが全ての発端なんです。つまりは、規制庁が情報管理が徹底されていないから国民の間に疑念が生じ、法案審議の中でも様々な議論が起こり、そして国民の信頼が少しずつ低下しているかもしれない、そういう状況になっているわけで、これは非常に深刻に受け止めていただきたいと思うんですが。

一つだけ、これだけは確認しなければいけないのは、七月以降に経産省と規制庁の様々な面談であったり、やり取りがあった、それが適正だったか適正でなかったかはちょっと今日はおいておきまして、少なくとも規制庁が主体的に決めなければならない炉規法の改正内容について、経済産業省と意見を交わした事実があるのかどうかです。これが本当に大事だと思います、それこそ利用と規制の分離がされているかどうかの核心的な問題だと思うんです。炉規法については経産省と意見を交わさずに規制庁として主体的に決めたのかどうか、ここについて確認をしたいと思います。

○金子政府参考人　経済産業省とのやり取りの経緯でも御説明をさせていただいておりますように、夏以降、秋までの間に経済産業省資源エネルギー庁とは面談を行っておりますが、その際に、資源エネルギー庁の方から、法案の改正についての検討の状況、あるいは法案の改正のイメージといったものが示されました。その中には私どもの原子炉等規制法の改正のイメージでありますとか我々が検討すべき内容が含まれておりましたので、その際には、そういった事項は私ども規制委員会の方で検討するべき事項であるということを指摘して、そのようなことは資源エネルギー庁の方では行われないようにというようなコメントをしてございます。

そういった状況を踏まえまして、規制庁としても事務方で準備をしておく必要があると思いましたので、私ども独自で、昨年九月の段階で、運転期間の定め方にかかわらず安全性を確認できる仕組みを検討しなければいけないだろうという考え方の下で検討を開始し、したがって、経産省の運転期間の議論に影響を受けたということもありませんし、内容について意見交換を行ったこともございません。

○浅野委員　今の答弁の中でもありましたけれど

も、規制庁としては、これは自分たちの法案なんだから口を出すなというふうに、簡単に言えば、そういうことを言ったということなんですが。

経産省側から規制庁が本来考えるべき法案の中身について何らかの形で意見表明があったということが起こるから、規制と推進の分離が本当にされているのか、ここの国民的な疑念というのが生じるわけでありますので、ここは厳しく是正を求めたいというふうに思いますし、これは規制庁にだけ求める話ではなくて、今回は経産省からそういう情報提供があったということですから、大臣としてもこれは深刻に受け止めていただいて、何らかの手当てをしていただきたいということをお伝えさせていただきたいと思います。

これはちょっと通告にはありませんけれども、経産大臣から何か御所感、御所見をいただけましたらと思います。

○西村（康）国務大臣　すごく初期の段階から、先ほどから議論になっていますとおり、炉規法と電事法を整理するということですので、電事法を変えるとすれば影響が炉規法にある、お互いに影響があるということを確認しながら条文の整理などを行っていく、そのためのアイデアを初期の段階で情報提供をしたというふうに承知しております。何か安全規制などについて申入れをした事実はないということで聞いておりますし、規制委員会、規制庁の方でもその認識だというふうに思いますが、何か疑義が生じることのないよう、今後、特に走り書きとかメモ書きで渡したりすることも、不用意な表現などもありましたので、そういったことについては私からも厳しく指導したところであります。

今後も、そうした疑義を生じることのないよう、緊張感を持って取り組むようにしていきたいというふうに思います。

○浅野委員　この話もそうなんですけれども、先ほどの運転期間の上限を決める際の判断基準の議論もそうなんですが、産業の現場があって原子力ですとかエネルギー行政が成り立っているということを考えると、科学的根拠に基づかない政策判断もそうですし、今回のような、行政同士の情報のやり取りでその産業分野に対する国民の信頼を損なわせてしまっている事象がある、こういうことを考えたときに、これほど産業界から見たときに事業の予見可能性に脇から大きな支障を来されていることはないと思うんですね。

産業現場で例えばセキュリティー的な問題があって、それをしっかり是正する、これは産業界が自分たちの責任でやらなければいけないと思うんですが、行政側が、科学的根拠が薄い、極めて政治的な根拠に基づく判断をしたりだとか、あるいは、今回のような、役人同士の情報のやり取りの中で、それが国民的不安をあおって産業界全体に迷惑をかけることというのは、これまでもそうですけれども、今後も厳に慎んでいただきたいですし、是非、これらのことから、行政の皆様には改善をしていただきたいというふうに思います。

少し質問を戻りますけれども、公表前の資料が表に出てしまったということに対して規制委員長に伺いたいんですが、公表される前の資料が外部に漏えいしたとなると、公務員の守秘義務にも違反する行為という可能性が出てまいります。極めてゆゆしき事態だと思っておるんですが。規制委員長として厳正な情報セキュリティー管理を徹底するためにも、まあ、聞き取り調査はしたというふうに伺ったんですが、聞き取り調査で、もう調査はおしまいというわけにはいかないと私は思うんですね、現に原因が分かっていないわけですから。しっかり内部調査を行っていただいて情報管理を再徹底すべきではないかと思うんですが、委員長、いかがでしょうか。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

御指摘の、資料を公表するという組織の意思決定を経ていないにもかかわらず、外部の者に渡り、公表されたことにつきましては、情報管理の上で適切ではなかったものと考えております。

御指摘の資料の公表後、規制庁では、次長の指揮の下、当該資料にアクセスした職員を特定して聞き取り調査をし、環境省以外には渡していないことを確認したという報告を受けております。

行政機関にとって情報の管理が重要であることは御指摘のとおりでございます。原子力規制委員会としては、職員に対し、情報管理の重要性を日頃から周知するとともに、定期的な研修を実施しているところでございます。

○浅野委員　これは、規制委員会のみならず、全ての行政、あるいは社会を支えている私たちの義務でもありますので、しっかりそこの情報管理はしていただきたいと思います。

もう一問準備しておったんですが、同様な質問でしたし、これまでのやり取りの中で委員長のお考えはよく分かりましたので、今日は、少し時間も余っておりますが、これで質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○鈴木委員長　次に、笠井亮君。

〔鈴木委員長退席、竹内委員長着席〕

○笠井委員　日本共産党の笠井亮です。

原子力基本法改正案について質問いたします。

西村経済産業大臣は、原子力基本法を所管する大臣でしょうか。

○西村（康）国務大臣　まず、経産大臣としては所管をしておりませんが、GX担当大臣として、今回の束ね法案の提出の責任者として、そういう意味で全体として見ているということであります。

○笠井委員　原子力基本法の所管大臣というのはどなたになりますか。

○曳道政府参考人　お答え申し上げます。

内閣府特命担当大臣、科学技術政策担当の高市大臣になります。

○笠井委員　原子力基本法が所管でなくても、束ね法案になったらGX担当大臣として所管できる、あるいは提出できると。

西村大臣は、前回、四月十二日に答弁をされたように、本来所管の高市大臣には大まかな改正の方向をお伝えした、こう繰り返し答弁をされたわけですが、それで済むということなんでしょうか。

○西村（康）国務大臣　今回、幾つかの法律を改正するという案になっておりまして、互いに影響を与える中で、最終的には法制局とも確認をいたしましてこのような形で提出をさせていただいているところでありますが、その途中途中で高市大臣とは、いろいろな機会でお会いをしますので、そのときに大きな方向性などはお話をしております。

他方、それぞれの法律がどう関係し合うかということについては、これは法技術的な話でありますので、それぞれの事務方が法制局と相談しながら整理をして今の形になっているということでございます。

○笠井委員　それぞれの法律は、所管大臣がどう扱うかについて判断して決めていく、必要な提起をする、これは当然ですね。

○西村（康）国務大臣　当然のことでございますので、この原子力基本法につきましては、高市大臣の下で事務方が法制局とも整理をし、そして高市大臣の下で成案を得たものというふうに理解をしております。

○笠井委員　高市大臣の下で成案を得たと。ということになりますと、国会との関係が出てまいります。

国会答弁というのは、言うまでもなく、政策形成において重要な意味を持っている。原子力基本法の規定とこの間の国会答弁等が、長年にわたって、例えば非核三原則の国是としての政策を形成してまいりました。安保法制をめぐって、二〇一四年七月一日の集団的自衛権行使容認の閣議決定と、それから、それとの関係で一九七二年の政府見解、また、敵基地攻撃能力をめぐっても、一九五六年二月二十九日の鳩山総理答弁、船田防衛大臣が代読したということだと思うんですけれども、それとの整合性が大きな議論になってきましたし、なっているということだと思うんですね。

西村経済産業大臣に伺いたいんですが、GX担当大臣だからというふうにおっしゃるんですけれか。

2023年5月31日
法務委員会
（質疑要旨）

DV等支援措置における虚偽申告の対策について

2023.5.31（Wed）法務委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●DV等支援措置は、DV等の加害者が、住民票の写しの交付等を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る措置【資料1】

●DV加害者が子どもを連れ去った上で、DV等支援措置を（虚偽）申請し、真の被害者が子どもから引き離された上で加害者として扱われ、子どもの所在地を知ることができない事例が発生している。

委員会での浅野の発言要約

「DV支援措置の手続きの中で相談機関や市区町村は虚偽申請の対策をどのように行っているか。また、虚偽申請に対する罰則規定を設けていないのはなぜか。」

政府の答弁要約

「専門的知見を有する警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聞きながら、一年単位で支援の必要性を確認している。本措置は事務処理要領に基づくことから罰則を設けていない。」

市区町村長による措置決定の判断基準について

2023.5.31（Wed）法務委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●住民基本台帳法第１２条６では、「市区町村長は住民票の請求が不当な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができる」とある。

●平成１８年の総務省通達では、DV等支援措置を行うかどうかの最終判断は、市区町村長が責任をもって行うこととある。

委員会での浅野の発言要約

「市区町村は相談機関からの意見以外に『不当な目的』であるかどうかをどのように判断しているのか。」

政府の答弁要約

「各市区町村のDV等被害者の相談対応部署長の意見を確認する等、実情に応じて判断している。被害者への配慮の観点から、調査対象を広げることには慎重でなければならない。」

2023年5月31日
法務委員会
（質疑要旨）

親子面会実現に向けて早急な議論を求める

2023.5.31（Wed）法務委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●不当な理由で加害者とされた方が子に会うためには、面会交流調停を申し立てることができるが、双方の主張を考慮するため、一定程度時間を要する。

●現在、法制審議会の家族法制部会では、調停成立前または審判前の段階であっても親子交流ができるようにする仕組みが検討されている。

委員会での浅野の発言要約

「不当な申請に基づいて引き離された親子が、早急に面会できるような仕組みを構築いただきたい。」

浅野さとし議員

政府の答弁要約

「法制審議会において、子の利益の観点から、充実した調査審議がスピード感をもって行われるように、我々も精一杯協力していきたい。」

齋藤法務大臣

資料1　ＤＶ等支援措置を受けるための手続の流れ（例）
＜相談機関が意見を付す場合＞

DV等被害者

①↓　↑②

③→

相談機関

①ＤＶ等被害者から相談機関に対し、
- ＤＶ等被害の相談
- 支援措置申出書の提出

②相談機関において
- 申出書に相談機関の意見を付して被害者に渡す

市区町村

③ＤＶ等被害者から市区町村に対し、
- 相談機関の意見を付した申出書により、支援措置の申出

④市区町村において
- 必要に応じて相談機関に確認した上で
- ＤＶ等被害者に対して支援開始の連絡
- 関係市区町村への申出書の転送

※相談機関：警察、配偶者暴力相談支援センターなど

※事前に相談機関への相談を行っている場合は、①・②は不要

（出典：総務省ＨＰ（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/dv_shien.html）より）

【配布資料１／３】　法務委員会（２０２３年５月３１日）
国民民主党・無所属クラブ　　衆議院議員　　浅野　哲

第二百十一回国会　衆議院　法務委員会議録　第二十号

令和五年五月三十一日（水曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　伊藤　忠彦君

理事　谷川　とむ君　理事　藤原　崇君

理事　牧原　秀樹君　理事　宮崎　政久君

理事　鎌田さゆり君　理事　寺田　学君

理事　沢田　良君　理事　大口　善徳君

青山　周平君　東　国幹君

五十嵐　清君　石橋林太郎君

岩田　和親君　英利アルフィヤ君

奥野　信亮君　加藤　竜祥君

熊田　裕通君　鈴木　馨祐君

田所　嘉徳君　高見　康裕君

土田　慎君　平口　洋君

平沼正二郎君　深澤　陽一君

山下　貴司君　渡辺　孝一君

鈴木　庸介君　中川　正春君

山田　勝彦君　吉田はるみ君

米山　隆一君

阿部　弘樹君

市村浩一郎君

漆間　譲司君

日下　正喜君　平林　晃君

浅野　哲君　鈴木　義弘君

本村　伸子君

法務大臣　齋藤　健君

内閣府副大臣　和田　義明君

総務大臣政務官　中川　貴元君

法務大臣政務官　高見　康裕君

最高裁判所事務総局総務局長　小野寺真也君

政府参考人（内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局審議官）　榊原　毅君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　原　典久君

政府参考人（警察庁長官官房審議官）　友井　昌宏君

政府参考人（こども家庭庁長官官房審議官）　野村　知司君

政府参考人（総務省自治行政局長）　吉川　浩民君

政府参考人（法務省大臣官房司法法制部長）　竹内　努君

政府参考人（法務省民事局長）　金子　修君

政府参考人（法務省刑事局長）　松下　裕子君

政府参考人（法務省人権擁護局長）　鎌田　隆志君

政府参考人（出入国在留管理庁次長）　西山　卓爾君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　原口　剛君

法務委員会専門員　白川　弘基君

委員の異動

五月三十一日

辞任　補欠選任

岩田　和親君　渡辺　孝一君

熊田　裕通君　青山　周平君

鳩山　二郎君　平沼正二郎君

阿部　弘樹君　市村浩一郎君

鈴木　義弘君　浅野　哲君

同日

辞任　補欠選任

土田　慎君　鳩山　二郎君

同日

辞任　補欠選任

青山　周平君　熊田　裕通君

平沼正二郎君　土田　慎君

渡辺　孝一君　岩田　和親君

市村浩一郎君　阿部　弘樹君

浅野　哲君　鈴木　義弘君

五月三十日

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第六〇号）（参議院送付）

同月二十九日

民法・戸籍法の差別的規定の廃止・法改正に関する請願（大河原まさこ君紹介）（第一二四〇号）

同（櫛渕万里君紹介）（第一二四一号）

子供の性虐待・性搾取被害悪化の現状に鑑み子供の尊厳と人権を守るための国際的連携の強化と国内関係法規の早期改正に関する請願（寺田学君紹介）（第一二六五号）

治安維持法犠牲者に対する国家賠償法の制定に関する請願（荒井優君紹介）（第一二九二号）

同（井坂信彦君紹介）（第一二九三号）

同（大石あきこ君紹介）（第一二九四号）

同（大河原まさこ君紹介）（第一二九五号）

同（鎌田さゆり君紹介）（第一二九六号）

同（菊田真紀子君紹介）（第一二九七号）

同（櫻井周君紹介）（第一二九八号）

同（寺田学君紹介）（第一二九九号）

同（西村智奈美君紹介）（第一三〇〇号）

同（山岡達丸君紹介）（第一三〇一号）

同（米山隆一君紹介）（第一三〇二号）

同（安住淳君紹介）（第一三一五号）

同（石川香織君紹介）（第一三一六号）

同（枝野幸男君紹介）（第一三一七号）

同（金子恵美君紹介）（第一三一八号）

同（神谷裕君紹介）（第一三一九号）

同（佐藤公治君紹介）（第一三二〇号）

同（白石洋一君紹介）（第一三二一号）

同（たがや亮君紹介）（第一三二二号）

同（徳永久志君紹介）（第一三三三号）

同（柚木道義君紹介）（第一三三四号）

同（湯原俊二君紹介）（第一三三五号）

同（渡辺創君紹介）（第一三三六号）

同（赤嶺政賢君紹介）（第一三五六号）

同（小沢一郎君紹介）（第一三五七号）

同（菅直人君紹介）（第一三五八号）

同（志位和夫君紹介）（第一三五九号）

同（福島伸享君紹介）（第一三六〇号）

同（道下大樹君紹介）（第一三六一号）

同（宮本岳志君紹介）（第一三六二号）

選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を求めることに関する請願（大河原まさこ君紹介）（第一三二二号）

民法を改正し、選択的夫婦別氏制度の導入を求めることに関する請願（鈴木敦君紹介）（第一三二三号）

同（古川元久君紹介）（第一三二四号）

同（前原誠司君紹介）（第一三六三号）

は本委員会に付託された。

五月二十九日

別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備に関する意見書（沖縄県石垣市議会）（第一六四二号）

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第六〇号）（参議院送付）

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

ありがとうございました。

○伊藤委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

私も今日十五分間の間で、先ほど維新の市村委員がいわゆるでっち上げＤＶを取り上げられておられましたけれども、私もこれをテーマに今日は質疑をさせていただきたいと思います。

といいますのも、先ほども市村委員が御説明をされていましたが、やはり私の下にも、親権を保持するために、一方の親が子供を連れ去った上でＤＶ等支援措置を申請し、もう一方の親、この方はＤＶ加害者として扱われることになりますが、このもう一方の親が子供から引き離された挙げ句、子供の所在地を知ることができないという事例というのが確認をされています。それが訴訟であったり、面会交流調停といったところにつながるわけですけれども、私が伺いたいのは、このＤＶ等支援措置の手続が適正にまずは取られているのかどうか、これを総務省にまず伺いたいと思います。

ＤＶ等支援措置の手続は、申出者が相談機関等に相談をする際に申請書にその必要性を記載してもらう方法であったり、あるいは市区町村から相談機関等に対して必要性の記載を依頼する方法などがあるようです。こうした一連の手続の中で、相談機関等あるいは市区町村は、虚偽申請の対策をどのように現在行っているのか。また、虚偽申請をしますと、先ほどもお話が出ていましたように、大変な苦痛を虚偽申請された側は被ることになります。にもかかわらず、罰則規定を設けていないということが、ある種抑止できていないんじゃないか、こういう懸念もありますので、虚偽申請対策、そして罰則規定を設けない理由、この二点について伺いたいと思います。

○吉川政府参考人　お答えいたします。

住民基本台帳事務におきましては、ＤＶ等の加害者が住民票の写しの交付等の制度を不当に利用して被害者の住所を探索することを防止するため、被害者とされた方からの申出により、自己の住民票の写しが加害者へ交付などされないよう制限する措置を設けております。

本措置の実施に当たりましては、専門的知見を有する警察、配偶者暴力相談支援センター等の相談機関から、申出の内容に相違がなく、支援の必要性があると認めるかなどについて、相談機関の職名及び公印を付して意見を提出していただくとともに、必要に応じて市区町村から相談機関に内容を確認することなどにより支援の必要性を判断することとしております。

加えまして、本措置につきましては、被害者に係るＤＶ等被害の状況がケースごとに様々に変化し得ることから、期間を一年と定め、延長の申出があれば、改めて相談機関の意見を聴取すること等により、その時点での支援の必要性を確認した上で延長することとしておりまして、この旨、本年三月に総務省から各地方公共団体に対し、改めて周知をしております。

また、ＤＶ等支援措置の実施を求める被害者からの申出につきましては、仮に虚偽であった場合には刑法犯に当たる場合もあると考えられますし、また、ＤＶ等支援措置は、住民基本台帳法に規定されたものではなく、事務処理要領に基づき市区町村において受け付けているものであることから、住民基本台帳法においては虚偽の申出に対する罰則は設けておりません。

総務省といたしましても、ＤＶ被害に関する虚偽の申出により本措置が濫用されるようなことがあってはならないと考えており、引き続き、本措置の適正な運用に努めてまいります。

○浅野委員　ちょっと確認ですが、虚偽申請をした場合に刑法等で罰せられる可能性がゼロではない、否定できない、そういう答弁だったと思いますが、それを確認させてください。

あわせて、ちょっと二問目も併せて伺いたいと思いますが、住民基本台帳法第十二条六では、市町村長は、第一項の規定による請求が不当な目的によることが明らかなときは、これを拒むことができる、つまり、不当な目的で請求された場合には住民票を出すのを拒むことができる、出さないようにできる、そういう法律になっていますが、先ほど答弁の中で、相談機関の担当者の職名や公印を押す、それだけしっかりした文書を作ってもらったりだとか、必要に応じて相談機関等に市区町村から再度問合せをするというプロセスをされるというふうにおっしゃいましたけれども、ただ、平成十八年の総務省通達の中では、最終的な判断は市区町村長が責任を持ってやる、やらなければいけない、このような趣旨もあります。

相談機関からの意見以外に、不当な目的かどうかというのを市区町村はどのように判断をしているのか、どこを見ているのか、どのような確認をしているのか、これも併せて伺いたいと思います。

○吉川政府参考人　お答えいたします。

刑法犯に当たるという答弁につきましては、あくまでも一般論でございますが、その可能性があると認識しております。

次に、住民基本台帳法十二条六項のお尋ねでございますけれども、ＤＶ等支援措置の実施に当たっては、判断の客観性を担保するために、専門的知見を有する警察、配偶者暴力相談支援センター等の相談機関の意見を聴取すること等により支援の必要性を確認することとしておりますが、支援措置の実施に関する最終的な判断は、市区町村長において主体的に行うことが必要と考えております。

支援の必要性の確認に当たりましては、相談機関の意見を聴取するだけでなく、各市区町村のＤＶ等被害者の相談に対応する部署の長の意見により確認を行うこと、また、他の市区町村で支援措置を受けていた被害者の方が当該市区町村に転入した場合には、支援措置に必要な確認を、先に支援措置を行っていた市区町村の長に対して行うことなどの手段も考えられるわけでございまして、市区町村において実情に応じて判断されているものと考えております。

〔委員長退席、牧原委員長代理着席〕

○浅野委員　ありがとうございます。

今の答弁を聞いていますと、ちょっと気になるのは、相談機関等以外に市区町村の担当部署の責任者の意見も聞くということなんですが、肝腎な、当事者に対する意見の聴取ですとか、いわゆる相談機関にいる方、あるいは市町村の中でそれを担当している職員、これ以外の方々への客観的な検証であったりとか必要性の認定プロセスというのが取られているのかどうか、ちょっと今の答弁からだとそこまで分かりませんでしたので、もう少しその部分についても付言していただければと思うんですが。

○吉川政府参考人　お答えいたします。

ＤＶ等支援措置につきましては、ＤＶ等被害者の方への配慮ということをまず考えなければいけないということから、余り調査対象を広げるということは慎重でなければならないというふうに思っているところでございます。

○浅野委員　おっしゃることは私も一定程度理解できます。ＤＶ等支援措置、安全に関する極めて緊急性の高い状況において判断をしなければいけないということですから、必要最小限の確認作業で効力を発揮させる、この緊急性というのは一定程度重要だと思うんですけれども、これまでそこが重視されてきた中で、それは必ずしも否定はされないと思うんですが、先ほど市村委員がおっしゃっていたように、いわゆる親権を保持することを目的にこのＤＶ等支援措置を悪用するようなケースが、今、数件、数件というか複数件確認をされているということでありますから、ここについては是非、緊急性を勘案して迅速な対応というのはこれからも継続していかなければいけないと思うんですけれども、虚偽の申請に対してどう対策をするかということについては、今の現状のプロセスでは十分にその対策を取れていないのではないかということを少し懸念しておりますので、是非総務省内でも今後この件については検討していただきたいというふうに思います。

次の質問なんですが、ＤＶ等支援措置が適用されてしまうと、その申請内容が正当であれ不当であれ、とにかく、加害者とされた側の方は、相手の住所を見られなくなるし、子供を連れ去られた場合には子供の居場所も分からなくなってしまう。非常に苦しい状況になるわけですね。

今、そんな状況下においても、両者が望む場合に面会をする機会というのを創出できないのか、やはりこの声が多いわけであります。

ＤＶ等支援措置を適用されて相手の住所が分からない立場にある方が自分の子供と面会を希望する場合、面会交流調停というのを申し立てて面会をするという方法が考えられるんですが、やはり調停の相手方の主張がどうかということもありますから、一定程度時間を要する。場合によっては数か月とか一年単位の時間がかかるということで、もう少し早く面会できる方法はないのか。これについて、まずは法務省に伺いたいと思います。

〔牧原委員長代理退席、委員長着席〕

○金子政府参考人　お答えいたします。

ＤＶ等支援措置がされておりますと、お子様と一緒にいらっしゃる相手方がどこに住んでおられるのかを住民票からは知ることができないということで、御案内のとおり、親子交流のために調停手続をするということは制度上予定されていますが、では、それをどうやって進めるのかという問題がございます。

申立人の方で相手方の住所を把握していない場合には、調停の申立てを受けた裁判所の方で、事案に応じてになりますけれども、市町村に対して相手方の住所に関する調査嘱託を行うということにより、相手方に連絡をすることが可能になるということを承知しております。

親子交流に関する調停手続において、父母間の協議が調うというような場合は、その調停の手続を開始することができれば、早期に親子交流の実施をすることが可能になっていくと一般的に言えると思いますが、協議が調わないということになりますと、その裁判手続に要する期間等については、一概にお答えすることは困難ですが、比較的長くなっていくんだろうと思います。

いずれにしても、事案に応じてということで適切な手続を裁判所の方で進めておられるものというふうに思っております。

○浅野委員　要するに、調停が、結論が出るまでは会うことができない、そういうことなんですが、最後、ちょっと、もう時間もあれなので、法務大臣にお願いと併せて伺いたいと思います。

現在、家族法制部会では、親子交流に関する事項が検討されていると聞いています。特に、中間試案第五の三、ここでは、今日の配付資料にも載せておりますけれども、調停成立前又は審判前の段階でも親子交流ができるようにする仕組みについて検討するというふうに明記されています。

是非この検討を進めていただいて、今、虚偽申請の問題もありますので、今後の部会においてこの結論を早期にまとめていただき、できることなら、できることならというか、必ず、こうした不当な申請に基づいて引き離された親子が早急に面会できるような仕組みを構築していただきたいと思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○齋藤（健）国務大臣　まず、父母の離婚等に伴って父母の一方と子が別居することになった場合において、適切な形で親子の交流の継続が図られることは、私は、子の利益の観点から極めて重要であると認識しています。

離婚後の親子の交流も含めて、父母の離婚後の子の養育の在り方については、御指摘のように、現在、法制審議会家族法制部会において調査審議中であります。その中で、委員の御指摘の点も含めて、安心、安全な親子交流の実現に向けた裁判手続の見直しについても議論がされています。

今、法制審議会において調査審議が進められている段階でありますので、諮問した立場である法務大臣として具体的な意見を述べることは差し控えたいと思いますが、かねがね申し上げておりますように、法制審議会において、子の利益の観点から、充実した調査審議がスピード感を持って行われるように、我々も精いっぱい協力をしていきたいというように考えています。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○伊藤委員長　次に、本村伸子君。

○本村委員　日本共産党の本村伸子でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

重大少年事件の記録が廃棄をされ、信頼を大きく損ねる事態となりました。

最高裁が調査報告書を公表いたしました。しかし、そこには欠けている視点がある。被害者の側の意見も聞いてほしいという声がございます。調査のための有識者会議にも、そうした被害者側の委員はいない。

そして、資料の一ページ、二ページに出させていただいておりますけれども、この調査報告書の中で新たにつくられるというふうに言われております第三者委員会にも、被害者側が入らないのではないか、軽視をされているというふうに批判がございます。この声を真摯に受け止め、被害者の視点を入れるべきだというふうに考えます。

常設の第三者委員会の委員のメンバーには被害者側の委員を入れるべきだ、そして、公平で、多様な委員が確保される委員会にするべきだというふうに思いますけれども、見解を伺いたいと思います。

○小野寺最高裁判所長官代理者　お答えいたします。

特別保存に付することを求める旨の要望につきましては、弁護士会や学術研究者のみならず、被害者の御遺族や事件当事者の方々を含め、どなたからでも行うことができ、このような要望を通じて御意見の提出をいただくことが可能なようになっております。

裁判所といたしましては、裁判所のホームページから、入力フォームにより特別保存の要望の申出を行えるようにするなど、そのような要望、御意見を容易に出していただけるような取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、第三者委員会の具体的な構成等につきましてはまだ決まっていないところではございますが、第三者委員会に担っていただく役割としては、個別の事件の保存の適否に関する客観的、第三者的なレビューをしていただくということが大きいものでございます。

また、国民共有財産としての事件記録の保存の在り方を大きな目線で助言をいただくなどを想定していることから、その委員としては、報告書に記載いたしているような、法曹関係者や法学者、報道関係者、アーカイブズ学の専門家等にお入りいただくことを考えているというところでございます。

事件に関係する方々に対しては、これまで以上に広く二項特別保存の御要望や御意見をいただけるよう、継続的な広報活動等の取組を行ってまいりたいというふうに考えております。

○本村委員　被害者の軽視をやめていただきたいというふうに思います。被害者の方々の声をしっかりと聞く最高裁であるべきだというふうに思います。

特別保存に関する基準の中で、資料の三に出させていただきましたけれども、日刊紙の二紙というふうにございます。全国で毎日発行されている全国紙二紙ということですけれども、沖縄タイムスですとか琉球新報、中日新聞、東京新聞、北海道新聞、信濃毎日、西日本新聞、まだ言えていない地方紙があるというふうに思いますけれども、やはりその地方では主要な新聞であるという新聞も、業界紙もあるかもしれません。こうしたこともしっかりと入れるべきだというふうに思いますけれども、お答えをいただきたいと思います。

○小野寺最高裁判所長官代理者　お答えいたします。

運用通達におきましては、当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なものを特別保存に付することとされておりますところ、地域版を含めた複数の主要日刊紙の掲載状況を確認する

第212回国会
委員会質疑

2023年10月～2023年12月

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和五年十二月十三日

○第二百十二回国会 衆議院会議録 第十二号（一）

令和五年十二月十三日（水曜日）

令和五年十二月十三日
午後一時　本会議

○本日の会議に付した案件
岸田内閣不信任決議案（安住淳君外十名提出）
難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病対策の総合的な推進に関する請願外十三請願
国家基本政策委員会及び懲罰委員会を除く内閣委員会外十四常任委員会及び災害対策特別委員会外七特別委員会並びに憲法審査会において、各委員会及び憲法審査会から申出のあった案件について閉会中審査するの件（議長発議）

午後三時二分開議

○議長（額賀福志郎君）　これより会議を開きます。

○井野俊郎君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。
安住淳君外十名提出、岸田内閣不信任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長（額賀福志郎君）　井野俊郎君の動議に御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（額賀福志郎君）　御異議なしと認めます。

岸田内閣不信任決議案（安住淳君外十名提出）

○議長（額賀福志郎君）　岸田内閣不信任決議案を議題といたします。
提出者の趣旨弁明を許します。泉健太君。

岸田内閣不信任決議案
〔本号末尾に掲載〕

〔泉健太君登壇〕

○泉健太君　立憲民主党の泉健太です。
私は、立憲民主党・無所属を代表し、ただいま議題となりました岸田内閣不信任決議案の提案の趣旨を述べます。（拍手）
まず、決議案文を朗読いたします。
本院は、岸田内閣を信任せず。
右決議する。
〔拍手〕
以上です。
自民党派閥の多額のパーティー券収入の収支報告書不記載問題、いわゆる派閥裏金問題は、現在、判明分だけでも、各派の収入と支出の不記載額を合わせ十億円を超えるという前代未聞の一大不祥事となり、東京地検特捜部が捜査を進めています。先ほどは、自民党の萩生田政調会長が辞意を表明したようであります。
この自民党の不祥事は、政界に、そして社会全体に衝撃を与えています。議場の皆様、全国の皆様、政界は今こそ自浄作用を働かせなければなりません。裏金を今後なくせばいいということではないのです。この際、私たちは、政界から裏金議員を一掃せねばなりません。
しかし、この一大不祥事の状況にあっても、自民党総裁である岸田総理からはほとんど危機感が感じられません。
松野博一官房長官や西村康稔経産大臣に、説明責任を果たすよう総理から強く指示をするどころか、総理自身の答弁が、精査し適切に対応、捜査に影響と、はぐらかしの連続であります。総理自身が取った行動も、自身の派閥会長離脱、当面の派閥パーティー自粛、派閥忘年会、新年会の自粛という危機意識の低い内容でありました。
裏金への関与が疑われる党所属議員にまで、なぜか一致結束を強調していますが、何に向けた一致結束なのでしょうか。余計なことを話さぬよう、情報を漏らさぬよう、口をつぐむための一致結束の呼びかけでしょうか。そして、党本部では、不信任案に対して粛々と否決との方針を固めたようであります。
総理、自民党が、そして派閥が、前代未聞の一大不祥事を起こしたという自覚が欠けているのではないでしょうか。この危機意識の乏しさ、危機管理能力のなさは致命的ではないでしょうか。このような内閣に危機管理ができるとは到底思えません。
今年九月に内閣改造を行った際の五十四名の副大臣、政務官に、女性は何とゼロでありました。その上、適材適所と断言をした政務三役から、教育をつかさどる山田文科政務官が女性問題で、法をつかさどる柿沢法務副大臣が選挙違反で、財政をつかさどる神田財務副大臣が税金の滞納で、続けて辞任いたしました。既に、適材適所も崩壊している。岸田内閣は、もはや機能不全ではないでしょうか。
政策面でも、次々の失政、選択の失敗を続けています。
以下、改めて岸田内閣不信任の理由を申し述べます。
まず、経済政策です。
岸田総理が政権運営してきたこの二年半、消費者物価は上昇を続けてきました。政府、日銀は、アベノミクスに縛られ、低金利を続けざるを得ず、結果、日米に大きな金利差が生じ、それが円安につながっています。この岸田政権下での円安政策によって、輸入物価は急騰。賃金が幾分伸びても、それ以上に食料品の物価上昇は激しく、国民生活を苦しめ続けています。
しかし、総理が今般策定した経済対策は、デフレ完全脱却と銘打ったものでありました。国民が物価上昇に苦しんでいるにもかかわらず、いまだ現状をデフレと捉え、物価を更に上昇させようというのでは、国民の願いとは真っ向反するのではないでしょうか。国民の声を聞く力さえ失った総理に、政権を任せることはできません。
そして、この昨年以上の物価上昇を踏まえ、総理は、本来であれば、今年夏の終わり頃には経済対策を策定すべきでした。しかし、待てど暮らせど経済対策の指示は出されず、結局、策定は、秋も深まる十一月二日にまで後ろ倒しとなりました。物価対策、経済対策の策定が遅くなり、その

その上で、再発防止や政治への信頼回復のため、政治資金の透明性の向上や調査研究広報滞在費の改革、当選無効議員の歳費返納など、政治改革に全力で取り組むべきです。

公明党は、責任ある与党の一員として、引き続き緊張感を持って政権を支えるとともに、国民の皆様に信頼される政治の実現への改革に全力を尽くすことをお誓いし、私の反対討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（額賀福志郎君）　市村浩一郎君。

〔市村浩一郎君登壇〕

○市村浩一郎君　日本維新の会の市村浩一郎です。

私は、党を代表し、ただいま議題となりました岸田文雄内閣不信任決議案に対して、賛成の立場から討論をいたします。（拍手）

冒頭、本決議案を提出した立憲民主党に意見を申し上げます。

立憲民主党は、一昨日、松野官房長官に対する不信任決議案を提出し、昨日の衆議院本会議で否決されました。ならばと、岸田内閣自体にノーを突きつける不信任案を出されましたが、なぜ最初から松野長官ではなく内閣不信任案の提出を速やかに決断されなかったのか、国民目線から極めて分かりづらいと言わざるを得ません。最終的に内閣不信任案の提出を決断されたことは一定の理解を示しますが、国会改革の観点からも、こうした非効率で不可解な対応は決して望ましいものではないと、僭越ではございますが、指摘させていただきます。

さて、日本維新の会は、これまで、会期末に恒例行事と化してきた、特定野党による内閣不信任案提出なる不毛なパフォーマンスとは一線を画し、反対する立場を貫いてきました。さきの国会で内閣不信任案が提出された際、我が党は、岸田内閣の実績につきましては、優、良、可、不可で評価し、及第点の可としました。政策の対立点は多々ありますが、目の前の政策課題には、是は是、非は非で臨み、修正すべき点は、果敢に政府・与党に提案して妥協点を見出し、更に国民に寄り添った、そして国益にかなった内容にブラッシュアップさせる、我が党の公正中立な立場を投影したものです。

ところが、残念ながら、今国会における岸田内閣には、落第点の不可をつけざるを得ません。

第一の理由は、政治と金をめぐる問題などで、国民に更なる政治不信を招いたことが看過できないからであります。

今国会では、総理が九月の内閣改造で登用した法務副大臣、財務副大臣ら政務三役三人が、公職選挙法違反疑惑や税金滞納問題などをめぐり、早々と、次々に辞任に追い込まれました。そして、今般、松野官房長官を始め、自民党安倍派の政治資金パーティーを舞台にした裏金疑惑が燎原の火のごとく広がり、国民の政治不信と怒りは頂点に達しつつあります。

今、総理と自民党に求められているのは、御自身の派閥離脱やパーティーの自粛といった小手先の対応ではありません。早期に実態を明らかにするため、党内調査を急ぐとともに、我が党が訴えている企業・団体献金の廃止やパーティー券の売買をめぐるルールの厳格化などを速やかに断行することです。現状では国民の信頼回復にはつながらないと強く指摘をしておきます。

不信任案に賛成する第二の理由は、総理の姿勢からは、様々な改革に対する政権内での指導力が全く見えてこないからです。

政治と金をめぐる問題は、パーティー券にはとどまりません。原資が国民の税金であるという点では、国会議員が月百万円の支給を受けている、いわゆる旧文通費の抜本改革も待ったなしであります。

旧文通費は、現状、使途公開が義務づけられておりません。使途不明のままでは、裏金と何も変わりません。我が党は、かねてから、領収書公開による使途公開と残金の国庫返納の義務化を提案してまいりましたが、この一年以上、肝腎の自民党は背を向けたまま放置をしています。

十二月八日の予算委員会で、我が党の馬場代表が、岸田総理に、文通費改革を必ずやると岸田総理がここでお約束いただきましたら、我々は内閣不信任案には反対をします、お約束いただけますかと迫りましたが、総理は、変わらず、明言を避けました。

繰り返しになりますが、この旧文通費改革については、さきの通常国会において、自民党幹部と我が党との間で、めどがついたタイミングで改革を行うことで合意をしていたはずです。これ以上、公党同士の約束の履行を先送りすることは、明確な背信行為であり、国民の政治不信は更に増幅するだけです。是が非でも、総理の決断を求めます。

この際、野党筆頭であり、文通費改革を訴える立憲民主党にも、いま一度申し上げます。

日本維新の会は、昨年十一月、立憲民主党、国民民主党とともに、旧文通費の使途公開と国庫返納を義務化する歳費法改正案を提出しました。

法案が成立せずとも、我が党と国民民主党は、自主的に領収書を公開し、使途を明らかにしています。しかし、残念ながら、立憲民主党さんはそれをされていません。法案を提出するなら率先して公開すべきで、要は、やる気次第です。やる気の問題です。一刻も早く公開するよう、強く求めます。それが自民党へのプレッシャーとなり、国民の政治不信を少しでも和らげることにつながると確信をしています。

旧文通費の改革同様、党首討論を二年半も開かずに、相当の経費がかかる衆参の国家基本政策委員会をそのまま残して涼しい顔をするなど、立法府の無駄を削減する改革にも取り組まない自民党、そして、自民党総裁であられながら、行政府のトップだという常套句で党の重い腰を上げさせようとしない総理の姿勢も、甚だ遺憾でございます。

憲法改正についても、総理は来年九月までの自民党総裁任期中の実現を目指すと明言されていますが、その言葉とは裏腹に、憲法改正を党是としているはずの自民党の動きは鈍いままです。総理には、党を牽引するほどの指導力がもはや感じられないと申し上げざるを得ません。

加えて、総理が今国会の所信表明で言及した、我が党が強く導入を求めてきたライドシェアについても、昨日開かれた規制改革推進会議で、タクシー会社による雇用を条件とし、業務委託は認めないという中間答申案が示されたとの報道がありました。新規参入を事実上認めないこの方向性は、新たな産業の創出、国民の新しい選択肢という観点で、全く不十分なものであります。このままでは改革やイノベーションができるはずはないと厳しく指摘をさせていただきます。

以上、我が党が内閣不信任案に賛成する理由をるる述べさせていただきました。

日本維新の会は、今後も、自民党政権にはもはや期待できない、身を切る改革や国会改革、憲法改正などの実現に率先して取り組む一方、岸田内閣によって失われた国民の政治への信頼を取り戻すべく奮闘、邁進することをお誓い申し上げ、賛成の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（額賀福志郎君）　浅野哲君。

〔浅野哲君登壇〕

○浅野哲君　国民民主党の浅野哲です。

私は、ただいま議題となりました岸田内閣不信任決議案について、賛成の立場から討論を行います。（拍手）

現在、政治資金規正法に違反する行為を繰り返していた疑惑がかけられているにもかかわらず、現職の閣僚を含む複数の自民党所属議員がその説明責任を果たしておらず、政府と自民党に対する国民の不信感が極限に達しています。これまでの関係閣僚、関係議員の発言内容を見る限り、各位

が把握している事実があったとしても、捜査への影響を理由に明言を避け続け、自己点検を理由に回答を先延ばししているような印象を与えており、その姿勢は、多くの国民の心に、政治家が保身に走っているのではないかとの疑念を抱かせています。

収入の不正申告による裏金のキックバックは、事実であれば明らかな違法行為であり、仮に民間企業でこのようなことが起きれば、粉飾決算や横領などの罪に問われ、社会的な信頼を失いかねない重大な事象であり、全社を挙げて真相究明と再発防止に最優先で当たるべき事案です。

にもかかわらず、政府、閣僚は、政務の立場であることを盾に回答を差し控える事態が続発し、岸田総理も、真相究明と再発防止という重要なプロセスよりも次の内閣人事に心が向いている現状を見るに、今の内閣は、国家の運営を担うという重責を果たせる状態とはとても思えません。

さらに、これまでの東京地検特捜部による捜査の中では、自民党安倍派に所属する議員の秘書らが、特捜部の事情聴取に対し、キックバックを収支報告書に記載しないのは派閥からの指示だったなどと証言しているという情報もあります。このような発言は複数確認されているとされ、自民党内でキックバックの裏金化が組織的かつ常習的に行われていた可能性も出てきました。

信なくば立たず。このような状況では、むしろ自民党政権を信任する方が難しいのではないでしょうか。

今回の裏金疑惑が発覚したことで、改めて思い返したことがあります。

この数年間、私たち国民民主党は、子供、子育て支援に関わる所得制限の撤廃や年少扶養控除の復活などと併せて、障害のある子供たちのための補装具費支給制度の所得制限撤廃を求めてきました。

子供は体の成長が早く、一年の間に何度も補装具の調整や更新が必要になることもあるそうです。ほかの子と同じように我が子にも新しい義足を買ってあげたい、私たちは、今から三年ほど前、障害のあるお子さんを持つお母さんやお父さんたちからこの思いを託されました。そして、この議場にいる立憲民主党の皆さん、公明党の皆さん、そのほか、それぞれの政党の議員の皆様、同様な声を届けられたのではないでしょうか。

所得制限撤廃に必要な予算は、多めに見積もっても二十億円から三十億円前後。私たちは、再三再四、委員会質疑などを通じて予算の確保を求めてきましたが、当時の政府は、制度の公平性や財政規律を保つ必要性等の理由を述べて、議論はほとんど平行線をたどりました。

さらに、インボイス制度、適格請求書等保存方式についても付言したいと思います。

インボイス制度は、小規模零細事業者、個人事業主と取引をした事業者が、仕入れ税額控除を受けるために、小規模零細事業者、個人事業主に対して、正確な適用税率や消費税額等を管理し、当該事業者に伝えるよう義務づけるものです。制度開始以前より、現場の事業者からは準備と対応に苦慮する声が届いていましたが、政府は、適切な会計業務の必要性があることを理由に、本制度は予定どおり本年十月に運用が開始されました。

これらの経過に対し、私たち国民民主党は、政府・与党には政府・与党の立場があり、財政規律を保ちながら限りある財源を割り振る責任があるという点については理解をし、建設的な議論を重ね、国民の声に応えられるような妥結点を見出せるよう、努力をしてまいりました。

しかし、国民には負担や我慢を強いている陰で、自民党内では、政治資金パーティー収入を過少申告したり、数千万円にも及ぶ裏金を手にした議員がいた事実が発覚しつつある今、当時の政府の答弁には、本当に国民に寄り添う人の心が宿っていたのかと疑いたくなるのは私だけでしょうか。

現在の岸田内閣は、こうした国民の疑念に応えられるだけの説明責任を果たしているとは到底思えません。そうである以上、岸田内閣不信任決議案には賛成以外の選択肢がないのであります。

今から三十五年前、リクルート事件以降の厳しい世論にさらされていた当時の自民党は、国民から向けられる不信感を払拭すべく、政治改革大綱を策定しています。その中には、以下のような記載があります。

「もとより、永年続いた制度の改革はけっしてやさしくはない。しかし、国民の政治にたいする信頼を回復するためには、いまこそ自らの出血と犠牲を覚悟して、国民に政治家の良心と責任感をしめすときである。」「かりに、現状のような派閥中心の党運営が続くならば、党が真の意味での近代政党、国民政党へ脱皮することは不可能である。」

三十五年前の教訓から得たこれらの認識は、今の自民党にどのような変化をもたらしてきたのでしょうか。

この議場内にいる全ての皆様に申し上げたいことは、今回のような疑惑は、国際社会の中核にある日本の政治史の中で大変恥ずべきことであり、二度と生じさせてはならないということであります。

今こそ、政治家の良心と責任感を国民に示すときと捉え、不信任案の可決、成立を起点として、迅速な真相究明と再発防止のための国会改革に本院全体が一丸となって取り組むことを心から望み、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（額賀福志郎君）　宮本岳志君。

〔宮本岳志君登壇〕

○宮本岳志君　私は、日本共産党を代表して、岸田内閣不信任決議案に賛成の討論を行います。（拍手）

岸田内閣が誕生して二年二か月。今や内閣支持率は軒並み二割に落ち込み、内閣は完全に国民の信を失いました。それは、岸田政権には日本政治のかじ取りをする資格も能力もないことがまざまざと示された結果にほかなりません。そのような政権を到底信任できないことは、当然のことであります。

以下、不信任の理由を申し述べます。

岸田内閣不信任決議案に賛成する理由の第一は、物価高騰の下で、岸田内閣が全くの経済無策だからであります。

首相は、日本経済停滞の原因は三十年来のコストカット型経済だ、そこからの脱却が必要だと述べました。しかし、その原因の責任は、そもそも歴代の自民党政治だという自覚を全く欠いているのであります。自覚していないから中身のない経済対策しか示せず、日本を、世界に類を見ない、賃金が上がらない国にしてしまいました。

首相は、内閣の支持率が下がり続ける危機感から、一時的な所得税減税を言い出しました。しかし、一方で四十三兆円もの大軍拡と大増税を決めながら、僅か一度きりの減税などで国民がだまされるわけがないではありませんか。

物価高騰の中で、一時的な所得税減税よりも、消費税減税が一番効果があるのは明らかであります。世論調査でも、五七％の国民が消費税減税を求めるという結果が出ております。

我が党は、一貫して消費税廃止、減税を求めてきました。今国会でも本会議や予算委員会で連続して求めてきましたが、首相は、消費税減税を考えていないと言うばかりか、効果についての検討さえしていないと答弁しました。

岸田内閣には行き詰まった経済政策を正すことができないばかりか、逆に、暮らしを支え、格差を正すことに逆行する政策さえ進めています。

社会保障では、診療報酬のマイナス改定で医療現場を疲弊させ、介護分野では、利用料の二割負担対象の拡大をしようとしています。

大学授業料の無償化を多子世帯に拡大するなど少子化対策を行うと言いますが、その財源は、公的医療保険料への一兆円の上乗せ徴収や、一・一

2023年10月30日
予算委員会
（質疑要旨）

日本のGDPの伸び悩みの原因について

2023.10.30（Mon）予算委員会（基本的質疑）

現状・課題意識

●世界のGDPシェアにおける日本のGDPの割合は、1994年の17.9％をピークに減少を続け、2023年に4.2％と後退した。【資料1】

●IMFの発表によると、2023年の日本のGDPはドイツに抜かれて世界第4位となる見通し。

●日本のGDPの伸び悩みは、激しい市場競争の中で、企業が中長期的な視点で研究投資、人材投資を行ってこなかったことが要因の一つと考える。

浅野の発言要約

「政府として、自国産業を育成するための支援に戦略性があったと感じているのか。」

政府の答弁要約

「30年来デフレに苦しんできた。長い歴史の中のさまざまな対策を検証していく姿勢が大事。デフレ脱却を確実なものとして、経済の好循環の実現へ正念場を迎えている。」

これまでの対策を検証することは大事なのに、現時点で十分だったかどうか明確な答弁はありませんでした。政府としてしっかりと検証を進め、反省点や改善点などが明確になった時点で改めて議論していきます。

成長型経済に向けた「供給力の強化」とは？

2023.10.30（Mon）予算委員会（基本的質疑）

現状・課題意識

●岸田総理は所信演説で、コストカット型経済を脱して、持続的な賃上げや活発な投資が牽引する成長型経済に必要なのが「供給力の強化」だと述べた。

●「供給力の強化」は、サプライチェーン上の生産能力の拡大や確保を意味することが多いが、賃上げや投資にどうつながるか分かりにくい。

浅野の発言要約

「コストカット型経済から成長型経済への変革に供給力の強化が必要と述べられたが、供給力の強化とは何か。」

政府の答弁要約

「供給力の強化は、『生産性の向上』であり『企業の稼ぐ力を高めること』である。これを引き上げることにより経済の好循環を実現し、賃上げにつなげていく。」

「供給力の強化」と言われると、生産能力の拡大と捉えてしまいますが、総理から「供給力の強化」は「生産性の向上」、「企業の稼ぐ力を高めること」である旨の答弁を初めて確認できたやり取りでした。

2023年10月30日
予算委員会
（質疑要旨）

重要物資のサプライチェーン向け支援税制創設について

2023.10.30（Mon）予算委員会（基本的質疑）

現状・課題意識

●政府の「半導体・デジタル産業戦略（改訂版）」には、初期投資支援のみならず、ランニングコスト支援も検討していくことが必要と記載されている。

●産業界からは、重要物資である半導体や蓄電池等のサプライチェーンを対象とした初期投資支援だけでなく、ランニングコストをできるだけ抑えるための支援税制の創設が望まれている。

浅野の発言要約

「重要物資である半導体や蓄電池等のサプライチェーンを対象とした支援税制の創設を求める。」

政府の答弁要約

「半導体や蓄電池に関しては、従来の初期投資への支援だけではなく、ビジネスとして回せるように予算や税制、規制改革等も含めて、あらゆる面で世界に伍して競争ができる政策パッケージを年内に取りまとめる。」

電機連合からの政策要望について質疑しました。総理から年内に具体的な政策をまとめる旨の答弁を得ました。引き続き内容を確認していくとともに、供給力を確保するための設備に対する支援も求めていきます。

EV補助金及び充電・充てんインフラ等導入支援について

2023.10.30（Mon）予算委員会（基本的質疑）

現状・課題意識

●自動車分野のカーボンニュートラルを進めていくうえで、今世界のEV市場は伸びている。

●電気自動車を対象とした充電・充てんインフラ等導入促進補助金について、今年度に175億円が予算措置されているが、既に申請枠が埋まっている。

●産業界からは、追加の予算措置を求める声が上がっている。

浅野の発言要約

「電気自動車の充電・充てんインフラ等導入等補助事業については、来年度予算においても、より大規模な予算確保を求める。」

政府の答弁要約

「EVでも勝つという戦略で、EV車の開発及び充電インフラについてしっかりと支援していく。2030年に30万口まで充電インフラを増やそうと取り組んでおり、補正予算の中でも拡充を検討していく。」

自動車総連からの政策要望について質疑しました。充電インフラについては、EV車の充電設備としてだけでなく、将来の産業基盤として充電インフラネットワークを整備する姿勢や方針を明確に打ち出し、企業の投資意欲をさらに高めるよう工夫すべきだと考えます。

2023年10月30日
予算委員会
（質疑要旨）

ヒートポンプ導入支援について

2023.10.30（Mon）予算委員会（基本的質疑）

現状・課題意識

●2050年カーボンニュートラル時代のエネルギー構造においてはより一層の電化の推進が重要となっている。

●大気熱を取り込んで冷暖房や給湯に利用するヒートポンプ機器の普及に向けては、補助金が予算措置されているが、執行率は芳しくない。

●海外と比較しても補助額が1台あたり5万円と少ない。
【資料2】

浅野の発言要約

「ヒートポンプ機器の普及拡大に向けては、消費者の購入意欲が湧くように認定要件、補助額を拡充すべきではないか。」

政府の答弁要約

「脱炭素化につながっていくという観点からも、普及拡大に向けて補助額の拡充も含めて検討していく。」

電力総連からの政策要望について質疑しました。ヒートポンプが利用する大気熱は再エネに位置付けられているものの、国のエネルギー統計に含まれていないという問題もあります。カーボンニュートラル達成が求められる中、この点は重要であり、引き続き議論していきます。

トリガー条項の凍結解除について

2023.10.30（Mon）予算委員会（基本的質疑）

現状・課題意識

●1974年に25.1円／リットルの暫定税率が上乗せされてから、来年で50年が経過する。

●2009年に上乗せ分は「当分の間税率」として一般財源化し、その際、ガソリン代の高騰対策として、3か月連続で平均小売価格が160円／リットルを超えた場合に上乗せ分の適用を停止するトリガー条項が創設された。
【資料3】

●東日本大震災の復旧復興のため一時的にトリガー条項は凍結されたが、被災地のインフラ整備等は着実に進んでいる。

浅野の発言要約

「現在の国民生活は高騰するガソリン価格によって、長期にわたり苦しい状態が続いている。トリガー条項の創設経緯を踏まえれば早急に解除すべきと考えるが、なぜ、トリガー条項凍結解除できないのか。」

政府の答弁要約

「トリガー条項には現在補助対象の重油、灯油が含まれていない。また、発動・終了時の大幅な価格変動により需要が大きく変動し、流通や販売の現場に与える影響が多い。これらの課題が解決されない限り発動を見送る方針。」

トリガー条項発動前後の現場の混乱は当初から指摘されていますが、トリガー条項の解除の仕方を工夫することで回避可能とも考えます。

2023年10月30日
予算委員会
（質疑要旨）

ガソリン代における当分の間税率、二重課税について

2023.10.30（Mon）予算委員会（基本的質疑）

現状・課題意識

●トリガー条項の凍結解除、当分の間税率、二重課税を解消すれば、価格変動はあるものの、ガソリン代は年平均では安くなる。

●現在の政府施策は、ガソリン税の税収３兆円に対して6.2兆円の補助金を支出しているが、国民民主党案では、税金の廃止により税収は２兆円に減るが、支出は地方財政支援の5,000億円となり、全体支出を大幅に抑制することができる。
【資料４】

浅野の発言要約

「当分の間税率、二重課税の廃止を早期に決断していただきたい。」

政府の答弁要約

「国の財政事情を勘案したご提案であるが、今当分の間税率と補助金を廃止した場合、足元のガソリン代は1リットル173円から183円に上昇する。当面、現行の燃油高騰対策を継続していくが、出口戦略を描くことは重要だと考えている。」

税制変更時に急な価格変動を抑える工夫もできると考えます。ガソリン代高騰対策については、スピード感をもって議論を続けていきます。

電気代の高騰対策について

2023.10.30（Mon）予算委員会（基本的質疑）

現状・課題意識

●電気料金に対する政府の補助も長期に及んでいる。

●当初の経済対策では、施策の迅速性を重視し、補助の割合は一律2割とされていた。

●2023年6月に行われた規制料金の値上げでは、各電力会社（地域）で上昇幅に差が生じている。
【資料５】

浅野の発言要約

「地域の実情に応じた公平な支援とすべきではないか。」

政府の答弁要約

「地域ごとに電気料金に差がある点については、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用でき、地域の事情に応じてそれぞれの自治体で支援が行われていると承知している。」

政府は電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用できるとしていますが、現場から聞くのは、自治体が地元の事業者等に支援する金額の規模が小さく、地域事情が吸収し切れていないといった現状です。

2023年10月30日
予算委員会
（質疑要旨）

医薬品の供給不足と原因について

2023.10.30（Mon）予算委員会（基本的質疑）

現状・課題意識

●現在、咳止めや痰きり薬等の医薬品が供給不足となっている。

●医薬品や医薬機器産業では、度重なる薬価改定や物価高騰により、研究開発投資の減少、不採算生産、人手不足等の問題が発生している。

●イノベーション創出環境を取り戻し、かつ国民生活に必要不可欠である医薬品等の安定供給を取り戻すためには、中間年薬価改定の廃止を含めた薬価制度の抜本的見直しが必要。

浅野の発言要約

「中間年薬価改定の廃止を含めた薬価制度の抜本的見直しをすべきではないか。」

政府の答弁要約

「国民皆保険制度の持続性とイノベーション推進の観点から薬価改定の在り方を検討していくことが極めて重要。」

UAゼンセンやJEC連合からの政策要望について質疑しました。政府も薬価の問題は認識していますが、医薬品は製薬から流通、小売事業者まで裾野が広い産業です。研究予算をはじめ、それぞれの分野で働かれている方の賃上げにつながるよう議論を進めていきます。

資料1

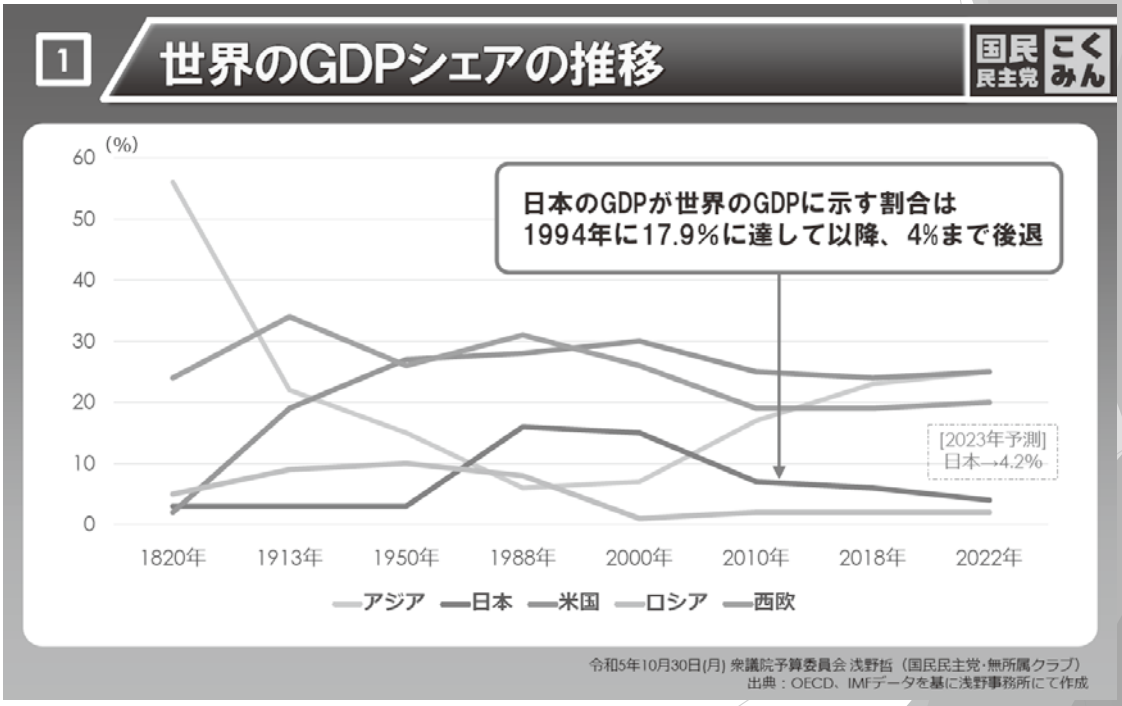

2023年10月30日
予算委員会
（質疑要旨）

資料2

2 ヒートポンプ機器導入に対する各国比較

国民民主党 こくみん

	規制面	普及支援策
日本	・無（ガス機器と同等の扱い）	・家庭用HP給湯器へ5万円の補助
アメリカ	・新築電化レディ（CA州） ・新築オール電化義務（NY州）	・HP給湯器へ最大30万円の補助（147円/＄）
ドイツ	・石油暖房禁止 建物エネルギー法（2024年1月1日施行）	・大気熱の統計化 ・豊富なHP導入補助金
フランス	・2025年までに化石燃料から脱却	・大気熱の統計化 ・HP給湯器導入支援として最大140万円補助（157円/€）
イギリス	・ガス導管規制 （The Future Homes Standard）	・空気熱源ヒートポンプ約90万円の補助（180円/£）

令和5年10月30日(月) 衆議院予算委員会 浅野哲（国民民主党・無所属クラブ）
出典：浅野事務所にて作成

資料3

3 ガソリン価格高騰に対する恒久的対策案

国民民主党 こくみん

ガソリン1リットルあたりの小売価格の内訳

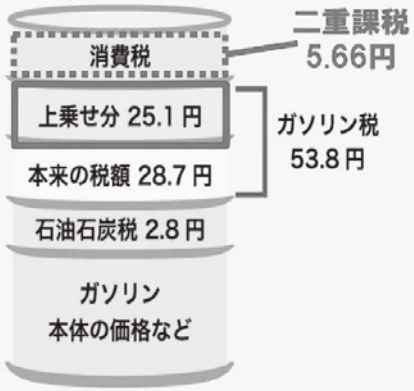

暫定税率のこれまでの経緯

1974年 道路整備の特定財源として暫定税率適用（25.1円/ℓ）
2009年 特定財源から一般財源化「暫定税率」は「当分の間税率」へ
2010年 ガソリン高騰対策として3か月連続で160円を超えた場合に徴収を停止するトリガー条項を創設
2011年 東日本大震災の復興財源に充てるためにトリガー条項を凍結

上乗せ分・二重課税の解消

ガソリン税（上乗せ分）¥25.1/L
二重課税の解消で¥5.66/L
計¥30.76/L→40Lで1,230円

令和5年10月30日(月) 衆議院予算委員会 浅野哲（国民民主党・無所属クラブ）
出典：浅野事務所にて作成

2023年10月30日
予算委員会
（質疑要旨）

資料4

4 暫定税率＆二重課税の解消効果

国民民主党 こくみん

レギュラーガソリン価格の推移

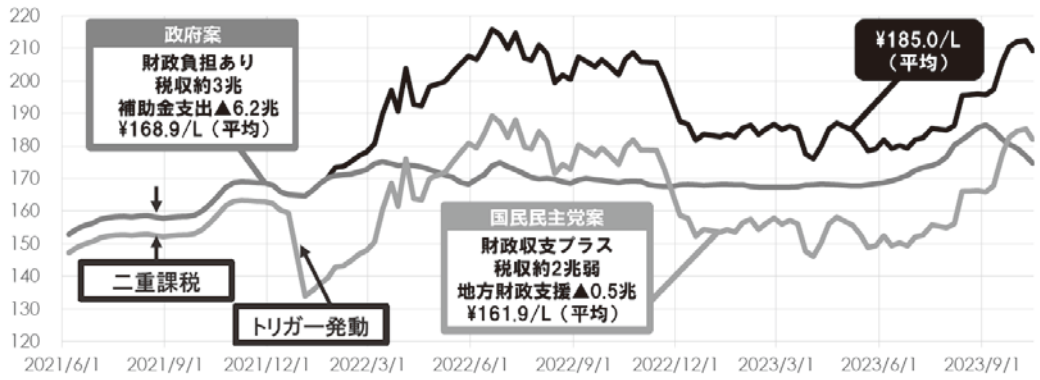

トリガー条項の発動より
暫定税率の段階的縮小が望ましい

令和5年10月30日(月) 衆議院予算委員会 浅野哲（国民民主党・無所属クラブ）
出典：経済産業省発表のガソリン価格データを基に浅野事務所にて作成

資料5

5 電気代の補助額と地域間格差

国民民主党 こくみん

政府による補助が延長されるも
10月からはその額が半減している

年月		低圧	高圧
2023年	2～9月	補助単価 7円/kWh	補助単価 3.5円/kWh
	10月	補助単価 3.5円/kWh	補助単価 1.8円/kWh
	11月		
	12月		
2024年	1月		
	2月		
	3月		

延長

電力会社各社の規制料金の値上げ幅
（2023年6月実施）

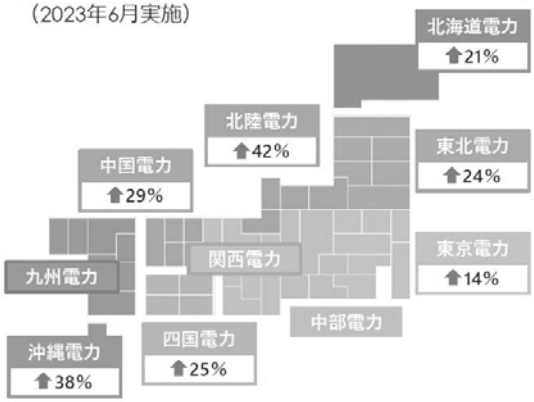

令和5年10月30日(月) 衆議院予算委員会 浅野哲（国民民主党・無所属クラブ）
出典：経済産業省、電気事業者各社のプレスリリースを基に浅野事務所にて作成

第二百十二回国会　衆議院　予算委員会議録　第三号

令和五年十月三十日（月曜日）

午前八時五十七分開議

出席委員

委員長　小野寺五典君

理事　上野賢一郎君　理事　越智　隆雄君
理事　加藤　勝信君　理事　島尻安伊子君
理事　牧島かれん君　理事　逢坂　誠二君
理事　後藤　祐一君　理事　漆間　譲司君
理事　佐藤　英道君

伊東　良孝君　伊藤　達也君
石破　茂君　岩屋　毅君
衛藤征士郎君　奥野　信亮君
金田　勝年君　亀岡　偉民君
後藤　茂之君　下村　博文君
田中　和徳君　平　将明君
塚田　一郎君　橋本　岳君
平沢　勝栄君　古川　康君
古屋　圭司君　牧原　秀樹君
宮路　拓馬君　山本　有二君
若林　健太君　渡辺　博道君
井坂　信彦君　おおつき紅葉君
大西　健介君　岡本あき子君
源馬謙太郎君　神津たけし君
近藤　和也君　鈴木　庸介君
堤　かなめ君　西村智奈美君
馬場　雄基君　藤岡　隆雄君
本庄　知史君　森山　浩行君
山田　勝彦君　吉田はるみ君
早稲田ゆき君　渡辺　創君
阿部　弘樹君　一谷勇一郎君
奥下　剛光君　金村　龍那君
林　佑美君　藤田　文武君
守島　正君　和田有一朗君
金城　泰邦君　角田　秀穂君
福重　隆浩君　浅野　哲君

斎藤アレックス君　鈴木　敦君
宮本　徹君　緒方林太郎君
吉良　州司君

内閣総理大臣　岸田　文雄君
総務大臣　鈴木　淳司君
法務大臣　小泉　龍司君
外務大臣　上川　陽子君
財務大臣
国務大臣
（金融担当）　自見はなこ君
文部科学大臣　盛山　正仁君
厚生労働大臣　武見　敬三君
農林水産大臣　宮下　一郎君
経済産業大臣
国務大臣
（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）　西村　康稔君
国土交通大臣　斉藤　鉄夫君
環境大臣
国務大臣
（原子力防災担当）　伊藤信太郎君
防衛大臣　木原　稔君
国務大臣
（内閣官房長官）　松野　博一君
国務大臣
（デジタル大臣）
（デジタル行財政改革担当）
（規制改革担当）　河野　太郎君
国務大臣
（復興大臣）　土屋　品子君
国務大臣
（国家公安委員会委員長）
（防災担当）
（海洋政策担当）　松村　祥史君
国務大臣
（こども政策　少子化対策
若者活躍　男女共同参画
担当）　加藤　鮎子君

国務大臣
（全世代型社会保障改革担当）
（経済財政政策担当）　新藤　義孝君
国務大臣
（クールジャパン戦略担当）
（知的財産戦略担当）
（科学技術政策担当）
（宇宙政策担当）
（経済安全保障担当）　高市　早苗君
国務大臣
（沖縄及び北方対策担当）
（消費者及び食品安全担当）
（地方創生担当）
（アイヌ施策担当）　自見はなこ君
財務副大臣　神田　憲次君
政府参考人
（内閣官房内閣審議官）　溝口　洋君
政府参考人
（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局次長）　馬場　健君
政府参考人
（内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局審議官）　竹林　悟史君
政府参考人
（内閣法制局第一部長）　木村　陽一君
政府参考人
（内閣府大臣官房審議官）　阿久澤　孝君
政府参考人
（内閣府政策統括官）　林　伴子君
政府参考人
（内閣府政策統括官）　高橋　謙司君
政府参考人
（内閣府経済財政国際室長）　松多　秀一君
政府参考人
（内閣府地方創生推進事務局審議官）　安楽岡　武君
政府参考人
（こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室長）　熊木　正人君
政府参考人
（こども家庭庁成育局長）　藤原　朋子君

政府参考人
（総務省大臣官房地域力創造審議官）　山越　伸子君
政府参考人
（総務省自治行政局長）　山野　謙君
政府参考人
（総務省自治行政局選挙部長）　笠置　隆範君
政府参考人
（総務省自治税務局長）　池田　達雄君
政府参考人
（外務省大臣官房審議官）　池上　正喜君
政府参考人
（文部科学省初等中等教育局長）　矢野　和彦君
政府参考人
（文部科学省高等教育局長）　池田　貴城君
政府参考人
（文部科学省高等教育局私学部長）　寺門　成真君
政府参考人
（厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官）　内山　博之君
政府参考人
（厚生労働省医政局長）　浅沼　一成君
政府参考人
（厚生労働省保険局長）　伊原　和人君
政府参考人
（水産庁長官）　森　健君
政府参考人
（経済産業省大臣官房審議官）　田中　一成君
政府参考人
（経済産業省大臣官房審議官）　西村　秀隆君
政府参考人
（資源エネルギー庁次長）　松山　泰浩君
政府参考人
（国土交通省大臣官房長）　寺田　吉道君
政府参考人
（国土交通省国土政策局長）　黒田　昌義君

方が逆進性があって合理的だよという議論にまた戻るんですけれどもね。それで、いや、給付と負担の対照関係がゆがめられるから。それで、私は議論させてもらいました、給付と負担の対照関係は完璧なのかというと、もうずたぼろなわけですよ。

そこで、最後に一問やりたいんですが、結局、個人から見ると、社会保険料というのは税金とほとんど同じです、強制的に取られるので。そして、実態で給付も税金が半分入っている。だから、強制的に取られ、しかも逆進性が強い、ここの負担をどうするかという議論から我々は避けて通れないんですよ。

そのときに一番大事なのは、個人で税を幾ら払い、そして社会保険料を幾ら払い、そして資産が幾らあってということをやはり一元的に管理して、そして本当に必要な人がどこにいるのかということを見極め、そして素早く、給付だったら給付する、減税だったら減税する。いわゆる、減税し、給付するというのは、給付つき税額控除と一緒ですよね、結局。だから、そういう、本当に必要な、そんな、短期的にどこに配るかだけの議論をずっとやっているわけです。この三年間。じゃなくて、そういうことが適正に行われる国家のインフラをつくろうよというのが僕らの意見なんですよ。

だから、最後の質問は、そういう、デジタル歳入庁と僕は言ったんですが、ちょっと時間がなかったらもう端的に、一元管理をやはりやるべきだと思います、税も社会保障も。これはいかがですか。

○小野寺委員長　申合せの時間が過ぎておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○岸田内閣総理大臣　まず、議論の整理としては、国民の可処分所得を増やすための手法として社会保険料を引き下げるということについては、我々はさっき問題点があると申し上げました。その手法は、我々としては、減税と給付金、これを使いたいということを申し上げさせていただきました。

そして、その上で、今の委員の提案につきましては、要は、一元的に管理する、こういった組織が必要なのではないか。

これは、組織はともかくとして、社会のデジタル化、デジタル行財政改革、こういったことを進めることによって、より一元的に近い形でこうしたものを情報共有できる、こういったシステムができ上がるのだと思います。

いきなり組織をつくるというのではなくして、デジタル化を進める中で、あるべき歳出歳入について国としてどう管理していくのか、これが現実的に実現できる体制ができていく、そのためにもデジタル化は進めなければいけない、このように考えています。

○藤田委員　時間なので終わります。ありがとうございました。

○小野寺委員長　これにて漆間君、一谷君、和田君、藤田君の質疑は終了いたしました。

次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

まず冒頭、今回の質疑に当たりましては野党各会派から質疑時間の点で多くの御配慮をいただいたことを、まずは御礼を申し上げたいというふうに思います。

時間に限りがありますので早速質問に入っていきたいと思いますが、まず、先ほど藤田委員との質疑の中でも我が国のＧＤＰの現状について議論がありましたので、私も、冒頭、そちらを取り上げさせていただきたいと思います。

パネル一を、皆様はお手元の資料一を御覧いただければと思います。

こちらは世界のＧＤＰシェアの推移というものを表したグラフになるんですけれども、赤い線が日本のものになります。日本のＧＤＰは、一九五〇年には三％、そして八八年には一六％、九四年にはピークとなる一七・九％に達し、それ以降は減少を続け、現在は四・二％まで後退をしている状況にあります。この間、アメリカは一貫して二五％以上のシェア、西欧地域は二〇％以上のシェアというものを維持してきております。

そして、先ほどもありましたように、先日、ＩＭＦの発表によれば、二〇二三年の日本のＧＤＰは、ドイツに抜かれ、世界四位になる見通しであるということも発表がされました。

日本のＧＤＰが伸び悩み、徐々に国際順位も下落している原因というのは、激しい市場競争の中で企業が中長期的な視点での研究投資、人材投資に資本を投入できなかったことは否定しませんが、一方、日本政府のこれまでの支援が果たして十分だったのか、政府として自国産業を育成するための支援に戦略性があったと感じているのか、総理の御認識を伺いたいと思います。

○岸田内閣総理大臣　まず、三十年来デフレに苦しんできたということを申し上げておりますが、これは、デフレの中で、それぞれ民間企業が苦労し、努力をし、そして賃金、投資すら削って懸命になって生きてきた、こういったことだったと思います。そして、それに加えて、リーマン・ショックを始め外生的な危機もあった、その中で懸命に生きてきた結果であると思っています。

そして、そのデフレの悪循環、これを脱することが大変重要だということで、賃上げと、そして投資の好循環を実現しようということで、官民挙げて努力してきた二年間であったと思います。そして、今、明るい兆しが出てきた、こういったことでありました。

デフレ時代において政府の政策も十分だったのか、こういった御指摘でありました。これは、政府の対策も含めて、デフレの中でどう生きるべきなのか、懸命な模索が続いた上での結果だと理解しております。

基本的には今申し上げたような流れでありますが、その中で、この三十年の長い歴史の中であった様々な対策について検証していく、こういった姿勢は大事ではないかと思います。

是非、その上で、未来に向けて、いま一度、デフレ脱却を確実なものとして、経済の好循環を実現するために、今正念場を迎えている、是非、こうした中で、しっかりとした議論を深めて、来年に成果をつなげていきたいと考えています。

○浅野委員　検証をしていくことは私も大事だと思います。是非伺いたかったのは、現時点で、十分だったのか、それともそう考えていないのかというところなんですが、是非その検証をして、政府として、また総理としても、何らかの反省点、今後に向けた改善点、こういったものが明確になった時点で、また是非そこは教えていただきたいと思います。

次の質問です。

総理は、そうした御認識の下でだと思いますが、所信演説の中で、低物価、低賃金、低成長のコストカット型経済から、持続的な賃上げや活発な投資が牽引する成長型経済への変革ということをおっしゃっていました。

私自身は、その言葉を聞く限り、その方針には賛成をしたいと思います。ただ、先ほどの議論ですと、コストカット型経済というのは、これまでの歴史的経緯を見た中で、その時期、これまでの期間がコストカット型だとみなせるからそういうふうに表現した、そんなやり取りが先ほどもありましたけれども、岸田総理自身、いつ頃からそういった問題意識を持ち始めたのかというところはお聞かせいただきたいと思います。

また、当初通告をしていた質問ですが、コストカット型経済からの完全脱却に向けて総理が必要だとしているものが、供給力の強化だというふうにおっしゃっているんですが、コストカット型経済を脱して、持続的な賃上げや活発な投資が牽引する成長型経済に変えていくために必要なのが供給力の強化である。この論理が我々にはすっと腹落ちしないんですね、論理の飛躍があるのではないか、その間に総理の、総理自身の様々なお考えがあるのではないかというふうに思いますので、是非その論理をしっかりとつなげるための補足的な説明をいただきたいと思います。

○岸田内閣総理大臣　コストカット型経済という

部分、デフレの悪循環という部分につきましては、私も総理になる前の段階において、やはり経済の好循環を取り戻さないと経済は持続可能なものにならないという観点から、やはり、賃金が引き上がることによって消費が拡大し、消費が拡大することによって企業収益が拡大し、企業収益が拡大することによって投資や賃上げの原資となり、それが賃上げ、消費にまたつながっていく、この好循環をしっかりと完成させないと、コストカット型だけでは経済が持続可能なものにならない、こういった問題意識を持っておりました。そういったことから、新しい資本主義という考え方を申し上げ、成長と分配の好循環ということを訴えてきました。

そして、好循環を実現する上において、特に賃上げの部分とそして賃上げの原資となる成長の部分、この部分に官民で力を結集して盛り上げを行うことによって循環を完成させるきっかけにしなければいけない、こういったことで二年間、賃上げと成長、この部分に特に力を入れて経済政策を進めてきたということであります。是非、この好循環を持続させることが、日本の経済再生にとって、デフレ脱却にとって大切であると考えています。

そして、委員の方からもう一つ、供給力の強化、これは論理の飛躍があるのではないか、よく分からないということでありますが、好循環を実現する上で、供給力の強化、すなわち日本の経済の生産性の向上こそが賃金の引上げにつながると考えています。

好循環を実現する上において、今、需給ギャップがほぼ埋まったと言われています。生産性を高めることによって、その原資でもって賃上げを持続可能なものにしていく、そして先ほど言いました好循環を持続可能なものにしていく。そのチャンスを今ようやく得ようとしている、明るい兆しが見えてきている。これを確実なものにするために、供給力の強化を図り、生産性を高め、そして賃金を引き上げる、この動きを持続させていきたいと強く思っております。

○浅野委員　少し私もまだ理解がしっかりできていないかもしれませんが、今の最後の総理の答弁を聞く限り、供給力の強化という言葉には生産性の向上という概念が含まれるということであれば、私自身は、生産性の向上自体はこれまでも重要だというふうに議論がされてまいりましたし、確かに私自身もそこが大事だと思っております。

ただ、供給力の強化とだけ表現をしますと、あたかもサプライチェーン上の生産能力の拡大、確保ですね。直近ですと半導体の品薄の問題などもありました。こういった経緯からも、我々が想像しているのは生産能力の確保であって、生産性の向上というものを意味しているとはなかなか取りづらかったわけですので、是非そこは今後の説明も改善していただきたいと思いますが、何か総理、あれば。

○岸田内閣総理大臣　生産性の向上の部分は、言葉を換えて言うならば、企業の稼ぐ力だと思っています。ここを引き上げることによって賃上げにつなげていく、こうした考え方が重要だということで、供給力の強化というふうに申し上げています。

我が国の経済、コストカット型経済の結果として、潜在成長率ゼロ％前半という状況にある、ゼロ％半ばという状況にあると認識をしております。これを向上させる、潜在成長力を向上させる、企業の稼ぐ力を向上させないと賃金は上がらないということになりますし、賃金が上がらなければ、物価高騰に弱い、すなわちインフレに弱い経済体質を残すことになってしまいます。

是非、物価上昇に負けない賃上げを実現するために、そしてこれを先ほど申し上げた経済の好循環によって維持するために、今、供給力の強化が必要であるということを申し上げております。

○浅野委員　供給力の強化という言葉、生産性の向上という言葉、そして企業が稼ぐ力という考え方、これはしっかり、今後説明するときに、特に産業界、供給力の強化とだけ言われてしまうと、あたかもラインの増強だとか生産能力の拡大、確保というふうに捉えられがちですので、そこは是非、今後説明の際に言葉をしっかり伝えていただきたいと思うんですが、議論全体としてはだんだん整理ができてきたように思います。

私が今日お伝えしたかったのは、ＧＤＰだけではなくて、やはり企業が供給力を強化するだけだと、つまり、私の言い方で言えば生産能力を確保するだけだと、やはり、作ったら売れればいいんですが、売れなければしようがないんですね。

今の日本企業の時価総額を世界のそれと比べてみますと、やはり日本の時価総額は、今、全企業合計で七百三十兆円程度というふうに言われています。これは平成の三十年間で一・二倍になっているんですね。最初は一だったものが一・二になって、七百三十兆円くらいになった。

一方で、アメリカを見てみますと、増える割合でいいますと十二倍に時価総額が増えている。ＧＡＦＡＭの五社だけでももう日本企業の時価総額を既に超えておりますし、また、ほかの国、例えば、日本を間もなくＧＤＰで抜こうとしているドイツも、ＧＤＰそのもの自体は日本よりも規模が少ないですが、企業の時価総額でいうと六倍に伸びているんですね。

ですので、時価総額というのはマーケットの企業に対する期待値を表すものだと思いますけれども、それだけ企業がどういった投資を、積極的に投資をしているか、そして新しい価値をマーケットに提供しようとしているのかというものが株価や時価総額に反映されるものだと思いますので、私は、もし総理が供給力の強化という言葉を生産能力の確保として捉えていらっしゃるとするならば、そのときは是非、生産能力のみならず、先ほど総理がおっしゃっていた生産性であったり企業が稼ぐ力とか、あるいは先々に備えた研究開発投資とか、そういったところにしっかりと国のリソースを充てていただきたいということをまずはお伝えしたいというふうに思います。

新藤大臣、何か先ほどから手を挙げられていますので。

○新藤国務大臣　これはとても重要なポイントだと思うんですけれども、まず企業の稼ぐ力を強化する、それは生産性の向上が必要だ、それには投資の拡大と三位一体の労働市場改革、こういったものが必要になってきます。

ですから、今回私たちが総合経済対策に盛り込もうとしておりますのが、リスキリングによって、まずは雇用者の皆さんの力を蓄えてもらうこと、それから、ジョブ型の職務給の導入によって働きやすい職場をつくっていく、それから、成長分野に労働力を移動してもらう、円滑化をする、こういったことを考えているわけであります。

そして、大本にあるのは、さっき総理が申しました、潜在成長率〇・五％です。ですから、これを上げるためには、この潜在成長率は、労働投入と資本投入と生産性の向上、この三つです。ですから、それぞれを刺激するために、労働投入であれば年収の壁とか非正規雇用の転換、それから資本投入については国内投資の拡大、そして生産性の向上は科学技術への投資とかスタートアップ、こういうものを組み合わせて総合経済対策を打とうということ、これが総理がおっしゃっていることなんでございまして、用語のことがありましたので少し補足させていただいたわけであります。

○浅野委員　ありがとうございました。まあ、でも、非常に大事なことをおっしゃっていただいたと思うんです。ありがとうございます。

続いて、この供給力に関して、まず最初、一問だけ総理に要望を伝えたいんですが、今、半導体・デジタル産業戦略でも、半導体とかデジタル産業の初期投資支援のみならず、ランニングコスト支援も検討していくことが必要だというふうに書かれてありますが、産業界からの要望として、重要物資である半導体や蓄電池などのサプライチェーンを対象とした初期投資支援というのは今政府の方でも検討していただいているんですが、ランニングコストをできるだけ抑えるための支援税制の創設というのが望まれていますので、これ

に関する総理の見解を伺いたいと思います。

○岸田内閣総理大臣　委員御指摘の半導体や蓄電池に関しては、世界各国で立地競争が行われ、大変な国際競争が行われている、我が国としてもサプライチェーンの強靱化に向けて政策を強化していかなければいけない、こういったことですが、その具体策として、大型投資や次世代半導体に対する支援、これはもちろん重要ですが、それと併せて、委員御指摘の、従来の初期投資だけに支援をして、あとはそれぞれの企業の自助努力に任せるという支援だけではなくして、予見可能性を高める観点から、初期投資を行った後、それをビジネスを回していく中にあってもしっかりとした支援を行う。今までこういった税制というのはなかったわけですが、こうした過去に例のない投資減税、こういった措置も用意することによって国際競争力を高めていかなければいけない、こうしたことであると考えております。

御指摘の取組、予算や税制、さらには規制改革等も含めて、あらゆる面で世界に伍して競争ができる政策パッケージを年内に取りまとめていきたいと考えています。

○浅野委員　まず、その際には、先ほども申し上げましたが、重要物資に指定されている半導体や蓄電池等の供給力を確保するための設備に対する支援も是非検討いただきたいということを申し上げたいと思います。

次は、経産大臣にお伺いしたいと思いますが、現在、電気自動車を対象とした充電、充塡インフラ等導入促進補助金というものがあるんですけれども、今年度は、令和四年度の補正予算、そして令和五年度の当初予算から百七十五億円が措置されていますが、ほぼ全て既に今の時点で申請枠が埋まったというふうに聞いております。

やはり、これからそういった半導体や蓄電池や、あるいはカーボンニュートラルの時代を見据えたときに、この事業というのは大変な今需要がある状況だと思っておりますので、是非、補正予算編成に当たっては追加の措置が産業界から強く要望されているとともに、来年度予算でもより大規模な予算編成、予算確保というものを望まれております。

このことをお伝えした上で、大臣の現時点での考え方、お考えを伺いたいと思います。

○西村国務大臣　まさに自動車分野のカーボンニュートラルを進めていく上で、我々、多様な道筋ということでマルチパスウェーという言い方をしていますが、ＥＶも水素も合成燃料もやる。これは、ＥＶは確かに世界は今物すごく市場が伸びておりますけれども、その電力が石炭とかに頼っていれば何のためのＥＶなのか分かりませんので、総合的に脱炭素化を進める、いろいろな道筋があるということであります。

しかし、これだけ市場が大きくなっていますから、ＥＶでも勝つという戦略で、やはりＥＶ自動車の開発、それから、御指摘のあった充電インフラ、これについてもしっかり支援をしていこうということで、まさに車の両輪でありまして、二〇三〇年に三十万口まで充電インフラを増やそうということで取り組んでおります。

百七十五億円の今手当てしておる予算は、もうこれを超える応募がありますので、投資意欲は非常に高いということであります。今回の経済対策において、こうした対応を更に拡充していくことを今検討しております。

まさにこうした分野の投資を増やすことが日本の成長につながるということでありまして、ＧＤＰ上は、何でも投資すればその分はカウントされます。公共事業も一緒ですよね。何でもやれば増えますが、穴を掘って埋める公共事業は全く意味がないわけですね。

ですから、おっしゃったように、勝てる分野の投資を増やしていく。それがその分野の開発であり、その分野の生産能力を増やすことで世界の市場を取っていく、リードしていくということだと思いますので、意味のある投資、戦略的な投資を、民間投資を促すための予算、補正予算の中でしっかり検討していきたいというふうに考えております。

○浅野委員　是非よろしくお願いいたします。

今大臣も少しおっしゃられていましたけれども、本当に投資意欲を事業者の皆様、あるいは国民の皆様に認知していただいて、積極的に産業転換というものを進めていくというのは大変重要だと思いますし、車体そのものの電動化にばかり注目が集まりがちなんですが、実はこの充電インフラというものが、もしかしたら今後日本社会を動かす情報インフラの一つになるかもしれない、あるいは本当に重要インフラの一つになるかもしれないというふうに言われております。

接続された車体からの様々な情報、そしてそれらを駆使した国土全体のエネルギーマネジメント、こういった新しい可能性が今次々研究をされておりますので、ただただ電動車の利便性を高めるために充電器を増やすんだだけではなく、今後のこのインフラを活用した新しい産業の創造、その可能性、こういったものを国にも是非検討していただき、情報発信していただきながら、参画する企業の数をもっと増やしたりだとか、国民の注目を集めていただきたいというふうに思います。これはちょっと要望としてとどめさせていただきます。

次の質問なんですが、こちらもまた今後重要なインフラになっていく可能性があるヒートポンプについて、少し御要望を兼ねて質問させていただきたいと思います。

今、パネル二を御覧いただきたいんですけれども、こちらはヒートポンプ機器を導入する際に各国がどのような支援をしているかというのを少しまとめた資料になっております。

大気熱を取り込んで冷暖房や給湯に利用するヒートポンプ機器の普及というのは、今、日本でも補助金が措置されているんですが、執行率がまだ芳しくないことと、あとは、海外に比べると、補助額が一台五万円しか出ないんですね。

ヒートポンプというもの自体は、市販で購入すると一台百万円程度するものもあるそうなんですが、それに対して一台五万円だと、正直、消費者からすると、それだけではちょっと手が届かないな、そういう、購入意欲が湧かない程度の水準にしかなっておりませんので、ヒートポンプの補助の拡充、そして執行率を改善させるための認定基準の見直し、これを是非、経産省としても検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣　御指摘のように、ヒートポンプ、省エネを進めていく上、脱炭素化を進めていく上で非常に重要な技術だと思っておりますし、日本は非常に強みも持っております。まさに家庭部門での給湯器の高効率化なんかに使われるわけでありまして、非常に意義があると思っております。

既に日本は七十万台のヒートポンプ給湯器が販売されておりまして、これは、イギリスでいいますと約十倍日本の方が普及しておりますので、世界的に見ても、技術もそして普及も含めて先進国だというふうに言えると思います。

この普及を促進するために昨年度の補正予算で補助を新設したところでありますけれども、要件については、省エネ法でトップランナー方式というのを取っておりまして、やはり目標の基準の高いものを応援をするということに絞っております。給湯器メーカーも、より効率のいいものに替えていこうという動きも出てきております。

他方で、手頃な価格で入手できるようにするのも大事でありまして、ほかの国といろいろ我々も比較しておりますけれども、ちょっと対象が、何か大きな暖房器具を支援するような仕組みもあったりして、一概には比較できないんですけれども。しかし、おっしゃったように、より使っていただく、手頃な価格で導入して、それが脱炭素化につながっていくという視点から、この補助額の拡充を行うことも含めて、今検討、調整を進めているところであります。

○浅野委員　是非、拡充を含めた検討を前進させていただきますようにお願いを申し上げます。

続いては、ガソリンの価格高騰対策について財

務大臣にお伺いをしたいというふうに思います。

パネルの三を御覧いただきたいと思いますが、こちら、今日用意したパネル、資料の右側は、今のガソリンの価格を構成する本体価格や税金の内訳を記載しております。右側には、暫定税率、今は当分の間税率と呼ばれておりますが、これが導入されてから現在までの経緯を整理をいたしました。

こちらをちょっと御覧いただきたいんですけれども、ガソリン税の上乗せ分、二十五・一円分ですが、これは一九七四年に暫定税率が上乗せされました。そして、来年で五十年が経過する、非常に長い間課税され続けている暫定税率項目になります。

二〇〇九年には、ガソリン税は、道路整備や維持管理にしか使えない道路特定財源だったものから、何にでも使える一般財源にその使途が拡大をされまして、そのタイミングで、暫定税率と呼ばれていたものは当分の間税率として残されることになりました。

ただ、そのとき、ガソリン税が国民生活を圧迫しないためのいわゆる安全装置として、三か月連続で平均小売価格が一リットル百六十円を超えた場合に当分の間税率の適用を停止するトリガー条項が創設をされました。国民生活を圧迫しないようにですね。

その後に発生した東日本大震災の復旧復興のために一時このトリガー条項が凍結されたわけですけれども、全国民で協力して復興財源を確保しようということで凍結されたんですけれども、今なお、この凍結が解除されない状況で今に至っているということなわけです。

東北地方の復旧復興作業は、御存じのとおり、着実に前進をしておりますし、道路インフラ等に関してはかなり現地は整備が進められてきました。一方、今、現下、国民にとっては、暫定税率が創設された当時は存在しなかった消費税が新たに設けられ、そして昨今の国際情勢も踏まえてガソリン価格が非常に高騰して、国民生活が現に苦しい状態に陥っています。

このトリガー条項の創設経緯、やはり国民生活を圧迫しないように安全装置としてつけられたという経緯。また、この復旧復興の作業が一定程度進んでいるという現状。そして、国民生活が非常に苦しいとされている今の、現下の状況を考えると、なぜトリガー条項の凍結解除ができないのか。激変緩和の必要性があるというのも分かるんですが、そもそもこの制度は国民生活を圧迫させないように設けられた安全装置なわけです。それが凍結された理由も今かなりなくなってきています。むしろ発動させる必要性の方が増えてきている。

なぜ凍結を解除できないのか、財務大臣に説明を求めたいと思います。

○鈴木(俊)国務大臣　浅野先生から、トリガー条項についての今までの経緯でありますとか、その意味合いについてもお話をいただいたところでございますが、政府といたしましては、トリガー条項の発動は見送るという立場でございます。

同じ答弁になって恐縮でございますけれども、今、ガソリン価格の状況、これまで燃料油激変緩和事業によりまして、原油価格高騰による国民生活や経済活動への影響を緩和してきておりまして、今般策定をいたします経済対策におきましてもこの措置を来年春まで継続することといたしております。

その上で、トリガー条項でありますけれども、国民民主党を含めた昨年四月の三党検討チームにおきまして検討が行われ、補助金と異なり、揮発油税、地方揮発油税、軽油引取税がかかっていない重油、灯油について対応することができない、発動、終了時の大幅な価格変動により需要が大きく変動して、それに伴う配送の乱れや品不足といった流通や販売の現場に与える影響が大きい、ガソリンスタンドと元売の顧客対応を含めた事務負担が大きいなどの課題というものが存在をし、発動に際して解決するための具体的な方策について結論を見出すに至っていなかった、そのように承知をしているところでございます。

こうした課題が解決されればいいわけでありますが、解決されないという以上、政府としてはトリガー条項の発動を見送るという方針でいるわけであります。

○浅野委員　ただ、このトリガー条項、国民生活がやはり現に苦しいという状況になっている中で、トリガー条項を発動したときの現場の混乱というのは当初から指摘がされて懸念がされてきたことではあるんですけれども、これは、トリガー条項が、その解除の仕方を工夫すれば十分に回避可能ではないかという意見もあります。段階的に移行するだとか、そういった点も是非今後しっかりと議論をさせていただきたいというふうに思います。

やはり、来年の春まで今の補助金政策を継続するということだそうですが、じゃ、その後、もしそのときまた同じ状況だったらどうするのか。いつまでもいつまでも我々の国は補助金による価格抑制策を続けていけるのか。ほかの国に目を向けてみますと、やはり、補助金ではなく、国民全体で、あるいは政府も一緒になって負担を分かち合っている国もあります。我々は、トリガー条項の解除以外に、元々あるこのガソリン税の上乗せ分、暫定税率、当分の間税率を廃止すべきという主張もしておりますけれども、その決断をするべきではないかということも併せて申し上げたいと思います。

ちょっと次のパネルを御覧ください。

トリガー条項の解除も当面の間税率の廃止も、効果としては同じ効果をもたらすものでありますが、こちらの資料を見ていただくと、黒い線はレギュラーガソリンの、補助金が入る前の実際の価格だということです。そして、政府の補助金が入ることによって赤い線になっておりまして、さらに、我々が提案するトリガー条項を解除、若しくは当分の間税率を廃止して二重課税も解消するとすれば、この青い線のようになります。

確かに浮き沈みは激しいです。マーケットの取引価格に応じて価格が変動しますので、変動幅は大きくなるわけですが、平均値としては下がります。やはり、会社の経営とか個人の生活を考えたときに、毎日毎日幾らで買うかよりも、一年間通して使ったときにどれだけ安く使えたのかという方が大事だと我々は考えております。

この廃止をすれば、今、現に、政府のガソリン税の税収、石油石炭税合わせて大体三兆円ですけれども、その代わり六・二兆の補助金が出ていますので、収支としてはマイナス三兆円。一方で、税金を取らなければ、廃止すれば、税収は約二兆円まで減りますが、支出は大幅に抑制することができます。具体的には、地方財政支援の五千億円程度を見積もれば、それでもプラス収支。にもかかわらず国民の負担はこれだけ下がるというやり方ですので、是非、政府には、当分の間税率の廃止、二重課税の廃止、これを早期に決断していただきたいと思うんですが、政府の見解を伺いたいと思います。

○鈴木(俊)国務大臣　浅野先生から、当分の間税率、これを元に戻す、それによって補助金も廃止することができるのではないか、こういうようなお話だったとお聞きいたしました。

当分の間税率と補助金の両方を廃止するとのことにつきましては、国の財政事情を御勘案いただいたものであると考えておりますけれども、双方を廃止した場合には、補助金の国費負担が軽減されるのは事実でありますけれども、その場合、足下の燃料価格や補助金の支給水準を前提に機械的に計算をしてみますと、ガソリンは一リットル当たり現在の百七十三円から百八十三円へ、軽油は百五十三円から百七十一円へ、灯油は百十六円から百五十一円へと大幅に上昇することが機械的な計算からは出てくることになるわけでして、こうしたことを申し上げなければならないと思います。

政府といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、当面、現行の燃油高騰対策は継続する必要があると考えておりますが、あわせて、出口

戦略を描くこともこれは重要であると考えております。原油価格の動向等を注視しつつ、関係省庁と連携をして必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

○浅野委員　このガソリン対策の議論はまだまだやりたいんですけれども、ちょっとほかのテーマもやりたいので、また今後改めて議論をさせていただきたいと思います。

次の質問ですが、資料の五番を御覧ください。

次は、電気料金に対する支援の話になります。

現在、電気代についても全国で補助金、補助が出ておりますけれども、これは問題と、前回も私、一月にも指摘をさせていただきましたが、指摘をしたいのは、全国統一で支援をされているんですけれども、電気代の上がり幅というのは地域の電力会社によって異なるという問題です。

つまりは、上がり幅が少ない地域でも大きな支援額を受けておりますし、上がり幅がとても大きな地域ではそれを十分に吸収できるほどの支援に至っていない、地域に応じた支援をすべきじゃないかというふうに前回も御指摘をさせていただきましたが、そのとき大臣は、迅速に対応するために、迅速性を重視して今回は全国一律とするという答弁をされました。

もうそれから十か月、そして、来年の春までこの支援は継続をされる見通しだそうですけれども、改めて、地域に応じた支援とすべきではないでしょうか。

○西村国務大臣　御指摘のとおり、これまで何度かやり取りもさせていただきまして、私から、迅速にということと、それから公平にということもたしか申し上げたかと思います。全国一律の値引き支援としております。

関連でいえば、全国、電力の自由化に伴って、規制料金だけではなくて、自由な、七百社を超える新電力、何社か供給できなくなっているところも出ましたけれども、自由料金もある中で、様々選択はできるというふうになってきております。

そうした中で、迅速性、公平性の観点から、そうした新電力も含めて、今、全国一律に支援をしているところでありますけれども、あわせて、地域ごとの差があるという点については、まさに電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金、これが活用できることになっておりますので、特に、地域の事情に応じて、高いところについてはこの交付金を活用して、特に電力多消費の産業であるとか、そうした支援が各地で行われているものというふうに承知をしております。

いずれにしましても、この交付金につきましても、先般総理から表明がありましたとおり、今回の経済対策において追加をするということで調整がなされておりますので、いずれにしても、地域の皆さんに、できる限り負担が下がるような、そして公平な仕組みとなるように対応していきたいというふうに考えております。

○浅野委員　今、国としては全国一律に、そして、地域の情勢に応じて自治体による支援をということで、大臣、答弁されましたが、実際には、それが本当にできればいいんです。ただ、私が現場で聞いておりますのは、やはり、自治体が地元の事業者等に支援をする金額の規模、これがとても小さいので、もう焼け石に水で、全くその地域事情を吸収し切れていないという現状なんですね。

ですので、是非、今後、経産委員会等でも議論できればと思いますが、地方自治体が支援をする分の交付金の増額、あるいはその内容の拡充を含めて、是非検討いただきたいということを申し上げたいと思います。

残り時間が僅かになってきましたので、最後になるかと思いますが、現在、医薬品の流通品薄問題が顕著になっておりますので、この点について厚労大臣に伺いたいと思います。

深刻化している医薬品等の供給不安問題、そして、治療薬やワクチンの研究開発の遅れ、これは、中間年改定を始めとする度重なる価格引下げによる産業全体の体力低下が大きな要因であるということが長らく指摘をされてまいりました。

我が国におけるイノベーション創出環境を取り戻し、かつ、国民生活に必要不可欠である医療品等の安定供給を取り戻すためにも、中間年薬価改定の廃止を含めた薬価制度の抜本的見直し、これをやはり政府としても本腰を入れるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○武見国務大臣　薬価制度における御指摘のイノベーションの推進と医薬品の安定供給の確保は、共に極めて重要な課題だと考えております。

これまで、イノベーションを推進する観点から、新薬創出等加算により薬価の引下げを緩和する仕組み等を設けてきております。それから、安定供給の確保の点からは、基礎的医薬品や不採算品再算定により、医療上必要な医薬品の薬価を維持又は引き上げるといった対応もさせていただいておるところであります。

令和六年度薬価改定においては、これらの点を含めて検討することとしております。国民皆保険の持続性とイノベーションの推進を両立するとともに、安定供給の確保を図る上で、国民が必要な医薬品を使用できるよう、引き続き中医協において必要な議論を行ってまいります。

なお、中間年改定については、市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するという役割があります。平成二十八年の四大臣会合、薬価制度の抜本改革に向けた基本方針に基づきまして、令和三年度から実施しているものでございます。例えば、令和五年度の中間年改定におきましては、あわせて、安定供給への対応やイノベーションへの配慮といった観点から、臨時特例的な措置も講じております。

今後とも、国民皆保険制度の持続性とイノベーションの推進の、この二つの観点から、薬価改定の在り方を検討していくことが極めて重要だと認識しております。

○浅野委員　政府としてはいろいろと考えておられるようですけれども、やはり、国民負担を抑えるのは確かに我々も大事だと思います。ただ、現実問題、製薬業界、医薬品を製造している業界からすると、本当にこの毎年改定が予見可能性を低下させている、投資インセンティブを喪失させている。その中で、彼らは今も日本人の健康、生命を守るために活動を続けてくれているわけです。

是非そのことを十分に踏まえた上で、迅速な検討、結論をお出しいただきますようお願い申し上げて、その他、今日は防災担当大臣、また、こども政策担当大臣にも質問を用意しておりましたが、質問ができませんでしたことをおわび申し上げて、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○小野寺委員長　これにて浅野君の質疑は終了いたしました。

次に、宮本徹君。

○宮本（徹）委員　日本共産党の宮本徹です。

総理、まず、ガザ・イスラエル紛争についてお伺いいたしたいと思います。

多くの命が奪われ続けております。ガザは壊滅的な人道状況であります。世界中で停戦を求める声が上がっております。

国連安保理が機能不全の中、国連総会で、即時かつ持続的な人道的停戦を呼びかける決議が採択されました。イスラエル、ハマス、全ての当事者がこの決議に従うべきです。そして、国際社会はこの決議履行に最大の努力をすべきです。

ところが、この決議に日本政府は棄権をいたしました。総理、なぜ棄権したんですか。

○岸田内閣総理大臣　御指摘の決議についてですが、同決議は、ハマス等によるテロ攻撃への強い非難や、全ての国連加盟国が国際法に従って自国及び自国民を守る権利の重要性に関する言及がないなど、全体として内容面でバランスを欠いているとしたために、我が国として総合的に判断し、棄権をした次第です。

しかしながら、同決議に含まれている人道アクセスなど、ガザの人道状況に対処するための重要かつ前向きな要素については、我が国として支持できる内容であり、この点、本決議に対してカナダから提出された修正案、これについては、ハマ

2023年11月8日
内閣委員会
（質疑要旨）

政府によるリスキリング支援について

2023.11.08（Wed）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●政府文書（骨太の方針2023）では、リスキリングについて「労働者が自らの意思でリスキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務」とある。
【資料2】

●労働組合や現場の労働者の受け止めとして、転職を前提としたリスキリング支援が行われる不安がある。

浅野の発言要約

「総合経済対策における政府のリスキリング支援とは、転職を前提とした労働力移動をめざしたものなのか。」

政府の答弁要約

「リスキリングによる能力向上支援は構造的賃上げに不可欠。個人の能力向上支援の結果として、企業内の昇任、昇格、企業外への転職も含めた処遇改善の動きが円滑な労働移動につながり、雇用の充実が図られていくと考える。」

大臣答弁では、リスキリングで有名なAT&T社における企業内部の8割で新たな職務給を得た事例が挙げられましたが、企業の環境整備、個人への支援、円滑な労働移動は三位一体であり、現時点で社内外かどうかはあまり想定していないようでした。

リスキリングの課題と意識醸成について

2023.11.08（Wed）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●日本におけるリスキリングの認知度は3割程度であり、Eラーニング等の環境整備も企業規模間で差がある。
【資料3】【資料4】

●生産性向上のために行われるリスキリングでは、IT等新たな技術のスキルアップが求められる。

●PwCのデジタル環境変化に関する意識調査によると「新たなテクノロジーに順応できる自信がある」という設問について、日本は低位となっている。
【資料5】

浅野の発言要約

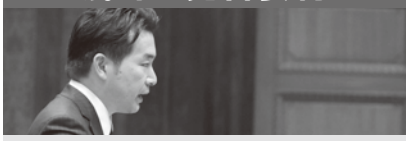

「日本はリスキリングに対する認知度が低く、中小企業においては取組むのが難しいといった事情がある。働いている人の意識の問題も大きな壁となっているが、どのように対応していくのか。」

政府の答弁要約

「世界で最もリスキリングが進んでいるデンマークでは、在職中のリスキリングが7割となっている。企業がリスキリングの意義を理解し、従業員がリスキリングしようと思える環境をつくりたい。また、高賃金、雇用ニーズの高い分野への補助金の拡充も考えている。」

リスキリングを進めていくためには、企業側がその意義をしっかりと理解することと、取組みへの支援が必要だと考えます。今後もっと多面的に議論を深めていきます。

2023年11月8日
内閣委員会
（質疑要旨）

セキュリティクリアランスの対象情報と対象事業者について

2023.11.08（Wed）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●国際的に、経済安全保障上重要な情報に対してセキュリティクリアランス（SC）を含む情報保全の強化が必要となっている。

●民間企業からも今後の海外事業の展開などを見据え、主要国の情報保全制度と整合性のあるSC制度整備が求められている。

●SC制度については、2月から有識者会議で議論されており、6月に中間論点整理がとりまとめられている。

浅野の発言要約

「SCの対象となる情報には民間の情報も含まれるのか。また、対象事業者は自らの制度導入の意思表示をした事業者に限られるのか。」

政府の答弁要約

「対象情報については、我が国として真に守るべき政府が保有する情報に限定する。また、対象となる事業者は、政府から対象となる情報の共有を受ける意思を示した民間事業者および従業員とする考え方で議論を進めている。」

SC制度の適用にあたり、政府が民間の所有する情報を指定することはないのか、また、政府が事業者にSC制度の適用を強要することがないか、議論の状況を確認しました。

SC設備の導入支援について

2023.11.08（Wed）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●民間事業者がSCの適用を受ける場合、施設の保全体制（施設クリアランス等）の確認が必要になる。

●セキュリティレベルの高い専用区画の設置やシステム導入等のため設備投資にコストがかかる。

●SCの導入には大企業のみならず、中小企業にも該当することが予想される。

浅野の発言要約

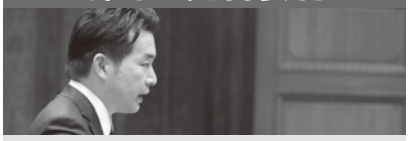

「SCに備えた導入支援を政府としても考えていくべきではないか。」

政府の答弁要約

「機密情報の管理には専用の区画や施設を設ける必要があり、民間事業者等における保全の取組みに対する支援の在り方については、合理的な範囲内で検討していく。」

中小企業がSC制度の適用を受ける場合、ハイレベルなセキュリティー施設（ハードウェア、ソフトウェア問わず）のための設備導入費用を抱えられるかという不安がありますが、政府からは前向きな答弁を得ました。

2023年11月8日
内閣委員会
（質疑要旨）

丁寧なSC運用環境の構築について

2023.11.08（Wed）内閣委員会（大臣所信に対する質疑）

現状・課題意識

●SCの適用を受ける場合、指定された情報にアクセスしようとする者に信頼性の確認のための調査を実施し、アクセス権が付与される。

●アクセス権のある従業員は、厳格な秘密保持義務に加え、海外旅行に制限がかかる等、一定の制約がかかることが想定される。

浅野の発言要約

「事業者に対して事前に十分な情報提供を行うとともに、経済界や労働界の準備状況を十分に把握し、尊重して進めていく仕組みづくりが必要ではないか。」

政府の答弁要約

「まず本人の意思に反して調査が行われるものではないということを大前提に、労働法制も踏まえてプライバシーとの関係、従業員の処遇への影響も考慮して対応していく。」

現行の特定秘密保護法においては、特定のアクセス権を持っている方に制限がかかっています。SC制度を適用する企業は、本人同意を前提に、しっかりと内容や処遇について従業員に説明することが必要です。

資料1　総合経済対策におけるリスキリングの位置づけ

3つの視点
省庁・制度間の連携

リ・スキリングの支援

文部科学省
厚生労働省
経済産業省

- リ・スキリングは、構造的賃上げを実現するために必須の取組。
- 教育訓練給付制度（厚労省所管）について、文科省・経産省が認定した講座を給付対象とする形で連携。業界団体等が行う講座等にも対象を拡大することを目指す。

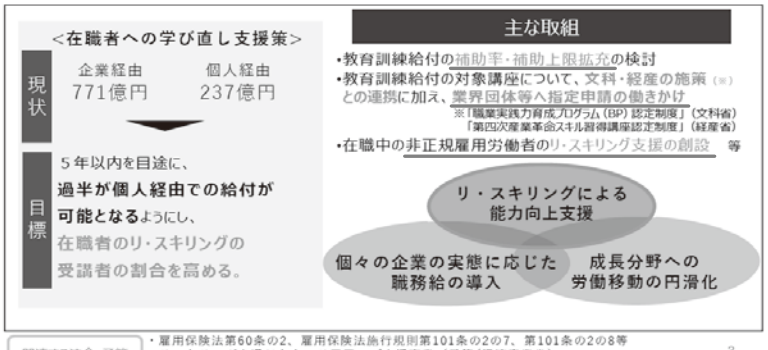

関連する法令・予算
・雇用保険法第60条の2、雇用保険法施行規則第101条の2の7、第101条の2の8等
・リスキリングを通じたキャリアアップ支援事業（予算/経済産業省）
・高等教育機関における共同講座創造支援事業（予算/経済産業省）

3

（出典：2023.11 内閣府特命担当大臣「総合経済対策政策ファイル」を基に浅野事務所で作成）

【配布資料1／5】　衆議院内閣委員会（2023年11月8日）
国民民主党・無所属クラブ　衆議院議員　浅野　哲

P 1

2023年11月8日
内閣委員会
（質疑要旨）

資料2　骨太の方針2023におけるリスキリングの支援

第２章 新しい資本主義の加速
１．三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

（三位一体の労働市場改革）
一人一人が自らのキャリアを選択する時代となってきた中、職務ごとに要求されるスキルを明らかにすることで、労働者が自らの意思でリ・スキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要であり、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務である。
・・・
「リ・スキリングによる能力向上支援」については、現在、企業経由が中心となっている在職者への学び直し支援策について、５年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する。その際、教育訓練給付の拡充、教育訓練中の生活を支えるための給付や融資制度の創設について検討する。

どちらかというと転職を前提とし、職務給の普及や人材を
高付加価値産業へ移動させるためのツールとして位置付けている

まずは社内における適正な人員配置に向け、企業自ら新たな時代に対応した経営戦略を
立てた上で、昨今の急速な技術革新等の変化に対応した人材像を具体的に労働者側に提示し、
企業の責務として①必要な研修機会の提供 ②適正な人事評価制度及び連動する賃金制度の導入を

（出典：2023.6 「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）」を基に浅野事務所で作成）

【配布資料2／5】　衆議院内閣委員会（2023年11月8日）
国民民主党・無所属クラブ　衆議院議員　浅野　哲

P 2

資料3　リスキリングの認知割合は全体で約3割にとどまる

リスキリングの認知（就業形態・年代・従業員規模・職種別）

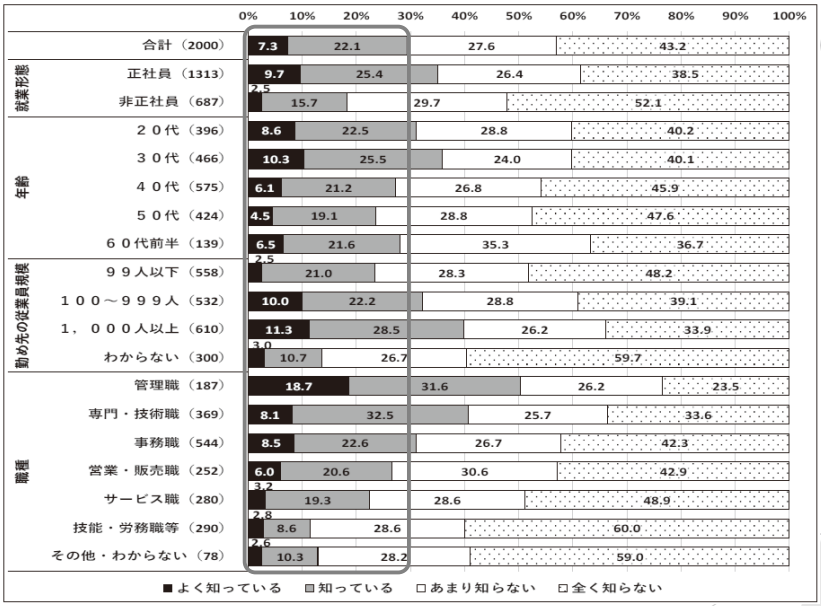

（出典：2023.5 連合総研「第45回勤労者短観」を基に浅野事務所で作成）

【配布資料3／5】　衆議院内閣委員会（2023年11月8日）
国民民主党・無所属クラブ　衆議院議員　浅野　哲

P 3

2023年11月8日
内閣委員会
（質疑要旨）

資料4　リスキリングの取組みは企業規模間で格差あり

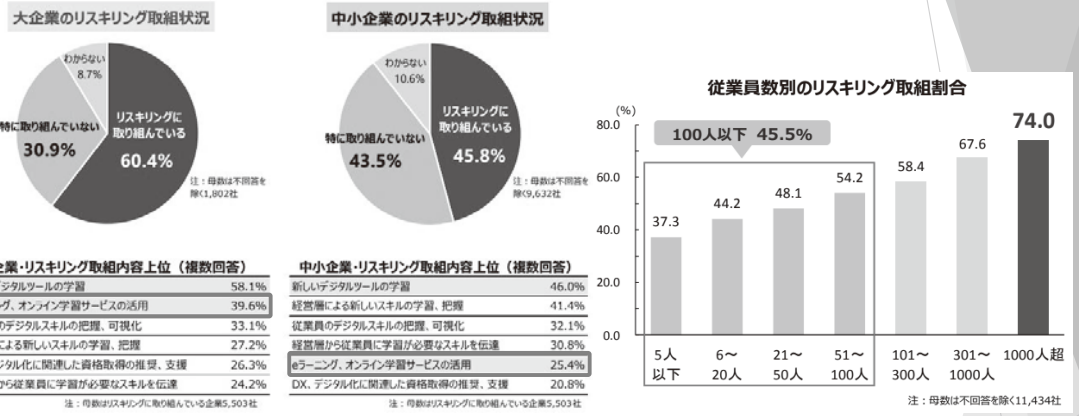

大企業・リスキリング取組内容上位（複数回答）

新しいデジタルツールの学習	58.1%
eラーニング、オンライン学習サービスの活用	39.6%
従業員のデジタルスキルの把握、可視化	33.1%
経営層による新しいスキルの学習、把握	27.2%
DX、デジタル化に関連した資格取得の推奨、支援	26.3%
経営層から従業員に学習が必要なスキルを伝達	24.2%

注：母数はリスキリングに取り組んでいる企業5,503社

中小企業・リスキリング取組内容上位（複数回答）

新しいデジタルツールの学習	46.0%
経営層による新しいスキルの学習、把握	41.4%
従業員のデジタルスキルの把握、可視化	32.1%
経営層から従業員に学習が必要なスキルを伝達	30.8%
eラーニング、オンライン学習サービスの活用	25.4%
DX、デジタル化に関連した資格取得の推奨、支援	20.8%

注：母数はリスキリングに取り組んでいる企業5,503社

リスキリングやＤＸ人材育成には、eラーニングやオンライン学習サービスのようなデジタルツール・システムの設備導入が必要であることが想定され、人的にも財務的にも中小企業における取組みが難しい。

（出典：2022.11 帝国データバンク「リスキリングに関する企業の意識調査」を基に浅野事務所で作成）

P 4

【配布資料4／5】　衆議院内閣委員会（2023年11月8日）
国民民主党・無所属クラブ　衆議院議員　浅野　哲

資料5　テクノロジーの変化に対する日本と世界の意識差は大きい

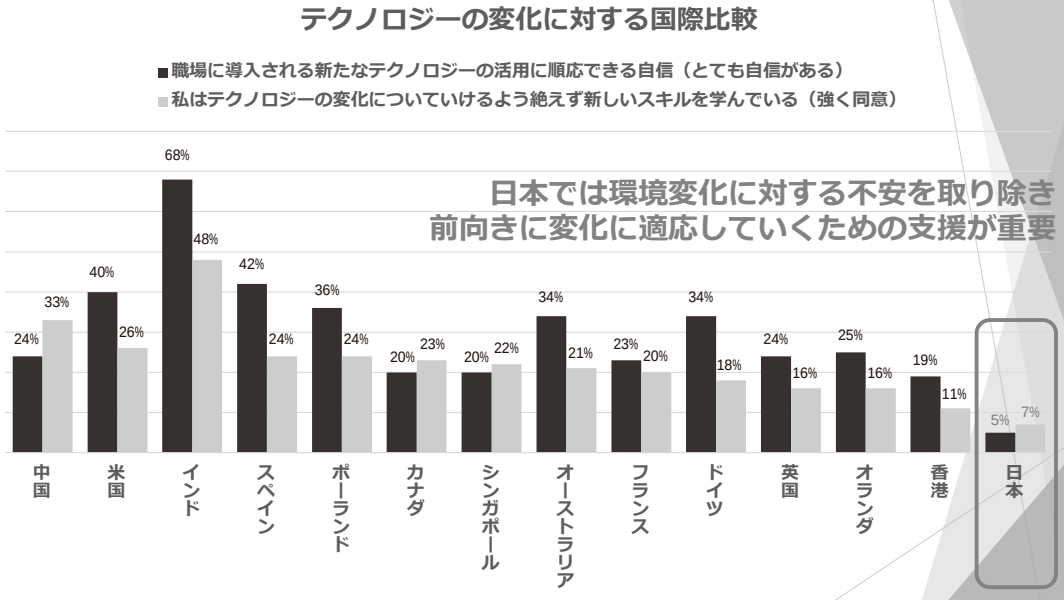

（出典：PwC「デジタル環境変化に関する意識調査2021年版」を基に浅野事務所で作成）

P 5

【配布資料5／5】　衆議院内閣委員会（2023年11月8日）
国民民主党・無所属クラブ　衆議院議員　浅野　哲

第二百十二回国会　衆議院　内閣委員会議録　第二号

令和五年十一月八日（水曜日）

午前九時九分開議

出席委員

委員長　星野　剛士君

理事　坂本　哲志君　理事　冨樫　博之君

理事　中山　展宏君　理事　鳩山　二郎君

理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君

理事　堀場　幸子君　理事　庄子　賢一君

赤澤　亮正君　井野　俊郎君

池田　佳隆君　泉田　裕彦君

小田原　潔君　大西　英男君

大野敬太郎君　神田　潤一君

杉田　水脈君　鈴木　英敬君

平　将明君　髙木　啓君

土田　慎君　中川　郁子君

西田　昭二君　平井　卓也君

平沼正二郎君　牧島かれん君

山本ともひろ君　中谷　一馬君

太　栄志君　本庄　知史君

馬淵　澄夫君　山岸　一生君

阿部　司君　浦野　靖人君

住吉　寛紀君　河西　宏一君

吉田久美子君　浅野　哲君

塩川　鉄也君　緒方林太郎君

大石あきこ君

国務大臣（内閣官房長官）　松野　博一君

国務大臣（国家公務員制度担当）（規制改革担当）　河野　太郎君

国務大臣（国家公安委員会委員長）　松村　祥史君

国務大臣（こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画担当）　加藤　鮎子君

国務大臣（新しい資本主義担当）（経済財政政策担当）　新藤　義孝君

国務大臣（宇宙政策担当）（経済安全保障担当）　高市　早苗君

国務大臣（国際博覧会担当）　自見はなこ君

内閣官房副長官　村井　英樹君

内閣府副大臣　工藤　彰三君

内閣府副大臣　石川　昭政君

内閣府大臣政務官　神田　潤一君

内閣府大臣政務官　平沼正二郎君

内閣府大臣政務官　土田　慎君

内閣府大臣政務官　加藤　竜祥君

外務大臣政務官　深澤　陽一君

厚生労働大臣政務官　三浦　靖君

政府特別補佐人（人事院総裁）　川本　裕子君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　小柳　誠二君

政府参考人（内閣官房就職氷河期世代支援推進室次長）　畠山　貴晃君

政府参考人（内閣官房デジタル市場競争本部事務局次長）　大村　真一君

政府参考人（内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長）　井上　学君

政府参考人（内閣官房新しい資本主義実現本部事務局次長）　馬場　健君

政府参考人（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官）　岩間　浩君

政府参考人（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局審議官）　大森　一顕君

政府参考人（内閣官房グローバル・スタートアップ・キャンパス構想推進室次長）（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官）　渡邊　昇治君

政府参考人（内閣官房内閣人事局人事政策統括官）　窪田　修君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　茂呂　賢吾君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　田辺　康彦君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　品川　高浩君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　高村　泰夫君

政府参考人（内閣府政策統括官）　笹川　武君

政府参考人（内閣府政策統括官）　宮坂　祐介君

政府参考人（内閣府大臣官房公益法人行政担当室長）　北川　修君

政府参考人（内閣府知的財産戦略推進事務局長）　奈須野　太君

政府参考人（内閣府宇宙開発戦略推進事務局長）　風木　淳君

政府参考人（警察庁長官官房長）　楠　芳伸君

政府参考人（警察庁長官官房審議官）　江口　有隣君

政府参考人（警察庁生活安全局長）　檜垣　重臣君

政府参考人（警察庁刑事局長）　渡邊　国佳君

政府参考人（警察庁交通局長）　太刀川浩一君

政府参考人（警察庁サイバー警察局長）　河原　淳平君

政府参考人（消費者庁審議官）　植田　広信君

政府参考人（こども家庭庁長官官房審議官）　黒瀬　敏文君

政府参考人（総務省大臣官房審議官）　西泉　彰雄君

政府参考人（総務省総合通信基盤局電気通信事業部長）　木村　公彦君

政府参考人（法務省大臣官房審議官）　吉田　雅之君

政府参考人（出入国在留管理庁在留管理支援部長）　福原　申子君

政府参考人（外務省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化参事官）　今福　孝男君

政府参考人（文部科学省大臣官房総括審議官）　豊岡　宏規君

政府参考人（厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官）　田中佐智子君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　宮本　悦子君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　原口　剛君

政府参考人（農林水産省大臣官房審議官）　押切　光弘君

政府参考人（経済産業省大臣官房商務・サービス審議官）　茂木　正君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　井上誠一郎君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　西村　秀隆君

運転手さんが、やはりコロナの感染が嫌だからといって辞められて、二十九万人ぐらいいたところが二十三万人ぐらいまで減ってしまって、今、一生懸命タクシー業界は努力をしていただいていますが、やはり有効求人倍率が非常に高いということもあります。

そういう中で、例えば、私の地元の神奈川県なんかは、普通免許はいろいろな言語で受けられるんですけれども、二種免になると、途端に、日本語でなきゃ駄目よということになって、日本に在住している外国の方で、やってもいいという方が二種免許を取れなかったり。京都は地理試験というのはないのかもしれませんけれども、東京とか神奈川は、私も試験を見せてもらいましたけれども、もう全くお手上げというような地理試験をやっています。今はもう、GPSで動けるときに地理試験は要らないだろう、むしろ、GPSを正しく使えますかという方が、その確認が必要であったり。

あるいは、二種免許を取るのに、一日三時間までしか乗っちゃいけませんというと結構穴空きになっちゃうんですけれども、四時間まで乗っていいですというと、ぴしゃっと収まって、午前中最後の実車をやって、午後卒業試験ということになると、五日ぐらいだったか、それで講習が終わるみたいなこともありますので、やらなきゃいけないところというのはまだまだあると思います。

同様に、今地域で足がないところで、自治体だったりNPOだったり、いろいろなところが自家用車で運送をしていいですよ、でも、町の中だけねとか、町の一部だけねというようなことになっているんですが、病院にも行けないとか、JRの駅のあるところは市街地だから行けないとか、そういう規制もやはり直していかないといけないのかなというふうに思っております。

○堀場委員　ありがとうございます。

やはりデジタル化の推進というのは、大臣とは、前、違う委員会なんですがやらせていただいていたと思うんですけれども、様々な技術が今ありまして、様々なところで可能になることが本当に多くなっている時代なんですけれども、やはり昔からずっと続いている慣例、慣習、そういったものにどうしても、縛られるとまでは言わないんですけれども、そういった規制を改革することに消極的というような状況が生み出されてしまって、なかなか思い切った、自動運転もそうですけれども、そのほかの様々な、機械の導入であったり、デジタル化で解決できるような課題というのはまだまだいっぱいあると思うんですけれども、そこができないのかなというのが残念なんじゃないかなと思っているので、そこを是非推進していただきたいなと思っています。

最後に、ライドシェアの導入を含む規制改革の推進会議が、この間、六日に行われていたと思うんですが、そこの進捗を教えていただければと思います。

○河野国務大臣　十一月の六日だったと思いますが、俗に交通空白地と言われている地域を抱えている首長さんの話を伺いました。それから、海外でライドシェアのサービスを展開をしている企業に海外の状況を伺ったり、あるいは弁護士さんに海外のライドシェアのサービスがどのような社会保険であったり安全管理をしているのかという比較について話をいただきました。

これから都市部や観光地についても同様な話を伺っていきたいと思っておりまして、年内に何がしか一定の結論を出したいと思っております。

一発で最後まで行くとは思っておりませんが、守るべきは規制ではなくて、規制やルールは必要なら変えればいいので、守るべきは移動の自由ということを守らなきゃいかぬと思っておりますので、そこはスピード感を持ってしっかりやってまいりたいと思います。

○堀場委員　ありがとうございます。

ちなみに、京都は地理が結構簡単なので、地理試験があっても簡単なのかなとは思うんですが、本当に、大臣のスピード感をもって対応していただけると信じて頑張らせていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○星野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。本日もよろしくお願いいたします。

本日は、新藤大臣、高市大臣にお越しをいただいて、リスキリングとセキュリティークリアランスについて、二つのテーマで質疑をさせていただければと思います。

まず、リスキリングについて伺っていきたいと思うんですけれども。

先日の予算委員会で私も質問に立たせていただいて、総理に対して、総理がおっしゃる供給力の強化という言葉の意味というのは何ですかというふうに聞いたところ、単純な生産能力の強化だけではなくて、生産性の向上であったり、一言で言えば、企業が稼ぐ力を高めることだ、そんな答弁をいただきました。

その後、十一月二日に総合経済対策が発表されまして、私も内容を拝見させていただいたんですが、やはり日本企業の稼ぐ力を高めるということも重視されているように思うんですが、この総合経済対策が、じゃ、そのために何を我々に提案してきているのかというところが、ややまだ理解が追いついていないところがありますので、まず、新藤大臣には、企業の稼ぐ力を高めるために必要な基本的事項についてどのような認識をお持ちなのか、伺いたいと思います。

○新藤国務大臣　まさに総理が申し上げておりますように、また、私たちが打ち出しました総合経済対策の中で、国民の暮らしを守り抜く、物価高から暮らしを守る、これをまず大前提として、その上で、いかに日本の経済を新しいステージに移行させていくか、その意味においてとても重要なパートが供給力の強化だということになると考えます。

その供給力の強化、まさにそれは企業の稼ぐ力を高めるということになるのでございますけれども、何よりも賃上げをきちんと、構造的に、物価上昇率よりもそれを上回る賃金上昇、これを確実なものにしていかなければならない。そのためにはまずは可処分所得の後押しをしようということで、所得の低い層の皆様方は、国民生活は今、物価高で大きな影響が出ています。ですから、ここの部分に対する減税や給付、こういったもので支援策をさせていただく。

その上で、その先の、じゃ、稼ぐ力というのはどうやってつくるのか。それは生産性の向上につながっていくわけでありますけれども、それは国内投資の拡大をする。

例えば、それは、戦略的な物資、これを、供給を深めるための過去に類のないような投資減税をやろう。それから、イノベーションボックス税制ですとか、さらには、中堅・中小企業の省力化投資に対する新しい補助制度、これはカタログ式と私は名前をつけたんですけれども、簡便で、何かを、機械を買う、若しくは省力、省人化投資をした場合には、こういった設備を入れれば幾らの補助金が出るかがすぐに分かるような、そういう新しい補助制度というもの、こういうものも出させていただきました。

そして、投資を拡大するとともに、労働市場の改革、これを進めなければいけない。そこの重要な肝が、今日先生がテーマで御質問いただくリスキリングです。

これで、それぞれの方々が自分の能力を、更にスキルをアップしていただいて、そこで、省人化投資と相まって新しい仕事の仕方が始まれば、そこにふさわしい技術を持った方にはふさわしい職務給という、ジョブ型の移行をしていこうということ。そして、成長分野へ労働力が円滑に移動していく。こういったことをもたらしたいと思っているわけであります。

その上で、その先にあるのは潜在成長率の向上です。他国に比べて我が国は〇・五％程度、この潜在成長率が低い、こういうことが問題として我々は把握しているわけであります。この潜在成長率は、労働投入と資本投入と生産性の向上、こ

の三つの要素で成るわけです。ですから、それぞれにとって必要な施策を、今回、経済対策の中には盛り込ませていただきました。

先ほども答弁で申しましたけれども、一つの仕事、これを重ねていって、総合的なパッケージとして、いろいろな層や、それから時機、こういったものを考えながら、日本の国の経済の構造を改革しながら、私たちが目指すべき、少子高齢化、人口減少社会、それでも成長していける、そして、地方が過疎で苦しんでいますけれども、それぞれの地域でもきちんと暮らしていける、そういう国をつくりたい、このように思っているわけであります。

〔委員長退席、中山委員長代理着席〕

○浅野委員　丁寧な御説明、ありがとうございました。

企業が稼ぐ力を高めていくために必要なこと、大臣の説明を少し整理をさせていただくと、まずは資本投入、労働市場改革、そして生産性向上、こういう三つの要素がある。

その中で、私は今日、リスキリングをテーマにさせていただいているんですが、労働市場改革のための、一人一人の労働者の能力向上、機会創出、こういったものに寄与するものなのかなというふうに認識をしておりまして、その実効性を高めるために、次からの質問をさせていただければと思っております。

まず、次に伺いたいのは、今日の資料の二ページ目、資料の二というところを御覧いただきたいんですが、リスキリングというものの目的を大臣あるいは政府としてどのように今捉えているのか。どういう意義があるのかというのは今説明をいただきましたが、リスキリングを推進することで、どういったアウトプットにつなげていこうとしているのか。ここがまず聞きたいところであります。

政府の文書を一部抜粋したところで、黄色いハッチングのところを御覧いただければと思うんですが、リスキリングについては、労働者が自らの意思でリスキリングを行い、職務を選択できる制度に移行していくことが重要、内部労働市場と外部労働市場をシームレスにつなげ、労働者が自らの選択によって労働移動できるようにすることが急務だ、こういうふうに書いてあります。さらには、五年以内を目途に、効果を検証しつつ、過半が個人経由での給付が可能となるよう、個人への直接支援を拡充する、こういうふうに書いてあるんです。

これは、労働組合ですとか現場の労働者の受け止めとして、どちらかというと転職を前提としてリスキリング支援を推進していくんじゃないか、こんな不安が今現場にはあるということなんですが、正直、私、個人的にこの文書を読んだときに、内部労働市場、外部労働市場という言葉もありますから、いわゆる社内転職的なスキルアップあるいは仕事の変更、こういうものも視野に入れているような受け止めもできると思うんですが、その辺り、転職を前提として考えるのか、それともそうではないのか、大臣から御説明をいただきたいと思います。

○新藤国務大臣　今初めに委員が御指摘いただいた骨太の方針、それは要するに、リスキリングの理論的説明が主になっているというふうに思います。

今日、添付資料につけていただきましたが、その前の、一枚目のページ、それは、今回の経済対策において私の方で整理させていただいた、リスキリングは何のためにあるのかというところでございます。

リスキリングによる能力向上支援、これは、構造的賃上げを実現するために不可欠なものだということをまず位置づけさせていただきました。その上で、個々の方々の能力向上の支援をする。それから、個々の企業の実態に応じた職務給、ジョブ型の導入。そして、先ほども申しました、そうした身につけた方たちが、成長産業の、そういったところへの労働移動の円滑化、これは三位一体の労働改革と呼んでいるわけなんであります。

しかし、このリスキリングは、例えば、最も世界で有名な、AT&Tがリスキリングの有名な事例として紹介されますけれども、結果として、それは内部の、若手の方も含めて、企業内部の人材の方々が八割方、新たなジョブ型で、ジョブを身につけて、そして職務給を得た、こういうことになりました。

ですから、その方の働き方によって、それからその企業によって新しい仕事が増える。特に、省人化の投資というのは欠かせません。とにかく徹底的に人がいないんですから、失業率がこれだけ下がって、有効求人倍率が高止まりしていて、それで、どこかに余っている人を入れるのではなくて、やはり必要なところに必要な人材を投下する。

そのときに、新しい仕事の仕方や、今の人数でも効率よく業績を上げられる、そういう事業計画に切り替えていかなきゃいけないときに、その設備やそのサービスをきちんと使いこなせる人材として、リスキリングというのが非常に重要になってくるということだと私は思っています。

ですから、企業の内外を問わず、リスキリングの結果として、企業内の昇任、昇格、それから企業外への転職も含めた処遇改善、こういったものが動きとして大きくなってきて、その中で円滑な労働移動、そして雇用の充実というものが図られればいいのではないかな、このように思っております。

〔中山委員長代理退席、委員長着席〕

○浅野委員　ありがとうございます。

今の大臣の答弁を伺っていて感じたことは、DXあるいはGXに伴う、事業者が取り扱う機器の変化ですね、より高性能な機械、機材に換わっていったり、こういった新しい技術や新しい方式に適応するための人材をもっともっと増やしていかなきゃいけない。そのためのリスキリングだということで、結果として、社内転職的な異動なのか、社外にまで及ぶ転職なのか、ここは現時点では余り想定をしていないということなのかなと理解をいたしました。

時間が限られているので、次の質問なんですが、次は参考人の方でも結構なんですけれども、リスキリングの重要性というのは私も同じ認識を持っておりますし、大変これから大事なことだと思っています。これを一人でも多くの労働者の方々に知っていただいて、利用していただく必要があるというふうに思うんですけれども、じゃ、ニーズ調査というものを政府がこれまでやってきたのかとか、どの程度の実態を把握しているのかということについて伺いたいと思います。

まず、リスキリングに対する意識調査を実施した実績、特に、リスキリングに対する認知度や転職を目的としたリスキリングの需要、あるいは在職のまま昇給アップや昇進を目的としたリスキリングの需要に関する現状認識について政府に伺いたいと思います。

○馬場政府参考人　お答え申し上げます。

リスキリング支援策を検討する上で、我が国の企業や労働者の実態や、おっしゃったニーズを的確に把握することは必要でございます。

このため、政府部内では、厚生労働省で、毎年度、能力開発基本調査というのを実施しておりまして、企業調査、個人調査等を実施しているところでございます。

本年六月に公表されました令和四年度の調査によりますと、自己啓発という名前ですが、職業に関する能力を自発的に開発し向上させるための活動を実施している労働者は三四・七％にとどまってございます。自己啓発を行っている者のうちで、自己啓発を行った理由として、現在の仕事に必要な知識、能力を身につけるためと回答した者が、正社員で八〇・六％、正社員以外で七三％と最多となっております。それに対しまして、昇進や昇格に備えてと回答した者が、正社員で二〇・七％、正社員以外で六・八％。更に言いますと、転職や独立のためと回答した者は、正社員で一〇・七％、正社員以外で八・五％であります。自己啓発を行う上での何らかの問題点があるかとい

う問いに対しまして、問題点があると答えた労働者が七九・九％もございまして、問題点の内訳を見ますと、仕事が忙しくて自己啓発の余裕がないというのが最多でございます。正社員では、費用がかかり過ぎるが次点となっておると承知しております。

いずれにいたしましても、こうした毎年度の調査に加えまして、民間等による調査も活用しながら、事業者や労働者のリスキリングに関するニーズや実態を適切に把握できるよう、関係省庁とよく連携してまいりたいと存じます。

○**浅野委員**　本日の資料三を御覧いただきますと、これは連合総研が調査をしたデータを載せてあります。

先ほど、自己啓発をしているという者の割合が三十数％というふうにお答えになられていましたけれども、これはリスキリングというのを知っていますかという質問をしたときにどういう答えが返ってきたか。世代別に見ても、あるいは、職種で見ると管理職の方がやや多めではあるんですが、全体をならしてみればおよそ三割程度と、やはり自己啓発に取り組んでいる方とそんなに割合としては変わらないのかなという現状が今見えてきております。

まず、リスキリングというものによって、労働者の能力向上、そして将来的な労働市場改革につなげていくというこの大きな流れは重要なことなんですけれども、だからこそ、このような現状に対して、やはり何らかのメスを入れなければいけないんじゃないかとも思うんですね。

今、参考人の方も厚労省が調査をしているというふうに言ったんですけれども、ここは是非内閣で、リスキリング、労働市場改革は大変重要な、壮大なテーマですから、独自調査というのをやってもいいんじゃないかと私は思います。

そういう議論が政府の中でないですか。ちょっと現状について教えていただければと思うんです。

○**馬場政府参考人**　お答え申し上げます。

現状では、厚生労働省の調査を私ども踏まえて、あと、民間の調査もございまして、研究所等々の調査も参考にさせていただいております。

御指摘はしっかりと受け止めて、検討させていただきたいと思います。

○**浅野委員**　是非よろしくお願いします。

いろいろな、多分、厚労省の調査も民間の調査も、リスキリングとか労働市場改革を出口として考えて設計されたアンケートなのかどうか私は存じ上げませんが、しっかり出口を意識してそれ用の調査というのを行わないと、しっかり需要側のニーズというのを把握できないと思いますし、三割程度という現状を見れば、もう少し力を入れて現状把握に努めていただきたいと思います。

続けて、次の質問に行く前に、もう一点だけ課題提起をさせていただくんですが、資料の四を御覧いただきたいと思います。

これは帝国データバンクがリスキリングの企業の取組状況について調査をした結果を載せているんですが、御注目いただきたいのは、大企業と中小企業それぞれでＥラーニングがどのくらい取り組まれているかという、赤枠で囲った部分になります。大企業は、やはり設備投資を積極的に行っていて、Ｅラーニングやオンライン学習サービスを四割の企業が活用しているというふうに答えておりますが、中小企業に関していえば、二五％程度とややその割合は少なくなっている。

いろいろな考察が行われているんですけれども、やはり、右側のグラフを見ると、中小企業になればなるほど、リスキリング取組割合というのが、従業員の割合が減っていくんですね。

いろいろな理由があると思うんですが、やはりリスキリングには、受講するために会社を休んで別の場所に行かなきゃいけなかったりとかするケースもありますので、そうなると、どうしても受講するモチベーションが上がらない、受講をするような時間の猶予がつくれない、そんな状況が考えられます。Ｅラーニングやオンライン学習サービスがあれば移動する必要がないので、比較的受講のしやすい環境になるのではと思うんですが、やはり中小企業は資本力がありませんので、現状は大変リスキリングに対する取組が難しい。

今、中小企業のＤＸが進まないとか、いろいろな、人材育成が難しいみたいなことが長年言われておりますけれども、こういった現場の実態を踏まえて、今後是非、対応策も考えていただきたいと思います。

次の質問なんですけれども、次の質問は、資料五を御覧いただきたいと思います。

これはＰＷＣというコンサルティング会社の調査結果ですけれども、この調査結果によりますと、テクノロジーの変化、これは、新しいテクノロジーの活用に順応できるという自信があるかどうか、そして、テクノロジーの変化についていけるよう絶えず新しいスキルを学んでいるかどうかという、この二つの質問に各国の人々が答えた結果になるんですが、御覧のように、インドとかは非常に高いですね、七割近くの方が自分はテクノロジーの変化についていけるんだという自信を持っている、そして約半数の方が常にスキルを学んでいるぞ、こういう回答をしています。

日本は非常に寂しい結果となりまして、数字は申し上げませんけれども、このグラフで見ても一目瞭然、非常に変化に対して順応していくという自信が低い、また絶えず新しいスキルを学んでいない、こういうデータが出てまいりました。

先ほどリスキリングに対する認知度が低いという話もありましたし、中小企業などでもなかなか取り組めない事情があるということもお話をしましたが、この現状を踏まえて、今日の資料一、新藤大臣が今回、総合経済対策のために作られたというこの資料を見ると、主な取組のところに赤線を引いてありますが、補助率を上げます、あるいは業界団体に働きかけます、非正規雇用労働者に対する支援も新たに設けますと書いてあって、これはそれぞれ大事なんですが、もっと根元のところ、多くの人々、働いている人々の意識の問題、ここがこの国のリスキリングの目の前に立ちはだかっている大きな大きな壁だと思うんですね。

ここに対してどのように対応していくのか、現状の御認識を伺いたいと思います。

○**新藤国務大臣**　非常に根源的で、とても大事な御指摘だと思っています。

私もここをどう改善しようかということでいろいろ考えを巡らせているんですけれども、基本的なまずデータとして、日本は在職者のリスキリング割合は四割です。しかも、それは、主に職を失ってからリスキリングを始める。企業側は、いる限りは、要するに終身雇用、一括、一律の昇進ですから、そういう中で、新たな、ジョブ型やリスキリングの必要性というものを余り感じていない企業がまだまだ多くあるということです。

ちなみに、今人手不足が最も叫ばれている介護や医療、それから旅館宿泊、それからサービス業や運輸、この部分は最も人手が足りないということに、出てくるんですけれども、何と、省力化投資というものでチェックすると、まさにそこの、人が足りないと思っている業界が省力化投資がやはり押しなべて低いんですよ。ですから、単に人を増やしたいと思っていて、省人化の工夫がない、そこには新しい技術も必要ない、この循環をよい方向に変えなきゃいけない。

デンマークは最もリスキリングが世界で進んでいると言われていますが、これは七割が在職中のリスキリングです。ということは、企業がその理解をして、やはり自分の企業のためにも技術を身につけてもらいたい、そういう企業側の考えがあり、そこに働いている人たちも、自分と、また、この仕事のためにリスキリングをしよう、こういう意識が相まってそういった高い率になってくるわけなので、こういったものをやりたいと。

それには、やはり、どういうタイミングで受講してもらうか、仕事中に職場を休んで研修させるのか、それとも、リスキリングのための時間休や若しくはお休み、そういったものを認めながらやっていくのか、様々なことを検討しなきゃいけないと思うんですけれども、そういう根本的なと

ころの構造を直していかなきゃいけないということがあります。

それに加えて、私どものリスキリングの支援は企業経由が七割なんです。企業はそのリスキリングを、どういうリスキリングをしたらいいかがまだ意識が徹底していない。ですから、そこはそこで、今回、大体、リスキリングの助成が受けられるものは国が認定した講座に特定されるんです。だけれども、たくさんの業界団体で独自の講習をやったりしているんですが、申請すれば国は認める道があるんですけれども、申請するということもまだ分かっていない。だから、リスキリングの対象講座の枠を広げようということを考えています。

それから、個人経由で自分で独自にリスキリングできる割合も、それも五割にまで高めていこうと。でも、それは、七割の企業経由を削って個人に移すのではなくて、全体のリスキリングの講座数が増える中で、それぞれ企業経由の受講も増やさなきゃならないし、個人経由も増やさなきゃならないし、トータルでリスキリングのもっと厚い、重層的な講座が実現できるようにしたいというふうに思っているわけです。

そして、加えて、教育訓練給付については、高い賃金を獲得できている分野、また雇用ニーズの高い分野、こういったものにつきましては補助率や補助上限を、これも今年度、今年末までに結論を出しますけれども、リスキリングを充実させるための助成の拡充、こういったことも考えているということでございます。

○浅野委員　ありがとうございました。

リスキリングについてはもっといろいろ多面的に議論を深めたいところなんですが、もう時間になりますので、ここから先はセキュリティークリアランスの方に移りたいと思います。

新藤大臣、もしよろしければ御退席いただいても結構でございます。どうもありがとうございました。

では、お待たせいたしました、高市大臣にセキュリティークリアランスについてお伺いいたします。

まず、根本的な質問なんですけれども、経済安全保障上重要な情報として指定する情報の対象範囲ですね、今様々な検討が加えられていると思うんですけれども、やはり、民間企業、現場からの不安として、政府保有の情報に限られるのか、民間が所有する情報も含まれる可能性があるのか、ここについて伺いたいのと、あわせて、セキュリティークリアランス導入企業というものは手挙げ式なのか、指名式も含まれるのか、この二点を教えていただきたいと思います。

○高市国務大臣　まだ法律案を国会にお示ししていない段階ですので、あくまでも見通しとしてしかお答えできませんけれども、有識者会議の中間論点整理を御覧いただいたかと思いますが、そこでは、「経済安全保障上重要な情報を指定していくに当たっては、我が国として真に守るべき政府が保有する情報に限定し、そこに厳重な鍵をかけるというのが基本的な考え方である。」とされております。また、制度の対象となる事業者でございますけれども、政府から制度の対象となる情報の共有を受ける意思を示した民間事業者など及びその従業者であって、対象となる情報へのアクセスを真に必要とするものとされております。

ですから、今後、この考え方に沿って、さらに最終的な取りまとめに向けた議論を有識者会議で続け、先生方に次期通常国会でお示ししたいと考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

明確に確認できる答弁だったかと思います。

続けてなんですが、そうなりますと、やはり、セキュリティークリアランス制度を見据えて、今から各民間事業者が、自分たちがこのセキュリティークリアランス制度を活用してより事業の幅を広げるのかどうか、そうするためにはどんな準備が必要かというのを考え出している企業もあると思うんですけれども、まだまだ軟らかい状態ではあるものの、私のところに届いている声として、セキュリティークリアランスを導入するためには、やはりセキュリティー対策がしっかりした施設でちゃんとした運用をしなければいけないということになるのかなというふうに予想しております。

例えば、民間事業者でもセキュリティーレベルの高い専用区画を設けたりとかしないといけないのであれば、非常にそこはコストがかかる問題にもなります。特に、大企業ならそれを耐えられるかもしれないんですけれども、防衛産業ですとか様々な機微な製品、技術を取り扱う中小企業もあります。

中小企業がセキュリティークリアランス制度の適用を受けようとしたときに、ハイレベルなセキュリティーを確保できる、担保できるような施設を自社に確保しなきゃいけないとかなった場合に、ハードウエアなのかソフトウエアなのか分かりませんけれども、そこに対する設備投資、設備導入費用を抱えられるのかという不安もあるというふうに聞いています。

ここについては要望になるのかもしれませんけれども、是非、大企業のみならず中小企業も恐らく該当する企業は出てくると思います、それに備えて導入支援を政府としても考えていくべきではないかと思うんですが、大臣の見解を伺いたいと思います。

○高市国務大臣　確かに、大企業だけじゃなくて中小企業も、日本政府の調達に入りたいとか、海外の政府調達に入りたいとか、また、海外では割と民間企業同士のお取引でもクリアランスを持っているかどうかと聞かれるような場合もありますので、必要だということで手挙げをされる企業も出てくると思います。

これも中間論点整理ですが、政府と同様に適切な情報保全の観点から専用の区画や施設を設ける必要があり、民間事業者等にとっては少なからぬ負担になると指摘された上で、こうした民間事業者などにおける保全の取組に対する支援の在り方について、合理的な範囲内で検討していく必要があるとされました。

まさに浅野委員の問題意識と共通していると思いますので、しっかり配慮しながら検討してまいります。

○浅野委員　残り時間が僅かになりましたので、もしかしたら最後になるかもしれませんが、続けさせていただきます。

次の質問は、今度は労働者個人の目線から見たときの問題意識なんですけれども、やはり、これまで特定機密情報を取り扱えるのは公務員だけ、民間の人がそういうセキュリティークリアランスのようなものを受けるのは初めてだということで、過去に例がないということで、ちゃんと事前に制度の説明、もしこれを破ってしまったときの罰則であったりとか、そのときどうなるのか、どういうリスクがあるのかという説明であったり、日常活動の中でどんな制約を受けるのかみたいな、そういうところまでちゃんと理解していただかなければいけないと思うんですね。

日本の民間企業の中では基本的にセキュリティークリアランスそのものがありませんでしたので、どの企業も初めての取組なんですね。やはりこれは、ちゃんと会社側から対象者に対して丁寧な説明が必要ですし、会社内でどのような運用をしていくのかについても、ある種の労使間の合意形成が必要だと思います。

政府には、事業者に対して事前に十分な情報提供を行うのはもちろんなんですけれども、経済界や労働界の準備状況を十分に把握し、その内容を尊重して進めていくような仕組みづくり、例えば合議体とか、こういったものが必要ではないかとも考えるんですが、現時点で大臣のお考えを伺えればと思います。

○高市国務大臣　今、日本にある唯一のセキュリティークリアランス制度になりますが、特定秘密保護法がございます。あれは、外交、防衛、テロ、スパイという四分野に限定されていますので、ごくごく僅か、民間の方が三％クリアランスを持っておいでですが、それは防衛省の調達に

入っていらっしゃるような企業のごく限られた方々でございます。

今後、国会でお認めいただいたら、こういうセキュリティークリアランス制度が経済安全保障版ということでもう少し対象が広くなってくるんですが、やはり、中間論点整理でも、まず、本人の意思に反して調査が行われるようなものではないということ、また、クリアランスを真に必要とする者の任意の了解の下で行われるものだということ、それから、既存の制度、つまり特定秘密保護法でも丁寧な手順を踏んで本人の同意を得て調査を行うことが大前提になっておりますので、労働法制も踏まえまして、ちゃんとプライバシーの関係、従業者の処遇への影響の考慮も含めて対応していかなきゃいけないということを考えております。

また、その制度を詳しく、ちゃんと正しく理解していくための広報活動、説明の場も設けてまいります。有識者会議にも、連合の皆様、また各経済団体の代表の皆様にも御参加いただいております。

○浅野委員　時間が来たので終わります。どうもありがとうございました。

○星野委員長　次に、緒方林太郎君。

○緒方委員　最後二十分、よろしくお願いいたします。

親愛なる星野委員長の下で質疑させていただくこと、光栄でございます。そして、質疑時間に御配慮いただきました立憲民主党の皆様方に御礼を申し上げたいと思います。

最初に、先ほど堀場さんが質問した女性活躍につきまして、堀場さんのフォローアップみたいな形になるかもしれませんが、大臣の女性活躍に対する考え方についてお伺いいたしたいと思います。

女性活躍については二つの大きな方向性があり得ると思うんですね。一つは、実力主義をベースに機会の平等を志向する考え方と、それとは真逆とまでは言いませんが、制度的に結果の平等を誘導する考え方、この二つがあります。

アメリカでいうとアファーマティブアクションでしょうし、フランスでいうとパリテ、クオータみたいなものだろうと思います。そして、完全に結果の平等を保障するのは、一番典型的なのがフランスの県議会。男性と女性でリストを組んでそれで選挙するので、必ず同数になるということであります。

この機会の平等を志向する考え方と、結果の平等を制度的に誘導する考え方、大臣はどちらの考え方をベースに女性活躍を考えておられますか。

○加藤国務大臣　お答えを申し上げます。

女性の活躍は、女性が、その人権がきちんと尊重され、男性と責任を分かち合いながら、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できるということであると考えております。その上で、機会の平等か結果の平等かというのは、その社会の状況、ありようによって変わってくるものかなというふうに考えております。

背景にアンコンシャスバイアス等が様々あるこの日本においては、まずは機会の平等をというところがフェーズとして必要になってくるのかなというふうに考えております。

○緒方委員　政治分野における男女共同参画の推進について、例えば、選挙のときの男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すという考え方について大臣はどう思われますか。

○加藤国務大臣　クオータ制の導入についてお聞きになっているということでよろしいでしょうか。

一定数を確保するということであれば、法律等によって議席の一定数や女性候補者の比率に関する義務づけを行うものであれば、これは国会で御議論をいただくべきものであると考えております。

○緒方委員　大臣、今私が読んだフレーズ、実は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の文章をおおむね省略して読み上げただけなんです。均等になることを目指すというふうに言っているんです。もう一度答弁いただければと思います。

○加藤国務大臣　政治分野において男女の比率が均等になっていくことを目指すということは、私も必要な、重要なことだと捉えております。

○緒方委員　先ほど堀場さんが質問したときに、私、自分自身が考えていることと方向性が一致しているので、あっと思ったんですけれども、私、実は、政治分野における男女の共同参画を推進するに際して障壁になっているのは、公職選挙法が障壁になっているのではないかというふうに思っています。そういうふうに思いませんか。大臣。

○加藤国務大臣　委員の御質問の具体が把握できないため、直ちにお答えすることは差し控えさせていただきます。

○緒方委員　ここは通告なしでしたので、もうこれ以上追及いたしませんが、公職選挙法、私も実は、今皆さん方、選挙で経験しておられると思いますが、何となく、自分の持っているリソースを全て投入してやらないと選挙に勝てないというような思いを持ちながら、私自身もそうですし、みんなやっているけれども、実は、男女共同参画を促すときに、もっと、例えば議論とか討論とか、そういうものを中心に置いた選挙活動というのに振っていくことによって選挙は変わっていくんじゃないかなと思いますし、そうしないと、週末から何から全部行事に行って、私も、焼きそば、フランクフルト、むちゃくちゃ食っていますよ。

そういうことでない選挙のスタイルというのは一つあるのではないかと思うので、これは実は、男女共同参画の部局と公職選挙法を担当する総務省の選挙部の間でいろいろなやり取りを、もちろん、公職選挙法というのは議法ですけれども、いろいろなやり取りをしてほしいなというふうに思うんですね。なぜ今、政治分野における男女共同参画が進まないのかということで、ここの対話は是非やっていただければというふうに思います。

その上で、質問を移したいと思います。

次は、公益法人における内部通報についてお伺いをいたしたいと思います。

最近、公益法人職員による内部通報が、文部科学省から内閣府に併任がかかっていた職員によって、公益法人の職員が内閣府に通報したら、その情報がその職員によって公益法人側に漏えいされたという事案がありました。とんでもないんですよね。絶対あってはならない。公益通報者保護の観点から、絶対あってはならない。

しかし、公益通報者保護法をよく読んでみると、役所からの漏えいについては処罰の対象になっていません。よくよく調べてみると、国家公務員法第百条の守秘義務違反とかぶるからだというふうに言われました。

大臣にお伺いしたい。

この公益法人に対する内部通報の漏えい事案というのは、国家公務員法第百条の秘密の漏えいの事案に当たるのではないかと思いますが、大臣、いかがですか。

○加藤国務大臣　お答え申し上げます。

まず冒頭、今般の情報漏えい事案につきましては、大変遺憾であり、改めて関係者の方々に対しまして深くおわびを申し上げます。

国家公務員法の守秘義務違反になるかということにつきましては、その対象となる秘密に今回の事案が当たるかどうかということだと考えられます。

一般論として、国家公務員法第百条が規定する秘密とは、一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するものの二つの要素を備えている事実を指すものであると承知をしております。

なお、今般の事案につきましては、現在、処分権を持つ文部科学省において事実関係の調査がなされているものと承知をしております。内閣府としても、その調査に協力をしてまいります。

○緒方委員　それは違うと思うんですよね。単に、併任がかかっていたのが外れたので、今、大臣の下での職員ではないということで、文部科学

2023年11月10日
内閣委員会
（質疑要旨）

フレックスタイム制におけるゼロ割振り日について

2023.11.10（Fri）内閣委員会（人事院勧告および給与法改正案に対する質疑）

現状・課題意識

●本改正により、これまで育児・介護事由のある職員のみが利用可能だったフレックスタイム制における「週１日を限度に勤務時間を割り振らない日（ゼロ割振り日）」の設定が、一般職員にも拡大される。

●フレックスタイム制は勤務時間の総量が設定されているため、ゼロ割振り日を設けた場合、足りない勤務時間を別日で補わなければならない。

●民間企業では、総労働時間を意識しない働き方の制度が運用されている。

浅野の発言要約

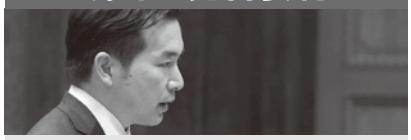

「新たにゼロ割振り日を設けても勤務時間の総量が設定されているため、柔軟な働き方に対応できないのではないか。」

政府の答弁要約

「公務においては、行政サービスの提供に支障が生じてはならないこと、また、多種多様な職種がある中で、どのような職種がどのような制度になじむかを整理する等、さまざまな課題があり、引き続き必要な研究を進めていく。」

公務員の離職が増えたり、なり手が減少する中で、働き方改革に向けてさまざまな制度を用意することは急務です。答弁では各種制度の研究を進めていくとしていますが、スピード感をもって対応することが必要です。

新たなフレックスタイム制における年休行使について

2023.11.10（Fri）内閣委員会（人事院勧告および給与法改正案に対する質疑）

現状・課題意識

●ゼロ割振り日の運用について、年休行使を予定したにもかかわらず、上司からフレックスタイム制のゼロ割振り日で対応するよう求められるケースも想定される。

●逆にゼロ割振り日を設定しているにもかかわらず、年休行使日数が少ないことを理由に、年休の行使を求められるケースも想定される。

浅野の発言要約

「ゼロ割振り日の設定により、年休行使が阻害されないよう、運用面での管理を徹底いただきたい。」

政府の答弁要約

「国家公務員のフレックスタイム制は、職員が自ら申告した場合に適用されるものであり、勤務時間を割り振らない日の設定が強制されることはない。年休行使も同様でそのような運営はあってはならないと考える。」

ゼロ割振り日の設定を理由に年休行使が阻害されない旨、明確な答弁が得られました。現場の部下と上司の日々のコミュニケーションの中では、年休行使等の調整を強制されることも想定されるので、運用面についてしっかりと監督すべきだと思います。

2023年11月10日
内閣委員会
（質疑要旨）

公務員の今後の賃金体系について

2023.11.10（Fri）内閣委員会（人事院勧告および給与法改正案に対する質疑）

現状・課題意識

●少子高齢化による労働力不足により、民間では年功序列や終身雇用を前提とした賃金体系（賃金カーブ）の維持が困難になってきている。

●2024年度、人事院では給与制度のアップデートについての勧告が予定されている。

浅野の発言要約

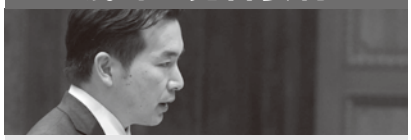

「今後は<u>より個人の生産性に見合った成果主義的な賃金体系</u>へと変わっていくことが想定される。人事院はどのように考えているのか。」

政府の答弁要約

「公務組織の活力を維持向上していく観点からは、<u>能力、実績に基づく登用やメリハリのある給与処遇の推進が重要</u>。今後は本府省の課室長級の俸給体制を職責を重視したものに見直すことを計画している。」

イギリスやカナダなどの諸外国では、成果に基づく報酬システム、またパフォーマンスを総合的に評価して処遇に結び付ける制度が運用されています。若手の公務員についてもしっかりと人事評価が行われているかどうか確認していきます。

働き方改革の各種制度の浸透について

2023.11.10（Fri）内閣委員会（人事院勧告および給与法改正案に対する質疑）

現状・課題意識

●公務労協の調査によると、現行のフレックスタイム制の利用率は本府省で10％、本府省以外で7.2％（内、育児・介護等事由0.9％）となっている。

●テレワーク等による在宅勤務（週１回以上）も実施率は三割程度となっている。

●各府省庁でばらつきがある状況となっている。

浅野の発言要約

「仕事の予見性を高めるために、<u>在宅勤務やフレックスタイム制度の利用率</u>をどのように高めていくのか。」

政府の答弁要約

「それぞれの役所で<u>意識改革をしっかりやっていく</u>ことが大事。管理職が部下に対して子育てや介護等に配慮するマネジメントが必要であり、現在、内閣人事局はその能力に応じた評価を行っている。」

フレックスタイム制の柔軟な運用については、始業後に終了時間を申告できること（これまでは不可）が今回の勧告に含まれていることも確認しました。職場において周知の徹底と正しい運用が行われていくよう、引き続き確認していきます。

第二百十二回国会　衆議院　内閣委員会議録　第三号

令和五年十一月十日（金曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　星野　剛士君

理事　坂本　哲志君　理事　冨樫　博之君

理事　中山　展宏君　理事　鳩山　二郎君

理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君

理事　堀場　幸子君　理事　庄子　賢一君

赤澤　亮正君　井野　俊郎君

井原　巧君　池田　佳隆君

泉田　裕彦君　大西　英男君

神田　潤一君　黄川田仁志君

杉田　水脈君　鈴木　英敬君

平　将明君　高木　啓君

谷川　とむ君　土田　慎君

西田　昭二君　平井　卓也君

平沼正二郎君　本田　太郎君

牧島かれん君　山本ともひろ君

中谷　一馬君　太　栄志君

本庄　知史君　馬淵　澄夫君

山岸　一生君　阿部　司君

浦野　靖人君　住吉　寛紀君

藤巻　健太君　河西　宏一君

吉田久美子君　浅野　哲君

塩川　鉄也君　緒方林太郎君

大石あきこ君

国務大臣（国家公務員制度担当）　河野　太郎君

内閣官房副長官　村井　英樹君

財務副大臣　神田　憲次君

内閣府大臣政務官　神田　潤一君

内閣府大臣政務官　平沼正二郎君

内閣府大臣政務官　土田　慎君

総務大臣政務官　船橋　利実君

外務大臣政務官　穂坂　泰君

政府特別補佐人（人事院総裁）　川本　裕子君

政府参考人（内閣官房内閣人事局人事政策統括官）　窪田　修君

政府参考人（内閣官房内閣人事局人事政策統括官）　阪本　克彦君

政府参考人（人事院事務総局総括審議官）　米村　猛君

政府参考人（人事院事務総局職員福祉局長）　荻野　剛君

政府参考人（人事院事務総局人材局長）　幸　清聡君

政府参考人（人事院事務総局給与局長）　佐々木雅之君

政府参考人（外務省大臣官房長）　志水　史雄君

政府参考人（国税庁長官官房審議官）　植松　利夫君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　石垣　健彦君

内閣委員会専門員　尾本　高広君

委員の異動

十一月十日

辞任　補欠選任

大野敬太郎君　井原　巧君

杉田　水脈君　谷川　とむ君

住吉　寛紀君　藤巻　健太君

同日

辞任　補欠選任

井原　巧君　黄川田仁志君

谷川　とむ君　杉田　水脈君

藤巻　健太君　住吉　寛紀君

同日

辞任　補欠選任

黄川田仁志君　本田　太郎君

同日

辞任　補欠選任

本田　太郎君　大野敬太郎君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第一号）

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）

公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件（人事院勧告）

◇◇◇

○星野委員長　これより会議を開きます。

公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、特に人事院勧告について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣官房内閣人事局人事政策統括官窪田修君外六名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星野委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○星野委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。稲富修二君。

○稲富委員　おはようございます。

衆議院議員の稲富です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、人事院勧告について総裁に伺ってまいりたいと思います。

今回の人事院勧告の、まず全体構成について伺います。

今年の人事院勧告の構成は、公務員の人事管理に関する報告が置かれ、次に勤務時間に関する勧告、次に一般職員の給与についての報告、勧告となっております。

しかし、先日、総裁の国会における人事院勧告概要説明の中では、給与勧告があり、勤務時間勧告があり、公務員人事管理に関する報告となっておりました。

人事院は、国家公務員法において、まず第一に、給与その他の勤務条件の改善及び人事行政の改善に関する勧告がその役割としてうたわれております。それは、大臣も以前国会で御答弁されているように、人事院が国家公務員の労働基本権を制約することに対する代償機関という位置づけがあるからでございます。

なぜ今年の人事院勧告がこのような、例年と違ったような順となっているのか。また、国会への説明は従来どおりということになっておりましたが、その真意のところをお伺いをまずいたしたいと思います。

○川本政府特別補佐人　おはようございます。

お答え申し上げます。

労働基本権制約の代償機関としての機能についての認識は、いささかも変わるものではございません。人事院は、社会経済情勢や国際情勢が激変する中で、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く、そのためには、行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致、育成することが不可欠であると考えています。

○河野国務大臣　管理職任用状況調査というのを毎年実施をしておりますが、直近の二〇二二年、二段階上位の官職に昇任した例として、幹部職五件、管理職三件でございます。霞が関の人数から見ると極めて少ないと言わざるを得ないのかなというふうに思っております。

やはり、抜てきとか相対評価というものも活性化には恐らく必要なんだろうと思いますが、その反面、かつてのように霞が関で働きたいという方が大勢いて、いわばより取り見取りという状況ならそうかもしれませんが、現状、なかなか霞が関を志望してくれる優秀な人材がいない、いないとは言いませんが、少なくなってきたという中で、やはり人材を霞が関の中で育ててもいかなければいけないという中で、どういう人事をやっていったらいいのかというのは、これはいろいろなことを考えて、ある面、いろいろなことを試しながらやっていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、こうやったらいいという何か一つの正解があるものでもないんだろう。恐らく、それは省庁によっても違うのかもしれませんし、年次、職責のレベルによってもまた変わってくるのかもしれません。

どこの辺りで抜てきをするのがいいのか、若手からどんどん抜てきをするのがいいのか。そうすると、若いうちに、まだ大器晩成型の人は、同期がどんどん先に行くのに取り残されてしまう、じゃ、ほかへ転身するかということになっても有為な将来の人材を失うことになりますので、少しいろいろなことを考えながらこれはやっていかなければいけないのかなというふうに思っております。

○阿部(司)委員　私は、センターピンはやはり年功序列を壊すということにあると思うんですね。そこで抜てき人事は非常に象徴的なものになってくると思います。

もう一問あったんですけれども、時間が来ましたのでこれで終わります。また御議論させていただければと思います。

ありがとうございました。

○星野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、人事院総裁の方に、主にフレックスタイム制、今回の人事院勧告の内容のポイントの一つでもありますが、フレックスタイム制度について少しお伺いをしていきたいと思います。

フレックスタイム制については、従来、育児介護等職員に認められてきた措置の一般職員への拡大ということで、例えば、単身赴任者の帰省であったり、遠隔地に居住する御両親の元に行かれたりとか、あるいは通院、通学、そして地域活動に充てるために、ゼロ割振り日というものを設けられるようにする、こういった制度の趣旨かと理解をしております。

ただ、今回のゼロ割振り日を使えるようにしますという新たな要素よりも、むしろ、これまでの、従来のフレックスタイム制の運用について少し伺いたいと思うんですが、これまでは、先ほど申し上げたように、育児、介護等を行っている職員の方々が中心になって、こういったフレックスタイム、ゼロ割振り日も含めて、フレックスタイム制度を活用してきたということなんですけれども、ただ、制約があって、勤務時間の総量を維持するという要件があるということなんですね。

フレックスタイム制度というのは、家庭の状況であったり、それぞれの職員の皆様のワーク・ライフ・バランスを高めるために、柔軟な働き方、労働時間を設定できるという制度なわけでありますが、総量を維持する要件というのがなぜ必要なのか。民間企業では、総労働時間というものは、ある種の成果を上げれば、それより少なくてもいいよというような柔軟な運用もされている企業が多くあります。

公務員の皆様の働き方改革もこれから進めていくに当たっては、こうした総量維持という要件、なぜあるのか、まず御説明をいただきたいと思います。

○川本政府特別補佐人　お答え申し上げます。

今般の制度改正において勤務時間の総量を維持することとしているのは、柔軟な働き方を推進するとともに、適切な公務運営の確保、職員の勤務能率や健康、安全の確保という点も重要と考えているためです。

他方、勤務時間の総量を変える制度については、例えば、短時間勤務制度について、本年三月に提言をいただいた勤務時間等に関する研究会の最終報告においても、選択を可能とする意義は大きいというふうにされています。また、一部の民間企業においても導入されているものと承知しています。

ただ、行政サービスの提供に支障が生じてはならないこと、公務においては多種多様な職種、職員がある中で、どのような職種がどのような制度になじむのかなど、整理すべき様々な課題があると考えております。

ですので、人事院としては、このような課題も踏まえつつ、引き続き必要な研究を行ってまいりたいと思っております。

○浅野委員　必要な仕事の内容とか、あるいは住民からの対応を、しっかりと体制を確保しなきゃいけないとか、いろいろな要求があるのは分かるんですけれども、フレックスタイム制の運用をいかに柔軟に、職員の皆さんのワーク・ライフ・バランスを高めながら運用していくかというものは非常に重要な課題だと思いますし、このフレックスタイム制度が導入されてからもう随分と時間がたっていて、民間企業では、普通、そういう課題整理というのは一年とか二年でやってしまうわけですね。

いまだに課題の整理が必要だというのは、正直、じゃ、これまで何をやっていたのかという指摘を受けても仕方がないわけで、これは提言も受けているのであれば、是非、人事院として、次の勧告までに整理をして結論を出していただきたいと思うんですけれども、人事院総裁の今の御所感を伺いたいと思います。是非、急いでいただきたいと思います。

○荻野政府参考人　お答えいたします。

行政には、国民の利益を守り、活力ある社会を築くため、行政サービスを適時適切に提供するという重大な役割があると考えてございます。そのことを踏まえれば、公務においては、行政サービスの提供に支障が生じないよう、柔軟な働き方の推進と執務体制の確保とのバランスが図られていることが求められているというふうに考えてございます。

加えまして、公務におきましては、交代制勤務が必要な現場業務を始めとしまして、本府省におきましても様々な業務がございます。どのような職種、職員がそのような制度になじむのかなど、整理すべき課題がまだ多くございますので、それらについて適宜検討を進めて、研究を進めていきたいというふうに考えてございます。

○浅野委員　それは先ほども総裁から類似の答弁をいただきましたが、私が言いたいのは、だから、その課題を整理するのにそんなに時間、何年も何年もかからないでしょうという話なんですね。

職員さんの働き方改革をちゃんと進めてあげないと、先ほど河野大臣もおっしゃっていましたけれども、離職者が増えたりとか、公務員を希望する若者が今、現に減っているわけですね。ですから、これは待ったなしの課題の一つだと捉えていただいて、是非早急に課題を整理して、対応を明確にしていただきたいと思います。

ちょっと時間がありませんので次に移りますが、このフレックスタイム制の、今回新たに設けられるゼロ割振り日の導入に当たっては、職場の方々から、ある種の懸念が表明されています。

それはどういう懸念かというと、年休行使を元々しようとしていたのに、フレックスタイムを使って、前後でしっかり残業を、就業時間調整をして、ゼロ割振り日として対応してくれとか、あるいはその逆で、ちゃんと計画的に仕事をこなして、よし、今度の金曜日はゼロ割振り日を設定し

て三連休にして実家に帰省しようと考えていた人が、年休行使日数が少ないから年休で消化してくれと言われるようなケースが想定されるわけですけれども、やはりここは本人の計画がしっかりと尊重されるようにしてほしいと。

周囲から、上司だとかから、どちらで消化をするかというところについては、余り、個人の裁量をちゃんと尊重してくれ、そういうような声も出ているわけですが、ここに対して、しっかりと運営面で対処をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○川本政府特別補佐人　お答え申し上げます。

国家公務員のフレックスタイム制は、制度の利用を希望する職員が自ら申告した場合に適用されるものであり、勤務時間を割り振らない日の設定が強制されることはありません。また、当然のことながら、年次休暇の取得が制限されるものでもありません。そのような運営はあってはならないことと考えております。

人事院としては、引き続き、フレックスタイム制の活用を進めるとともに、年次休暇についても、職員が使用しやすい職場環境の整備に努めてまいります。

○浅野委員　当然そういったお考えをお持ちだとは思います。

ただ、現場の部下と上司のコミュニケーションの中で、年度の後半になってくると、民間企業でも公務員の職場でもそうだと思うんですが、年休行使日数が少ない職員に対しては、年休を取れ取れといろいろな圧力がかかります。いろいろな声かけがかかります。

そういった中で、フレックスを利用したゼロ割振り日を使えずに、年休で消化するような雰囲気が各職場に生まれるおそれというのは十分に想定されますので、是非ここは運用面をしっかり監督をしていただきたいと重ねて申し上げたいと思います。

次に、賃金体系の話に移りたいと思います。時間があと二、三分なので、二問行けるか分かりませんが。

まず、公務員の給与と民間給与を比較するときに、人事院では、全体の平均値同士を比較して幾ら高いとか、そういう情報を提示されていると思うんですが、私、大事なのは、まず、若手あるいは中堅、ベテラン層、それぞれでしっかりと比較をしていく、ライフステージに合った処遇となっているかをチェックしていくという重要性が一点。

もう一つは、我々国会がちゃんと公務員と民間の賃金比較がしっかりなされているのかどうかというのを確認するためにも、情報公開の面で、職位や等級ごとの較差情報というのをしっかり開示していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○川本政府特別補佐人　お答え申し上げます。

官民の給与比較は全体の給与水準にどの程度の較差があるかを把握するために行っていることから、個別の職位や職務の級別の官民較差は算出しておりません。

一方、官民比較の基礎となる公務と民間の人員や給与のデータについては、毎年、勧告の参考資料などでお示ししているほか、人事院のホームページなどで、役職段階別、勤務地域別、学歴別、年齢階層別等に集計した詳細なデータを公表しており、これらを基礎資料として給与改定を行っております。

○浅野委員　ありがとうございます。

こうした情報が、まだまだ、国会も含めて、もう少し広く知られるような対応は是非お願いしたいと思いますが、公表をされているということですので、今後、しっかり我々も見ていきたいというふうに、私も見ていきたいというふうに思います。

最後の質問になるかと思いますが、二〇二四年度は、人事院において、給与制度のアップデートについての勧告が予定されていると聞いております。今後は、より個人の生産性に見合った成果主義的な賃金体系へと変わっていくことも予想されております。先ほど阿部委員もそういったお話をされておりましたけれども、私もそのような感触を持っておりますが、こうした人事評価制度の今後の在り方について総裁がどのようにお考えになっているかを最後に伺いたいと思います。

例えば、イギリス、カナダ、オーストラリアなどでは、成果に基づく報酬システム、あるいはパフォーマンスを総合的に評価して処遇に結びつけるような評価制度というのが既にあるというふうにも聞いております。

是非、人事院の今後の中長期的な在り方について、そんな視点から御答弁をいただければうれしく思います。

○星野委員長　川本総裁、時間が過ぎておりますので、簡潔におまとめください。

○川本政府特別補佐人　はい。

公務組織の活力を維持向上させる観点からは、能力、実績に基づく登用や、めり張りのある給与処遇を推進していくことが重要です。

これまでも、人事院は、人事評価によって職員の能力、実績を的確に把握して、任用や給与に適切に反映できるよう必要な制度を整備してきていますけれども、今後も、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備の一環として、職員の役割、貢献に応じた処遇を実現する観点から、管理職員の果たす役割の重さに鑑み、本府省の課室長級の俸給体系を職責を重視したものに見直すことなどを計画しております。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○星野委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

人事院勧告、報告の内容について質問をいたします。

人事院の人事管理報告の、非常勤職員制度の運用の在り方の検討について、まず伺います。

「非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見が一部府省から寄せられている。」とあります。人事院にこの点をお聞きしますと、府省との意見交換の場で、一定の知識経験を有する非常勤職員を安定的に確保する必要がある場合が増えているとの意見が寄せられたということであります。例えば、厚生労働省のハローワークの相談業務などという説明がありました。

川本総裁にお尋ねいたします。

人事管理報告では、非常勤職員制度の適切な運用の在り方等について検討していくとありますけれども、どのような検討を行っていくんでしょうか。

○川本政府特別補佐人　お答え申し上げます。

非常勤職員制度については、平成二十二年に期間業務職員制度を導入し、制度の適切な運用がなされるよう、各府省に対して制度の周知徹底や助言を行ってまいりました。この期間業務職員制度の導入から十年以上が経過しており、近年は、御指摘のように、有効求人倍率が上昇し、非常勤職員の人材確保も厳しさを増しています。

こうした状況を踏まえまして、引き続き行政サービスの提供を支える有為な人材を確保することができるような環境整備が必要との認識に基づき、非常勤職員制度の適切な運用の在り方等について検討していくこととしております。

今後、各府省の実態や関係者の意見も踏まえて、見直しの方向性を考えてまいります。

○塩川委員　この期間業務職員をめぐっては、期間業務職員が年度を越えて勤務継続する際に、人事院規則に基づき、連続二回を限度とするよう努めるとされ、更新三回目での公募が求められていますけれども、そのことも含めて見直しを考えるのか、お聞きいたします。

○川本政府特別補佐人　委員御指摘の三年雇い止めについては、必要とされる能力が期間業務職員としての勤務実績により実証できると明らかに認められる場合に、連続二回まで例外的に公募を行わずに再採用できる三年公募要件を指しているものと認識しております。

本年の公務員人事管理に関する報告において、非常勤職員制度の適切な運用の在り方等について

な成果が望めないと述べております。

そこで、近年の政官関係の変化により霞が関が萎縮し、受け身になり、政策形成能力が劣化を来しているとの見方に対する御所見をお伺いします。また、岸田政権ではどのようなスタンスで官に臨んでいるのか、その基本姿勢も河野大臣にお伺いできればと思います。

○河野国務大臣　かつては、霞が関の省庁が官邸の言うことを聞かず、ばらばらに省益を優先をして動いていたという御批判がありました。そこで、内閣人事局を策定をして、やると今度は霞が関が萎縮する。これは批判しようと思ったらどっち側からでも批判ができるというのがございますから、そういう雑音に惑わされずに仕事をしていくというのが大事だと思っております。

要は、どちらがいいということではなくて、やはりバランスなんだと思います。各省庁がしっかりと各省庁の分担するところの仕事をやり、官邸はそれを国全体としての方針を示しながらまとめていくということが大事なんだろうと思います。

岸田政権として、政治がしっかりとした方向性を示した上で、それぞれの専門である、プロである霞が関の各省庁がそれを肉づけしていく、そういうことでやってまいりたいと思っております。

○阿部(司)委員　河野大臣おっしゃるとおり、バランスが大事だと思います。

というのは、やはり、今の霞が関で起きている現象を見ると、実際、かなり官僚の皆さんが疲弊しておられる。若手がどんどん辞めていく。複合的な理由があろうかと思いますが、いわゆるトップダウンではあっと指示が飛んできて、詳しい説明がないままに、場当たり的にばあっと指示が飛んできて、それをとにかくやらなくちゃいけないということで疲弊をしていく。若手は誰を見て仕事をしているのか全く分からなくなってきている、こんな声もあるんです。もちろん、トップダウンの内閣人事局の効果というものもありますが、これが逆効果にならないような、バランスをもっと取った施策、体制というものをもう一度考える必要があるのではないかなと思います。

次の質問に参ります。

つい先日、山田太郎文科政務官、柿沢未途法務副大臣が相次いで職を辞しまして、そして、先ほども神田財務副大臣、こちらにお見えになっておりましたけれども、世間の耳目を副大臣ですとか政務官が非常に集めております。

政治主導ということでは、内閣人事局より更に十五年ほど遡り導入されましたのが、いわゆる政務三役、大臣、副大臣、政務官体制です。この政務官体制なんですが、一般には、大臣、副大臣までは何となくイメージできても、政務官が何をしているのか、そもそも政治家なのか、多くの国民はその役割ですとか活動をほとんど知らないのではないかなと思います。

とはいえ、政務三役は今回給与法で昇給する特別職公務員に該当するわけでありまして、そうした意味からも、政務官が省庁の中で日常、具体的にどのような仕事をしているのか、今日は土田政務官にお越しいただきましたが、お伺いをしたいと思います。また、大変恐縮ですけれども、御自身、政務官制度が求めている職責を果たしているとお考えかどうか、是非御所見をお伺いしたいと思います。

○土田大臣政務官　御質問いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、国家公務員制度改革担当大臣の下に大臣政務官というものは置かれていないんですけれども、河野大臣をお支えしている大臣政務官としてお答えをさせていただきます。

具体的には、大臣や副大臣との意見交換を行いつつ組織としての判断に参画する形で、大臣としての政策判断をお助けする役目を負っております。

具体的にということですので、私がデジタル庁でどういうことをやっているかということでございますが、重要な意思決定などを行う経営企画会議に参加することで、都度都度、大臣の御指示を賜りながら、諸政策の推進であったり諸課題の解決に向けて取り組んでいるところでございます。また、デジタル庁、官民融合の組織でございますので、これまで霞が関にない、新しい官民融合の組織文化の醸成を進めているところであり、引き続き、大臣を支える職責を果たしてまいりたいと思います。

私の職責、しっかり果たせているかというところでございますけれども、果たしているつもりでございますが、まだまだ不十分なところも当然あると思いますので、引き続き努力してまいりたいと思います。

○阿部(司)委員　土田政務官、ありがとうございました。

各省で副大臣、政務官の活動もかなり異なることだろうと思いますが、ある霞が関OBから、こんなことを聞いたんですね。副大臣、政務官、実態として機能していない、活躍の場をつくらないといけないから、かえって負担になるケースもある。

もちろん、政務三役がチームとして活発な活動をしているところもあれば、そうでないところもあるかと思います。

私は、この政務三役、もっと活用されればいいのかなと思っていまして、長期間の任期、省庁にいることになればそれぞれの専門性も高まりますし、また、政と官で日常的に議論して、よい政策アイデアをつくっていくことにもつながることもあると思いますし、若手の皆さんですとかやる気のある皆さんとの交流を通じて、長期間在職すれば関係性も築けて、また、それが抜てきとか人材発掘にもつながるのかなと思っております。

是非、霞が関活性化のために、ある程度の任期、働いていただきたいと思うんですけれども、事前に人事局に政務官の平均在任期間をお聞きしたんですけれども、正確なデータはないということで、大体、内閣改造ごとの任期だとのお答えをいただいたんですが、実際、もっと早い回転ポストになっていると思います。

そこで、大臣に、現状の政務官制度の評価をお伺いしますとともに、この政務官制度が活性化にも資するよう取り組むべきとの私の考えに対する御所見をお伺いいたします。

○河野国務大臣　私も総務省で大臣政務官をやりましたが、あのときは、総務省が機構・定員を持っておりました。

それまで外務省は、国名とか地名を外務省独自の言い方をしておりまして、例えば、ヨルダンと言わずにジョルダン大使館とか、イギリス大使館と言わずに連合王国大使館とか、外務省は好き放題やっておりましたので、在外公館の勤務手当の稟議を私のところで否決をいたしました。当時は田中真紀子外務大臣ではなかったかと思いますが。

外務省のそうした地名を全部一括で改めて直すということになりましたので、政務官というのは、やはり、仕事をいろいろ活発にできるポジションというふうに思っております。

もう少し申し上げれば、政務官は内閣人事でございますが、副大臣は認証官でございます。宮中で陛下から認証していただくわけでございますが、残念ながら、今、国会の審議の中で、副大臣の答弁というのが、ほとんど他委員会のみということになっておりまして、外務大臣も含め、閣僚の海外出張であったり、あるいはほかの会議への出席であったり、あるいは重要な打合せというものがあっても副大臣が代わりに答弁することができない、そういう状況になっておりますので、是非、ここは立法府の御協力をいただいて、大臣や副大臣、政務官のチームで国会への対応もさせていただけるような改善が行われれば、更に副大臣、政務官は活躍の場が増えるし、そこで立派な答弁をする副大臣、政務官を抜てきしようということにもつながっていくだろうと思っております。

○阿部(司)委員　ありがとうございました。終わります。

○星野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

先ほどに続きまして、よろしくお願いいたします。

こちらは給与法改正案に対する質疑ということで、まず、河野大臣に伺いたいと思うんです。

やはり、先ほど人事院総裁とも少し議論させていただいた内容ではありますが、今回の法案の概要は、まず、月例給の引上げ、平均改定率一・一%と、若手に重点を置いた初任給の引上げ、そして、ボーナスの引上げ〇・一か月、在宅勤務等手当の新設、フレックスタイム制のゼロ割振り日の対象拡大、こういったところが主なポイントかなというふうに思うんですけれども、連合が今年の春闘の集計結果を発表した際の賃金上昇三・五八%、あるいは、中小企業に絞れば三・三五%に比べると、平均改定率一・一%という数字がどうしても見劣りしてしまいますし、また、在宅勤務制度あるいはフレックスタイム制度の柔軟運用も、民間のそれと比べて十分か、同じ水準になったかと言われると、やはり、先ほど人事院総裁との議論でも、まだ不十分な点があるんじゃないかと感じる部分が多いんですね。

まず、この法案が成立することによって、公務員の人材不足や働きがいの向上、解消に近づくのかどうか、大臣の現時点での見解を伺いたいと思います。

○河野国務大臣　解消すると言うつもりは全くございませんが、解消に近づくかと言われれば、それは何がしか近づいているんだろうというふうに思っております。

今度の改定につきましては、これは人事院勧告に基づいて政府としても対応しておりますので、中身については人事院にお尋ねをいただきたいと思いますが、それ以外にも、かつては、公務員は残業しても大半がサービス残業になるという悪習がございましたが、管理職以外はきっちり残業代を払うということにいたしました。若干これで、管理職になったばかりで給与が下がってしまうという弊害も出てきておりまして、そこは人事院と詳細をまた議論していかなければいけないと思っております。

ただ、国家公務員になってくれるような方の多くは、民間でもっと給与の高い仕事に就くことも可能な方が多い中で、給与が下がっても、国のために仕事をしようという意欲を持って来てくれているわけでございますから、我々がこれからやらなければいけないのは、そういう諸君がやりがいがあると感じてくれるような働き方を実現をしなければならないと思っておりますし、やってよかったと思えるような霞が関にしていかなければならないと思っております。

また、今日再三申し上げておりますが、長時間労働の是正というのは、これはやらなければいけませんし、子育て、介護、あるいは自分の能力を引き上げるための研修のようなことをやるためには、自分の勤務時間、働き方の予見性というものが重要になってまいりますので、そこは立法府の御理解を更にいただきながら是正をしていきたいというふうに思っております。

○浅野委員　ありがとうございます。

仕事の予見性を高めるというのは非常に大事だと思うんですね。今、予見性が決して十分あるとは言えない状況の中で、今回私が注目したのは、フレックスタイムの拡大運用と、あとは在宅勤務制度の新設ということなんですが、公務労協の調査によると、フレックスタイム制の利用率が、本府省で一〇%、本府省以外で七・二%。とりわけ、元々、育児、介護等を理由としたフレックスタイム制の行使率というのが〇・九%というふうに非常に低いわけですね、現状として。

先ほども大臣は、柔軟な勤務制度を使えるようにしていかなきゃいけないんだということもおっしゃっていたんですけれども、今回、仏作って魂入れずでは駄目だと思います、私も。大臣も十分にその御認識はお持ちだと思うんですが、在宅勤務、フレックスタイム制度の利用率を高めるために、大臣は今どのようなことを考えているのか。仕事の予見性を高めるとおっしゃいましたけれども、じゃ、そのためにどんなことを考えているのか。是非お聞かせいただきたいと思います。

○河野国務大臣　フレックスタイム制がまだ一桁%でございますし、テレワークを週一回以上やるというのも三割というところにとどまっております。ただ、例えばデジタル庁は、ふだんから半分ぐらいの人はテレワークをしておりますから、これは役所によってやはり大きな差があるんだと思います。

まずは、それぞれの役所で、フレックスタイム、テレワーク、やっていいんだよという、当たり前のことができるという、意識改革というものをしっかりやっていくというのが大事だと思いますし、やはり、部下に対して、子育てであったり介護であったり、あるいは自らの研修であったりということにしっかり配慮をするマネジメントをやっていかなければならないと思います。

そういう意味で、内閣人事局は、管理職のマネジメント能力をしっかり評価をしよう、マネジメントできる人には高評価、マネジメントのできない人は少し評価を下げざるを得ないということをやっております。

それからもう一つは、やはり、国会の会期中の国会対応が予見性の妨げになっている部分というのがございますので、これは立法府に、委員会の日時を早期に決定をしていただいて、通告をしっかりと早い時間にやっていただくということが御理解をいただければ、予見可能性というのはその部分上げることができると思っております。

もちろん、各役所の中で国会対応業務を更に効率化をする、あるいは、そうしたものもテレワークでできるというような、内部の改善ももちろん重要でございますが、そういうことをやりながら、フレックスタイム、テレワークというのがもう少し広がっていくように努力をしてまいりたいと思っております。

○浅野委員　ありがとうございます。

今、国会対応も改善が必要だということなんですが、今年に入ってからも、衆議院の議院運営委員会では質問通告の早期化に向けた申合せをしておりますし、私も今回、二日前にはしっかり通告をさせていただいて、オンラインでのレクチャーもさせていただきました。

随分とオンラインの活用というのが広がってきたような気がいたしますが、是非、せっかくこの話題になったので皆様にも申し上げたいのは、通告する際にファクスを使うと、全て打ち込み直さなければいけないという問題が今あるそうです。私はメールなんですけれども、地域・こども・デジタル特別委員会では、メール通告という形になって随分と改善したという話もありますので、内閣委員会においてもそういった、皆様からの御協力をいただければいいんじゃないかなというふうに思います。

さらに、フレックスタイム制をより利用率を高める方策として、一つ御提案させていただきたいんです。

次の質問は人事院総裁への質問になりますが、今のフレックスタイム制度は、当日、始業した後に帰る時間を変更できないという問題があるんですね。事前に、始業時間前に、この日は何時から始業して何時まで働きますというのを決めておかないと、当日変更ができないという、非常に使いづらい制度になっているということなんですね。民間企業では当日の申告で帰る時間を早めたりとかということは可能になっている場合が多い中で、なぜ公務員の職場では、当日始まってからの終業時刻の変更ができないのかというところであります。

私も、これを調べていましたら、今年三月のテレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方に関する研究会では、まさにこの、始業開始後であっても当日の状況に応じて変更の申告ができるようにすべきだ、職場の長が変更を承認するかどうかの決定権を持って柔軟に対応すべきだというような提言も出ていたということであります。

これは三月ですから、人事院勧告、今年の勧告内容に盛り込まれてもよかったんじゃないかなと

いうふうに思うんですが、なぜ盛り込まなかったのか。そうすべきだと思うんですけれども、総裁、どう思われますか。

○川本政府特別補佐人　御認識のとおり、現状においては、当日の始業後の勤務時間の変更はできないこととしています。

一方で、職員のより柔軟な働き方を進めることも求められておりますので、勧告時の報告において表明いたしましたとおり、臨時、緊急の業務の状況の変化等があった場合で、公務運営に支障がないと認めるときには、当日の勤務開始後でも、職員の申告を考慮して終業時刻を変更することが可能となるよう、今後必要な規定の改正などを行うこととしております。

○浅野委員　では、確認ですけれども、それは次回の勧告時には、しっかり制度を整えて、勧告内容に含めていただけるということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

○荻野政府参考人　お答えいたします。

今ほど御指摘のあった点につきましては、本年の勧告時の報告におきまして既に盛り込んでおりまして、「勤務時間の割振りは、適切な執務体制の確保の観点から、遅くとも勤務開始前に行う必要があるが、臨時・緊急の業務の状況の変化等により、職員が当日の勤務時間の変更を申告した場合で、当該変更を行っても公務の運営に支障がないと認めるときは、勤務開始後であっても、将来に向かっての勤務時間の割振りの変更を可能とする。」、今年八月七日の勧告時報告に盛り込ませていただいております。

○浅野委員　では、既にそういった運用が可能という理解でよろしいですね。

○荻野政府参考人　お答えします。

今申し上げました今年の夏場の勧告時報告に盛り込んでおりまして、これは方針でございます。こういった見直しが令和七年四月から実施できるように、見直しについて、実施を図っていきたいというふうに考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

時間がないので最後の質問に行きたいと思いますが、河野大臣、ちょっと質問を一つ飛ばさせていただきまして、役職定年制あるいは高齢者の処遇について伺いたいと思います。

昨年も私、ここで同じ質問を当時の二之湯大臣にしたんですけれども、これだけ担い手不足がある中で、役職定年制や賃金水準の引下げの基準年齢が六十歳であることがやはり今後問題になっていくのではないかというふうに指摘をさせていただきました。

昨年は、二之湯大臣も、年齢でなぜそういった影響を受けるのかというのは釈然としない部分があるというようなこともおっしゃっていましたけれども、河野大臣御自身のお考えを伺いたいと思います。

○河野国務大臣　今おっしゃったことは、人事院の意見の申出に沿ったものでございまして、人事院で今この問題については検討されるというふうに承知をしておりますので、人事院の検討を待ちたいというふうに思っております。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○星野委員長　次に、塩川鉄也君。

○塩川委員　日本共産党の塩川鉄也です。

給与法について質問をいたします。

最初に、特別職給与法についてであります。河野大臣に伺います。

物価高騰が国民生活に深刻な打撃を与えているときに国民に対して軍拡増税や社会保険料の負担増を押しつけるだけでなく、そもそも、これまでコストカット経済を推進をし、非正規雇用を拡大をし、賃金の上がらない国にした、その自民党政治の責任が重大であります。

総理や閣僚らの給与引上げとなる特別職給与法は、国民の理解を得られないのではありませんか。

○河野国務大臣　この委員会でも度々答弁をしておりますが、特別職給与法につきましては、特別職の国家公務員には、内閣総理大臣や国務大臣のほかにも、会計検査院長や人事院総裁、政府の各種委員会の委員長など様々なものがあり、官職の職務と責任に応じて多様な人材を確保するため、その給与については、従来から、一般職の国家公務員の給与との均衡を図るとともに、公務員全体の給与の体系を維持する観点から、一般職の国家公務員の給与改定に準じて改定をしてきており、賃上げの流れを止めないためにも、民間に準拠した改定を続けていくことが適切と判断し、今回の改正法案を提出したものでございます。

また、昨日、官房長官から総理や政務三役の今回の給与増額分を国庫返納するということの御発言があったことを受けまして、法案担当大臣である私としても、法案の早期成立に尽力してまいりたいと考えております。

○塩川委員　それでは国民の理解は得られないということを申し上げておきます。返納ではなく、特別職の給与法は撤回をすべきだと求めておきます。

今行うべきは、一般職の職員の方々の賃上げと、労働条件の改善であります。直ちに行うべきは非常勤職員の待遇改善、それが一つであります。

先ほどハローワークについて厚労省にもお尋ねしましたが、非常勤職員の賃金について、人事院は、この四月に非常勤職員給与指針を改正し、給与法の改正により常勤職員の給与が改定された場合には、非常勤職員についても常勤職員に準じて改定するよう求めています。ベースアップ分について四月に遡及して適用するものです。

河野大臣にお尋ねしますが、その給与改定の増額分は今年度の予算から捻出することになります。非常勤職員の多い厚労省や国交省を始めとして、各省がしっかりと予算を確保できるのか。この点について、各府省への働きかけ、また、必要があれば財政当局への働きかけを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○河野国務大臣　国の非常勤職員の給与につきましては、一般職給与法において、各府省において、常勤職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で支給することとされており、具体的には、人事院が定めた指針に基づき、各府省において運用しているところでございます。

本年四月には人事院の指針が改正され、これを踏まえた各府省等申合せにおいても、職務内容が常勤職員に類似する職員について、常勤職員の給与改定に準じて改定することを基本とする旨の改正を行ったところでございます。

申合せの改正に際しては、遡及改定に関し、財政当局に理解を得つつ、各府省に対しても、非常勤職員の処遇改善を確実に行うことができるよう、関連部局間での連携や地方支分部局などへの周知をお願いをしているところでございます。

引き続き、各府省に、非常勤職員の処遇改善に取り組むよう働きかけを行ってまいりたいと思います。

○塩川委員　川本総裁にも、是非、人事院としても、各府省に対して、予算確保を求める、そんな通知を出したらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○佐々木政府参考人　お答えいたします。

非常勤職員の処遇につきましては、先生も御承知のとおり、人事院といたしましても、これまで累次取組を進めて、その処遇改善に取り組んできているところでございます。今後につきましても、引き続き、処遇改善につきまして必要な対応を取ってまいりたいというふうに考えております。（塩川委員「通知は出しませんか」と呼ぶ）

具体的にどのようにやっていくかということにつきましては、今後、内閣人事局とも連携しながら考えていきたいと思います。

○塩川委員　しっかりとした対応を求めたいと思います。

続けて、一昨日の質疑の続きですけれども、人事院の人事管理報告に、「初任給水準については、大卒・高卒とも全国平均で民間水準を下回るが、特に地域手当が支給されない地域などにおいて民間水準を大きく下回る。」と指摘をしていることを

2023年11月15日
内閣委員会
（質疑要旨）

AI・量子技術に対する日本の戦略について

2023.11.15（Wed）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●AIの世界市場は前年比50％超の成長率で、2030年度には36兆円市場に成長することが見込まれている。

●日本と海外の研究開発投資には大きな差がある。

【日本】（令和6年度概算要求 AI関連予算）
1,640億円
【ドイツ】
2025年までに4,000億円
【米国】
2026年までに4.8兆円
【台湾】
2033年までに1.4兆円

浅野の発言要約

「AIや量子技術の分野において、日本はどのような戦略でイニシアチブを確保していくのか。」

政府の答弁要約

「AIについては開発力の強化が重要であり、AI戦略会議のもと、計算資源の確保、データの整備、基盤モデルの研究開発力の強化に取り組んでいく。量子技術については、量子未来産業創出戦略を策定し、産業化・実用化に向けて推進していく。」

具体的な取組みの内容について答弁いただきましたが、世界で活発に研究開発投資が進む中で、日本がどの分野で勝っていくのか、産業界の予見性も踏まえて確認していきます。

科学技術イノベーション推進施策について

2023.11.15（Wed）内閣委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●内閣府では、科学技術イノベーション推進施策として、先行的な研究開発事業が複数行われている。

●ハイリスクでハイインパクトな挑戦的な研究開発を推進するため過去に「革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）」が行われていたが、現在は「ムーンショット型研究開発制度」として後継している。

●過去のプログラムにおいても実用化すれば社会に大きなインパクトを与えるテーマのものがある。

浅野の発言要約

「ImPACTで支援を受けたプロジェクトについて、ムーンショット型研究開発制度で再度支援することは可能なのか。」

政府の答弁要約

「内閣府の支援終了後は、他省庁にて支援が継続されているものがある。ムーンショット型研究開発制度に関連する目標に沿えば、今後テーマに入る可能性はある。」

例えば、使用済核燃料に含まれる放射性物質を核種変換して有害度の低い物質にする技術は、ImPACTで研究開発されましたが実用化まで至りませんでした。他省庁では支援額も少なくなるため、重要技術分野をしっかりと育てていく必要があります。

第二百十二回国会　衆議院　内閣委員会議録　第四号

令和五年十一月十五日（水曜日）

午前九時二分開議

出席委員

委員長　星野　剛士君

理事　坂本　哲志君　理事　冨樫　博之君

理事　中山　展宏君　理事　鳩山　二郎君

理事　青柳陽一郎君　理事　稲富　修二君

理事　堀場　幸子君　理事　庄子　賢一君

井野　俊郎君　泉田　裕彦君

大串　正樹君　大西　英男君

大野敬太郎君　神田　潤一君

熊田　裕通君　杉田　水脈君

鈴木　英敬君　平　将明君

髙木　啓君　土田　慎君

仁木　博文君　西田　昭二君

平井　卓也君　平沼正二郎君

堀内　詔子君　本田　太郎君

牧島かれん君　山本ともひろ君

中谷　一馬君　本庄　知史君

馬淵　澄夫君　山岸　一生君

山崎　誠君　阿部　司君

浦野　靖人君　住吉　寛紀君

河西　宏一君　吉田久美子君

浅野　哲君　塩川　鉄也君

緒方林太郎君　櫛渕　万里君

国務大臣（内閣官房長官）　松野　博一君

国務大臣（規制改革担当）　河野　太郎君

国務大臣（こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画担当）　加藤　鮎子君

国務大臣（科学技術政策担当）（経済安全保障担当）　高市　早苗君

国務大臣（国際博覧会担当）　自見はなこ君

内閣府副大臣　井林　辰憲君

内閣府副大臣　工藤　彰三君

文部科学副大臣　今枝宗一郎君

厚生労働副大臣　宮崎　政久君

内閣府大臣政務官　神田　潤一君

内閣府大臣政務官　古賀友一郎君

内閣府大臣政務官　平沼正二郎君

内閣府大臣政務官　土田　慎君

厚生労働大臣政務官　塩崎　彰久君

政府参考人（内閣官房国際博覧会推進本部事務局事務局長代理）　茂木　正君

政府参考人（内閣官房国際博覧会推進本部事務局次長）　井上　学君

政府参考人（内閣官房令和5年経済対策物価高対応支援、令和4年物価・賃金・生活総合対策世帯給付金及び令和3年経済対策世帯給付金等事業企画室次長）　坂本　基君

政府参考人（内閣官房内閣人事局人事政策統括官）　窪田　修君

政府参考人（内閣法制局第一部長）　木村　陽一君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　上野　有子君

政府参考人（内閣府地方創生推進室次長）　佐々木正士郎君

政府参考人（内閣府政策統括官）　宮坂　祐介君

政府参考人（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官）　渡邊　昇治君

政府参考人（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長）　片桐　一幸君

政府参考人（金融庁総合政策局政策立案総括審議官）　堀本　善雄君

政府参考人（こども家庭庁長官官房審議官）　黒瀬　敏文君

政府参考人（こども家庭庁長官官房審議官）　髙橋　宏治君

政府参考人（デジタル庁審議官）　蓮井　智哉君

政府参考人（デジタル庁審議官）　阿部　知明君

政府参考人（総務省自治行政局選挙部長）　笠置　隆範君

政府参考人（外務省大臣官房審議官）　竹谷　厚君

政府参考人（厚生労働省大臣官房政策立案総括審議官）　青山　桂子君

政府参考人（厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官）　田中佐智子君

政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）　原口　剛君

政府参考人（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）　辺見　聡君

政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）　田中　一成君

政府参考人（防衛省防衛政策局次長）　安藤　敦史君

政府参考人（防衛省地方協力局次長）　山野　徹君

内閣委員会専門員　尾本　高広君

委員の異動

十一月十三日

辞任　赤澤　亮正君

補欠選任　本田　太郎君

同月十五日

辞任　池田　佳隆君

補欠選任　熊田　裕通君

辞任　大野敬太郎君

補欠選任　山崎　誠君

辞任　大石あきこ君

補欠選任　櫛渕　万里君

同日

辞任　熊田　裕通君

補欠選任　池田　佳隆君

辞任　堀内　詔子君

補欠選任　仁木　博文君

辞任　山崎　誠君

補欠選任　太　栄志君

同日

辞任　仁木　博文君

補欠選任　大串　正樹君

同日

辞任　大串　正樹君

補欠選任　大野敬太郎君

十一月十四日

官報の発行に関する法律案（内閣提出第八号）

官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第九号）

は本委員会に付託された。

十一月十三日

ＬＧＢＴ理解増進法の制定過程での議論における差別的発言に異議を唱えるとともに、同法の改正を求めることに関する陳情書（長野市妻科四三二　山岸重幸）（第九九号）

請願法の改正を求めることに関する陳情書（山

ちょっと申し訳なかったんですけれども、利用に当たって月十時間の方々の優先度というのを考慮するのかどうかというのを、これは気になったところなんですね。

こども未来戦略方針にちゃんと、社会的養護、ヤングケアラー、障害児支援、医療的ケア児支援、一人親家庭の自立支援についても明記してあって、インクルージョンを推進するということになっているわけですね。ということは、これにも絡んでくるので、優先度というのはやはりあるのかなと思っているんですけれども、その辺、もし何か決まっていることがあるのであれば、お聞かせいただけますか。答弁できますか。

○黒瀬政府参考人　今おっしゃったことにつきましては、まさに議論の中でも、障害児の扱いをどうするのかといったことも検討会の中でも議論として出てきているところでございますが、その場合の扱いについてはまさにこれから検討ということで、今の時点で決まっているものはございません。ただ、非常に重要な視点であるというふうに考えております。

○浦野委員　ありがとうございます。

いろいろなニーズに応えていくというのは、今、保育園、認定こども園、幼稚園、そういった子育て政策に関わっているところは、しんどいですけれども、大変ですけれども、それはやっていかなあかんというふうに思っています。けれども、やはりなるべく早く、そういったしっかりした形、どういうふうに実施していくのか、どういうことをやらないといけないのかというのは運営側にまずちゃんと説明をしてもらわないと、見切り発車ではなかなか、やはり子供の安全、命を預かるわけですから、そこはしっかりと検討して、決められたことをしっかりと伝えていただけたらなと思っています。

最後に、保育士の人材確保なんですけれども、これもいろいろな人材確保の取組をしてきました。私は、潜在保育士の掘り起こしというのも結構、かなりやり尽くしてきたんじゃないかなというふうに、これは大分長いことやっていますから思っているんですけれども。保育士確保は今現在どういう状況なのか、御答弁をお願いします。

○黒瀬政府参考人　お答え申し上げます。

まず、潜在保育士の掘り起こしという状況として申し上げさせていただきますと、潜在保育士を含めた保育人材の確保ということで、御承知のとおり、保育士・保育所支援センター等におきまして、潜在保育士の掘り起こしを行って事業者とのマッチング支援を行うですとか、また、潜在保育士が再就職する場合の就職準備金の貸付け等々の取組を通じて、保育現場で再び活躍をしていただけるような支援を行っているところでございます。

これらによる潜在保育士を取り出しての就職に至った件数等についてはちょっと把握はできておりませんけれども、そうした方も含めて、保育所など社会福祉施設等に従事している保育士の数は、令和元年度に約六十二・六万人、令和二年度で六十四・五万人、令和三年度で六十五・九万人というふうに徐々に増加傾向にあるところでございまして、引き続き、こうした保育人材の確保策に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○浦野委員　ありがとうございます。給与の改善とかも効果は一定あるんだろうなとは思っています。

ただ、ここで一つ気になっているのは養成学校の生徒の数ですね。この推移もお聞かせいただけますか。

○髙橋政府参考人　お答え申し上げます。

指定保育士養成施設の入学者数、これは私ども毎年度把握をするということにしてございますけれども、直近五年間の推移を見ますと、平成二十九年度は四万六千四百十三人でございました。最新のデータでございます令和三年度、こちらは四万一千八十二人というふうになっておりまして、減少傾向にあるという状況でございます。

○浦野委員　養成学校の入学者、保育士資格取得者の推移は、トレンドとしては減少傾向だということなんですね。これは、もちろん少子化も恐らく影響はしていると思いますけれども、保育士を目指す方の数が減っている、その中で、いろいろな取組で保育士の人材確保をしていっている。

養成学校に入る方々への支援というのも一定ありますよね、それを答弁いただけますか。

○髙橋政府参考人　お答え申し上げます。

こども家庭庁といたしましては、多くの方に指定保育士養成施設に入学していただけますよう、幾つかの支援策を行ってございまして、まずは、施設に通う学生に対する修学資金の貸付け、それから、高校生でありますとか中学生に対しまして、保育所等における職場体験やセミナーの実施などの、保育士という職業あるいは保育の現場の魅力発信、こうしたことを行う自治体に対して支援を行っているという状況でございます。

○浦野委員　対策は行っているけれども減少傾向にあるということですので、私はやはり、直接的に、保育士を目指す方々への支援策、いろいろなことをもう少し考えた方がいいんじゃないか、政策としてやっていくべきじゃないかということを、もう時間がないので細かい議論はまたこれからという形でさせていただきますけれども、提案をしておきたいと思います。

最後に、出生率、つい最近発表されました。その数字をお答えいただけますか。

○青山政府参考人　お答え申し上げます。

合計特殊出生率につきましては、令和四年で一・二六となっております。ちなみに、出生数につきましては、令和四年で七十七万七百五十九人ということで、一八九九年の統計開始以降過去最少、七年連続の減少となっているところでございます。

○浦野委員　答弁で言ってくれるかなと思ったら言わなかったのであれですけれども、半年間の数字が今出ていますね。この数字の推移を見ると、やはり去年よりも、この半年間だけで比べても減っている。ということは、今年もやはり、その七十七万人以上、減るんだろうということが恐らく想像されるわけです。

少子化に歯止めがかかっていない中で、保育の重要性は増して、しかし、保育士を目指す人の数が減っている。これはゆゆしき問題だと思いますので、これからも議論をしていきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○星野委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。本日もよろしくお願いいたします。

今日は、お忙しい中、高市大臣にお越しいただきました。ありがとうございます。

今日取り上げたいテーマは、科学技術・イノベーション推進施策ということで伺っていきたいと思います。

まず、質問に入る前に、現状認識から少しお話をさせていただきますと、最近、生成ＡＩなどが出てきまして、非常に世界的に活発に研究開発投資が進んでおります。日本においても、生産年齢人口が減少することが確実な中で、ＡＩというのは、ホワイトカラーを中心に、業務の最大四分の一を自動化する可能性を秘めた技術ということで、今、継続的な賃上げということも言われておりますが、生産性向上のためのキーテクノロジーとして政府も認識していると聞いております。

ＡＩの世界市場は、二〇三〇年に向けて常に前年比五〇％超の成長率で伸びて、二〇三〇年度には三十六兆円市場に成長することを見込んでいるということだそうです。

ただ、やはり日本と海外の研究開発に対する姿勢を比べたときに、例えば、日本の場合、現在概算要求がされている令和六年度の予算に関して言えば、ＡＩ関連予算というのは千六百四十億円と今年度比で一・五倍にはなっているものの、世界は更に大規模な投資をやっている現状があります。

例えば、ドイツでは二〇二五年までに四千億円、台湾も二〇三三年までの十年間で一・四兆円

のＡＩ投資を決めました。アメリカに関しては、ＡＩを国家安全保障や民主主義保全など社会の根本機能維持の必須技術と位置づけて、米国の国家安全保障委員会が取りまとめた提言では、二〇二六年までにＡＩ関連予算を現在の倍に当たる年間三百二十億ドル、日本円にして四・八兆円まで増額すべきとしている。非常に、全くスケールの違う金額で驚いていますけれども、こんな状況になっているそうでございます。

ＡＩのみならず、量子コンピューティングなどについても同様なことが言えると思っておりまして、日本も決して少なくない予算をこれまで割り当ててはいるものの、世界もそれに同等かそれ以上のスケールで研究開発を進める中、こうした分野で日本のイニシアチブを確保するためにどのような戦略を持っているのか、まず伺いたいと思います。

○高市国務大臣　特に、今例示していただいたＡＩ、量子分野を始めとする科学技術・イノベーションにおける国家間の競争というのは非常に激化しております。先端科学技術の研究開発を戦略的に推進するということは一層重要になっていると考えております。

ＡＩについてなんですが、今年五月にＡＩ戦略会議で、まだ暫定的な論点整理なんですが、これが取りまとめられまして、関係省庁が連携して、まずＡＩリスクへの対応も行いながら、しっかり利用促進、開発力の強化に向けて取り組んでいこうという方向になりました。やはり、これから競争力強化ということを考えますと、ＡＩの開発力の強化が重要だと思っております。計算資源の確保、データの整備、基盤モデルの研究開発力の強化に、産学官連携の上、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

量子技術につきましては、もう委員御承知のとおり、令和二年一月に量子技術イノベーション戦略、令和四年四月に、これは二〇三〇年の目標ですが、量子未来社会ビジョン、ようやく今年四月には、実用化、産業化を目指す量子未来産業創出戦略を策定いたしました。これらに基づいて、量子技術のイノベーション拠点を整備して、関係府省庁の施策によって実用化を推進しております。

いい例としては、今年の三月、理化学研究所が国産量子コンピューターの初号機を開発しまして、我が国のプレゼンスを示しました。また、産業技術総合研究所も、今年の七月、量子・ＡＩ融合技術ビジネス開発グローバル研究センターを立ち上げまして、サプライチェーンも含めて、量子技術の産業化における国際連携を推進しているところでございます。

しっかりと御指摘の点について取り組んでまいりたいと思っております。

○浅野哲委員　ありがとうございました。

極めて重要な分野ですので、今大臣の答弁にもあったような様々な主体で研究活動を進めていくことはもちろんなんですけれども、やはり、国がしっかりとリーダーシップを発揮をして、先行的な研究開発をしっかり国が支えるという姿勢を示す上でも、この後ちょっと触れたいと思うんですが、現在、内閣府が科学技術・イノベーション推進施策として実施している複数のプログラムがあると思うんですけれども、ここをきちんと機能させていくべきだというふうに思います。

この内閣府が行っている施策なんですが、現在動いている施策としては、ムーンショット型研究開発制度、研究開発とソサエティー五・〇の橋渡しプログラム、ＢＲＩＤＧＥ、戦略的イノベーション創造プログラム、ＳＩＰ、さらに、最近では、経済安全保障重要技術育成プログラム、Ｋプログラムという名称だそうですが、こうした複数の事業が行われているというふうに認識をしております。

私が認識している範囲であれば、今申し上げたプログラム以外に、過去には、革新的研究開発推進プログラム、ＩｍＰＡＣＴ、あるいは官民研究開発投資拡大プログラム、ＰＲＩＳＭなどのプログラムもあったと認識しているんですが、このＩｍＰＡＣＴとかＰＲＩＳＭといったもの、現状のプログラムとの関連性についてまずは整理したいと思いますので、教えていただけますでしょうか。

○渡邊政府参考人　お答え申し上げます。

まず、ＩｍＰＡＣＴにつきましては、ハイリスクでハイインパクトな、挑戦的な研究開発を推進する、我が国としては初めての試みということで実施したものでございます。令和元年度に終了しております。

その後継事業としましては、ムーンショット型研究開発制度というのが平成三十年度に創設をされまして、令和二年度から研究開発を開始しております。

ムーンショット型研究開発制度では、ＩｍＰＡＣＴと同様に、困難ですけれども実現すれば大きなインパクトが期待されるという社会課題を対象にしておりますけれども、それらについて、さらに野心的な目標を国が策定をする、そして、プログラムディレクターの下で複数のプロジェクトマネジャーがポートフォリオを構築しながら進めていく、さらに最大十年間という長期にわたって支援をしていくということ、さらにはスピンアウトも推奨するというプログラムになっております。

また、ＰＲＩＳＭの方につきましては、これは民間の研究開発投資の誘発あるいは財政支出の効率化に資するような各省庁の研究開発を支援する事業でございまして、令和四年度に終了をしております。

令和五年度から、この後継事業としましては、ＢＲＩＤＧＥという事業が立ち上がっております。これは、その名前のとおり、研究開発とソサエティー五・〇の間を橋渡しするということで、より社会実装に重きを置いたプログラムとなっております。

○浅野哲委員　ありがとうございました。

それぞれ、ＩｍＰＡＣＴの後継がムーンショット、ＰＲＩＳＭの後継がＢＲＩＤＧＥということで御説明いただきましたけれども、今日私が大臣に是非検討いただきたいと思っているのは、過去のプログラム、例えば、過去にＩｍＰＡＣＴのプログラムの中で採択された研究テーマの中には、いまだに実用化には至っていないんですけれども、それが実用化すれば非常に社会にとって大きなインパクトを与えるテーマというのがまだ多くあります。

例えば、使用済核燃料に含まれる放射性物質を核種変換して有害度の低い物質に変換する技術などが挙げられるんですけれども、ＩｍＰＡＣＴというプログラムの中で五年間かけて取り組んだ成果としては、当時はまだ実験室レベルで、機能確認を行ったというようなレベルなんですね。ただ、まだまだ実用化にはほど遠い段階で終わってしまいました。

この後継として、例えば今、ムーンショット型研究プログラムがある、しかも取組期間は十年ということなので、私としては、やはり過去に採択されたプログラムを発展させる形で、今のムーンショットでも是非取り組むべきじゃないかなと思うんですが、過去に支援を受けたプログラムを再支援するということは可能なのか。是非そういうことも考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○高市国務大臣　委員がおっしゃったＩｍＰＡＣＴの成功例の中に入ると思います、いわゆる藤田プロジェクト、これは高レベル放射性パラジウムの無害化に世界で初めて成功したということで、その成果は高く評価されています。内閣府の支援終了後は、文部科学省で支援が継続されているということは承知しております。この藤田プロジェクトに参加された研究者の一部の方が科研費で研究を継続しておられるということでございます。

それからまた、ＩｍＰＡＣＴ自体の追跡調査は、事業終了後五年目ですから、令和六年度に実施をする予定でございます。残念ながら、藤田プロジェクトそのものは、現在やっておりますムーンショット型の研究開発制度で関連する目標からちょっと外れているので当たってはいないんですけれども、今後、将来的にまたムーンショット型

の研究開発制度のテーマの中に入ってくる可能性もございますし、文部科学省で今その成果を科研費で応援しておられるということですので、そこはしっかりとやっていただきたいなと希望いたします。

○浅野委員　ありがとうございます。

当時、たしかＩｍＰＡＣＴのプログラムのときは三十六億くらいの予算がかかっていたというふうに思いますが、現状、文科省の毎年度の関連テーマに対する予算はたしか一億円弱ぐらいだったというふうに記憶しております。

継続的な支援をしているのは私も評価をしているんですが、やはり重要技術分野なだけに、もう少し力を入れていただきたいというところもありますので、是非、将来的な、ムーンショットでの対象範囲に含める含めないの議論ですとか、あるいは現状の文科省の事業に対して科学技術担当大臣としてしかるべき助言、指導を行っていただきたいというふうに思います。

それでは、ちょっと時間の関係で高市大臣はここまでとさせていただきますので、どうもありがとうございました。御退席いただいても結構でございます。

では、続いて、障害者就労について伺いたいと思います。

現在、特に重度身体障害をお持ちの方々というのが、一部就労している方もいらっしゃるんですが、まだまだその割合というのが低い現状がありまして、これをロボットを介在させることで、例えば接客業に従事をしたりとか、そういった事例が出てきております。

障害者の安定した就労機会の創出や所得向上への期待が寄せられている中で、今日はロボットを介した障害者の就労について伺っていきたいと思うんですが、まず、重度身体障害者の就労実態について、その就労者数あるいは平均所得について現状を教えていただけますでしょうか。

○田中(佐)政府参考人　お答えをいたします。

まず、重度身体障害者の就労者数でございますが、令和四年の障害者雇用状況の集計結果によりますと、重度身体障害者の数の全体数は十一万六千七百三十一人、その内訳として、週の所定労働時間で見ますと、三十時間以上の方が十万三千三百六十二人、二十時間以上三十時間未満の方が一万三千三百六十九人となってございます。

続きまして、平均賃金でございますが、平成三十年度の障害者雇用実態調査結果報告書によりますと、身体障害者の一か月の平均賃金、二十一万五千円となってございます。週の所定労働時間別で見ますと、三十時間以上の方の場合二十四万八千円、二十時間以上三十時間未満の方の場合八万六千円、二十時間未満の方の場合六万七千円、こういう実態となってございます。

○浅野委員　ちょっと時間が来てしまいましたので、最後の質問は要望にとどめたいと思いますが、現状、やはり重度障害者の就労数、特に寝たきりの方々の就労時間、それによって得る所得、大変低くなっております。政府は重度障害就労支援を令和二年から行っているんですけれども、これはなかなかまだ成果が上がっていないと聞いております。百二十名程度というふうに聞いておりますので、もっと周知を進めていただいて、制度の運用改善に努めていただくことを最後にお願いして、終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○星野委員長　次に、緒方林太郎君。

○緒方委員　よろしくお願いいたします。十八分かな。

まず、ちょっと質問の順番を変えまして、特に他意はないんですけれども、高市大臣への質問からスタートさせていただきたいと思います。

重要土地への取引規制ということについて、大臣は思いが深いと思いますし、いろいろこれまでも策を練ってこられたと思うんですが、大臣もこれは言われるんですけれども、ＷＴＯサービス貿易協定にひっかかるところがあるので取引規制が難しいということをよく言われます。私は、外務省時代、ＷＴＯとかガットとか専門でしたので、そこはよく分かります。約束表で留保していないということなんですが、ただ、そこで思考停止しちゃいけないと思うんですね。

ＷＴＯサービス貿易協定、ＧＡＴＳの十四条に例外規定がございます。自由貿易の例外として、恣意的な措置でなく、そして、公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置ということについては自由貿易の例外が適用可能であるというのがＧＡＴＳ第十四条にございます。

大臣にお伺いしたいと思います。この一般的例外の規定を活用しながら、重要土地への取引規制を検討することはできないでしょうか。大臣。

○高市国務大臣　どちらかといえば外務省に聞いていただいた方がいいのかもしれませんが、重要土地等調査法は、法案作成時に有識者会議を開いたことは御承知だと思います。ダミーとして日本企業が使われることもあるという御意見もあり、結局、土地の所有者の国籍のみをもって差別的な取扱いをすることは適切でないということになりました。

そのＧＡＴＳの規定なんですが、十四条で一般的例外を定めています。こうした例外規定に基づき一定の措置を取ることは妨げられない、ただ、いかなる措置がこれらに該当し得るかは、当該措置の具体的内容、必要性等を踏まえ、個別の規定に照らして検討し、ケース・バイ・ケースで判断する必要があるとなっておりますので、ちょっと、私自身が国を代表してこれを判断することが難しいことを御承知おきください。

○緒方委員　今日、外務省からも来ていただいております。先ほど恣意的になっちゃいけないということがございました。そのとおりです。ＧＡＴＳ第十四条の柱書きのところにそうなっているんですね。

つまり、内国民待遇を確保した上で内外無差別の状態でこの措置を打つことについて、外務省、いかがお考えでしょうか。

○竹谷政府参考人　お答え申し上げます。

まず、先ほど大臣から御答弁あったとおり、御指摘いただきましたＧＡＴＳ第十四条というのは、ＧＡＴＳの適用対象の一般的例外を定めておりますので、こうした例外規定に基づきまして一定の措置を取ることは妨げられないということでございます。それも大臣から御答弁申し上げましたけれども、ただし、いかなる措置がこれらの例外に該当し得るかについては、当該措置の具体的内容や必要性などを踏まえまして、個別の規定に照らして検討いたしまして、ケース・バイ・ケースで判断していく必要があるということでございます。

いずれにいたしましても、外国人又は外国企業によるサービス貿易に関連する土地取得に対する規制措置でありましても、内外無差別的な形で導入、運用される場合には、ＧＡＴＳとの関係で基本的には問題が生じるものではないというふうに考えてございます。

○緒方委員　私の言ったことをそのまま繰り返しただけなんですけれども。

これは是非、与党の方に、国益意識の高い方に検討していただきたいと思うんですよね。例外規定で、内外無差別でこういう措置を取るということが可能である、そして、今、具体的な措置に照らして判断される必要があるということであります。実際、これまでこの一般的例外を使いながら取った自由貿易の例外の措置が、ＷＴＯの紛争処理で認められることというのは確かに少なかったです。しかし、これは主権に関する行為ですから、ある程度積極的に検討することがあってもいいのではないかなというふうに私は思っております。

続きまして、大臣に、経済安全保障におきまして設置された基金についてお伺いをしたいと思います。

重要技術について基金が設置されたんですが、基金の執行が、令和四年度には管理費のみで五億程度、今年度は見込みで五百億円程度ということになっています。

しかし、元々造成された基金というのは、経産

2023年11月24日
文部科学委員会
（質疑要旨）

宇宙政策における日本の勝ち筋について

2023.11.24（Fri）文部科学委員会（JAXA法改正案に対する質疑）

現状・課題意識

●本改正により、民間企業や大学による宇宙分野の技術開発などを支援する「宇宙戦略基金」が宇宙航空研究開発機構（JAXA）に設置される。

●基金の活用対象となる研究開発の具体的なテーマは、「宇宙技術戦略」を踏まえて今後決定される。

●欧州は、地域・国全体で一貫した産業基盤支援を実施するためESAを中心に技術ロードマップを策定し、米国は、宇宙軍による技術ロードマップを策定している。

浅野の発言要約

「宇宙分野の技術開発については世界で競争が激しくなる中、政府は日本の強み・勝ち筋をどのように考えているのか。」

政府の答弁要約

渡邉政府参考人

「日本の強みは、例えば、はやぶさ2におけるサンプルリターン技術や基幹ロケットの打上げ、衛星コンステレーション、月面輸送、小型ロケット、デブリ除去などであり、これらをベースに専門家のヒアリングも踏まえて、技術戦略の策定を進めていきたい。」

宇宙関連技術の市場予測では、打上げ技術は1割程度。今後成長が期待される分野は、衛星通信を用いたコンシューマサービスや宇宙空間での活動を支える設備、デブリ回収技術等で日本がプラットフォームをとれるような分野の議論が必要だと考えます。

JAXAの助成業務に係る体制の整備・強化について

2023.11.24（Fri）文部科学委員会（JAXA法改正案に対する質疑）

現状・課題意識

●政府は補正予算で3,000億円を「宇宙戦略基金」に拠出し、JAXAが10年間で最大1兆円規模の資金を民間企業や大学などに供給する。

●現在のJAXAの人員構成は、7割が技術者で占める。

●今後大きく市場が伸びることが予測されている分野は、コンシューマサービスや地上設備であり、支援対象には宇宙分野以外の知見も必要になる。

浅野の発言要約

「基金による助成業務については現在のJAXAの業務範囲を超える分野での目利き力も必要になるが、どのように体制を強化していくのか。」

政府の答弁要約

盛山国務大臣

「JAXAの有する知見を活用しつつ、必要な知見を持つ外部人材の登用を進め、人的資源の拡充を含め、関係府省と連携しながら、しっかりと対応していく。」

宇宙フロンティアの開拓には、技術力だけでなく、プロジェクトマネジメント力やビジネスの予見性を見極める力が必要になります。幅広い有識者の意見がしっかりと反映される議論が行われるかどうか確認していきます。

第二百十二回国会　衆議院　文部科学委員会議録　第七号

令和五年十一月二十四日（金曜日）

午後零時五十分開議

出席委員

委員長　田野瀬太道君

理事　池田　佳隆君　理事　尾身　朝子君

理事　永岡　桂子君　理事　山田　賢司君

理事　森山　浩行君　理事　柚木　道義君

理事　金村　龍那君　理事　浮島　智子君

井出　庸生君　泉田　裕彦君

上杉謙太郎君　勝目　康君

木村　次郎君　岸　信千世君

小島　敏文君　小寺　裕雄君

小林　茂樹君　柴山　昌彦君

杉田　水脈君　鈴木　貴子君

中曽根康隆君　中村　裕之君

古川　直季君　三谷　英弘君

宮内　秀樹君　柳本　顕君

山口　晋君　山本　左近君

吉田　真次君　義家　弘介君

荒井　優君　梅谷　守君

菊田真紀子君　白石　洋一君

牧　義夫君　吉川　元君

髙橋　英明君　早坂　敦君

藤巻　健太君　山崎　正恭君

鰐淵　洋子君　浅野　哲君

長友　慎治君　宮本　岳志君

文部科学大臣　盛山　正仁君

政府参考人（内閣官房内閣審議官）　須藤　明夫君

政府参考人（内閣官房行政改革推進本部事務局次長）　柴田　智樹君

政府参考人（内閣府宇宙開発戦略推進事務局審議官）　渡邉　淳君

政府参考人（文部科学省高等教育局長）　池田　貴城君

政府参考人（文部科学省研究開発局長）　千原　由幸君

政府参考人（スポーツ庁次長）　茂里　毅君

文部科学委員会専門員　中村　清君

委員の異動

十一月二十四日

辞任

上杉謙太郎君　柴山　昌彦君

鈴木　貴子君　根本　幸典君

船田　元君　堀場　幸子君

三谷　英弘君　平林　晃君

西岡　秀子君

同日

辞任

泉田　裕彦君　木村　次郎君

小島　敏文君　杉田　水脈君

柳本　顕君　髙橋　英明君

山崎　正恭君　浅野　哲君

同日

辞任

吉田　真次君　長友　慎治君

補欠選任

杉田　水脈君　木村　次郎君

小島　敏文君　柳本　顕君

泉田　裕彦君　山崎　正恭君

浅野　哲君

同日

補欠選任

船田　元君　柴山　昌彦君

木村　次郎君　鈴木　貴子君

小島　敏文君　上杉謙太郎君

杉田　水脈君　吉田　真次君

柳本　顕君　堀場　幸子君

髙橋　英明君　平林　晃君

山崎　正恭君　長友　慎治君

浅野　哲君

同日

補欠選任

根本　幸典君

長友　慎治君

西岡　秀子君

十一月二十二日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第一二号）は本委員会に付託された。

十一月二十日

学校給食の無償化制度の構築を求める意見書（栃木県議会）（第二六五一二号）

学校給食の無償化に必要な法改正及び財政措置を求める意見書（東京都新宿区議会）（第二六五三号）

学校給食費の無償化を求める意見書（三重県議会）（第二六五四号）

学校給食費の無償化を求める意見書（島根県益田市議会）（第二六五五号）

学校給食費無償化の早期実現を求める意見書（那覇市議会）（第二六五六号）

学校施設への空調（冷房）設備の設置促進を求める意見書（札幌市議会）（第二六五七号）

学校施設における体育館を含めた空調設備の整備についての財政支援を求める意見書（京都市議会）（第二六五八号）

学校における防災対策の充実を求める意見書（三重県議会）（第二六五九号）

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書（三重県議会）（第二六六〇号）

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書（三重県松阪市議会）（第二六六一号）

教育のＩＣＴ化に向けた環境整備に係る地方財政措置に対する意見書（静岡県浜松市議会）（第二六六二号）

教育予算の拡充を求める意見書（福岡市議会）（第二六六三号）

教育予算の拡充等を求める意見書（福岡県春日市議会）（第二六六四号）

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（岩手県二戸市議会）（第二六六五号）

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（茨城県牛久市議会）（第二六六六号）

教職員の欠員等を速やかに解消する施策の実行並びに教職員定数改善計画の策定及び実施並びに教育予算の拡充を求める意見書（三重県議会）（第二六六七号）

教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行及び教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書（三重県松阪市議会）（第二六六八号）

公私格差のない高校等無償化制度の実現を求める意見書（大阪府議会）（第二六六九号）

公立学校教員の処遇改善に向けた給特法の抜本的改正を求める意見書（京都市議会）（第二六七〇号）

公立学校教員の処遇改善や教職員定数の改善など、学校運営体制の整備の充実に向けた諸制度の改革を求める意見書（京都市議会）（第二六七一号）

公立学校教員の処遇改善に向けた、給特法の抜本的改正を求める意見書（大阪府議会）（第二六七二号）

子どもたちの「豊かな学び」の保障を求める意見書（三重県伊勢市議会）（第二六七三号）

子どもの貧困対策等を踏まえた就学及び修学支援に関する制度の拡充を求める意見書（三重県議会）（第二六七四号）

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（三重県松阪市議会）（第二六七五号）

私学助成の充実強化に関する意見書（新潟県議会）（第二六七六号）

私学助成の充実に関する意見書（大阪府議会）

待が高まっていると理解しております。そして、宇宙もその分野の一つでございます。

現在、ＪＡＸＡでは、新規職員の採用において、高い技術力を持つ高専卒業生を、毎年、数名程度でございますが、採用しております。また、超小型衛星等の打ち上げと実証機会の提供を行う革新的衛星技術実証プログラムにおいて、高専生が開発した衛星の打ち上げを支援するなどの取組も実施しているところです。

引き続き、当省としては、ＪＡＸＡと高専の連携を促進してまいります。

○金村委員　やはり今、日本は人手不足、そして技術者不足の中で、自らが中学三年生に一回戻ってみたときに、高専を選択する、これは決意が要ると思うんですよね。その決断をまさに社会での活躍に変えていく、それはやはり大人の役割だと思いますので、是非、高専イコール宇宙と言えるぐらい連携を深めていただきたいなと思います。

その上で、続きまして、今回の宇宙戦略基金が創設されて宇宙開発、技術開発が促進される中で、これから全体の絵をどれだけ世界や世の中に、そして国民に発信していくのか、そのためには俯瞰図や可視化が必要だと考えています。つまり、日本あるいは民間企業が宇宙をどうやって利用していくのか、どういった技術が必要なのか、そして、個別のものであればどういう技術を成長させていかなければいけないのか。ＪＡＸＡがやるのか、民間企業がやるのか、それとも、一部、実証実験なんかは国がしっかりと支援をしていく、こういったものを分かりやすくしていくことが、このいい戦略が練り上がったからこそ、分かりやすい、可視化していくことが必要だと思いますが、どのような見解でしょうか。

○盛山国務大臣　先ほどの高専でございますけれども、経済界からも大変高く期待されているところでございますので、我々、支援をしっかりしてまいります。

今のお尋ねでございますけれども、ＪＡＸＡや民間企業等を含め、我が国全体として、推進すべき技術及びその方向性を示す宇宙技術戦略を踏まえつつ、実施をしていきたいと考えております。

具体的には、宇宙技術戦略で位置づけられた技術の中から、ＪＡＸＡ以外の民間企業、大学等が主体となり本事業によって推進を図ることが適当と考えられるテーマを決定し、公募を行うこととしております。これらの取組を通じて、ＪＡＸＡと民間企業等との役割分担が可視化できるようになるのではないかと考えております。

当省としては、本事業により、非宇宙分野を含む多様な民間企業等の宇宙分野への参画を促進するとともに、その取組をしっかりと発信していきたいと考えております。

○金村委員　高専の応援については大臣と非常に仲よくやっていけそうですので、これからも質問してまいりたいと思います。

本来、商業化支援まで質問をしたかったんですが、少し時間が来てしまいました。しっかり、本当に土台はできつつある中で、あとは予算の在り方、そして、そのつなぐ役割でいるＪＡＸＡをどれだけ強化していけるかというのが今後の課題だと思いますので、是非一丸となって頑張っていただきたいと思います。

私の質問を終わります。ありがとうございました。

○田野瀬委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

今日は、ＪＡＸＡ法改正案ということで、これから、限られた時間ではありますが、よろしくお願いいたします。

るるこれまでも質疑されてきまして、大分論点、多様な論点が出てまいりました。私からも、冒頭まず、今回の法改正によって、非常に、宇宙戦略に関する基金が創設されるという中で、それをどのように使っていくのか、そしてその先にどのような勝ち筋が我々には見えていくのかというところ、しっかりと、政府でこれまで検討してきた中身についてまずは確認していきたいと思っております。

具体的な研究開発、基金を使って支援する対象、テーマというのは、これから策定される宇宙技術戦略というものを踏まえて決めていくということなんですけれども、この宇宙技術戦略というもの、海外でもやはりそうした戦略は、既に策定をしている国が幾つかございます。

政府の資料にも載っていますが、例えばヨーロッパ、ＥＳＡでは、このＥＳＡという組織を中心に欧州三十か国の国、機関による調整プロセスを通じて、産学官の関係者で情報共有、議論をしながら、四十七の宇宙技術ロードマップを策定しているということ。そして、このＥＳＡというのが、内部専門家がいるらしく、調整チームが中立的な立場でプロセス全体を調整をするような仕組みまでつくられているそうでございます。

また、アメリカについても、アメリカ宇宙軍による技術ロードマップが既に策定されておりまして、かなり具体的な議論が進められているということであります。

翻って、我が国のこの宇宙技術戦略も、諸外国のそれに相当するような明確なビジョン、そして緻密な戦略というものが盛り込まれることを期待したいんですけれども、今、現時点での方針を伺っていきますと、この宇宙技術戦略というのは基本政策部会で議論がされる予定だということなんですが、この基本政策部会の構成員の方々の顔ぶれを見ますと、まあ本当に、大学教授あるいは防衛省のＯＢの方、あるいは、一部、産業界のコンサルティング会社といったものが見えているんですけれども、あとは宇宙飛行士の方などですね。

ただ、かなり学識経験者の顔ぶれが多数を占めている状況の中で、先ほど金村委員も最後にちょっと触れられておりましたけれども、最後は研究開発だけじゃなくてビジネス化、事業化していかなきゃいけない、ここまで見据えたときに、戦略策定段階で産業界、経済界のメンバーがちょっと少ないんじゃないかというふうに感じるところがあります。

ですので、この検討メンバーについて現状で十分だと言えるのかどうか、政府に説明を求めたいと思います。

○渡邉政府参考人　お答えいたします。

宇宙技術戦略の策定に当たりましては、安全保障、民生分野において横断的に、技術、産業、人材基盤に係る課題について検討しながら、我が国の勝ち筋を見据えて、我が国が開発を進めるべき技術を見極めていくということが重要だと認識をしております。

現在、委員御指摘のとおり、基本政策部会、そのほか、当然ながら、その上位組織であります宇宙政策委員会、また、その下にございます衛星開発・実証、宇宙輸送、宇宙科学・探査というような各分野の小委員会におきましても、宇宙技術戦略で扱う技術的な技術、その方向性について議論を進めているところでございます。

当該委員会では、産業界、アカデミアなどの様々な有識者で一応構成されておりまして、それぞれの分野の特性を踏まえた審議ができると考えているところでございます。もしも、不足な点もあるという御指摘もございましたけれども、委員会での議論に加えまして、業界団体でございますとか学術界などのヒアリングも実施しております。このように、多様な御意見を伺いながら、策定に向けた作業を進めているところでございます。

今後の技術開発の進め方、優先順位をしっかりと検討いたしまして、年度内に宇宙技術戦略を策定してまいりたいというふうに考えてございます。

○浅野委員　ヒアリング、参考人で呼んで話を聞き取ったりはしているということなんですけれども、やはり、問題は、決定権を持っていないんですね、その方たちは。参考、聞かれたことに答えるということで、自ら考えることを主張したりだとか、意思決定に関与するという立場がないところが問題だと思っていて、そこについては今後の、これは年内には基本的考え方を整理して、年

度内には戦略を策定するということですから、相当急ピッチで今議論が進められていると思いますけれども、なので、この段階でメンバー構成を入れ替えるというのが余り現実的ではないことも承知をしているんですが、是非、運用の中で、こうした経済界、産業界の、あるいはしっかりと現場の技術を熟知している人物の主張を聞き取って、それを意思決定に反映させるようなプロセスというものをしっかり基本政策部会の中で取り入れていただきたいと思うんですけれども、それをしっかりこの場でちょっと確認したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○渡邉政府参考人　お答えいたします。

今、産業界、あと学術界などからヒアリングを行っているところでございますけれども、その内容につきましては、ちゃんとその部会や小委員会などの、宇宙政策委員会での議論に十分に伝えた上で今後の検討を進めてまいりたい、十分に反映させていきたいというふうに考えております。

○浅野委員　最後の方、ちょっと声がちっちゃくてよく聞き取れなかったんですけれども、とにかく、ちゃんと聞いていきますということですね。うなずいていただきましたので、次の質問に行きたいと思いますが。

先ほど、答弁の中でも、ちゃんと勝ち筋を見通して戦略を作っていくということなんですが、今、政府ではどんな勝ち筋を思い描いているのか。現状の日本の得意とする分野、まだまだ他国にリードされている分野、あろうかと思いますけれども、どのような勝ち筋が今政府の皆様には見えているのか、その現状認識について伺いたいと思います。

○渡邉政府参考人　お答えいたします。

勝ち筋という御質問でございましたけれども、世界においては、安全保障、気象予報、情報通信、防災、減災などにおける宇宙利用の拡大、また、アルテミス計画の進展、小型衛星コンステレーションの構築など、官民による宇宙開発が加速しております。まさに宇宙活動を通じた経済、社会の大きな変革が起こっているというふうに認識をしてございます。こうした宇宙活動における熾烈な国際競争の中で我が国の勝ち筋を明確にしていくことは、委員御指摘のとおり、非常に重要でございます。

現在、内閣府を中心に関係省庁と連携いたしまして、我が国が推進すべき技術とその方向性を示す宇宙技術戦略の策定に向けた検討を進めているというところでございまして、我が国では、例えば、「はやぶさ2」におけるサンプルリターン技術、ＨⅡＡを始めとした基幹ロケットの打ち上げの実績を積み上げてきたということもありますし、そのほかにも、スタートアップを始めとした民間事業者における衛星コンステレーション、また、月面輸送、小型ロケット、デブリ除去などの新たな取組が始まってございます。

こういった日本の強みというものをベースにいたしまして、いかに勝ち筋をつくっていけるかということにつきまして、宇宙政策委員会などによる専門的な意見、また、先ほども申し上げましたけれども、業界団体、学術界などのヒアリングを踏まえまして、しっかりと見極めてまいりたい、その上で技術戦略の策定を進めてまいりたい、こう考えております。

○浅野委員　それはそうなんだろうなと思いながら聞いていたんですけれども、ちょっと私が気になったところを申し上げますと、政府の資料にも掲載されているんですが、今後の市場の予測ですね。これを見ると、今、コンステレーション衛星だとかＨ３ロケット、いわゆる打ち上げ分野、そして人工衛星の分野というところを例示されましたけれども、今後の宇宙市場全体を見たときに、予測がされているのは、人工衛星も打ち上げ技術に関しても全体の本当に一割にも満たないような市場規模しかないんですね。

これからどんな分野が成長していくかというと、まずは衛星通信機能を用いたコンシューマーサービスですとか、あるいは地上設備、宇宙のインフラを支えるための地上の設備だったり、あるいは宇宙空間での活動を支えるような設備、そしてさらに、通信技術を使った、先ほどコンシューマーサービスと申し上げましたけれども、それによって派生する様々な二次的なサービス産業、こういったところが成長分野としてもう明確に可視化されていますので、そういったところでちゃんと日本が、いいプロダクトを出してそれを売って稼ぐのもいいかもしれませんけれども、ちゃんとプラットフォームを取りに行かなきゃいけない。

事前のレクの中でも申し上げたんですが、例えば補給機ビジネスですね。宇宙空間で活動する中では必ず、燃料、食料、様々な物資の補給が必要で、単なる打ち上げだけではなくて、衛星軌道上にある様々な拠点に対して補給作業というのをどこよりも円滑にスムーズに最短でできる、安全にできる、こういったような部分で日本というのはまだまだ勝ち筋があるというふうに聞いていますし、また、デブリ対策ですね。デブリを今は大気圏に押し出して大気中で燃やすというビジネスが目指されているわけですが、例えばこれを回収して再利用できるようなところまで技術を持っていければ、これはかなり、ニッチではありますが、非常に資源の少ない時代になる中で、日本がプラットフォームを取れる可能性は十分にあるんじゃないか。

こういった観点で是非具体的な戦略を策定していただきたいと思いますので、ちょっとよろしくお願いします。

ちょっと残り時間が短くなってまいりましたので、文科大臣にこの後伺いたいと思います。

今申し上げたようなやはり具体的な戦略を立てて、その戦略に基づいてこの三千億という基金を使っていくというからには、ＪＡＸＡの運用能力が非常に問われることになりますが、今私が少し申し上げました、人工衛星とかロケットだとか宇宙探査以外の分野でも、これからの市場では巨大なフロンティアが待っているという中で、ＪＡＸＡの人たちがそういった分野まで対象に含めて助成事業を行うことは、現状、相当ハードルが高いと思うんですね。目利き力も必要だし、今のＪＡＸＡの業務範囲の外側に対しても目利き力を持っていかなきゃいけないという中で、どのように体制を強化していくのか、その考えをお伺いしたいと思います。

○盛山国務大臣　今般の基金事業の運営に当たっては、ＪＡＸＡの体制を、宇宙という特殊な領域における研究マネジメント機構と、競争的研究費制度としての公募事業を運営するための機能の双方を有する組織とする必要があります。

研究マネジメント機構については、ＪＡＸＡは、これまでの研究開発の中で専門的知見等を蓄積するとともに、共同研究や技術的援助を通じ民間企業や大学等との関係を構築してきたことから、これらのＪＡＸＡ職員の知見を活用しながら体制を構築していくことを予定しております。

公募事業を運営するための機能につきましては、ＪＡＸＡでの関連する取組の経験を活用しつつ、人員体制を整備することとなるため、他法人の事例を参考にするとともに、専門的な知見を有する外部人材の登用を含め、体制を構築することを予定しております。

文部科学省として、ＪＡＸＡの体制強化は重要であると考えており、ＪＡＸＡの有する知見を活用しつつ、必要となる知見を持つ外部人材の登用を進め、人的資源の拡充を含め、内閣府を始めとする関係府省と連携し、しっかりと対応し、効果的、効率的な運用につなげてまいる所存です。

○浅野委員　外部人材も活用しながらということですので、それは是非進めていただきたいというふうに思いますが、もう少し具体的な懸念を申し上げますと、先ほどもありましたように、ＪＡＸＡの所属している方々の属性を見ますと、七割が技術者なんですね。確かに、大学や他の研究機関との連携を日常的にしていて、幅広い技術、知識を持っているかもしれないんですが、じゃ、それが、研究開発を支援する側の目から見て、いわゆるプロジェクトマネジメントのスキルを持っているかどうかだとか、財務的な視点から実現可能性

というのを判断できるかどうかとか、まあ全て一人でやるわけではないんでしょうけれども。

仏作って魂入れずではなく、これからＪＡＸＡには是非とも日本にとって宇宙のフロンティアを更に広げるような活躍をしていただきたいと私も思うんですが、そのためにはやはり、今組織図が手元にありますけれども、この組織体制の抜本的な見直しというものも是非今後検討の範囲に含めて、とにかくこの基金を使ってどれだけ十年後までに成果を出せるかというのが非常に大事な期間になろうかと思いますので、そのくらいのつもりで、ＪＡＸＡの体質改善、組織改善を含めて大臣には検討していただきたいと思いますが、最後にそれを伺って終わりたいと思います。

○盛山国務大臣　おっしゃるとおりでございますので、浅野委員のような御懸念にならないように、しっかりと、抜本的な体制整備も含めて検討を進めてまいります。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○田野瀬委員長　次に、宮本岳志君。

○宮本（岳）委員　日本共産党の宮本岳志です。

資料一を見ていただきたい。ＪＡＸＡのウェブサイトにある、宇宙開発事業団沿革というページであります。

ＪＡＸＡは、二〇〇三年十月に、この宇宙開発事業団と宇宙科学研究所、航空宇宙技術研究所の三機関が統合して、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、ＪＡＸＡとして発足をいたしました。

ページ冒頭、下線部。「宇宙開発事業団は、宇宙開発事業団法に基づき、わが国の宇宙開発の中枢的実施機関として平和の目的に限り宇宙開発を進め、宇宙の開発および利用の促進に寄与することを目指し、一九六九年十月一日に設立されました。」とあります。宇宙開発事業団法は、一九六九年六月、第六十一回国会で可決、成立いたしました。

宇宙開発については、資料二につけてありますけれども、そもそも、一九六九年五月九日、衆議院本会議で、わが国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議が上げられております。この決議は、打ち上げロケットの開発及び利用は、平和の目的に限り、学術の進歩、国民生活の向上及び人類社会の福祉を図り、あわせて産業技術の発展に寄与するとともに、進んで国際協力に資するためにこれを行うものとするというものであります。

これはまず原点ですから、大臣、間違いないですね。

○盛山国務大臣　旧宇宙開発事業団法第一条、「宇宙開発事業団は、平和の目的に限り、」と規定されております。また、同、昭和四十四年の国会で決議された平和利用決議におきましても、そのような、平和の目的に限り行うものというふうにされているということであります。

○宮本（岳）委員　なぜこのような決議が上げられることになったのか。実は、この宇宙開発事業団法案第一条の目的規定には、当初、平和の目的に限りという文言は入っていなかったんですね。ところが、審議の過程で軍事転用への懸念と不安が出され、宇宙開発審議会答申ではその目的を平和の目的に限りと明記されていたにもかかわらず、それが入っていないではないかということで、平和の目的に限りという文言を入れた修正案が出されまして、修正可決されたという経緯がございます。

うなずいておられますけれども、大臣、間違いないですね。

○盛山国務大臣　はい、そのように承知しております。

○宮本（岳）委員　そして、この修正案の提案趣旨説明では、我が国における宇宙開発は、憲法の趣旨にのっとり、非核、非軍事を趣旨として平和の目的に限ることを明確にする必要があることから、平和の目的に限りという文言が加えられたことが述べられております。

ノーベル賞の原点である爆薬や、毒ガス、核兵器の例を引くまでもなく、科学研究は、その成果が一たび戦争に使われれば、膨大な人の命が奪われます。ましてや、侵略戦争の反省の上に立った日本国憲法を掲げる我が国であれば、当然の立場だと思います。

日本の科学者の内外に対する代表機関である日本学術会議は、科学者コミュニティーの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生ずることへの懸念があったことから、一九五〇年に、戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない旨の声明を、一九六七年には、軍事目的のための科学研究を行わない声明を出しております。

ところが、二〇〇八年、宇宙基本法というものを制定いたしました。これは第三条で、宇宙の開発利用は我が国の安全保障に資するよう行われなければならないなどと定めたわけであります。

そこで、確認しますけれども、資料三は、宇宙基本法案審議の際の衆議院内閣委員会の議事録であります。立法者は、一九六九年の我が衆議院本会議での決議について、「本法案により、平和利用決議を否定したり、これを無効にするようなものではないと考えております。」と明確に答弁しておりますけれども、政府として、今日でもこの答弁を尊重する立場に変わりはないか、大臣に御確認いただきたい。

○盛山国務大臣　二〇〇八年五月の衆議院内閣委員会における宇宙基本法案の審議において、御指摘のとおり、国会決議に関しましては、法案提出者より、「憲法の平和主義の理念にのっとりまして、専守防衛の範囲内で我が国の防衛のために宇宙開発利用を行うことは、決議の文言及びその趣旨に反するものではなく、本法案により、平和利用決議を否定したり、これを無効にするようなものではない」と答弁されたということを承知しております。

○宮本（岳）委員　これは今日でも尊重されるんですね、大臣。

○盛山国務大臣　そのように考えております。

○宮本（岳）委員　この二〇〇八年宇宙基本法の制定を受けて、二〇一二年、政府の宇宙開発戦略本部の専門委員会は、ＪＡＸＡが防衛分野の研究も手がけられるよう法改正すべきだとの提言をまとめ、二〇一二年の通常国会ではついにＪＡＸＡ法が改悪され、平和目的に限るとする規定が削除されました。

法案審議に当たった我が党の吉井英勝議員は、「ＪＡＸＡの目的規定から「平和の目的に限り、」をなくすと、結局、軍事の価値観で機密が持ち込まれ、学術研究がゆがめられてしまう」と指摘をし、徹底的に反対をいたしました。当時も政府は、そんなことはないという答弁を繰り返しましたが、あれから既に十二年が経過し、私は、吉井議員の指摘どおり、ＪＡＸＡは軍事研究に取り込まれる結果になってしまっていると思います。

国立大学法人法案の審議でも指摘しましたけれども、昨年十二月十六日に国家安全保障戦略が閣議決定され、これに基づき、二〇二三年、今年六月十三日、宇宙基本計画が策定されました。宇宙基本計画は資料四につけましたけれども、下線部、「宇宙システムのデュアルユース性を踏まえ、これらの取組を全省庁的に推進する」とし、官民による協力強化が明記されております。

これはつまり、こうした民間技術を軍事にも転用しようということではありませんか、内閣府。

○渡邉政府参考人　お答えいたします。

ロシアによるウクライナの侵略によりまして、宇宙を経由した通信また宇宙からの画像の情報というものが安全保障の確保に極めて重要であるということが改めて明らかになったというところでございます。

一方、近年、海外におきましては、民間企業による宇宙ビジネスというものが進展いたしまして、最先端のテクノロジーが官のみならず民からも創出されるようになったということでございまして、宇宙開発の構造は、官主導から官民連携へということで、構造が変わりつつあるところでございます。我が国におきましても、合成開口レーダー、スペースデブリの除去といった、世界に誇れる先端技術を持つ様々なスタートアップが育ってきているというふうに承知しております。

このような状況を踏まえつつ、宇宙技術のデュ

2023年12月6日
外務委員会
（質疑要旨）

日本における人権デューデリジェンスの取組みについて

2023.12.6（Wed）外務委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●人権DDの取組みについて、欧米では既に義務化や法制化が進んでいるが、日本ではガイドラインの作成に留まっている。

●一般に、人権をめぐる問題は主に海外で起きているという認識がまだ強く、日本におけるハラスメントや差別が人権問題であるという認識が希薄。

●人権DDの取組みは企業規模に関わらず実施することが求められるが、中小企業等においては、人的・財政的制約のため、情報収集や制度の構築に課題がある。

浅野の発言要約

「日本においても法制化に向け、ガイドラインに基づく企業の自主的な取組み状況等を通じて、その実効性を確認・評価すべきではないか。」

政府の答弁要約

「経産省としては、ガイドラインに基づく企業の人権尊重を啓発するためのセミナーや、ILOと協力しての専門人材の育成等、中小企業の取組みを後押ししていく。」

日本の人権DDの取組みは、国際社会から見られて評価されますが、セミナーの参加者が少ない、セミナーに参加する時間が取れないといった課題もあるので、政府関係者のみならずステークホルダーを巻き込んで取組みを進めるよう働きかけていきます。

日本の脱炭素技術の海外PRについて

2023.12.6（Wed）外務委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●日本では脱炭素燃料であるアンモニアや水素を活用した燃焼技術開発が進んでいる。

●日本の高効率・低排出火力発電技術は、アジア諸国をはじめ、多排出国の低炭素化に貢献できる。

●アジア圏の石炭火力発電所から排出される二酸化炭素を削減することは、世界全体の排出量削減に貢献する。

浅野の発言要約

「現在、COP28も開かれているが、外務省として高効率火力発電や原子力発電技術の海外受注獲得に向けて、積極的にPRしていただきたい。」

政府の答弁要約

「外国の政府要人との会談や在外公館を通じたプロジェクト等、あらゆる機会を捉えて、途上国の課題解決に、日本の技術力とインフラ整備の蓄積は評価されているので積極的にアピールして受注したい。」

高効率火力発電や原子力等の技術は、経産省が経済外交として取り組んでいますが、世界の多くの国で取り組まれている気候変動対策等において、外務省からも外交的にPRすることで、更なる受注獲得につながると考えます。

2023年12月6日
外務委員会
（質疑要旨）

三海域イニシアチブにおける日本の貢献について

2023.12.6（Wed）外務委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●欧州のバルト海、アドリア海、黒海に囲まれた13カ国による三海域イニシアチブは、中東欧を中心に、南北欧州をつなぐエネルギーや運輸、デジタルのインフラを整備する構想。

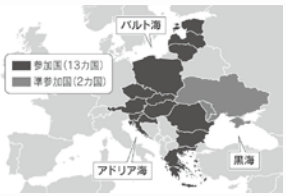

2023.10.24 日本経済新聞より

●ロシアに侵攻されたウクライナの復興事業との連携も視野に商機とみられている。

浅野の発言要約

「三海域イニシアチブについて、これまで日本政府はビデオメッセージを送付しているが、現地での参加やトップセールスに対する姿勢を強化いただきたい。」

政府の答弁要約

「日本企業が有する最先端の技術と専門性を生かして、このイニシアチブが重視する連結性の強化やインフラ整備に日本企業の一層の参画を促す等、貢献していきたい。」

三海域イニシアチブについては、今夏、内閣委員会の海外派遣でポーランドを訪問した際に説明を受けました。欧州からインド太平洋地域にわたる広域の安全保障に寄与するものとして日本政府もこの取組みを強く支持しています。

第二百十二回国会　衆議院　外務委員会議録　第四号

令和五年十二月六日（水曜日）

午後一時開議

出席委員

委員長	勝俣　孝明君		
理事	小田原　潔君	理事	城内　実君
理事	中川　郁子君	理事	藤井比早之君
理事	青山　大人君	理事	源馬謙太郎君
理事	青柳　仁士君	理事	竹内　譲君
	上杉謙太郎君		木村　次郎君
	黄川田仁志君		高村　正大君
	島尻安伊子君		鈴木　貴子君
	西田　昭二君		西銘恒三郎君
	平沢　勝栄君		深澤　陽一君
	穂坂　泰君		三ッ林裕巳君
	宮路　拓馬君		若林　健太君
	篠原　豪君		鈴木　庸介君
	松原　仁君		池畑浩太朗君
	和田有一朗君		金城　泰邦君
	浅野　哲君		毅田　恵二君
	吉良　州司君		

外務大臣	上川　陽子君
外務副大臣	堀井　巌君
防衛副大臣	宮澤　博行君
外務大臣政務官	高村　正大君
外務大臣政務官	深澤　陽一君
外務大臣政務官	穂坂　泰君
政府参考人（金融庁総合政策局審議官）	川﨑　暁君
政府参考人（外務省大臣官房審議官）	池上　正喜君
政府参考人（外務省大臣官房審議官）	北村　俊博君
政府参考人（外務省大臣官房参事官）	藤本健太郎君
政府参考人（外務省大臣官房参事官）	林　誠君
政府参考人（外務省北米局長）	有馬　裕君
政府参考人（外務省中東アフリカ局長）	長岡　寛介君
政府参考人（外務省経済局長）	片平　聡君
政府参考人（外務省領事局長）	安藤　俊英君
政府参考人（厚生労働省大臣官房審議官）	鳥井　陽一君
政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）	菊川　人吾君
政府参考人（経済産業省大臣官房審議官）	杉浦　正俊君
政府参考人（資源エネルギー庁長官房資源エネルギー政策統括調整官）	山田　仁君
政府参考人（環境省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）	神谷　洋一君
政府参考人（環境省大臣官房審議官）	前田　光哉君
政府参考人（防衛省地方協力局次長）	山野　徹君
外務委員会専門員	大野雄一郎君

委員の異動

十二月六日

辞任　補欠選任

黄川田仁志君	三ッ林裕巳君
塩谷　立君	木村　次郎君
島尻安伊子君	若林　健太君
林　芳正君	西田　昭二君
鈴木　敦君	浅野　哲君

同日

辞任　補欠選任

木村　次郎君	塩谷　立君
西田　昭二君	林　芳正君
三ッ林裕巳君	黄川田仁志君
若林　健太君	島尻安伊子君
浅野　哲君	鈴木　敦君

十二月四日

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めることに関する請願（伊藤俊輔君紹介）（第二七一号）

同（赤嶺政賢君紹介）（第三三九号）

同（笠井亮君紹介）（第三四〇号）

同（毅田恵二君紹介）（第三四一号）

同（志位和夫君紹介）（第三四二号）

同（塩川鉄也君紹介）（第三四三号）

同（田村貴昭君紹介）（第三四四号）

同（高橋千鶴子君紹介）（第三四五号）

同（宮本岳志君紹介）（第三四六号）

同（宮本徹君紹介）（第三四七号）

同（本村伸子君紹介）（第三四八号）

は本委員会に付託された。

十二月四日

島根県竹島の領土権の早期確立等に関する陳情書（鹿児島市鴨池新町一〇の一　松里保廣）（第一三八号）

十一月二十日

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書（盛岡市議会）（第二六四二号）

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書（岡山市議会）（第二六四五号）

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書（広島県安芸高田市議会）（第二六四六号）

核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書（長崎県佐々町議会）（第二六四七号）

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（京都府京田辺市議会）（第二六四八号）

台湾のＣＰＴＰＰ（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）への加入に向けた支援を求める意見書（静岡県議会）（第二六四九号）

唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界の実現に向けて一層の取組推進を求める意見書（静岡県磐田市議会）（第二六五〇号）

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

国際情勢に関する件

◇◇◇

○**勝俣委員長**　これより会議を開きます。

国際情勢に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房審議官池上正喜君、大臣官房審議官北村俊博君、大臣官房参事官藤本健太郎君、大臣官房参事官林誠君、北米局長有馬裕君、中東アフリ

して非難した上で、人質の即時解放、一般市民の安全確保、そして全ての当事者が国際法に従って行動すること、事態の早期鎮静化を図ることを求めてきてまいりました。この状況が推移をしていることでございまして、予断を許さない状況にあることは御承知のとおりでございます。

今、戦闘休止の状況を破りまして再度の戦闘状況にあることについては大変憂慮しているところでございまして、何としても、人道状況の改善と人質の即時解放に資する戦闘休止の合意への復帰、そして、事態の早期鎮静化に向けまして、外交努力を粘り強く積極的に続けていく必要があるというふうに考えております。

停戦に至るまでは、非常に複雑な背景事情もございますし、また今次の事案の経緯もございまして、それをすぐにということについてはなかなか難しい中におきまして、いろいろな知恵を出しながら、人道的休止、ヒューマニタリアンポーズという形での可能性を追求し続けてきたということでございますので、一つ一つの成果を積み上げていく努力ということについては、そして、そのための環境整備、環境確保ということについては、これからも積極的にしてまいりたいと思っております。

そして、将来的に、イスラエルと、将来独立したパレスチナ国家が平和かつ安全に共存する二国家解決を支持する、この立場は一貫しているところでございますので、この間、平和と繁栄の回廊構想など日本の独自の取組も進めてきて、この実現に向けての貢献をしてきたところでもございますので、こういった方向性に向かって、全力でこの問題につきましても向き合ってまいりたいと思っております。

○青柳(仁)委員　時間がなくなりましたので終了しますが、今日ちょっと積み残した疑問点、それから通告した質問については、また別の機会にやらせていただきたいと思います。

終わります。

○勝俣委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

外務委員会での質問は本日が初めてでございますので、作法等いろいろとまだよく分からないところもありますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、人権デューデリジェンス、そして、現在も行われているＣＯＰ28を含む今後の環境対策について、大きく二つのテーマで質疑をさせていただきたいと思うんですけれども、その前に、私も一言申し上げさせていただきたいのは、先ほど青柳委員も冒頭触れられておりましたし、源馬委員の質疑に対する政務三役の皆様の答弁内容を聞いておりまして、もう少し委員の質問に誠心誠意答える答弁の在り方はないものかなというふうに感じました。

確かに、政務のお立場でこの答弁席にお座りになられていますので、基本的には外務に関する内容に関する答弁をするのが適切というふうに私も感じるところではあるんですが、やはり、政務三役に就いている皆様自身の適格性をしっかりとこの委員会の場で説明いただくことも重要な責務かと思いますので、この委員会の中でとは申し上げませんが、この場では答弁は控えるけれども、例えば、今後、しっかり調査をしたならば、しかるべきところでその責任を果たしていくような意思はせめて示していただきたかったというふうに思いますので、今後の答弁に当たっては、お互い信頼関係を持ってやり取りができるように、是非、誠心誠意御答弁いただけることを望みたいと思います。

それでは、本題に入っていきたいと思いますが、まず、人権デューデリジェンスについて、今日は経済産業省にも来ていただいておりますので、参考人の方にも伺っていきたいと思いますが、人権デューデリジェンスというのは、そもそも、企業や組織が、自らの活動やそのサプライチェーンにおいて、人権を尊重して、人権侵害を防止するためのプロセスだということでありまして、具体的には、人権リスクの特定と評価、そのリスクへの対応、対応策の効果の追跡、そして報告などが含まれますが、国際的な規範としては、国連が定めたビジネスと人権に関する指導原則があります。

この人権デューデリジェンスの取組について、欧米では既に義務化や法制化が進みつつあるわけですけれども、我が国においてはガイドラインの作成にとどまっております。政府が作成したガイドラインは法的拘束力を有するものではありませんので、企業活動の現場等で実際の活動に落とし込むことになかなか苦慮しているという現状があります。

ドイツの法制化過程なども参考にして、まずは、年限を定めて、ガイドラインに基づく企業の自主的な取組状況等を見ながら、その実効性を確認、評価していくというプロセス、これが現実的なのかなというふうに思うんですが、これらの今後の進め方について、政府の考え方を伺いたいと思います。

○杉浦政府参考人　お答え申し上げます。

二〇二一年に外務省と経済産業省で共同で企業調査を行いました際に、人権尊重の取組が進んでいない企業の約半数からは、これは四八％でございましたけれども、具体的な取組方法が分からないという声が寄せられました。

また、同調査で、政府に対してどのような御要望があるかということをお伺いしたところ、取組の進んでおられる企業、また進んでいない企業を問わず、自主的な取組のためのガイドライン整備ということを望む声が多く寄せられました。

こうした声も踏まえまして、昨年九月に、責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン、いわゆる人権デューデリジェンスガイドラインを策定いたしました。

本ガイドラインでは、国際スタンダードに沿った形で企業による人権尊重の取組を促すということを通じまして、活用する企業の経営リスクの低減及び企業価値向上を通じて、我が国企業の国際競争力強化につながるものと考えております。

経済産業省におきましては、関係省庁とも連携しながら、企業がガイドラインにのっとり、自社のサプライチェーン上のリスクをしっかりと把握し、総点検をしてもらえるよう、引き続きガイドラインの普及を進めていく考えでございます。

その上で、今後、国際協調に関する議論など、国内外の動向を踏まえながら、関係省庁とともに更なる政策対応についても検討していきたいと考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

今の答弁を要約すると、約半数がやり方が分からないと言っているからガイドラインを作りました、これからは、このガイドラインの普及に努めると同時に、国内情勢を見ながら、海外も含めた制度の詳細を詰めていきたい、そんな答弁だったかなというふうに思うんですが、もう少し、もう一歩次の質問では踏み込ませていただいて、では、その普及のために何を今政府は考えているんですかということを質問させていただきたいと思います。

やはり大企業は、自主的にＣＳＲの取組の中でそういった人権デューデリジェンスの取組なども進めていたりしますし、何よりも、それを行うためのアセットがあります。人的アセット、経済的アセット、そして、グローバルネットワークの中でどういう取組を進めればいいかという知見も蓄えていますが、一方で、日本国内の過半数を占める中小企業においてはそういったアセットがありませんので、ガイドラインはあるけれども、人がいない、知識がない、行うための時間やお金がないといったところで、現実問題、足が止まってしまっているという現状があると認識しています。

それでもなお、普及させなければその先に進めないということも確かなので、そこに対して政府が今どんなことを考え、どんなアクションを取っているのかということについて伺いたいと思います。

○杉浦政府参考人　お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、我が国として、また政府として、国際スタンダードに沿った形で企業による人権尊重の取組を促すことで、企業の経営リスクの低減及び企業価値向上を通じて我が国企業の国際競争力強化につなげていくことが重要だと考えておりますが、人権尊重の取組を進めるに当たりまして、特に中小企業におきましては、人材や知見が不足しているといった課題が多いというふうに承知しております。

先ほど申し上げましたとおり、昨年九月に策定しました政府のガイドラインがございますが、こちらについては、国際スタンダードにのっとると同時に、中小企業等にも分かりやすいように、なるべく多くの具体例を含めたものとさせていただいております。

また、これのみではなく、本年四月には、経済産業省として、多くの中小企業を始め、これまで本格的に人権尊重の取組を行ったことのない企業がガイドラインに沿った取組を進めやすくなるように、詳細な解説や多くの事例を盛り込みました企業実務者のための参照資料というものを公表させていただきました。

また、経済産業省としまして、ガイドラインに基づく企業の人権尊重の取組の普及啓発を進める中で、特に中小企業を対象としたセミナーも開催してきております。

さらに、経済産業省では、国際労働機関、ＩＬＯへの拠出を通じて、全国社会保険労務士会連合会と協力しまして、中小企業の人権尊重の取組をサポートできる専門人材の育成を行っているところでございます。

引き続き、こうしたガイドラインをセミナー等を通じて普及していくことや、先ほど申し上げましたようなＩＬＯと協力しての専門人材の育成などに取り組むことで、中小企業の皆様の人権尊重の取組を後押ししていきたいと考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

様々な取組を行っているということなんですが、是非それはそれで進めていただきたいと思うんです。

ただ、今聞いていて感じましたのは、事例展開だとかセミナー開催というものも、これまで様々な施策の中で、好事例の横展開、あるいは、セミナーを全国で開催してそこに企業に参加していただいたりだとか、相談窓口を設置したりだとかという施策を行ってきているんですけれども、いかんせん参加数が少なかったりだとか、そもそも参加する側が参加するための時間を捻出できないとか、そういった問題が壁になって実効性が確保できないといった反省がこれまでもあったと思いますので、そういった実際に普及に向けてどういう手だてを取ればよいのかという政策策定のプロセスあるいは実行段階において、政府関係者のみならず、様々なステークホルダーが参画することがとても重要だと私は思うんです。

次の質問、三問目、通告をしてあるんですけれども、政策の策定あるいは実施のそれぞれの段階において、そういった現場の方々も含めたステークホルダーが参画して、どうすれば早く国内の企業の方々がこの問題に取り組めるようになるのかということを推進する体制づくりが重要だと思うんですけれども、その辺りについて答弁をいただきたいと思います。

事前に聞いていますところ、政策策定プロセスの中ではそういった取組もあるようなんですが、改めてそこも整理をいただいた上で、私が今日聞きたいのは、実施段階、普及させるためのアクションを起こす段階でいかにその実効性を高めるか、そのための対応策について伺いたいと思います。

○杉浦政府参考人　お答え申し上げます。

政策の検討において幅広い意見を取り入れることは重要だということは御指摘のとおりでございまして、先ほど来申し上げております責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン策定に向けた検討会では、専門家、産業界、労働者団体、国際機関など、幅広い有識者により構成される委員と検討を重ねて原案をまとめるとともに、パブリックコメントを実施いたしまして広く意見もいただいたところでございます。

また、こうした経緯を経て策定されたガイドラインにおきましても、ステークホルダーとの対話は、企業が、そのプロセスを通じて、負の影響の実態やその原因を理解し、負の影響への対処方法の改善を容易にするとともに、ステークホルダーとの信頼関係の構築を促進するものである、人権デューデリジェンスを含む人権尊重の取組全体にわたって実施することが重要であるというふうに明記しておりまして、ステークホルダーとの対話の重要性を強調させていただいております。

こうしたガイドラインの普及ということにおきまして、先ほど来申し上げておりますように、セミナー等、いろいろな施策を行っておりますけれども、そういったところでもこういった意義を伝えていくことが重要だと考えております。

○浅野委員　今日、この後、最後に大臣にも伺いたいと思っているんですが、これから、日本が持っている技術ですとか、そういった産業競争力の源を海外にもっと展開していく際に避けられないのは、やはり、こうした人権デューデリジェンスの取組がいかに日本国内で浸透しているか、徹底されているかというところは、当然ながら国際社会から見られて、それが評価をされることになりますので、是非、今日やり取りさせていただいた中身については、今後経産省の中でもしっかりと推進をしていただきたいですし、今日は時間の関係で議論できなかったのですが、中小企業だけが頑張るだけじゃなくて、先行している大企業と中小企業の連携によるネットワークでの解決といいましょうか、そういった観点からも様々な新たな制度設計を議論する余地が十分にあると思いますので、ここは是非今後とも議論を深めさせていただきたいと思います。

残りの時間は、ＣＯＰ28の状況であったり環境関係の質疑をさせていただきたいと思います。

まず、環境省に伺いたいと思っているんですが、現在ＣＯＰ28が行われていて、先日岸田総理もそちらに行ったということなんですが、国連は、ＣＯＰ28の前、十一月二十日にある報告書を公表しました。それは、各国が二〇三〇年までの温室効果ガスの削減目標を仮に達成したとしても、世界の平均気温は今世紀末までに二・五度から二・九度上昇する見通しだということであります。

一・五度から二度の間に抑えようという目標が現状達成できないという警笛を鳴らされた格好になるわけですけれども、パリ協定に基づいて各国が目標を策定してそれに取り組んでも、なお今回のような気温上昇の見通しになってしまっている原因が今一体どこにあるのか、まずその原因について答弁いただきたいと思います。

○神谷政府参考人　お答えします。

気候変動に関する政府間パネル、ＩＰＣＣの報告書によりますと、温暖化を一・五度に抑えるためには、二〇五〇年までにCO_2の排出量を正味ゼロにする必要があるとしております。他方、パリ協定に基づいて国が決定する貢献、いわゆるＮＤＣが予定どおり実施された場合の温室効果ガス排出量とのギャップについて、追加的な政策の強化がない場合は、二一〇〇年までに平均二・八度の温暖化になると予測されております。

こうしたギャップが生じている原因として、ＩＰＣＣの報告書では、多くの国が二十一世紀半ば前後に温室効果ガス排出量又は二酸化炭素排出量の正味ゼロを達成する意思を示しておりますが、国によって削減目標の規模や具体性が異なっており、また、それらを実現するために実施されている政策も限られていることから示唆されております。

○浅野委員　要するに、各国が同じ粒度といいましょうか、同じ具体性を持って目標を定めていないですとか、その目標水準が国によってまちまちであることが現状の課題だということなんですが、それは今後ＣＯＰの場などで、是非外務大臣にもそういった各国の取組をできる限り平準化する方向に日本がリードしていっていただきたいと

思っていますが、もう一方の視点として、では、そうはいっても、国によって排出量が大きく異なる中で、抑えるべき地域、国というところがあると思うんですね。

次も環境省に伺いたいと思うんですが、現状、私の手元にある資料ですと、例えば、中国は全世界の三一・八％のCO₂を排出している、アメリカがそれに次ぐ二番手で一三・四％、EUが二十七か国全体で七・六％といったような数字が手元にあるんですけれども、中国、アメリカといった国々が排出量を抑えるのはもちろんなんですが、これから成長するアジア圏において今どのような現状なのか、教えていただきたいと思います。

○神谷政府参考人　IEAが今年七月に公表したレポートによりますと、二〇二一年におけるアジア主要国のエネルギー起源CO₂排出量とその世界に占める割合でございますが、中国は約百六億五千万トンで三一・七％、インドは二十二億八千万トンで六・八％、それから、日本が約十億トンで約三・〇％、韓国とインドネシアがそれぞれ約五億六千万トンで約一・七％となっております。

アジア地域全体の排出量は約百六十七億九千万トンであり、その世界に占める割合は約五〇・〇％であります。

○浅野委員　ありがとうございました。

今、最後、アジア全体では五〇％ということで、中国も含まれますが、アジア圏内でこの排出量をいかに抑えるかが今後の地球環境にとっては大きな問題だということは既に皆さん周知のことかと思いますが、続いて、最後、残りの時間は大臣に聞いていきたいと思います。

今やり取りをさせていただいたような現状があり、COP28の前後で表面化したように、各国の目標設定やその進め方がまだまだ均一化が図れていないという中で、では、日本がどのような貢献をこれからしていくのかという部分について、二件、是非お願いしたいと思うんです。

まずは、最近、カーボンニュートラルの議論が始まって以来、火力発電というものが非常に悪者扱いされているんですが、実は、日本の火力発電技術というのは世界の中でもトップ水準の高効率、低排出の性能を持っていて、確かに火力を使わずにエネルギーを確保できることは望ましいことなのかもしれませんが、そうはいっても、これから火力発電を導入する国々もアジア圏内では多数存在していますので、是非、アジア諸国を始め、多排出国の低炭素化に貢献するこうした技術を積極的にPRしてほしい。

経産省はこれまでもトップセールスをやってきているんですが、外務省としても様々な国際会議や国際交渉の中でこういった日本の貢献できる部分をPRしていただきたいと思いますが、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○上川国務大臣　我が国の持つ質の高いインフラの海外展開ということでありますが、これは日本の経済外交における重要施策の一つでございます。インフラシステム海外展開戦略二〇二五に掲げられました二〇二五年に三十四兆円のインフラシステムの受注、この目標に向けまして、官民が一体となって取組を推進してきているところでございます。

委員が御指摘いただきましたとおり、アジアの多様かつ現実的な脱炭素化にいかに貢献するかという点でございますが、再生可能エネルギーや原子力等の既存技術の活用、また、水素やアンモニア等の新たな技術の実現、普及、こうした点につきましては重要な役割を果たすものと認識しております。

そして、外務省といたしましても、私自身、各国の政府要人との会談を行ってまいる折には、日本のインフラ技術を直接PRしてまいりましたし、同時に、在外公館に配置いたしましたインフラプロジェクト専門官、現地事情に精通したアドバイザー、こうした専門的な見地を持ったプロフェッショナルを是非積極的に活用していただきまして目標達成に向けて取り組んでいく、こうした方向性につきましても、アドバイスも含めてしているところでございます。

あらゆる機会を捉えまして、気候変動対策を始めとして、途上国の課題解決ということにつきましては、日本の誇る技術力、これまでのインフラ整備の蓄積ということにつきましては、大変信頼感も高いし、また評価もされているところでございますので、積極的にアピールをして、そして受注してまいりたいと思っております。

○浅野委員　最後になるかと思いますが、もう一問、大臣にお願いをさせていただきたいと思います。

私は、今年の夏に、内閣委員会の海外派遣でポーランドに行ってまいりました。当委員会の藤井委員も一緒に、そのときは内閣委員の理事として参加をされたんですけれども、ポーランドなどが所在する東欧諸国が現在形成する、三海域イニシアチブという枠組みがあります。これは、中央ヨーロッパ、東欧及びバルト諸国の連結性の強化を通じて、欧州からインド太平洋地域にわたる広域の安全保障に寄与するものとして、日本政府もこの取組は強く支持してきたというふうに聞いております。

そのとき現地で聞いたのは、今後、この三海域イニシアチブの枠組みの中で、エネルギー安全保障の観点から、ウクライナがすぐ隣にあって、ロシアとのエネルギー安全保障の問題がありますから、エネルギー安全保障の観点から広域ネットワークを形成する動きが出てくるということで、経済連携上も更に重要度が高まっていくと我々は見ました。

これまで、この三海域イニシアチブの会合には、岸田総理や歴代の外務大臣がビデオメッセージを送っているということなんですが、更に踏み込んで、現地参加であったり様々なトップセールスをこちらについてもどんどん積極的に行っていただきたい。今、チャンスだと思うんですね。是非検討いただきたいと思いますが、最後に伺います。

○上川国務大臣　委員が御指摘いただきました三海域イニシアチブでございますが、まさに、中東欧諸国、またバルト諸国の連結性が強化されることは、強く繁栄した欧州をつくる上で大変有益であるということでございます。また、ロシアによるウクライナ侵略に地域が結束して対応するという観点からも重要であるという考え方の下で、この三海域イニシアチブにつきましては、日本として一貫して支持してきているところであります。

こうした観点から、例えば、日本企業が有する最先端の技術と専門性を生かしまして、このイニシアチブが重視する連結性の強化やインフラ整備に貢献したいと考えております。

委員御指摘のとおり、これまで岸田総理、林前大臣のビデオメッセージという形で首脳会合に参加してきたところでございますが、同時に、日本企業向けのセミナー等も開催してきたところでございます。御指摘いただきましたように、日本企業の一層の参画を促すべく、政府としても積極的に努力してまいりたいと思っております。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○勝俣委員長　次に、穀田恵二君。

○穀田委員　日本共産党の穀田恵二です。

初めに、鹿児島県屋久島沖で米空軍のCV22オスプレイが墜落した事故について聞きます。

上川大臣は、十一月三十日、駐日米大使と面会し、オスプレイの飛行については、捜索救助活動を除き、飛行に係る安全が確認されてから飛行を行うように求めたそうだけれども、なぜ飛行停止という明確な文言で要請をしなかったのか、お聞きします。

○上川国務大臣　政府といたしましては、我が国における米軍機の運用に際しましては、安全性が最大限確保されることは当然のことと考えているところであります。

今委員が御指摘いただきました十一月三十日でございますが、私からエマニュエル駐日米国大使への働きかけの中で、オスプレイの飛行につきましては、捜索救助活動を除き、飛行に係る安全が確認されてから飛行を行うように求めたところで

2023年11月14日
原子力問題調査特別委員会
（質疑要旨）

審査会合前のヒアリングでの論点整理について

2023.11.14（Tue）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●原子力発電所の稼働における審査は、標準処理期間２年となっているものの、審査に時間を要し大幅に超えている。

●６月８日の委員会にて「審査の予見性を確保するために、審査の早い段階で論点を明示するとともに、審査会合の最後に指摘事項を双方で確認して、共通理解を得る」との答弁があった。

●上記取組みによる改善の効果について、定量的な評価は難しい。

浅野の発言要約

「現場が継続的に求めている審査会合前のヒアリングでの論点整理、あるいは手戻りの少ない工夫を今後も進めていただきたい。」

政府の答弁要約

「透明性を確保する観点から、公開の会合で審査を行うことが前提だが、できる限り審査に手戻りがないように審査会合をできるだけ頻度高く開催する、審査チームからの指摘が事業者に正確に理解されていることを確認する場を設け、必要に応じて文書化を行う。」

一部の審査で行われている改善を答弁いただきましたが、審査会合に向けた調査や準備には相当の作業量を要するため、事前のヒアリングで論点を整理し、手戻りの少ない審査プロセスへの改善を求めていきます。

欠け（Unknown unknowns）への対応について

2023.11.14（Tue）原子力問題調査特別委員会（一般質疑）

現状・課題意識

●原子力規制委員会では、原子力安全の不完全性を「欠け※」と呼んでいる。

※原子力安全に絶対安全はなく、常に完全とはならず欠けているところがあるという認識のこと

●10月17日に原子力規制庁が、欠けへの対応のため、意見交換会を行うことを提案したが、出席者は事業者と規制当局、原子力エネルギー協議会（ATENA）のみとなっている。

浅野の発言要約

「より広い視野で多面的な観点から、今は見つかっていない規制の欠けを見つけようという取組みであることから、原子力委員会（原子力利用に関する重要事項を所管）をはじめ、アカデミアや職場代表等、多様な者が参加する場にすべきではないか。」

政府の答弁要約

「規制者、被規制者の関係を離れた原子力技術者同士の対等な意見交換の場としたいと考えており、第三者が参加する仕組みについても議論を進めていく。」

委員長から第三者の観点を取り入れる前向きな答弁を得ました。欠けを含めて潜在的なリスクの見逃しがないかどうか、科学的、技術的な意見を広く集めることが重要です。

第二百十二回国会　衆議院　原子力問題調査特別委員会議録　第二号

令和五年十一月十四日（火曜日）

午前九時開議

出席委員

委員長　中根　一幸君

理事　泉田　裕彦君　理事　大西　英男君

理事　平　将明君　理事　中村　裕之君

理事　野間　健君　理事　山岸　一生君

理事　小野　泰輔君　理事　平林　晃君

あべ　俊子君　畦元　将吾君

石原　正敬君　今村　雅弘君

上田　英俊君　江渡　聡徳君

大岡　敏孝君　木村　次郎君

佐々木　紀君　土井　亨君

西田　昭二君　古川　康君

細田　健一君　武藤　容治君

宗清　皇一君　吉田　真次君

阿部　知子君　逢坂　誠二君

菅　直人君　田嶋　要君

米山　隆一君　阿部　弘樹君

空本　誠喜君　竹内　譲君

中野　洋昌君　浅野　哲君

笠井　亮君

経済産業副大臣　岩田　和親君

政府特別補佐人（原子力規制委員会委員長）　山中　伸介君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　森下　泰君

政府参考人（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官）　徳増　伸二君

政府参考人（復興庁統括官）　桜町　道雄君

政府参考人（文部科学省大臣官房審議官）　林　孝浩君

政府参考人（水産庁増殖推進部長）　坂　康之君

政府参考人（経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官）　湯本　啓市君

政府参考人（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長）　井上　博雄君

政府参考人（資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）　久米　孝君

政府参考人（国土交通省道路局次長）　岸川　仁和君

政府参考人（環境省大臣官房環境保健部長）　神ノ田昌博君

政府参考人（原子力規制庁長官官房審議官）　児嶋　洋平君

政府参考人（原子力規制庁原子力規制部長）　大島　俊之君

参考人（原子力委員会委員長）　上坂　充君

参考人（東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長）　山口　裕之君

衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長　吉田はるみ君

委員の異動

十月三十一日

辞任　補欠選任

門山　宏哲君　柿沢　未途君

十一月十三日

辞任　補欠選任

赤澤　亮正君　石原　正敬君

同月十四日

辞任　補欠選任

柿沢　未途君　あべ　俊子君

古川　康君　吉田　真次君

同日

辞任　補欠選任

あべ　俊子君　柿沢　未途君

吉田　真次君　古川　康君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

原子力問題に関する件

○**中根委員長**　これより会議を開きます。

この際、御報告いたします。

第百九十三回国会、原子力問題調査特別委員会理事会の決定により、本委員会の活動等について専門的見地から助言を求めるため、会員七名から成る衆議院原子力問題調査特別委員会アドバイザリー・ボードを設置いたしました。

本アドバイザリー・ボードにつきましては、各会派の理事等の協議により、今国会においても設置することとなりました。

以上、御報告申し上げます。

○**中根委員長**　原子力問題に関する件について調査を進めます。

この際、原子力規制委員会の活動状況について説明を聴取いたします。山中原子力規制委員会委員長。

○**山中政府特別補佐人**　原子力規制委員会委員長の山中伸介でございます。

衆議院原子力問題調査特別委員会における御審議に先立ちまして、原子力規制委員会の業務について御説明申し上げます。

まず第一に、原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施について申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ強化した規制基準への適合性審査については、これまでに申請がなされた二十七基の発電用原子炉のうち十七基に対して設置変更許可を行いました。また、申請がなされた二十一の核燃料施設等のうち、これまでに核燃料物質の加工施設、使用済燃料の再処理施設等について十一件の事業変更許可を、試験研究炉等について二件の設置変更承認及び七件の設置変更許可を行いました。

発電用原子炉の運転期間延長については、これまでに申請がなされた八基のうち六基に対して許可を行いました。

原子力施設の廃止措置計画については、これまでに発電用原子炉に対して計十八基の認可を、核燃料施設等に対して計九件の認可を行いました。

また、平成二十九年に改正された原子炉等規制法に基づき、令和二年四月から原子力規制検査制度の運用を開始し、事業者のあらゆる安全活動について監視を行っております。

東京電力柏崎刈羽原子力発電所におけるＩＤカード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案については、核物質防護に取り組む意識の醸成や多様な検知方法による生体認証の導入など、東京電力による改善措置の実施状況やその効果等について確認してまいりました。原子力規制委員会が追加検査で確認した課題のうち、残された課題について引き続き追加検査を進めるとともに、核物質防護への取組を監視、指導してまいります。

原子力規制検査については、引き続き、事業者等とのコミュニケーションを図りつつ、検査制度の継続的改善に努めてまいります。

す。直近のこの計画は、二〇〇七年、平成十九年に策定して、六月に閣議口頭了解まで得て作られた計画でございます。実は、私が県職員時代に、直接この計画の策定に携わっておりました。

また、土地をいろいろな、分譲とかをさばく新むつ小川原株式会社というものもありまして、それ以前の計画では、残念ながら破綻して、立ち上げ直した経緯がございます。そのときは、江渡聡徳委員が一回生のときに大変な御苦労をされて、今の会社が設立されたという経緯もございます。この計画は、様々な、我が国にとっても、また国際社会としても、環境、エネルギー、技術の分野で大変な期待ができる、そういったことがうたわれておるわけでございます。

直接の所管は国土交通省になりますが、是非、経産省、またその他省庁も含めて、国全体がこうしたむつ小川原開発計画に対して思いを致しながら今後も取り組んでいただくことをお願いを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。

○中根委員長　次に、浅野哲君。

○浅野委員　国民民主党の浅野哲でございます。

よろしくお願いいたします。

本日、まず、審査会合の効率化について質問をしていきたいと思います。

今年の通常国会で成立したＧＸ電源法に沿って、今後は三十年超の原子炉について長期施設管理計画等の審査を原子力規制委員会が行うこととなりましたが、国内には該当する原子炉が最大二十一基存在しており、その作業量は相当量に上ると想定されます。

ほかの審査期間を長期化させないために対策が必要と考えますけれども、規制委員会の見解を伺いたいと思います。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

御指摘いただきましたとおり、運転開始から三十年を超える発電用原子炉施設について、新制度への移行後の運転を継続する場合、経過措置期間である再来年、令和七年の六月までに長期施設管理計画の認可を受ける必要がございます。

この長期施設管理計画申請の審査については、令和五年十一月八日の原子力規制委員会で、これまでに既に認可した高経年化技術評価等における劣化評価の確認内容を活用し、合理的な審査を行う方針とすることを了承したところでございます。

具体的には、既許可の技術評価を前提として、最新知見が適切に収集され、それらの知見を踏まえて、劣化評価の方法の判断基準等の見直しが適切に行われているか、設備の変更等による評価対象機器の更新が適切に行われているか、これらを踏まえた評価の結果が判断基準を満足するかなどを確認することといたしております。

また、従来から行っている新規制基準適合性審査についても、審査プロセスの改善のための取組を以前から行っているところであり、引き続き、必要な審査体制を確保し、審査を着実に進めてまいります。

○浅野委員　ありがとうございます。

次の質問ですが、今年六月、通常国会の後半ですね、六月八日の当委員会において、山中委員長は、審査の予見性を確保するため、審査の早い段階で論点を明示するとともに、審査会合の最後に指摘事項を双方で確認して、共通理解を得るというような答弁がありました。

このような取組は、私の認識ですと、二〇二二年から一部の原子炉での審査を対象に適用されていたと認識していますけれども、この取組の効果を具体的に確認できているのか、現状について伺いたいと思います。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

御指摘の審査プロセスの改善につきましては、事業者との意見交換等を行い、継続的な改善を進めているところでございます。

具体的には、中部電力浜岡原子力発電所三号炉及び四号炉の敷地内断層の活動性評価に関する事業者の追加調査において、調査の前に審査の論点や事業者との共通認識を得ることや、北海道電力泊発電所三号炉などの審査において、審査会合の最後に指摘事項を双方で確認をし、共通理解を得ることなどの取組を行っております。

こうした取組による改善の効果について定量的にお示しすることは、現在のところ、困難でございますけれども、事業者との間での共通認識がより早く得られることにより、審査の手戻りが減るといった具体的な効果が得られているものと認識しております。

引き続き、審査プロセスの改善を継続的に行ってまいります。

○浅野委員　定量的な評価が難しいということなんですが、事前のレクのときにもお伝えはさせていただいたんですけれども、今、標準処理期間二年というものを大幅に超える審査の状況になっていますので、この効果の定量評価、何らかの形で我々に対してもその効果が示せるように、今後、是非その評価の方法については規制委員会の中でも検討していただきたいと思います。

その上で、先ほど引用しました今年六月八日の委員会での委員長の発言の中には、審査の早い段階で論点を明示するということもおっしゃっておりました。この審査の早い段階というのは、具体的にどのような機会のことを指すんでしょうか。私も従前から申し上げているように、審査会合前のヒアリングも含まれるのか、その辺りを是非答弁をしていただきたいと思います。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

審査の早い段階とは、例えば、自然ハザードの審査において、特に時間を要する追加の地質調査や、津波評価における詳細なシミュレーション計算に着手する前の段階がこれに当たると考えております。そうした早い段階から論点を提示するための審査会合を追加的に開催するなどの取組を行っております。

なお、論点の提示については、審査を行う前提となるものであるため、ヒアリングではなく、担当規制委員が出席する公開の審査会合で、事業者と十分な議論を行う必要があるものと認識しております。

○浅野委員　情報公開、情報の透明性が確保された中でそういったやり取りをやることは非常に大事だと私も思いますが、一方で、山中委員長が当時委員だった平成三十年の六月六日、第十三回原子力規制委員会の中では、山中委員御自身の発言の中で、ヒアリングで何を話し合うかということが透明性に関しては重要だ、事実確認とか論点整理とかという観点であれば、それをきちんと文書で簡潔に公開するということがなされればいいのかなというような発言もされていると思います。

昨年の十一月十日、当委員会で、山中委員長が御就任された直後のこの質疑の中でも、現場重視の規制を重視したり、あるいは、継続的改善に取り組みたいというような所信も述べておられました。

現場が継続的に求めている審査会合前でのヒアリングにおける論点整理、あるいは手戻りの少ない工夫を是非今後も進めていただきたいというふうに思いますが、改めて委員長の御所感を伺えればと思います。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

原子力規制委員会としては、審査の透明性を確保する観点から、公開の会合で審査を行うことが大前提であるというふうに考えております。

その上で、できる限り審査に手戻りがないように、事業者の対応方針を確認するための審査会合をできるだけ頻度高く開催をする、審査チームからの指摘が事業者に正確に理解されていることを確認する場を設けて、必要に応じて文書化を行うといった改善を進めることで、事業者の要望に応えられていると考えております。

引き続き、審査プロセスの改善を継続的に行い、公開の会合の場で、審査に関する論点等について、事業者とコミュニケーションを図りつつ、厳正に審査を進めてまいりたいと考えております。

○浅野委員　これまでも複数回このやり取りをさせていただいておりますが、やはり現場の事業者

の皆さんが懸念をされているのは、審査会合というのはいわば本番なわけですね、本番で何か書類の不備があれば、前回のこの委員会でも私は指摘させていただいたように、例えば、書類の中身について誤りが見つかったとき、あるいはデータが更新されたときに、それを差し替えればいいのか、それとも追加の文書として添付すればいいのかのような、そういった認識のずれが実際に二年以上の審査の中断を招いている、こういった背景もありますので、是非ここは、ヒアリングについてもしっかりとより内容を充実させていただくことを望みたいと思います。

次のテーマですけれども、次は、現在の原子力規制ではカバーし切れていない、いわゆる規制の欠けている部分についての対応について伺いたいと思います。

原子力規制庁は、今年の十月十七日に、第十七回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会、いわゆるＣＮＯとの意見交換会を開催しました。この中で、原子力安全に関する不完全性を具体化することを目的として、今後、原子力規制庁と原子力事業者、そして原子力エネルギー協議会、ＡＴＥＮＡによる意見交換の機会を持つことを提案したと認識しています。

私は、現状の規制ではカバーし切れていない、将来のリスクになり得るような可能性について議論するということは非常に重要だと思っておりますが、今回指摘したいのは、原子力規制委員会の発足の理念でもある原子力利用の推進と規制の分離というものに逆行しやしないかということなんですね。

これは、私が意図しているのは、規制と推進側で癒着が起こるんじゃないかという懸念よりも、むしろ、現時点ではほぼゼロリスクと認識されているリスク因子について、双方が、これはさすがに大丈夫だよねというような楽観的な認識の下で、検討のテーブルから双方合意の下で排除される可能性があるんじゃないかということなんですね。

ですので、この点についてどう認識しているのか、伺いたいと思います。

○山中政府特別補佐人　お答えいたします。

委員が御指摘いただきました原子力安全の不完全性を、原子力規制委員会では欠けという呼び方で呼んでおります。

御指摘いただいた欠けへの対応のための意見交換につきましては、原子力安全に絶対はなく、欠けがあるという認識の下、事業者と規制当局が意見交換を行って、それぞれが行っている欠けを探す活動に刺激を与えることなどを目的とした議論を行おうというものでございます。

この意見交換は、完全に欠けがないかを通常より視野を広げて指摘し合う場とすることを考えております。何らかのリスクの有無について合意形成をする場ではないと考えています。

また、この欠けを含めて潜在的なリスクの見逃しがないかどうか公開の場で意見交換を行ったり、重要な意思決定の際にはパブリックコメントを通じて科学的、技術的な意見を広くいただくなど、様々な活動を通じて、残されたリスクの低減に取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野委員　確かに、合意形成をする場ではない、ただの意見交換、しかもフラットな環境下での意見交換をしているということは私も伺いましたけれども、やはり、かちっとその会議の最後に本日の合意事項はこれですと確認しなくても、会話の中でお互いがそのリスク因子についてどういう認識を持っているのかというのがお互い分かり合える、分かることもあるわけですから、そういったことがないように、楽観的なリスク因子の排除がないように、是非運用面では細心の注意を払っていただきたいと思います。

そして、先ほど原子力規制委員長もおっしゃっていましたけれども、視野を広げた検討が必要なテーマだと思います。

そこで、今回気になったのは、今日、資料の二の方にもちょっと記載をしていますが、この意見交換会の出席者。原子力規制委員会のメンバーと、あとは規制される側の事業者、そしてその協議会に当たるＡＴＥＮＡのみになります。本当にこれで十分な議論ができるのかというところが懸念なんです。

今日は原子力委員会の上坂委員長にもお越しをいただいておりますが、原子力委員会もより視野を広げる意味で、しっかりと、規制される側だけが参加するのではなくて、こうした原子力委員会のような第三者、そして中立、客観的な立場の者も参加すべきではないかと思うんですが、法的な可否についても含めて、その可能性について御答弁いただきたいと思います。

○上坂参考人　お答えいたします。

御指摘の原子力安全に関する不完全性を具体化することを目的とした原子力規制庁と原子力事業者等による意見交換の機会につきましては、当該意見交換会の主催者ではないため、主催者である原子力規制委員会が判断するものと考えております。

原子力委員会の所掌としましては、原子力利用に関する重要事項に関すること等について企画、審議、決定することとされておりますが、安全の確保のうちその実施に関するものにつきましては、原子力規制委員会の所掌として除かれております。

一方、安全の確保の在り方等については、今後の原子力政策の羅針盤となる原子力利用に関する基本的考え方等でも、規制当局と原子力発電事業者との対等な立場でのコミュニケーション等による事業者の自主的な安全性向上の取組を促していくことが必要であることと明記しているところでございます。

いずれにしても、当該意見交換の場への参加につきましては、原子力規制委員会の判断によるものと考えております。

○浅野委員　ありがとうございます。

今の答弁を少し整理をさせていただきますと、法的に不可能ではない、ただ、原子力委員会の所掌範囲、安全の実施に関するものは所掌から外れているということなんですが、私自身は、この欠けに関する議論、これは安全の実施に関することではなくて、安全を確保するための様々な調査にも分類されるものかなというふうに思います。

最後の質問になるかと思いますけれども、そもそも原子力規制委員会としては、より広い視野で、多面的な観点から、今は見つかっていない規制の欠け、いわゆる穴みたいなものを見つけようということでありますので、原子力委員会を始めアカデミアや職場代表など、多様な者に参加してもらえるような場にしていくべきではないかと思うんですが、最後に伺います。

○山中政府特別補佐人　欠けに関する意見交換といいますのは、現在、事業者と規制当局がそれぞれ行っている欠けを探す活動に関してお互いに刺激を与えるなどを目的として、両者の参加が基本となることを考えておりますが、御指摘いただいたように、規制者、被規制者の関係を離れた原子力技術者同士の対等な意見交換の場としたいと考えており、第三者が参加する仕組みについても議論を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、実りのある意見交換ができるよう、その運営については引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○浅野委員　終わります。ありがとうございました。

○中根委員長　次に、逢坂誠二君。

○逢坂委員　逢坂誠二でございます。お世話になります。よろしくお願いします。

まず冒頭に、答弁者の皆さんにお願いをさせていただきますが、答弁は簡潔に、結論を分かりやすく伝えていただきたいと思います。また、質問者の質問内容を繰り返すということは避けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず確認ですけれども、万が一の原子力発電所の事故の際に、避難計画、それについてお伺いをするんですが、事故の際に確実に機能するしっかりとした避難計画がない中で、原子力

2023年12月11日
東日本大震災復興特別委員会
（質疑要旨）

中国の輸入禁止措置に係る交渉状況について

2023.12.11（Mon）震災復興特別委員会（ALPS処理水関連質疑）

現状・課題意識

●ALPS処理水の海洋放出開始以降、中国が日本産のホタテやナマコ等の輸入禁止措置を続けている。

●11月25日に行われた日中外相会談では、王毅外相が中国独自のモニタリング調査を行いたいという意向を示した。

●日本は、IAEAや第三国関与の下でモニタリング調査を実施している。

浅野の発言要約

「現在の交渉において、日本と中国はそれぞれどのような問題意識で、どのような主張をしているのか。」

政府の答弁要約

「他国の主張について説明することは差し控えるが、日中間において互いの立場に隔たりがあることを認識しながら、建設的な態度で問題を解決する方法を見出していくことで一致している。」

中国は対外的に「輸入食品の安全を確保するため、日本を原産地とする水産物の輸入を全面的に一時停止する」と発表していますが、中国が何を問題意識としているかについて、政府参考人からは具体的な答弁はありませんでした。

水産物のトリチウム計測検査技術について

2023.12.11（Mon）震災復興特別委員会（ALPS処理水関連質疑）

現状・課題意識

●日本の水産物が国際社会から確固たる信頼を獲得するためには科学的・技術的かつ効率的な検査技術が重要になる。

●茨城大学において、水産物の簡便なトリチウム計測技術の開発・実証が進められている。

●当該検査技術は短い期間で検査結果が出ることから、流通業者等からの問合せが多い状態となっているが、大学だけでは人手不足といった課題がある。

浅野の発言要約

「水産物中のトリチウムのモニタリングについて、国内の正確かつ迅速な検査技術を生かし、国としても検査環境・体制整備を進めるべきではないか。」

政府の答弁要約

「国では、令和4年6月から精密分析で295検体、令和5年8月から迅速分析で132検体に対して、国際規格の認定を受けた分析機関に委託して実施している。」

中国からも科学的な検証をという議論があることから、国内の検査技術・体制を充実させ、水産物の安全に対する信頼を得ることが重要だと考えます。引き続き、検査の技術や体制を強化するよう働きかけていきます。

第二百十二回国会　衆議院　東日本大震災復興特別委員会議録　第四号

令和五年十二月十一日（月曜日）

午前十時開議

出席委員

委員長　髙階恵美子君

理事　小寺　裕雄君　理事　小林　鷹之君

理事　坂井　学君　理事　長島　昭久君

理事　小熊　慎司君　理事　岡本あき子君

理事　早坂　敦君　理事　庄子　賢一君

五十嵐　清君　上杉謙太郎君

小田原　潔君　金子　容三君

菅家　一郎君　小島　敏文君

小林　茂樹君　冨樫　博之君

平沢　勝栄君　平沼正二郎君

藤原　崇君　細野　豪志君

三谷　英弘君　山口　晋君

山本　左近君　吉田　真次君

鷲尾英一郎君　荒井　優君

金子　恵美君　鎌田さゆり君

玄葉光一郎君　馬場　雄基君

赤木　正幸君　沢田　良君

美延　映夫君　赤羽　一嘉君

福重　隆浩君　浅野　哲君

高橋千鶴子君　福島　伸享君

国務大臣（復興大臣）　土屋　品子君

復興副大臣　高木　宏壽君

復興副大臣　平木　大作君

国土交通副大臣　堂故　茂君

環境副大臣　滝沢　求君

復興大臣政務官　平沼正二郎君

財務大臣政務官　瀬戸　隆一君

政府参考人（内閣府大臣官房審議官）　田辺　康彦君

政府参考人（復興庁統括官）　宇野　善昌君

政府参考人（復興庁統括官）　桜町　道雄君

政府参考人（復興庁審議官）　森田　稔君

政府参考人（復興庁審議官）　瀧澤　謙君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　濱本　幸也君

政府参考人（外務省大臣官房参事官）　大河内昭博君

政府参考人（外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長）　北川　克郎君

政府参考人（水産庁漁政部長）　山口潤一郎君

政府参考人（水産庁増殖推進部長）　坂　康之君

政府参考人（経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官）　湯本　啓市君

政府参考人（経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長）　片岡宏一郎君

政府参考人（中小企業庁長官）　須藤　治君

政府参考人（国土交通省水管理・国土保全局下水道部長）　松原　誠君

衆議院調査局東日本大震災復興特別調査室長　野﨑　政栄君

委員の異動

十二月一日

辞任　補欠選任

鈴木　敦君　古川　元久君

同月七日

辞任　補欠選任

古川　元久君　浅野　哲君

同日

辞任　補欠選任

浅野　哲君　古川　元久君

同月十一日

辞任　補欠選任

中曽根康隆君　金子　容三君

西野　太亮君　山口　晋君

市村浩一郎君　赤木　正幸君

古川　元久君　浅野　哲君

同日

辞任　補欠選任

金子　容三君　中曽根康隆君

山口　晋君　西野　太亮君

赤木　正幸君　市村浩一郎君

浅野　哲君　古川　元久君

十二月四日

東日本大震災からの復興及び大規模災害への対応力強化に関する陳情書（広島市中区基町一〇の五二　中本隆志）（第一五七号）

同月七日

東日本大震災からの復旧・復興に向けた対応等に関する陳情書（仙台市青葉区国分町三の七の一　橋本啓一）（第一七五号）

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

東日本大震災復興の総合的対策に関する件

○髙階委員長　これより会議を開きます。

東日本大震災復興の総合的対策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官田辺康彦君、復興庁統括官宇野善昌君、復興庁統括官桜町道雄君、復興庁審議官森田稔君、復興庁審議官瀧澤謙君、外務省大臣官房参事官濱本幸也君、外務省大臣官房参事官大河内昭博君、外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長北川克郎君、水産庁漁政部長山口潤一郎君、水産庁増殖推進部長坂康之君、経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官湯本啓市君、経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長片岡宏一郎君、中小企業庁長官須藤治君及び国土交通省水管理・国土保全局下水道部長松原誠君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○髙階委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○髙階委員長　質疑の申出がありますので、順次これを許します。藤原崇君。

○藤原委員　自民党の藤原崇でございます。

本日は、一般質疑ということでお時間をいただきました。委員長、理事、そして委員の先生方に大変感謝を申し上げまして、質問をさせていただきたいと思います。

十五分と限られておりますので、簡潔に質問をさせていただきたいと思います。前回質問をしたことを踏まえて、更に重ねての質問もございます。

まず一点目、財務省にお聞きをいたします。

いわゆる復興については、復興財源フレームが組まれております。このフレームによりますと、令和七年度までに三十二・九兆円の事業規模を見込んでおり、それの見合いの財源が確保されております。

しかしながら、令和四年度までで既に三十一・九兆を執行しており、五、六、七年、残りの三か

こういうふうに区切っていたものが、例えば来年からとなれば、本来、令和六年で計算すると十三年ぐらいが、延長を更にされるみたいなイメージであってもいいのかなと思うんですけれども、実は、終わらないんじゃないのか。

私は、自分が国会議員になって、やはり財務省さんの税のロジックというのは、言葉で言うと、とても上手だなと。何とか国民負担を余り上げずに、見えないところで税金を増やしていくというふうなところがやはり見受けられているものですから、是非復興に関しては元に戻って、国民の皆様と一緒に復興していくという点では、名前を変えていくとか、期間の延長もちょっと見えないという状況ではなく、一日でも早く、何年までに終わらせていくという筋道を誠実に御説明いただければというふうに思います。

ちょっと大臣にもお願いしたいんですけれども、この後、森林税なんというものが、千円であったものが森林税というものに変わったというものもあるんですけれども、そういうふうにならないように、大臣がいる間はそういうことはしないというようなことをもし言えたら、一言いただければと思うんですけれども、是非その期間で終わらせるというか、財源の中で終わらせるという覚悟というか、大臣から一言いただきたいです。

○土屋国務大臣　財源の話は財務省の方のことでございますけれども、復興庁としては、復興事業に影響を及ぼさないことが最も重要でありまして、そのためには、復興財源の総額の確保は大前提であります。

令和五年度税制改正大綱において、延長期間は、復興財源の総額を確実に確保するために必要な長さとされておりまして、復興事業に影響を及ぼすことはないものと認識しております。

いずれにしても、必要な復興事業の実施に支障を来さぬよう、万全を期してまいりたいと思います。

○沢田委員　ありがとうございます。

ちょっとさっき説明が足りなかったんですけれども、私は、二三年度まで十年間限定で個人住民税に年千円上乗せする措置というものが、二四年度から森林環境税というふうに新税として恒久化されてしまったということの説明だったんです。大体年六百億円ほどの税収を地方自治体の間伐や植林などの森林整備の事業に充てるという感じで、いわゆる防災であったり復興というものをそういった新しい事業に充てるというふうに使ったものなんですけれども、これはやはり問題も結構残っているんですね。

例えば、一九度から二〇年度に市町村に配られたのは大体五百億円あるんですけれども、半分以上の二百七十二億円が使われずに基金として貯金されてしまっている。総務省調査によると、まず、全国市町村の四割に森林・林業の担当職員がいない。配分上位が、首位は横浜、大阪、名古屋など。配分イメージとしてお伺いしたのは、人口三割、森林面積五割、就業二割というような形で、運用自体の、お金をどういう優先順位で配っていくのかというのもちょっと問題が出ているんじゃないのかなというところもあります。

是非、こういうことで税金の形を変えてしまったからこそ、同じようなことが起こらないように御協力いただければというふうに思います。

最後になりますけれども、私は、復興のこの状況を必ず風化させちゃいけない、そして、やはり国民の皆様とともに復興を乗り越えていきたい。

当然、税金を払いながら、ＮＰＯ法人、ボランティアの活動でいまだ福島、宮城に入っていただいている方は多くいらっしゃいます。特に、若い方がこういう活動に参加していただいていることを、私は四十四歳として本当に心強いと思いながらも、やはりそういった方々の状況に甘えずに、我々国会議員は本当にもう一度リーダーシップと格好よさと、特に、お金と政治の問題を払拭するためにも、私は、もう一度、復興のためという名前で、我々国会議員が自分らのお給料を切るようなことをやるべきじゃないかというふうに思うんですけれども、大臣、また同じ質問にはなっちゃうんですけれども、最後に一言いただければと思います。

○髙階委員長　土屋復興大臣、簡潔におまとめください。

○土屋国務大臣　先ほどと同じになりますが、議会政治や議員活動の在り方に係る課題でありまして、国会において御議論いただく問題であると考えております。

○沢田委員　時間になりましたので、以上となります。

どうもありがとうございました。

○髙階委員長　次に、浅野哲君。

国民民主党の浅野哲でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○浅野委員

本日は、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出に関連して、風評被害の現状であったり、その対応策について伺っていきたいと思います。

まず、今日このテーマを取り上げるというときに、先ほど、この委員会でもこの後質疑される予定の福島議員の方から、漁連の皆さんの声をよく聞いた方がいいというアドバイスをいただいて、私も本当にそのとおりだと思います。

私も、なかなかこれまで、復興特で質疑したことは実は今日が初めてで、これまで経済産業委員会ですとかそういった委員会に所属をしながら、主に製造業ですとか中小企業関連の政策に注力をしたものですから、今回、少し水産業者の皆様の声を聞いてまいりました。

十分とは言えないものの、今の状況がぼんやりと見えてはきておりまして、海洋放出が始まってから、即座に何らかの風評被害、中国の禁輸という問題は起こりましたけれども、水産業者の方々の出荷額に直ちに大きな変化が起きたというような状況はその時点では確認ができませんでしたが、そこから、一か月ほど前の話になりますので、少し直近の状況についてまずは政府に確認させていただきたいと思います。

現在、経産省であったり水産庁の方で状況把握に努められていると思うんですが、今日は復興庁の方から、その辺りをまとめて現在の状況を教えていただきたいと思います。

○桜町政府参考人　お答え申し上げます。

経産省と水産庁からの報告によりますと、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出以降、ＡＬＰＳ処理水の放出による魚価の大幅低下など、国内において大きな風評影響が生じているという話は承知していないものの、中国等が輸入規制を強化している状況の中で、これらの影響が水産関係の事業者に生じている、こういう状況でございます。

具体的には、産地において、特に中国等へ輸出をしていたホタテやナマコにつきまして、前年同時期と比べて価格が下落している地域があったということでございます。

こうした一部の国、地域の輸入規制強化による状況を踏まえまして、政府といたしましては、一部の国、地域の科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃の働きかけ、国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い情報発信、販売促進、消費拡大に向けた働きかけやイベント実施等に取り組んでいるところでございます。

○浅野委員　ありがとうございます。

ホタテやナマコに関して価格の減少が見られるということ、私も最近少し耳にしているところではあるんですが、まずは、価格が低下している原因というのは、幾つか理由はあると思うんですけれども、中国に出せない分、国内に卸す、その際に非常に物量が増えるので価格が下がってしまうというような現象もあると思いますし、あと、先ほどおっしゃっていた、中国自身がもう買わなくなっている状況ですので、ここの禁輸措置の解決に向けて動くというのが、その解決策としては合理的というのは誰が考えてもそうだと思うんですね。

次の質問は、中国の輸入禁止措置に係る交渉状況について、少し詳しく伺っていきたいと思います。

先ほど、庄子委員の質疑のやり取りの中でも、先日行われた日中外相会談の際に、王毅外相が、

中国独自のモニタリング調査を行いたいというような意向を示したと。それに対して、日本側はＩＡＥＡや第三国関与の下での調査を実施していて、今後も、政府としてもＩＡＥＡとの緊密な連携の下で適切に対応したいと先ほど答弁がありました。

これはこれでいいんですけれども、今の時点で日本はそもそも中国に対してどんな主張をしていて、中国側がモニタリング調査をしたいと言っているその大本の考え方、どのような問題意識、どのような主張を中国側はしているのか、この内容について少し具体的に教えていただきたいと思います。

○濱本政府参考人　お答え申し上げます。

中国との関係につきましては、これまでも様々な機会にあらゆるレベルで我が方の立場を明確に伝達するとともに、科学的根拠に基づく冷静な対応及び日本産食品輸入規制の即時撤廃を強く求めてきているところでございます。

中国側とのやり取りの詳細についてお答えすることは差し控えたいと思いますが、本件につきましては、先般の日中首脳会談及び外相会談において、互いの立場に隔たりがあると認識しながら、建設的な態度をもって協議と対話を通じて問題を解決する方法を見出していくことで一致しておりまして、今後、専門家レベルで科学に立脚した議論を行っていくことになります。

同時に、我が国としましては、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出の取組やモニタリングの結果につきまして、今後とも、科学的根拠に基づき高い透明性を持って、中国を含む国際社会に対し日本の取組を丁寧に説明し、理解が深まるよう努めてまいります。

このような取組を通じまして、中国側に対しては、日本産水産物を含む日本産食品に対する輸入規制の即時撤廃を引き続き強く求めてまいりたいと思います。

以上です。

○浅野委員　ちょっと、今のところをもう一度確認させていただきたいんですが、国家間の交渉ですので、その内容をつまびらかに出すのはできないというのは承知をしているんですけれども、問題意識として、現に先日の外相会談でもモニタリング調査を中国側は求めてきているというところからすると、やはり、日本近海で捕れる水産物にいわゆるトリチウムを含む放射性物質が含まれていることに対する懸念を持っているというのが向こう側の大本の問題意識なのか、それともまた別の問題意識を持っているのか、その辺りを日本政府がどのように認識をしているのか、ここについて改めて聞かせていただけますでしょうか。

○濱本政府参考人　お答え申し上げます。

政府といたしまして、他国の主張について説明することは差し控えさせていただきたいと思いますが、日中間におきましては、互いの立場に隔たりがあるということを認識しながら、建設的な態度をもって協議と対話を通じて問題を解決する方法を見出すことで一致しております。今後、専門家レベルで科学に立脚した議論を行っていくこととなると思います。

その上で、モニタリングについて申し上げますれば、具体的な枠組みについては今後日中間で調整していくということでございます。

○浅野委員　余り、ちょっと今の答弁に前進が見られないんですけれども、やり取りの中身を知りたいというわけではなくて、お互いの意見に隔たりがあるということで、具体的にどういうところに隔たりがあるのかというのをもう少し教えていただきたいということなんです。

今答弁の中で言った要素としては、国家間交渉だから内容は差し控えたい、ただ、考えには隔たりがあるので、科学的知見に基づいて検証をしていくということですよね。この三つの要素が今の答弁に含まれていましたけれども、その隔たりがどんな隔たりなのかというのが分からないと、ちょっとこの質疑を前に進めることが難しいんですが、是非もう少し丁寧に答弁をいただきたいと思います。

○濱本政府参考人　お答え申し上げます。

交渉の中身の詳細につきましてはお答えすることは差し控えたいと思いますが、その上で、中国側が対外的にどういう説明をしているかということを申し上げますと、八月二十四日、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出につきまして、ここから先は中国側の言い方でございますが、食品安全の放射性汚染のリスクを全面的に防止し、中国の消費者の健康を保護し、輸入食品の安全を確保するため、日本を原産地とする水産物の輸入を全面的に一時停止することを決定した等と発表した、そのような説明をしていると承知しております。

○浅野委員　やはり、放射性物質に対する懸念というものを持っているということだと思うんです。

次の質問は、だからこそ、これまでも当委員会でも議論されているとおり、我が国の水産物が国際社会から確固たる信頼を獲得し得るものであることを証明するためにも、先ほども言われていました科学的、技術的な検査技術の重要性というのが非常に大事だと私も思います。

さらに、科学的、技術的に正確な検査を効率的、迅速に行うということも大変重要だと思っておりまして、例えば、現在、迅速に行えるトリチウム計測技術というのが開発されているんですけれども、茨城県の茨城大学において、早い検査、計測技術というのが開発されております。実際に検査も行われているそうなんですが、ただ、流通業者等からの問合せが大変多くなっている状態で、一大学ですから人的なリソースに限界があって、なかなか検査の数を増やせないという現状にあるそうであります。

今、中国側もそういった科学的な検証というものの議論に乗っかってきているというところからすると、やはり、こうした正確かつ迅速な検査技術についてもっと国としてその環境整備を進めるべきだと思うんですが、どのように今後こうした検査の能力を確保していくのか、体制整備について現時点の考えを伺いたいと思います。

○坂政府参考人　お答え申し上げます。

水産庁が行っております水産物中のトリチウムのモニタリングにつきましては、トリチウムの分析に関する国際規格であるＩＳＯ１７０２５の認証を受けました国内の分析機関に委託して、二種類の方法で実施しております。

一つは、令和四年六月より実施しております精密分析と呼ばれる方法でございまして、北海道から千葉県までの太平洋岸で採取されました魚類等五十一種類、二百九十五検体について分析を実施しております。もう一つが、本年八月より実施しております迅速分析と呼ばれます方法で、処理水放出口から数キロメートル離れました二地点で採取されました魚類七種、百三十二検体について分析を実施してまいりました。

これらの分析によりまして、本年十二月十日、昨日時点までに分析結果が判明いたしました四百二十七検体の全てにおきまして、検出限界値未満という結果が出ております。これらの分析結果につきましては、水産庁のウエブサイトにおきまして日本語、英語、中国語などで国内外に発信しているところでございます。

今後とも、水産物のモニタリングをしっかり実施してまいりたいと考えております。

○浅野委員　迅速な検査技術で実際八月からやっているということは分かりました。

もう少し教えていただきたいのは、私が聞きたいのは、そういう技術があるということも、私、これまで教えていただいて、勉強させていただいたんですが、今の検査能力で十分なのかどうか。私の感覚からするとまだ不十分じゃないかと思っておりまして、それをこれからどうしていこうと政府が考えているのか、今後の見通しについて最後に伺いたいと思います。

○坂政府参考人　お答え申し上げます。

繰り返しになりますけれども、国の方では、令和四年六月から精密分析でやる方法で二百九十五検体、もう一つは、本年八月から迅速分析という方法で百三十二検体というふうなやり方で実施し

てまいりました。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、国際規格の認定を受けました分析機関に委託するという方法で実施しておるところでございます。

なかなか国内にも、分析ができる機器、能力を有している機関というのは限られておりますが、その中で、可能な限り私どもとしては分析を実施してまいりたいと考えております。

○浅野委員　時間が参りましたので、終わります。ありがとうございました。

○高階委員長　次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員　日本共産党の高橋千鶴子です。

今年十月に宮城県で、介護が必要な八十六歳の母親を公園に放置し、死亡させたとして、五十七歳の息子が逮捕されたというショッキングなニュースがありました。二年前に父親を亡くし、一人で介護をしていたこと、災害公営住宅であり、男性がたった一人で家事も介護も全てをしょい込み、相談する人もいなかったんだろうかと考えさせられました。

実は、この市の六月市議会では、我が党の議員が、市内に四つある市営住宅は高齢化が進み、最近でも亡くなってから発見された方が二人いた、こうした中で、被災者の戸別訪問をする生活支援相談員の配置事業が二〇二一年度から廃止され、自治会中心になっているとして、もっと行政が関わるべきではないかと指摘をしていました。その議員さんは今期で勇退をされましたので、最後の質問でありました。今回の事件を、後ろからがつんと殴られた気がした、おせっかいおばさんが周りにいっぱいいるのにと悔しがっておられました。

この件は警察事案になっておりますので、このこと自体に触れる必要はございません。しかし、被災者が復興公営住宅などで独り暮らしで気づかれないまま亡くなる孤独死や、老老介護などの末に手遅れ、あるいは自死、これが後を絶たないんです。

大臣、孤独死が後を絶たないといった被災者の置かれた状態をどう受け止めていらっしゃいますか。

○土屋国務大臣　仮設住宅や災害公営住宅での孤独死というのは、本当に心が痛む死であります。やはり家族が亡くなって、本当に一人になってしまって、何とか自力で暮らしている方が大変多いと思います。そういう方にどう寄り添ったらいいかというのは、これは重要な課題だと思います。

例えば、普通に暮らしていても、じゃ、あしたねといって、ベッドで亡くなったりしている方もいると思うんですけれども、でも、その前日どうだったの、その直前どうだったの、声をかけてくれる人がいた、前日にも何かお話しできる人がいたとなれば、大分環境が違うのかなと思っております。

これらの施策は重要だと思いますので、やはりできる限りの防止のためには、自治体としっかりと意見交換しながら、今の現状等もしっかり聞きながら、またしっかり支援していきたいと思っております。

○高橋(千)委員　あの阪神・淡路のときも、本当にマンションのような公営住宅に入ってから、その一人一人に声かけができる関係をつくるまでに十年以上かかった、そういう話を聞いたことがありました。防ぐことができる、そうした立場で何としても頑張っていただきたいと思うんですね。

当該の市長さんは、自治会運営が安定し、住民同士がお互いに気にかけ合うなど、ふだんからの近所づき合いを基盤として徐々に住民独自の見守り活動が行われるようになってきたことから、当時の被災者支援事業は一般施策事業へソフトランディングしていますと答えているんですね。一般へソフトランディング、要するに、打ち切ったということなんです。だけれども、その自治会からも、自分たちだけでは限界だと悲鳴が上がっているんです。打切りになったのは二〇二一年度。これは、十年間の復興・創生期間の終了時なんですね。

被災者支援総合交付金は、二〇二〇年度は三十九自治体、百九億三千五百七十四万余の交付実績がありますが、今年度は三十三自治体、七十三億三千八百三十九万余と、額も自治体数も減少しています。

社会福祉協議会等による生活支援相談員の配置数は、ピーク時は二〇一七年三月で七百九十人から、今年三月で二百九十六人まで減っているんです。

大臣、公営住宅の自治会の自主的取組に委ねるだけではなくて、もちろんそれも大事ですが、生活支援相談員の継続、拡充など、行政の関与が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○土屋国務大臣　各自治体で、以前ほど必要なくなったというところもあれば、いやいや、まだまだというところもあって、まだらなような気がします。

見守り、相談支援を引き続き継続したい自治体もありますので、それは継続していきますけれども、今おっしゃったように、打ち切るところに関しましては、何かしらやはり復興庁としても現状を少し調べる必要があるのかなと今のお話を伺って感じました。

いずれにしましても、引き続き被災者や被災自治体の状況を丁寧に伺いながら、被災者に寄り添った取組をしっかりしてまいりたいなという思いでございます。

○高橋(千)委員　ありがとうございます。大事な答弁をいただいたと思います。ただ自治体が決めたというだけではなくて、やはり現状を調べて、また相談相手にもなっていただきたいと思うんですね。

やはり自治体にしてみてもすごく大変なことで、これは相談件数が減ったということは、相談の窓口が減ったということと比例しているだけなんですよね。だから、担い手がいないですとか、非常に大変な事情があってのことでありますから、そこを本当によく聞いていただいて支援を続けていただきたい、こうした事件が続かないようにお願いしたいと思います。

次に、被災中小企業の支援について伺います。

東日本大震災で創設されたグループ補助金は、民間事業者に対して、これまで、私有財産の形成に当たり、税金での直接補助はできないというルールがある中で、事業者への直接支援を通して、地域経済、社会の復旧、ひいては復興の促進につながるという意義の下で乗り越えてきた画期的な制度であり、現場からも歓迎されていると思います。この認識は共有できるでしょうか。

グループ補助金の意義、成果について、東日本大震災での活用件数なども含めて紹介されたいと思います。

○須藤政府参考人　お答えをいたします。

グループ補助金は、大規模な災害により被災した事業者がグループを形成して被災施設等の復旧を行う際に、その費用を補助するものでございまして、その目的は甚大な災害からの復旧復興であると認識しております。

東日本大震災に係るグループ補助金の実績ですが、これまでに一万一千八百七十八件、国費で三千五百六十一億円、県費と合わせますと五千三百四十二億円の交付決定を行っており、被災地において幅広い事業者の方々に御活用いただいております。

例えば、グループ補助金を活用して、被災した飲食店や小売店が入居する共同店舗をオープンして、地元商業復活のための先導施設として活躍をされているということで、この制度は被災地域の経済、雇用等の回復に寄与していると考えております。

以上でございます。

○高橋(千)委員　経済、雇用等に寄与しているということをおっしゃっていただきました。

河北新報の十月十三日付に、グループ補助返還命令六億四千万という見出しの記事が載りました。宮城県内のグループ補助金を使った事業所の倒産件数が今年三月末で八十五に上り、うち四十二の事業者に計六億四千万の返還命令が下ったというものです。補助金適正化法によるものだとは

国民民主党
党 内 役 職

・国会対策委員長代理

・選挙対策委員長代理

・青年局長

・エネルギー調査会長

・税制調査会　事務局長

・政治改革・行政改革推進本部　事務局長

2023.12.31現在

スタッフ名簿

浅野哲事務所　スタッフ名簿

2023.12.31現在

No.	役　職	氏　名	備　考
1	最高顧問	大畠章宏	
2	事務所長	齋藤英彰	
3	事務所長代理	越智辰哉	
4	事務局長	平塚宣行	
	事務局次長	土屋孝浩	3月31日退所
5	政策秘書	森田亜希人	
6	第一秘書	大川一弘	
7	第二秘書	田中洋和	
8	秘　　書	志村喜一郎	1月1日入所
	秘　　書	中越範義	2月28日退所
9	秘　　書	小山美智子	４月１日入所
10	秘　　書	池上英昭	10月1日入所
11	秘　　書	大部芳樹	10月1日入所
12	事 務 員	阿部夏樹	
13	事 務 員	齋藤遊亀	
14	事 務 員	村上瑠美	３月1日入所

国会質疑全集6

二〇二三年一月～二〇二三年十二月
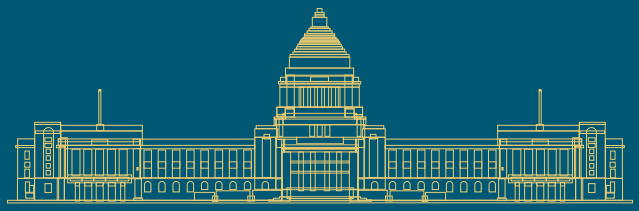
発行　国民民主党
衆議院議員　浅野　哲　事務所
森田　亜希人
齋藤　遊亀
〒一〇〇-八九八一
東京都千代田区永田町二-二-一
衆議院第一議員会館　四〇六号室
TEL　〇三-三五〇八-七二三一
FAX　〇三-三五〇八-三三三一